

平成 26 年度政策チェックアップ評価書（案）
（業績指標個票）

平成 27 年 6 月 23 日

業績指標 1

最低居住面積水準未達率

評 価	
B	目標値：早期に解消（平成27年） 実績値：4.9%（平成25年度（速報）） －（平成26年度） 初期値：4.3%（平成20年）

(指標の定義)

健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模（最低居住面積水準）未達の住宅に居住する世帯の割合。（A/B）

※A：最低居住面積水準未達世帯数 B：主世帯総数

注 最低居住面積水準（住生活基本計画（全国計画）において設定）の概要

(1) 単身者 25㎡（ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合等は、この面積によらないことができる。）

(2) 2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡

注 主世帯：一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。

（出典）平成20年「住宅・土地統計調査」国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準として、最低居住面積水準未達世帯の早期解消を目指す。

(外部要因)

世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

(他の関係主体)

民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

【閣決（重点）】

なし

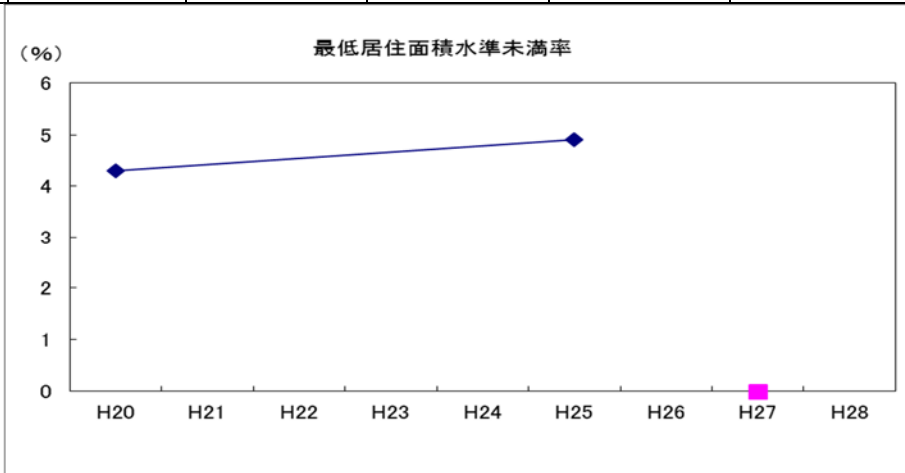
【その他】

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値							(暦年)
H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
4.3%	－	－	－	－	4.9%	－	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・住宅ローン減税や認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除、住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置、住宅用家屋の所有権登記等に係る登録免許税の特例措置、住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅に係る固定資産税の減額措置、住宅金融支援機構の証券化支援事業、買取再販で扱

- われる住宅の取得に係る特例措置等により、良質な持家取得を促進する。
- 居住用財産の買換えや譲渡に係る課税の特例措置により、多様なライフステージに応じた円滑な住み替えや新生活への再出発を支援する。
- 地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- 都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進する。
- 高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進する。
- 高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯等の入居の円滑化を支援する。
- 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除や優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸家住宅に係る固定資産税の特例措置により、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。
- 低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 業績指標は5年に1度の調査の調査により把握しており、直近の実績値である平成25年の最低居住面積水準未満率は4.9%となり、過去の実績値（平成20年）を下回っている。したがって、実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標を達成できないこととなる。

（事務事業の実施状況）

- 住宅ローン減税等の税制の特例措置により優良な持家の取得を促進した。
- 住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進した。
（証券化支援事業 平成25年度実績：72,676戸、平成26年度実績：64,770戸）
- 買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税の特例措置により質の高い既存住宅の取得を促進した。
- 社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。
（平成25年度整備戸数実績：623戸）
- 都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給に係る取組みを行った。
（平成26年度実績：1地区において公募実施（事業者決定済み））
- 高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進した。（平成24年度までの累計実績：387戸）
- 低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。
（平成25年度整備戸数実績：15,870戸）

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 前述のとおり、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できないこととなる。
- 実績値の評価や課題の特定、今後の取組みの方向性の提示にあたっては、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要がある。
- 本業績指標は、政策上も重要なことから、平成27年度に新たな措置を講じるとともに、今後も、住生活基本計画（平成23年3月15日）で定められている通り、平成32年度を目標年度とし健康で文化的な住生活を営む基礎として、早期に解消を図ることを目指す。
- 以上から、「B」と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

平成27年度税制改正において、住宅ローン減税、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置、住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置等を延長・拡充することとした。

平成27年度税制改正において、買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置を講じることとした。

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 坂根 工博）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 千葉 信議）

住宅局住宅総合整備課（課長 真鍋 純）

住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 北 真夫）
住宅局安心居住推進課（課長 中田 裕人）
大臣官房参事官（参事官（土地市場担当） 櫛田 泰宏）
土地・建設産業局企画課（課長 百崎 賢之）

業績指標 2

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 (①全国、②大都市圏)

評 価			
①	B	目標値：50%	(平成27年)
		実績値：43%	(平成25年)
		— %	(平成26年)
		初期値：40%	(平成20年)
②	B	目標値：43.8%	(平成27年)
		実績値：38%	(平成25年)
		— %	(平成26年)
		初期値：35%	(平成20年)

(指標の定義)

子育て世帯のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準)を満たす住宅に居住する世帯の割合 (A/B)

①※A：子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：子育て世帯総数

②※A：大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：大都市圏の子育て世帯総数

注1 子育て世帯：構成員に18歳未満の者が含まれる世帯

注2 誘導居住面積水準・・・住生活基本計画(全国計画)において設定

(1)一般型誘導居住面積水準・・・都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定

①単身者 55㎡ (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)

②2人以上の世帯 25㎡×世帯人数+25㎡

(2)都市居住型誘導居住面積水準・・・都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定

①単身者 40㎡ (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)

②2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡

(出典)平成20年「住宅・土地統計調査」国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

全世帯数の約半数が誘導居住面積水準を達成している一方、子育て世帯については、未だ達成率が低く、政策上も重要なことから、無理のない負担で居住ニーズに応じた良質な住宅の確保を進める観点にて、子育て世帯についても半数が誘導居住面積水準を達成することを目指し、住生活基本計画で設定されている目標値(全国：50%(平成27年)、大都市圏：50%(平成32年))をもとに、現況値と平成32年度までの目標値との差を按分し、平成27年度までの数値を形式的に設定。

(外部要因)

世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

(他の関係主体)

民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)

【閣決(重点)】

なし

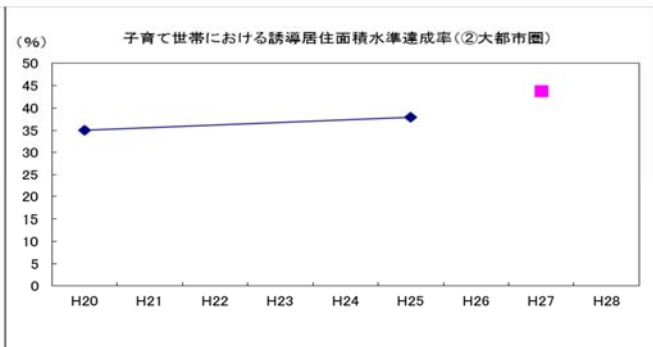
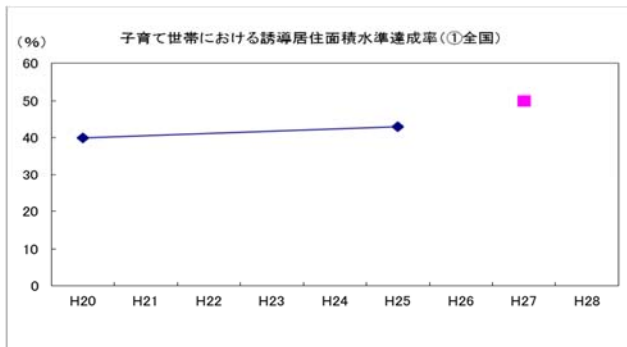
【その他】

・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)〈住宅・都市分野〉

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値							(暦年)
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
①	40%	—	—	—	—	43%	
②	35%	—	—	—	—	38%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・都市再生機構（UR）による家賃減額施策により、子育て世帯の入居を支援する。
- ・高齢者居住安定化基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯等の入居の円滑化を支援する。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進する。
- ・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住宅とすること等を条件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う。

関連する事務事業の概要

- ・住宅ローン減税や認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除、住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置、住宅取得等資金の贈与税の非課税措置、住宅用家屋の所有権登記等に係る登録免許税の特例措置、住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅に係る固定資産税の減額措置、住宅金融支援機構の証券化支援事業、買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置等による、良質な持家取得を促進する。
- ・居住用財産の買換えや譲渡に係る課税の特例措置により、多様なライフステージに応じた円滑な住み替えや新生活への再出発を支援する。
- ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除や優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸家住宅に係る固定資産税の特例措置により、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・業績指標は5年に1度の調査により把握しているため、直近の実績値である平成25年における子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の実績値は、「①全国」で43%、「②大都市圏」で38%となっており、いずれも過去の実績値（平成20年）と比べると増加しているものの、実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標を達成できないこととなる。

(事務事業の実施状況)

- ・住宅ローン減税等の税制の特例措置により良質な持家の取得を促進した。
- ・住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進した。
(証券化支援事業 平成25年度実績：72,676戸、平成26年度実績：64,770戸)
- ・買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税の特例措置により質の高い既存住宅の取得を促進した。
- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給に係る取組みを行った。
(平成26年度実績：1地区において公募実施（事業者決定済み）)
- ・都市再生機構（UR）による家賃減額の施策により、子育て世帯の入居促進に係る取組みを行った。
(平成26年度実績：地域優良賃貸住宅制度を活用した減額制度等を導入)
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進した。
(平成24年度までの累計実績：387戸)
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。
(平成25年度整備戸数実績：623戸)
- ・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住宅とすること等を要件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、厳しい経済状況を反映して達成率は伸び悩んでおり、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できないこととなる。
- ・実績値の評価や課題の特定、今後の取組みの方向性の提示にあたっては、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要がある。
- ・全世帯数の約半数が誘導居住面積水準を達成している一方、子育て世帯については、未だ達成率が低く、政策上も重要なことから、平成27年度に新たな措置を講じるとともに、今後も、無理のない負担で居住ニーズに応じた良質な住宅の確保を進める観点にて、子育て世帯についても半数が誘導居住面積水準を達成することを目指し、住生活基本計画（平成23年3月15日）に基づき、全体として居住水準を向上させることを目指す。
- ・以上から、「B」と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

平成27年度税制改正において、住宅ローン減税、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置、住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置等を延長・拡充することとした。

平成27年度税制改正において、買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置を講じることとした。

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 坂根 工博）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 千葉 信義）

住宅局住宅総合整備課（課長 真鍋 純）

住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 北 真夫）

住宅局安心居住推進課（課長 中田 裕人）

大臣官房参事官（参事官（土地市場担当） 櫛田 泰宏

土地・建設産業局企画課（課長 百崎 賢之）

業績指標 3

生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合

評価

A	目標値：21%（平成27年度） 実績値：29%（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：16%（平成21年度）
---	--

(指標の定義)

公的賃貸住宅団地数（100戸以上）のうち、生活支援施設を併設している団地数の割合（A/B）

※A：生活支援施設（注）を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の数

B：公的賃貸住宅団地（100戸以上）の総数

注）生活支援施設：高齢者福祉施設、障害者福祉施設、子育て支援施設等

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者、障害者、子育て世帯等の地域における福祉拠点等を構築するため、公的賃貸住宅団地等において、民間事業者等との協働による医療・福祉サービス施設や子育て支援サービス施設等の生活支援施設の設置を促進すること等が重要であることから、今後、建て替えが想定される公的賃貸住宅団地数を踏まえて目標値（25%（平成32年））を設定。これらを踏まえ、現況値と平成32年度までの目標値との差を按分し、平成27年度までの数値を形式的に設定。

(外部要因)

世帯構成の変化、居住ニーズの多様化等

(他の関係主体)

地方公共団体、民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）
- ・日本再興戦略（平成25年6月14日）
 - 二、戦略市場創造プラン テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

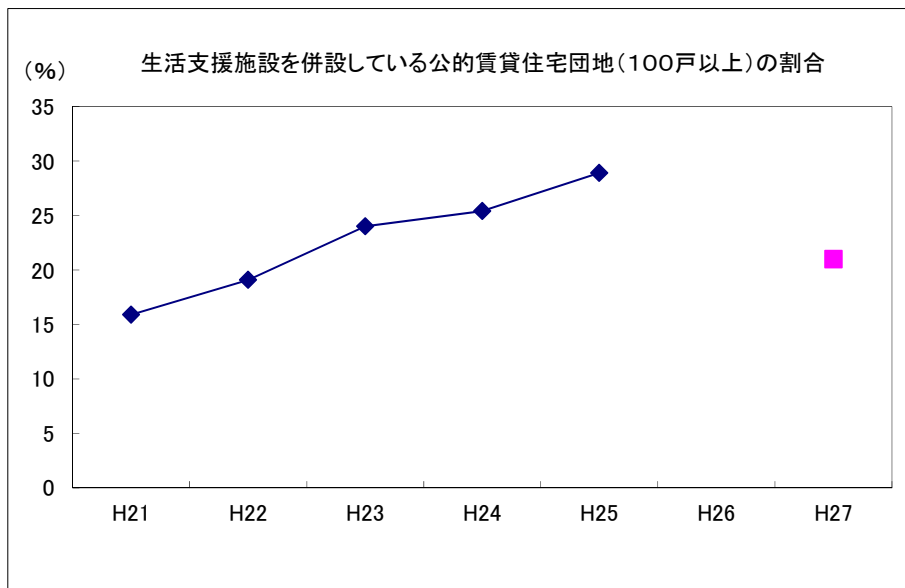
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
—	16%	19%	24%	25%	29%	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。
- ・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、対象要綱上、100戸以上の公営住宅団地の建替えについては、原則、保育所等の生活支援施設を併設するもののみを補助対象の要件としている。
- ・高齢者生活支援施設等を公的賃貸住宅等と一体的に整備する事業に対し、補助を行う。
- ・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合は、平成21年度の16%から平成25年度29%と着実に進捗しており、平成23年度において目標値を達成している。

（事務事業の実施状況）

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。
（平成25年度整備戸数実績：15,870戸）
- ・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、公営住宅団地の建替えについて、保育所等の生活支援施設の併設を促進した。
（平成25年度併設施設数：5,224施設（3,194団地））
- ・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。
（平成25年度供給施設数：9施設（7団地）（都市再生機構賃貸住宅分））

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当該業績指標は着実に進捗していることから、既存施策を引き続き推進していくこととし、「A」と評価した。公的賃貸住宅団地は、生活支援施設を併設し地域の福祉の拠点として整備することで、高齢者や子育て世帯等に対する多様なサービスを提供する場となりうるものであり、サービスが提供される環境整備は政策上も重要であることから、今後も引き続き生活支援施設の設置を促進する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅総合整備課（課長 真鍋 純）

関係課：住宅局安心居住推進課（課長 中田 裕人）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 千葉 信義）

業績指標 4

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

評価

A	目標値：2.3～3.7% (平成27年) 実績値：1.5% (平成22年) 初期値：0.9% (平成17年)
---	--

(指標の定義)

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 (A/B)

※A=高齢者向け住宅(注)の戸数・定員数の合計値、B=高齢者(65歳以上)人口

(注) 高齢者向け賃貸住宅及び高齢者居住系施設

(目標設定の考え方・根拠)

単身高齢者や要介護高齢者の急増(単身高齢者は約1.5倍(2005(平成17年)→2015(平成27年))、要介護高齢者は約1.7倍(2005(平成17年)→2025(平成37年)))が見込まれる中で、可能な限り、住み慣れた地域で医療・介護を受けながら安心して暮らすことができる住まいを確保することが重要である。

現状では、諸外国に比べ、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合が低く、住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)において、この割合を平成32年目途で欧米並み(3～5%)とすることを目標として掲げている。

これらを踏まえ、現況値と平成32年までの目標値との差を按分し、平成27年までの数値を形式的に設定した。

[参考] 日本0.9%(2005)、デンマーク8.1%(2006)、スウェーデン2.3%(2005)、イギリス8.0%(2001)、アメリカ2.2%(2000)

(外部要因)

世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数等

(他の関係主体)

民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)
- ・高齢社会対策大綱(平成24年9月7日)
- ・日本再興戦略(平成25年6月14日)
 - 二. 戦略市場創造プラン テーマ1:国民の「健康寿命」の延伸

【閣決(重点)】

なし

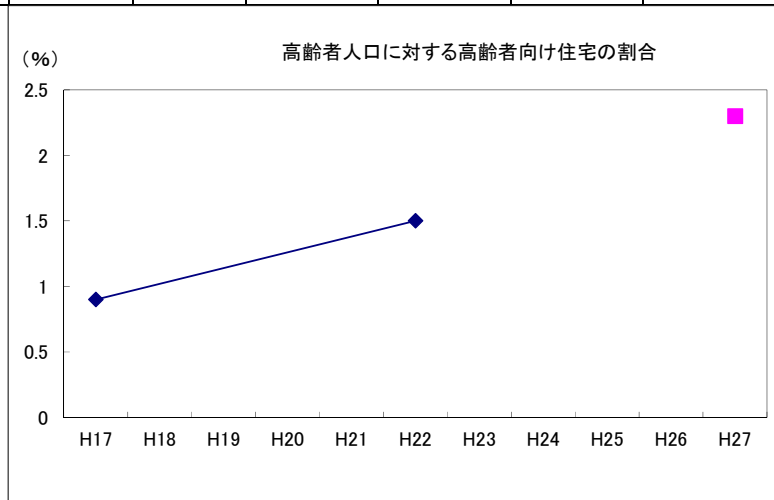
【その他】

なし

【施政方針】

なし

過去の実績値									(暦度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
0.9%	—	—	—	—	1.5%	—	—	—	—



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造となるよう促進するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費等に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。
- ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制として、所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置を行う。
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は、平成17年の0.9%から平成22年の1.5%と着実に進捗しており、現時点においては、過去の実績値によるトレンドを延長すると、平成27年度に目標値を達成していると考えられる。

(事務事業等の実施状況)

- ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。
(平成25年度末登録実績：総登録件数4,555件、総登録戸数146,544戸)
(平成26年度末登録実績：総登録件数5,493件、総登録戸数177,722戸)
- ・バリアフリー対応の公営住宅等の供給を促進した。
(平成25年度新規整備戸数実績：15,870戸)
- ・既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した。
(平成25年度バリアフリー化の図られたストック戸数：1025,642戸)
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給等を促進した。
(平成25年度整備戸数実績：623戸)
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当該業績指標は目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、平成27年度はサービス付き高齢者向け住宅の建設・改修費等に対する補助等の既存施策を引き続き推進していくこととし、「A」と評価した。

今後も引き続きこれまでの施策を着実に推進し、高齢者向け住宅の供給を促進する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

平成27年度税制改正において、サービス付き高齢者向け住宅に対する税制上の特例措置（固定資産税、不動産取得税）の適用期限を延長し、引き続き供給を促進する。

(平成28年度以降)

該当なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局安心居住推進課（課長 中田 裕人）

関係課：住宅局住宅総合整備課（課長 真鍋 純）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 千葉 信義）

業績指標 5

住宅の利活用期間（①減失住宅の平均築後年数、②住宅の減失率）

評 価	
① B	①目標値：約35年（平成27年） 実績値：約32.2年（平成25年） －（平成26年） 初期値：約27年（平成20年）
② A	②目標値：約6.5%（平成22～27年） 実績値：約5.9%（平成20～25年） －（平成21～26年） 初期値：約7.0%（平成15～20年）

（指標の定義）

- ① 減失住宅の平均築後年数…減失住宅の築後年数の平均 $(\sum(N \times y) / \sum N)$
 - ② 住宅の減失率…過去5年間に減失した住宅戸数の住宅ストック戸数に対する割合 $(\sum N / S)$
 - ※N：過去5年間に減失した住宅戸数（建築時期区分別）
 - ※y：経過年数（建築時期区分別）
 - ※S：期間当初の住宅総戸数
- 出典）平成20年住宅・土地統計調査

（目標設定の考え方・根拠）

住宅の利活用期間の状況を示す指標として、住生活基本計画（全国計画）で設定している目標値（①約40年（平成32年）、②約6%（平成27～32年））をもとに、平成27年の目標値を形式的に設定。

（外部要因）

資金調達可能額の動向等

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）
- ・日本再興戦略（平成25年6月14日）
 - 一．日本産業再興プラン 5．立地競争力の更なる強化
 - 二．戦略市場創造プラン テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

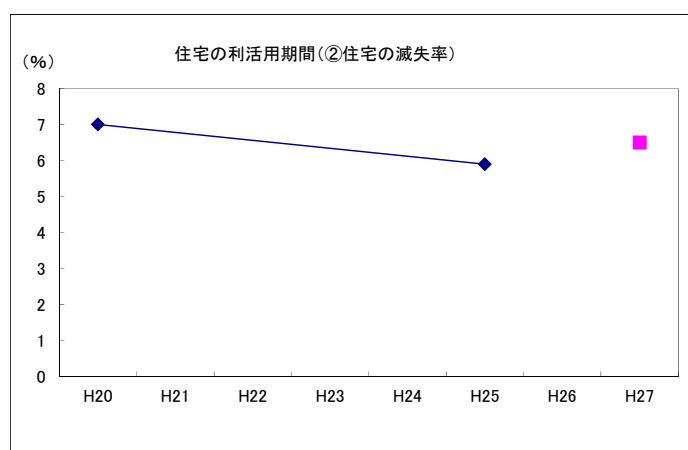
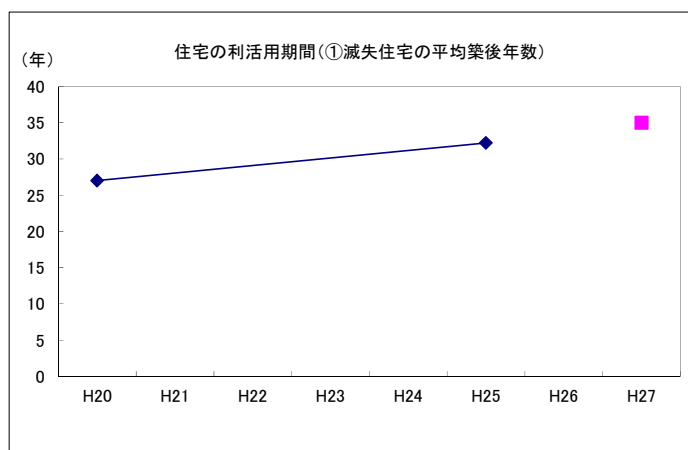
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞
 - Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略
 - 1．質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
①	約27年	－	－	－	－	約32.2年	－
②	約7.0%	－	－	－	－	約5.9%	－



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく措置
長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である長期優良住宅の認定等を通じて、その普及を促進。
 - 住宅履歴情報の整備
円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。
 - 長期優良住宅化リフォーム推進事業
既存住宅ストックの長期優良住宅化を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。
予算額：20億円（平成25年度補正）、環境・ストック活用推進事業 176.1億円の内数（平成26年度）、130億円の内数（平成26年度補正）
 - 住宅金融支援機構の証券化支援事業による長期優良住宅に対応した住宅ローン制度（フラット50）
住宅金融支援機構の証券化支援事業について、住宅の長寿命化に対応した民間住宅ローンの供給を促進する観点から、償還期間の上限を50年とする制度。
 - 住宅金融支援機構の証券化支援事業によるフラット35S
独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、耐久性・可変性等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援。
- 【税制上の特例措置】
- 住宅の長寿命化を促進する税制上の特例措置
耐久性、耐震性及び可変性等を備える質の高い住宅の供給及び適切な維持管理等による住宅の長寿命化を推進するため、認定を受けた長期優良住宅に対する税制上の特例措置を実施。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

直近の平成25年の実績値によれば、住宅の利活用期間を構成する2つの業績指標のうち、「滅失住宅の平均築後年数」は、過去の実績値の27年から32.2年となり、目標値の達成に向けたトレンドをやや下回ってはいるものの、これとほぼ一致をしており、更に、もう一方の指標「住宅の滅失率」は、過去の実績値の7.0%から5.9%となり、目標値を達成している。

（事務事業の実施状況）

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅の認定実績は567,791戸（平成21年6月4日から平成26年12月末）。また、共同住宅の基準の合理化を図った告示改正を、平成24年4月1日より施行したほか、適正な維持保全を確保するため、認定取得者に配布してもらう維持保全の必要性や方法を案内するリーフレットを所管行政庁に発送。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業において、公募を実施し、平成25年度補正予算では6,458戸、平成26年度予算では8,393戸、平成26年度補正予算では5,113戸を採択した。
- ・住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。
- ・既存住宅の性能評価・表示等の一層の普及を図るよう検討。
- ・住宅金融支援機構のフラット50により、住宅の長寿命化に対応した民間住宅ローンの供給を支援。
- ・住宅金融支援機構のフラット35Sにより、耐久性・可変性等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げで支援。
- ・管理組合における修繕積立金についての積立状況及び計画的に行う修繕で修繕積立金が不足した際の原因などについて実態調査。
- ・平成26年度税制改正において、長期優良住宅に対する税制上の特例措置（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）の適用期限を2年延長し、引き続き長期優良住宅の普及を促進。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、直近の平成25年の実績値によれば、「住宅の滅失率」は、過去の実績値の7.0%から5.9%となり、目標値を達成している。一方で、「滅失住宅の平均築後年数」についても、過去の実績値の27年から32.2年となり、目標値の達成に向けたトレンドをやや下回っているものの、ほぼこれと一致をしている。

このような状況の中、良質なストックの形成の更なる促進に向けて、平成27年度に新たな措置を講じるとともに既存施策についても拡充を図っていくこととし、「滅失住宅の平均築後年数」は「B」、「住宅の滅失率」については「A」と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

- ・既存住宅の流通やリフォームの際に行われるインスペクションによって得られた住宅情報を蓄積・活用するための仕組みを構築するための取組を支援する。
- ・平成27年度税制改正において、長期優良住宅に対する税制上の特例措置（住宅ローン減税、所得税（投資型）の適用期限を1年半延長し、さらに控除対象限度額の引き上げを行う等引き続き長期優良住宅の普及を促進。

（平成28年度以降）

該当なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 坂根 工博）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 千葉 信義）

住宅局住宅生産課（課長 林田 康孝）

住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 笠谷 雅也）

業績指標 6

リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合

評 価	
B	目標値：5.0%（平成27年） 実績値：3.8%（平成21～25年平均値） －（平成22～26年平均値） 初期値：3.5%（平成16～20年平均値）

（指標の定義）

過去5年間の1年あたりのリフォーム実施戸数を当該5年間の最終年の住宅ストック戸数で除したもの。（A/B）

※A：リフォーム実施戸数（年間）、B：住宅の総戸数

※A及びBはいずれも「居住世帯のある住宅」戸数

（目標設定の考え方・根拠）

リフォームの実施状況を示す指標として、住生活基本計画で設定している目標値（6%（平成32年）をもとに、平成27年の目標値を形式的に設定。

（外部要因）

資金調達可能額の動向等

（他の関係主体）

リフォーム事業者

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）
- ・日本再興戦略（平成25年6月14日）
 - 一．日本産業再興プラン
 - 二．戦略市場創造プラン
 - 三．立地競争力の更なる強化
 - 四．国民の「健康寿命」の延伸

【閣決（重点）】

なし

【その他】

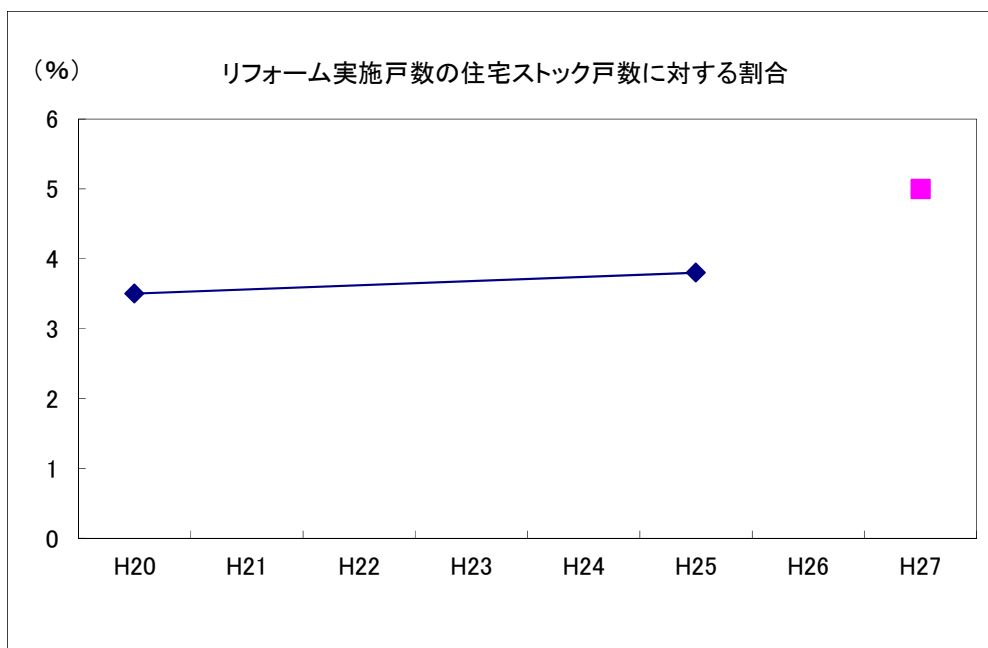
- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
3.5%	－	－	－	－	3.8%	－	－



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 住宅・建築物安全ストック形成事業
地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行なう制度。平成25年11月に施行された改正耐震改修促進法に基づき、不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務づけ、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等により、住宅・建築物の耐震化を促進している。
予算額：社会資本整備総合交付金 9,134億円の内数（平成25年度）
9,124億円の内数（平成26年度）、
- 住宅・建築物省エネ改修等推進事業
住宅の省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修等に対して支援を行う制度。
予算額：環境・ストック活用推進事業 171.4億円の内数（平成25年度）
176.1億円の内数（平成26年度）
- 住宅・建築物省CO₂先導事業
住宅・建築物における省CO₂対策を推進するため、省CO₂技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物プロジェクトに対して助成する制度。
予算額：環境・ストック活用推進事業 171.4億円の内数（平成25年度）
176.1億円の内数（平成26年度）
- 長期優良住宅化リフォーム推進事業
既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。
予算額：20億円（平成25年度補正）、環境・ストック活用推進事業 176.1億円の内数（平成26年度）、
130億円の内数（平成26年度補正）
- 住宅履歴情報の整備
円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。
- 住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイント
エコリフォームの推進等のため、窓や外壁等の断熱改修、またはこれらの改修と併せて行う太陽熱利用システム等の住宅設備の設置等により、一定のポイントを発行し、これを使って被災地で生産された商品や省エネ・環境配慮に優れた商品とのに交換や追加工事の費用に充当できる制度。
予算額：3,888億円（国土交通省、経済産業省（住宅エコポイントのみ）、環境省）
- 省エネ住宅ポイント
エコリフォームの推進等のため、窓や外壁等の断熱改修及び設備の一体的工事（設備エコ改修）又はこれらの改修と併せて行うバリアフリー改修等により一定のポイントを発行し、省エネ・環境配慮に優れた商品との交換や追加工事の費用に充当できる制度。
予算額：805億円（平成26年度補正）
- リフォーム工事に係る保険制度
住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引受け。
- 住宅ストック活用・リフォーム推進事業
中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、リフォームの主な担い手である中小工務店等が連携して取り組む設計・施工基準の整備や、消費者の相談体制の整備、住宅団地における空き家等の流通促進に向けた取組、リフォームによる性能向上を建物価値に反映させるための取組等に対して支援する制度。
予算額：住宅ストック活用・リフォーム推進事業 10億円（平成25年度）、11.09億円（平成26年度）
- 住宅金融支援機構による耐震改修工事融資
住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける制度。
- 住宅金融支援機構による高齢者向け返済特例制度
住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事や耐震改修工事を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする融資制度。
- 住宅金融支援機構によるリバースモーゲージの住宅融資保険制度
民間金融機関による住宅改良等資金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅金融支援機構による住宅融資保険の付保対象とする制度。

【税制上の特例措置】

- 住宅リフォームに関する税制上の特例措置
耐震改修、バリアフリー改修又は省エネ改修が行われた住宅等に対する所得税及び固定資産税の減税措置を適用。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

直近の平成25年の実績値によれば、過去の実績値の3.5%から3.8%とほぼ横ばいであり、このトレンドを延長すると平成27年度の目標達成は難しく、必ずしも順調ではない。

(事務事業の実施状況)

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業について、平成24年度補正予算において、住宅の耐震改修に関する補助額に30万円/戸を加算する時限措置などの拡充を実施。(平成26年度予算において、消費税増額にともない30.9万円/戸とするとともに、平成26年度補正予算において、期限を平成27年度末まで延長。)
- ・また、平成25年度予算において、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する耐震対策緊急促進事業を創設。
- ・住宅・建築物省エネ改修等推進事業において、公募を実施し、平成25年度は応募が858件あり、727件を採択、平成26年度は応募が306件あり、250件を採択。
- ・住宅・建築物省CO₂先導事業において、公募を実施し、平成25年度は応募が42件あり、21件を採択、平成26年度は応募が28件あり、17件を採択。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業において、公募を実施し、平成25年度補正予算では6,458戸、平成26年度予算では8,393戸、平成26年度補正予算では5,113戸を採択した。
- ・住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、活用される仕組みの普及を推進。
- ・住宅エコポイント/復興支援・住宅エコポイントのエコリフォームについては、793,097戸にポイント発行(約510億ポイント)(平成22年3月末から平成27年1月末)
- ・省エネ住宅ポイントのエコリフォームについては、148戸にポイント発行(約8百万ポイント)(平成27年3月10日から平成27年3月31日)
- ・消費者が安心してリフォームが行えるよう、リフォームの無料見積チェック制度や、全国の弁護士会における弁護士・建築士による無料専門家相談を実施した。
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引き受けた。(平成25年度申込実績：リフォーム瑕疵保険2,638戸、大規模修繕瑕疵保険810棟、平成26年度申込実績：リフォーム瑕疵保険2,493戸、大規模修繕瑕疵保険618棟)
- ・住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業において、平成25年度は10件、平成26年度は32件を採択。
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを実施した。
- ・住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事や耐震改修工事を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする高齢者向け返済特例制度による融資を実施した。
- ・住宅金融支援機構により、民間金融機関の住宅改良等資金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。
- ・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住居とすること等を要件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業」を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、実績値は平成20年の3.5%に対し、平成25年は3.8%とほぼ横ばいであり、このトレンドを延長すると平成27年度の目標達成は難しく必ずしも順調ではないので、評価を「B」とした。目標値の達成に向けて、今後も引き続きこれまでの施策を着実に推進するとともに、耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修をはじめ、住宅ストックの質の向上を図るリフォームを一層促進するための新規の取組みを行う。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・平成27年度税制改正において、リフォームが行われた住宅に対する所得税の減額措置の適用期限を1年半延長する。
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業について、引き続き、住宅の耐震改修等に対する取組みに対する補助の充実を図る。
- ・既存住宅の流通やリフォームの際に行われるインスペクションによって得られた住宅情報を蓄積・活用するための仕組みを構築するための取組を支援する。
- ・サステナブル建築物等先導事業により、設計、設備、運用システム等において、CO₂の削減、木造・木質化、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策等に寄与する先導的な技術が導入される住宅・建築物プロジェクトに対して支援を行う。
- ・子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業」を創設する。

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅政策課(課長 坂根 工博)

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 千葉 信義）
住宅局住宅生産課（課長 林田 康孝）
住宅局住宅瑕疵担保対策室（室長 瀧澤 謙）
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 長谷川 貴彦）

業績指標 7

既存住宅の流通シェア

評価

B	目標値：20%（平成27年） 実績値：14.8%（平成25年） －（平成26年） 初期値：14%（平成20年）
---	--

(指標の定義)

全住宅流通戸数に占める既存住宅の流通戸数の割合（ $A / (A + B)$ ）

※A：既存住宅の流通戸数（年間）、B：新築戸数（年間）

(目標設定の考え方・根拠)

現状では、諸外国に比べ、既存住宅の流通シェアが低く、新成長戦略において既存住宅流通の市場規模を倍増することを戦略目標として掲げられたことを踏まえ、住生活基本計画において、平成32年度までに25%と目標を設定。これを踏まえ、現況値と平成32年度までの目標値との差を按分し、平成27年度までの数値を形式的に設定。

(外部要因)

地価・住宅価格の動向、市場の金利動向、資金調達可能額の動向等

(他の関係主体)

住宅建設業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）
- ・日本再興戦略（平成25年6月14日）
 - 一．日本産業再興プラン 5．立地競争力の更なる強化
 - 二．戦略市場創造プラン テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

【閣決（重点）】

なし

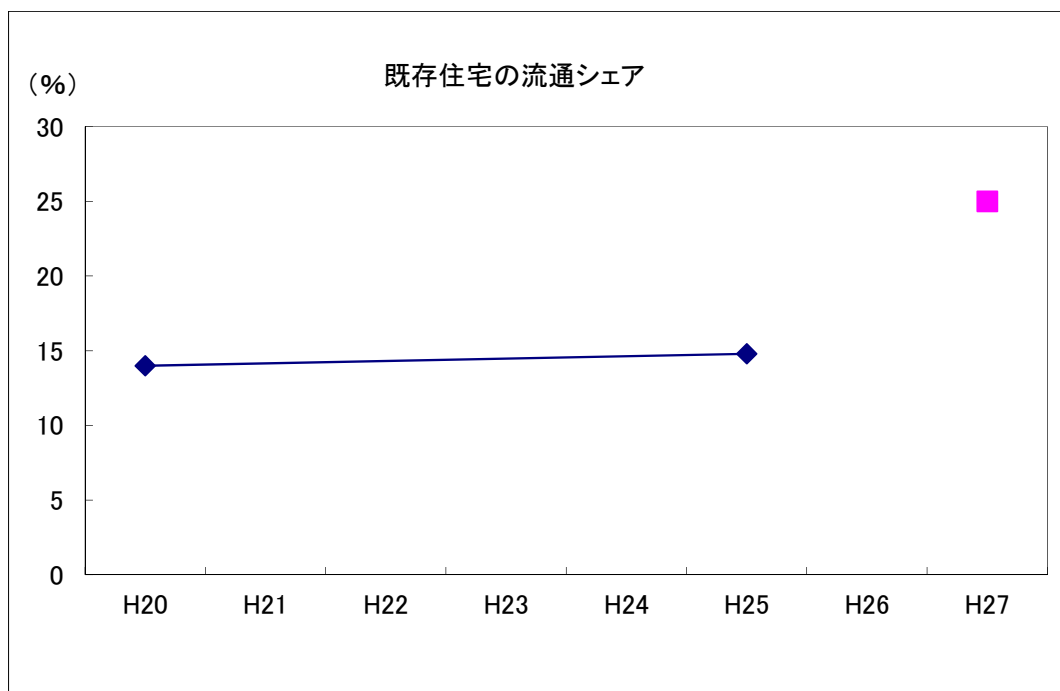
【その他】

- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞
 - Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略
 - 1．質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値

(暦年)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
14%	—	—	—	—	14.8%	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 住宅履歴情報の整備
円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。
- 既存住宅売買に係る保険制度
住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けるとともに、多様な消費者ニーズに対応した保険商品を開発。
- 住宅ストック活用・リフォーム推進事業
中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、リフォームの主な担い手である中小工務店等が連携して取り組む設計・施工基準の整備や、消費者の相談体制の整備、住宅団地における空き家等の流通促進に向けた取組、リフォームによる性能向上を建物価値に反映させるための取組等に対して支援する制度。
予算額：住宅ストック活用・リフォーム推進事業 10億円（平成25年度）、11.09億円（平成26年度）
- 長期優良住宅化リフォーム推進事業
既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。
予算額：20億円（平成25年度補正）、環境・ストック活用推進事業 176.1億円の内数（平成26年度）、130億円の内数（平成26年度補正）
- 住宅金融支援機構の証券化支援事業
住宅金融支援機構との連携のもとで民間金融機関が提供しているフラット35は、既存住宅購入資金も融資対象であり、既存住宅の取得を支援。
- 住宅金融支援機構の証券化支援事業によるフラット35S
住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sは既存住宅についても対象とし、耐久性・可変性等の性能に優れた既存住宅の取得を金利引下げにより支援。
- 土地総合情報システムの運用
不動産の個別の取引価格等の情報について、登記情報を基に買主へのアンケートを行い、個別の物件が特定できないよう配慮した上で、国土交通省のホームページ（土地総合情報システム）上で提供。
予算額：不動産市場整備等推進調査費 3.3億円（うち0.1億円は復興特会）（平成26年度）
- 不動産総合データベースの整備
不動産流通市場の透明性を高め、取引の円滑化及び活性化を図るため、不動産取引に係る各種情報の集約・提供を行うシステム（不動産総合データベース）を構築し、消費者へ適時適切に情報を提供。
予算額：不動産市場整備等推進調査費 0.40億円（平成25年度）
同上 1.00億円（平成26年度）
- 宅建業者と関連事業者の連携によるワンストップサービスの提供促進
中古不動産取引において、宅建業者がリフォームやインスペクション等、関連する分野の事業者と連携して多様な消費者ニーズに対応できる体制の構築を図る。
予算額：不動産市場整備等推進調査費 1.19億円（平成25年度）
- 中古不動産取引に係る情報提供の充実
宅建業者が、他の専門事業者と連携して行う、売主の情報開示・買主の情報収集・解釈の補助等に係る先進的取組を支援することにより、消費者への情報提供の充実を図る。
予算額：不動産市場整備等推進調査費 0.52億円（平成26年度）
- 建物評価手法の構築と普及促進
中古戸建て住宅について、取引市場における評価慣行を見直し、本来あるべき価値を適正に評価するため、宅建業者の建物評価手法の構築と、その取引市場への普及を図る。
予算額：不動産市場整備等推進調査費 0.20億円（平成25年度）
同上 1.17億円（平成26年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

業績指標については、直近の平成25年の実績値によれば、過去の実績値の14%から14.8%となり、目標の達成に向けたトレンドを下回っており、平成27年度の目標達成は難しく、必ずしも順調ではない。

（事務事業の実施状況）

- ・住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けた。（平成25年度申込実績：宅建業者販売タイプ3, 561戸、個人間売買タイプ499戸、平成26年度申込実績：宅建業者販売タイプ6, 822戸、個人間売買タイプ1, 430戸）
- ・安価で保険期間の短い既存住宅売買瑕疵保険商品の提供を開始した。
- ・住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業において、平成25年度は10件、平成26年度は32件を採択。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業において、公募を実施し、平成25年度補正予算では6,458戸、平成2

6年度予算では8,393戸、平成26年度補正予算では5,113戸を採択した。

- ・既存住宅の劣化対策、省エネルギー対策に関する評価方法基準の策定のため平成26年度に「既存住宅に係る住宅性能の評価手法に関する検討会」を実施。
- ・住宅金融支援機構のフラット35により、既存住宅の取得を支援（既存住宅に対する融資実績 平成25年度：18,690戸、平成26年度：16,731戸）。
- ・住宅金融支援機構のフラット35Sにより、耐久性・可変性等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げで支援。
- ・土地総合情報システムについて、掲載内容の拡充方策を検討するとともに、その普及と利用を促進。
- ・マンションの管理組合の運営状況や修繕履歴等の蓄積・開示を行う「マンションみらいネット」について、登録メリットの拡大を図る等、登録者に対するサービスを充実。
- ・不動産総合データベースの構築・運用に向け、「不動産に係る情報ストックシステム基本構想」をとりまとめ、基本構想を踏まえたプロトタイプシステムを構築。
- ・全国で14の地域連携協議会が、ワンストップサービスを提供。地域の中古住宅市場活性化の担い手として継続して活動する旨の事業者間連携による不動産流通市場活性化宣言を発表。
- ・「中古不動産取引における情報提供促進モデル事業」において、17のモデル事業を採択し、先進的な取組を支援・事例分析を実施。
- ・住宅の状態等を適切に反映すること等を内容とする「中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針」を策定・公表。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、当該業績指標は目標値の達成に向けたトレンドを下回っており、既存住宅の購入に当たっての消費者の不安感や情報不足の解消に向けて、既存施策を着実に推進するとともに、平成27年度に新たな措置を講じる必要があるため、「B」と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・既存住宅の流通やリフォームの際に行われるインスペクションによって得られた住宅情報を蓄積・活用するための仕組みを構築するための取組を支援する。
- ・既存住宅の流通やリフォームの際に行われるインスペクションによって得られた住宅情報を蓄積・活用するための仕組みを構築するための取組を支援する。
- ・不動産鑑定評価における既存住宅に係る新たな建物評価ルールの策定とその普及を図る。

(平成27年度予算額：15,000千円)

- ・不動産の個別の取引価格の情報等を基に作成した不動産価格指数（住宅）の本格運用を実施。

(平成27年度予算額：11,571千円)

- ・ニーズに応じた新たな瑕疵保険商品の開発、保険法人等の関係主体や他制度との連携による普及啓発等

(平成28年度以降)

該当なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 坂根 工博）

関係課：土地・建設産業局不動産課（課長 清瀬 和彦）

土地・建設産業局不動産市場整備課（課長 小林 靖）

土地・建設産業局地価調査課（課長 瀬口 芳広）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 千葉 信義）

住宅局住宅生産課（課長 林田 康孝）

住宅局住宅瑕疵担保対策室（室長 瀧澤 謙）

住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 笠谷 雅也）

業績指標 8

マンションの適正な維持管理

- (① 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合、
- ②新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)

評 価

① B	①目標値：56% (平成27年度) 実績値：46% (平成25年度) － (平成26年度) 初期値：37% (平成20年度)
② B	②目標値：概ね80% (平成27年度) 実績値：65% (平成25年度) － (平成26年度) 初期値：51% (平成20年度)

(指標の定義)

①計画期間が25年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合の割合。(B/A) (ストック)

※A：5年に一度のマンション総合調査の調査対象マンション管理組合数

B：Aのうち計画期間が25年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合数

②新築で計画期間が30年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合数の割合。(B/A) (フロー)

※A：5年に一度のマンション総合調査の調査対象マンション管理組合数

B：Aのうち計画期間が30年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合数

(目標設定の考え方・根拠)

① 分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適切な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とこれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画で設定している目標値(70%(H32))を基に目標設定。

② 分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適切な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とこれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画で設定している目標値(概ね100%(H32))を基に目標設定。

①、②ともに住生活基本計画を踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

該当なし

(重要政策)

【施政方針】

【閣議決定】

・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)

【閣決(重点)】

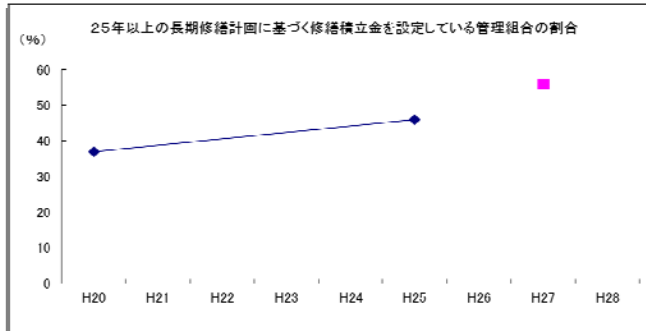
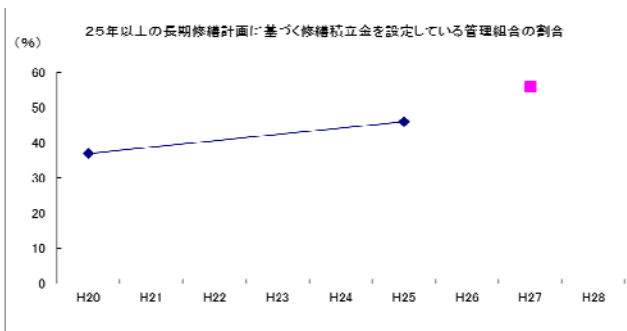
【その他】

・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日) <都市・住宅分野>

Ⅲ住宅・建築投資活性化ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中途住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値							(年度)
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
①	37%	-	-	-	-	46%	-
②	51%	-	-	-	-	65%	-



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 適切なマンションの長期修繕計画の策定のための仕組みづくり
マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持・向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要であり、経年による劣化に対応するため、適切な長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立てておくことが必要であるため、長期修繕計画を作成・見直しするための標準的な様式として「長期修繕計画標準様式」と、長期修繕計画の基本的な考え方と長期修繕計画標準様式を使用するための留意点を示した「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」を策定・公表し、セミナー等を実施し普及促進する。
- マンションの修繕積立金に関するガイドライン
新築マンション購入予定者向けに修繕積立金に関する基本的な知識や、修繕積立金額の目安を示した、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を策定・公表し、セミナー等を実施し普及促進する。
- マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けて、マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする活動に対して補助を行う「マンション管理適正化・再生推進事業」を行う。

関連する事務事業の概要

- ・管理組合の円滑な運営、適切な修繕の実施等を推進するため、居住者間で定めるべき基本的ルールである管理規約の標準モデルであるマンション標準管理規約の普及。
- ・マンションの維持・管理のため「何を」「どのような点に」留意すべきかを定めたマンション管理標準指針の普及。
- ・管理組合を対象とした相談会やセミナーの開催等。
- ・「持続可能社会における既存共同住宅ストックの再生に向けた勉強会」（平成24年2月～8月）においてとりまとめた既存共同住宅再生のための改修の考え方や複数の技術を同時適用できる可能性等を示した技術情報や再生技術について適用できるマンションのタイプ、建物の部位、足場の設置の要否等を記載した個別技術シートの提供。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
- ① 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合を把握するに当たっては、5年に一度のマンション総合調査を基にしており、直近の最新データは平成25年度の実績値である。よって、平成26年度のデータは現時点では把握できないものの、過去の実績値からのトレンドから勘案すると、目標値の達成に向けて、引き続き取り組む必要がある。
 - ② 新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合を把握するに当たっては、5年に一度のマンション総合調査を基にしており、直近の最新データは平成25年度の実績値である。よって平成26年度のデータは現時点では把握できないものの、過去の実績値からのトレンドから勘案すると、目標値の達成に向けて、引き続き取り組む必要がある。
- (事務事業の実施状況)
- ・長期修繕計画標準様式・長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメントの普及。
 - ・マンションの修繕積立金に関するガイドラインの普及。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 業績指標の実績値は前述のとおり、全国値は過去の実績値が平成25年度の46%と過去5年間の伸び率から推測すると相当程度進展しているものの、特に高経年マンションほど長期修繕計画に基づく修繕積立金を設定している管理組合の割合が低い傾向にある。引き続き住生活基本計画（全国計画）に基づき、適切な長期修繕計画の作成の促進を図るため、「マンション管理適正化・再生推進事業」の実施、「長期修繕計画標準様式」及び「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」の普及を着実に図るとともに、以下の施策を実施していくこととし、「B」と評価した。
- ・長期修繕計画標準様式、長期修繕計画ガイドライン及び同コメントの普及。
 - ・マンション標準管理規約の普及。
 - ・マンション管理標準指針の普及。
 - ・管理組合を対象とした相談会やセミナーの開催等。
 - ・マンションの修繕積立金に関するガイドラインの普及。
 - ・既存共同住宅再生のための技術情報や個別技術シートの普及。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けて、マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする活動に対して補助を行う「マンション管理適正化・再生推進事業」を引き続き行う。

(平成28年度以降)

未定

担当課等(担当課長名等)

担当課： 住宅局市街地建築課マンション政策室 (室長 笠谷 雅也)

業績指標 9

新築住宅における住宅性能表示の実施率

評価

B	目標値：37% (平成27年度) 実績値：23.5% (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：24% (平成22年度)
---	--

(指標の定義)

年間の新設住宅着工戸数（フロー）に対する、住宅品確法に基づく住宅性能表示制度を活用した新築住宅の戸数の割合。（A/B）

A：住宅性能表示制度を活用した新築住宅の戸数、B：年間の新設住宅着工戸数

注）住宅性能表示制度：「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、耐震、省エネルギー、バリアフリーなどの住宅の基本的な性能について、公正・中立な第三者機関が評価を行い、評価書を交付する制度。

(目標設定の考え方・根拠)

住宅を安心して選択できるためには、住宅の質に関する情報を提供する住宅性能表示制度が有効である。

このため、同制度の現在の普及状況を踏まえ、当面の目標として、新設住宅着工戸数（フロー）に対して、半数以上の住宅が住宅性能表示制度の評価を受け、性能が表示される住宅となることを目標とする。住生活基本計画において、平成32年度までに50%と目標を設定されたことを踏まえ、現況値と平成32年度までの目標値との差を按分し、平成27年度までの数値を形式的に設定。

(外部要因)

住宅・不動産市場

(他の関係主体)

住宅供給事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

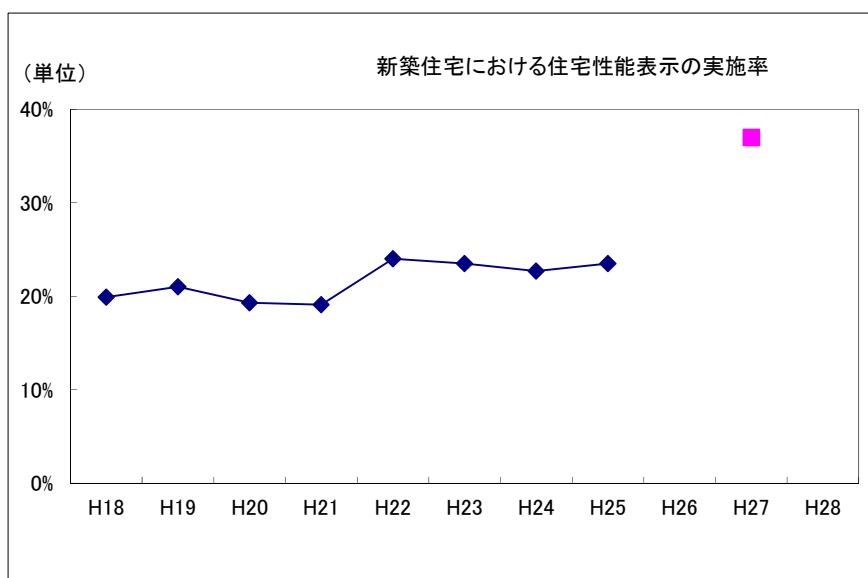
Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値

(年度)

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
19.9%	21.0%	19.3%	19.1%	23.6%	23.5%	22.7%	23.5%	集計中	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 住宅性能表示制度を利用した住宅の性能等に関する諸情報の分析等を実施し、住宅性能に関する消費者ニーズに即した制度改正を実施することにより、制度の普及を促進。
- インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、制度の普及を促進。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・実績値は、平成24年度の22.7%に対し、平成25年度は23.5%とほぼ横ばいであり、このトレンドを延長すると平成27年度の目標達成は難しく必ずしも順調ではない。
- ・住宅の利用関係別の利用状況としては、在来木造工法による一戸建住宅及び賃貸共同住宅での利用が進んでいないことが目標達成が難しい主な要因となっている。

(事務事業の実施状況)

- ・一定の等級を満たした住宅に対する地震保険料の優遇や、住宅金融支援機構の証券化支援業務における金利の引下げの実施により制度利用の促進が図られている。
- ・制度の普及促進のため、平成25年度の制度改正において、省エネ基準改正に伴う改正、液状化に関する情報提供の仕組みの整備及び必須評価事項の範囲の見直しを行った。(平成27年4月施行)
- ・インターネットや新聞・雑誌、パンフレットや事例集等による制度のメリットのPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・実績値は平成24年度の22.7%に対し、平成25年度は23.5%とほぼ横ばいであり、このトレンドを延長すると平成27年度の目標達成は難しく必ずしも順調ではないため、評価を「B」とした。
- ・主な課題は在来木造工法による一戸建住宅及び賃貸共同住宅における利用率が低いことであるため、中小工務店や賃貸共同住宅の所有者等に向けた普及活動が必要である。
- ・今後は住生活基本計画(平成23年3月15日)で定められている通り、平成32年度を目標年度とし、実施率の目標(50%)は堅持したうえで、課題の解消に向けた方策を検討し、一層の普及促進を図ることを目指す。
- ・消費者や住宅生産者等利用者にとって、わかりやすく、使いやすい制度とするためには、住宅全般に対するニーズに加え、住宅の属性ごとの利用者のニーズについても把握することが重要であり、これらを踏まえ、制度・基準の更なる見直しに着手する必要がある。
- ・住宅の取得に関心のある者に対して、インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、より一層の制度の周知を図り、住宅の消費者による制度の活用を引き続き促進する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・平成25年度の制度改正における、省エネ基準改正に伴う改正、液状化に関する情報提供の仕組みの整備及び必須評価事項の範囲の見直しの取組みが平成27年度から施行されることから、改正制度の運用に伴う課題を抽出し、課題の解消に向けた方策の検討を行う。
- ・長期優良住宅の認定基準において住宅性能表示制度の評価方法基準が引用されていることから、住宅性能評価書を活用した長期優良住宅の認定取得を推進することで引き続き住宅性能表示制度の普及・促進を図る。

(平成28年度以降)

- ・制度・基準の見直し内容の周知徹底を図る。

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅生産課(課長 林田 康孝)

業績指標 10

リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合

評 価	
B	目標値：5.1% (平成27年) 実績値：0.2% (平成25年) ー (平成26年) 初期値：0.2% (平成22年4～12月)

(指標の定義)

全リフォーム実施戸数・棟数に占めるリフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅戸数・棟数の割合(A/B)。

※A：リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅戸数・棟数(年間)

B：住宅のリフォーム実施戸数・棟数(DIY分※を除く)(年間)

※DIY(Do it yourself)分：請負によらず自ら行ったリフォームの件数。

(目標設定の考え方・根拠)

安心してリフォームを実施できる市場環境整備状況をみる指標として、住生活基本計画で設定しているリフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合の目標値(10%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

(外部要因)

資金調達可能額の動向等

(他の関係主体)

リフォーム事業者、住宅瑕疵担保責任保険法人

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)

【閣決(重点)】

なし

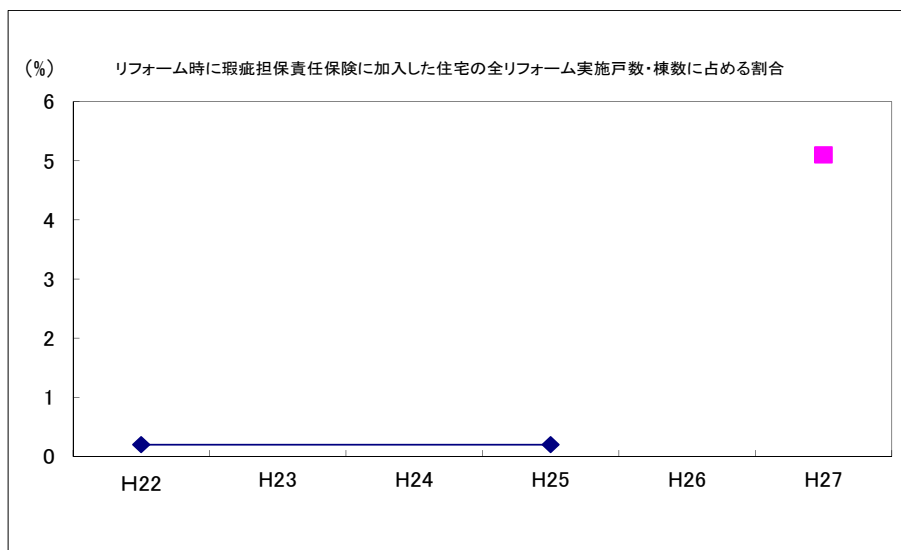
【その他】

・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)〈住宅・都市分野〉

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値					(暦年)
H22(4～12月)	H23	H24	H25	H26	
0.2%	ー	ー	0.2%	ー	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- リフォーム瑕疵保険、大規模修繕瑕疵保険の周知普及
- 住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイント制度
エコリフォームの推進等のため、窓や外壁等の断熱改修、またはこれらの改修と併せて行う太陽熱利用システム等の住宅設備の設置、リフォーム瑕疵保険への加入等により、一定のポイントを発行し、これを使って被災地産品、省エネ・環境配慮に優れた商品等への交換や追加工事の費用に充当できる制度（リフォーム瑕疵保険への加入は、復興支援・住宅エコポイントのみ）。
予算額：3,888億円（国土交通省、経済産業省（住宅エコポイントのみ）、環境省）
- 省エネ住宅ポイント
エコリフォームの推進等のため、窓や外壁等の断熱改修及び設備の一体的工事（設備エコ改修）又はこれらの改修と併せてリフォーム瑕疵保険への加入すること等により一定のポイントを発行し、省エネ・環境配慮に優れた商品との交換や追加工事の費用に充当できる制度。
予算額：805億円（平成26年度補正）
- リフォーム工事に係る保険制度
住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引受け。
- 住宅ストック活用・リフォーム推進事業
中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、リフォームの主な担い手である中小工務店等が連携して取り組む設計・施工基準の整備や、消費者の相談体制の整備、住宅団地における空き家等の流通促進に向けた取組、リフォームによる性能向上を建物価値に反映させるための取組等に対して支援する制度。
予算額：住宅ストック活用・リフォーム推進事業 10億円（平成25年度）、11.09億円（平成26年度）
- リフォームすることによりフラット35の融資基準に適合する中古住宅について、リフォーム瑕疵保険及び住宅金融支援機構の住宅融資保険制度の活用により、フラット35の融資が可能となる仕組みを実施。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

業績指標については、直近の平成25年までの実績値によれば、過去の実績値から概ね横ばいで推移し、平成25年は0.2%となっている。過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標値を達成できていない可能性がある。

（事務事業の実施状況）

- ・住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引き受けた。
（平成25年度申込実績：リフォーム瑕疵保険2,638戸、大規模修繕瑕疵保険810棟、平成26年度申込実績：リフォーム瑕疵保険2,493戸、大規模修繕瑕疵保険618棟）
- ・復興支援・住宅エコポイントについては、従来の住宅エコポイントを含め、793,097戸にポイント発行（約510億ポイント）、内、リフォーム瑕疵保険への加入は403件（平成22年3月末から平成27年1月末）。
- ・省エネ住宅ポイントについては、148戸にポイント発行（約8百万ポイント）（平成27年3月10日から平成27年3月31日）
- ・住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業において、平成25年度は10件、平成26年度は32件を採択。
- ・リフォームすることによりフラット35の融資基準に適合する中古住宅について、リフォーム瑕疵保険及び住宅金融支援機構の住宅融資保険制度の活用により、フラット35の融資が可能となる仕組みを実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当該業績指標は目標値を達成できていない可能性があり、安心してリフォームを実施できる市場環境整備の整備に向けて、既存施策を着実に推進するとともに、平成27年度に新たな措置を講じる必要があるため、「B」と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

ニーズに応じた新たな瑕疵保険商品の開発、保険法人等の関係主体や他制度との連携による普及啓発等

（平成28年度以降）

該当なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室（室長 瀧澤 謙）
関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 千葉 信義）
住宅局住宅生産課（課長 林田 康孝）

業績指標 1 1

新築住宅における認定長期優良住宅の割合

評価

B	目標値：14.4%（平成27年度） 実績値：12.0%（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：8.8%（認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月から平成22年3月までの数値）
---	---

(指標の定義)

年間の新設住宅着工戸数（フロー）に対する、長期優良住宅に係る認定を取得した住宅の戸数（A/B）

※A：年度の長期優良住宅の認定戸数、B：年度の新設住宅着工戸数

(目標設定の考え方・根拠)

将来は、住生活の向上及び環境への負荷の低減の観点から、より多くの長期優良住宅が普及することが望ましい。当初2～3年で新築住宅の1割程度を目指していたところ、概ね順調に推移してきたことから、当面は、着実にその割合を高めることとし、住生活基本計画において、当初目標の倍を目安として20%（平成32年度）に設定。これをもとに現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度の目標値を形式的に設定。

(外部要因)

資金調達可能額の動向等

(他の関係主体)

住宅供給事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

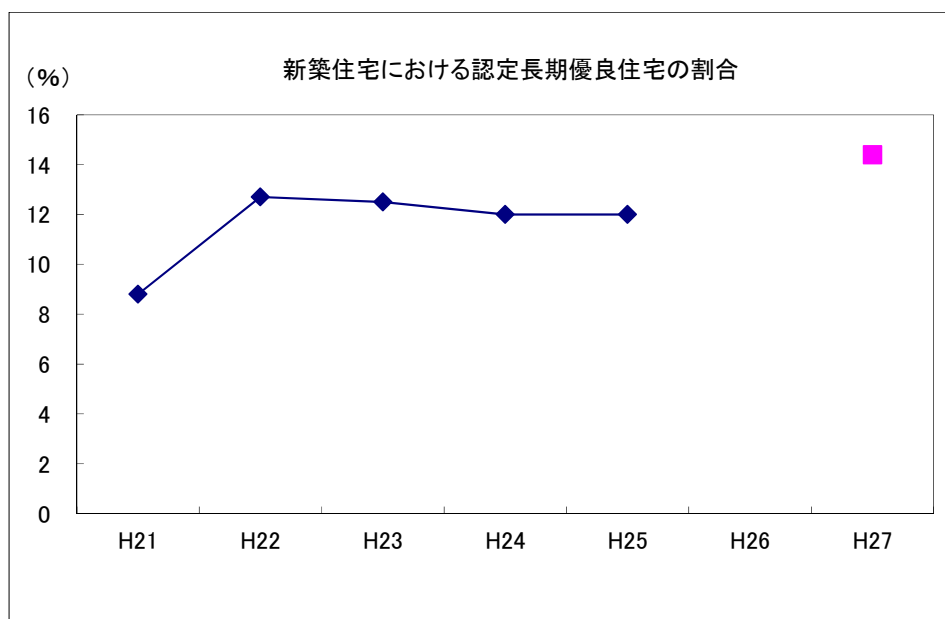
1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値

(年度)

H21	H22	H23	H24	H25	H26
8.8% (注)	12.7%	12.5%	12.0%	12.0%	集計中

(注) 認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月から平成22年3月までの数値



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される長期優良住宅について支援、認定制度及び基準の合理化等により普及の促進を図る。
 - インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、制度の普及を促進。
- 【税制上の特例措置】
- 長期優良住宅に対する税制上の特例措置
耐久性、耐震性及び可変性等を備える質の高い住宅の供給及び適切な維持管理等による住宅の長寿命化を推進するため、認定を受けた長期優良住宅に対する税制上の特例措置を実施。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成25年度の実績値は、24年度の12.0%に対し12.0%と横ばいであり、このトレンドを延長すると、平成27年度の目標値達成は難しく、必ずしも順調ではない。
- ・住宅の利用関係別に普及状況を見ると、共同住宅に係る実績値は平成25年度0.7%であり、共同住宅において利用が進んでいないことなどが目標値達成が難しい主要因となっている。

(事務事業の実施状況)

- ・規則の改正により、平成22年6月1日より長期優良住宅の認定に係る書類の簡素化等を実施。
- ・共同住宅に係る認定基準の合理化を図った告示改正を、平成24年4月1日より施行した。
- ・インターネットや新聞・雑誌、パンフレットや事例集等による制度のメリットのPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行った。
- ・平成26年度税制改正において、長期優良住宅に対する税制上の特例措置（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）の適用期限を2年延長し、引き続き長期優良住宅の普及を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成25年度の実績値は、24年度の12.0%に対し12.0%と横ばいであり、このトレンドを延長すると、目標年度の目標値達成は難しく、必ずしも順調ではないため、評価を「B」とした。
- ・主な課題は共同住宅における普及であり、ボトルネックとなっている基準等について検証が必要である。
- ・今後は、住生活基本計画（平成23年3月15日）で定められている通り、平成32年度を目標年度とし、実施率の目標（20%）は堅持したうえで、課題の解消に向けた方策を検討し、一層の普及の促進を図ることを目指す。
- ・住宅の取得に関心のある者に対して、必ずしも十分に制度が認知されていないため、インターネットやパンフレットや事例集等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、より一層の制度の周知を図り、住宅の消費者による制度の活用を引き続き促進する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・さらなる制度の普及を図るため、認定制度に関する課題を抽出し、課題の解消に向けた方策の検討を行う。
- ・平成27年度税制改正において、長期優良住宅に対する税制上の特例措置（住宅ローン減税、所得税（投資型））の適用期限を1年半延長し、さらに控除対象限度額の引き上げを行う等引き続き長期優良住宅の普及を促進。

(平成28年度以降)

- ・必要に応じ課題の解消に向けた方策を実施するなど、住生活基本計画（平成23年3月15日）で定められた平成32年度の目標値達成に向け、今後一層の普及促進のための取組みを行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課（課長 林田 康孝）

業績指標 12

公共施設等のバリアフリー化率（①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合、⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合）、⑦園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合（（i）園路及び広場、（ii）駐車場、（iii）便所）、⑧バリアフリー化された特定路外駐車場の割合

評 価	
	①目標値：約 87%（平成 27 年度） 実績値：83%（平成 25 年度） 集計中（平成 26 年度） 初期値：77%（平成 23 年度）
	②目標値：約 85%（平成 27 年度） 実績値：83%（平成 25 年度） 集計中（平成 26 年度） 初期値：70%（平成 21 年度）
	③目標値：約 95%（平成 27 年度） 実績値：93%（平成 25 年度） 集計中（平成 26 年度） 初期値：89%（平成 21 年度）
①A	④目標値：約 88%（平成 27 年度） 実績値：80%（平成 25 年度） 集計中（平成 26 年度） 初期値：75%（平成 22 年度）
②A	⑤目標値：約 54%（平成 27 年度） 実績値：54%（平成 25 年度） 集計中（平成 26 年度） 初期値：47%（平成 21 年度）
③A	⑥目標値：22%（平成 27 年度） 実績値：14%（平成 25 年度） 集計中（平成 26 年度） 初期値：14%（平成 21 年度）
④B	⑦（i） 目標値：約 54%（平成 27 年度） 実績値：約 49%（平成 25 年度） 集計中（平成 26 年度） 初期値：約 47%（平成 22 年度）
⑤A	（ii）： 目標値：約 50%（平成 27 年度） 実績値：約 44%（平成 25 年度） 集計中（平成 26 年度） 初期値：約 32%（平成 18 年度）
⑥N	（iii）： 目標値：約 39%（平成 27 年度） 実績値：約 34%（平成 25 年度） 集計中（平成 26 年度） 初期値：約 25%（平成 18 年度）
⑦	⑧目標値：約 58%（平成 27 年度） 実績値：53.5%（平成 25 年度） 集計中（平成 26 年度） 初期値：45%（平成 22 年度）
（i）B	
（ii）B	
（iii）B	
⑧A	

（指標の定義）

①「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）に規定する特定道路（※）のうち、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」（平成 18 年国土交通省令第 116 号）で定める基準を満たす道路の割合。

特定道路におけるバリアフリー化率＝

特定道路の道路延長のうちバリアフリー化された道路延長 ÷ 特定道路の道路延長

※特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの

②段差解消をした旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル）のうち、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）第4条に掲げる基準に適合し、段差解消をしたものの割合。

段差解消をした旅客施設の割合＝

$$\frac{\text{公共交通移動等円滑化基準第4条を満たす1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}}{\text{1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設数}}$$

※構造上の制約等により整備が困難な旅客施設も含む

③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、公共交通移動等円滑化基準第9条に掲げる基準に適合し、視覚障害者誘導用ブロックを整備したものの割合。

視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合＝

$$\frac{\text{公共交通移動等円滑化基準第9条を満たす1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}}{\text{1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設数}}$$

④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合

便所を設置している1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、公共交通移動等円滑化基準第13条から第15条までに掲げる基準に適合し、障害者対応型便所を設置したものの割合。

障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合＝

$$\frac{\text{公共交通移動等円滑化基準第13条から第15条までを満たした便所を設置した1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}}{\text{便所を設置している1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}}$$

⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注1）の総ストック数のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成18年政令第379号）第11条から第23条までに定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）（注2）に適合するものの割合。

（注1）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物
（注2）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝

$$\frac{\text{建築物移動等円滑化基準に適合する床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数}}{\text{床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数}}$$

⑥床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注3）のフローのうち、「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第114号）に定める基準（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）（注4）に適合するものの割合（A/B）。

（注3）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物

（注4）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する誘導的基準

※A：建築物移動等円滑化誘導基準に適合する、床面積2,000㎡以上の特別特定建築物着工件数

B：床面積2,000㎡以上の特別特定建築物着工件数

⑦バリアフリー法に規定する特定公園施設（注5）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準（注6）に適合した都市公園の割合。

（注5）バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

（注6）「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第115号）で定める特定公園施設の移動等円滑化のための基準

⑧バリアフリー法に規定する特定路外駐車場（注7）のうち、路外駐車場移動等円滑化基準（注8）に適合した路外駐車場の割合。

（注7）駐車のために供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場。

（注8）「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第112号）で定める特定路外駐車場の移動等円滑化のための基準。

（分子）＝路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の数

（分母）＝特定路外駐車場の数

（目標設定の考え方・根拠）

①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）において、平成32年度までの目標値（約100%）を設定している。これを踏まえ、現況値と平成

32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

②③④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている（この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。）。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針（国土交通大臣告示）において、平成32年度までの目標値（約60%）を設定している。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

⑥これまでの取組と平成14年（「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（旧ハートビル法）改正）からの認定特定建築物に対する支援措置の拡充等を踏まえ、平成32年度までに2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち建築物移動等円滑化誘導基準を満たす割合の目標値（30%）を設定し、これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を案分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

⑦移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所約45%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、平成32年度までの中間年である平成27年度に目標の5割以上を達成することとして、園路及び広場については約54%、駐車場については約50%、便所については約39%に設定したもの。

⑧移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに特定路外駐車場の70%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、平成32年度までの中間年である平成27年度に目標の5割以上を達成することとして約58%に設定したもの。

（外部要因）

- ②③④旅客施設の構造等
- ⑤⑥経済状況等による新規建築物着工数等

（他の関係主体）

- ①⑦地方公共団体（事業主体）
- ②③④地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）
- ⑤⑥地方公共団体（事業主体）、建築事業者（事業主体）
- ⑧路外駐車場管理者

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3 3.）
- ・交通政策基本計画（平成27年2月13日）
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。

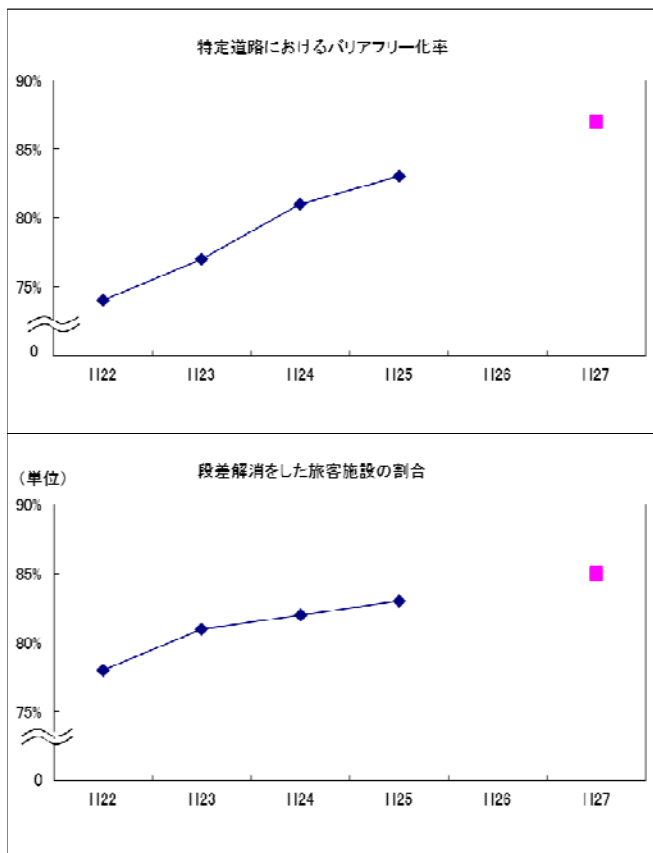
【閣決（重点）】

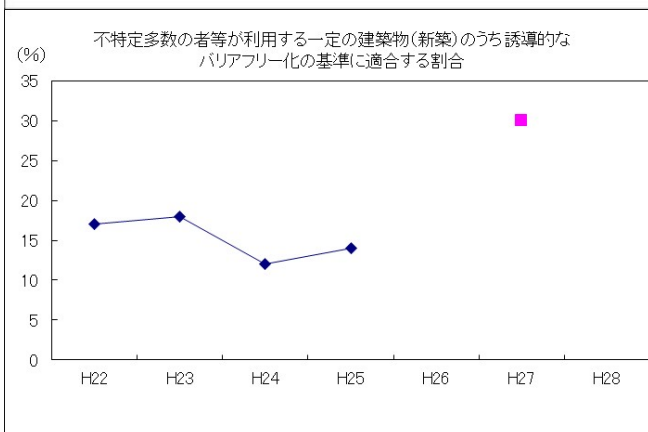
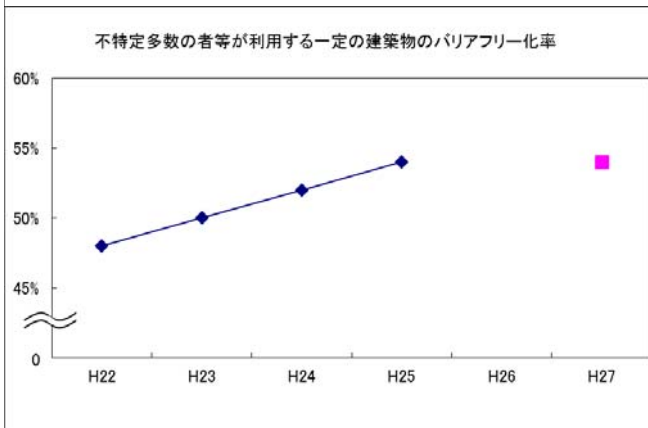
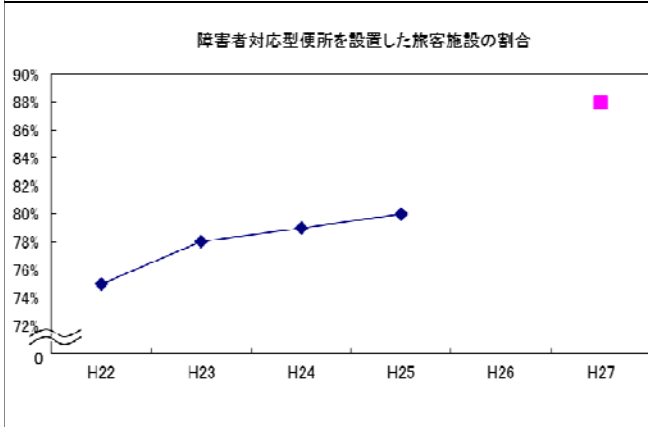
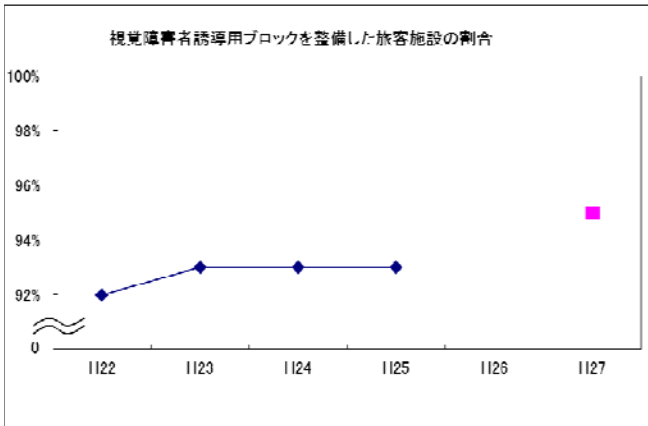
- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記述あり」

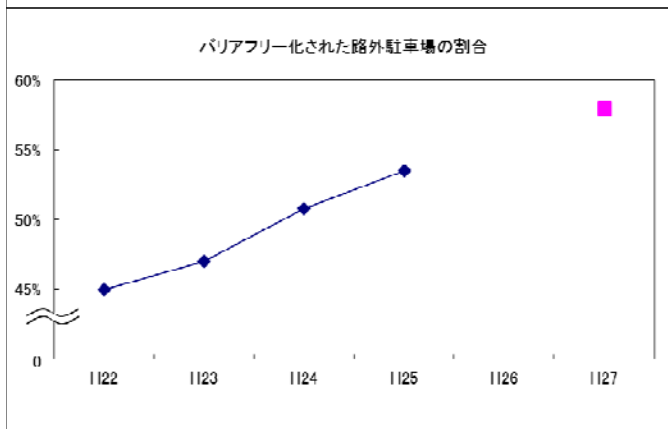
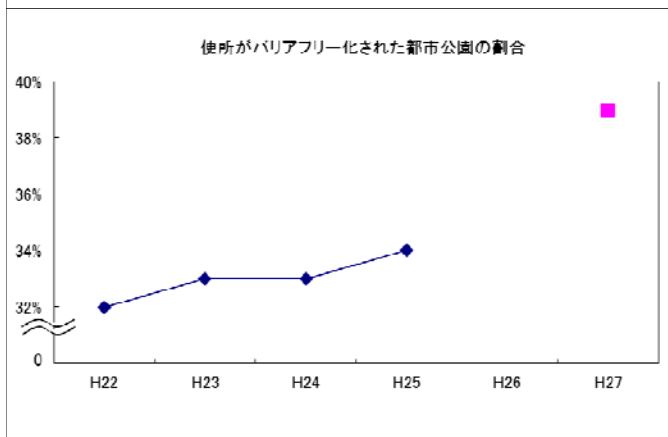
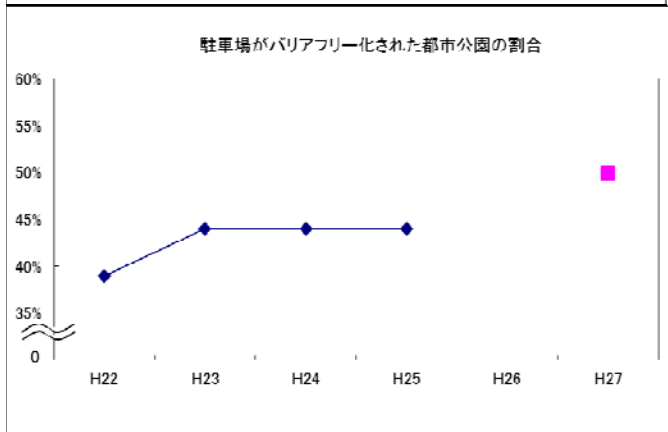
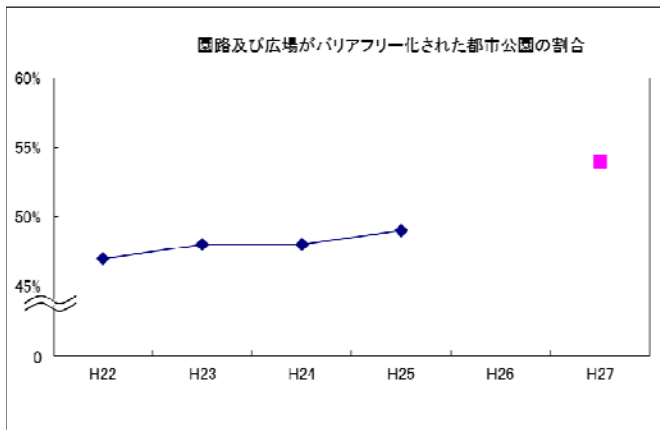
【その他】

過去の実績値（①特定道路におけるバリアフリー化率）					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	

74%	77%	81%	83%	集計中
過去の実績値 (②段差解消をした旅客施設の割合)				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
78%	81%	82%	83%	集計中
過去の実績値 (③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合)				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
92%	93%	93%	93%	集計中
過去の実績値 (④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合)				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
75%	78%	79%	80%	集計中
過去の実績値 (⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率)				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
48%	50%	52%	54%	集計中
過去の実績値 (⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合)				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
17%	18%	12%	14%	集計中
過去の実績値 (⑦園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合)				(年度)
(i) 園路及び広場				
H22	H23	H24	H25	H26
約47%	約48%	約48%	約49%	集計中
(ii) 駐車場				
H22	H23	H24	H25	H26
約39%	約44%	約44%	約44%	集計中
(iii) 便所				
H22	H23	H24	H25	H26
約32%	約33%	約33%	約34%	集計中
過去の実績値 (⑧バリアフリー化された特定路外駐車場の割合)				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
45%	47%	50.8%	53.5%	集計中







事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

・歩行空間のバリアフリー化の推進 (◎)

多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施。

予算額：道路整備費 13,562 億円 (国費) 及び社会資本整備総合交付金 9,124 億円 (国費) 等の内数 (平成 26 年度)

- ・地域公共交通の確保・維持・改善の推進 (◎)
バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。
予算額：地域公共交通確保維持改善事業 333億円の内数（平成25年度）
306億円の内数（平成26年度）
- ・旅客船ターミナルのバリアフリー化の推進 (◎)
旅客船ターミナルのバリアフリー化を推進する。
予算額：旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化 14億円の内数（平成25年度）
9億円の内数（平成26年度）
- ・官庁施設のバリアフリー化の推進 (◎)
窓口業務を行う官署が入居する官庁施設のバリアフリー化を推進する。
予算額：官庁営繕費 176億円の内数（平成26年度）
- ・バリアフリー法等に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進 (◎)
バリアフリー法に基づき、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、バリアフリー法に基づく基本構想の作成促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。
予算額：バリアフリー法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進 0.4億円（平成26年度）
- ・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業による支援の実施 (◎)
「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画」において、都市公園のバリアフリー化等の目標を定めた地方公共団体に対して、複数の都市公園におけるバリアフリー化対策等の施設整備を緊急かつ重点的に支援する。
予算額：社会資本整備総合交付金9, 124億円（国費）の内数（平成26年度）
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
- ・路外駐車場のバリアフリー化の推進
バリアフリー法を踏まえ、高齢者や障害者等の移動及び施設利用の利便性等の向上促進について自治体等を対象とした担当者会議や講習会等において周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ① 特定道路におけるバリアフリー化率
・特定道路におけるバリアフリー化率は平成25年度において2%増加しており、集計中の平成26年度も同様の増加を見込んでいるため、このトレンドを延長すると目標年度内に目標値を達成することとなり、順調に進捗している。
- ② 段差解消をした旅客施設の割合
・段差解消をした旅客施設の割合は平成23年度から平成25年度にかけて2%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合
・視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合は平成21年度から平成25年度にかけて4%増加しており、目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。
- ④ 障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合
・障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合は平成23年度から平成25年度にかけて2%増加しているが、このトレンドを延長した場合、目標年度内に目標値を達成することは困難であり、目標の達成に向けた努力が必要である。
- ⑤ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
・不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率は、平成25年度において、目標年度（平成27年度）における目標値を達成していることから、順調に進捗している。
- ⑥ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合
・2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす建築物の割合については、業績指標の推計方法を見直したため、達成状況を分析することは困難である。
- ⑦ 園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率は平成22年度から平成25年度にかけてそれぞれ2%、5%、2%増加しているが、目標値の達成に向けたトレンドをやや下回っているため、目標の達成に向けた努力が必要である。
- ⑧ 平成24年度については約50%となっており、前年度比+3%と順調に推移している。

（事務事業等の実施状況）

① 特定道路におけるバリアフリー化率

・多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施する等の歩行空間のバリアフリー化を推進している。今後、各市町村の基本構想の作成が進むに従い、整備も進捗するものと考えられる。

② 段差解消をした旅客施設の割合、③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④ 障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合

・旅客施設のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、新たにエレベーター等を設置する場合、大規模な改良工事を行う必要があること等の理由から段差の解消が困難な施設もあるが、各支援制度の有効活用などによって推進しているところである。

・バリアフリー法においては、市町村は、地域の実情に応じて、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の主要な生活関連施設とその周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための基本構想を作成できることとしている。平成27年3月末現在283市町村により448基本構想が作成されており、旅客施設のバリアフリー化の推進に貢献しているものと考えられる。

⑤ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

・建築物のバリアフリー化については、平成14年の旧ハートビル法改正において2,000㎡以上の特別特定建築物の建築等の際に建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられ、バリアフリー法においても引き続き的確な運用が行われている。

⑥ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合

・今後、バリアフリー新法における基本構想の作成が進むに従い、引き続き実施する各支援措置と併せて、整備の進捗が図られると考えられる。

⑦ 地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を含めた都市公園整備に対する補助事業により支援を実施した。また、平成24年3月に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を改訂し、情報提供・利用支援等のソフト面からもより一層推進している。

⑧ バリアフリー法の趣旨を周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

① 特定道路におけるバリアフリー化率

・特定道路におけるバリアフリー化率については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、平成27年度の目標達成に向け、特定道路のバリアフリー化の推進を図る。

② 段差解消をした旅客施設の割合、③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④ 障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合

・旅客施設のバリアフリー化率及び視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合については、順調に推移しているため、「A」と評価した。一方、障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合については、あまり増加しておらず「B」と評価した。事業者は平成32年度の目標達成に向けてバリアフリー化に取り組んでいるところ。平成27年度の国が設定している中間目標にあわせての整備は行っていないため、中間目標に対しての進捗状況はB評価となった。引き続き、平成27年度の目標値の達成に向け、旅客施設のバリアフリー化の推進を図る。

⑤ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

・不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率については、順調に推移しているため「A」と評価した。今後も引き続き不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化の促進を図る。

⑥ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合

・2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす建築物の割合については、業績指標の推計方法を見直したため、達成状況を分析することは困難であることから「N」と評価した。

⑦ 園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率については、特に小規模な都市公園においてバリアフリー化の基準に適合していない公園が多く、目標値の達成に向けたトレンドをやや下回っていることから、Bと評価した。今後は、特に小規模な都市公園のバリアフリー化に係る支援の拡充等の検討を行い、目標の達成に向けて施策を推進する。

⑧ バリアフリー化された路外駐車場の割合

・業績指標は、目標達成に向けて順調に推移している。

・引き続き、バリアフリー法の趣旨を駐車場担当者会議などで周知徹底し、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

・以上から、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度以降)

・建築物移動等円滑化誘導基準に適合する建築物の利用実態や同基準への適合に際しての課題を把握するなど引き続き現状把握を行う。(⑥)

・容積率の算定の特例が受けられるバリアフリー法に基づく認定制度について、ホームページでの情報提供を通じ国民や地方公共団体、民間事業者等への一層の周知徹底を図り、更なるバリアフリー化を促進する。(⑥)

・平成24年度に改訂された「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」について、建築物のバリアフリー化のためのガイドラインとしての活用を促すと共に、ホームページへの掲載等による啓発を引き続き行うことで、更なるバリアフリー化の促進を図る。(⑤⑥)

バリアフリー化された路外駐車場の割合

- ・業績指標は、目標達成に向けて順調に推移している。
- ・引き続き、バリアフリー法の趣旨を駐車場担当者会議などで周知徹底し、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。
- ・以上から、Aと評価した。(8)

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 山下 幸男）
：道路局環境安全課（交通安全政策分析官 岡 邦彦）
：住宅局建築指導課（課長 木下 一也）
：都市局公園緑地・景観課（課長 椰野 良明）
：都市局街路交通施設課（課長 神田 昌幸）

関係課：海事局内航課（課長 新垣 慶太）
：航空局航空ネットワーク企画課（課長 久保田 雅晴）
：大臣官房官庁営繕部計画課（課長 住田 浩典）
：大臣官房官庁営繕部整備課（課長 羽山 眞一）
：鉄道局技術企画課（課長 潮崎 俊也）
：港湾局産業港湾課（課長 高田 昌行）
：自動車局総務課企画室（室長 黒須 卓）

業績指標 13

バリアフリー化された車両等の割合 (①鉄軌道車両、②ノンステップバス、③リフト付きバス等、④福祉タクシー、⑤旅客船、⑥航空機)

評価

① A	①目標値：約60% (平成27年度) 実績値：59.5% (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：45.7% (平成21年度)
② B	②目標値：約52% (平成27年度) 実績値：43.9% (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：— (平成21年度)
③ B	③目標値：約12% (平成27年度) 実績値：3.9% (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：— (平成21年度)
④ B	④目標値：20,000台 (平成27年度) 実績値：13,978台 (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：12,256台 (平成22年度)
⑤ A	⑤目標値：約34% (平成27年度) 実績値：28.6% (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：18.1% (平成22年度)
⑥ A	⑥目標値：約90% (平成32年度) 実績値：92.8% (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：81.4% (平成22年度)

(指標の定義)

- ・鉄軌道車両
公共交通移動等円滑化基準第31条から第33条までに掲げる基準(乗降口、客室、連結部等の基準)に適合する車両。
- ・ノンステップバス
床面高さが概ね30cm以下であって、公共交通移動等円滑化基準に適合する車両。
- ・リフト付きバス等
公共交通移動等円滑化基準第43条に基づき適用除外の認定を受けた車両であって、リフト付きもしくはスロープ付きの車両。
- ・福祉タクシー
公共交通移動等円滑化基準第45条に掲げる基準に適合する車両。
- ・旅客船
公共交通移動等円滑化基準第47条から第61条までに掲げる基準(出入口、客室、便所等についての基準)に適合する船舶。
- ・航空機
公共交通移動等円滑化基準第63条から第67条までに掲げる基準(通路、客室、便所等の基準)に適合する航空機。

(分子) = 上記基準に適合する①②車両数、⑤隻数、⑥機数

(分母) = ①②総車両数、⑤総隻数、⑥総機数

※ノンステップバスの分母の総車両数は、公共交通移動等円滑化基準第43条に基づく適用除外認定車両を除く。

※旅客船の分母の総隻数は、公共交通移動等円滑化基準第61条第2項と同附則第3条9項に基づく適用除外船舶を除く。

(目標設定の考え方・根拠)

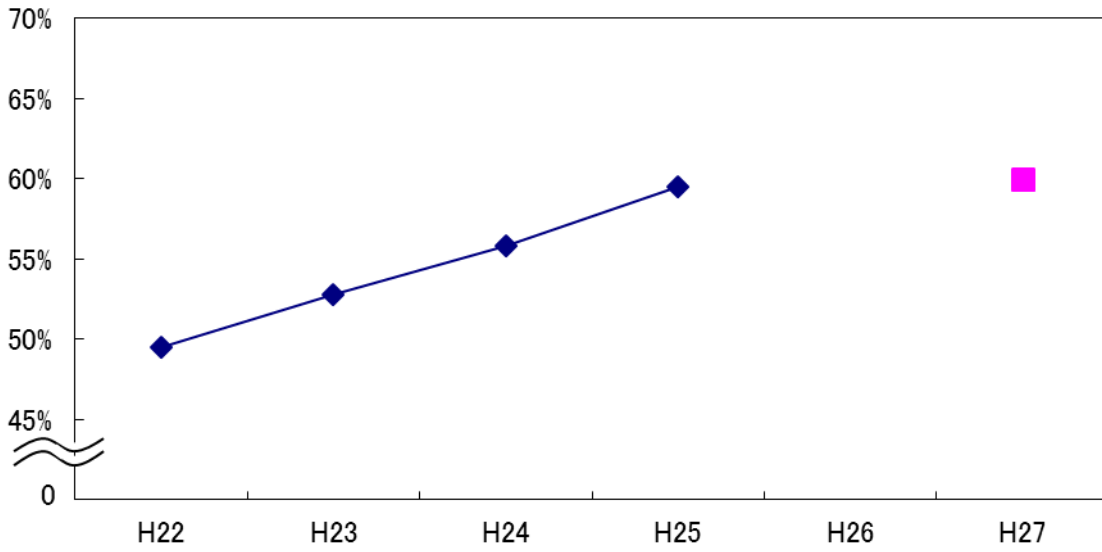
バリアフリー法に基づく基本方針において、平成32年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、ノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、リフト付きバス等については、適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の約90%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、福祉タクシー車両については約28,000台を導入することを目標としている。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。航空機については設定した目標値を平成23年度末に達成したことから、基本方針において目標としている数値を平成26年度に新たに設定した。

(外部要因)

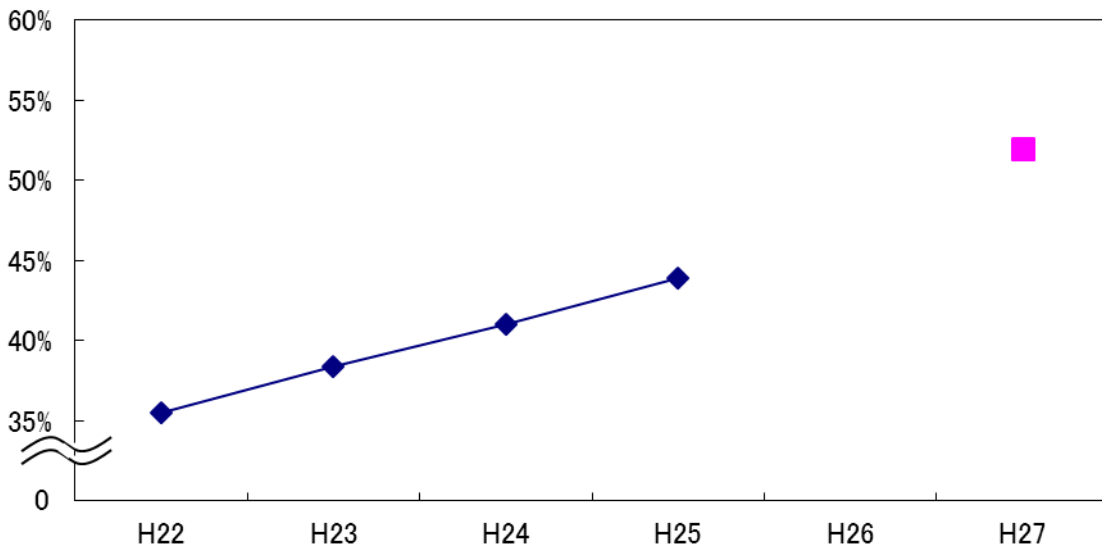
<p>公共交通事業者の経営状況</p> <p>(他の関係主体)</p> <p>地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）</p> <p>(重要政策)</p> <p>【施政方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日） <p>「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」</p> <p>【閣議決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号） 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日） <p>「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日） <p>住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日） <p>バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光立国推進基本計画（平成24年3月30日） <p>バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3 3.）</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通政策基本計画（平成27年2月13日） <p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。</p> <p>【閣決（重点）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記述あり」 <p>【その他】</p> <p>なし</p>

過去の実績値（①鉄軌道車両）					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
49.5%	52.8%	55.8%	59.5%	集計中	
過去の実績値（②ノンステップバス）					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
35.5%	38.4%	41.0%	43.9%	集計中	
過去の実績値（③リフト付きバス等）					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
3.0%	3.3%	3.6%	3.9%	集計中	
過去の実績値（④福祉タクシー）					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
12,256台	13,099台	13,856台	13,978台	集計中	
過去の実績値（⑤旅客船）					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
18.1%	20.6%	24.5%	28.6%	集計中	
過去の実績値（⑥航空機）					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
81.4%	86.1%	89.2%	92.8%	集計中	

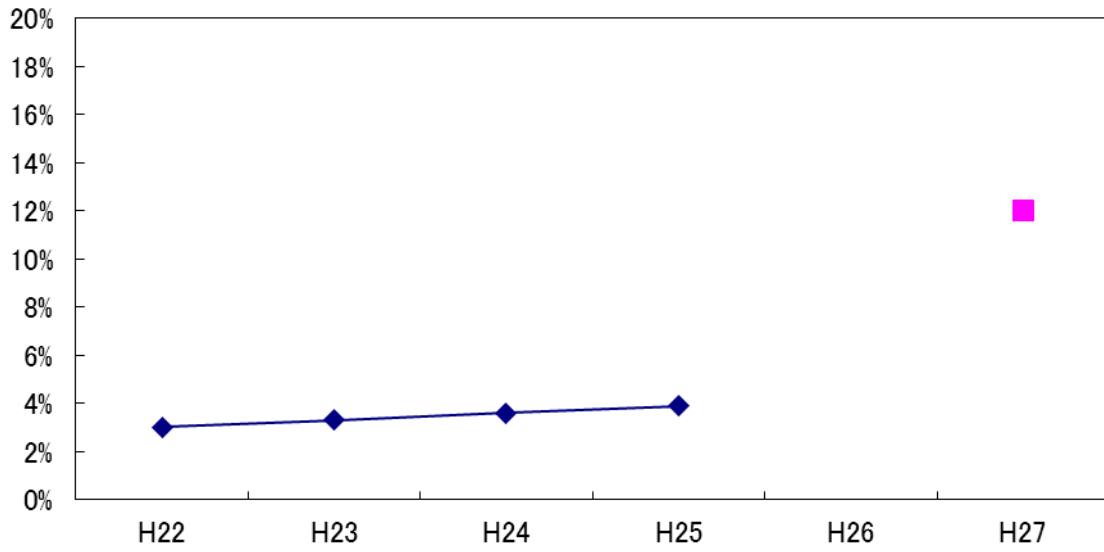
バリアフリー化された車両等の割合(鉄軌道車両)



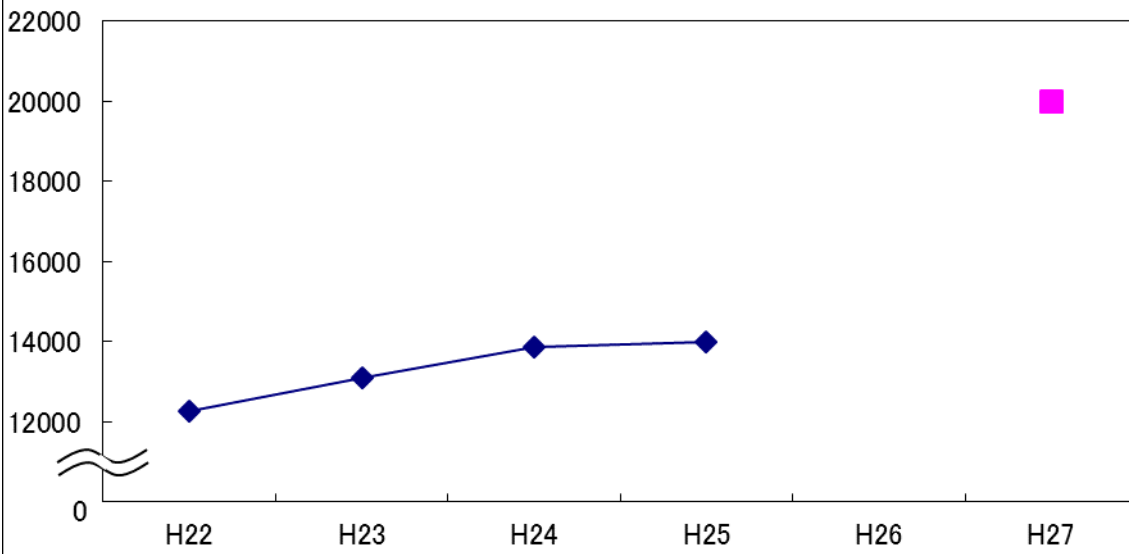
バリアフリー化された車両等の割合(ノンステップバス)



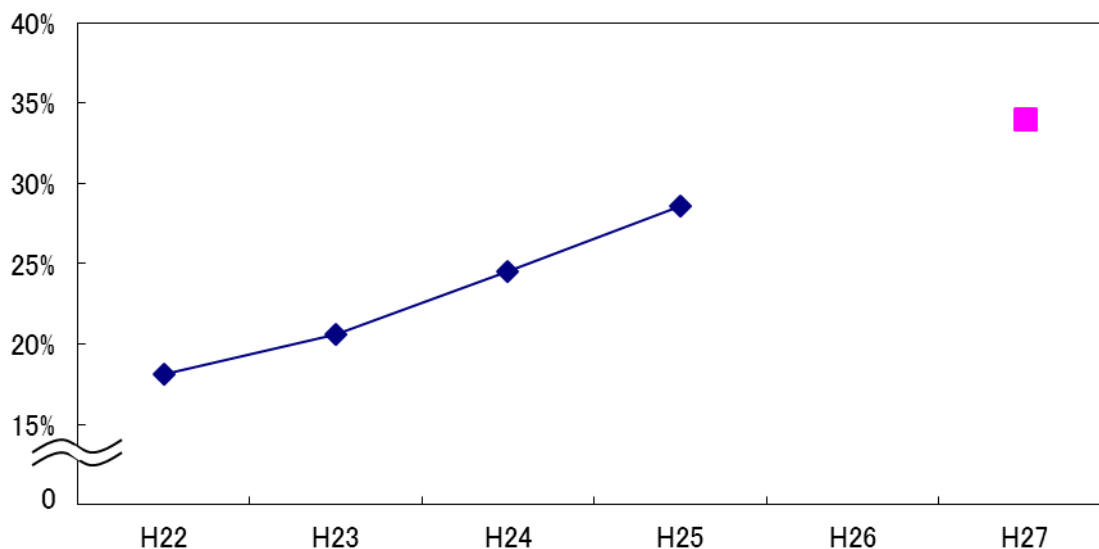
バリアフリー化された車両等の割合(リフト付きバス)



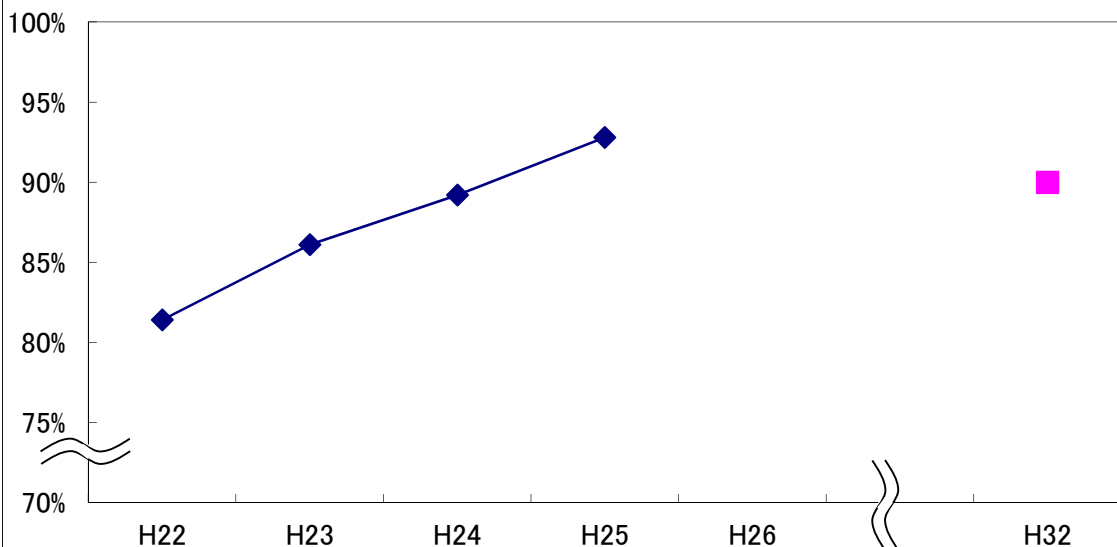
バリアフリー化された車両等の割合(リフト付きバス)



バリアフリー化された車両等の割合(旅客船)



バリアフリー化された車両等の割合(航空機)



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・地域公共交通の確保・維持・改善の推進 (◎)
 バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。
 予算額：地域公共交通確保維持改善事業 333億円の内数（平成25年度）
 306億円の内数（平成26年度）
- ・バリアフリー車両に係る特例措置（自動車重量税・自動車取得税）
 高齢者・障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、乗合バス事業者（路線定期運行に限る）またはタクシー事業者がバリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）取得した場合の特例措置（自動車重量税：初回免税、自動車取得税：取得価額から車種毎に一定額控除）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

① 鉄軌道車両

・バリアフリー化された鉄軌道車両の割合は平成23年度から平成25年度にかけての2年間で年度平均約3.3%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

② ノンステップバス

・ノンステップバスの割合は、中古市場が未成熟であり、かつ新車にあってはワンステップバスと比べて高価であること、座席数が少なく長距離路線が多い地域において敬遠されることが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。長期使用車を中心に代替購入が進む中で、引き続き、バス事業者による支援制度の活用を働きかけることにより、ノンステップバスへの代替が進み、実績値は伸びるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

③ リフト付きバス等

・リフト付きバス等の割合は、通常の車両と比べて高価であること、乗車定員や荷物室の減少、リフト対応車種が限られていることなどが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。引き続き、バス事業者による支援制度の活用を働きかけることにより、リフト付きバス等への代替が進み、実績値は伸びるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

④ 福祉タクシー

・福祉タクシー車両の導入台数については、近年の景気の低迷等によるタクシー事業全体の総需要の低下や、通常の車両と比べて高価であること等が実績値の伸び悩みの原因と考えられる。平成24年に創設したユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用することを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両）の標準仕様を満たした車両の導入や、タクシー事業者による支援制度の活用を働きかけることにより、今後も導入が進み、実績値は伸びるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

⑤ 旅客船

・バリアフリー化された旅客船の割合は、景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷し、実績値が伸び悩んでいたが、近年は船齢15年以上の船舶を中心に代替建造が進んできている。引き続き、旅客船事業者にバリアフリー化への代替に向けた働きかけを行うほか、支援制度を併せて活用することで実績値は伸びるものと考えられ、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

⑥ 航空機

・バリアフリー化された航空機の割合は、平成25年度に目標を達成し、順調に進捗している。

(事務事業等の実施状況)

・車両等のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、補助、税制、融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めてきた。
景気の低迷等による事業不振や原油価格高騰等の影響による費用負担増等によって、既存の車両等の買い替えが進まず、実績値が伸び悩んだものもあるが、各支援制度の有効活用等により、鉄軌道車両、航空機のバリアフリー化は概ね順調に進んできたと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

① 鉄軌道車両

・バリアフリー化された鉄軌道車両の割合については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、平成27年度の目標値の達成に向け、鉄軌道車両のバリアフリー化の推進を図る。

② ノンステップバス

・ノンステップバスの割合については、中古市場が未成熟であり、かつ新車にあってはワンステップバスと比べて高価であること、座席数が少なく長距離路線が多い地域において敬遠されていることにより目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたこと、平成24年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

③ リフト付きバス等

・リフト付きバス等の割合については、通常の車両と比べて高価であること、乗車定員や荷物室の減少、リフト対応車種が限られていることにより目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたこと、平成24年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

④ 福祉タクシー

・福祉タクシー車両の導入台数については、近年の景気の低迷等によるタクシー事業全体の総需要の低下や、通常の車両と比べて高価であること等により、目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたこと、及びユニバーサルデザインタクシーについては、平成24年に標準仕様が策定され、バリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等の

バリアフリー化に努めていく。

⑤旅客船

- ・バリアフリー化された旅客船の割合は、景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷し、実績値が伸び悩んでいたが、近年は船齢15年以上の船舶を中心に代替建造が進んできており、今後も順調に進捗するものと考えられるため、「A」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたことから、この制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

⑥航空機

- ・バリアフリー化された航空機の割合については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、航空機のバリアフリー化の推進を図る。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 山下 幸男）

関係課：海事局内航課（課長 新垣 慶太）

：航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長 平岡 成哲）

：自動車局旅客課（課長 寺田吉道）

：鉄道局技術企画課（課長 潮崎 俊也）

業績指標 14

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化）

評価	
①	B
②	B

①	目標値：59% (平成27年)
	実績値：41.2% (平成25年)
	— (平成26年)
	初期値：37% (平成20年)
②	目標値：18.5% (平成27年)
	実績値：10.7% (平成25年)
	— (平成26年)
	初期値：9.5% (平成20年)

(指標の定義)

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定又は高度のバリアフリー化がなされた住宅の割合

①一定のバリアフリー化率（A/B）

②高度のバリアフリー化率（a/B）

※A：65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー化がなされた住宅戸数

※a：65歳以上の者が居住する住宅のうち高度のバリアフリー化がなされた住宅戸数

※B：65歳以上の者が居住する住宅戸数

注 一定のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」又は「段差のない屋内」に該当。

注 高度のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」「段差のない屋内」「車椅子が通行可能な廊下等の幅」のいずれにも該当。

(出典) ①、②：平成20年「住宅・土地統計調査」国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画で設定している目標値（一定：75%（平成32年）、高度：25%（平成32年））をもとに平成27年の目標値を形式的に設定。

(外部要因)

新規住宅着工数、リフォーム件数等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）
- ・日本再興戦略（平成25年6月14日）
- 二．戦略市場創造プラン テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

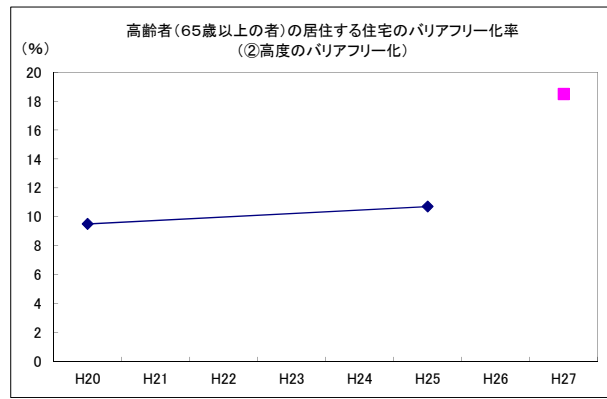
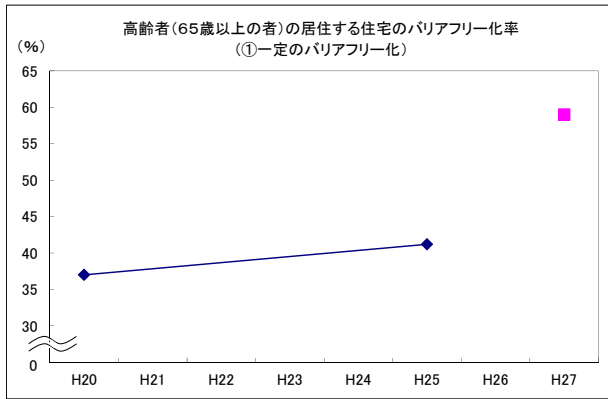
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞
- Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略
- 2．急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保
- ～少子高齢化の進展を地域の活力創造の転機へ～

過去の実績値								(暦年)
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
①	37%	—	—	—	—	41.2%	—	—
②	9.5%	—	—	—	—	10.7%	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給
 - ・新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- 住宅・建築物省エネ改修等推進事業
 - 住宅の省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修等に対して支援を行う制度。
 - 予算額：環境・ストック活用推進事業 171.4億円の内数(平成25年度)
176.1億円の内数(平成26年度)
- 住宅エコポイント/復興支援・住宅エコポイント
 - ・エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 省エネ住宅ポイント
 - ・エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅金融支援機構による融資
 - ・証券化支援事業の枠組みを利用したフラット35Sにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援。
 - ・満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。
- 住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
 - ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助を行う。
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置を講じている。
 - ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
 - ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・業績指標については、直近の平成25年の実績値によれば、一定のバリアフリー化率、高度のバリアフリー化率ともに、目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。

(事務事業の実施状況)

- ・バリアフリー対応構造を標準仕様とした公営住宅等の供給を促進した(平成25年度整備戸数実績:15,870戸)
- ・既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した(平成25年度実績:1025,642戸)
- ・住宅エコポイント/復興支援・住宅エコポイントにおいて、エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進した。
- ・省エネ住宅ポイントにおいて、エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進した。
- ・住宅金融支援機構のフラット35Sにより、バリアフリー性等が優れた住宅の取得を金利の引下げで支援した。
- ・住宅金融支援機構において、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の

融資を実施した。

- ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。
(平成26年度末登録実績：総登録件数5,493件、総登録戸数177,722戸)
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。
- ・住宅のバリアフリー改修促進税制やサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制により、共同住宅のバリアフリー化を支援した。
- ・子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業」を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、本業績指標は目標達成に向けた成果を示していない。
- ・今後も、サービス付き高齢者向け住宅の供給等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。
- ・以上から、「B」と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・平成27年度税制改正において、バリアフリー改修を行った住宅に対する所得税の減額の特例措置を1年半延長する。

(平成28年度以降)

該当なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅政策課(課長 坂根 工博)

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 千葉 信義)

住宅局住宅総合整備課(課長 真鍋 純)

住宅局安心居住推進課(課長 中田 裕人)

住宅局住宅生産課(課長 林田 康孝)

業績指標 15

共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

評価

B	目標値：23%（平成27年） 実績値：17%（平成25年） —（平成26年） 初期値：16%（平成20年）
---	--

（指標の定義）

道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅戸数を共同住宅の総戸数で除したもの（A/B）

※A：道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅戸数 B：共同住宅の総戸数

※A及びBはいずれも「居住世帯のある住宅」戸数

（出典）平成20年「住宅・土地統計調査」等

（目標設定の考え方・根拠）

高齢者、障害者、子どもをはじめとする全ての居住者が安全・快適に住み続けられるよう、個人の努力のみでは達成困難な共同住宅の共用部分のユニバーサルデザイン化（バリアフリー化）について、住生活基本計画で設定している目標値（28%（平成32年））をもとに平成27年の目標値を形式的に設定。

（外部要因）

新規住宅着工数、リフォーム件数等

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）
- ・日本再興戦略（平成25年6月14日）
 - 二、戦略市場創造プラン テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

【閣決（重点）】

なし

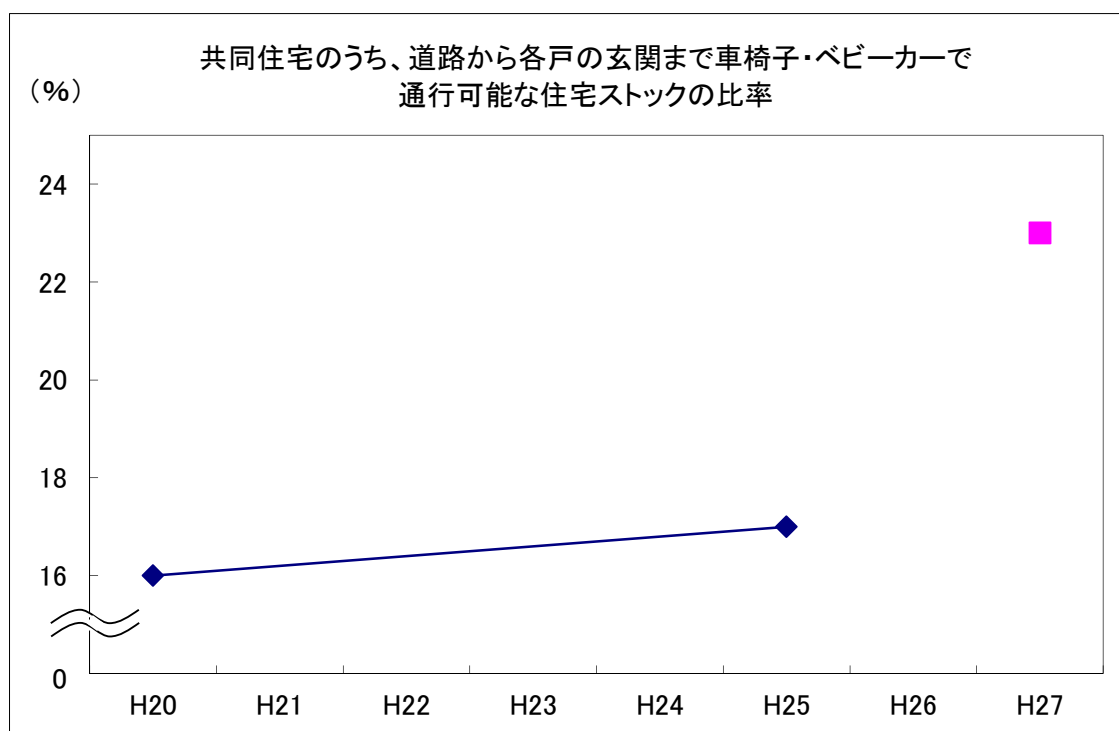
【その他】

- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞
 - Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略
 - 2. 急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保～少子高齢化の進展を地域の活力創造の転機へ～

過去の実績値

（暦年）

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
16%	—	—	—	—	17%	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給
 - ・新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- 住宅・建築物省エネ改修等推進事業
 - 住宅の省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修等に対して支援を行う制度。
 - 予算額：環境・ストック活用推進事業 171.4億円の内数（平成25年度）
176.1億円の内数（平成26年度）
- 住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイント
 - ・エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 省エネ住宅ポイント
 - ・エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅金融支援機構による融資
 - ・証券化支援事業の枠組みを利用したフラット35Sにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援。
 - ・満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。
 - ・マンション管理組合が共用部分のリフォーム工事を行う際、住宅金融支援機構により必要な資金に対する融資を実施。
- 住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
 - ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助を行う。
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置を講じている。
 - ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
 - ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施。
- バリアフリー法による民間住宅の誘導
 - ・共同住宅の建築等をしようとする場合、建物の出入口や廊下等がバリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（注）に適合するよう努力義務を課している（注）：出入口、廊下、階段、エレベーター等の施設の構造及び配置に関する基準
 - ・バリアフリー法に基づき、所管行政庁から認定を受けた共同住宅のうち一定のものについては、高齢者等の利用に配慮したエレベーター、幅の広い廊下等の施設整備に対する助成制度（バリアフリー環境整備促進事業）による支援を実施している。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- （指標の動向）
 - ・業績指標については、直近の平成25年の実績値によれば、目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。
 - （事務事業の実施状況）
 - ・バリアフリー対応構造を標準仕様とした公営住宅等の供給を促進した（平成25年度整備戸数実績：15,870戸）
 - ・既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した（平成25年度実績：1025,642戸）
 - ・住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイントにおいて、エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進した。
 - ・省エネ住宅ポイントにおいて、エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進した。
 - ・住宅金融支援機構のフラット35Sにより、バリアフリー性等が優れた住宅の取得を金利の引下げで支援した。
 - ・住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施した。
 - ・住宅金融支援機構により、マンション管理組合が共用部分のリフォーム工事を行う際、住宅金融支援機構により必要な資金に対する融資を実施した。
 - ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。
 - ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。
 - ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。
- （平成26年度末登録実績：総登録件数5,493件、総登録戸数177,722戸）

- ・住宅のバリアフリー改修促進税制やサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制により、共同住宅のバリアフリー化を支援した。
- ・既存のマンション等において耐震改修等と合わせて実施されるバリアフリー改修に対して支援を実施。
- ・共同住宅の建築等をしようとする場合、建物の出入口や廊下等がバリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するよう努力義務を課し、そのバリアフリー化を誘導した。
- ・バリアフリー法に基づき、所管行政庁から認定を受けた共同住宅のうち一定のものについては、高齢者等の利用に配慮したエレベーター、幅の広い廊下等の施設整備に対する助成制度（バリアフリー環境整備促進事業）による支援を実施した。
- ・民間賃貸住宅の質の向上を図り、空家を有効に活用することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図る民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 前述のとおり、本業績指標は目標達成に向けた成果を示していない。
- ・ 今後も、サービス付き高齢者向け住宅の供給等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。
- ・ 以上から、「B」と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

- (平成27年度)
- ・平成27年度税制改正において、バリアフリー改修を行った住宅に対する所得税の減額の特例措置を1年半延長する。
- (平成28年度以降)
- 該当なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 坂根 工博）
 関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 千葉 信義）
 住宅局住宅総合整備課（課長 真鍋 純）
 住宅局安心居住推進課（課長 中田 裕人）
 住宅局住宅生産課（課長 林田 康孝）
 住宅局建築指導課（課長 木下 一也）
 住宅局市街地建築課（課長 香山 幹）

業績指標 16

我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数

評価

A	目標値：0件（毎年度） 実績値：0件（平成25年度） 0件（平成26年度） 初期値：0件（平成18年度）
---	---

(指標の定義)

ナホトカ号油流出事故（平成9年1月2日）規模以上の被害を及ぼす海洋汚染・海上災害の件数

(目標設定の考え方・根拠)

ナホトカ号油流出事故規模以上の被害を及ぼす海洋汚染等の件数を0で継続する

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・海洋基本計画（平成25年4月26日）

国際海事機関（IMO）の海洋環境保護委員会（MEPC）などで扱われる「海洋汚染防止条約（マルポール条約）」等の国際約束を遵守する観点から、船舶からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出並びに廃油処理施設の確保など、適切な対応を図るとともに、バラスト水管理条約の発効に向けた準備を行う。

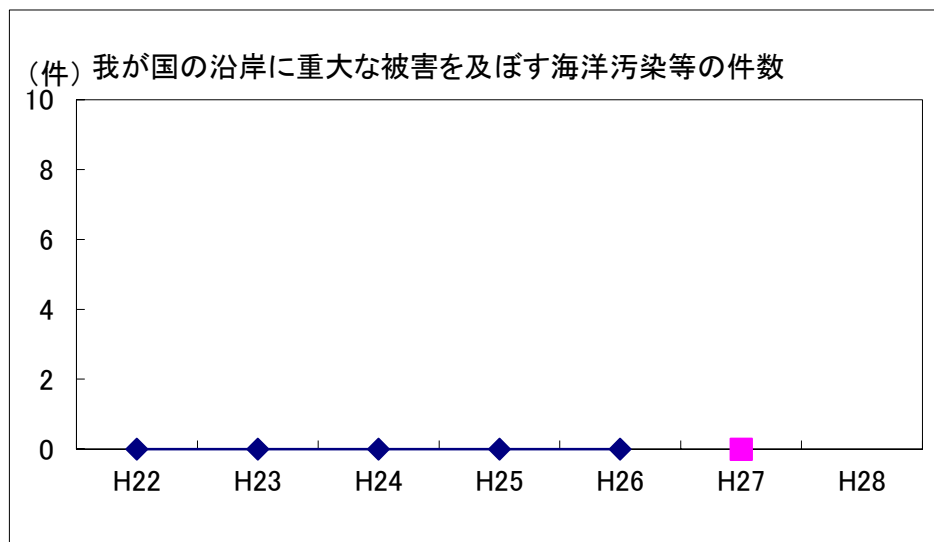
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H26
0件	0件	0件	0件	0件	0件



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

・海洋汚染防止指導
 海防法の周知徹底、船舶からの海洋汚染防止を巡る国際的な動向についての情報提供・意見交換等を行う。
 (平成25、26年度)

予算額557千円（平成25年度）・予算額556千円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

海洋汚染防止指導事業の継続的な実施の結果、海運関係者等の間に海洋汚染防止に対する意識が浸透し、平成25年度に引き続き平成26年度も0で移行しており、順調であると推測される。

(事務事業等の実施状況)

平成25年度は、中部運輸局、神戸運輸監理部並びに中国運輸局の3カ所において、平成26年度は、北陸信越運輸局、北海道運輸局並びに東北運輸局の3カ所において海洋汚染防止指導・講習会を開催し、活発な意見交換が行われた。

平成25年度に実施した規制の事前評価である「海岸法の一部を改正する法律案」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、平成26年度の実績値は0件であることから、順調であると評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値の「0」を達成しているためAと評価した。なお、引き続き関係者等への海洋汚染防止指導を行い、今後も当該目標値を達成し続けていく必要がある。

特に、船舶からの油等の排出要件やバラスト水及び船体付着物を通じた有害水生生物の越境移動による生態系破壊対策等に係る国際海事機関（IMO）での議論及びそれに伴う国内法令改正等の動向については、国民への影響も大きいことから、関係者に対して情報提供を重点的にを行い、関係者への海洋汚染防止に対する意識の更なる浸透を図っていく必要がある。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局海洋政策課（課長 大沼 俊之）

業績指標 17

油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数

評 価	
A	目標値：0 隻（毎年度） 実績値：0 隻（平成 2 5 年度） 0 隻（平成 2 6 年度） 初期値：0 隻（平成 1 9 年度）

（指標の定義）

我が国に入港・入域する国際総トン数 100 トン以上の外航船舶（タンカーを除く。以下、同じ。）であって、我が国の領海又は排他的経済水域において油流出を伴う事故を起こしたもののうち、船主責任保険に未加入である船舶の隻数

（なお、タンカーについては、国際条約に基づく基金による損害賠償保障制度が確立されていることから、本指標からは除いている。）

（目標設定の考え方・根拠）

我が国に入港・入域する国際総トン数 100 トン以上の外航船舶に対しては、平成 17 年 3 月以降、油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入義務付けており、入港・入域前の保障契約情報の通報とデータベースを照合するなどし、保険の内容等を確認している。このような事務作業を行うことにより、油流出を伴う座礁等の事故を起こしたものの保険未加入隻数は 0 隻となっていることから、次年度以降も保険未加入数 0 隻を目標とする。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・海洋基本計画（平成 2 5 年 4 月 2 6 日）

さらに、我が国へ入港する外航船舶に対して、油汚染事故損害への的確な対応を図る。

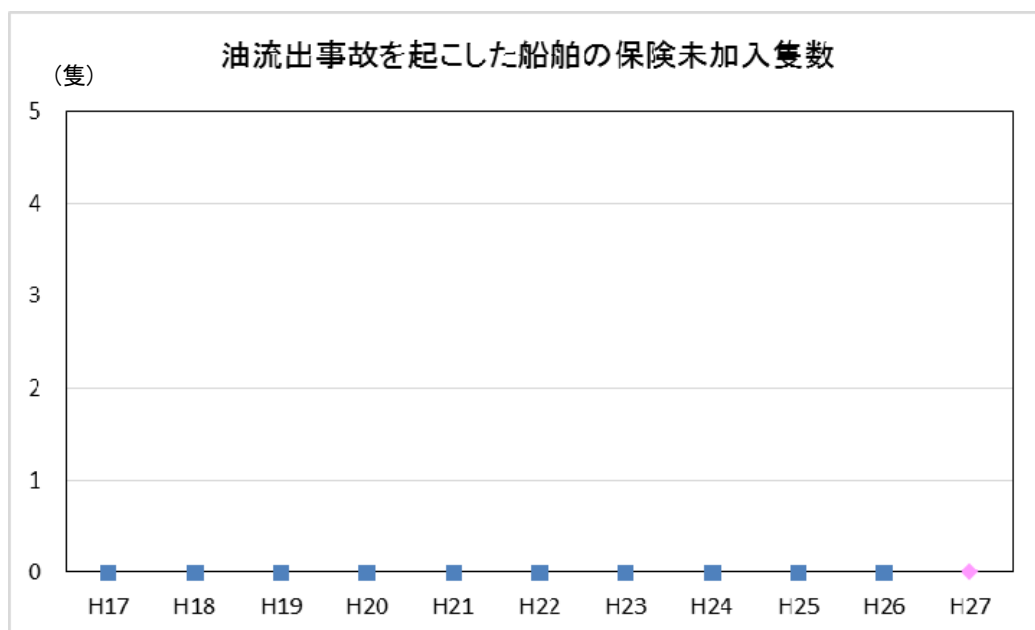
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
0 隻	0 隻	0 隻	0 隻	0 隻	0 隻



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○放置座礁船対策

「船舶油濁損害賠償保障法」に基づき、我が国に入港する100トン以上の外航船舶の船舶所有者等に油濁損害及び、船体撤去をてん補する船主責任保険への加入を徹底させる。

予算額：56百万円（平成25年度）42百万円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

○外国船舶油防除対策費補助金

やむを得ず地方公共団体が外国船舶の座礁等による排出油の防除等を行った場合に、当該防除等費用の一部について支援措置を講じる。

予算額：15百万円（平成25年度）15百万円（平成26年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数は0隻であり、順調である。

（事務事業等の実施状況）

平成25、26年度は、「船舶油濁損害賠償補償法」に基づき、我が国に入港する100トン以上の外国籍船舶の船長等からの事前通報等により保険加入の有無を確認するとともに、同法の規定に違反する事実がある場合には、保障契約締結の命令等の是正命令を行い、是正措置を講じさせ、我が国に入港する100トン以上の外航船舶への保険加入の徹底を図った。27年度も引き続き、同様の取り組みを行い保険加入の徹底を図る。

平成25年保障契約締結命令等発出件数 7件

平成26年保障契約締結命令等発出件数 11件

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は0隻であり、Aと評価した。これは、船舶油濁損害賠償保障法に基づく、我が国に入港する100トン以上の外航船舶への保険加入の義務付けが、船舶所有者等に十分浸透しているものと考えられる。

しかし、ひとたび無保険船による座礁等の事故が発生すると、海洋環境へ多大な影響を及ぼすとともに、油防除等に莫大な費用を要することから、引き続き放置座礁船対策を推進していく。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局安全政策課危機管理室（室長 峰元 健正）

業績指標 18

過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合

評価	
A	目標値：約40%（平成28年度） 実績値：38.13%（平成25年度） 38.13%（平成26年度） 初期値：約37.8%（平成23年度）

（指標の定義）

過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で、回復可能な干潟面積約4,000haのうち自然再生事業等の実施により復元・再生した割合。

干潟の再生の割合＝①／②

①：復元・再生した面積

②：過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で回復可能な面積

（目標設定の考え方・根拠）

長期的には回復可能な面積の100%を再生・回復することを目標とし、当面の目標として平成28年度までに約4割（1,555ha）の干潟が再生していることを目標として、平成24年度から平成28年度までに45haを再生する。

$$1,555 / 4,000 = 0.38875 \approx 0.39 \approx \text{約4割}$$

（外部要因）

地元の調整状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第四次環境基本計画（平成24年4月27日）
閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進する。（第2部第1章第7節3）
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）
藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出を推進。（第3章戦略6③）
- ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）
港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの造成を推進します。（第3部第1章9節）
閉鎖性海域の水質改善のため、干潟の保全・再生などの施策を推進します。（第3部第1章9節）
- ・海洋基本計画（平成25年4月26日）
「豊かな海」の創造に向け、関係者間の連携による推進体制の強化、環境モニタリング、情報共有システムの活用等の包括的な取組と、汚泥浚渫、浚渫土砂等を有効に活用した干潟や藻場等の保全・再生・創出、覆砂、深掘跡の埋め戻し、生物共生型港湾構造物の普及等の個別の取組を総合的に推進する。（第2部9（3））

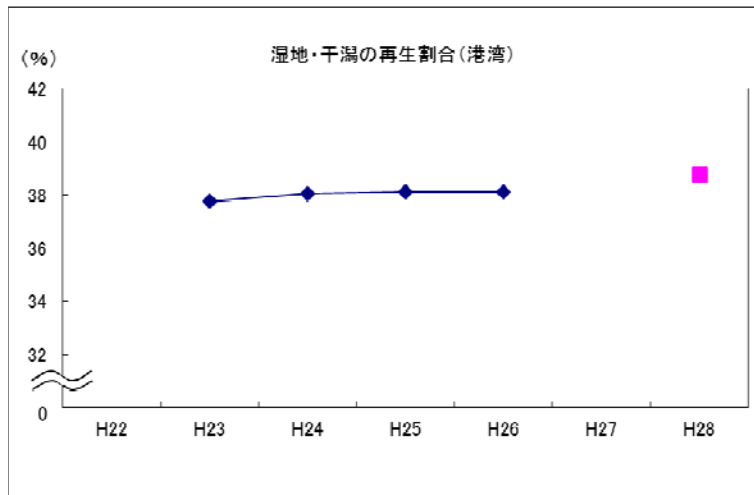
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	
—	37.76%	38.04%	38.13%	38.13%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・港湾空間における自然環境の保全、再生及び創出
 港湾において、浚渫土砂等を活用して、良好な自然環境である海浜・干潟等の保全・再生・創出を図る。

予算額：

港湾整備事業費 1, 6 9 6 億円 (国費) 及び社会資本整備総合交付金等 1 9, 4 9 1 億円の内数 (平成 2 5 年度)
 港湾整備事業費 2, 3 1 2 億円 (国費) 及び社会資本整備総合交付金等 1 9, 9 6 4 億円の内数 (平成 2 6 年度)

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

干潟の再生割合の推移は以下のとおり着実に増加しており、順調である。

- H 2 3 3 7 . 7 6 %
- H 2 4 3 8 . 0 4 %
- H 2 5 3 8 . 1 3 %
- H 2 6 3 8 . 1 3 %

※平成 2 6 年度の指標値は対前年比横ばいとなっているが、事業完了時点で干潟の再生面積を計上しているためである。なお、平成 2 6 年度も自然再生事業を実施しており、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

港湾整備事業等により発生した浚渫土砂等を活用して、良好な自然環境である海浜・干潟等の保全・再生・創出を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標より、今後も干潟の再生割合の増加が見込まれるため、A と評価した。
 なお、今後も干潟等の保全・再生・創出を図っていく。

平成 2 7 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 2 7 年度)

なし

(平成 2 8 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：港湾局海洋環境課 (課長 小谷野 喜二)

業績指標 19

廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数

評価	
A	目標値：約7年（平成29年度） 実績値：約8年（平成25年度） 約8年（平成26年度） 初期値：約7年（平成24年度）

(指標の定義)

廃棄物の受入期間の計画値から算出される各海面処分場における残余確保年数の平均値

(目標設定の考え方・根拠)

港湾整備において発生する浚渫土砂を、海面処分場にて計画的に処分していく必要がある。また、一般廃棄物に関して、内陸部における最終処分場の確保が困難になってきていることから、都市部を中心に海面処分場への依存度が高くなっている。そのため、内陸部における最終処分場だけでは対応できない廃棄物等を可能な限り減量化した上で、港湾空間において受け入れていく必要がある。このようなことから、港湾において海面処分場を計画的に整備する必要がある。

海面処分場について、平成24年度に整備中の事業に加えて、新規整備などの対策を講じない場合、海面処分場の全国平均した残余年数は平成24年度において約7年のところが、平成29年度末には約5年となってしまう。また、通常、海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに平均して約7年の年数が必要である。よって、廃棄物処分の逼迫した状況を回避するためには、海面処分場を計画的に整備し、残余年数を概ね7年以上確保することから、目標値を約7年と設定した。

(外部要因)

内陸部においては廃棄物の最終処分場の確保が困難になってきている。また、最終処分場に係る環境規制等の強化を受け、海面処分場の維持管理及び跡地利用に係る港湾管理者の負担が増加しており、今後の海面処分場整備を妨げる要因となり得る。

(他の関係主体)

- 環境省（廃棄物行政を所管）
- 港湾管理者（事業主体）
- 市町村（一般廃棄物の処理責任者）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日）
 港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。（第5章第2節6（2））
- ・環境基本計画（平成24年4月27日）
 廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。（第2部第1章第6節）
- ・海洋基本計画（平成25年4月26日）
 港湾の整備に伴うしゅんせつ土砂や循環利用できない廃棄物等について、可能な限り減容するとともに、最終的に処分するための海面処分場を計画的に整備する。特に、大阪湾圏域の廃棄物は大阪湾内の海面処分場で広域処理し、首都圏の建設発生土は港湾建設資源の広域利用促進システムの活用により、全国の用地造成等に用いる。（第2部4（3））

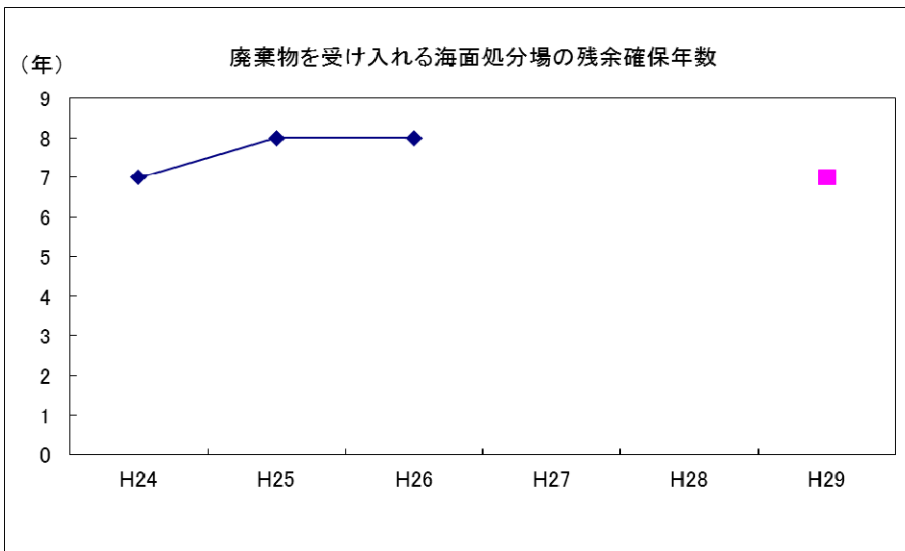
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
約7年	約7年	約7年	約8年	約8年	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・廃棄物埋立護岸の整備
都市部を中心に内陸での最終処分場の確保が困難となっていることから、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場を整備し、廃棄物を受け入れる。また、大阪湾においては近畿2府4県168市町村（平成27年3月現在）を対象とした広域処分場の整備を推進する。
- ・循環型社会形成推進のための港湾法等の改正
陸上処分場に対する国の支援との均衡を図り、海面処分場の計画的な整備を更に推進するため、港湾法等を平成19年6月に改正し、廃棄物埋立護岸等の整備にかかる国の負担割合を4分の1から3分の1に引き上げた。
- ・海面処分場の延命化
循環資源の広域流動の拠点となる港湾を整備することにより循環型社会の構築を支援する。また、逼迫する首都圏の海面処分場の延命化を図るべく、首都圏で発生する建設発生土を全国の港湾等で建設資材として活用することにより広域利用を推進する。

予算額：
港湾整備事業費1,696億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等19,491億円の内数（平成25年度）
港湾整備事業費2,312億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等19,964億円の内数（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
平成26年度の実績値は約8年となり、目標年度における目標値を達成した。今後も引き続き、必要な廃棄物埋立護岸の整備等対策を実施する。

（事務事業等の実施状況）
港湾整備事業等により、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場の整備を実施している。また、逼迫する首都圏の海面処分場の延命化を図るべく、首都圏で発生する建設発生土を全国の港湾等で建設資材として活用するなど、広域利用を推進する。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成26年度の実績値は約8年であり、目標年度における目標値を達成すべく取組を進めているところ。今後も引き続き廃棄物海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。以上から、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 小谷野喜二）

業績指標 20

三大湾において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の取組により底質の改善が必要な区域のうち改善した割合

評価	
A	目標値：約50%（平成28年度） 実績値：47.9%（平成25年度） 48.5%（平成26年度） 初期値：46.2%（平成23年度）

（指標の定義）

三大湾（東京湾、大阪湾、伊勢湾）において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の底質改善が必要な区域（3,000ha）のうち、改善した割合。

（底質改善を実施した面積）／（底質改善が必要な区域の面積）

（目標設定の考え方・根拠）

長期的には底質改善した区域の割合を100%とすることを目標とし、当面の目標として平成28年度までに約50%（1,500ha）の区域が改善していることを目標として、平成24年度から平成28年度までに115ha（深掘跡埋め戻し75ha、覆砂等40ha）を改善する。

$(1,384ha + 115ha) / 3,000ha = 0.5 = \text{約}50\%$

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第四次環境基本計画（平成24年4月27日）
閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進する。（第2部第1章第7節3）
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）
閉鎖性水域の水質汚濁対策の推進。（第3章戦略6③）
- ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）
港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、深掘跡の埋め戻しを推進します。（第3部第1章9節）
汚染の著しい海域などにおいて、覆砂などの水質浄化対策を推進します。（第3部第1章9節）
- ・海洋基本計画（平成25年4月26日）
「豊かな海」の創造に向け、関係者間の連携による推進体制の強化、環境モニタリング、情報共有システムの活用等の包括的な取組と、汚泥浚渫、浚渫土砂等を有効に活用した干潟や藻場等の保全・再生・創出、覆砂、深掘跡の埋め戻し、生物共生型港湾構造物の普及等の個別の取組を総合的に推進する。（第2部9（3））

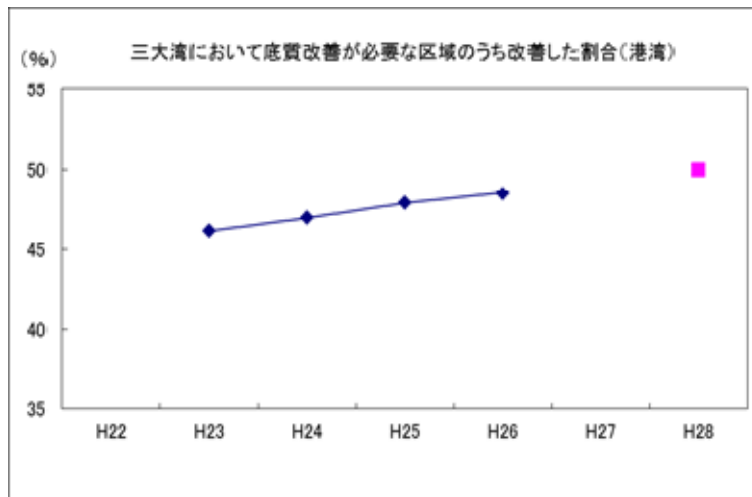
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
—	46.2%	47.0%	47.9%	48.5%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・港湾空間における自然環境の保全・再生及び創出
港湾整備により発生する浚渫土砂を活用して、深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施。

予算額：

- 港湾整備事業費 1,696 億円 (国費) 及び社会資本整備総合交付金等 19,491 億円の内数 (平成 25 年度)
- 港湾整備事業費 2,312 億円 (国費) 及び社会資本整備総合交付金等 19,964 億円の内数 (平成 26 年度)

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

3 大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合の推移は下記のとおり着実に増加しており、順調である。

H23	46.2%
H24	47.0%
H25	47.9%
H26	48.5%

(事務事業等の実施状況)

港湾整備事業等により発生する浚渫土砂を活用して、深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標より、底質の改善が見込まれるため A と評価した。

なお、今後も引き続き、深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施していく。

平成 27 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 27 年度)

なし

(平成 28 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：港湾局海洋・環境課 (課長：小谷野 喜二)

業績指標 2 1
市街地等の幹線道路の無電柱化率

評価

A	目標値：18% (平成28年度) 実績値：16% (平成26年度) 15.6% (平成25年度) 初期値：15% (平成23年度)
---	--

(指標の定義)
市街地(※1)等の幹線道路(※2)の無電柱化率

※1 市街化区域
 ※2 国道および都道府県道

(目標設定の考え方・根拠)
 H21年度以降の整備完了延長の平均で推移するものとして設定。

(外部要因)
 なし

(他の関係主体)

- ・ 地方公共団体 (事業主体)
- ・ 電線管理者 (電気、通信、CATV等)

(重要政策)

【施政方針】
 なし

【閣議決定】

- ・ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成7年法律第39号)
- ・ 観光立国推進基本計画 (平成24年3月30日)
 「引き続き無電柱化を推進する」(3.3-2 (一)②)
- ・ 道路法等の一部を改正する法律 (平成25年法律33号)

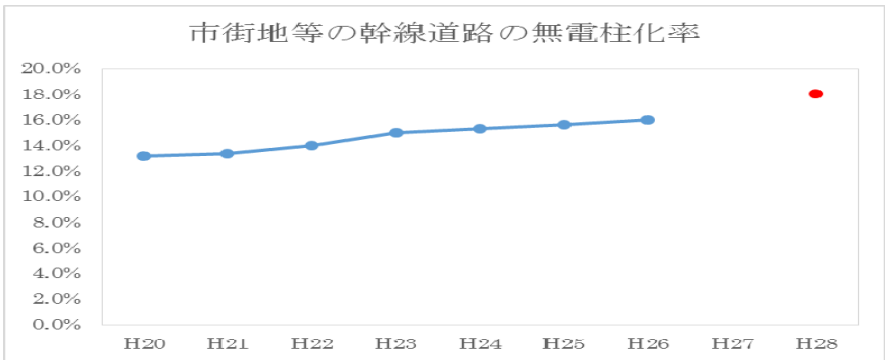
【閣決(重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画 (平成24年8月31日)「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

- ・ 第9次交通安全基本計画 (平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)
- ・ 防災基本計画 (平成24年9月6日中央防災会議作成)

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
14.0%	15.0%	15.3%	15.6%	16.0%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

電線類の地中化 (◎)

- ・ 電線類の地中化など快適な生活空間を形成する道路整備を推進する。

予算額：道路整備費13,420億円(国費)及び社会資本整備総合交付金9,031億円(国費)等の内数(平成25年度)

道路整備費13,562億円(国費)及び社会資本整備総合交付金9,124億円(国費)等の内数(平成26年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成26年度における市街地等の幹線道路の無電柱化率は16%である。

目標に向けて着実に進捗しているものの、過去の実績のよるトレンドを延長すると目標年度に達成できないことになる。これに対して今後、緊急輸送道路における新設電柱の占用制限に着手することや、低コスト手法の導入に向けた検討等新たな取組みを実施する予定であり、これにより、これまで以上に無電柱化の推進が図られる見込みであることから、目標値の達成は可能であると考えている。

(事務事業等の実施状況)

道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から道路の新設又は拡幅との同時整備などの多様な整備手法の周知により、平成26年度においては市街地等の幹線道路において約150km無電柱化事業が完了した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

市街地等の幹線道路の無電柱化率については、目標に対してやや伸びが鈍化している状況である。

無電柱化を推進するための課題としては、国内に3,552万本の電柱が設置されており、さらに毎年約7万本増加していること、電線共同溝の整備コストが高いこと、事業に係る地元との合意形成が難航したこと等による事業着手の遅延などが挙げられる。

このため、新たな無電柱化推進計画を策定し、計画的に無電柱化の事業を実施するとともに、新たに緊急輸送道路（直轄国道約2万km分含む）における新設道路の占用制限を実施することにより、これ以上新たに電柱が設置されることを防止する。さらに、整備の促進に資する低コスト手法の導入に向けた検討や地域の協力が得られる仕組みや、計画策定の際に地域の声が反映される仕組みを構築することで、地域との連携を強化し、本格的な無電柱化の推進を図る。

以上から総合的に判断し、「A」と位置付けることとした。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から無電柱化を推進。

新たな無電柱化推進計画を策定し、同時整備の実施、道路の占用禁止の実施、低コスト手法の導入等により、本格的な無電柱化を推進

- 道路の新設、拡幅等を行う際に同時整備を推進するとともに、緊急輸送道路における新設電柱の占用禁止に着手。
- 直接埋設や小型BOX活用方式等低コスト手法の導入及び直接埋設の普及促進の仕組みを構築
- 地域との連携を強化するため、地上機器の民地への設置等地域の協力が得られる仕組みや、計画策定の際に地域の声が反映される仕組みを構築
- 「電柱が無いことが常識」となるように国民の理解を深める情報発信を推進

(平成28年度以降)

引き続き無電柱化の推進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局環境安全課（交通安全政策分析官 岡 邦彦）

関係課：道路局国道・防災課（課長 茅野 牧夫）

業績指標 2 2

多様な水源（開発水、雨水、再生水等）による都市用水の供給安定度

評 価

A	目標値：約 7 4 % （平成 2 8 年度） 実績値：約 7 1 % （平成 2 5 年度） 約 7 3 % （平成 2 6 年度） 初期値： 6 9 % （平成 2 3 年度）
---	---

（指標の定義）

全国における都市用水の使用量を分母、多様な水源による安定供給量を分子とし、水資源開発施設等による開発水のほか雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された安定供給量の割合を指標とする。（単位：％）

（目標設定の考え方・根拠）

近年の我が国における年間降水量の変動の幅が大きくなるとともに経年的な減少傾向がみられる。このため、国民生活や産業活動への安定した水供給を図るには、少雨の年にも安定的に利用できる多様な水源の確保等を推進していく必要がある。

このような観点から本指標では数値を把握しやすく、住民の生活や産業活動への影響が大きい都市用水に焦点を当てることとし、都市用水（生活用水及び工業用水）の使用量に対して、開発水を始めとして、雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された供給量の割合を「供給安定度」とする指標を設けるものである。

目標値は、H 1 9 年度からの過去 5 年間の都市用水の開発水量や雨水・再生水の利用拡大等の傾向を基にして、目標年次である H 2 8 年度における値を推定している。

（外部要因）

水資源開発施設整備の進捗や雨水・再生水の利用促進等

（他の関係主体）

厚生労働省、経済産業省、地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

水資源開発基本計画（利根川・荒川水系（平成 2 0 年 7 月 4 日）、豊川水系（平成 1 8 年 2 月 1 7 日）、木曾川水系（平成 1 6 年 6 月 1 5 日）、淀川水系（平成 2 1 年 4 月 1 7 日）、吉野川水系（平成 1 4 年 2 月 1 5 日）、筑後川水系（平成 1 7 年 4 月 1 5 日））

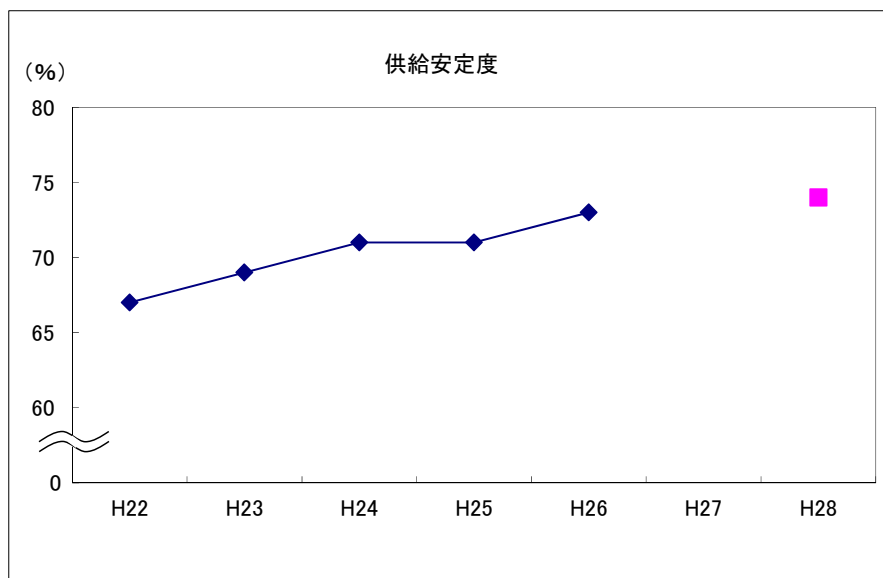
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
6 7 %	6 9 %	7 1 %	約 7 1 %	約 7 3 %	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ① 水資源開発基本計画（フルプラン）の着実な進捗
水利用の安定性の確保、施設の計画的な更新・改築、新たなニーズへの対応等の観点からフルプランを策定し、それに位置付けられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策により、水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する。
予算額 0. 26 億円（平成 25 年度）
0. 24 億円（平成 26 年度）
- ② 独立行政法人水資源機構事業の推進
ダム等建設事業及び用水路等建設事業を推進するとともに、管理業務等を実施する。
予算額 305. 30 億円（平成 25 年度）
360. 06 億円（平成 26 年度）
- ③ 広域的な水循環健全化の推進
健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて、地域や流域で健全な水循環系構築に向けた施策を促進するための手法を検討し、「流域における水循環健全化計画（仮称）」策定に向けた取組み等を行う。
予算額 0. 08 億円（平成 25 年度）
- ④ 水の有効利用の推進
水の合理的な利用及び節水型社会の構築を促進、支援することを目的として、雑用水利用の堅実な普及、長期的な継続利用を図る。そのため、雑用水利用施設の更新性、維持管理に着目した基礎調査、支援策の検討を実施するとともに、環境面での社会貢献度を検証するなど、多様な観点から雑用水利用施設の導入による効果を整理し、更なる普及促進を図る。
予算額 0. 18 億円（平成 25 年度）
0. 18 億円（平成 26 年度）
- ⑤ 気候変動への適応策検討
近年、降雨形態の変化や融雪の早期化により全国各地で渇水が発生しており、将来、温暖化によりさらに深刻化する可能性があることから、気候モデルによる新たな影響予測・分析を実施し、その影響を踏まえた被害軽減方策を検討する。
予算額 0. 13 億円（平成 26 年度）

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調である」

平成 26 年度の実績値は 73%（平成 24 年度使用量）となり、過去の実績値によるトレンドを延長すると、平成 28 年度の目標年次に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

平成 26 年度には、独立行政法人水資源機構事業約 360 億円をもって、水資源開発施設の整備及び管理等を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、目標達成に向けた着実な進捗を見せている。

平成 27 年度以降は、水資源開発施設の完成等により、都市用水が開発され、安定した水供給に寄与することが見込まれ、これまでの施策が有効に機能してきていると評価できる。一方、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されていることから、引き続き水供給の安定性確保のための施策、水の有効利用の推進などを行っていく必要がある。

以上から、A と評価した。

平成 27 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 27 年度）

気候変動による水資源への影響に対する軽減方策を検討し、水資源分野における気候変動適応策の検討等を行う。さらに、国民生活や社会経済活動に深刻かつ重大な支障が生じる危機的な渇水（ゼロ水）への対応として、ゼロ水タイムラインを作成する際に必要となる前提条件（降雨状況等）を検討する。

（平成 28 年度以降）

国民生活や社会経済活動に深刻かつ重大な支障が生じる危機的な渇水（ゼロ水）などに備え、地方公共団体等がゼロ水タイムラインを策定するためのガイドラインを作成する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 水資源部 水資源計画課（課長 廣木 謙三）

関係課： 水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課（課長 寺田 文彦）

業績指標 23

地盤沈下を抑制するための地下水採取目標量の達成割合

評価	
B	目標値：100%（平成26年度） 実績値：96%（平成24年度） 集計中（平成25年度） 初期値：95%（平成21年度）

（指標の定義）

地盤沈下防止等対策要綱地域（濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部）における地下水採取目標量の達成率

（目標設定の考え方・根拠）

地盤沈下に伴う被害の著しい濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部の3地域については、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において、昭和60年4月に濃尾平野及び筑後・佐賀平野、平成3年11月に関東平野北部の各地域で「地盤沈下防止等対策要綱」が決定された。要綱では、対象地域における地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るため、規制区域内における遵守すべき地下水採取目標量を定めている。当該地下水採取目標量は平成21年度に見直し期限を迎え、「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」において、要綱の取り組みを継続し概ね5年毎に評価検討を行うことを申し合わせた。

以上のことから、要綱の見直しを行った平成21年度を目標値設定年次、次回評価検討を行う平成26年度を目標年次とした上で、要項に定められている対象地域の地盤沈下を防止し、併せて要綱の対象地域ごとに定められている地下水採取の年間目標量（濃尾平野は2.7億m³、筑後・佐賀平野は0.09億m³、関東平野北部は4.8億m³）に対して採取量が対象地域ごとに目標量以下に抑制された場合の達成割合を100%とし、全体の達成割合は各対象地域の面積を考慮して算出している。

（外部要因）

降水量の減少等による短期的・局所的な地下水採取

（他の関係主体）

関係府省（内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）
 地方公共団体（要綱地域内）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

濃尾平野及び筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱（昭和60年4月26日）

関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱（平成3年11月29日）

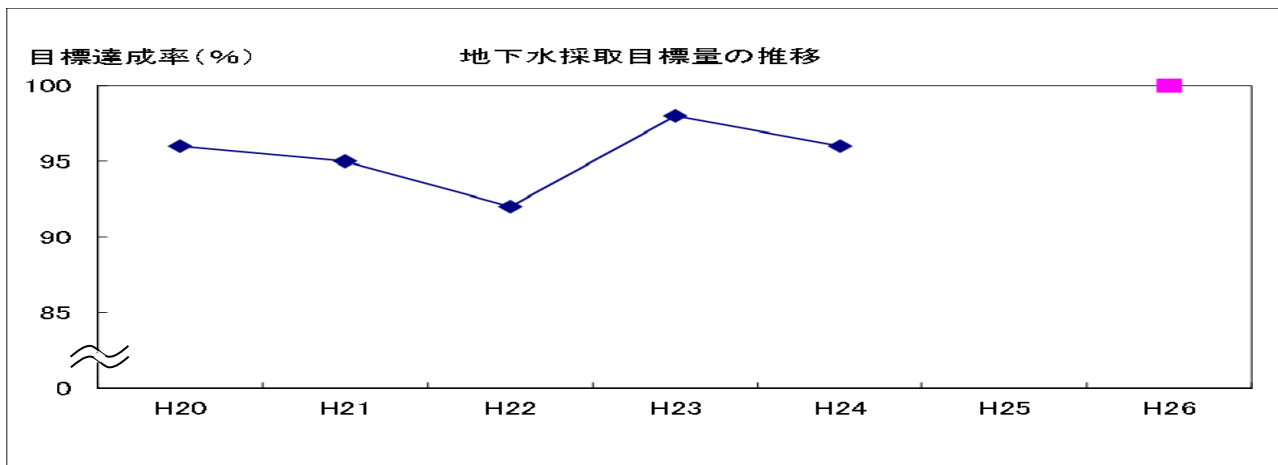
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	H25	
96%	95%	92%	98%	96%	集計中	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

安心・安全な地下水の保全・利用に向けた取り組みの推進 予算額：31百万円（H26年度）
31百万円（H25年度）

濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部について、地盤沈下を防止し併せて地下水の保全を図るため、地下水・地盤沈下状況等の調査資料及び観測資料等を収集・整理し、地下水量採取量と地盤沈下のメカニズムなどを分析し、地下水採取目標量の妥当性等を検討するとともに今後の取り組みの方向性を検討する。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度の地下水採取目標量の達成割合は、96%となり、引き続き高い水準を維持している。

地下水採取量については、降雨の影響等により年度毎の変動があるところ、今回評価する平成24年度の前年にあたる平成23年度は、達成率150%と高い実績値を示しており、地盤沈下も近年沈静化の傾向にあることから、地下水採取目標量の達成に向け、各地で行われている施策は順調に進捗しており、目標値の達成が見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

○地盤沈下防止等対策要綱推進協議会（毎年開催）

対象地域における施策の円滑な実施を図るために、濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部の3地域で地盤沈下防止等対策要綱推進協議会を開催した。主な議題は次のとおり。

- ・地盤沈下及び地下水位の状況
 - ・地下水採取の状況
 - ・地盤沈下による被害の実態
 - ・地盤沈下防止等対策の実施状況
 - ・地下水の適正利用及び地盤沈下防止等対策の推進のために必要な事項
- さらに、「地盤沈下防止等対策要綱の実施状況」をとりまとめた。

○地盤沈下防止等対策評価検討委員会（5年ごとに開催）

対象地域における「要綱に基づくこれまでの取組」及び「地下水・地盤沈下状況等」を整理・分析し、専門家及び関係地方公共団体の意見を踏まえながら、今後の地盤沈下防止等対策のあり方を検討することを目的として地盤沈下防止等対策評価検討委員会を開催した。主な議題は次のとおり。

- ・地盤沈下の現状と目標採取量の妥当性について
- ・地盤沈下防止等対策要綱の評価について

○地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議（5年ごとに開催）

濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部地域の地盤沈下防止等対策については、地盤沈下防止等対策要綱を策定し、総合的な対策を推進してきたところであり、地盤沈下の現状と今後の取組について情報交換及び意見交換し、今後の取組について決定した。主な議題は次のとおり。

- ・各地盤沈下防止等対策要綱地域の現状評価と今後の取組について
- ・今後の地盤沈下防止等対策について

課題の特定と今後の取組の方向性

地盤沈下防止等対策要綱の地域においては、これまでの取り組みにより地盤沈下も沈静化の傾向に向かっている。しかしながら、一部の地域において未だ地盤沈下の進行が認められることや渇水時の短期的な地下水位低下により地盤沈下が進行する恐れもあり、有識者からは今後も地盤沈下防止等対策要綱を継続し、目標採取量は現行の値を維持していくことが望ましいとの評価を頂き、「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」にて、地下水採取に係る目標量の継続が決定された。

以上から、Bと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局水資源部水資源政策課（課長 寺田 文彦）

業績指標 2 4

貯水池の建設に伴う水源地域における社会基盤整備事業の完了割合

評 価	
B	目標値：約 7 8 % (平成 2 8 年度) 実績値： 6 5 % (平成 2 5 年度) 6 7 % (平成 2 6 年度) 初期値： 5 8 % (平成 2 3 年度)

(指標の定義)

水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画のうち、平成 23 年度末において進捗中の整備計画 (30 地域) に位置づけられた事業の総数を分母とし、そのうち完了した事業数を分子とした割合を指標とする。(単位：%)

(目標設定の考え方・根拠)

水資源を安定的に確保するためには、水源施設の整備を促進するほか、水源地域における関係住民の生活の安定と地域社会の活性化を図り、水源地域の機能が適切に保全されることが必要である。

このため、貯水池の建設により著しい影響を受ける水源地域では、水源地域整備計画に基づいて道路整備等の社会基盤整備を行うものであり、その着実な進捗を示す指標として整備事業の完了割合を設定する。

平成 2 3 年度末において進捗中の整備計画 (3 0 地域) に位置づけられた事業の完了割合 (5 8 %) を初期値とし、平成 1 9 年度から平成 2 3 年度まで 5 年間のトレンドから平成 2 8 年度の数値を推定して目標値としている。

(外部要因)

ダム事業の進捗状況、地域の経済・社会状況の変化

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

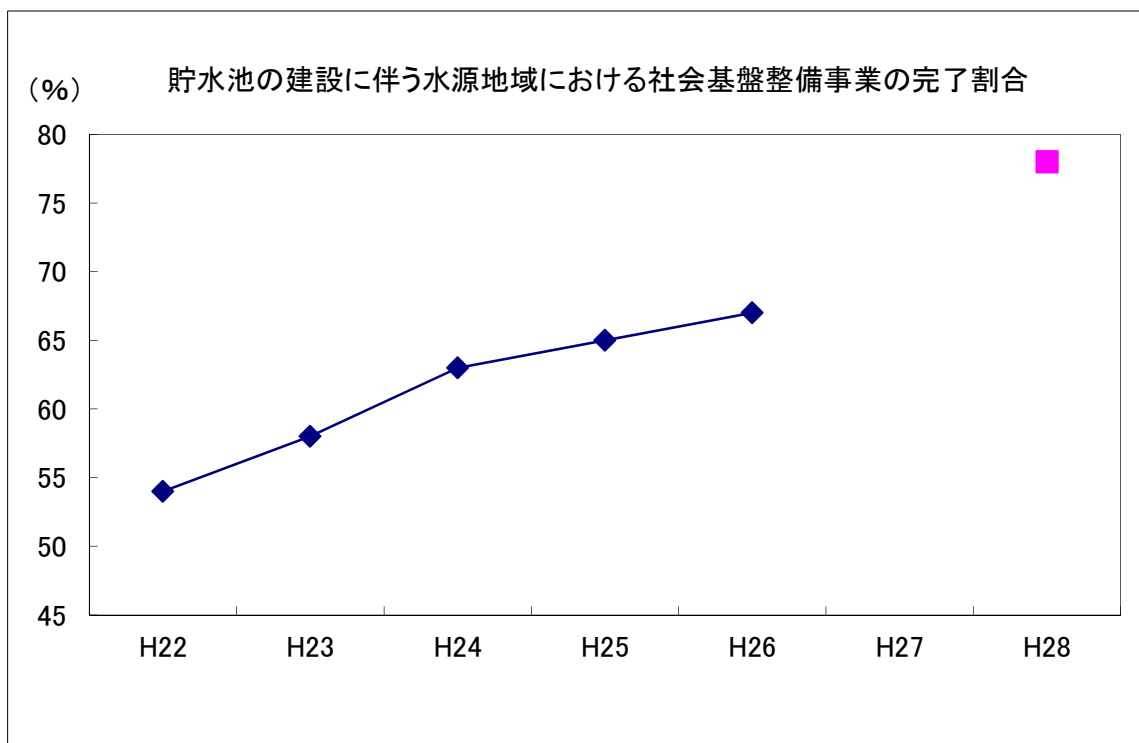
【閣決 (重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
5 4 %	5 8 %	6 3 %	6 5 %	6 7 %	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

水源地域の生活環境及び産業基盤を整備し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域対策特別措置法に基づくダム等の指定、水源地域の指定、水源地域整備計画を決定し、水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業の円滑な推進等、同法の適切な運用を図る。

予算額：0.08億円（平成25年度）

0.08億円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調でない」

業績指標の実績値は、毎年着実に向上しているが、直近の実績値によるトレンドを延長した場合、目標年度に目標値は達成できないことになる。

平成26年度末における業績指標の実績値は、67%（目安70%（4%/年））であり着実に向上しているが、直近2年間は、目安となる値を下回って推移している。

水源地域対策特別措置法の水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業（以下「整備事業」という。）は、関係地方公共団体等が事業主体となって各水源地域で実施されている。

平成25年度以降に整備事業の完了数の増加ペースが低下した理由については、整備事業毎に事情が異なるため一概に断定できないが、長期的にダムの新規着工が減少し、ダム建設事業の工期も長期化している中で、整備事業はダム建設事業の進捗に合わせて長期にわたり実施されるものが含まれるため、業績指標の実績もダム建設事業の進捗状況に影響を受けていると考えられる。

また、公共事業費の削減や事業の重点分野の変化（防災・減災や既設ストックの維持管理・長寿命化への重点化）を背景として、重点分野以外の施設の新設への予算配分が減少している可能性があり、このことが業績指標の実績に影響を及ぼしている可能性がある。

一方、関係道府県に整備事業の実施状況について聴取したところ、地元情勢（財政事情、社会情勢、住民意識の変化、用地問題等）の影響により整備事業計画の見直しや、地元の合意形成に時間を要する等の問題が生じ、整備事業の遅れが生じている例があるとの報告を受けている。

（事務事業等の実施状況）

整備事業の進捗にあたっては、定期的に道府県から聞き取りを行って、個々の整備事業の進捗状況や課題等の把握に努めている。

また、国の機関との間では、水源地域対策の適正かつ円滑な進捗を図るため、水源地域対策連絡協議会（関係省庁により構成）等を通じて、課題の共有を図ると共に、課題解決に努めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

整備事業の完了は着実に向上するものの、直近2年間の動向で推移した場合、当初目標値の達成が出来ないことから、B「業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示していない。」と評価した。

今後、水源地域対策特別措置法第7条（協力）、11条（国の財政上及び金融上の援助）に基づき、円滑に整備事業が実施されるよう、ダム建設事業者、各整備事業の関係者、地域関係者との情報共有や調整を図っていくことが必要である。

このため、今後も水源地域対策連絡協議会等を通じて、関係行政機関の間で課題の共有を図ると共に、整備事業の事業主体に対する支援について一層の協力を求めていく。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課 水源地域振興室（室長 塩本 知久）

関連指標 1

国際会議等において水に関するプレゼンテーション等を行った日本企業等の団体数

実績値等

目標値： 81 団体（平成28年度）
 実績値： 40 団体（平成25年度）
 48 団体（平成26年度）
 初期値： 22 団体（平成23年度）

（指標の定義）

二国間会議、多数の国が参加する国際会議、ワークショップ、シンポジウム等の機会において、相手国の政府関係者へ水に関するプレゼンテーション等を行った日本企業と団体の数（累積）

（目標設定の考え方・根拠）

気候変動や人口の増加等により世界的な渇水や水需給の逼迫が懸念され、今後の我が国への社会経済や国民生活にも大きな影響を与えるおそれがある。このため、我が国の水資源開発における施設整備と維持管理に関する高い技術、経験、知見等を活かし、積極的に世界の水資源問題の解決に貢献していく必要がある。また、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）においては、日本の経験・技術をアジアの持続可能なエンジンとして活用し、水インフラの整備支援を官民あげて取り組むことが謳われている。また、こうした支援は相手国が必要とする技術等を的確に提供することにつながり、良好な国際関係の構築にも資するものである。

これらを踏まえ、水に関する二国間会議やワークショップの開催、3年ごとに開催される世界水フォーラムでのパビリオンの設置等により、日本の企業や団体に水に関するプレゼンテーションや技術紹介の機会をより多く提供することを目指す。これにより、アジアを中心とした相手国政府への理解を深め、水インフラ関連企業と団体の海外展開を支援しつつ、官民連携して世界的な水資源問題の解決に貢献していく。

目標値は、これまでの二国間会議やワークショップ、世界水フォーラムでの実績と今後の実施予定を踏まえ、平成23年度から平成28年度までの間に、これらの機会において水に関するプレゼンテーション等を行う企業等の団体の数（累積値）とする。なお、本指標の実績値は年度毎に集計して累積値を公表していくこととするが、対象となる団体が1つの国際会議において複数回のプレゼンテーション等を行った場合でも1団体として取り扱う（当該団体が同一年度内に別の会議でプレゼンテーション等を行った場合には、それぞれ1団体として取り扱う）。

（外部要因）

景気動向、相手国政府の政情等の社会、経済情勢

（他の関係主体）

—

（重要政策）**【施政方針】**

—

【閣議決定】

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）

【閣決（重点）】

—

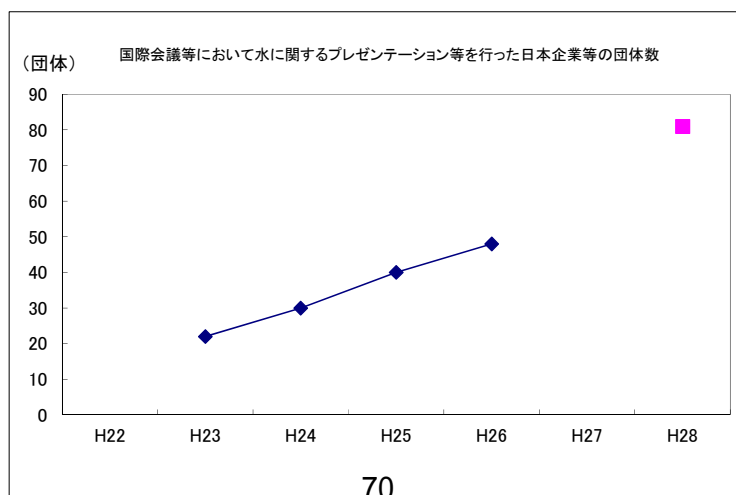
【その他】

—

過去の実績値

(年度)

H22	H23	H24	H25	H26
—	22 団体	30 団体	40 団体	48 団体



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

世界的水資源問題を踏まえた我が国の対応方策検討

気候変動や人口増加による水需給の逼迫が懸念されるなか、アジア・太平洋地域等の持続的な成長に寄与する水インフラの整備支援に向けて、総合水資源管理（IWRM）の普及や流域管理構想の立案・提示とともに日本の技術・経験を活用した水インフラの海外展開を図るため、国際会議等を活用した情報発信、政策対話、ワークショップ等を実施する。

予算額 0.34億円（平成25年度）

0.44億円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

—

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

「順調である」

平成26年度は2カ国のワークショップを開催し、7つの企業及び団体がプレゼンテーション等に参加した。また、国際会議に参加し、1団体がプレゼンテーション等を行った。

今後、平成27年度に世界水フォーラムなど大規模な国際会議等が予定されており、目標年度には目標値の達成が予想される。

（事務事業等の実施状況）

平成26年度の実績は以下のとおり。

①OECD水ガバナンス会合（平成26年9月19日：フランス・パリ）

プレゼンテーション参加団体数： 1団体

②日ベトナム水資源施設管理ワークショップ（平成26年12月23日：ベトナム・ハノイ）

プレゼンテーション参加団体数： 6団体

③日ミャンマー水資源管理ワークショップ（平成27年2月9日：ミャンマー・ネーピードー）

プレゼンテーション参加団体数： 1団体

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局水資源部水資源計画課（課長 廣木 謙三）

業績指標 25

歩いていける身近なみどりのネットワーク率

評価

B	目標値：約75% (平成28年度) 実績値：約70% (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：約69% (平成22年度)
---	---

(指標の定義)

市街地において、都市住民の徒歩圏（注1）内に様々な規模の公園・緑地（都市公園以外を含む）（注2）のネットワークが体系的に整備されている状態（注3）（分母）を100%とした場合の実際の整備率（分子）

（注1）都市住民にとって、日常生活上最低限必要とされる学校、店舗、公園等のコミュニティ施設が備わり、主な交通手段が徒歩となる日常生活空間の単位。住区に相当し、概ね1km²が標準的な範囲となる。

（注2）○小規模な公園・緑地（標準面積0.25ha）
 →街区公園、市民緑地、児童遊園、条例設置公園、広場公園、緑道 等
 ○中規模な公園・緑地（標準面積2ha）
 →近隣公園、特別緑地保全地区、都市緑地、都市林 等

○大規模な公園・緑地（標準面積4ha以上）
 →地区公園、総合公園、運動公園、国民公園、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園、広域公園、レクリエーション都市、国営公園、緩衝緑地等

（注3）1住区当たりの整備水準として、街区公園を含む小規模な公園緑地が4箇所、近隣公園を含む中規模な緑地が1箇所、地区公園を含む大規模な公園緑地が0.25箇所整備されている状態。

(目標設定の考え方・根拠)

少子高齢化社会に対応するため、長期的に100%となることをめざしており、現況値との勘案により平成28年度の目標値約75%を設定している。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）「第3部 第7節都市 3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）「公園、道路、河川・砂防、港湾、下水道等の事業間連携等による水と緑のネットワーク形成等の推進」

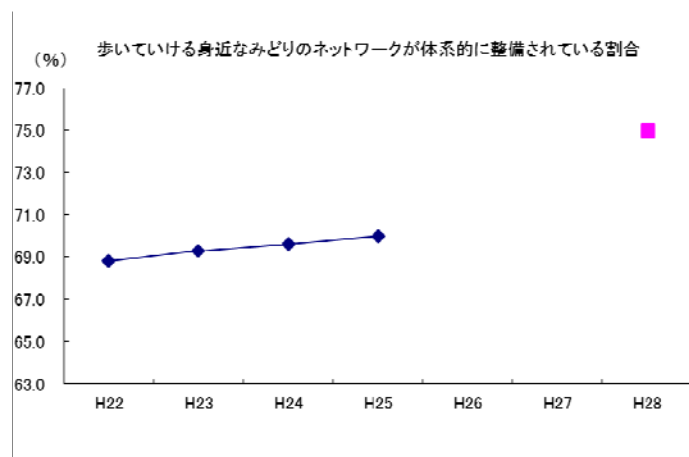
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
約69%	約69%	約70%	約70%	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○住区基幹公園の整備

住区基幹公園の整備を推進することにより、都市の緑を保全・創出し、良好な住環境の形成を図る。

予算額：社会資本整備総合交付金9,124億円、防災・安全交付金10,841億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金932億円の内数（平成26年度国費）

社会資本整備総合交付金9,031億円、防災・安全交付金10,460億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金811億円の内数（平成25年度国費）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成26年度の実績値は集計中であるが、過去の実績値の進捗（H22:68.8%、H23:69.3%、H24:69.6%、H25:70.0%）から、目標値にむかって順調に推移するものの、目標期限である平成28年度には目標値の達成は困難である。

（事務事業等の実施状況）

都市公園事業費補助、社会資本整備総合交付金により、市街地における都市公園整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり過去の実績値の進捗から今後も着実に実績値の増加が見込まれるが、目標年度に目標達成は困難と思料。今後は、既成市街地における効率的な都市公園の整備手法の一つである立体都市公園制度に関する周知をさらに行うとともに、社会資本整備総合交付金等により都市公園の整備を継続的に支援していく。
- ・歩いていける範囲の身近な公園については、生物多様性国家戦略2012-2020（H24）においても、目指す方向として、日常的な暮らしの中で身近な自然とのふれあいの場と機会を確保することとされていることから、引き続き都市公園等の整備を推進していく。

以上から、Bと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（課長 柳野 良明）

業績指標 26

1人当たり都市公園等面積

評 価	
A	目標値：10.5㎡/人（平成28年度） 実績値：10.1㎡/人（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：9.8㎡/人（平成22年度）

(指標の定義)

都市公園等（都市公園及びカントリーパーク）の面積（分子）を都市域及びカントリーパークが設置された市町村の人口（分母）で除したものの。

※カントリーパーク：都市計画区域外の一定の農山漁村に整備する公園

(目標設定の考え方・根拠)

緑豊かな生活環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略（H14）において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡に高めることが目標とされているところ。これを踏まえ、都市公園の今後の整備予定量から目標値を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）「第3部 第7節都市 3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を活かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」

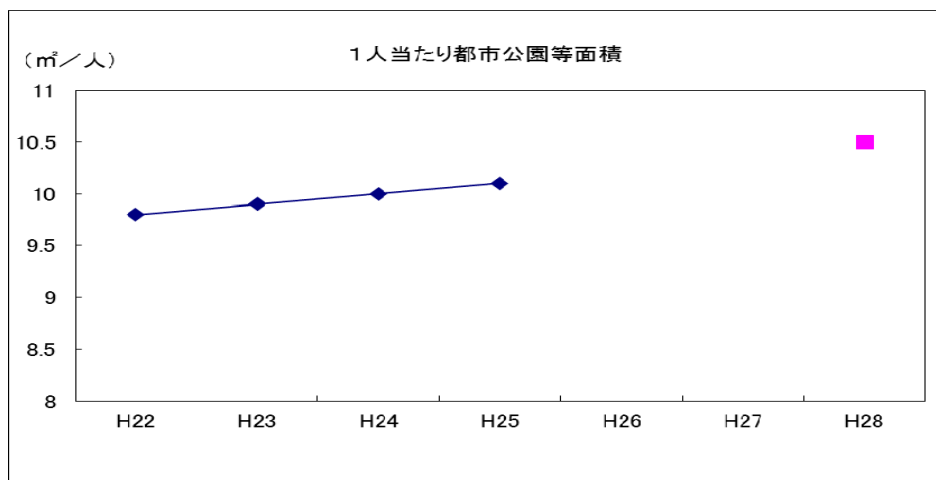
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H26
9.8㎡/人	9.9㎡/人	10.0㎡/人	10.1㎡/人	集計中	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

①国営公園の整備

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）をはじめとした14国営公園の着実な整備を推進している。

予算額：国営公園整備費 106億円（平成26年度国費）

国営公園整備費 109億円（平成25年度国費）

②都市公園等整備事業に対する補助

地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。

予算額：社会資本整備総合交付金9,124億円、防災・安全交付金10,841億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金932億円の内数（平成26年度国費）

社会資本整備総合交付金9,031億円、防災・安全交付金10,460億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金811億円の内数（平成25年度国費）

関連する事務事業等の概要

○緑地環境整備総合支援事業の推進

都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定及び市民緑地制度による民有緑地の公開などの多様な手法の活用による緑とオープンスペースの確保を支援する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・都市公園等面積は着実に増加している。

（事務事業等の実施状況）

- ・直轄事業においては、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）等14公園の整備を推進した。
- ・補助事業においては、都市公園事業費補助、緑地環境整備総合支援事業費補助、社会資本整備総合交付金等により地方公共団体による公園整備への支援を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成26年度の実績値は集計中であるが、本業績指標は、平成26年度に東北で大規模な公園（みちのく杜の湖畔公園）の区域拡大（325.5ha）があったこと、及び今後の計画的な都市公園の整備の推進等を勘案すると、目標年度に目標値の達成が見込まれるため、Aと評価した。
- ・都市の緑を確保していく上で、他の手法とあわせ引き続き計画的に都市公園の整備を推進していくことの重要性も勘案し、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局公園緑地・景観課（課長 椰野 良明）

業績指標 27

都市空間における水と緑の公的空間確保量

評価

B	目標値：13.5㎡/人（平成28年度） 実績値：集計中（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：12.6㎡/人（平成22年度）
---	--

（指標の定義）

都市域における（原則都市計画区域とする）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度等により持続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市計画区域人口で除したものの。

<分母>都市計画区域人口（人）

<分子>都市域の持続的自然環境面積※（㎡）

※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって持続性が担保されている土地の面積

（目標設定の考え方・根拠）

水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略（H14）において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡に高めることが目標とされているところであり、都市公園、特別緑地保全地区等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）「第3部 第7節都市 3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を活かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
- ・低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日）「緑地の保全や都市緑化等の推進」
- ・京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）「緑の政策大綱」や市町村が策定する「緑の基本計画」等、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を積極的に推進する。」
- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」

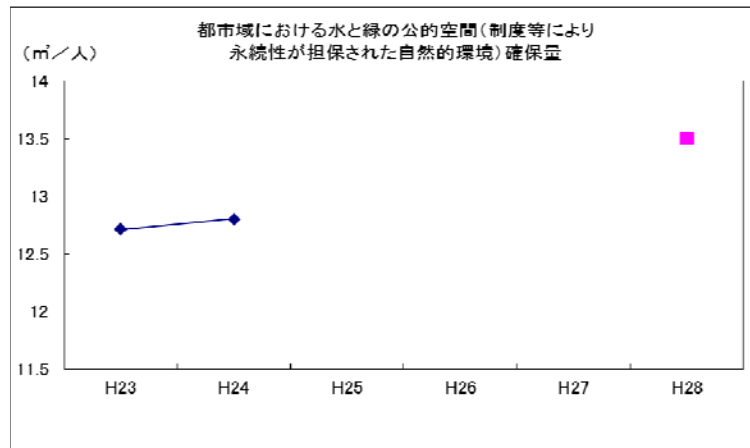
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

- ・地方再生戦略（平成19年11月地域活性化統合本部決定）「城跡・古墳、歴史的建造物等を生かしたまちなみ形成の支援、都市公園事業等の既存制度の充実による支援について検討する。」

過去の実績値				(年度)	
H22	H23	H24	H25	H26	
12.6㎡/人	12.7㎡/人	12.8㎡/人	集計中	集計中	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

①国営公園の整備 (◎)

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園(奈良県)をはじめとした14国営公園の着実な整備を推進している。

予算額：国営公園整備費 106億円(平成26年度国費)

国営公園整備費 109億円(平成25年度国費)

②都市公園等整備事業に対する補助 (◎)

地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。

予算額：社会資本整備総合交付金9,124億円、防災・安全交付金10,841億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金932億円の内数(平成26年度国費)

社会資本整備総合交付金9,031億円、防災・安全交付金10,460億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金811億円の内数(平成25年度国費)

③古都及び緑地保全事業の推進 (◎)

古都及び緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。

予算額：社会資本整備総合交付金9,124億円、防災・安全交付金10,841億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金932億円の内数(平成26年度国費)

社会資本整備総合交付金9,031億円、防災・安全交付金10,460億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金811億円の内数(平成25年度国費)

④特別緑地保全地区内の土地に係る相続税の特例措置(相続税)

相続税額について延納の許可を受けた者に係る課税相続財産の価額のうちに、特別緑地保全地区にある土地の価額がある場合の利子税の利率の特例措置を講ずる。

⑤相続税評価額の特例措置(相続税)

特別緑地保全地区内の山林、原野、立木について、評価の軽減措置を講ずる。

⑥地価税に係る非課税措置(地価税) ※平成10年1月1日より当分の間、課税の停止

特別緑地保全地区内の緑地に係る土地の非課税措置を講ずる。

⑦市街化区域農地に対して課す固定資産税の特例措置(固定資産税)

市街化区域農地のうち、三大都市圏の既成市街地等内の市の区域に存するものに係る宅地並み課税について、特別緑地保全地区内の農地については適用除外とする。

⑧特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等(相続税)

特別緑地保全地区内の土地(ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外)の山林・宅地に係る評価の軽減措置を講ずる。

⑨特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等(固定資産税)

特別緑地保全地区内の土地(ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外)の山林・宅地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。

⑩特別緑地保全地区に係る土地に対する非課税措置(特別土地保有税)

特別緑地保全地区内の土地(ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外)に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。

⑪市民緑地に係る課税の特例措置(相続税)

市民緑地の用地として貸し付けられている土地の評価の軽減措置を講ずる。

⑫認定緑化施設に係る課税の特例措置(固定資産税)

緑化施設整備計画の認定を受けた認定緑化施設に係る課税標準の特例措置を講ずる。

⑬生産緑地に係る相続税の特例措置(相続税)

農地等に係る相続税の納税猶予措置を講ずる。

⑭生産緑地地区内の農地に係る非課税措置(地価税)

生産緑地地区内の農地等のうち買取りのされていないものに係る地価税の非課税措置を講ずる。

⑮贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予(不動産取得税)

贈与により一定割合以上の農地等を取得した場合の不動産取得税について徴収を猶予する(贈与税が免除される場合は納税義務免除)。

⑯市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置(固定資産税)

特定市街化区域農地に係る宅地並み課税について、生産緑地地区内の農地については適用除外とする。

関連する事務事業等の概要

- ①緑地環境整備総合支援事業の推進 (◎)
都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定及び市民緑地制度による民有緑地の公開などの多様な手法の活用による緑とオープンスペースの確保を支援する。
- ②道路緑化の推進 (◎)
良好な景観を形成し、CO₂の吸収など環境への負荷を軽減するため、良質な緑の道路空間を構築するべく、道路緑化を積極的に進める。
- ③河川における水際の緑化 (◎) (P)
河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生や多自然川づくりにより、水と緑の豊かな空間を確保する。
- ④急傾斜地における緑を生かした斜面对策 (◎) (P)
山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備を推進する。
- ⑤港湾環境整備事業の推進 (◎) (P)
港湾内の生活・労働環境改善などを図り、港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地を計画的に整備する。
- ⑥空港周辺緑地整備事業の推進 (◎) (P)
特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備する。
- ⑦下水道施設の緑化等の推進 (◎) (P)
下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を積極的に進める。
- ※公的賃貸住宅、官庁施設について追記 (P)
(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

都市における自然的環境の多くを占める都市公園の面積としては、過去の実績値（平成24年度約120千ha、平成25年度約121千ha）から推計すると平成24年度は約1千ha程度増加することが見込まれ、過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

- ・直轄事業においては、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）等14公園の整備を推進した。
 - ・補助事業においては、都市公園事業費補助、緑地環境整備総合支援事業費補助、社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。
 - ・良質な緑の道路空間を構築するため、道路緑化を推進した。
 - ・自然再生、多自然川づくり等を多摩川、木曾川等で実施。(P)
 - ・山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備を推進。(P)
 - ・港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地の整備を全国約50港で実施した。(P)
 - ・特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備した。(P)
 - ・下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を推進した。(P)
- ※公的賃貸住宅、官庁施設について追記 (P)

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成26年度の実績値は集計中であるが、前述のとおり、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドをやや下回る値であるため、Bと評価した。
- ・都市域における水と緑の公的空間を確保していく上で、引き続き社会資本整備総合交付金等により、都市公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・急傾斜地・港湾等の公共空間の緑化を推進していく必要がある。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課（課長 椰野 良明）

関係課：道路局環境安全課道路環境調査室（室長 高松 諭）

水管理・国土保全局河川環境課（課長 五十嵐 崇博）

水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 西山 幸治）

水管理・国土保全局下水道部流域管理官（流域管理官 加藤 裕之）

港湾局海洋・環境課（課長 小谷野 喜二）

航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課（課長 藤田 穰）

業績指標 28

地方公共団体における公園施設の長寿命化計画策定率

評価

A	目標値：60%（平成28年度） 実績値：48%（平成25年度） 51%（平成26年度） 初期値：16%（平成23年度）
---	--

(指標の定義)

都市基幹公園・大規模公園を有する地方公共団体のうち、公園施設長寿命化計画を策定する団体数の割合

(目標設定の考え方・根拠)

平成23年度に行った計画策定意向アンケート結果を踏まえ、都市基幹公園・大規模公園を有する地方公共団体のうち、計画策定済み団体の割合を平成23年度約16%から平成28年度約60%まで向上させる目標を設定。

(外部要因)

・なし

(他の関係主体)

・地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

・なし

【閣議決定】

・なし

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

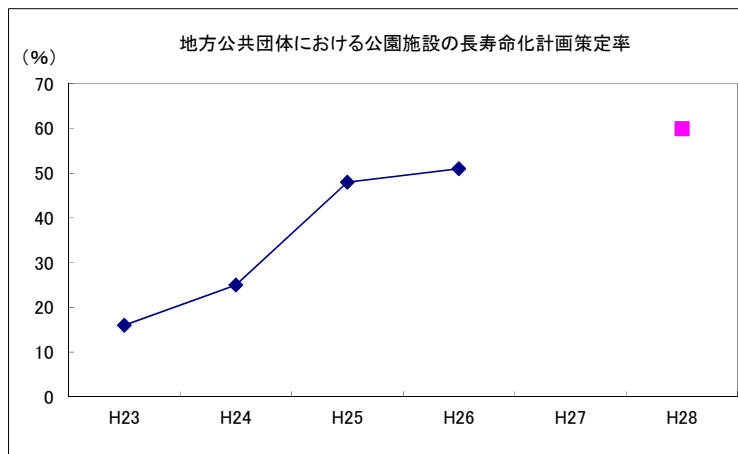
【その他】

・なし

過去の実績値

(年度)

H23	H24	H25	H26	
16%	25%	48%	51%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・公園施設長寿命化計画策定調査による支援の実施 (◎)

地方公共団体に対して、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定費用に係る支援を実施。

予算額：社会資本整備総合交付金9,124億円、防災・安全交付金10,841億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金932億円の内数（平成26年度国費）

社会資本整備総合交付金9,031億円、防災・安全交付金10,460億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金811億円の内数（平成25年度国費）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

特になし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成26年度の実績値は51%であり、目標値の達成に向けて順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

地方公共団体における公園施設の長寿命化計画策定率を向上するため、平成27年度においても、地方公共団体に対して、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定費用に係る支援を実施。また、平成24年4月に「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」を公表し、地方公共団体の策定の取り組みを支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、目標値の達成に向けて順調に推移していることから、Aと評価した。今後も公園施設の長寿命化計画策定に係る支援を実施していくこととする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

・なし

(平成28年度以降)

・なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局公園緑地・景観課(課長 柳野 良明)

業績指標 29

生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合

評 価	
B	目標値：約 50% (平成 28 年度) 実績値：約 38% (平成 25 年度) 集計中 (平成 26 年度) 初期値：約 33% (平成 22 年度)

(指標の定義)

政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合

分子：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数

分母：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画策定数

(目標設定の考え方・根拠)

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るためには緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定割合を把握する。対象都市における緑の基本計画の改定時期のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、平成 28 年度末までには 50% が達成されることを目標とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体(市区町村)(緑の基本計画の策定主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号)
- ・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 (平成 22 年法律第 72 号)
- ・生物多様性国家戦略 2012-2020(平成 24 年 9 月 28 日)第 3 部第 1 章第 7 節 2 緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定

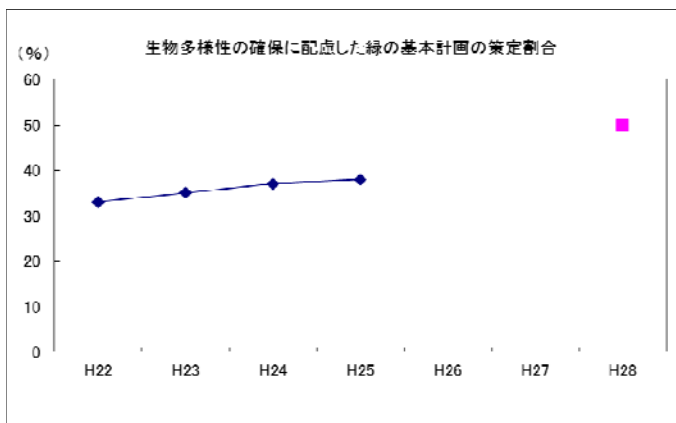
【閣決(重点)】

なし

【その他】

国土交通省都市局において平成 23 年 10 月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」、平成 25 年 5 月に「都市の生物多様性指標(素案)」を策定したことを踏まえ、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を行う。

過去の実績値					(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
約 33%	約 35%	約 36%	約 38%	集計中	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」、平成25年5月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定したことを踏まえ、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援や施策の重要性に関する普及啓発を行っている。

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成26年度の実績値は集計中であるが、過去の実績値の進捗（H22:約33%、H23:約35%、H24:約36%、H25:約38%）から、目標に向かって順調に推移するものの、目標期限である平成28年度には目標値の達成は困難となりつつある。

（事務事業等の実施状況）

「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」や「都市の生物多様性指標（素案）」の普及に努めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり過去の実績値の進捗から今後も着実に実績値の増加が見込まれるが、目標年度に目標達成は困難となりつつある。今後は、「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」や「都市の生物多様性指標（素案）」の周知や都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援や施策の重要性に関する普及啓発をより一層実施する。

以上から、Bと評価した

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局公園緑地・景観課緑地環境室（室長 町田 誠）

業績指標 30

下水汚泥エネルギー化率（下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合）

評価

B	目標値：約 29%（平成 28 年度） 実績値：約 15%（平成 25 年度） 集計中（平成 26 年度） 初期値：約 13%（平成 22 年度）
---	--

（指標の定義）

- ・ 下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合
 （分母）下水汚泥中の有機物
 （分子）消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用された下水汚泥中の有機物

（目標設定の考え方・根拠）

- ・ 今後、現在約 3 割が未利用の消化ガスの有効利用が行われ、焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等が行われることを見込んで、下水汚泥のエネルギー化率が平成 28 年度に約 29%まで進展することを目標とする。

（外部要因）

- ・ 技術開発の動向、資源価格の高騰

（他の関係主体）

- ・ 地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第 189 回国会施政方針演説（平成 27 年 2 月 12 日）「あらゆる施策を総動員して、徹底した省エネルギーと、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・ エネルギー基本計画（平成 26 年 4 月 10 日）「再生可能エネルギーについては、2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」（第 2 章第 2 節 1.（1））

【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）「第 3 章に記載あり」

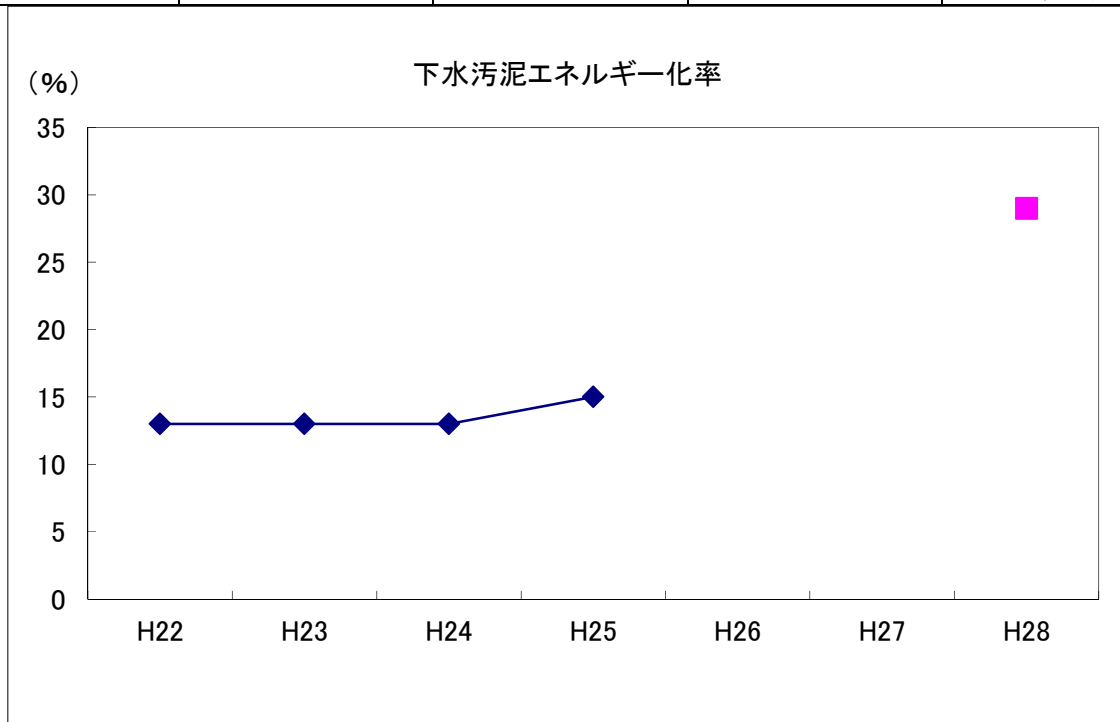
【その他】

- ・ なし

過去の実績値

（年度）

H22	H23	H24	H25	H26
約 13%	約 13%	約 13%	約 15%	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- 下水汚泥のエネルギー利用 (◎)
 - ・ 下水汚泥のエネルギー利用を促進するため、地方公共団体が行う汚泥のエネルギー化施設の整備に対して支援を行うとともに、革新的技術の実証事業を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 9, 1 2 4 億円の内数 (平成 2 6 年度国費)
下水道事業関連予算額 5 3 億円の内数 (平成 2 6 年度国費)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 2 6 年度の実績値は集計中である。平成 2 3 年度以降は、東日本大震災の影響もあり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、平成 2 5 年度から上昇しており、多くの事業が円滑に進捗していることから、今後の実績値の急上昇が見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

- ・ 社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体による下水汚泥のエネルギー化を支援した。
- ・ 平成 2 3 年度から、「下水道革新的技術実証事業 (B-DASH プロジェクト)」により、下水道における創エネ対策に係る革新的技術を実証し、下水汚泥のエネルギー化を推進した。
- ・ 下水汚泥固形燃料の JIS 規格を制定し、品位の安定化及び信頼性の確立を図り、市場の活性化を促進した。
- ・ 「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン」を改訂するとともに、「下水汚泥のエネルギー化導入簡易検討ツール」を公表し、各下水道管理者における下水汚泥のエネルギー化を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業務指標については、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないこととなるため、B と評価した。
- ・ 平成 2 3 年度以降は、東日本大震災の影響もあり、実績値が上昇していなかったが、平成 2 5 年度から上昇しており、今後の上昇が見込まれる。
- ・ 平成 2 3 年度から実施している「下水道革新的技術実証事業 (B-DASH プロジェクト)」は、その成果が普及するのに時間を要するため、今後業務指標への効果が発現するものと見込まれる。
- ・ 課題として、地方公共団体の厳しい財政事情等のため、下水汚泥のエネルギー利用施設の導入が進みにくい状況がある。
- ・ 引き続き、社会資本整備総合交付金による財政支援を行うとともに、低コストな技術に関する実証を実施し、実証事業の成果についてはガイドライン化を図ること等によって省エネ・創エネ技術の普及を図る。
- ・ また、スケールメリットがはたらくよう、既存の下水処理場において、地域の生ごみ等のバイオマスの効率的な集約・利活用を推進するため、先行事例等についての課題の把握、モデル地域における事業化検討、マニュアルのとりまとめ等を行う。
- ・ さらに、下水汚泥が燃料として利用されるよう努めることについて、下水道管理者が責務を有することを明確にする。
- ・ なお、平成 2 4 年から施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (固定価格買取制度)」等により下水汚泥のエネルギー利用がさらに加速すると見込まれる。

平成 2 7 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 2 7 年度)

- ・ 下水道法の改正により、下水汚泥が燃料として利用されるよう努めることについて、下水道管理者が責務を有することを明確にする。
- ・ スケールメリットがはたらくよう、既存の下水処理場において、地域の生ごみ等のバイオマスの効率的な集約・利活用を推進するため、先行事例等についての課題の把握、モデル地域における事業化検討、マニュアルのとりまとめ等を行う。

(平成 2 8 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 (課長 井上 誠)

業績指標 3 1

汚水処理人口普及率（総人口に占める汚水処理施設を利用できる人口の割合）

評 価	
B	目標値：約 9 5 %（平成 2 8 年度） 実績値：約 8 9 %（平成 2 5 年度）※ 1 集計中（平成 2 6 年度） 初期値：約 8 7 %（平成 2 2 年度）※ 2 ※ 1 東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な自治体があるため参考値 ※ 2 東日本大震災の影響で、岩手県・宮城県・福島県の 3 県において調査不能な自治体があるため参考値

（指標の定義）

汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設、浄化槽等）が普及している人口の割合

（分母）総人口

（分子）汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設、浄化槽等）が普及している人口

（目標設定の考え方・根拠）

将来的には、全人口が汚水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの下水道、農業集落排水施設、浄化槽等各汚水処理施設の整備の進捗状況等を踏まえて、当面の目標として、平成 2 8 年度までに約 9 5 % 達成させることを目標として設定

（外部要因）

技術開発の動向、地元の調整状況等

（他の関係主体）

- ・環境省（浄化槽事業を所管）
- ・農林水産省（農業集落排水施設事業を所管）
- ・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第 1 6 2 回国会施政方針演説（平成 1 7 年 1 月 2 1 日）
 「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 2 4 年 8 月 3 1 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】

なし

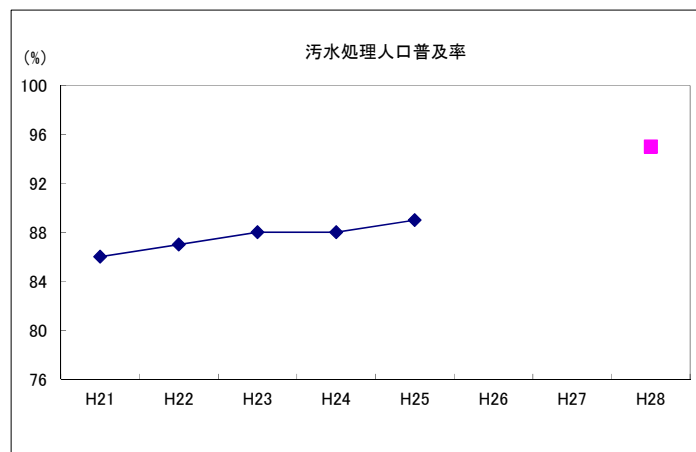
（指標の定義）

汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設、浄化槽等）が普及している人口の割合

（分母）総人口

（分子）汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設、浄化槽等）が普及している人口

過去の実績値				(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
約 8 7 %※ ※参考値	約 8 8 %※ ※参考値	約 8 8 %※ ※参考値	約 8 9 %※ ※参考値	(集計中)



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○汚水処理施設の整備（◎）

- ・効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。
 - ・下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 9,031億円の内数（平成25年度国費予算ベース）
社会資本整備総合交付金予算額 9,124億円の内数（平成26年度国費予算ベース）
- （注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・汚水処理人口普及率の平成26年度の実績値は集計中であるが、平成25年度の実績値は約89%※で、前年度から約1%上昇している。
 - ・普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、汚水処理人口普及率が全国平均を超えているのは、17都道府県だけである。また、5万人未満の中小市町村における汚水人口普及率は75.6%※（平成26年度末時点）にとどまっている。
- ※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な自治体があるため参考値である。

（事務事業等の実施状況）

- ・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。
- ・平成23年度末に「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」において、関係三省の連携を基本とした未整備地域における効率的な整備のあり方等について検討のうえ中間とりまとめを行い、効率的な汚水処理整備を推進した。
- ・平成26年1月に、汚水処理に関する国土交通省、農林水産省、環境省の3省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し、併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を公表し、都道府県構想※の徹底した見直しと10年概成に向けたアクションプランの策定を要請した。

※ 都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実状に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業務指標については、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるため、Bと評価した。
- ・平成22年度より社会資本整備総合交付金が創設され、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業の支援が可能となった。
- ・また、平成23年度末に「今後の汚水処理のあり方に関する検討会」において、関係三省の連携を基本とした未整備地域における効率的な整備のあり方等について検討のうえ中間とりまとめを行い、効率的な汚水処理整備を推進している。
- ・さらに、平成26年1月に、汚水処理に関する国土交通省、農林水産省、環境省の3省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し、併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を公表し、都道府県構想※の徹底した見直しと10年概成に向けたアクションプランの策定を要請しているが、地方公共団体の厳しい財政事情等のため、汚水処理整備が進みにくい状況がある。・引き続き、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進した上で、各汚水処理施設の連携を一層強化するとともに、地域の実状に応じた低コストの下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。

※ 都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実状に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

- ・人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進するため、地域の実情に応じた低コストの下水道整備手法のモデル検討を行い、全国へ水平展開を行う。

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道事業課（課長 増田隆司）

業績指標 3 2

特に重要な水系における湿地の再生の割合

評 価

A	目標値：約 5 割（平成 2 8 年度） 実績値：約 4. 5 割（平成 2 5 年度） 約 4. 8 割（平成 2 6 年度） 初期値：約 3 割（平成 2 3 年度）
---	--

(指標の定義)

生態系の保全・再生の観点等から特に重要な水系において、過去に開発等で失われた湿地の面積約 9 0 0 ha のうち、河川整備により再生された割合。

再生された湿地の面積の割合 = ① / ②

①：再生された湿地の面積

②：特に重要な水系において過去に開発等で失われた湿地の中で回復可能な面積

(目標設定の考え方・根拠)

生態系の保全・再生の観点等から特に重要な水系において、過去に開発等で失われた湿地を平成 2 3 年度までに 3 0 0 ha（約 3 割）再生。

予算の推移や現場状況等を踏まえて、平成 2 8 年度までに約 5 割の湿地を再生することを目標。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・生物多様性国家戦略 2 0 1 2 - 2 0 2 0（平成 2 4 年 9 月 2 8 日）

ラムサール条約湿地を抱える市町村が任意に加盟する「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」をはじめ、関係する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携しつつ、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。（第 3 部第 1 章 2 節）失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、エコロジカルネットワークの形成に取り組み、河川や湿地などの保全・再生を重点的に実施します。

（第 3 部第 1 章第 8 節）

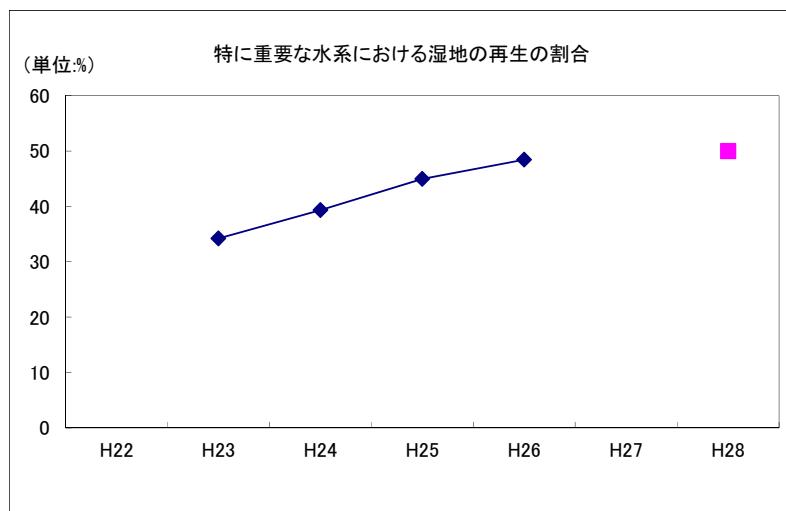
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成 2 4 年 8 月 3 1 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
-	約 3 割	約 3 9 %	約 4 5 %	約 4 8 %	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

失われつつある自然環境の保全・再生 (◎)

生態系ネットワーク形成に向けた取組として、過去の開発等により失われた多様な生物の生息・生育環境である湿地について、地域の多様な主体と連携しつつ、河川改修に合わせた再生等を推進

予算額：河川事業費等4, 484億円の内数（平成25年度）

4, 544億円の内数（平成26年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成26年度の実績値は48%となり、目標年度には目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

・湿地の再生事業等を鉧路川、利根川等で実施

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成26年度の実績値は48%となり、目標値に対して順調に推移している。また、今後もこれまでどおり、重点的に自然再生事業を促進させることとし、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局河川環境課（課長 五十嵐 崇博）

関係課：水管理・国土保全局治水課（課長 大西 亘）

業績指標 33

良好な水環境創出のための高度処理実施率（高度処理が必要な区域内の人口に対する高度処理が実施されている区域内の人口の割合）

評価	
A	目標値：約43%（平成28年度） 実績値：約41%（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：約33%（平成23年度）

（指標の定義）

富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域を対象区域として、対象区域内における当該年度の居住人口に対する、必要な高度処理が実施されている区域内の人口の割合をいう。

（分子）必要な高度処理が実施されている区域内の人口

（分母）富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域内における当該年度の居住人口

（目標設定の考え方・根拠）

高度処理が必要であると位置付けられている処理場において、現在予定されている新設・増設・改築時に、高度処理を着実に推進するとともに、水道水源となっている指定湖沼、三大湾の代表的なベイエリア等において、高度処理を重点的に推進するとの考えに基づいて、平成28年度までに約43%を達成することを目標として設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・ 21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「閉鎖性海域等の水質汚濁対策、・・・などの総合的な取組を推進することにより、多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊饒の「里海」の創生を図る。水質、水量の観点のみならず、生物多様性の保全の観点も含め、湖沼の汚濁負荷メカニズムの解明や水質汚濁対策の実施、水域と陸域の推移帯（水辺エコトーン）におけるヨシ群落の保全再生などの取組を進め、それぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図る。」
- ・ 海洋基本計画（平成25年4月26日）「陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、下水道等污水处理施設の整備や高度処理の導入を進める」

【閣決（重点）】

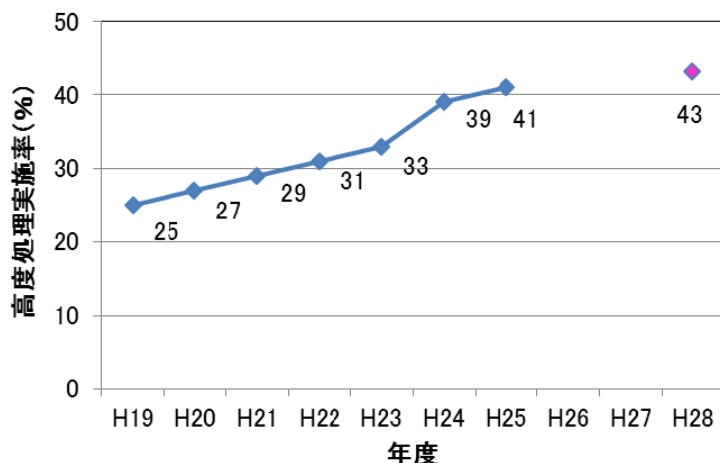
社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章、第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	
約31%	約33%	約39%	約41%		（集計中）

良好な水環境創出のための高度処理実施率



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○ 高度処理の普及促進 (◎)

- 高度処理の施設の整備により高度処理の普及を促進するため、高度処理を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 9,031億円の内数(平成25年度国費)

9,124億円の内数(平成26年度国費)

防災・安全交付金予算額 1兆0,460億円の内数(平成25年度国費)

1兆0,841億円の内数(平成26年度国費)

下水道事業関連予算額 54億円の内数(平成25年度国費)

53億円の内数(平成26年度国費)(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 高度処理実施率の平成26年度の実績値は集計中であるが、平成25年度の実績値は約41%と着実に上昇しており、特段の外部要因もなく、過去の実績を踏まえれば着実に上昇すると見込まれ、目標年度に目標値を達成できる見込みである。

(事務事業の実施状況)

- 三大湾、指定湖沼等における水質環境基準の達成に向けて、これらの地域において高度処理施設の整備を推進した。
- 平成20年9月の事務連絡「高度処理方法として取り扱うことのできる処理方法の事業計画への位置づけについて」により、高度処理を位置付けるべき処理場の定義を整理し、適切な高度処理の実施を推進した。
- 平成20年6月の事務連絡「処理方法の考え方について」により、新設・増設・改築時における高度処理の導入に加え、改築の時期に達していない施設においても段階的な高度処理を導入するよう地方公共団体に依頼した。
- 平成21年度には、高度処理を位置づけた流域別下水道整備総合計画策定時の高度処理共同負担制度の適用可能性の検討などの取り組みを行い、積極的な高度処理の導入を推進した。
- 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 段階的の高度処理の推進など、高度処理の普及・実施に寄与する取り組みを行っており、当指標も着実に上昇すると見込まれる。
- 引き続き、三大湾や指定湖沼などの閉鎖性水域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。
- 以上から、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官(流域管理官 加藤 裕之)

業績指標 34

特定輸送事業者の省エネ改善率 (①特定貨物輸送事業者、②特定旅客輸送事業者、③特定航空輸送事業者)

評価	
①A ②B ③A	目標値：①直近5年間の改善率の年平均-1% (毎年度) ②直近5年間の改善率の年平均-1% (毎年度) ③直近5年間の改善率の年平均-1% (毎年度) 実績値：①前年度比-1.05% (平成25年度) ②前年度比-0.77% (平成25年度) ③前年度比-1.28% (平成25年度) ①集計中 (平成26年度) ②集計中 (平成26年度) ③集計中 (平成26年度) 初期値：①- ②- ③-

(指標の定義)

運輸部門の省エネ化を実現するために、エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネ法) に基づき、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者 (特定輸送事業者) に対し、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、同法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて改善する年平均割合。

※ エネルギー使用に係る原単位：エネルギー使用量/個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 など

※ 電気需要平準化評価原単位：電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量/個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 など

(目標設定の考え方・根拠)

運輸部門の省エネ化を実現するために、省エネ法に基づき、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、省エネ法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標とする。

(外部要因)

猛暑、厳冬による影響等

(他の関係主体)

各輸送事業者、荷主

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年法律第49号)

交通政策基本計画 (平成27年2月)

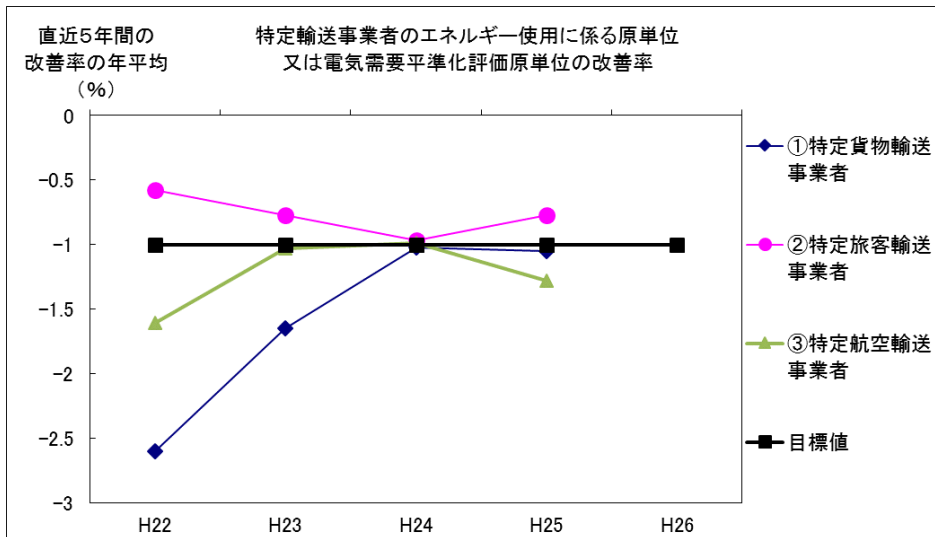
【閣決 (重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
①-2.60%	①-1.65%	①-1.02%	①-1.05%	集計中
②-0.58%	②-0.77%	②-0.97%	②-0.77%	
③-1.61%	③-1.03%	③-0.99%	③-1.28%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

輸送部門における省エネ対策等の普及・促進のため、法施行状況を含めた省エネ対策等に係る調査分析をはじめ、各事業者の省エネ対策責任者の育成、事業者への指導・助言や事業者の省エネ対策等の取組みに係る点検を実施(輸送部門における省エネ対策の普及・促進)。

予算額 8百万円 (平成26年度)

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

直近5年間における特定輸送事業者のエネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位の改善率の年平均-1%が目標値であるところ、①特定貨物輸送事業者及び③特定航空輸送事業者の指標は-1.05%及び-1.28%であり、目標を達成できた。一方、②特定旅客輸送事業者の指標は-0.77%であり、目標達成とはならなかった。

(事務事業等の実施状況)

地方運輸局において、各事業者の省エネ対策責任者の育成のための省エネフォーラム・セミナーの開催、問合せ事業者への指導・助言、事業者の省エネ対策の取組み状況のヒアリングや現場視察などの点検を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①特定貨物輸送事業者及び③特定航空輸送事業者は目標を達成したことからAと評価した。
②特定旅客輸送事業者は、猛暑、暖冬などの影響によりエネルギー使用量が増加したため、目標達成に至らなかった。②について、今後は、エネルギー使用量等の定期報告書のデータの内容を分析するとともに、運輸部門のエネルギーの使用の更なる合理化に向け、引き続き事業者に対する実態調査・指導等を行っていくこと等により目標達成を目指すこととし、Bと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 総合政策局環境政策課 (課長 金井 甲)

業績指標 35

建設工事用機械機器による環境の保全（①建設機械から排出されるPMの削減量、②建設機械から排出されるNOxの削減量、③ハイブリッド建設機械の普及台数、④建設機械等で使用されるバイオディーゼル燃料の使用量）

評価	
①A ②A ③A ④B	目標値：①PM 8.1千t削減（平成28年度） ②NOx 153.0千t削減（平成28年度） ③2,460台普及（平成26年度） ④1,172kL（平成28年度） 実績値：①PM 2.9千t削減（平成23年度） ②NOx 61.1千t削減（平成23年度） ③2,260台普及（平成25年度） ④696kL（平成24年度） 初期値：①PM 1.9千t削減（平成21年度） ②NOx 39.1千t削減（平成21年度） ③200台普及（平成21年度） ④692kL（平成22年度）

（指標の定義）

- ①及び② 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「オフロード法」という。平成18年4月施行、10月規制開始）の基準に適合した公道を走行しない建設機械（以下「オフロード建設機械」という。）の普及によって削減された平成28年度における年間のNOx・PM排出ガス削減寄与量（平成17年度比）。
- ③ CO₂排出量低減が相当程度図られたものとして「低炭素型建設機械の認定に関する規程（平成22年4月1日付け建設施工企画課長通達、国総施環第321号）」に基づき認定されたハイブリッド機構を有した建設機械（以下「ハイブリッド建設機械」）の普及台数
- ④ 建設機械等で使用されるバイオディーゼル燃料の使用量

（目標設定の考え方・根拠）

- ①及び② 各排出ガス基準の建設機械（排出ガス対策型建設機械指定制度の第1次・第2次・第3次排出ガス基準対応建設機械及びオフロード建設機械）の増加台数・減少台数（a）と、1台及び年間あたりの排出ガス排出量（b）の積により計算。
- （a）各排出ガス基準の建設機械について、建設機械動向調査により、過去4年間（平成17～21年度）における増加台数・減少台数の平均値（第2次建設機械は減少に転じた平成19年～21年度の平均値）が、今後も増加・減少すると仮定した。
- （b）建設機械等損料調査結果を用いて1台及び年間あたりの排出ガス排出量を算定した。
- ③メーカーヒアリングに基づくハイブリッド建設機械の目標出荷台数。
- ④バイオディーゼル燃料取組実態調査（全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会）に基づくバイオディーゼル燃料の製造量と、建設機械が含まれる項目の使用割合の積により計算。平成18～22年度の平均増加量が80kLであることから、平成28年度には1,172kLに増加するものとした。

（外部要因）

- ①及び② 建設投資の増減に伴う建設機械の総台数の増減。③④特になし。

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ①及び② 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

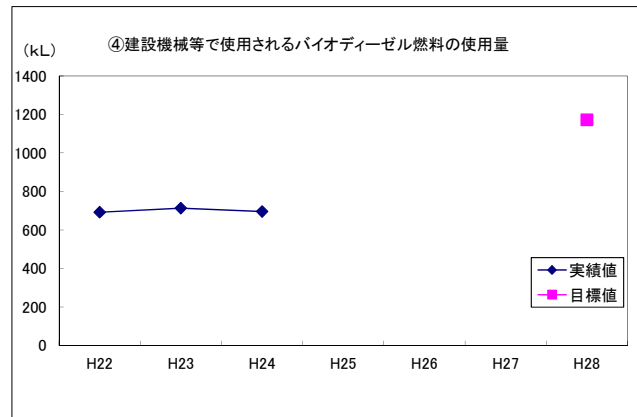
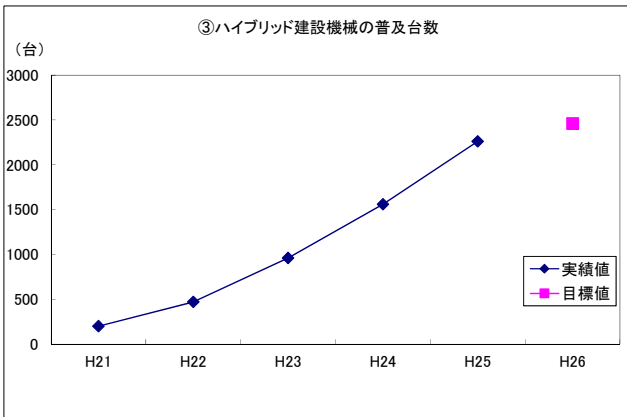
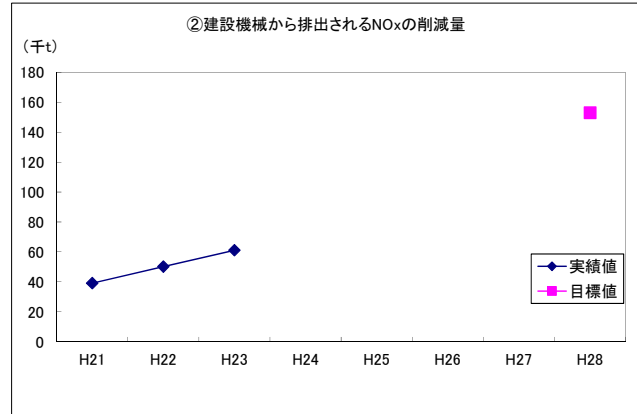
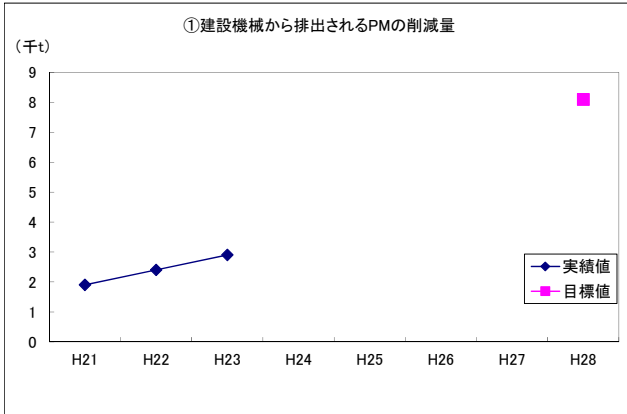
過去の実績値①					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
2.4千t 削減	2.9千t 削減	(集計中)	(集計中)	(集計中)	

過去の実績値②					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
50.2千t 削減	61.1千t 削減	(集計中)	(集計中)	(集計中)	

過去の実績値③					(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
4 7 0 台	9 6 0 台	1, 5 6 0 台	2, 2 6 0 台	(集計中)	

過去の実績値④					(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
6 9 2 k L	7 1 3 k L	6 9 6 k L	(集計中)	(集計中)	

※①及び② 調査が奇数年のみ実施であるため、偶数年の実績値は、オフロード建設機械の普及台数を前後年度から補間して削減量を推定する。



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

①及び②

オフロード法の基準に適合した特定原動機の型式指定や車体の型式届出等に係る事務、および基準に適合したオフロード建設機械に対する融資制度を運用している。中央環境審議会第9次答申（平成20年1月）において排出ガスの低減目標値が示されたことを受け、オフロード法における技術基準について、平成22年3月にPMの排出量を約9割削減し、平成26年1月にNOxの排出量を約9割削減する改正をした。また、平成26年度には、新基準適合車の普及促進のため税制措置を創設した。

排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置の創設（平成26年度）

③

低炭素型建設機械の認定に関する規程に係る事務、及び基準に適合したオフロード建設機械に対する融資制度を運用している。平成22年度には、主要な建設機械の燃費測定方法及び燃費基準値を設定し、より燃費の良いハイブリッド機構を有する建設機械の普及に必要な環境整備を進めた。

④

バイオディーゼル燃料は、酸化等による性能劣化が生じやすく、適正な管理方法が重要であるとともに、粘性度や発熱量が高いため、エンジン燃焼室内にスラッジ等を生じやすいことから、建設機械に使用する際には、エンジンの不具合、フィルターの目詰まり等による排ガス性状の悪化及び建設機械本体の性能悪化が懸念される。そこで、バイオディーゼル燃料の使用に伴う建設機械の排ガス性状の調査・検証を行うとともに、バイオディーゼル燃料の保管指針等の整備に係る技術的検討及びバイオディーゼル燃料の使用基準・建設機械のメンテナンス基準の策定をすることで、建設機械での利用に必要な環境整備を進める。

予算額：建設機械施工における低炭素化技術普及促進経費 8,492千円（平成25年度）
建設機械施工における低炭素化技術普及促進経費 8,636千円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①及び②「順調である」

指標に係る基礎データである建設機械の保有台数については、「建設機械動向調査（経済産業省・国土交通省）」による数値を参照している。しかし、本調査は2年毎に実施するものであり、平成25年度の実績値については、平成27年8月（予定）に公表されることから、平成23年度までの数値を記載している。平成23年度の実績による目標削減量に対する進捗率は①36%、②40%となった。

過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は到達できないことになるが、平成22年3月の大幅な排ガス規制値強化前からの継続生産車の経過措置期間が平成25年度から平成27年度にかけて終了するため、今後規制値強化の効果が発現することが見込まれる。

しかし、予測の基礎となる建設機械の総台数について、建設投資の復調から、台数減少幅が目標設定時の想定よりも縮小するトレンドにあり注意を要する。

③「順調である」

平成25年度の実績値は2,260台であり、目標普及台数に対する進捗率は75%となった。

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

ハイブリッド建設機械等の認定型式数が、平成23年度末の12型式に対して、平成25年度末には27型式と大幅に増加しており、今後も順調な普及が見込まれる。

④「順調でない」

指標に係る基礎データは、バイオディーゼル燃料取組実態調査（全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会）に基づいている。平成24年度の実績は696kL（前年比17kL減）となっており、目標値設定時に想定した年平均増加量80kLを下回っているため、順調とは言えない。

なお、トラック向け等を含めたバイオディーゼル燃料の総製造量が減少しており、建設機械のバイオディーゼル燃料使用量の減少は建設機械特有の事情によるものではない。

(事務事業等の実施状況)

①及び②

オフロード法の平成22年3月に規制強化された基準に適合する建設機械の届出を平成26年度末までに193件受け付けた。平成26年1月にオフロード法の技術基準を改正して、さらに排出ガス規制値を強化した。平成26年度には、新基準適合車の普及促進のため税制措置を創設した。

③

低炭素型建設機械について、平成26年度末までに30型式を認定した。平成25年6月に低炭素型建設機械認定に関する規定について、認定対象機種を拡充する改正を行った。

④

建設機械でのバイオディーゼル燃料の活用事例の調査、バイオディーゼル燃料保管試験の実施など、技術基準策定に向けた検討を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①及び②

平成23年度の実績による目標削減量に対する進捗率は①36%、②40%であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は到達できないことになるが、平成22年3月にPMの排出量を約9割削減する前からの継続生産車の経過措置期間が平成25年度から平成27年度にかけ終了し、排ガス規制値強化の効果が発現することが見込まれるためAと評価した。同様にNOxについても平成22年3月に排出量を約1割削減し、平成26年1月に約9割削減した効果の発現が見込まれるためAと評価した。目標値達成には、強化された排ガス規制値に適合する建設機械の普及が重要であるため、引き続き融資制度等による普及促進に努める。

③

平成25年度の実績値による目標普及台数に対する進捗率は75%であり、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれるためAと評価した。しかしながら、ハイブリッド建設機械等と従来機との価格差はまだ大きいと見込まれるため、引き続き融資制度等による普及促進が必要である。

④

平成24年度の実績による目標削減量に対する進捗率は59%であること、過去の実績値は同水準で推移していることからBと評価した。建設機械以外の用途向けを含めたバイオディーゼル燃料の総製造量が増えておらず、供給体制など本施策の及ばない外部環境の影響を大きく受けていると考えられ、現行の指標は設定が適当でないと判断されるため、指標は廃止する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 総合政策局 公共事業企画調整課 環境・リサイクル企画室 (室長 森若 峰存)

業績指標 36

建設廃棄物の再資源化率等、再資源化等率及び建設発生土の有効利用率（①アスファルト・コンクリート塊、②コンクリート塊、③建設発生木材（再資源化等率）、④建設汚泥、⑤建設混合廃棄物、⑥建設発生土）

評価	
① A	目標値：98%以上 ※1）（平成27年度） 実績値：99.5% ※1）（平成24年度） 初期値：98.4% ※1）（平成20年度）
② A	目標値：98%以上 ※1）（平成27年度） 実績値：99.3% ※1）（平成24年度） 初期値：97.3% ※1）（平成20年度）
③ A	目標値：80% ※1）（95%以上 ※2））（平成27年度） 実績値：89.2% ※1）（94.4% ※2））（平成24年度） 初期値：80.3% ※1）（89.4% ※2））（平成20年度）
④ A	目標値：85% ※2）（平成27年度） 実績値：85.0% ※2）（平成24年度） 初期値：85.1% ※2）（平成20年度）
⑤ B	目標値：平成17年度排出量に対して40%削減（平成27年度） 実績値：平成17年度排出量に対して5%削減（平成24年度） 初期値：267万トン（9%削減）（平成20年度）
⑥ A	目標値：90%（平成27年度） 実績値：88.3%（平成24年度） 初期値：78.6%（平成20年度）
	※1）再資源化率 ※2）再資源化等率

(指標の定義)

再資源化率：建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合。

再資源化等率：建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合。なお、再資源化等とは、再資源化及び縮減のこと。

建設発生土の有効利用率：土砂利用量に対する建設発生土利用量の比率（ただし、利用量には現場内完結利用を含む現場内利用量を含む）

対象品目：（上から順に）アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土

- ① (分子) =アスファルト・コンクリート塊の再使用^{※1}量および再生利用^{※2}量の合計
(分母) =アスファルト・コンクリート塊の排出量
- ② (分子) =コンクリート塊の再使用量及び再生利用量の合計
(分母) =コンクリート塊の排出量
- ③ (分子) =建設発生木材の再使用量、再生利用量、熱回収^{※3}量および焼却による減量化量の合計
(分母) =建設発生木材の排出量
- ④ (分子) =建設汚泥の再使用量、再生利用量、脱水等の減量化量の合計
(分母) =建設汚泥の排出量
- ⑤ (分子) =当該年の建設混合廃棄物の排出量と平成20年度の建設混合廃棄物量の差
(分母) =平成17年度の建設混合廃棄物の排出量
- ⑥ (分子) =土砂利用のうち土質改良を含む建設発生土利用量
(分母) =土砂利用量

※1）再使用：廃棄物となるものを同一形態で再び利用すること。

※2）再生利用：廃棄物を物理的あるいは化学的に処理して得られたものを有効利用すること。

※3）熱回収：廃棄物から熱エネルギーを回収すること。

(目標設定の考え方・根拠)

建設工事に伴い発生する建設副産物のリサイクル率を指標として設定する。

平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において、各品目における平成27年度の目標値を定めている。

①、②、③、④

初期値（平成20年度）において8割以上の高い水準を達成しており、現状維持を基本として、初期値（平成20年度）の水準よりも減少させないことを目標とした。

⑤、⑥

建設混合廃棄物及び建設発生土の再資源化・有効利用等はこれまでもある程度進んできているところであるが、これまでの進捗のペースを維持して、引き続き再資源化・有効利用等を進めていくことを目指して、目標値を設定した。

(外部要因)

再資源化施設の処理能力等

(他の関係主体)

他府省庁（事業主体）、地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

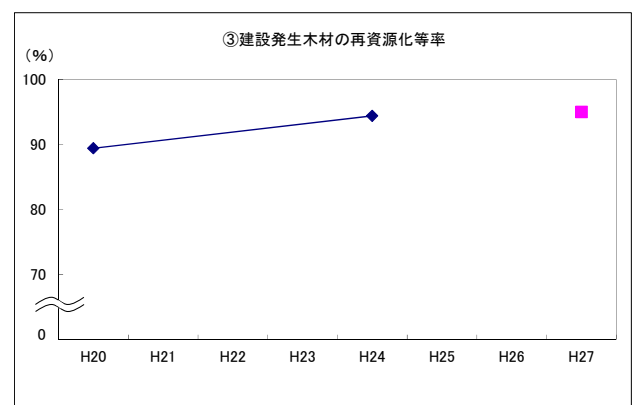
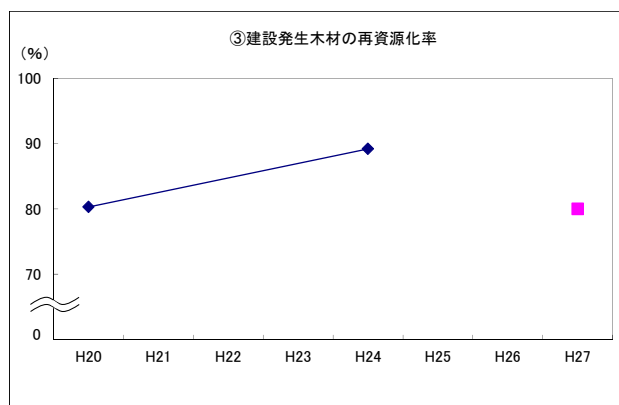
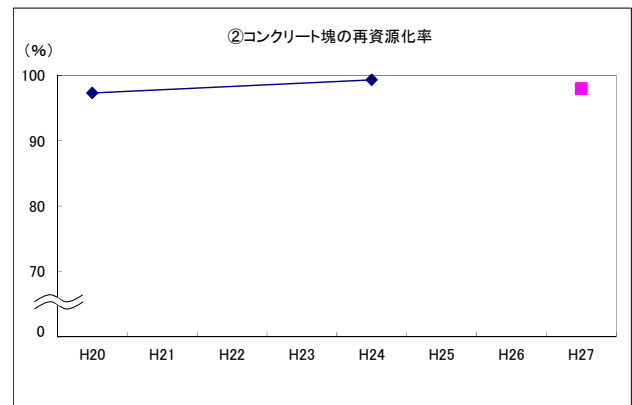
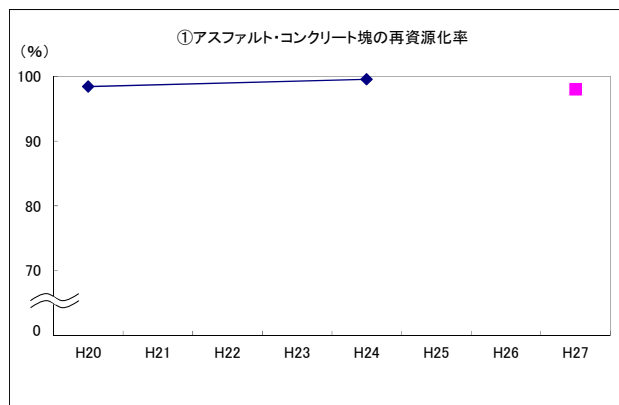
なし

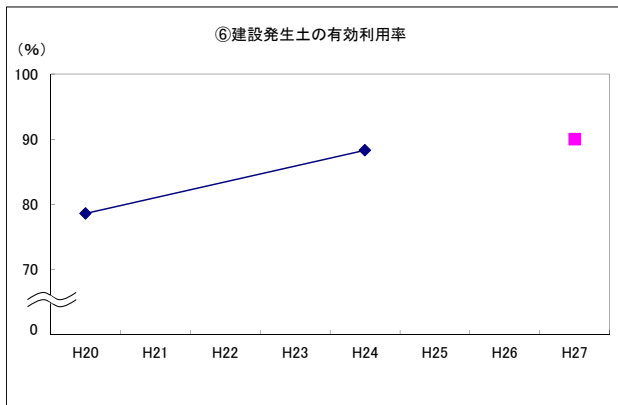
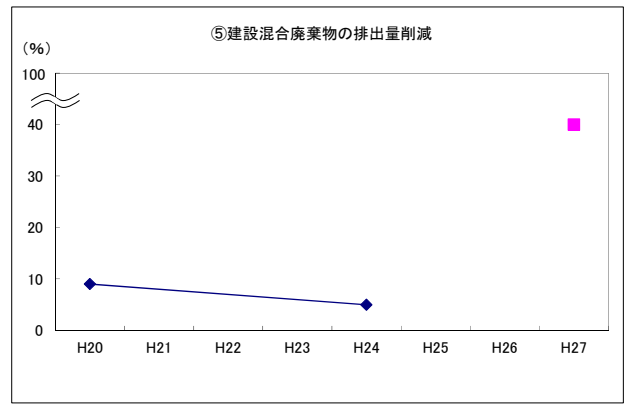
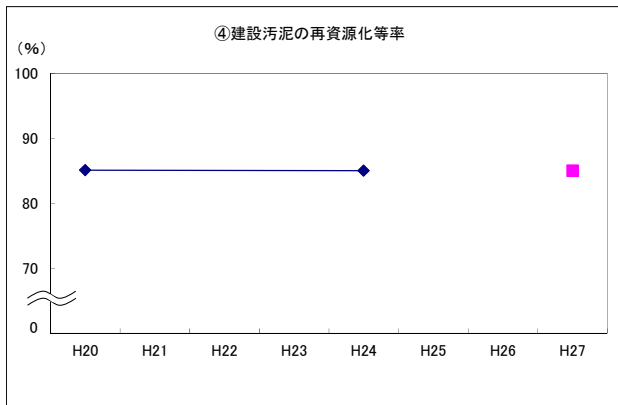
【その他】

なし

過去の実績値（年度）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
①	98.4% *1)	—	—	—	99.5% *1)	—	—
②	97.3% *1)	—	—	—	99.3% *1)	—	—
③	80.3% *1) (89.4% *2))	—	—	—	89.2% *1) (94.4% *2))	—	—
④	85.1% *2)	—	—	—	85.0% *2)	—	—
⑤	9%	—	—	—	5%	—	—
⑥	78.6%	—	—	—	88.3%	—	—





事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・建設分野における循環型社会形成推進
 - 1) 建設リサイクル推進計画の施策に関する調査・検討
 - 2) 災害廃棄物の建設資材再生利用の促進方策に関する検討
 - 3) 建設リサイクル制度に係る調査検討

地球温暖化防止等対策費 19,458千円 (平成25年度)
- 1) 更なる建設リサイクル推進に向けた主要課題への対応方策検討
- 2) 災害廃棄物及び津波堆積物の建設資材再生利用の促進方策に関する検討

地球温暖化防止等対策費 13,183千円 (平成26年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

建設副産物実態調査は、約5年周期を基本として実施しており、直近で平成24年度に調査を実施している。

- ・①アスファルト・コンクリート塊は平成24年度時点で平成27年度目標値98%以上の再資源化率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから概ね横ばいの状況であり、順調である。
- ・②コンクリート塊は平成24年度時点で平成27年度目標値98%以上の再資源化率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから概ね横ばいの状況であり、順調である。
- ・③建設発生木材の再資源化率については、平成24年度時点で平成27年度目標値80%の再資源化率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから判断すると、順調である。建設発生木材の再資源化等率は平成24年度時点で平成27年度目標値95%に近い再資源化等率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから判断すると順調である。
- ・④建設汚泥については、平成24年度時点で平成27年度目標値85%の再資源化等率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから判断すると、順調である。
- ・⑤建設混合廃棄物については、平成24年度時点において平成17年度比で5%削減しており、現指標において過去の実績値によるトレンドから判断すると、順調でない。しかし、現指標である「排出量」は、社会情勢の変化に伴う建設工事量そのものの増減に大きく影響を受けてしまう指標であるため、「建設リサイクル推進2014」において、工事量変動の影響を受けない「建設混合廃棄物排出率」に指標を変更した。

・⑥建設発生土については、平成24年度時点で平成27年度目標値90%に近い有効利用率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから判断すると順調である。

(事務事業の実施状況)

・建設分野における循環型社会形成推進

- 1) 建設リサイクル推進計画の施策に関する調査・検討を実施。
- 2) 災害廃棄物及び津波堆積物の建設資材再生利用の促進方策に関する検討の実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・①アスファルト・コンクリート塊については、平成24年度時点で平成27年度目標を達成しており、過去の実績値によるトレンドから順調に推移しているものと考えられることから、Aと評価した。

・②コンクリート塊については、平成24年度時点で平成27年度目標を達成しており、過去の実績値によるトレンドから順調に推移しているものと考えられることから、Aと評価した。

・③建設発生木材の再資源化率については、平成24年度時点で平成27年度目標を達成しており、過去の実績値によるトレンドから順調に推移しているものと考えられ、建設発生木材の再資源化等率については、平成24年度時点では平成27年度目標を達成に向けた成果を示していないものの、過去の実績値によるトレンドから平成27年度目標に向けて順調に推移しているものと考えられることから、Aと評価した。

・④建設汚泥については、平成24年度時点で平成27年度目標を達成しており、過去の実績値によるトレンドから順調に推移しているものと考えられることから、Aと評価した。

・⑤建設混合廃棄物については、平成24年度時点では平成27年度目標を達成しておらず、現指標において過去の実績値によるトレンドから目標達成に向け順調に推移していない。課題としては、現指標である「排出量」は、社会情勢の変化に伴う建設工事量そのものの増減に大きく影響を受けてしまう指標であるため、工事量変動の影響を受けない「建設混合廃棄物排出率」に指標を変更（その指標の場合、平成20年度4.2%、平成24年度3.9%であり順調に推移）し、「建設リサイクル推進2014」で位置づけた施策を実施することにより目標達成を目指すこととし、Bと評価した。

・⑥建設発生土については、平成24年度時点で平成27年度目標値に近い有効利用率を達成しており、過去の実績値によるトレンドから順調に推移しているものと考えられることから、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

平成26年9月に策定した「建設リサイクル推進計画2014」に基づき各施策を推進。

(平成28年度以降)

「建設リサイクル推進計画2014」に基づき各施策を推進。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：総合政策局公共事業企画調整課環境・リサイクル企画室 (室長 森若 峰存)

関係課：大臣官房公共事業調査室 (室長 鈴木 徹)

土地・建設産業局建設業課 (課長 北村 知久)

業績指標 37

住宅、建築物の省エネルギー化(①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率、②一定の新築建築物における省エネ基準(平成11年基準)達成率)

評価

①B	目標値：70% (平成27年度) 実績値：42% (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：42% (平成22年度)
②A	目標値：85% (平成27年度) 実績値：79% (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：71% (平成22年度)

(指標の定義)

①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率

当該年度の新築着工住宅のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)に適合しているものの割合。

・省エネ基準：住宅におけるエネルギーの使用の合理化のために建築主の努力義務として定める「住宅の建築主等の判断の基準」等。昭和55年に制定した後、平成4年及び平成11年に基準の改正・強化を行っている。

※「省エネルギー法」：エネルギーの使用の合理化に関する法律

②一定の新築建築物における省エネ基準(平成11年基準)達成率

当該年度に着工された新築建築物(非住宅・300㎡以上)のうち、「判断の基準」に適合している建築物の床面積の割合。

・判断の基準：省エネルギー法に建築物の断熱化、設備の効率的利用に関して努力義務として定める「建築主の判断の基準」。

(目標設定の考え方・根拠)

①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率

・住生活基本計画で設定している目標値(100%(平成32年度))を基に設定。

②一定の新築建築物における省エネ基準(平成11年基準)達成率

・住宅に準じて設定。

①、②ともに省エネ基準の適合義務化によって平成32年度に100%達成することを見据え、適合義務化するための前提条件として①70%、②85%を目標として設定したものの。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

①、②建築主等(事業主体等)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日)
- ・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日)
- ・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)
- ・日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日)
- 二. 戦略市場創造プラン テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現
- ・エネルギー基本計画(平成26年4月11日)

【閣決(重点)】

なし

【その他】

・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)

<住宅・都市分野>

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

3. チャレンジ25の実現に向けた環境に優しい住宅・建築物の整備

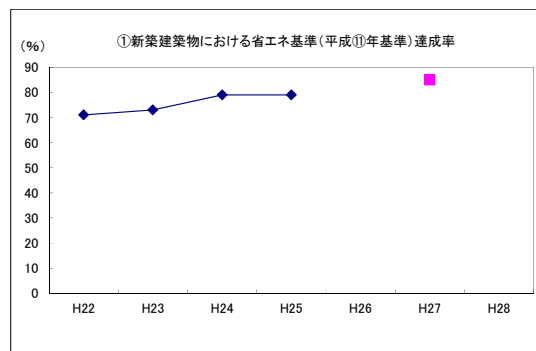
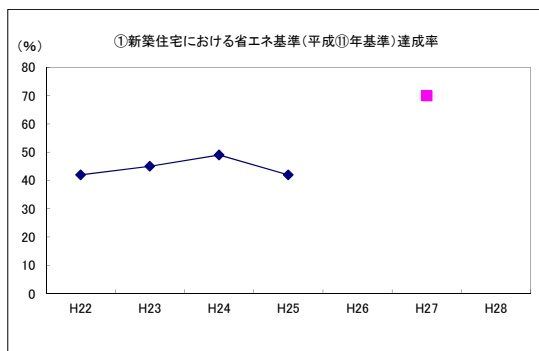
過去の実績値

(年度)

	H22	H23	H24	H25	H26
①	42%	45%	49%	42%	集計中
②	71%	73%	79%	79%	集計中

※①当該年度の新築着工住宅のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準（平成11年基準）に適合しているものの割合

※②当該年度に着工された新築建築物（非住宅・300㎡以上）のうち、「判断の基準」に適合している建築物の床面積の割合



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①住宅関係 (◎)

- ・省エネルギー法による住宅の省エネ措置の努力義務等
- ・省エネ措置等を講じた住宅に対する融資、補助等による支援

②建築物関係 (◎)

- ・省エネルギー法による建築物の省エネ措置の努力義務等
- ・省エネ措置等を講じた建築物に対する融資、補助等による支援
- ・官庁施設のグリーン化の推進

<注>◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係わる施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

①住宅関係 (◎)

- ・省エネルギー法に基づく建築主等に対する省エネ基準に基づく省エネ措置の努力義務
- ・省エネルギー法に基づく一定規模以上の住宅の建築・大規模修繕等の省エネ措置の届出義務化
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定制度の創設
- ・認定を受けた低炭素建築物に対する税制上の特例措置を実施
- ・一定の省エネ改修を行った場合の所得税、固定資産税の軽減
- ・省エネ措置等を講じた住宅の取得を支援するため、住宅金融支援機構の証券化ローンの枠組みを活用して金利引き下げを実施
- ・住宅・建築物省CO₂先導事業により、住宅・建築物における省CO₂対策を推進するため、省CO₂技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物プロジェクトに対して支援。
 予算額：環境・ストック活用推進事業 171.4億円の内数（平成25年度）
 176.1億円の内数（平成26年度）
- ・住宅のゼロ・エネルギー化推進事業により、中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組を支援。
 予算額：環境・ストック活用推進事業 171.4億円の内数（平成25年度）
 176.1億円の内数（平成26年度）
- ・住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイントによるエコ住宅の新築の推進
- ・省エネ住宅ポイントによるエコ住宅の新築の推進
- ・民間事業者等による先導的技術開発の支援
- ・住宅性能表示制度の普及推進
- ・住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境への負荷の低減等を総合的な環境性能として一体的に評価する建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の開発・普及の推進
- ・住宅省エネラベルの普及促進

②建築物関係 (◎)

- ・省エネルギー法に基づく建築主等に対する省エネ基準に基づく省エネ措置の努力義務
- ・省エネルギー法に基づく一定規模以上の建築物の建築・大規模修繕等の省エネ措置の届出義務
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定制度の創設
- ・一定の省エネ設備を取得し、事業の用に供した場合の法人税等の軽減（グリーン投資減税）
- ・既設官庁施設の設備機器等老朽更新時における省エネ対策の推進
- ・既存官庁施設の適正な運用管理の徹底
- ・省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトに対する支援
- ・民間事業者等による先導的技術開発の支援
- ・住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境への負荷の低減等を総合的な環境性能として一体的に評

価する建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の開発・普及の推進

- ・グリーン庁舎の整備の推進
- ・建築物の省エネルギー性能表示制度（BELS）の普及促進

<注>◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ① 新築住宅における省エネ基準（平成11年基準）達成率
 - ・新築住宅における省エネ基準適合率は、平成25年度42%となっており、目標値の水準までには更なる施策が必要である。
- ② 一定の新築建築物における省エネ基準（平成11年基準）達成率
 - ・建築物の省エネ基準適合率は、平成25年度は79%となっており、また、省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトに対する支援等の効果が今後見込まれるため、建築物の省エネ基準適合率は順調に推移するものと考えられる。

（事務事業の実施状況）

- ①新築住宅における省エネ基準（平成11年基準）達成率
 - ・大規模な住宅（床面積2,000㎡以上）の新築時の省エネルギー措置の届出義務化等を実施（平成18年4月施行）
 - ・省エネルギー法に基づき、大規模な住宅（床面積2,000㎡以上）に係る担保措置の強化（平成21年4月施行）
 - ・省エネルギー法に基づき、中小規模の住宅（床面積300㎡以上）の新築時の省エネルギー措置の届出の義務化等を実施（平成22年4月施行）
 - ・省エネ基準に適合する住宅の建設に対し、証券化ローンの枠組みを活用した金利引き下げを実施（平成22年度証券化ローンの枠組みを活用した金利引き下げ戸数152,013件の内数）（平成21年度第一次補正予算、第二次補正予算及び平成22年度予備費において、金利の引き下げ措置を強化）
 - ・省エネルギー性能を含む住宅の性能について分かりやすく表示する制度（住宅性能表示制度）の普及を推進（平成24年度：新築住宅戸数202,960戸）
 - ・住宅・建築物省CO₂先導事業において、平成25年度は応募が42件あり、21件を採択、平成26年度は応募が28件あり、17件を採択。
 - ・住宅のゼロ・エネルギー化推進事業においては、平成25年度は応募が3549戸あり、1400戸を採択、平成26年度は応募が2114戸あり、2063戸を採択。
 - ・住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイントのエコ住宅の新築については、1,089,666戸にポイント発行（約2,918億ポイント）（平成22年3月から平成27年1月末）。
 - ・省エネ住宅ポイントの新築住宅については、167戸にポイント発行（約5千万ポイント）（平成27年3月10日から平成27年3月31日）
- ②一定の新築建築物における省エネ基準（平成11年基準）達成率
 - ・省エネルギー法に基づき、大規模な建築物（床面積2,000㎡以上）の新築時の省エネルギー措置の届出の義務化。（平成15年4月施行）
 - ・省エネルギー法に基づき、中小規模の建築物（床面積300㎡以上）の新築時の省エネルギー措置の届出の義務化等を実施（平成22年4月施行）
 - ・環境・ストック活用推進事業による省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクト等に対する支援、省エネ改修の実施（平成25年度、平成26年度予算）
 - ・平成19年度に実施した「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案」の規制の事後評価については、本業績指標をもってその効果を測定しているところであり、①については目標値の水準までには更なる施策が必要であり、②については目標値に向けて概ね順調に推移しており、順調であると評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① B

新築住宅の業績指標は、目標値の水準までには更なる施策が必要である。そのため、省エネルギー措置の届出制度の適確な運用、住宅の省エネルギー化の効果・意義の周知及び省エネルギー性能の表示等の推進、基準適合住宅等に対する支援措置（省エネ住宅ポイント、フラット35S、税制上の特例等）、より性能が高くコストの低い断熱材やサッシなどの材料・機器等の技術開発等により、省エネ基準に適合する住宅の供給が促進されるよう環境整備に取り組んでいく。
- ② A

前述のとおり、平成25年度の実績値は79%となっており、また、省エネルギー法に基づく省エネ措置の届出制度や省CO₂技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物リーディングプロジェクト等への支援等の効果が今後見込まれるため、一定の新築建築物の業績指標は概ね順調に推移するものと考えられる。引き続き、これらの施策の運用・支援を行う。さらに、建築物の省エネ基準への適合義務化に向けて環境整備等を行う。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・
- ・高い省エネ性能等を有する住宅・建築物の認定制度等を内容とする「都市の低炭素化の促進に関する法律」により、住宅・建築物の省エネ化・低炭素化を促進。また、平成27年度税制改正において、省エネ改修を行った住宅に対する所得税の減額の特例措置を1年半延長する。
- ・都市の低炭素化により環境対策の促進を図るため、低炭素建築物（非住宅のみ）の新築等を行う者に対して、日本政策金融公庫により低利融資を実施。
- ・サステナブル建築物等先導事業により、設計、設備、運用システム等において、CO2の削減、木造・木質化、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策等に寄与する先導的な技術が導入される住宅・建築物プロジェクトに対して支援を行う。
- ・地域住宅グリーン化事業により、流通事業者、建築士、中小工務店等が連携して取り組む木造住宅の長期優良住宅、ゼロエネルギー住宅及び認定低炭素住宅並びに認定低炭素建築物等の一定の良質な建築物（非住宅）の建設に対して支援を行う。
- ・大規模な建築物（床面積2,000㎡以上）の省エネ基準への適合義務化、中小規模の住宅・建築物（床面積300㎡以上）の届出制度の厳格化、表示制度の創設等の措置を講ずる「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案」（平成27年3月24日閣議決定、国会提出）が成立した場合は、法律の施行に向けた環境整備を行う。

<P>

(平成28年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課（課長 林田 康孝）

住宅局建築指導課（課長 木下 一也）

関係課：官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室（室長 清水 侯二）

業績指標 38

モーダルシフトに関する指標 (①トラックから鉄道コンテナ輸送へのシフト (鉄道コンテナ輸送量の増加)、②トラックから海上輸送へのシフト (海上輸送量の増加 (自動車での輸送が容易な貨物 (雑貨) 量))

評価

①B ②A	目標値：①38億トンキロ増 (平成26年度) ②330億トンキロ (平成26年度) 実績値：①8億トンキロ増 (平成25年度) ②330億トンキロ (平成25年度) ①集計中 (平成26年度) ②集計中 (平成26年度) 初期値：①21億トンキロ増 (平成18年度) ②301億トンキロ (平成18年度)
----------	---

(指標の定義)

①トラックから鉄道コンテナ輸送に転換することで増加する鉄道コンテナ輸送量 (トンキロ) および②トラックから海上輸送に転換することで増加する海上輸送量 (トンキロ)

(目標設定の考え方・根拠)

自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道・海運へのモーダルシフトを推進し、京都議定書目標達成計画 (第一約束期間 (2008年から2012年まで) 終了後、平成25年3月に地球温暖化対策推進本部が決定した「当面の地球温暖化対策に関する方針」を踏まえ、平成26年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を、休日列車の有効活用等により平成12年度と比較して38億トンキロ増加させ、また、海上輸送量を、海運事業者に対するヒアリング結果等を踏まえ施策を実施することで330億トンキロにするという目標値を設定。

(外部要因)

自然災害等による変動

(他の関係主体)

物流事業者 (鉄道事業者、海運事業者を含む) 等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

京都議定書目標達成計画 (平成20年3月28日全部改定)

交通政策基本計画 (平成27年2月13日決定)

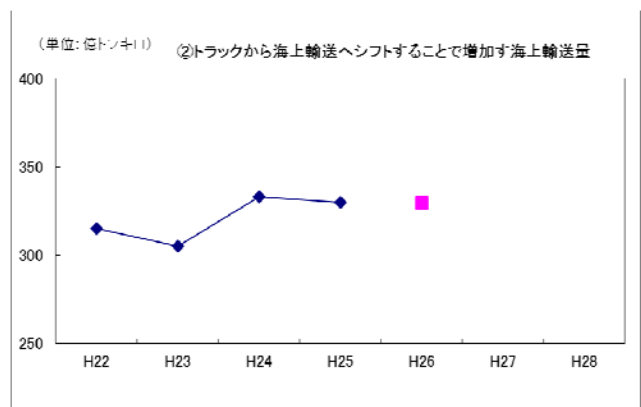
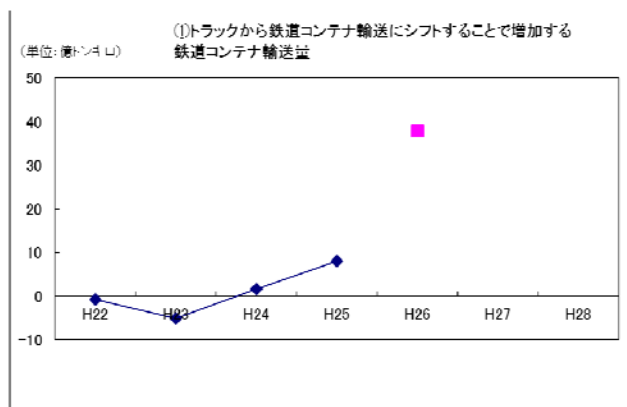
【閣決 (重点)】

なし

【その他】

「当面の地球温暖化対策に関する指針」 (平成25年3月15日) 地球温暖化対策推進本部決定

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
①0.7億トンキロ増	①5億トンキロ増	①1.6億トンキロ増	①8億トンキロ増	①集計中	
②315億トンキロ	②305億トンキロ	②333億トンキロ	②330億トンキロ	②集計中	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

①鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

- ・31フィート大型コンテナ導入支援

31フィートコンテナは10トントラックと同じサイズであり、荷主の出荷システムを大きく変更する必要がないため物流効率化に資することから、31フィートコンテナの導入を支援する。

- ・輸出入コンテナ貨物の鉄道輸送の促進に向けた調査

日本の港湾における輸出入コンテナ貨物量の9割以上がトレーラーにより国内輸送されているが、輸出入コンテナの鉄道輸送は、トンネルの高さ制限などハード面の課題等があることからわずかにしか行われていない。こうした現状を踏まえ、輸出入コンテナ貨物の鉄道輸送に対するニーズを調査するとともに、課題への対応策を検討する。

- ・エコレールマークの普及

鉄道貨物の利用促進が図られるためには、荷主等の企業や消費者においても、鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組に対する意識の向上が重要であることから、鉄道貨物輸送を積極的に行っている企業や商品に対してエコレールマークの認定を行い、鉄道貨物へのモーダルシフトの推進が図られるよう、エコレールマーク普及についての取組を推進する。

(税制特例)

- ・長期保有の土地等から機関車及びコンテナ貨車への買換えの場合の特例措置

法人税 取得価額の80%の圧縮記帳

- ・JR貨物が取得した高性能機関車・コンテナ貨車に係る特例措置

固定資産税 5年間 3/5

- ・鉄軌道用車両等（JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む）の動力源に供する軽油の免税措置

軽油引取税 課税免除

②海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

- ・海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

海上輸送を一定程度利用するモーダルシフト貢献事業者を選定し、当該企業にエコシップマークの使用を認める等の活用により船を使用したモーダルシフトのアピールを行う「エコシップ・モーダルシフト事業」を実施する。

- ・海上交通低炭素化促進事業費補助金（内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業）の実施

モーダルシフトや内航フィーダー輸送の受け皿である海上交事業者のシャーシー等輸送機器の導入の取組みを支援し、海上交通ネットワークの利用促進及び環境負荷低減等に貢献する。

- ・船舶共有建造制度の活用によるモーダルシフトの促進

船舶共有建造制度を活用して船舶を建造することにより、モーダルシフトの促進を支援する。

③荷主・物流事業者の連携による取組の促進

- ・モーダルシフト等推進事業

荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく事業に要する経費の一部を補助する。

予算額：34百万円（平成26年度）

64百万円（平成25年度）

- ・モーダルシフト促進事業

コンテナ・トレーラー等、モーダルシフトに必要となる設備導入経費の一部を補助する。

- ・グリーン物流パートナーシップ会議

物流分野における地球温暖化対策に顕著な功績があった荷主、物流事業者等が共同した取組に対し、その功績を国土交通大臣等から表彰することにより、モーダルシフトをはじめ、グリーン物流の普及拡大を図る。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①平成22年度の輸送量は、一部持ち直しの動きが見られたが、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響を受け、結果的には、平成21年度から横ばいとなった。

平成23年度についても、震災により荷主企業も甚大な被害を受け完全な復旧に至っていないことや、同年度末時点でも不通区間が残っていることなどにより、平成22年度に比較して減少することとなった。

平成24年度には被災した貨物駅が全て復旧したことにより荷主企業の鉄道輸送が再開されたことに伴いコンテナ輸送量が増加し、平成25年度には、景気回復や円安、消費税増税前の駆け込み需要に伴い国内生産が好調に推移したほか、トラックドライバー不足の影響もあり、輸送量が増加した。

②世界同時不況の影響から回復せず、輸送量は徐々に減少傾向にあったが、平成22年度はモーダルシフト対象品目である輸送用機械をはじめとした製品等の輸送量が増加したことにより前年度に比べ目標を上回

る増加となったものの、平成23年度は東日本大震災の影響を受け平成22年度に比べ減少した。

平成25年度においても、平成24年9月に東京オリンピック開催決定以降プラント等の産業機器等の生産量が増加したが、当該機器等の保管施設が満杯状態となり、平成24年度に比べ輸送量は減少した。

(事務事業等の実施状況)

① 鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

・31フィート大型コンテナ導入支援

31フィートコンテナは10トントラックと同じサイズであり、荷主の出荷システムを大きく変更する必要がないため物流効率化に資することから、平成25年度から平成26年度で、JR貨物、鉄道貨物利用運送事業者へ計約60個の導入支援を実施した。

・輸出入コンテナ貨物の鉄道輸送の促進に向けた調査

輸出入コンテナの鉄道輸送は、トンネルの高さ制限などハード面の課題等があり、40ft背高コンテナに対応した低床貨車などを対応策を検討した。

・エコレールマークの普及

平成26年度の認定商品は合計で150件(190品目)、認定企業は87件となった。

今後も引き続きエコレールマーク普及についての取組を推進する。

② 海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

平成26年度は「エコシップモーダルシフト事業」の認定事業者として荷主12者、物流事業者12者を決定した。(認定事業者：荷主94者、物流事業者110者(平成27年2月現在合計))。

・海上交通低炭素化促進事業費補助金(内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業)の実施

既存貨物のモーダルシフト又は新規貨物の海上輸送における輸送機器の導入費について、5事業者が行う輸送事業に使用する機器(ウイングトレーラ等)に対し約0.8億円の補助金を交付した。

・船舶共有建造制度の活用によるモーダルシフトの促進

平成26年度においては、船舶共有建造制度により、貨物船12隻、旅客船のうちフェリー4隻の建造決定をした。

③ 荷主・物流事業者の連携による取組の促進

・モーダルシフト等推進事業

平成25年度は、鉄道へのモーダルシフト事業12件、内航海運へのモーダルシフト4件に対し補助を実施。

平成26年度は、鉄道へのモーダルシフト事業5件、内航海運へのモーダルシフト2件、鉄道及び内航海運へのモーダルシフト1件に対し補助を実施。

・モーダルシフト促進事業

平成25年度は、鉄道へのモーダルシフト事業1件、内航海運へのモーダルシフト事業1件に対し補助を実施。

平成26年度は、鉄道へのモーダルシフト事業2件、内航海運へのモーダルシフト事業7件に対し補助を実施。

・グリーン物流パートナーシップ会議

モーダルシフトに関して、平成25年は2件、平成26年は5件の取組に対し国土交通大臣等から表彰を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①業績指標について、鉄道貨物輸送量は、平成20年度の世界同時不況や平成23年3月に発生した東日本大震災の影響等を受け、平成22年度までは落ち込んだが、平成23年度からは、一部持ち直しの傾向にある。

平成25年度、環境省と連携し、24年度からは、中長距離の幹線輸送において主力として用いられている10トントラックと同様に荷物を積載可能な、鉄道輸送用31フィートコンテナの新規導入に対して支援を行うことや低温物流のニーズを踏まえた物流の効率化を図っていくことで、トラックからのモーダルシフトを促進しているところである。

今後においては、現在、トラックによる国内輸送が大半を占める輸出入コンテナについて、低床貨車の開発などにより諸課題を解決することにより、更なるモーダルシフトの推進が見込まれることから、Bと評価した。

②業績指標について、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響等を受け減少したものの、その後回復基調となり、目標達成に向けた成果を示していることから、現在の施策を継続していくことが適当である。以上よりAと評価した。

平成27年度以降についても環境負荷の少ない大量輸送機関としての海上輸送へのモーダルシフトを促進する必要があることには変わりはなく、引き続き、施策の着実な進捗を図っていくことにより、目標達成に向け努めていきたい。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

・鉄道による国際海上コンテナ輸送の促進に向けたモデル実証

日本の港湾における輸出入コンテナ貨物量の9割以上がトレーラーにより国内輸送されているが、輸出入コンテナの鉄道輸送は、トンネルの高さ制限などハード面の課題等があることからわずかにしか行われていない。このため、鉄道コンテナ貨車自体の高さを低床化する貨車を開発することで、海上背高コンテナの鉄道利用の促進が見込めることから、平成27年度は、低床貨車の開発・走行試験を行う。

(平成28年度以降)

・鉄道による国際海上コンテナ輸送の促進に向けたモデル実証

平成27年度に開発した低床貨車について、長期耐久試験や輸送品質の評価を行い、低床貨車の実用化・普及につな

げることで、国際海上コンテナの鉄道の利用の促進を図っていく。

担当課等（担当課長名等）

①

担当課：総合政策局物流政策課（課長 島田 勘資）

総合政策局物流政策課企画室（室長 木村 大）

関係課：鉄道局鉄道事業課 JR担当室（室長 高橋 徹）

②

担当課：総合政策局物流政策課（課長 島田 勘資）

総合政策局物流政策課企画室（室長 木村 大）

関係課：海事局内航課（課長 新垣 慶太）

海事局総務課企画室（室長 日野 祥英）

業績指標 39

都市公園の整備、公共施設等の緑化等による温室効果ガス吸収量

評価

A	目標値：107万 t-CO2/年（平成28年度） 実績値：111万 t-CO2/年（平成25年度） 集計中 （平成26年度） 初期値：105万 t-CO2/年（平成22年度）
---	---

（指標の定義）

1989年12月31日時点で「森林」でなかった都市域等において、1990年以降2012年までの間に、樹木（高木）の植栽（＝植樹）を含めた面積500㎡以上の規模の緑化を行う事業（都市公園の整備、公共施設の緑化等）によって創出された緑地による温室効果ガス吸収量。気候変動枠組条約等に基づき、「土地利用、土地利用変化及び林業分野」の要素として日本国が国連へ報告しているもの。

（目標設定の考え方・根拠）

吸収源となる都市公園、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等の緑地などの都市緑地の、平成2年から平成22年までの整備面積のトレンドを踏まえ、目標値を設定

【社会資本整備重点計画第3章の重点目標に関連する事業の指標「都市緑化等による温室効果ガス吸収量」】（同一定義）

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日)第3部第2章第9節1生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進「都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します」
- ・第四次環境基本計画(平成24年4月27日)第2部第1章第4節3. 施策の基本的方向「森林等の吸収源対策」

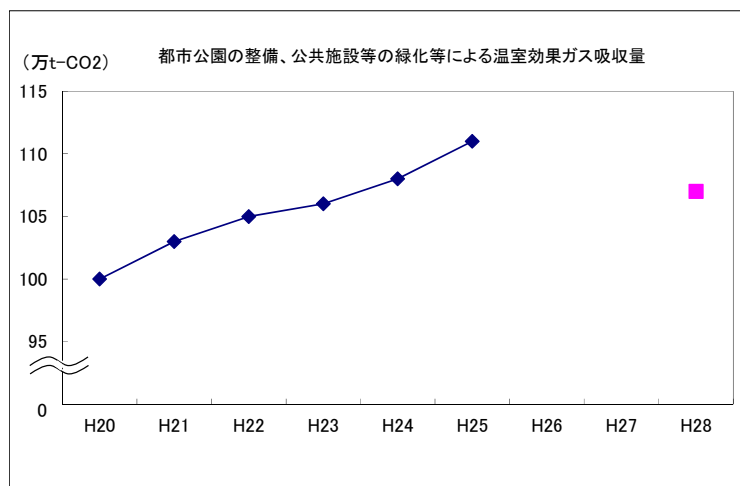
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記載あり」

【その他】

「当面の地球温暖化対策に関する方針」(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部)Ⅱ.地球温暖化対策計画の検討方針「国際的に合意された新たなルールに則った森林等の吸収源対策や、バイオマス等の有効活用を積極的に推進する。」

過去の実績値						(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
100万 t-CO2/年	103万 t-CO2/年	105万 t-CO2/年	106万 t-CO2/年	108万 t-CO2/年	111万 t-CO2/年	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、官公庁施設等の緑化を推進する。

・都市緑化等における吸収量の算定方法の精査・検討、報告・検討体制の整備を行う。

関連する事務事業等の概要

・緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、NPO等の幅広い主体による緑化の推進を行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・本業績指標は、平成24年度時点で既に目標値を達成している。

(事務事業等の実施状況)

・都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、官公庁施設等の緑化を推進した。

・都市緑化等における吸収量の算定方法の精査・検討、報告・検討体制の整備を行った。

・緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、NPO等の幅広い主体による緑化の推進を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・本業績指標は、平成24年度時点で既に目標値を達成しているため、Aと評価した。

引き続き、都市公園の整備等による緑化の推進を図ると共に、都市緑化等における吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行う。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 都市局公園緑地・景観課(課長 椰野 良明)

関係課： 道路局環境安全課道路環境調査室(室長 高松 諭)

水管理・国土保全局 河川環境課(課長 五十嵐 崇博)

水管理・国土保全局下水道部下水道企画課(課長 井上 誠)

港湾局海洋・環境課(課長 小谷野 喜二)

住宅局住宅総合整備課(課長 真鍋 純)

官庁営繕部 設備・環境課営繕環境対策室(室長 清水 侯二)

業績指標 40

下水道に係る温室効果ガス排出削減
(省エネ・創エネ対策及び下水汚泥焼却の高度化による温室効果ガス排出削減目標量)

評価

B	目標値：約246万t-CO ₂ (平成28年度) 実績値：約168万t-CO ₂ (平成24年度) 集計中 (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：約129万t-CO ₂ (平成21年度)
---	---

(指標の定義)

- ・下水道における省エネ・創エネ対策及び下水汚泥焼却の高度化による温室効果ガス排出削減量

(目標設定の考え方・根拠)

- ・平成28年度までにこれまでの下水汚泥エネルギー化率の進展のトレンドを踏まえて、消化ガス発電や固形燃料化等によって下水汚泥エネルギー化率が約29%まで進展するとともに、焼却炉の高温焼却化率100%を達成することを目指し、これらが達成された場合の削減量である246万t-CO₂を目標値とする。

(外部要因)

- ・技術開発の動向、資源価格の高騰

(他の関係主体)

- ・地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・第189回国会施政方針演説 (平成27年2月12日) 「世界の温暖化対策をリードする。COP21に向け、温室効果ガスの排出について、新しい削減目標と具体的な行動計画を、できるだけ早期に策定いたします。」

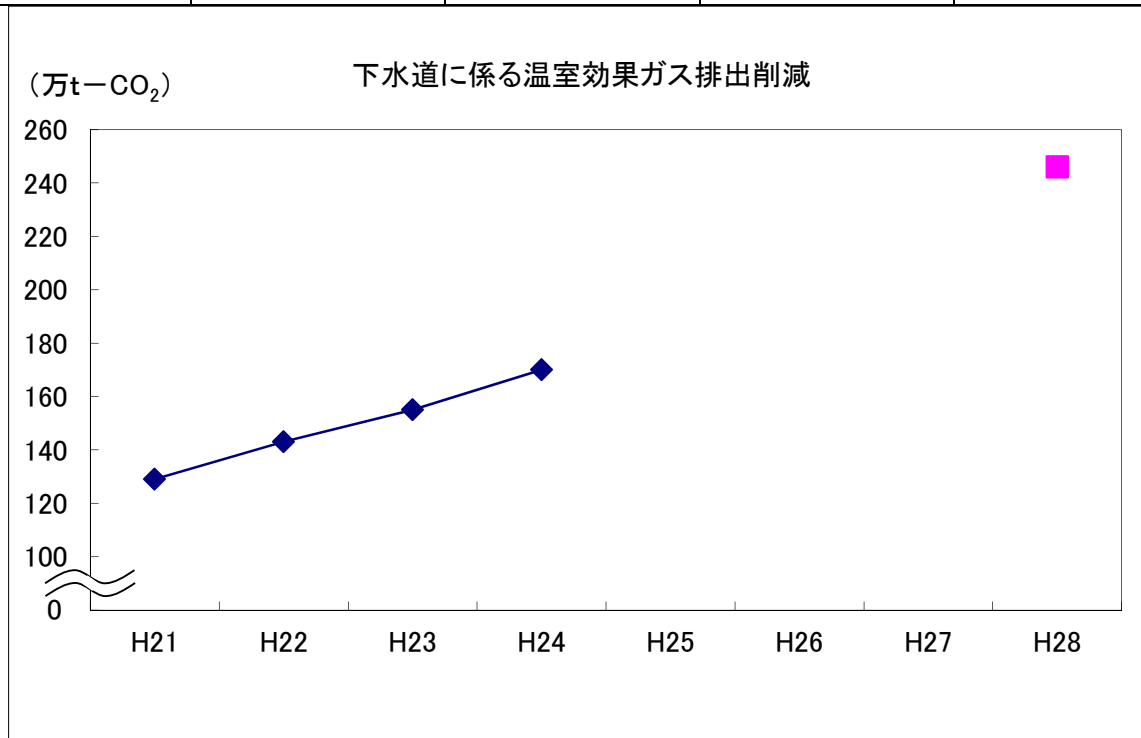
【閣議決定】

【閣決 (重点)】

- ・社会資本整備重点計画 (平成24年8月31日) 「第3章に記載あり」

【その他】

過去の実績値				(年度)	
H22	H23	H24	H25	H26	H26
約143万 t-CO ₂	約155万 t-CO ₂	約168万 t-CO ₂	集計中	集計中	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・下水道に係る温室効果ガス排出削減を促進するため、地方公共団体が行う省エネ・創エネ対策に係る施設整備に対して支援を行うとともに、革新的技術の実証事業を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 9, 1 2 4 億円の内数（平成26年度国費）
下水道事業関連予算額 5 3 億円の内数（平成26年度国費）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成25・26年度の実績値は集計中である。過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値を若干下回ることになるが、多くの事業が円滑に進捗していることから、今後の実績値の上昇が見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

- ・社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体による下水道における温室効果ガス削減対策を支援した。
- ・「下水道における地球温暖化防止推進計画策定の手引き」に基づき、各下水道管理者における計画的な地球温暖化対策を推進した。
- ・平成23年度から、「下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）」により、下水道における省エネ・創エネ対策に係る革新的技術を実証し、下水汚泥のエネルギー化及び下水道事業における温室効果ガス排出量の削減を推進した。
- ・下水汚泥固形燃料のJIS規格を制定し、品位の安定化及び信頼性の確立を図り、市場の活性化を促進した。
- ・「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン」を改訂するとともに、「下水汚泥のエネルギー化導入簡易検討ツール」を公表し、各下水道管理者における下水汚泥のエネルギー化を促進した。
- ・下水熱の賦存量や存在位置を容易に把握できる「下水熱ポテンシャルマップ」を開発し、下水熱の利用を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値を若干下回ることになるため、Bと評価したが、今後、技術実証事業で実証した革新的技術の普及や、平成27年度に温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針下水道部門を策定する予定であること等により、今後の実績値の上昇が見込まれる。
- ・平成23年度から実施している「下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）」は、その成果が普及するのに時間を要するため、今後業務指標への効果が発現するものと見込まれる。
- ・課題として、地方公共団体の厳しい財政事情等のため、省エネ機器への更新や、再生可能エネルギーの導入、維持管理コストが増加する高温焼却化は更新が進みにくい状況がある。
- ・引き続き、社会資本整備総合交付金による財政支援を行うとともに、低コストな技術に関する実証を実施し、実証事業の成果についてはガイドライン化を図ること等によって省エネ・創エネ技術の普及を図る。
- ・また、民間活力による温室効果ガス排出削減を促進するため、民間事業者が下水道暗渠内に熱交換器を設置できるようにする規制緩和を実施する。
- ・なお、平成24年から施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（固定価格買取制度）」等により下水汚泥のエネルギー利用がさらに加速すると見込まれる。（下水汚泥のバイオガス発電に関する認定件数は、平成24年度で3件、平成25年度で8件、平成26年度で19件と増加中。）

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

- ・温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針下水道部門を策定する。
- ・民間活力による温室効果ガス排出削減を促進するため、下水道法の改正により、民間事業者が下水道暗渠内に熱交換器を設置できるようにする規制緩和を実施する。

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道企画課（課長 井上 誠）

関連指標 2

環境ポータルサイトへのアクセス件数

実績値等

目標値： 2万件/月（年度平均）（平成28年度）
 実績値：平均約15,805件/月（年度平均）（平成25年度）
 平均約2,128件/月（年度平均）（平成26年度）
 初期値：平均約3,266件/月（年度平均）（平成23年度）

（指標の定義）

1ヶ月あたりの環境ポータルサイト（<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/index.html>）へのアクセス件数（年度平均）

（目標設定の考え方・根拠）

環境ポータルサイトにおいて、環境に関する施策紹介、報告書、新規トピック等の情報を提供する。環境に関する国民の意識を高めるために、環境ポータルサイトのアクセス件数を月平均1万件以上にするを目標とする。

（外部要因）

国土交通省ホームページのリニューアル（平成22年3月）

（他の関係主体）

なし

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

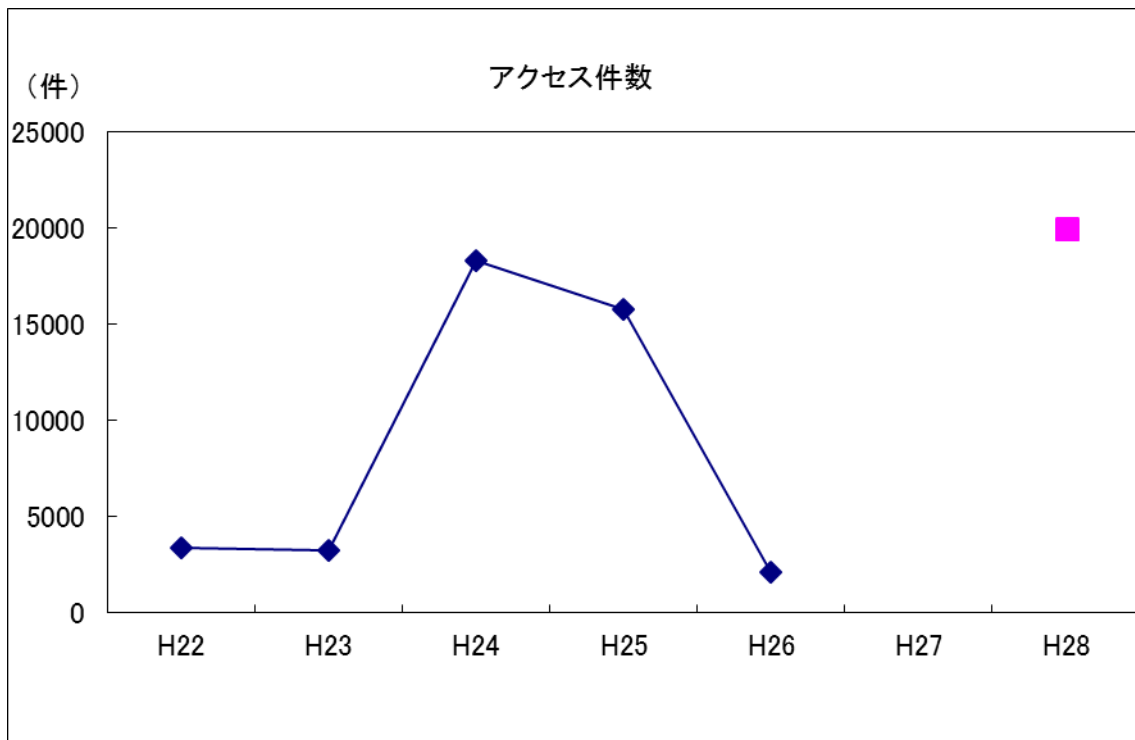
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H22	H23	H24	H25	H26
平均約3,425件	平均約3,266件	平均約18,023件	平均約15,805件	平均約2,128件



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

国民一人ひとりの環境に対する意識を高めるために、以下の事業を実施している。

<平成25年度>

○社会資本整備分野における地球温暖化対策のための施策に係る調査・検討経費

予算額 約54百万円(平成25年度)

・持続可能で活力ある国土・地域づくりに向けて、まち・住まい・交通の一体的な創畜省エネルギー化を総合的に推進するため、地方公共団体、民間事業者等の取組を構想段階から支援することにより、都市規模、地域特性等に応じた先進的なモデル構想及び全国的な普及促進を図るとともに、国土交通省等の各種支援メニュー・手法を体系的に整理する。

○生物多様性保全推進経費 予算額 4.5百万円(平成25年度)

・社会資本整備における生物多様性保全のための活動の普及促進のために、地方公共団体やNPO等を対象としたワークショップ等の企画・運営等を行う。

<平成26年度>

○社会資本整備分野における地球温暖化対策のための施策に係る調査・検討経費

予算額 約51百万円(平成26年度)

・持続可能で活力ある国土・地域づくりに向けて、まち・住まい・交通の一体的な創畜省エネルギー化を総合的に推進するため、地方公共団体、民間事業者等の取組を構想段階から支援することにより、都市規模、地域特性等に応じた先進的なモデル構想及び全国的な普及促進を図るとともに、国土交通省等の各種支援メニュー・手法を体系的に整理する。

関連する事務事業等の概要

なし

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

環境ポータルサイトへのアクセス件数の目標値は2万件であるところ、平成25年度の実績値は約15,805件、平成26年度の実績値が約2,128件であり、目標達成とはならなかった。

(事務事業等の実施状況)

<平成25年度>

・有識者及び国土交通省関係部局による支援を実施した結果、全国5地域においてまち・住まい・交通の一体的な創畜省エネルギー化の構想が策定された。また、策定された構想を環境ポータルサイト内で公表し、全国的な普及促進を図った。更に、国土交通省関係部局における各種支援メニュー・手法を同サイト内で体系的に整理し、公表した。

・国土交通分野における生物多様性の取組普及のためのワークショップの企画・運営、手引き書の作成を行い、また、環境ポータルサイト内に開設した当該業務ホームページを利用して情報発信を行った。

<平成26年度>

・有識者及び国土交通省関係部局による支援を実施した結果、全国5地域においてまち・住まい・交通の一体的な創畜省エネルギー化の構想が策定された。また、策定された構想を環境ポータルサイト内で公表し、全国的な普及促進を図った。更に、国土交通省関係部局における各種支援メニュー・手法を同サイト内で体系的に整理し、公表した。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 総合政策局環境政策課(課長 金井 甲)

関連指標 3

新車販売に占める次世代自動車の割合

実績値等

目標値：29.2%（平成29年度）
 実績値：23.2%（平成25年度）
 24.3%（平成26年度）
 初期値：21.2%（平成24年度）

（指標の定義）

新車販売に占める次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等）の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において掲げている、「2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とする」という目標達成に向けて、2017年度（平成29年度）までに達成すべき目標値を設定。

（外部要因）

経済情勢、エネルギー価格、燃料供給施設の整備状況等

（他の関係主体）

経済産業省

（重要政策）**【施政方針】**

- ・第189回国会施政方針演説（平成27年2月12日）「あらゆる施策を総動員して、徹底した省エネルギーと、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・日本再興戦略（平成25年6月14日）「次世代自動車については、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とする」

【閣決（重点）】**【その他】**

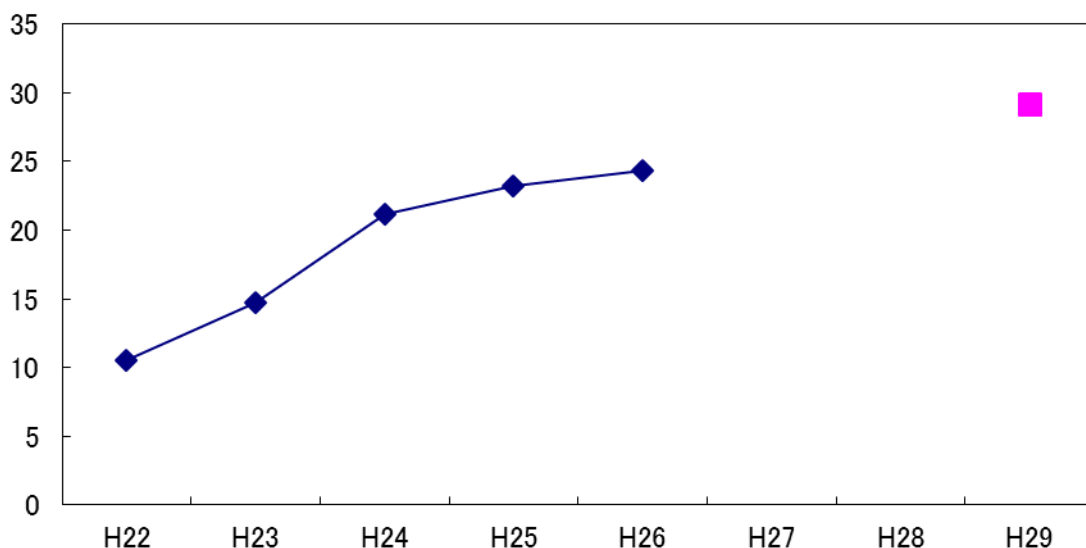
- ・国土交通省重点政策2014（平成26年8月）「次世代自動車の普及・拡大・・・など、更なる省エネルギー・省CO2対策を推進することにより、『エネルギーを賢く消費する社会』の実現を目指す。」

過去の実績値

(年度)

H22	H23	H24	H25	H26
10.5%	14.7%	21.2%	23.2%	24.3%

(%)

新車販売に占める次世代自動車の割合

事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・環境対応車普及促進対策
自動車運送事業者による CNG トラック・バス、ハイブリッドトラックバスの導入、使用過程車の CNG 車両への改造に対する支援。
<予算 4.8 億円 (平成 25 年度)、5.3 億円 (平成 26 年度) >
- ・地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進
地域や自動車運送事業者による電気自動車 (バス、タクシー、トラック) の導入等であって、他の地域や事業者による電気自動車の集中的導入を誘発・促進するような先駆的な取組みに対する支援。
<予算 3.0 億円 (平成 25 年度)、3.1 億円 (平成 26 年度) >
- ・超小型モビリティの導入促進
地方公共団体等によるまちづくり等一体となった超小型モビリティの先導導入や試行導入の優れた取組みに対する支援。
<予算 1.7 億円 (平成 25 年度) 2.0 億円 (平成 26 年度) >
- ・次世代大型車開発・実用化事業
環境性能を格段に向上させた次世代のバス・トラック等 (電気・プラグインハイブリッドトラック、高効率ハイブリッドトラック、次世代バイオディーゼルエンジン及び高性能電動路線バス) を開発・試作し、実際の事業で使用する走行試験等を実施する。
<予算 2.5 億円 (平成 25 年度) 2.5 億円 (平成 26 年度) >
- ・自動車税におけるグリーン化特例
電気自動車 (燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車、一定の排ガス性能を満たす CNG 自動車並びに排ガス及び燃費性能に優れた自動車に対して自動車税の税率を概ね 75% 軽減する一方、新車新規登録から一定年数以上を経過した自動車に対しては税率を概ね 15% 重課。
- ・自動車取得税及び自動車重量税におけるエコカー減税
電気自動車 (燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、一定の排ガス性能を満たす CNG 自動車並びに排ガス及び燃費性能に優れた自動車に係る自動車重量税及び自動車取得税を減免。

関連する事務事業等の概要

なし

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

目標値は平成 29 年度に 29.2% のところ、最新の実績値 (平成 26 年度) は、24.3% である。

(事務事業等の実施状況)

- ・環境対応車普及促進対策
合計 1809 台 (平成 25 年度 : 976 台、平成 26 年度 : 833 台) のハイブリッド・CNG 車両に対する支援を実施した。
- ・地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進
合計 277 台 (平成 25 年度 : 112 台、平成 26 年度 165 : 台) の電気自動車に対する支援を実施した。
- ・超小型モビリティの導入促進
合計 42 件 (平成 25 年度 : 29 件、平成 26 年度 : 13 件) の取組みに対する支援を実施した。
- ・次世代大型車開発・実用化事業
環境性能を格段に向上させた次世代のバス・トラック等の技術開発を進め、試作車に係る実使用条件下での実証走行試験、必要な基準の策定等、実用化に向けた取り組みを進めた。
- ・自動車の車体課税の見直し
環境性能に優れた自動車への買換・購入需要を促進するため、自動車税におけるグリーン化特例や自動車取得税及び自動車重量税におけるエコカー減税を実施した。

担当課等 (担当課長名等)

担当課 : 自動車局環境政策課 (課長 板崎 龍介)

業績指標 4 1

緊急地震速報の精度向上

評 価

A	目標値：85%以上（平成27年度） 実績値：63%（平成25年度） 83%（平成26年度） 初期値：28%（平成22年度）
---	--

(指標の定義)

年度内に発生した地震で、震度4以上を観測した地域又は緊急地震速報で震度4以上を予想した地域について、震度の予想誤差が±1階級におさまる割合を指標とする。

(目標設定の考え方・根拠)

指標の実績値は平成19年度に77%を示し、その後も同程度の精度で推移していた。平成22年度においては、平成23年3月10日までの実績値は72%であったが、東北地方太平洋沖地震発生後の活発な余震活動に伴い、同時に発生した地震を分離して処理できなかったために適切に緊急地震速報が発表できない事例が多発し、指標の値が大幅に低下した。

このため、同時に発生した地震を適切に分離する・地震動予測手法を改善する・地震観測網の充実・強化等により、緊急地震速報の精度改善を行っている。これらの改善により、余震活動の長期化や、余震活動地域の外側でも地震活動が高まっている状況のもとでも、予想精度を改善し、低下した指標を回復・向上させることを目標とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

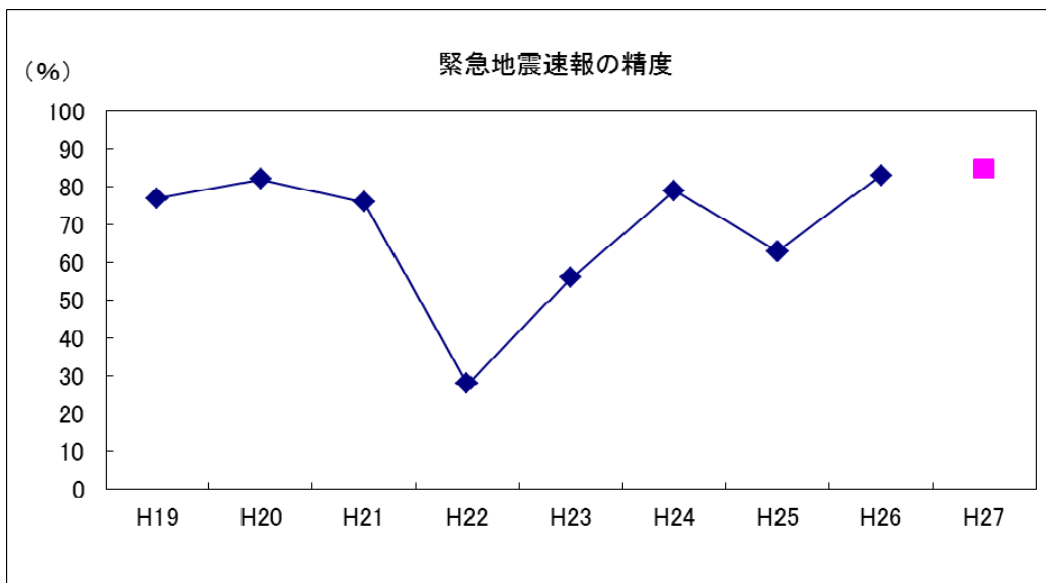
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
28%	56%	79%	63%	83%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

1. 地震津波観測業務等 予算額：1,350百万円の内数（平成25年度）
 2. 緊急地震速報・津波観測情報の高度化 予算額：304百万円（平成26年度）
- 国内外の地震を観測・監視・解析し、適時的確に緊急地震速報、津波警報等を発表することにより、地震や津波による災害の防止・軽減を図る。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

順調である。

平成25年度は、8月8日に東南海海底地震計の障害に伴う異常データを地震として処理し過大な警報を広範囲に発表したことで予想精度が低下した。平成26年度は平成24年度より予想精度が良くなった。

(事務事業等の実施状況)

東北地方太平洋沖地震直後から適切に緊急地震速報が発表できない事態となったことを受け、適切に緊急地震速報が発表できるように、同時に別の場所で発生した地震の分離、地震の規模を推定する計算式の見直し、観測点増幅度※1の導入などの改善を行ってきた。この結果、震度予想精度が向上し順調に目標に近づいた（平成24年度の実績値は79%）。しかし、平成25年8月8日に東南海海底地震計の障害に伴う異常データを地震として処理し過大な警報を広範囲に発表したことで、再び予想精度が低下した。これに対し、同様の現象が再発しても適切に処理できるよう、同海底地震計の処理を改修するとともに、同様に海底地震計で観測を実施している機関に、今回の事例の原因と対処について詳細な情報を提供し、同様の事象が発生しないよう関係機関との協議を進めた。

また、(独)防災科学技術研究所の大深度地震計※2、(独)海洋研究開発機構のDONET※3及び当庁が新設した地震計による観測データを取り込むための検証作業を進め、3月31日より緊急地震速報への活用を開始し、海域や首都直下等の地震に対する緊急地震速報の精度向上と迅速化を図った。

上記の改善のほか、地震が同時多発した場合や巨大地震発生時でもさらに精度の良い震度予測を可能とする新たな手法の開発を進めており、この手法の次期システムへの導入に向け作業を進めている。

(上記事務事業1、2)

観測点増幅度※1・・・地震発生時の各地の揺れの大きさは、地震の規模や震源からの距離の他に、その場所毎の地面の揺れやすさが影響する。

この揺れやすさも震度予測に反映させるため、観測点毎に設定する補正值。

大深度地震計※2・・・(独)防災科学技術研究所が設置したKiK-net(Kiban-Kyoshin Net: 基盤強震観測網)の内、首都圏・南関東に概ね1km以上地中深く設置した地震計。

DONET※3・・・Dense Oceanfloor Network system for Earthquakes and Tsunamisの略称で、(独)海洋研究開発機構が熊野灘沖の海底に設置した、ケーブル式地震・津波観測監視システム。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成25年度は東南海海底地震計の障害に伴う異常データの影響により平成24年度の予想精度から低下したが、平成26年度は平成24年度よりも予想精度が上昇し、平成27年度の目標達成に向けて成果を示していることから、A評価とした。

また、確実な目標達成に向けて、今後も以下の取組みを実施していく。

- ①精度向上のため、観測実績の増加に伴い観測点増幅度の更新・追加を実施する。
- ②精度向上と迅速化のため、他機関・新規観測データの検証を進めさらなる活用を開始する。
- ③新たな手法の開発を進め、次期のシステムへの導入に向け調整を進める。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

平成26年度に引き続き、他機関等の地震観測データのさらなる取り込み準備を継続して進める。また、地震が同時多発した場合や巨大地震発生時にもさらに精度良く震度を予測する新手法の開発を進め、平成27年度に更新する次期システムでの導入に向けて作業を進める。

(平成28年度以降)

引き続き、他機関等の地震観測データの取り込みと新手法の導入を進める。

担当課等(担当課長名等)

担当課：気象庁地震火山部管理課 (課長 土井 恵治)

関係課：気象庁地震火山部地震津波監視課 (課長 長谷川 洋平)

業績指標 4 2

一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数

評 価	
A	目標値：41%（平成28年度） 実績値：38%（平成25年度） 40%（平成26年度） 初期値：32%（平成23年度）

（指標の定義）

危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所・都道府県（248事務所）のうち、光ファイバと接続し、マイクロ回線で自動的にバックアップされている事務所及び都道府県の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所・都道府県について、予算の制約の中、国土交通省内を結ぶ結合通信網における通信の信頼性を確保する上で必要な拠点の整備を順次進めており、平成28年度末までに整備を完了すべき拠点として、全体の41%を目標として設定した。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（都道府県）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

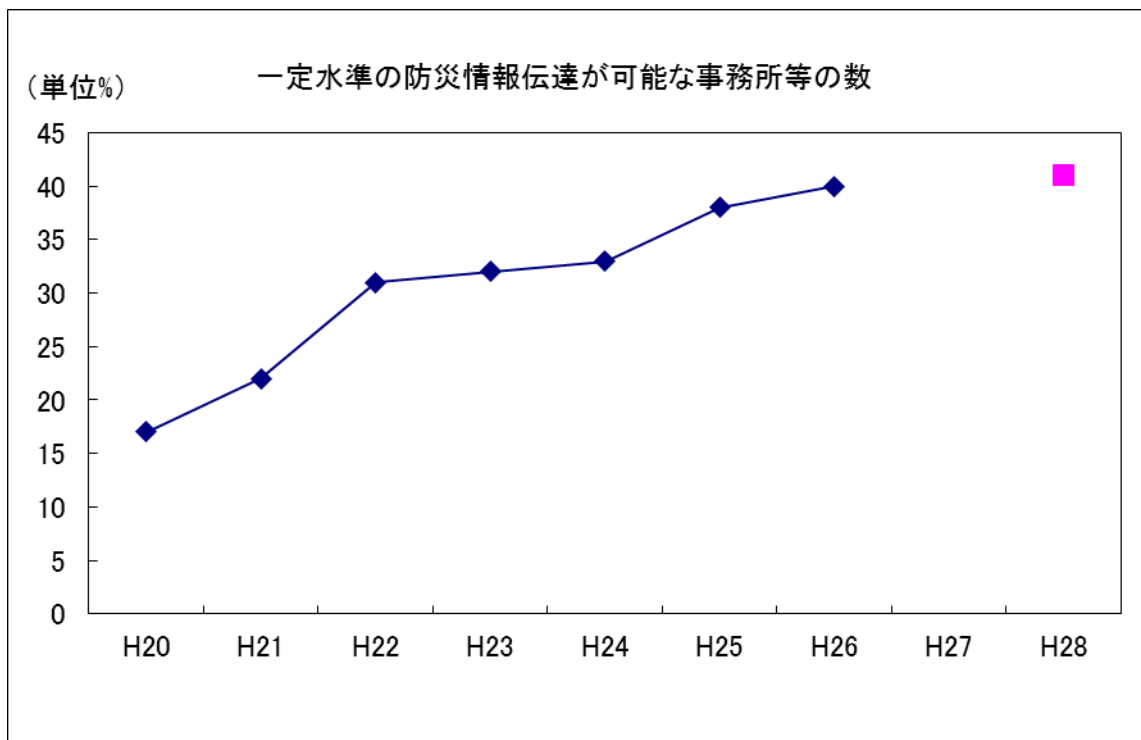
【閣決（重点）】

なし

【その他】

防災基本計画（平成20年2月18日中央防災会議）

過去の実績値						(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
17%	22%	31%	32%	33%	38%	40%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○国土管理情報通信基盤の整備計画策定経費 予算額0.2億円（平成25、26年度）
光ファイバや多重無線の通信容量を増強するための検討

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成26年度の実績値は全事務所数に対して40%と昨年度から増加しており、目標値に向けて進捗している。

（事務事業等の実施状況）

平成26年度大規模災害時の情報収集・提供の改善に関する調査検討業務において災害現場等における携帯電話等のモバイル端末と国土交通省情報通信ネットワークとの接続について検討を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については40%と目標達成に向けて進捗しているため、Aと評価した。引き続き通信網の整備を推進する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

引き続き施策目標の推進に向けて検討を行う

（平成28年度以降）

業績指標の目標年度に達する予定のため、目標の見直しを行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課電気通信室（室長 末吉 滋）

業績指標 43

台風中心位置予報の精度

評 価

A	目標値：260 km (平成27年) 実績値：288 km (平成25年) 275 km (平成26年) 初期値：302 km (平成22年)
---	--

(指標の定義)

72時間先の台風中心位置の予報誤差(台風の進路予報円の中心位置と対応する時刻における実際の台風中心位置との間の距離)を、当該年を含む過去5年間で平均した値。

(目標設定の考え方・根拠)

台風による災害の被害軽減を図るためには、台風に関する気象情報の充実が必要であり、それを支える技術的な基盤として台風進路などの予報精度の向上が必要である。この精度向上を測定する指標として、台風の進路予報は個々の台風の特性や気象の環境場の影響を受けて、その予報誤差が台風ごと年ごとに変動するものであることから、年ごとの誤差の値ではなく、当該年を含む過去5年間で平均した予報誤差の値を用いることとする。平成22年の指標の実績(平成18年～平成22年の予報誤差の平均)は302 kmである。平成27年の目標値は、過去5年間の同指標の改善状況も踏まえ、新たな数値予報技術の開発等により、引き続き同程度の予報誤差の減少を図ることとし、260 kmと設定することが適切と判断した。

(外部要因)

自然変動(台風の進路予想に影響を与える台風及び環境場の特性の変化)

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

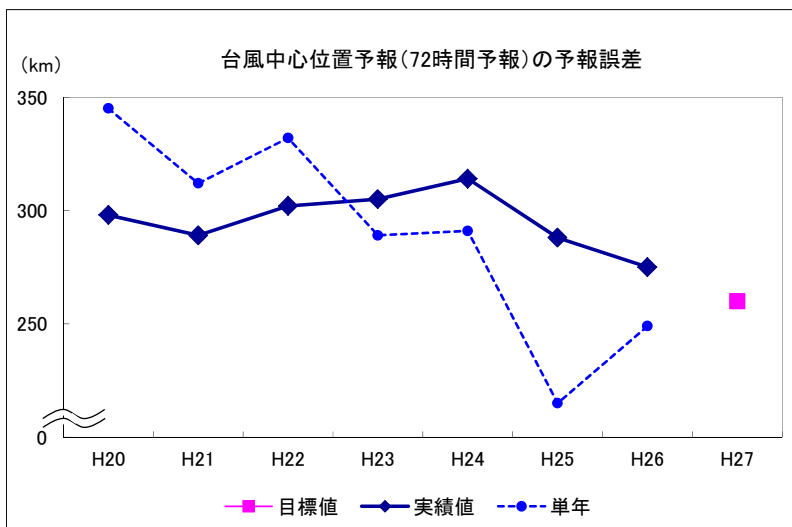
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値 ()内は単年の予報誤差					(暦年)
H22	H23	H24	H25	H26	
302 km (332 km)	305 km (289 km)	314 km (291 km)	288 km (215 km)	275 km (249 km)	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

スーパーコンピュータを中心とした気象資料総合処理システムの運用
気象資料総合処理システムを用いて予測モデルの開発を推進し、局地予報、台風予報などの精度を向上させる。
予算額： 723 百万円（平成 25 年度）
予算額： 724 百万円（平成 26 年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である。

平成 25、26 年にかけて、目標に向けて精度が向上した。過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、目標年の実績値は平成 23 年～平成 27 年の平均値で定義しており、その期間の単年の予報誤差が十分改善していることから、実績値が、目標年に目標値に達成することが見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

前回の評価以降、平成 26 年 3 月に、鉛直層数の増強（60 層から 100 層に増強すると同時に、計算領域上端を 0.1hPa から 0.01hPa に引き上げる）など、数値予報モデルの改良を行った。またこれに伴い、これまで高度約 30km までであった一部の人工衛星観測データの利用を約 60km までとするなど、高い高度の観測データを拡充した。9 月には、人工衛星による高精度かつ高分解能な気温や水蒸気の観測データの数値予報への利用拡充を行うとともに、台風解析の情報を数値予報に取り込むための台風ボーガス※の改良を行った。

※台風ボーガス：台風解析により得られた中心位置、中心気圧、強風半径等の情報を数値予報に反映させるため、モデルに投入する擬似的な観測データ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成 25、26 年にかけて目標に向けて精度が向上した。過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、目標年の実績値は平成 23 年～平成 27 年の平均値で定義しており、その期間の単年の予報誤差が十分改善していることから、実績値が、目標年に目標値に達成することが見込まれるため、A 評価とした。

本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報モデルとその初期値の精度を改善することが重要となる。平成 27 年度は、数値予報モデルの地表面やその付近の気温などを予測する手法の改善、アンサンブル予報※で使用するモデルの鉛直層数の増強（60 から 100 へ）、及び新規衛星観測データの利用開始や観測データを数値予報モデルに取り込む手法の改善を進める。これらの数値予報モデルの改善を的確に実施するとともに、数値予報資料の特性の把握・評価などを通じた予報官の技能向上に努めることで、台風予報の一層の精度向上を図る。

また、インド・フランスの地球観測衛星 Megha-Tropiques のマイクロ波観測データの早期利用を行い、水蒸気量の予測精度向上を図る。

アンサンブル予報※…数値予報モデルにおける誤差の拡大を把握するため、多数の予報を行い、その平均やばらつきの程度といった統計的な性質を利用して最も起こりやすい現象を予報する手法。用いる予報の個数をメンバー数という。

平成 27 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 27 年度）

数値予報モデルの地表面やその付近の気温、太陽や地表面からの放射による加熱などを予測する手法を改良する、新規衛星観測データの利用開始や観測データを数値予報モデルに取り込む手法の改善を進める、アンサンブル予報※のモデルの鉛直層数増強等を行うなど、目標値達成に向けて台風予測精度の一層の向上を図る。

（平成 28 年度以降）

引き続き観測データの利用手法の高度化を進めるとともに、数値予報モデルを改良する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：気象庁予報部業務課（課長 田中 省吾）
関係課：気象庁予報部予報課（課長 弟子丸 卓也）

業績指標 4 4

津波シミュレーション技術を用いた津波警報更新に活用する沖合津波観測点の数

評 価	
A	目標値：35点以上（平成26年度） 実績値：16点（平成25年度） 38点（平成26年度） 初期値：0点（平成23年度）

(指標の定義)

より高度な津波シミュレーション技術を用いた津波警報更新に活用する沖合津波観測点の数を指標とする。

(目標設定の考え方・根拠)

東北地方太平洋沖地震では、地震の規模を過小評価したことから気象庁が最初に発表した津波の予想高が過小となった。この教訓を踏まえ、津波警報改善のため、地震発生後直ちに求まる地震の規模が過小評価となる東北地方太平洋沖地震のような巨大地震については、各海域で予め最大地震を想定した津波予測を採用して津波警報第一報を発表することとした。

このような場合の津波警報第一報の発表後などには、より正確な警報の内容にできるだけ早く更新するため、GPS波浪計や海底水圧計など沖合の津波観測データは重要である。このため、津波シミュレーション技術を用いた津波警報の更新に活用する沖合津波観測点の利用拡大を進めることで津波に関する情報の改善に大きく寄与する。

沖合津波観測点の利用拡大については、運用中の津波警報等を行う地震活動等総合監視システムで、沖合津波観測データ等を基に推定された津波波源域を考慮したシミュレーションで得られる津波の高さを津波警報の更新に活用する手法を用いることとし、沖合津波観測点ごとに津波波源域の推定に使用する津波伝播計算データの整備・活用を進めることとする。平成26年度末までの目標として、当該データの整備された沖合津波観測点の数を35点以上とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

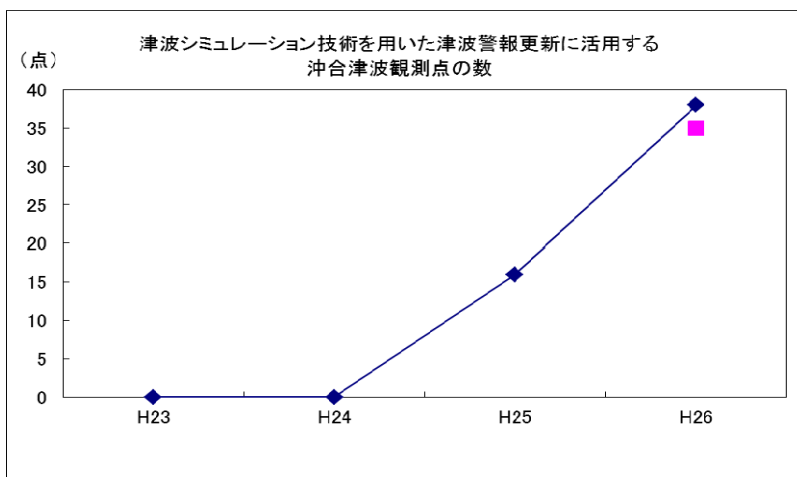
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
—	0観測点	0観測点	16観測点	38観測点	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

1. 地震津波観測業務等 予算額：1,350百万円の内数（平成25年度）
 2. 被災地域のための東北地方太平洋沖における津波監視機器点検整備 予算額：302百万円（平成26年度）※東日本大震災復興特別会計（復興庁一括計上事業）
- 国内外の地震を観測・監視・解析し、適時的確に緊急地震速報、津波警報等を発表することにより、地震や津波による災害の防止・軽減を図る。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調に観測点数が伸び、平成26年度の目標を達成した。

（事務事業等の実施状況）

平成24年度に、新たな沖合津波観測点として、東北地方太平洋沖に3台のブイ式海底津波計を整備した。津波シミュレーションを用いた津波警報更新のための沖合津波観測点として、これら3観測点も活用する対象とすることができるようになった。

平成25年度は、沖合津波観測データ等に基づく津波波源域の推定のために、沖合津波観測点周辺の海底地形データからの津波伝播計算データの作成作業を進め、16観測点について津波警報の更新に活用できるようになった。また、気象研究所において開発が進められている、海底水圧計の観測値から津波初期波源の初期水位分布を推定し、それをもとに沿岸の津波の高さを推定する手法についても、次期システム(EPOS5)への組み込みのため、その仕様に反映した。

平成26年度は、引き続き沖合津波観測点周辺の海底地形データからの津波伝播計算データの作成作業を進め、38観測点について津波警報の更新に活用できるようになり、目標値を達成した。また、気象研究所において開発が進められている手法について、平成26年度から開始されたEPOS5の整備作業の中で、その導入作業を進めている。（上記事務事業1、2）

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、目標年度に目標を達成したことから、A評価とした。

現在運用されている沖合津波観測点に対する津波伝播計算データの作成がすべて終了したことから業績指標は廃止する。

今後も新たに整備される沖合津波観測点があれば、津波伝播計算データを作成、沖合津波観測点を波源域推定プログラムに組み込み、利用観測点数の拡充に努める。また、気象研究所が開発した手法のEPOS5への導入作業を進める。

また、気象研究所において沖合津波観測値から津波波源の初期水位分布を推定し、それをもとに沿岸の津波の高さを予測する手法の開発を進めており、地震活動等総合監視システムの更新（平成27年度）に併せて当該手法の業務化と沖合津波観測点の更なる活用拡大を進める。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：気象庁地震火山部管理課（課長 土井 恵治）
関係課：気象庁地震火山部地震津波監視課（課長 長谷川 洋平）

業績指標 4 5

防災地理情報の整備率

評 価	
A	目標値：70% (平成28年度) 実績値：60% (平成25年度) 64% (平成26年度) 初期値：56% (平成23年度)

(指標の定義)

国土地理院が整備する防災地理情報のうち都市圏活断層図について、主要活断層帯(注)を対象に、都市圏活断層図で整備された断層帯の割合を指標とする。

$$\text{整備率 (\%)} = (\text{都市圏活断層図で整備した断層帯} / \text{主要活断層帯}) \times 100$$

(注)「地震に関する総合的な調査観測計画～東日本大震災を踏まえて～」(平成26年8月、地震調査研究推進本部)の策定を受け、主要活断層リストの見直しが実施され、主要活断層帯の数は97断層帯とされたが、ここでの「主要活断層帯」は、見直し前の「地震に関する基盤的調査観測計画(平成9年8月)」等で定められている110断層帯のうち、海等を除く101断層帯を対象としている。

(目標設定の考え方・根拠)

想定される災害に対する危険箇所の把握や国民の防災意識の向上等に役立つ防災地理情報の提供を推進するため、国土地理院が整備する防災地理情報のうち都市圏活断層図の整備を更に図っていくこととし、未整備の44断層帯のうち、特に人口の多い都市域周辺部の14断層帯の整備完了を目指し、平成28年度までの都市圏活断層図の整備予定を踏まえた目標値である。

(外部要因)

大規模災害の発生による変動

(他の関係主体)

国の機関・地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

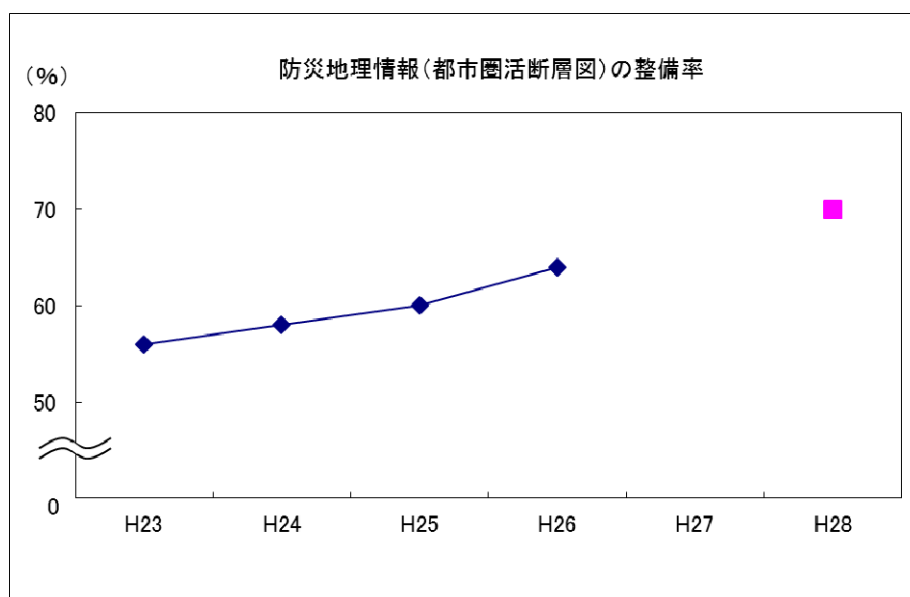
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H26
—	56%	58%	60%	64%	64%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

全国活断層帯情報整備

全国の活断層帯のうち、特に地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層帯について、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報を整備・提供する。平成25年度は警固断層帯他2断層帯を、平成26年度は、雲仙断層群他3断層帯について整備を完了した。

予算額：17,176千円（平成25年度）、17,675千円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「順調である」

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。なお、平成26年度までに65断層帯の整備を完了した。

(事務事業等の実施状況)

平成25年11月1日に、2万5千分1都市圏活断層図 横手盆地東縁断層帯とその周辺「田沢湖」他6面を、平成26年11月1日に、2万5千分1都市圏活断層図 警固断層帯とその周辺「甘木」他6面を公表し、ホームページでの閲覧を開始した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は順調であり、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、Aと評価した。

- ・平成26年度の実績値は、 $65/101=64.4\%$ である（実績値欄は小数点以下を四捨五入して記入）。
- ・目標を達成するためには毎年2.8%（ $(70\%-56\%) \div 5$ 年）の実績をあげる必要があり、平成26年度の間目標値は64.4%（ $56\%+2.8\% \times 3$ 年）である。
- ・実績値は中間目標値に達していることからAと評価した。

今後も確実な目標達成に向けて、14断層帯の整備を引き続き実施していくこととする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：	国土地理院 総務部 政策調整室	(室長 加藤 信行)
関係課：	国土地理院 企画部	(防災企画官 長谷川 裕之)
	国土地理院 企画部 企画調整課	(課長 大木 章一)
	国土地理院 応用地理部 防災地理課	(課長 山本 洋一)

関連指標 4
異常天候早期警戒情報の精度向上

実績値等	
目標値： 25%	(平成28年)
実績値： 17%	(平成25年)
-6%	(平成26年)
初期値： 0%	(平成23年)

(指標の定義)

異常天候早期警戒情報の精度を示すブライアスキルスコア (BSS) ※の改善率。

(目標設定の考え方・根拠)

数値予報技術の向上やその翻訳技術の改善を考慮し、平成23年のブライアスキルスコア 0.21 を、平成28年に25%改善する(ブライアスキルスコア 0.26) ことが適切と判断。

平成26年3月から改善された1か月予報モデルの運用を開始する予定であり、それにより異常天候早期警戒情報の予測精度の向上が見込まれる。また、今後も、高解像度化に対応した確率予測資料の改善をさらに進める予定。

※ブライアスキルスコア (BSS) の定義

ブライアスキルスコア (BSS) は確率予報の誤差を表すブライアスコア (BS) の気候値予報 (その時々気象状況を考慮せず出現率 10%で固定した予報) からの改善率である。

まず、ブライアスコア BS は、

$$BS = 1/N \times \sum (P_i - a_i)^2 \quad (i=1, N) \quad \dots \dots \textcircled{1}$$

ここで、i は事象の番号で総数は N、P_i は予測確率、a_i は現象の有無 (1 : 現象あり、0 : 現象なし) とする。

Σのなかは、予報が現象が有るときに 100%、現象が無いときに 0%を予測すれば完全予報として 0 となり、逆に現象が有るときに 0%、無いときに 100%を予測する最悪予報の場合に 1 となる。したがって、BS は成績が良いほど値が小さく、理想値は 0、最も悪い成績は 1 である。

一方、かなりの高温 (低温) の予測確率を過去統計の出現率と同じ 10%と固定した場合 (気候値予報) のブライア・スコア (BScl) は、

$$BScl = 1/N \times \sum (10\% - a_i)^2 \quad (i=1, N) \quad \dots \dots \textcircled{2}$$

となる。

BSS は単なる気候値を予測に用いる②からの①の改善度 (スキル) であるので、

$$BSS = (BScl - BS) / BScl$$

これは①と②の差を②で規格化したものであり、改善が無ければ 0、予報が完全であれば 1 となる。

この指標は世界気象機関の標準検証システムで採用されているものである。

(外部要因)

エルニーニョ現象等の状態により年々変化する大気の変動特性が、数値予報の予測精度、ひいては確率予測資料の精度に与える影響。

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

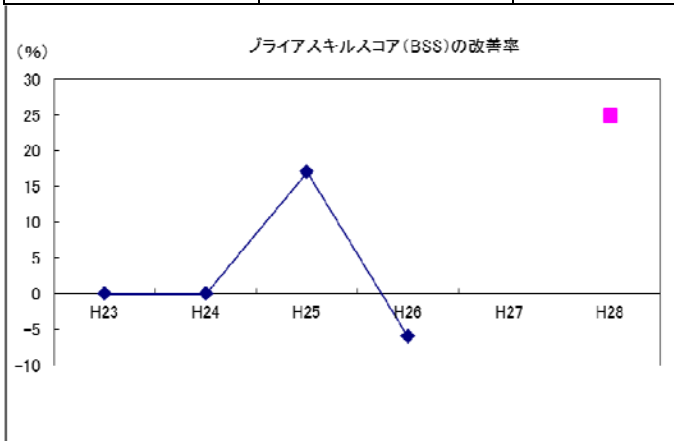
なし

【閣決 (重点)】

なし

【その他】

過去の実績値					(暦年)
H22	H23	H24	H25	H26	H28
—	0%	0%	17%	-6%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

平年からの隔たりの大きな天候が続くと、社会にさまざまな影響がある。このような現象の発生の可能性について、できるだけ早い段階で発表する予測情報が「異常天候早期警戒情報」で、気温・降雪量を対象として発表している。

関連する事務事業等の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

平成25年は旧来のものと比較して約20%の精度向上があったが、平成26年は5～10月の成績が極端に悪く、通年では平成23年より6%低下した。

(事務事業等の実施状況)

分解能を向上し、海氷の取り扱いを改善するなどした新たな1か月予報モデルの運用を平成26年3月に開始し、同時に高解像度化されたモデルに最適化するように改善した確率予測資料の運用を開始した。この確率予測資料は、1981年～2010年の過去予測実験において、旧来のものと比較して約20%の精度向上を示した。

一方で、平成26年の実績は、5～10月の成績が極端に悪く、通年では平成23年より6%低下した。その要因を分析したところ、実況および予測ともに、この期間における異常天候早期警戒情報が対象とする現象の異常度が小さく、判断閾値に近かったため、判断の難しい事例が多かったことがわかった。さらにこの期間は、発生や盛衰の予測が難しいブロッキング現象がヨーロッパやアリューシャン付近で発生することが多かった。1か月予報モデルでブロッキング現象の予測を外した結果として、日本付近の大気の流れの予測も外れる例が多かったことがわかった。このように、平成26年の実績値の低下は、年々変化する大気の変動特性による影響を受け、1か月予報モデルの予測精度が悪かった結果であったと考えられる。

担当課等(担当課長名等)

担当課：気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課(課長 矢野 敏彦)

関係課：気象庁地球環境・海洋部気候情報課(課長 林 久美)

関連指標 5

天気予報の精度（明日予報が大きくはずれた年間日数） ①降水確率 ②最高気温 ③最低気温

実績値等

目標値：① 23日以下	② 34日以下	③ 22日以下	(平成28年)
実績値：① 26日	② 37日	③ 23日	(平成25年)
① 25日	② 35日	③ 22日	(平成26年)
初期値：① 26日	② 38日	③ 24日	(平成23年)

(指標の定義)

17時発表の明日を対象とした天気予報における①「降水確率」、②「最高気温」、③「最低気温」が大きくはずれた年間日数の3年間の全国の予報区の平均値。①「降水確率」については50%以上外れた日数で、②「最高気温」及び③「最低気温」については、3℃以上はずれた日数。ここで、降水確率は、予報対象の地域において実際に1mm以上の降水があった割合（面積比率）で検証する。

(目標設定の考え方・根拠)

天気予報における降水や気温の予報は、その平均的な精度のみならず予報のはずれによる影響の程度にも注目されている。一般的利用においても関心が高い「降水確率」、「最高気温」、「最低気温」が大きくはずれた年間日数を減らすこととし、これらのそれぞれについて、平成28年までに平成23年実績から1割程度減らすことを目標とする。

「降水確率」では、たとえば降水確率40%で雨なしと予報し降水があった場合よりも、降水確率0%で雨なしと予報して降水があった場合の影響の方が大きいことから、降水確率が50%以上はずれた日数とする。また、「最高気温」、「最低気温」では、平均的な予報誤差の約2倍程度（例えば春や秋では半月程度の季節のずれに相当）にあたる3℃以上はずれた日数とする。これらのそれぞれについて、近年の改善傾向を維持させ、平成28年までに平成23年実績から1割程度減らすことを目標とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

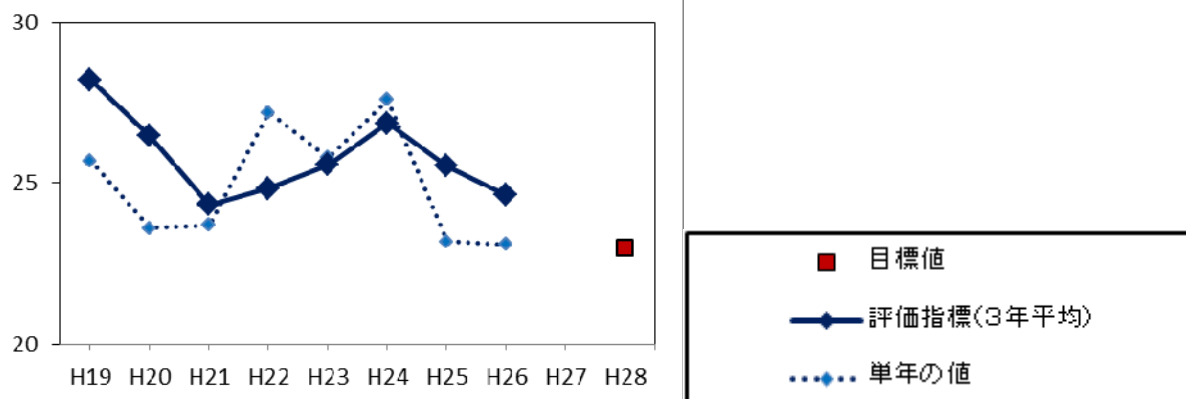
なし

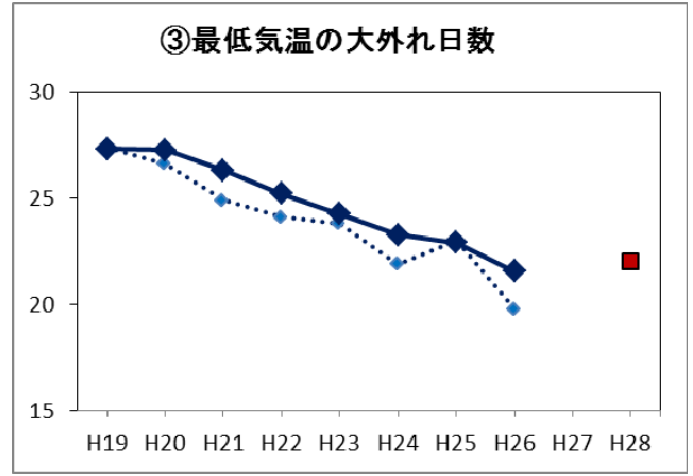
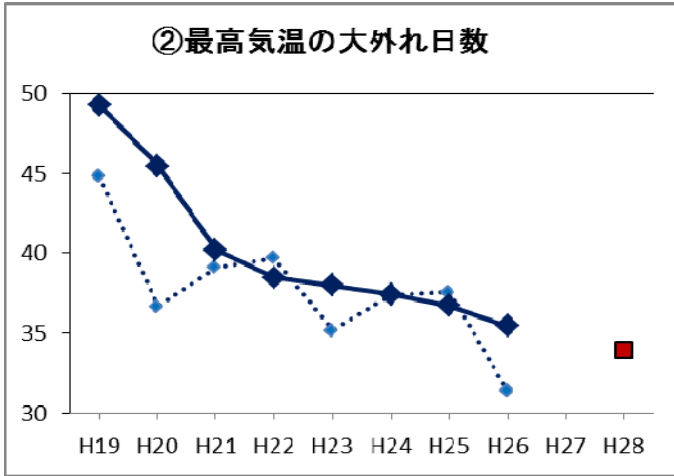
【その他】

過去の実績値 (暦年)

H22	H23	H24	H25	H26
① 25日	① 26日	① 27日	① 26日	① 25日
② 39日	② 38日	② 37日	② 37日	② 35日
③ 25日	③ 24日	③ 23日	③ 23日	③ 22日

①降水確率の大外れ日数





事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

降水確率予報及び気温予報の検証を行い、予報が大きくはずれた事例の分析とガイダンスの特性を把握し、その結果から新たなワークシートの作成、昨年度までに改良したワークシートの評価を行うとともにさらなる高度化を図る。

関連する事務事業等の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

全要素とも単年度では目標値と同じかそれ以上の成績となっており、最低気温は評価指標である3年平均でも目標を達成している。

(事務事業等の実施状況)

これまで「予警報の質的向上に向けた取り組み」として、各官署が下記の方針に基づく取り組みを行い、効果的な改善事例といった取り組みの成果の集約と還元を繰り返して改善の進捗を図った成果と認識している。

【降水確率】発表予報の検証結果やこれまでの調査を踏まえ、降水確率ガイダンスの適切な修正手法等の活用手法を検討する。その際には、これまでに他中枢、他官署で検討された手法を参考とする。

【気温予報】平成26年3月にバージョンアップしたガイダンスの特性把握に努める。同時にガイダンスが予想を不得手とする気象状況を絞り込み、事例調査などを通じて修正手法について検討を進める。層別化やフローチャート化の可能な場合は、新しいワークシートにまとめる。

※ガイダンス：数値モデル計算結果に基づいた気温・雨量などの予報要素を直接使えるように数値化・翻訳した予測支援資料。

※ワークシート：過去の事例調査によって得られた知見をもとに作成した予測手法を集約したもので、実況や予想される気象状況を入力してより精度の高い予想値を得ることを目的とする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：気象庁予報部業務課（課長 田中 省吾）
 関係課：気象庁予報部予報課（課長 弟子丸 卓也）

業績指標 46

防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積

評 価	
A	目標値：13,000ha（平成28年度） 実績値：10,752ha（平成26年度） 9,586ha（平成25年度） 初期値：6,466ha（平成23年度）

(指標の定義)

都市防災総合推進事業および防災公園街区整備事業等の完了地区の面積。

(目標設定の考え方・根拠)

今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、防災上必要な市街地を改善するため、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施していく必要があることから、過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第162回国会 施政方針演説（平成17年1月21日）「大規模地震や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。」
- ・第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（平成18年9月19日）大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の基盤施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。（第2章）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。（第4章5.）
- ・住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成23年3月15日）大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。（第2章）
- ・新たな「社会資本整備重点計画」の策定について（平成24年8月31日）（第2章2.）

大規模地震発生の可能性の高い地域や地震時における大規模な火災の可能性や避難・消防活動の困難さ等が指摘されている密集市街地において、都市基盤の整備と合わせて街区の再編を行う面的な市街地整備や、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備及び沿道建築物の不燃化、避難地・防災拠点となる都市公園等の整備、緊急車両の進入路・避難路として機能する道路等の整備や老朽建築物から耐火建築物等への建替えを推進する。避難することを前提にしたまちづくりを推進するため、津波による被害が想定される地域において、津波避難施設や避難地、避難路の整備や津波防災に関する地域住民の活動に対する支援を推進し、津波到達時間内での避難を可能にし、市街地等の安全性を向上させる。

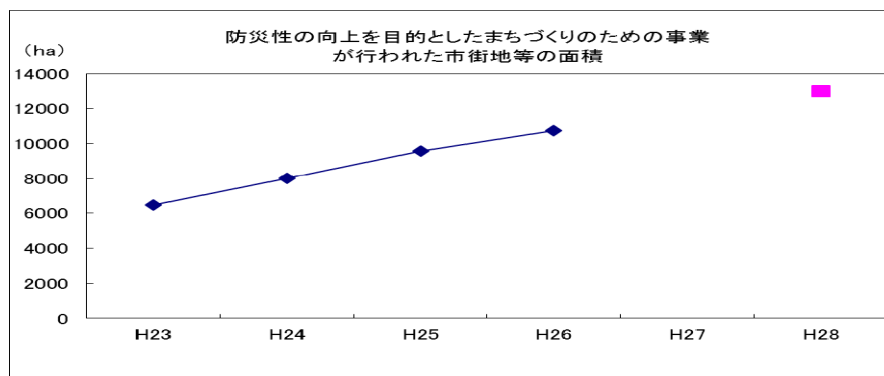
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24	H25	H26	
6,466ha	8,016ha	9,586ha	10,752ha	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ①都市防災総合推進事業の推進
密集市街地に代表される防災上危険な市街地の改善を図る。
予算額：防災・安全交付金 1.05兆円の内数（平成25年度国費）
防災・安全交付金 1.08兆円の内数（平成26年度国費）
- ②防災公園街区整備事業の推進
都市再生機構が防災公園と周辺市街地の整備改善を一体的に行うことで防災性の向上を図る。
- ③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）
防災街区整備推進機構に土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

防災性の低い市街地について、平成26年度末までに10,752haの防災性能の向上が図られている。過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度までに目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

- ・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」が創設されるとともに、平成24年度補正予算より「防災・安全交付金」が創設された。これにより、目標実現のための基幹事業である都市防災総合推進事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業をより一層統合的・一体的に支援し、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、概ね順調に進捗していることから、Aと評価した。
- ・目標達成に向けて、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、引き続き、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施し、防災上危険な市街地の改善を推進していくこととする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 天河 宏文）
都市局都市安全課（課長 小川 陵介）
関係課：都市局都市計画課（課長 榊 真一）
都市局市街地整備課（課長 武政 功）
都市局街路交通施設課（課長 神田 昌幸）
都市局公園緑地・景観課（課長 榑野 良明）

業績指標 47

一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

評 価	
B	目標値：約 84% (平成 28 年度) 実績値：約 76% (平成 25 年度) 集計中 (平成 26 年度) 初期値：約 73% (平成 22 年度)

(指標の定義)

人口 20 万人以上の大都市（東京特別区、政令指定都市、中核市、特例市）（分母）における、災害応急対策施設のうち、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかが整備され、地域の避難・防災の拠点となるオープンスペース（注）が確保された都市（分子）の割合（なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を 1 都市と扱う。）

（注）誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間。

(目標設定の考え方・根拠)

都市の防災機能の向上を図るため、長期的には 100% を目指している。これまでの実績を踏まえ、平成 28 年度の目標値約 84% を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第 162 回国会 施政方針演説（平成 17 年 1 月 27 日）「国内の被災地が迅速に復旧事業に取り組めるよう、激甚災害指定を行い、補正予算を編成しました。一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から 10 年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・第 166 回国会 施政方針演説（平成 19 年 1 月 26 日）「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的・重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするよう努めます。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針 2009（平成 21 年 6 月 23 日）「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」

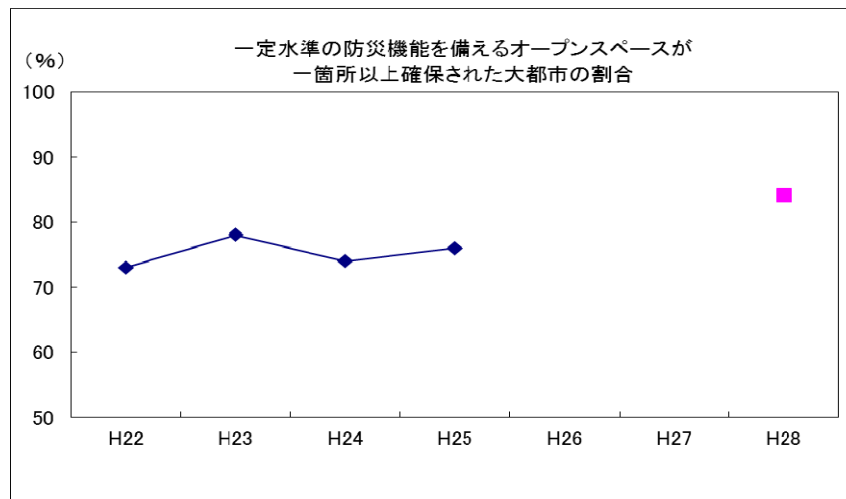
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H28
約 73%	約 78%	約 74%	約 76%	集計中	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○防災公園の整備（◎）

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

予算額：社会資本整備総合交付金9,124億円、防災・安全交付金10,841億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金932億円の内数（平成26年度国費）

社会資本整備総合交付金9,031億円、防災・安全交付金10,460億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金811億円の内数（平成25年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

○防災公園となる国営公園の整備

災害時の避難地や防災拠点となる国営公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成26年度の実績値は集計中であるが、過去のトレンドから目標値にむかって順調に推移するものの、目標期限である平成28年度には目標値の達成は困難である。

（事務事業等の実施状況）

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成26年度の実績値は集計中であるが、前述のとおり、本業績指標は、過去の実績値によるトレンドをやや下回る値であるためBと評価した。
- ・平成23年の東日本大震災の影響を受け、各都市における防災に対する危機意識が高まっていることを踏まえ、都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、引き続き災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していく必要がある。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局公園緑地・景観課（課長 椰野 良明）

業績指標 48

下水道による都市浸水対策達成率（都市浸水対策を実施すべき区域のうち、下水道（雨水）整備による浸水対策が完了している区域の面積の割合）

評価	
A	目標値：約60%（平成28年度） 実績値：約55%（平成25年度） 約58%（速報値）（平成26年度） 初期値：約53%（平成23年度）

（指標の定義）

都市浸水対策を実施すべき区域のうち、5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積の割合。（＝①／②）

- ①：5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積
- ②：都市浸水対策を実施すべき区域の面積

（目標設定の考え方・根拠）

地方公共団体における浸水対策の実施予定より、目標値を設定

（外部要因）

地元との調整状況

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章）

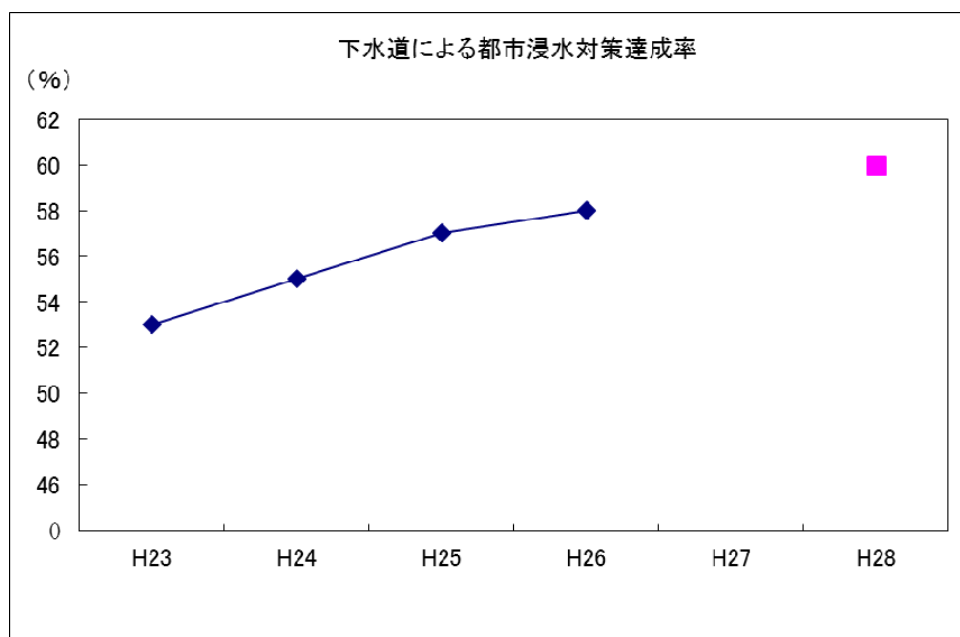
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章、第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H23	H24	H25	H26	H27	
約53%	約55%	約57%	約58%（集計中）	—	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○ 下水道による雨水対策施設の整備の推進 (◎)

下水道による雨水対策施設の整備により、都市の被害安全度の向上を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 9,031億円の内数(平成25年度国費)

9,124億円の内数(平成26年度国費)

防災・安全交付金予算額 1兆0,460億円の内数(平成25年度国費)

1兆0,841億円の内数(平成26年度国費)

下水道事業関連予算額 54億円の内数(平成25年度国費)

53億円の内数(平成26年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・下水道による都市浸水対策達成率の平成26年度の実績値は約58%であり、平成25年度から約3%上昇している。このトレンドを延長すると平成28年度に目標値を達成すると見込まれる。
- ・近年の浸水被害の状況を見ると、都市化の進展や雨水の流出率の増加、局所的な集中豪雨等により依然として内水被害が頻発している。また、被害内容の現況を見ると、宅地等の浸水面積は減っているものの、都市化の進展や集中豪雨の多発により、被害額は減少しておらず、関係者の連携を図った取組みが必要である。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成20年度に雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。
- ・平成21年度に、一定規模以上の浸水実績があり浸水対策の必要性が高い地区を対象に「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設し、貯留浸透施設等の流出対策に加え、内水ハザードマップの公表等、地方公共団体、関係住民等が一体となった総合的な浸水対策への取組みを推進した。
- ・平成22年度には、「下水道浸水被害軽減総合事業」及び「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し、ハード・ソフト両面からの対策、住民自らの取組みを含めたより効率的、総合的な浸水対策を推進した。
- ・従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで地方公共団体による浸水対策を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・下水道による都市浸水対策達成率は増加傾向にあり、目標値に向けて着実に進展している。また、平成21年度には下水道浸水被害軽減総合事業を創設し、また平成22年度には下水道浸水被害軽減総合事業に雨に強い都市づくり支援事業を統合し、社会資本整備総合交付金の創設により地方公共団体のより効率的な浸水対策を推進していることから、Aと評価した。
- ・近年の集中豪雨の増加などに起因した新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・平成27年度より、内水浸水シミュレーションに基づき、一定規模の被害のおそれのある地区を「下水道浸水被害軽減総合事業」の交付対象地区に追加し、事前防災・減災の観点からの事業も推進する。

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官(流域管理官 加藤 裕之)

業績指標 49

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積

評 価

(P)	目標値：約3,000ha(50%) (平成27年度) 実績値：P(平成26年度) 初期値：約6,000ha(100%) (平成22年度)
-----	--

(指標の定義)

地震時等に著しく危険な密集市街地(※)の面積

(※)地震時等に著しく危険な密集市街地とは、従来の重点密集市街地の基準である不燃領域率(市街地面積に占める耐火建築物等の敷地及び幅員6m以上の道路等の公共施設面積の割合)や住宅戸数密度等の延焼危険性の指標に加え、避難の困難さの指標である地区内閉塞度及び周辺地区の状況や地形条件等の地域特性も基準となり位置づけられる密集市街地のことをいい、各地方公共団体が位置づけを行う。

(目標設定の考え方・根拠)

平成18年9月19日に閣議決定された住生活基本計画(全国計画)において「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地」の整備について、大規模火災に対する最低限の安全性を、平成23年度までに確保することが位置づけられた。これに基づき施策を推進してきたところであったが、社会における住宅を取り巻く状況変化を踏まえて、住生活基本計画(全国計画)の全部変更が平成23年3月15日閣議決定された。その中において、従来の延焼危険性の指標に加え、新たに避難の困難さの指標である、地区内閉塞度や地域特性等を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を平成32年度末までに概ね解消(最低限の安全性を確保)することが位置づけられ、密集市街地の改善整備に向けた取り組みの方向性においても、従来までの住宅等の不燃化推進や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ、きめ細やかな事業の実施を図ることとなった。この「平成32年度末」の期限は、できるかぎり早期に最低限の安全性の確保を目指すこととして設定したものである。また、今回、政策評価基本計画の「5年以内の目標値を業績目標として設定」ということを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体、都市再生機構等(事業主体)

(重要政策)**【施政方針】**

- 第169回国会 施政方針演説(平成20年1月18日)「都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- 第183回国会 施政方針演説(平成25年2月28日)「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- 第189回国会 施政方針演説(平成27年2月12日)「事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」

【閣議決定】

- 住生活基本計画(全国計画)の全部変更(平成23年3月15日)大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。(第2章)
- 日本再興戦略(平成25年6月14日)(第Ⅱ. 3つのアクションプラン≫一. 日本産業再興プラン≫5. 立地競争力の更なる強化≫④都市の競争力の向上)

外国企業が我が国にアジアの拠点を置くインセンティブとなるよう、都市の多様性を確保し、老朽化した建築物等を更新すること等により都市環境や生活環境の向上、良好な治安の確保、防災力の向上等を通じて、都市の国際競争力を高めることが重要である。
- 国土強靱化基本計画(平成26年6月3日)(第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針(2)住宅・都市)

密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。

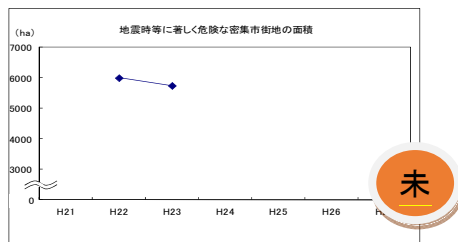
【閣決(重点)】

- 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章にあり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
約6, 0 0 0 h a	5, 7 4 5 h a	—	—	P



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 密集市街地の緊急整備の促進のため、各種制度の充実等を行う。
 - (予算額：社会資本整備総合交付金9, 1 3 4 億円の内数 (平成2 5 年度国費))
 - (予算額：社会資本整備総合交付金9, 1 2 4 億円の内数 (平成2 6 年度国費))
- ・住宅市街地総合整備事業等により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を図る。
- ・住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を図る。
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (所得税・法人税・個人住民税) 防災街区整備事業等の用に供するために土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。
- ・防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置 (固定資産税) 防災街区整備事業の施行に伴い新築された、防災施設建築物に該当する家屋のうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税を減額。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

P (5月次点照会時には記入の上、動向を記載。地公体からの提出締切日：4月24日)

平成26年3月時点で全国の市区町村を対象に調査を行い、「地震時等に著しく危険な密集市街地」の区域及び面積を把握した結果、(P) ha と密集市街地の面積は減少しているものの・・・。

(事務事業の実施状況)

平成24年度補正予算において新たに防災・安全交付金を創設するとともに、平成25年予算において、住宅・建築物安全ストック形成事業における密集市街地内の避難路沿道建築物の耐震改修等に係る補助率の拡充を実施する

平成25年度補正予算において、密集市街地における延焼防止を目的として、道路沿いの建築物を不燃化する事業に対する補助制度の合理化を実施する。地方公共団体による密集市街地整備の一層の促進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 平成26年3月時点で全国の市区町村を対象に調査を行い、「地震時等に著しく危険な密集市街地」の区域及び面積を把握した結果、(P) ha と密集市街地の面積は減少しているものの、目標達成に向けた成果を示していない。平成27年度、密集市街地における総合的な環境整備を推進する「密集市街地総合防災事業」を創設することから今後成果が出てくることが見込まれる。現時点では目標達成に向けた成果を判断できないため、●と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

平成27年度当初予算において、高齢化の著しい密集市街地において、防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設・福祉施設等の生活支援機能等の整備を進めるなど、密集市街地における総合的

な環境整備を推進する「密集市街地総合防災事業」を創設

(平成28年度以降)

未定

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局都市安全課(課長 小川 陵介)
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室(室長 長谷川 貴彦)
関係課：都市局都市計画課(課長 榑 真一)
都市局市街地整備課(課長 武政 功)
都市局街路交通施設課(課長 神田 昌幸)
都市局公園緑地・景観課(課長 椰野 良明)
都市局まちづくり推進課(課長 天河 宏文)
住宅局住宅総合整備課住環境整備室(室長 北 真夫)
住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 千葉 信義)
住宅局市街地建築課(課長 香山 幹)

業績指標 50

地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害を生じる可能性のある盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合

評価

A	目標値：約 50%（平成 28 年度） 実績値：約 8%（平成 25 年度） 約 14%（平成 26 年度） 初期値：約 5%（平成 23 年度）
---	--

（指標の定義）

地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害を生じる可能性のある盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合

<分母>丘陵地と人口集中地区の分布及び変動予測調査の実施状況から抽出した、地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害を生じる可能性のある盛土造成地が存在する地方公共団体の数

<分子>大規模盛土造成地マップを作成・公表又は危険な盛土造成地がないことを確認・公表した地方公共団体の数

（目標設定の考え方・根拠）

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団においての現在までの事業実績及び進捗状況を踏まえ、今後の事業計画を考慮して設定した。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（平成 23 年 3 月 15 日）

延焼・倒壊の危険性の高い老朽建築物の建替え・除却や、避難経路、消防環境等の地域特性を踏まえた対策、道路幅員等に関する建築基準法上の緩和措置の活用等により密集市街地の整備を促進する。また、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進する。（第 2 章）

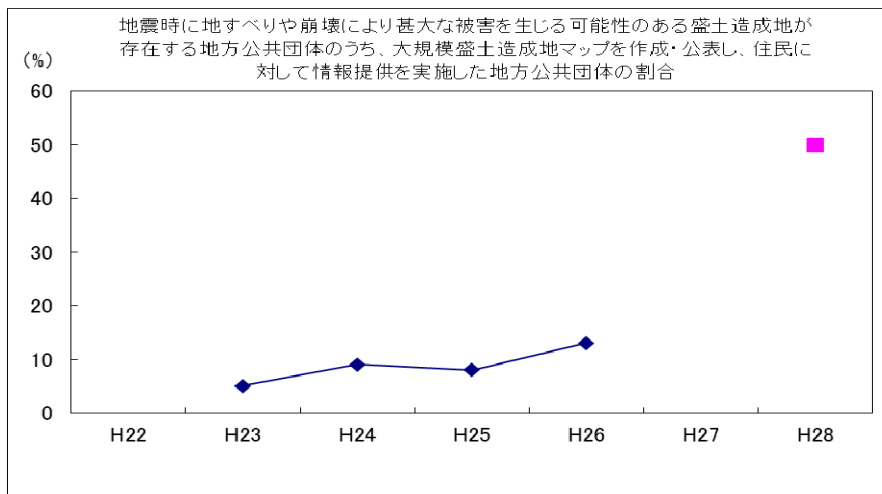
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
—	約 5 %	約 9 %	約 8 %	約 1 4 %	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○宅地耐震化推進事業

・地震時に危険な大規模盛土造成地の被害を軽減するため、変動予測調査（大規模盛土造成地マップ作成）を行い、住民への情報提供を図る等。

社会資本整備総合交付金 9,031 億円の内数（平成 25 年度国費）

社会資本整備総合交付金 9,136 億円の内数（平成 26 年度国費）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

大規模盛土造成地マップを作成・公表している地方公共団体は、平成 26 年度で約 14% であり、現在実施中や新規に着手する地方公共団体の数を考慮し、目標については概ね達成される見込み。

（事務事業等の実施状況）

・平成 26 年度までに 928（約 53%）の地方公共団体が変動予測調査に着手し、そのうち 761（約 43%）の地方公共団体が大規模盛土造成地の状況調査を完了している。調査を完了した地方公共団体においては、その公表に向けた調整を進めていることから、目標達成に向けて順調に進捗していると判断し、A 評価とした。

・地方公共団体における事業の推進を図るため、宅地耐震化推進事業に関する連絡調整会議を開催し、関係機関における情報提供や情報提供を行ってきた。あわせて、地方公共団体のニーズや東日本大震災の被害状況を踏まえ、変動予測調査ガイドラインや宅地耐震対策工法選定ガイドラインの改訂を行い、「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」をとりまとめた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成 26 年度末までに調査が完了している地方公共団体は約 43% と順調に推移しており、実績値としての公表率は約 14% となっているものの、平成 27 年 7 月までには約 28% となる見込みとなっており、目標値設定年度の平成 28 年度末に公表率 50% の目標を達成することは可能と考えている。

・地方公共団体に対して、昨年度策定した大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインの周知を図るとともに、ブロック会議の開催等により調査結果の公表についての取組を支援するなど、目標達成に向けて変動予測調査等の実施を促進する。

以上から、A と評価した。

平成 27 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 27 年度）

なし

（平成 28 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市安全課 都市防災対策推進室（室長 須藤 哲夫）

業績指標 5 1

地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率
 (地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠のうち耐震化が行われている割合)

評 価

B	目標値：約 70% (平成 28 年度) 実績値：約 46% (平成 25 年度) 約 52% (速報値) (平成 26 年度) 初期値：約 34% (平成 23 年度)
---	--

(指標の定義)

地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠のうち、耐震化が行われている割合。

(分母) 地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠延長

(分子) 耐震化が行われている下水管渠の延長

(目標設定の考え方・根拠)

地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠延長のうち、実施予定から目標値を 70% と設定。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

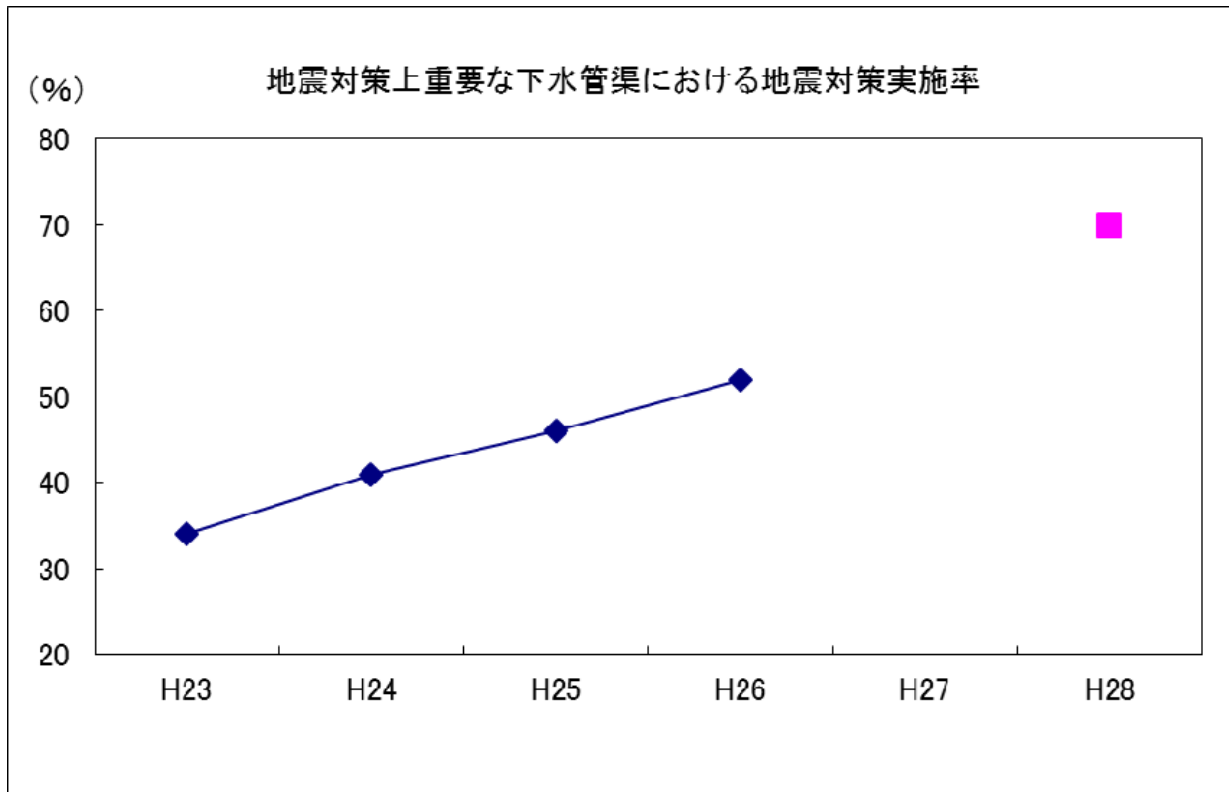
なし

【閣決 (重点)】

社会資本整備重点計画 (平成 24 年 8 月 31 日)「第 3 章に記載あり」

【その他】

過去の実績値				(年度)
H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
約 34%	約 41%	約 46%	約 52% (速報値)	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○ 下水道施設の地震対策の推進 (◎)

- ・管きよの耐震化や計画的な減災対策等の促進を図り、下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 9,031億円の内数(平成25年度国費)

9,124億円の内数(平成26年度国費)

防災・安全交付金予算額 1兆0,460億円の内数(平成25年度国費)

1兆0,841億円の内数(平成26年度国費)

下水道事業関連予算額 54億円の内数(平成25年度国費)

53億円の内数(平成26年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・当指標の平成26年度の実績値は約52%(速報値)であり、平成23年度から約18%上昇している。平成26年度に「下水道施設の耐震対策指針と解説」を改定し、総合的かつ計画的な下水道地震対策の推進を図ったこと、平成27年度から下水道総合地震対策事業の地区要件を追加したことなどから、これまで以上の地震対策実施率の向上を見込んでいる。

(事務事業等の実施状況)

- ・新潟県中越地震での甚大な施設被害の発生を受け、平成17年度に下水道法施行令を改正し構造基準を制定した。
- ・平成18年度に創設した下水道地震対策緊急整備事業に代え、平成21年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として「下水道総合地震対策事業」を創設した。本事業では、DID地域を有する都市等地震対策に取り組む必要性が高い地域を対象として、避難地、防災拠点等と終末処理場とを接続する管きよの耐震化事業を補助対象として拡充した。また平成25年度には、都市機能の継続的な確保を図るため、都市再生緊急整備地域に埋設されている管渠や、河川下管渠等の耐震化事業を拡充、平成27年度には「首都直下地震対策特別措置法」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に指定された緊急対策地区・防災対策推進地区を現行の地区要件に追加するなどしており、地震対策の推進を図っている。さらに、本事業の実施にあたっては平成25年度より5年以内以内事業主体である地方公共団体が「下水道総合地震対策計画」を作成するよう定めている。
- ・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。
- ・東日本大震災を受け、「下水道地震・津波対策技術検討委員会」を設置し、被災地に向けて適切な復旧を行うための技術的手法の検討を行うとともに、これまでの地震対策に係る技術指針の見直し方針、及び全国の下水道施設に適用する耐震・耐津波対策の方向性についてとりまとめ、総合的かつ計画的な下水道地震対策を推進した。また、これを踏まえ(公社)日本下水道協会において平成26年度に「下水道施設の耐震対策指針と解説」及び「下水道の地震対策マニュアル」の改定を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業務指標については、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないこととなるため、Bと評価した。
- ・現在、下水道総合地震対策事業の旧制度から継続している箇所も含め、平成25年度末現在、事業箇所は292箇所となっている。平成27年度からは同事業の地区要件を追加することとしており、今後、さらなる事業実施を見込んでいる。また、平成22年に創設した社会資本整備総合交付金や平成24年度に創設した防災・安全交付金により、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援できるようになったこと、「下水道地震・津波対策技術検討委員会」を設置し被災地に向けて適切な復旧を行うための技術的手法の検討を行うとともに、これまでの地震対策に係る技術指針の見直し方針、及び全国の下水道施設に適用する耐震・耐津波対策の方向性についてとりまとめられている「下水道施設の対策指針と解説」を平成26年度に改定したことなどにより、総合的かつ計画的な下水道地震対策を推進していることから、今後はさらなる対策の促進による実施率の向上が見込まれる。
- ・さらに、平成26年度に行った今後の実施見込み事業量の調査結果も勘案すると、当指標は平成28年度に目標値に到達する見込みである。
- ・下水道総合地震対策事業等により「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を引き続き推進するとともに、被害を最小化する「減災」対策の一層の強化を図るため、下水道事業における事業継続計画(BCP)の策定や応急復旧対策のために必要な資機材の導入等を推進していく。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

下水道総合地震対策事業の地区要件の追加

(平成28年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 （課長 増田 隆司）

業績指標 52

内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合

評価

B	目標値：約100%（平成28年度） 実績値：約43%（平成25年度） 約56%（平成26年度） 初期値：約15%（平成23年度）
---	---

(指標の定義)

内水ハザードマップ作成対象市町村数のうち内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(%) (=①/②)

- ①：内水ハザードマップを作成・公表かつ防災訓練等を実施した市町村数
- ②：一定規模以上の床上浸水被害等が発生した地区などを有する市区町村

(目標設定の考え方・根拠)

一定規模以上の床上浸水被害等が発生した地区等を有する市町村については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があり、これらの市町村全てで平成28年度までに内水ハザードマップを作成・公表し防災意識の高揚が図られたものとして設定。

(外部要因)

地元との調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章）

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

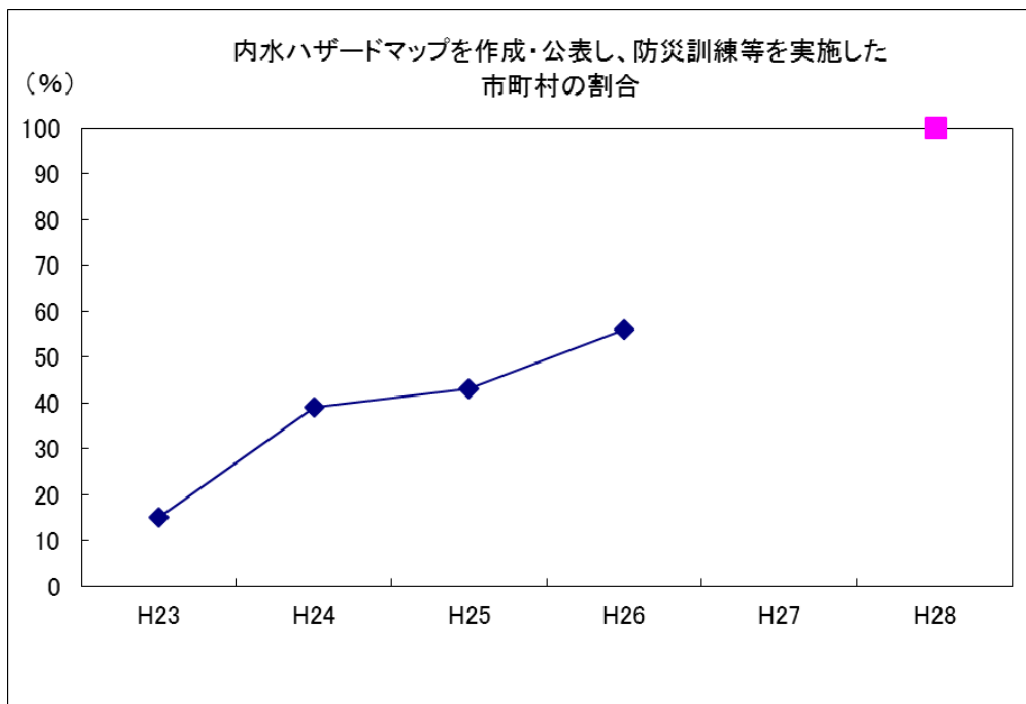
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H23	H24	H25	H26	
約15%	約39%	約43%	約56%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- 下水道による浸水被害の軽減対策 (◎)
下水道による浸水被害の軽減対策を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 9,031億円の内数(平成25年度国費)
9,124億円の内数(平成26年度国費)
- 防災・安全交付金予算額 1兆0,460億円の内数(平成25年度国費)
1兆0,841億円の内数(平成26年度国費)
- 下水道事業関連予算額 54億円の内数(平成25年度国費)
53億円の内数(平成26年度国費)(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成26年度の実績値は約56%となり、平成25年度より約13%進捗した。内水ハザードマップの作成・公表が着実に進捗しており、平成28年度の目標値の達成のために、このトレンドを維持する必要がある。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年度に、地方公共団体による内水ハザードマップの作成・公表を推進するため「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」を改定し、内水ハザードマップを早期に作成できるよう、地域特性等に応じた内水浸水想定手法を追加するとともに、洪水ハザードマップとの連携等について内容の充実を図った。
- ・平成20年度に雨に強い都市づくり支援事業を創設し、公共施設管理者との連携を強化しつつ、地域住民や民間事業者と一体となって雨に強い都市づくりを実現するため、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進した。
- ・平成21年度には、一定規模以上の浸水実績があり浸水対策の必要性が高い地区を対象に「下水道浸水被害軽減総合事業」を創設し、貯留浸透施設等の流出対策に加え、内水ハザードマップの公表等、地方公共団体、関係住民等が一体となった総合的な浸水対策への取り組みを推進した。
- ・平成22年度には、「下水道浸水被害軽減総合事業」及び「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し、ハード・ソフト両面からの対策、住民自らの取り組みを含めたより効率的、総合的な浸水対策を推進した。
- ・従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった防災訓練等のソフト事業についても地方公共団体へ支援を行った。また、手続きを簡素化することで地方公共団体によるハザードマップの作成・公表、防災訓練等を推進した。
- ・平成26年度には、内水ハザードマップを作成するための技術的支援を行うため、「浸水実績を活用した内水ハザードマップ作成に係るQ&A集」を公表し、各地で勉強会を開催した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業務指標については、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないこととなるため、Bと評価した。
- ・国としても様々な取組みにより地方公共団体へ支援を行っており、内水ハザードマップの作成・公表は一定程度進んでいる。一方、内水ハザードマップを作成・支援を行っている公表したものの、防災訓練等を実施していない市区町村も多いことや、内水ハザードマップを作成するための調査等に時間を要しているなどの理由により、作成が遅れている。
- ・引き続き、内水ハザードマップ作成に向けた勉強会等を各地で開催するとともに、防災訓練等の実施を呼びかけるなど、地方公共団体の取組みを積極的に支援する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・他のハザードマップ作成に向けた取組みと連携し、内水ハザードマップ作成に向けた周知を行う。

(平成28年度以降)

- ・なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官(流域管理官 加藤 裕之)

業績指標 53
下水道施設の長寿命化計画策定率（地方公共団体）

評価

A	目標値：約100%（平成28年度） 実績値：約84%（平成25年度） 約90%（速報値）（平成26年度） 初期値：約51%（平成23年度）
---	--

（指標の定義）
 供用開始後30年を経過した下水道施設を管理している自治体における長寿命化計画を策定した割合。
 （分母）供用開始後30年を経過した下水道施設を管理している自治体数
 （分子）下水道施設の長寿命化計画を策定した自治体数

（目標設定の考え方・根拠）
 供用開始後30年を経過した下水道施設を管理している自治体については、できるだけ早期に長寿命化計画が策定される必要があり、これらの自治体全てにおいて長寿命化計画を策定するとして設定。

（外部要因）
 なし

（他の関係主体）
 地方公共団体（事業主体）

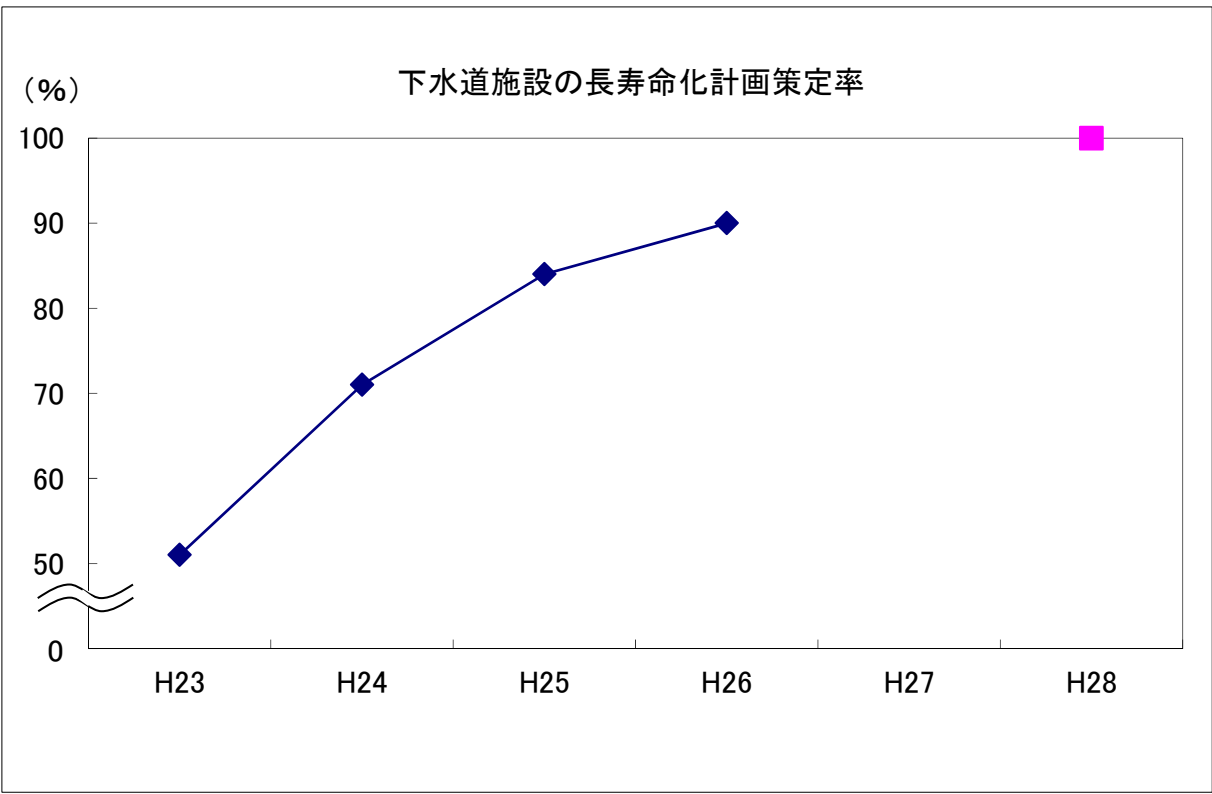
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】
 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

過去の実績値				（年度）
H23	H24	H25	H26	
約51%	約71%	約84%	約90%（速報値）	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- 下水道施設の老朽化対策の推進 (◎)
 - ・ 下水道施設の予防保全的な管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
 - 社会資本整備総合交付金予算額 9,031億円の内数 (平成25年度国費)
 - 9,124億円の内数 (平成26年度国費)
 - 防災・安全交付金予算額 1兆0,460億円の内数 (平成25年度国費)
 - 1兆0,841億円の内数 (平成26年度国費)
 - 下水道事業関連予算額 54億円の内数 (平成25年度国費)
 - 53億円の内数 (平成26年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 当指標の平成26年度の実績値は約90%【速報値】であり、平成23年度から約39%上昇している。平成23年度から平成25年度のトレンドを延長すると、平成28年度は目標値を概ね達成できる見込みである。

(事務事業等の実施状況)

- ・ 平成20年度に下水道長寿命化支援制度を創設し、ライフサイクルコストの最小化を目的とした下水道長寿命化計画の策定や長寿命化対策を含めた計画的な改築更新を補助対象とすることにより、限られた財源の中で下水道施設の計画的な長寿命化対策・改築更新を推進した。
- ・ 平成21年6月に、「下水道長寿命化支援制度に関する手引き(案)」(平成21年度版)をとりまとめ、下水道長寿命化支援制度の円滑な運営を図った。
- ・ 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設し、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援を行った。また、手続きを簡素化することで下水道整備を推進した。
- ・ 平成23年9月に「下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き(案)」を公表し、ストックマネジメントの実践により、維持管理・改築修繕の一体的な最適化を図り、持続可能な下水道事業実施の推進を図った。
- ・ 平成23年12月に「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」を公表し、下水管きょの改築・修繕工事において採用されている更生工法に関する設計、施工、品質管理に関する指針としてとりまとめ、適切な工法の選択、品質確保等の促進を図り、下水管きょの適切な改築・修繕を推進した。
- ・ 平成25年9月に「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)」を公表し、ストックマネジメントの導入による下水道施設全体の将来的な改築事業量の平準化を踏まえた長寿命化計画の策定を推進した。
- ・ 平成25年度より、下水道施設の改築に対する交付は「下水道長寿命化計画」に基づく予防保全的な管理を実施しているものに限定し、地方公共団体における長寿命化計画策定を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 当指標は平成23年度からの実績によるトレンドを延長すると、平成28年度に目標値に到達する見込みである。更に、平成25年度以降の施設の改築に対する交付は長寿命化計画に基づくものに限定すると定めていることから、今後は策定率の更なる上昇が見込める。
- ・ 厳しい財政状況や人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、ライフサイクルコスト最小化の観点も踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した、長寿命化対策を含めた下水道施設の計画的な改築を引き続き推進する。
- ・ 以上から、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 (課長 増田 隆司)

業績指標 54

多数の者が利用する建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)

評 価	
① B	目標値：90%（平成27年度） 実績値：約85%（平成25年度） 初期値：約80%（平成20年度）
② B	目標値：90%（平成27年度） 実績値：約82%（平成25年度） 初期値：約79%（平成20年度）

(指標の定義)**① 多数の者が利用する建築物の耐震化率 (A/B)**

A：Bのうち耐震性を有するもの（新耐震基準で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち改修済みのもの又は診断の結果、改修が不要と判断されたもの若しくは改修が不要と推計されるもの）の数
B：多数の者が利用する建築物の総数

※ 「新耐震基準」とは、「昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準」をいう。

②住宅の耐震化率 (A/B)

A：Bのうち耐震性を有するもの（新耐震基準で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち改修済みのもの又は診断の結果、改修が不要と判断されたもの若しくは改修が不要と推計されるもの）の数
B：住宅の総数

※1 「新耐震基準」とは、「昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準」をいう。

※2 住宅の耐震化率は、5年毎に実施される住宅・土地統計調査をもとに推計しており、平成25年住宅・土地統計調査が公表されたため、これをもとに平成25年の耐震化率を推計した。

(目標設定の考え方・根拠)

- ① 統計データ等から推計される多数の者が利用する建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。
- ② 住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。

(外部要因)

・目的達成には、建築物の耐震改修・古い建築物の建替えのペースが維持される必要があるが、それらは経済状況等に影響される。

(他の関係主体)

なし

(重要政策)**【施政方針】**

・第183回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

・第186回国会 施政方針演説（平成26年1月24日）「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱(きょうじん)化を進めます。」

【閣議決定】

・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、平成25年11月改正施行。以下「耐震改修促進法」という。）

・マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号、平成26年12月改正施行。以下「マンション建替法」という。）

・平成23年3月15日に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」において、平成32年までに住宅の耐震化率を95%まで引き上げることとされている。

・平成27年3月31日に閣議決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において、平成32年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。

【閣決（重点）】

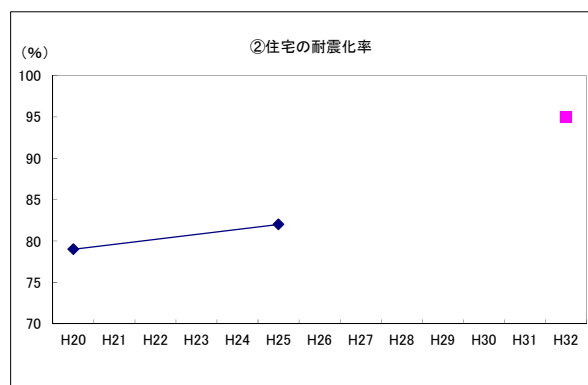
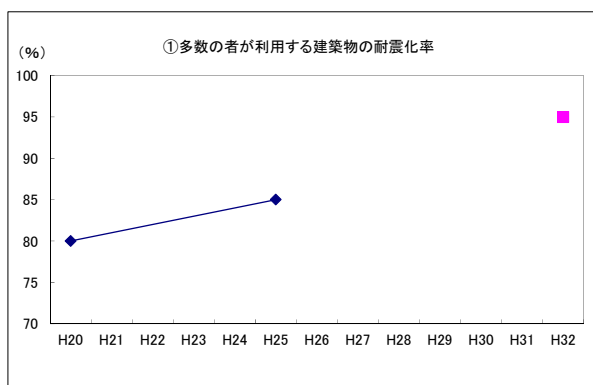
・平成24年8月31日に閣議決定された「社会資本整備重点計画」において、平成32年度までに住宅の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。

【その他】

・平成26年3月28日に中央防災会議で策定された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、平成32年までに住宅の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。

・平成26年6月3日に国土強靱化推進本部で策定された「国土強靱化アクションプラン2014」において、平成32年までに住宅の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。

過去の実績値							(年度)
	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
①	約 8 0 %	—	—	—	—	約 8 5 %	—
②	約 7 9 %	—	—	—	—	約 8 2 %	—



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

① ②共通

- 平成 7 年度より建築物の耐震化支援制度を創設し、継続的に住宅・建築物の耐震化に対する支援を行っている。
- 平成 2 1 年度以降、住宅・建築物安全ストック形成事業により、住宅・建築物の耐震化を促進している。
 予算額：社会資本整備総合交付金 9, 1 3 4 億円の内数 (平成 2 5 年度)
 9, 1 2 4 億円の内数 (平成 2 6 年度)
 防災・安全交付金 1 0, 4 6 0 億円の内数 (平成 2 5 年度)
 1 0, 8 4 1 億円の内数 (平成 2 6 年度)

- 平成 2 5 年 1 1 月に施行された改正耐震改修促進法に基づき、不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務づけ、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等により、住宅・建築物の耐震化を促進している。
- 耐震対策緊急促進事業により、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、通常の支援に加え、重点的かつ緊急的な支援を実施している。
 予算額：耐震対策緊急促進事業 1 0 0 億円 (平成 2 5 年度)
 耐震対策緊急促進事業 2 0 0 億円 (平成 2 6 年度)

①建築物の耐震化

- 改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の法人税・所得税の特例措置 (取得価額の 2 5 % の特別償却) 及び固定資産税の減額措置 (2 年間 1 / 2 減額) を講じている。

②住宅の耐震化

- 住宅・建築物安全ストック形成事業について、住宅の耐震改修等に関する補助額に 3 0 . 9 万円 / 戸を加算する時限措置を実施する。
- 住宅の耐震改修を行った場合、耐震改修に要した費用の 1 0 % 相当額 (2 5 万円を限度) を所得税額から控除するとともに、固定資産税の減額措置 (1 年間 1 / 2 減額、特に重要な避難路沿道にある住宅は 2 年間) を講じている。
- 住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける措置を講じている。
- 改正耐震改修促進法に基づき、耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物 (マンション等) について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和している。
- 改正マンション建替法に基づき、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業等を設けるとともに、必要な税制特例措置や予算上の支援措置を講じている。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 建築物の耐震化については、平成 2 0 年から平成 2 5 年の 5 年間で 5 ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年 (平成 2 7 年) においては目標値を下回る結果となっている。耐震改修促進法の改正による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組 (補助制度の整備等) により、平成 3 2 年の目標の達成に向け、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。

- ・住宅の耐震化については、平成20年から平成25年の5年間で3ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（平成27年）においては目標値を下回る結果となっている。耐震改修促進法やマンション建替え法の改正による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備等）により平成32年の目標の達成に向け、引き続き住宅の耐震化に向けた取組を実施する。

（事務事業等の実施状況）

① ②共通

- ・不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務づけ、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等を内容とする耐震改修促進法の改正を行い、同法の的確な運用を図っている。
- ・平成25年度予算において、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する耐震対策緊急促進事業を創設している。

①建築物の耐震化

- ・平成26年度税制改正において、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の法人税・所得税の特例措置（取得価額の25%の特別償却）及び固定資産税の減額措置（2年間1/2減額）を創設している。

②住宅の耐震化

- ・平成24年度補正予算において、住宅・建築物安全ストック形成事業について、住宅の耐震改修に関する補助額に30万円/戸を加算する時限措置などの拡充を実施している。（平成26年度予算において、消費税増額にともない30.9万円/戸とするとともに、平成26年度補正予算において、期限を平成27年度末まで延長。）
- ・平成25年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税減額の特例措置の延長・拡充を行うとともに、固定資産税については、地方公共団体が指定する特に重要な避難路沿道にある住宅は一般住宅より減額期間を延長する措置を講じている。（平成27年度税制改正において、所得税減額の特例措置を平成31年6月まで延長。）
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを行っている。
- ・平成26年12月に施行した改正マンション建替え法において、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業制度等を創設し、平成26年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の軽減、控除又は非課税措置）を創設するとともに、平成26年度から専門家による相談体制の整備のための予算上の措置を講じている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・建築物の耐震化については、平成20年から平成25年の5年間で5ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（平成27年）においては目標値をやや下回る結果となることからBと評価した。耐震改修促進法の改正による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備等）により平成32年の目標の達成に向け、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。
- ・住宅の耐震化については、平成20年から平成25年の5年間で3ポイント上昇し、着実に進捗しているものの、このトレンドを維持した場合、目標年（平成27年）においては目標値をやや下回る結果となることからBと評価した。耐震改修促進法やマンション建替え法の改正による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備等）により平成32年の目標の達成に向け、引き続き住宅の耐震化に向けた取組を実施する。

具体的には、

- ・地方ブロックごとに地方公共団体との協議を進め、改正耐震改修促進法の的確な運用を図る。
- ・耐震診断・耐震改修の促進を図るためには、地方公共団体の補助制度による支援が重要である。特に、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化に際し、所有者の負担を軽減するためには、地方公共団体における補助制度の整備・充実が必要であり、地方公共団体に対し引き続き補助制度の整備を要請していく。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

- ・耐震対策緊急促進事業において、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物の耐震改修補助について、適用期限に係る事業要件の拡充を行うことにより、重点的かつ緊急的に耐震化の促進を図っている。

（平成28年度以降）

- ・耐震対策緊急促進事業の適用期限（現行：平成27年度まで）の延長について、耐震対策の実施状況等について把握・分析した上で、平成28年度予算編成過程において検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 木下 一也）

関係課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 長谷川 貴彦）

住宅局住宅生産課（課長 林田 康孝）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 千葉 信義）

住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 笠谷 雅也）

業績指標 55

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率（①河川堤防、②水門・樋門等）

評 価	
① A	① 目標値：約77%（平成28年度） 実績値：約22%（平成25年度） 約56%（平成26年度） 初期値：0%（平成23年度）
② A	② 目標値：約84%（平成28年度） 実績値：約46%（平成25年度） 約54%（平成26年度） 初期値：0%（平成23年度）

（指標の定義）

- ① 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩壊した場合に甚大な被災が想定される区間において、河川堤防の耐震点検により対策が必要と判断された区間のうち対策を実施した区間の割合
- ② 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩壊した場合に甚大な被災が想定される区間において、水門・樋門等の耐震点検により対策が必要と判断された箇所のうち対策を実施した箇所の割合

（目標設定の考え方・根拠）

平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

なお、国管理分については、できるだけ早期に耐震化を完了する必要があるため、計画期間内（平成28年度末まで）に100%を目指して事業を実施予定である。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

- ・第186回国会施政方針演説（平成26年1月24日）「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
- ・第189回国会施政方針演説（平成27年2月12日）「近年増加するゲリラ豪雨による水害や土砂災害などに対して、インフラの整備に加え、避難計画の策定や訓練の実施など、事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日）「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を踏まえ、府省横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）の取組を推進する。同法の目的並びに脆弱性評価等を踏まえて本年6月に策定された「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」に基づき、国・地方あるいは官民の役割を明確化するとともに、重点化・優先順位付け、ハード・ソフトの対策の組合せ、非常時と平常時における施設の効果的な共用、民間の活力の活用、費用対効果の的確な評価やPDCA等により、重点的・効率的に推進する。」
- ・国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する」

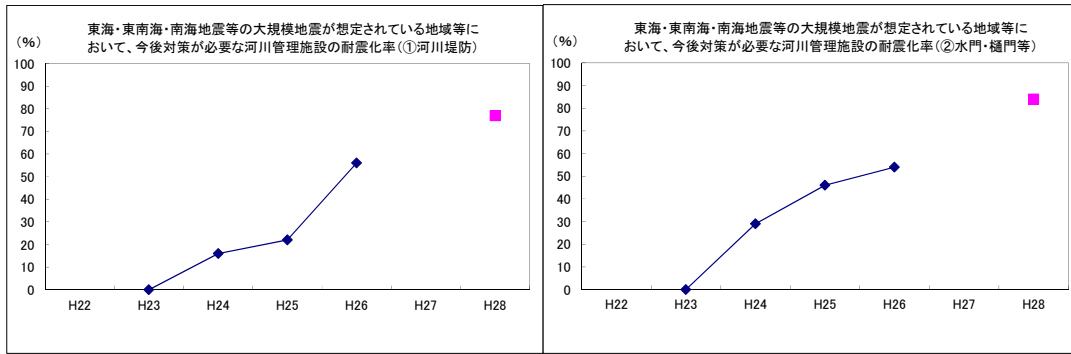
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章」に記載あり

【その他】

- ・なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24	H25	H26	
① 0%	① 約16%	① 約22%	① 約56%	
② 0%	② 約29%	② 約46%	② 約54%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

堤防・水門等の耐震・液状化対策 (◎)

液状化等により、多くの堤防が被災したこと等を踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を実施し、被害の防止・軽減を図る。

予算額：河川事業費	4, 453億の内数 (平成25年度 事業費)
防災・安全交付金	10, 324億の内数 (平成25年度 国費)
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費	321億円 (平成25年度) の内数 (うち復興88億円、全国防災233億円)
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費 (社会資本整備総合交付金)	544億円 (平成25年度) の内数 (うち復興441億円、全国防災103億円)
河川事業費	4, 514億の内数 (平成26年度 事業費)
防災・安全交付金	10, 727億の内数 (平成26年度 国費)
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費	339億円 (平成26年度) の内数 (うち復興81億円、全国防災258億円)
東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費 (社会資本整備総合交付金)	841億円 (平成26年度) の内数 (うち復興763億円、全国防災78億円)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成26年度の実績値は①約56%、②約54%であり、目標に向けて着実な進捗を示している。

(事務事業等の実施状況)

- 大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩壊した場合に甚大な被災が想定される区間において、堤防・水門等の耐震・液状化対策を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 平成26年度の実績値は①約56%、②約54%であり、今後も事業の進捗が見込まれる。
- 切迫する大規模地震に備え、津波浸水被害リスクの高い地域において、河川堤防、水門・樋門等の耐震化を推進する。
- 以上からAと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- なし

(平成28年度以降)

- なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局治水課 (課長 大西 亘)

業績指標 56

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率

評 価	
A	目標値：約 57% (平成 28 年度) 実績値：約 48% (平成 25 年度) 約 54% (平成 26 年度) 初期値： 0% (平成 23 年度)

(指標の定義)

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で津波の影響を受ける河川及び海岸において、自動化・遠隔操作化等が未対策で早急な対策を要する水門・樋門のうち、対策を実施した箇所割合

(目標設定の考え方・根拠)

平成 28 年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果等から設定
 なお、国管理分については、できるだけ早期に自動化・遠隔操作化を完了する必要があるため、計画期間内（平成 28 年度末まで）に 100% を目指して事業を実施予定である。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体等（事業実施主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第 186 回国会施政方針演説（平成 26 年 1 月 24 日）「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」

【閣議決定】

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成 26 年 6 月 24 日）「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を踏まえ、府省横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）の取組を推進する。同法の目的並びに脆弱性評価等を踏まえて本年 6 月に策定された「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」に基づき、国・地方あるいは官民の役割を明確化するとともに、重点化・優先順位付け、ハード・ソフトの対策の組合せ、非常時と平常時における施設の効果的な共用、民間の活力の活用、費用対効果の的確な評価や P D C A 等により、重点的・効率的に推進する。」
- ・国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日）「水門等の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理・運用や排水機場等の耐水化・耐震化等の既存施設の効果的な管理・活用、水力エネルギーの有効活用、地域コミュニティとの連携、自然との共生及び環境との調和等に配慮する。」

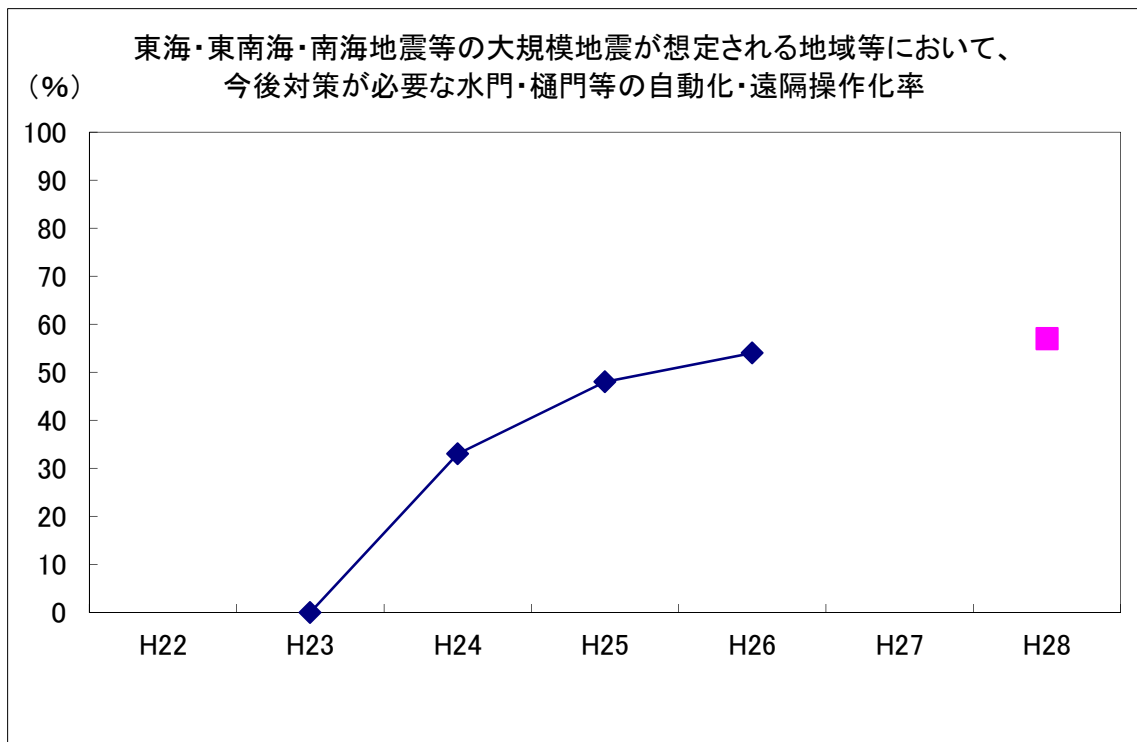
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
—	0%	約 33%	約 48%	約 54%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

水門・樋門等の自動化・遠隔操作化 (◎)

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後、東海、東南海・南海地震等の地震・津波被害が想定される河川及び海岸において、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化を実施し、浸水被害の防止・軽減を図る。

予算額：東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費 321億円（平成25年度）の内数
（うち復興88億円、全国防災233億円）

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）
544億円（平成25年度）の内数
（うち復興441億円、全国防災103億円）

河川事業費4,4,53億円（平成25年度事業費）の内数

海岸事業費261億円（平成25年度事業費）の内数

防災・安全交付金10,324億円（平成25年度国費）の内数

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費 339億円（平成26年度）の内数
（うち復興81億円、全国防災258億円）

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）
841億円（平成26年度）の内数
（うち復興763億円、全国防災78億円）

河川事業費4,514億円（平成26年度事業費）の内数

海岸事業費302億円（平成26年度事業費）の内数

防災・安全交付金10,727億円（平成26年度国費）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・平成26年度の実績値は約54%であり、多くの事業が円滑に進捗していることから、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

・水門・樋門等の自動化・遠隔操作化等を実施

・平成25年度に実施した規制の事前評価である「河川法施行令及び河川管理施設等構造令の一部を改正する政令案」及び「海岸法の一部を改正する法律案」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、平成26年度の実績値は54%となり、目標年度には目標値を達成すると見込まれることから、順調であると評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成26年度の実績値は約54%であり、目標達成に向けて着実な進捗を示している。
- ・既存の制度を活用して、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化について、対策を実施するとともに、平成26年度及び平成27年度に以下のとおり新たに技術面、予算面、法制面での支援を行っているところであり、これらを踏まえ、今後も引き続き水門・樋門等の自動化・遠隔操作化を推進。
 - ・平成26年度に既存の制度を拡充し、海岸管理者に対して、水門・陸閘等の統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を含む効果的・効率的な整備・運用に係る計画策定（計画策定に伴う調査を含む。）を支援。
 - ・平成26年度に海岸法を改正し、現場操作員の安全に配慮した操作規則の策定の義務付け等を行うとともに、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令に陸閘等の自動化・遠隔操作化に係る規定を整備
 - ・平成27年4月に現場操作員の安全を最優先とした操作・退避ルールの考え方等を検討し、「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」を改訂
- ・以上より、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

- ・平成27年4月に現場操作員の安全を最優先とした操作・退避ルールの考え方等を検討し、「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」を改訂

（平成28年度以降）

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 大西 亘）
水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室（室長 井上 智夫）
港湾局海岸・防災課（課長 眞田 仁）

業績指標 57

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な河川堤防の津波対策実施率

評 価	
B	目標値：約 75% (平成 28 年度) 実績値：約 19% (平成 25 年度) 約 33% (平成 26 年度) 初期値： 0% (平成 23 年度)

(指標の定義)

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の河川の津波遡上区間において、想定される津波（いわゆる L1 津波）に対する対策が必要と判断された河川堤防のうち、高さの確保及び耐震化を実施した区間の割合

(目標設定の考え方・根拠)

平成 28 年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定
 なお、国管理分については、できるだけ早期に津波対策を完了する必要があるため、計画期間内（平成 28 年度末まで）に 100% を目指して事業を実施予定である。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

- ・第 186 回国会施政方針演説（平成 26 年 1 月 24 日）「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
- ・第 189 回国会施政方針演説（平成 27 年 2 月 12 日）「近年増加するゲリラ豪雨による水害や土砂災害などに対して、インフラの整備に加え、避難計画の策定や訓練の実施など、事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成 26 年 6 月 24 日）「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を踏まえ、府省横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）の取組を推進する。同法の目的並びに脆弱性評価等を踏まえて本年 6 月に策定された「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」に基づき、国・地方あるいは官民の役割を明確化するとともに、重点化・優先順位付け、ハード・ソフトの対策の組合せ、非常時と平常時における施設の効果的な共用、民間の活力の活用、費用対効果の的確な評価や PDCA 等により、重点的・効率的に推進する。」
- ・国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日）「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する」

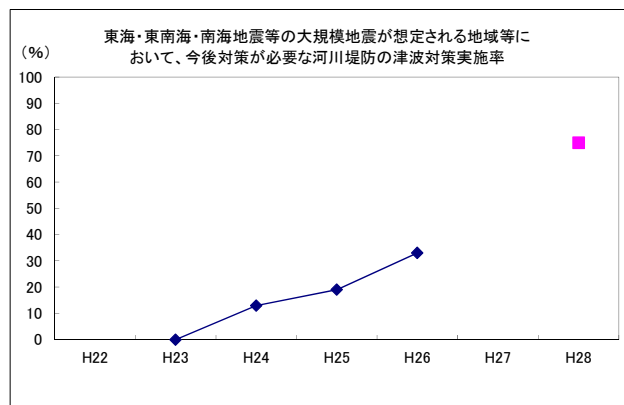
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）「第 3 章」に記載あり

【その他】

- ・なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24	H25	H26	
0%	約 13%	約 19%	約 33%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

河川津波対策 (◎)

津波により、甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ等と実施し、被害の防止・軽減を図る。

予算額：河川事業費 4, 453億の内数 (平成25年度 事業費)

防災・安全交付金 10, 324億の内数 (平成25年度 国費)

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費 321億円 (平成25年度) の内数
(うち復興88億円、全国防災233億円)

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費 (社会資本整備総合交付金)
544億円 (平成25年度) の内数
(うち復興441億円、全国防災103億円)

河川事業費 4, 514億の内数 (平成26年度 事業費)

防災・安全交付金 10, 727億の内数 (平成26年度 国費)

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費 339億円 (平成26年度) の内数
(うち復興81億円、全国防災258億円)

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費 (社会資本整備総合交付金)
841億円 (平成26年度) の内数
(うち復興763億円、全国防災78億円)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成26年度の実績値は約33%であり、目標へのトレンドに届いていないものの、事業は着実に進捗している。

(事務事業等の実施状況)

・大規模地震が想定されている地域等の河川の津波遡上区間において、河川堤防の高さの確保及び耐震化を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成26年度の実績値は約33%であり、目標へのトレンドに届いていないためBとした。

・一部の地域においては、堤防の嵩上げを段階的に実施しており、見かけ上の達成率には反映されていないものの、事業としては着実に進捗していることから、引き続き事業を実施することにより、今後数値が進捗することが見込まれる。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

・なし

(平成28年度以降)

・なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局治水課 (課長 大西 亘)

業績指標 58

人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率（①国管理区間、②県管理区間）

評 価	
① A	① 目標値：約76%（平成28年度） 実績値：約75%（平成25年度） 約75.9%（平成26年度） 初期値：約72%（平成23年度）
② A	② 目標値：約59%（平成28年度） 実績値：約58%（平成25年度） 約58.3%（平成26年度） 初期値：約57%（平成23年度）

（指標の定義）

背後地に人口・資産等が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域を流下する河川延長のうち、中期的な目標に相当する規模の洪水を安全に流下させることのできる河川延長の割合

（目標設定の考え方・根拠）

平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

- ・第186回国会施策方針演説（平成26年1月24日）「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
- ・第189回国会施政方針演説（平成27年2月12日）「近年増加するゲリラ豪雨による水害や土砂災害などに対して、インフラの整備に加え、避難計画の策定や訓練の実施など、事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2014（平成26年6月24日）「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を踏まえ、府省横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）の取組を推進する。同法の目的並びに脆弱性評価等を踏まえて本年6月に策定された「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」に基づき、国・地方あるいは官民の役割を明確化するとともに、重点化・優先順位付け、ハード・ソフトの対策の組合せ、非常時と平常時における施設の効果的な共用、民間の活力の活用、費用対効果の的確な評価やPDCA等により、重点的・効率的に推進する。」
- ・国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する」

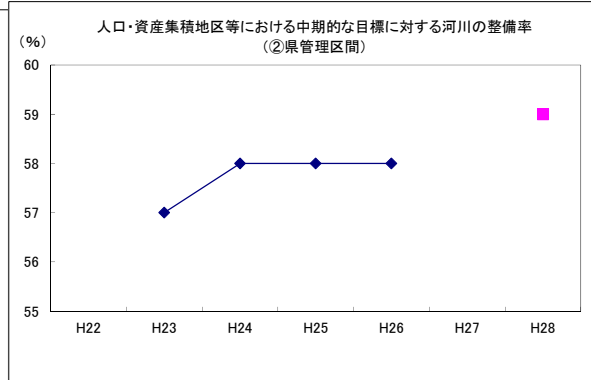
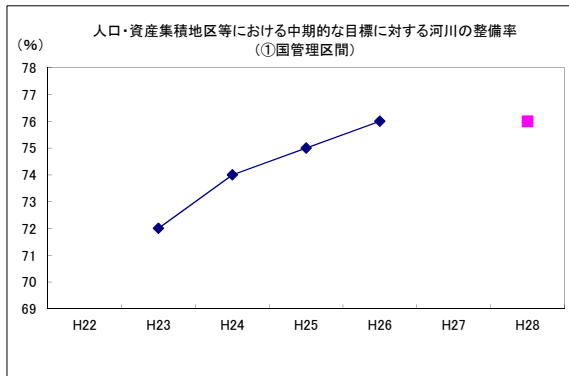
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章」に記載あり

【その他】

- ・なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24	H25	H26	
① 72%	① 約74%	① 約75%	① 約75.9%	
② 57%	② 約58%	② 約58%	② 約58.3%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進◎
(河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等)

予算額：河川事業費	4, 453億の内数	(平成25年度 事業費)
河川総合開発事業費	2, 169億の内数	(平成25年度 事業費)
防災・安全交付金	10, 324億の内数	(平成25年度 国費)
河川事業費	4, 514億の内数	(平成26年度 事業費)
河川総合開発事業費	2, 703億の内数	(平成26年度 事業費)
防災・安全交付金	10, 727億の内数	(平成26年度 国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

・気候変動等に伴う被害の頻発・激甚化に備えるため、災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮し、抜本的な治水安全度の向上に寄与する整備や堤防強化対策など、予防的な治水対策を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成26年度の実績値は①約76%、②約58%であり、目標達成に向けて着実な進捗を示している。
- ・抜本的な治水安全度の向上等を図るため、放水路の整備やダム事業等について整備効果の早期発現に向け重点的に実施する。
- ・以上より、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

・なし

(平成28年度以降)

・なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局治水課 (課長 大西 亘)

業績指標 59

過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数

評価	
A	目標値：約4.1万戸（平成28年度） 実績値：約5.0万戸（平成25年度） 約4.5万戸（平成26年度） 初期値：約6.1万戸（平成23年度）

(指標の定義)

過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で依然として浸水のおそれのある戸数

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には0戸を目指す。

平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。

なお、国管理分については、計画期間内に約9割の解消を目指す。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

- ・第186回国会施策方針演説（平成26年1月24日）「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
- ・第189回国会施政方針演説（平成27年2月12日）「近年増加するゲリラ豪雨による水害や土砂災害などに対して、インフラの整備に加え、避難計画の策定や訓練の実施など、事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2014（平成26年6月24日）「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を踏まえ、府省横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）の取組を推進する。同法の目的並びに脆弱性評価等を踏まえて本年6月に策定された「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」に基づき、国・地方あるいは官民の役割を明確化するとともに、重点化・優先順位付け、ハード・ソフトの対策の組合せ、非常時と平常時における施設の効果的な共用、民間の活力の活用、費用対効果の的確な評価やPDCA等により、重点的・効率的に推進する。」
- ・国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する

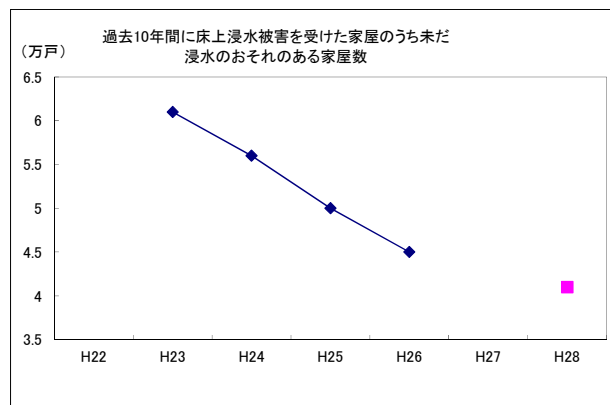
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章」に記載あり

【その他】

- ・なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24	H25	H26	
約6.1万戸	約5.6万戸	約5.0万戸	約4.5万戸	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- 人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進（◎）
（河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等）
- | | | |
|-----------|-------------|--------------|
| 予算額：河川事業費 | 4, 453億の内数 | （平成25年度 事業費） |
| 河川総合開発事業費 | 2, 169億の内数 | （平成25年度 事業費） |
| 防災・安全交付金 | 10, 324億の内数 | （平成25年度 国費） |
| 河川事業費 | 4, 514億の内数 | （平成26年度 事業費） |
| 河川総合開発事業費 | 2, 703億の内数 | （平成26年度 事業費） |
| 防災・安全交付金 | 10, 727億の内数 | （平成26年度 国費） |
- 下水道における浸水対策施設の整備の推進（◎）
下水道事業による浸水対策施設の整備により、都市の浸水被害の軽減を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
- | | | |
|-----------------|-------------|------------|
| 予算額：社会資本整備総合交付金 | 9, 031億円の内数 | （平成25年度国費） |
| 社会資本整備総合交付金 | 9, 124億円の内数 | （平成26年度国費） |
- （注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである
- 税制
- ①雨水貯留浸透施設に係る特例措置（所得税、法人税）
都市部及び特定都市河川流域において、河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透利用施設につき、5年間10%の割増償却の適用が可能。
- ②特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）
特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川流域において、対策工事として設置された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

- ・地球温暖化に伴う気候変動により、近年では、河川整備の目安としてきた時間雨量50mmを大きく上回る時間雨量100mmの豪雨が頻発するなど、毎年各地で浸水被害が発生している。
- ・激甚な水害が発生した地域等において、再度災害防止対策を集中的に実施している。
- ・平成25年度から、「100mm/h安心プラン」の取組みを推進しており、河川部局・下水道部局等が連携して実施する事業に対して、重点的に予算を配分している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成26年度の実績値は、約4.5万戸であり、目標達成に向けて着実な進捗を示している。
- ・近年甚大な被害が発生した地域等において水害対策を推進する。
- ・以上から、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

○税制

①雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長（所得税・法人税）

「水防法等の一部を改正する法律（平成27年通常国会提出）」の成立を前提に、下水道法に基づき定められた浸水被害対策区域において、貯留容量300m³以上の雨水貯留利用施設の整備に対し、5年間10%の割増償却の適用が可能とした上で、当該制度を2年間延長する。

②特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を3年間延長（固定資産税）（平成28年度以降）

・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 大西 亘）
水管理・国土保全局下水道部流域管理官（流域管理官 加藤 裕之）

業績指標 60

人口・資産集積地区等の流域貯留施設の貯留量

評価	
A	目標値：約 50 万 m ³ （平成 28 年度） 実績値：約 33 万 m ³ （平成 25 年度） 約 72 万 m ³ （平成 26 年度） 初期値：約 27 万 m ³ （平成 23 年度）

(指標の定義)

背後地に人口・資産が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域において、流域の持つ保水・遊水機能を確保するための調節池、流域貯留施設等の整備により確保される貯留量

(目標設定の考え方・根拠)

平成 28 年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

- ・第 186 回国会施政方針演説（平成 26 年 1 月 24 日）「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
- ・第 189 回国会施政方針演説（平成 27 年 2 月 12 日）「近年増加するゲリラ豪雨による水害や土砂災害などに対して、インフラの整備に加え、避難計画の策定や訓練の実施など、事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成 26 年 6 月 24 日）「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を踏まえ、府省横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）の取組を推進する。同法の目的並びに脆弱性評価等を踏まえて本年 6 月に策定された「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」に基づき、国・地方あるいは官民の役割を明確化するとともに、重点化・優先順位付け、ハード・ソフトの対策の組合せ、非常時と平常時における施設の効果的な共用、民間の活力の活用、費用対効果の的確な評価や PDCA 等により、重点的・効率的に推進する。」
- ・国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日）「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する」

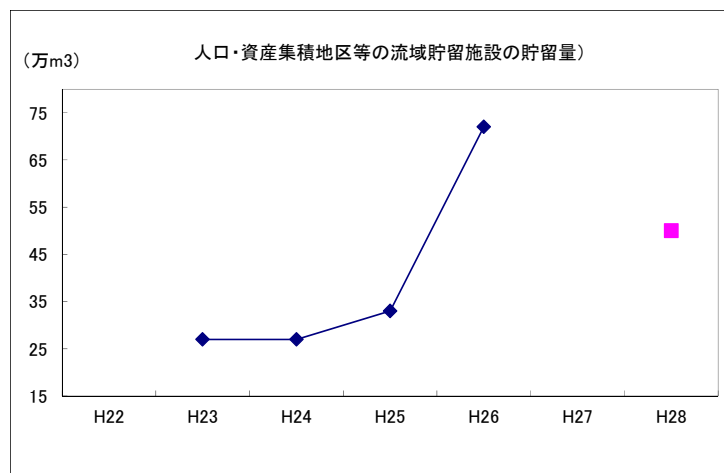
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）「第 3 章」に記載あり

【その他】

- ・なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24	H25	H26	
約 27 万 m ³	約 27 万 m ³	約 33 万 m ³	約 72 万 m ³	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- 河川への流出抑制対策の推進（流域貯留施設、浸透ます、透水性舗装、防災調整池等の雨水貯留浸透施設の整備）◎
- 予算額：防災・安全交付金 10,324億の内数（平成25年度 国費）
防災・安全交付金 10,727億の内数（平成26年度 国費）
- （注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。
- 税制
- ①雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度（所得税・法人税）
都市部及び特定都市河川流域において、河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透利用施設につき、5年間10%の割増償却の適用が可能。
- ②特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）
特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川流域において、対策工事として設置された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成26年度の実績値で目標値を達成した。

（事務事業等の実施状況）

- ・近年の都市化の進展や地球温暖化に伴う気候変動に対応するため、河川管理者が行う河川整備や排水機場整備のみならず、市町村等が実施する土地利用規制、流域貯留施設の整備、流出抑制対策、下水道整備等の総合的な治水対策を推進している。
- ・平成25年度から、「100mm/h安心プラン」の取組みを推進しており、河川部局・下水道部局等が連携して実施する事業に対して、重点的に予算を配分している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成26年度の実績値では、事業の進捗が図られ、目標年度の目標値を達成した。
- ・近年、全国各地で豪雨が頻発していることを踏まえ、河川への流出抑制対策を引き続き推進するとともに、新たな目標設定に関して、今後検討を実施していく。
- ・以上から、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

○税制

①雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長（所得税・法人税）

「水防法等の一部を改正する法律（平成27年通常国会提出）」の成立を前提に、下水道法に基づき定められた浸水被害対策区域において、貯留容量300m³以上の雨水貯留利用施設の整備に対し、5年間10%の割増償却の適用が可能とした上で、当該制度を2年間延長する。

②特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を3年間延長（固定資産税）（平成28年度以降）

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 大西 亘）

業績指標 6 1

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（洪水）

評 価

A	目標値：100%（平成28年度） 実績値：69%（平成25年度） 77%（平成26年度） 初期値：49%（平成23年度）
---	---

（指標の定義）

洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合（%）

洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合＝①／②

①：洪水ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数

②：洪水ハザードマップ作成対象となると想定している市町村数（約1,300市町村：平成26年度）

（目標設定の考え方・根拠）

洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等の実施することは、住民の水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものであり、本指標はその成果を測るものである

全国の大河川及び主要な中小河川（洪水予報河川、水位周知河川）の浸水想定区域に含まれている市町村については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があります、これらの市町村の全てで計画期間中（平成28年度まで）に実施されるようになることを目標とする。

（外部要因）

特になし

（他の関係主体）

地方自治体（都道府県）（都道府県管理河川における浸水想定区域指定・公表）

地方自治体（市町村）（洪水ハザードマップ作成・防災訓練実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

・第183回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）

「命を守るための「国土強靱化」が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

・基本方針（平成24年12月26日）「老朽化インフラ対策など事前防災のための国土強靱化の推進や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる。」

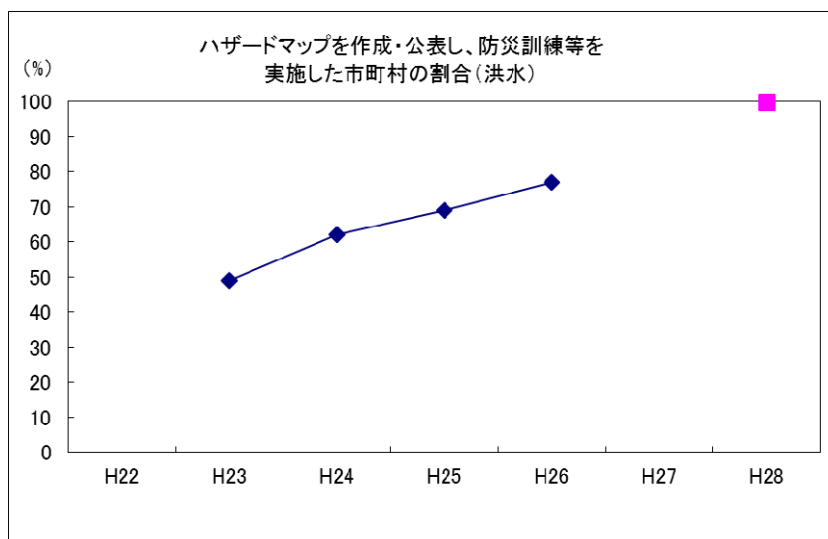
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	
30%	49%	62%	69%	77%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

・市町村の洪水ハザードマップの作成及び公表を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度に設定した本指標の動向については、洪水ハザードマップの作成・公表は平成28年度目標達成に向けた成果を示しており、また、平成24年度より地方公共団体にとって自由度の高い防災・安全交付金が活用されていることや近年の災害を受けて防災に対する意識が高まっていることなどから、洪水ハザードマップを活用した防災訓練等の実施を促していくことで、実績値の向上が見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成25年3月に「洪水ハザードマップ作成の手引き」を改定。
- ・平成19年4月に「ハザードマップポータルサイト」を開設。
(<http://www1.gsi.go.jp/geowww/disaportal/index.html>)
- ・洪水ハザードマップ作成に必要な浸水想定区域図の公表については、平成13年の水防法改正時から順調に実績値が向上している。
(平成27年3月31日現在の公表：1,930河川(対象1,986河川中))

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成26年度の実績は前年度に比べて伸びており、目標達成に向けて順調に推移している。
- ・洪水ハザードマップはすでに9割以上の市町村が作成・公表している。また、平成25年3月に改定した「洪水ハザードマップ作成の手引き」においても洪水ハザードマップ活用の優良事例を掲載するなど、防災訓練実施に繋がる取組みをさらに促進することとしたところであり、こうした取組みを継続することにより、今後市町村等が主催する避難訓練等の防災訓練の実績値の向上が期待され、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。
- ・以上から、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・水防法改正に伴い、現行の河川整備において基本となる降雨を前提とした浸水想定区域から、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域に拡充を図るため、洪水ハザードマップについて新たな浸水想定区域を踏まえたものへ更新を行っていく。

(平成28年度以降)

- ・最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上に繋がる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市町村の割合の指標へと見直し予定。

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局河川環境課(課長 五十嵐 崇博)

業績指標 6 2

土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合

評 価

A	目標値：100%（平成28年度） 実績値：約67%（平成25年度） 約78%（平成26年度） 初期値：約45%（平成23年度）
---	--

（指標の定義）

土砂災害警戒区域が指定された市町村のうち、土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合

土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合＝①／②

①：土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練を実施した市町村数

②：土砂災害警戒区域が指定された市町村数（平成23年度末時点）

（目標設定の考え方・根拠）

土砂災害警戒区域が指定された市町村については、ハザードマップの作成・公表および防災訓練が、早期に実施される必要があり、これらの市町村の全てで平成28年度までに実施されるようになることを目標に設定。

（社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標）

（外部要因）

開発行為による新規の住宅地等の増大

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」
- ・ 第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）
「命を守るための『国土強靱化』が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・ 第186回国会施政方針演説（平成26年1月24日）
「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や、治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災、減災、老朽化対策に取り組み、優先順位をつけながら国土強靱化を進めます。」
- ・ 第189回国会施政方針演説（平成27年2月12日）「近年増加するゲリラ豪雨による水害や土砂災害などに対して、インフラの整備に加え、避難計画の策定や訓練の実施など、事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章3.）

- ・ 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）
「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年10月14日）
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律施行令（平成27年1月9日）

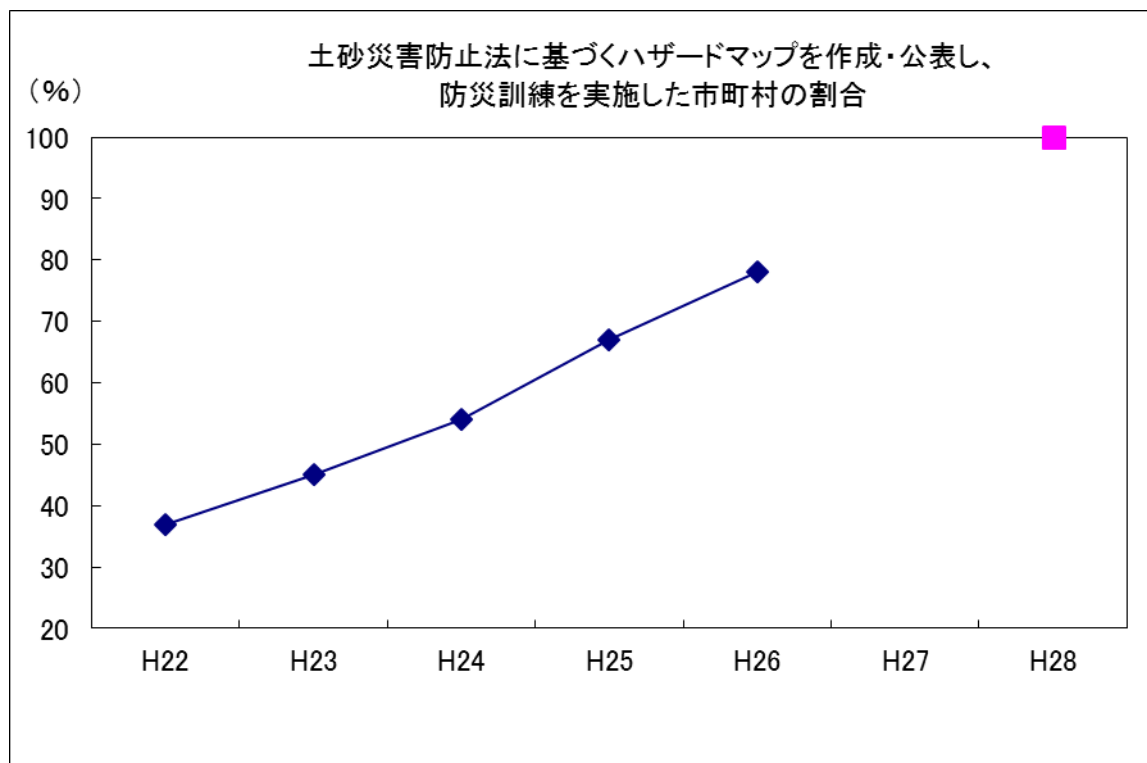
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

- ・ 該当なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
約34%	約45%	約54%	約67%	約78%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

(予算)

- 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施 (◎)

砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害特別警戒区域の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：防災・安全交付金10,324億円の内数（平成25年度国費）

防災・安全交付金10,727億円の内数（平成26年度国費）

防災・安全交付金（補正）1,847億円の内数（平成25年度国費）

防災・安全交付金（補正）505億円の内数（平成26年度国費）

沖縄振興公共投資交付金810億円の内数（平成25年度国費）

沖縄振興公共投資交付金932億円の内数（平成26年度国費）

沖縄振興公共投資交付金（補正）26億円の内数（平成25年度国費）

沖縄振興公共投資交付金（補正）4億円の内数（平成26年度国費）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

- ・ 該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・各年度の目標値どおり、順調に推移している。
- ・過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成13年に施行された土砂災害防止法に基づき、土砂災害から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害警戒区域の指定により、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい危害が発生するおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造を規制すること等により、土砂災害防止のための対策を推進している。
- ・平成17年7月の同法の一部改正では、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成18年9月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
- ・平成23年度には土砂災害防止法に関する政策レビュー実施し、レビューで明らかになった課題を踏まえ、引き続き、土砂災害ハザードマップの作成・公表を推進しているところ。
- ・毎年6月の土砂災害防止月間では、行政機関、防災関係機関及び地域住民が参加する土砂災害・全国統一防災訓練を全国的に実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化及び防災意識の向上を図っている。
- ・平成24年度までに、全国で約600市町村において、土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練が行われた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成26年8月の広島での土砂災害を踏まえ、土砂災害防止法が改正されるなど、ハザードマップの作成・公表及び土砂災害に係る防災訓練の実施の重要性が再認識されており、土砂災害に対する警戒避難体制を強化するため、引き続き、積極的に取り組みを進める。
- ・業績指標については、各年度の目標値どおり順調に推移していることから、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・なし

(平成28年度以降)

- ・なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

業績指標 63

リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率（火山活動による社会的影響が大きく、活動が活発な火山のうち、リアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山の割合）

評価	
A	目標値：100%（平成28年度） 実績値：約62%（平成25年度） 約76%（平成26年度） 初期値：約48%（平成23年度）

（指標の定義）

火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山（29火山）のうち、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップ（注）を整備した火山の割合（%）

リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率=①/②

①：火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山

②：火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山（29火山）

（注）火山災害予想区域図の一種で、噴火の前兆期以降に、火口位置の変化や降灰領域の拡大等、火山活動状況にあわせて土砂移動現象の影響範囲、堆積深などを想定するもの。

（目標設定の考え方・根拠）

今後5年間に対象全火山（29火山）については、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、リアルタイム火山砂防ハザードマップを早期に整備する必要があるため、平成28年度までにこれらの全てについて整備することを目標とする。

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）

【施政方針】

- 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」
- 第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）
「命を守るための『国土強靱化』が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- 第186回国会施政方針演説（平成26年1月24日）
「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や、治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災、減災、老朽化対策に取り組み、優先順位をつけながら国土強靱化を進めます。」
- 第189回国会施政方針演説（平成27年2月12日）
「御嶽山の噴火を教訓に、地元と一体となって、観光客や登山者の警戒避難体制を充実するなど、火山防災対策を強化してまいります。近年増加するゲリラ豪雨による水害や土砂災害などに対して、インフラの整備に加え、避難計画の策定や訓練の実施など、事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」

【閣議決定】

- 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的

に実施する。」(第3章3.)

- ・ 国土強靱化基本計画(平成26年6月3日)

「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」

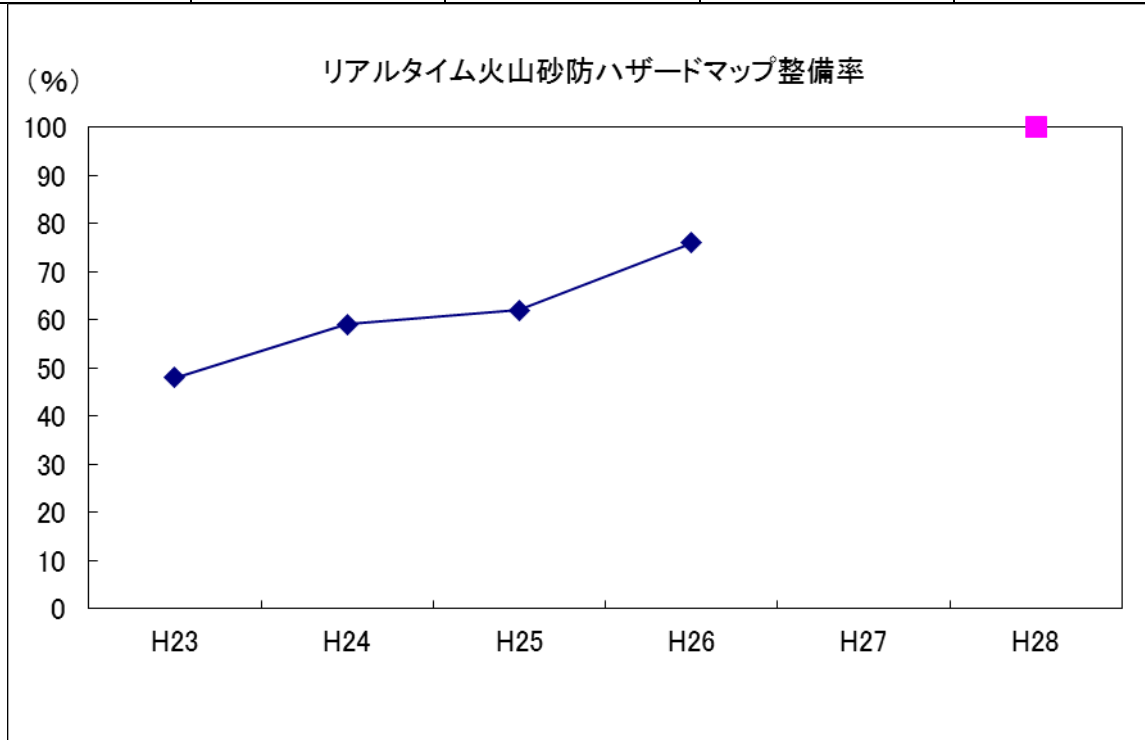
【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H26
約34%	約48%	約59%	約62%	約76%	約76%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

①火山地域における砂防設備の整備(◎)

土石流及び火山噴火にともなう火山泥流、火砕流、溶岩流等による災害から人命、財産を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

- 予算額：砂防事業費等930億円の内数(平成25年度事業費)
- 砂防事業費等956億円の内数(平成26年度事業費)
- 砂防事業費等(補正)225億円の内数(平成25年度事業費)
- 砂防事業費等(補正)123億円の内数(平成26年度事業費)
- 社会資本整備総合交付金9,089億円の内数(平成25年度国費)
- 社会資本整備総合交付金9,145億円の内数(平成26年度国費)
- 社会資本整備総合交付金(補正)1,310億円の内数(平成25年度国費)
- 社会資本整備総合交付金(補正)25億円の内数(平成26年度国費)

②火山噴火時等の警戒避難対策の実施(◎)

火山地域において警戒避難対策の整備等を行うことで、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

- 予算額：防災・安全交付金10,324億円の内数(平成25年度国費)
- 防災・安全交付金10,727億円の内数(平成26年度国費)
- 防災・安全交付金(補正)1,847億円の内数(平成25年度国費)
- 防災・安全交付金(補正)505億円の内数(平成26年度国費)
- 社会資本整備総合交付金9,089億円の内数(平成25年度国費)
- 社会資本整備総合交付金9,145億円の内数(平成26年度国費)
- 社会資本整備総合交付金(補正)1,310(平成25年度国費)

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成26年度の実績は約76%であり、目標の達成に向けて着実に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

- ・活火山及びその周辺地域からなる火山砂防地域においては、土石流、火山泥流等の土砂災害から下流部の人家、公共施設等を保全するため、砂防堰堤等のハード対策を実施する一方で、火山地域の住民の警戒避難に資するため、火山ハザードマップの整備や土砂の動きを監視するための監視カメラやワイヤーセンサー等のソフト対策を実施するなど、ハード・ソフト一体となった対策を推進してきた。
- ・火山噴火時の緊急的な対策の実施により土砂災害による被害を軽減するため、火山毎に、緊急ハード対策の施工やリアルタイム火山砂防ハザードマップによる危険区域の設定等、平常時の準備事項及び噴火時の対応等のハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画（以下、「計画」という）の策定を推進してきた。
- ・各火山では、リアルタイム火山砂防ハザードマップ作成の基礎データとなる火山周辺の詳細な地形データの収集や噴火シナリオの作成を進めているほか、事前に行った数値シミュレーション結果をロールプレイング型防災訓練で活用することにより検証を行うなど、実用的なリアルタイム火山砂防ハザードマップの整備を進めてきた。
- ・現在は、平成19年3月に「火山噴火緊急減災対策に関する検討会」により示された「火山噴火緊急減災対策ガイドライン（案）」により、計画策定の一環としてリアルタイム火山砂防ハザードマップの整備を進めている。
- ・平成25年5月にとりまとめられた「大規模火山災害対策への提言」において、「国（国土交通省）又は都道府県（砂防部局）は、大規模火山災害時には、火山専門家の助言（シミュレーションに入力する値の決定等）を基に、リアルタイムハザードマップを作成すべきである。」とされている。また、平成27年3月に中央防災会議火山防災対策ワーキンググループにより取りまとめられた「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）」においても、「国は、火山防災協議会による複数の噴火シナリオ、火山ハザードマップの作成を促進すべきである。」とされており、引き続きリアルタイム火山砂防ハザードマップの整備を進めているところ。
- ・H26年度末現在、富士山、浅間山等22火山において、リアルタイム火山砂防ハザードマップを整備しており、当面の噴火想定には対応できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当該業績指標は着実に進捗しており、また、既存施策を引き続き推進していくこととし、「A」と評価した。
- ・平成26年度までに29火山中28火山においてリアルタイム火山砂防ハザードマップの基となる火山噴火緊急減災対策砂防計画策定の委員会が開催されているなど、各火山において、おおむね当初の予定通り準備及び作成を進めている。
- ・今後も前述の委員会にシミュレーション結果を提供するなど、リアルタイム火山砂防ハザードマップが早期に整備されるよう取組みを継続する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 西山 幸治）

業績指標 64

社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率（①重要交通網にかかる箇所、②主要な災害時要援護者関連施設）

評価

①A	目標値：①約51% ②約39% (平成28年度)
②A	実績値：①約48% ②約33% (平成25年度)
	①約49% ②約35% (平成26年度)
	初期値：①約46% ②約29% (平成23年度)

(指標の定義)

土砂災害のおそれのある社会経済活動に深刻な影響を及ぼす重要交通網にかかる箇所や、主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所の割合（分子／分母）

(分子) 土砂災害のおそれのある

- ① 重要交通網にかかる箇所
- ② 主要な災害時要援護者関連施設

のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所

(分母) 土砂災害のおそれのある

- ① 重要交通網にかかる箇所
- ② 主要な災害時要援護者関連施設

(目標設定の考え方・根拠)

直轄事業の実実施計画や都道府県の社会資本総合整備計画等において予定されている対策が着実に実施されることを目指して設定。

(外部要因)

地元調整の状況等

開発行為による新規の住宅地等の増大による社会経済上重要な施設の増加

(他の関係主体)

都道府県

(重要政策)**【施政方針】**

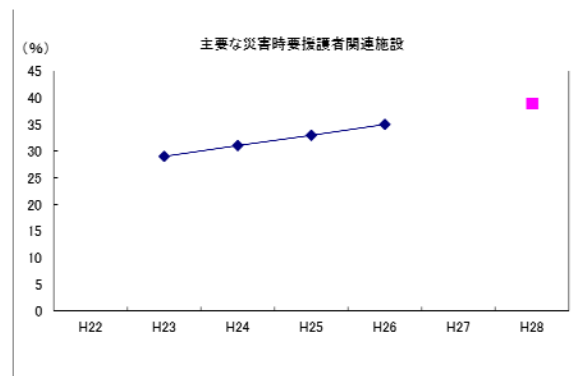
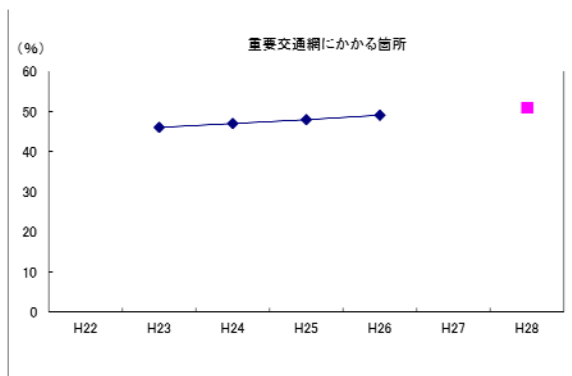
- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」
- ・ 第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）
「命を守るための『国土強靱化』が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・ 第186回国会施政方針演説（平成26年1月24日）
「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や、治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災、減災、老朽化対策に取り組み、優先順位をつけながら国土強靱化を進めます。」
- ・ 第189回国会施政方針演説（平成27年2月12日）「近年増加するゲリラ豪雨による水害や土砂災害などに対して、インフラの整備に加え、避難計画の策定や訓練の実施など、事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章3.）

- ・ 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）
「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」
- 【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」
- 【その他】
なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24	H25	H26	
① 約46%	① 約47%	① 約48%	① 約49%	
② 約29%	② 約31%	② 約33%	② 約35%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

(予算)

① 砂防設備の整備 (◎)

土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

- 予算額：砂防事業費等930億円の内数（平成25年度事業費）
- 砂防事業費等956億円の内数（平成26年度事業費）
- 砂防事業費等（補正）225億円の内数（平成25年度事業費）
- 砂防事業費等（補正）123億円の内数（平成26年度事業費）
- 社会資本整備総合交付金9,089億円の内数（平成25年度国費）
- 社会資本整備総合交付金9,145億円の内数（平成26年度国費）
- 社会資本整備総合交付金（補正）1,310億円の内数（平成25年度国費）
- 社会資本整備総合交付金（補正）25億円の内数（平成26年度国費）
- 防災・安全交付金10,324億円の内数（平成25年度国費）
- 防災・安全交付金10,727億円の内数（平成26年度国費）
- 防災・安全交付金（補正）1,847億円の内数（平成25年度国費）
- 防災・安全交付金（補正）505億円の内数（平成26年度国費）
- 沖縄振興公共投資交付金810億円の内数（平成25年度国費）
- 沖縄振興公共投資交付金932億円の内数（平成26年度国費）
- 沖縄振興公共投資交付金（補正）26億円の内数（平成25年度国費）
- 沖縄振興公共投資交付金（補正）4億円の内数（平成26年度国費）

② 地すべり防止施設の整備 (◎)

人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

- 予算額：砂防事業費等930億円の内数（平成25年度事業費）
- 砂防事業費等956億円の内数（平成26年度事業費）
- 砂防事業費等（補正）225億円の内数（平成25年度事業費）
- 砂防事業費等（補正）123億円の内数（平成26年度事業費）
- 社会資本整備総合交付金9,089億円の内数（平成25年度国費）
- 社会資本整備総合交付金9,145億円の内数（平成26年度国費）
- 社会資本整備総合交付金（補正）1,310億円の内数（平成25年度国費）

社会資本整備総合交付金（補正） 25億円の内数（平成26年度国費）
 防災・安全交付金10,324億円の内数（平成25年度国費）
 防災・安全交付金10,727億円の内数（平成26年度国費）
 防災・安全交付金（補正）1,847億円の内数（平成25年度国費）
 防災・安全交付金（補正） 505億円の内数（平成26年度国費）
 沖縄振興公共投資交付金810億円の内数（平成25年度国費）
 沖縄振興公共投資交付金932億円の内数（平成26年度国費）
 沖縄振興公共投資交付金（補正）26億円の内数（平成25年度国費）
 沖縄振興公共投資交付金（補正） 4億円の内数（平成26年度国費）

③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備（◎）

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：砂防事業費等930億円の内数（平成25年度事業費）
 砂防事業費等956億円の内数（平成26年度事業費）
 砂防事業費等（補正）225億円の内数（平成25年度事業費）
 砂防事業費等（補正）123億円の内数（平成26年度事業費）
 社会資本整備総合交付金9,089億円の内数（平成25年度国費）
 社会資本整備総合交付金9,145億円の内数（平成26年度国費）
 社会資本整備総合交付金（補正）1,310億円の内数（平成25年度国費）
 社会資本整備総合交付金（補正） 25億円の内数（平成26年度国費）
 防災・安全交付金10,324億円の内数（平成25年度国費）
 防災・安全交付金10,727億円の内数（平成26年度国費）
 防災・安全交付金（補正）1,847億円の内数（平成25年度国費）
 防災・安全交付金（補正） 505億円の内数（平成26年度国費）
 沖縄振興公共投資交付金810億円の内数（平成25年度国費）
 沖縄振興公共投資交付金932億円の内数（平成26年度国費）
 沖縄振興公共投資交付金（補正）26億円の内数（平成25年度国費）
 沖縄振興公共投資交付金（補正） 4億円の内数（平成26年度国費）

（税制）

- ① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用（所得税）
 導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。
- ② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例（固定資産税）
 砂防法第2条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備促進に寄与。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成26年度の実績は、①重要交通網にかかる箇所 約49%、②主要な災害時要援護者関連施設 約35%である。①及び②はともに、目標の達成に向けて着実に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

- ・大規模崩壊地等における根幹的な土砂災害対策や被災すると経済活動に甚大な影響を及ぼす重要交通網等の保全は、従来から予防的な対策に取り組んできた。
- ・平成23年東日本大震災への対応として、強い地震動により不安定な土砂が流動化し、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている地域において、土砂災害対策を実施した。
- ・災害時要援護者関連施設の保全は、平成10年8月の福島県での災害時要援護者関連施設の被災（死者5名）を受け、総合的な土砂災害対策の強化を図ってきた。
- ・平成21年7月には山口県で災害時要援護者関連施設の被災（死者7名）が発生したことを受け、市町村や福祉部局等、関係機関との連携による災害時要援護者関連施設等に係る土砂災害対策の推進を都道府県に通知するとともに、平成21年の豪雨・台風被害に鑑み、国土交通省をはじめ関係7府省庁連名で、災害時要援護者を含む避難支援対策の推進を都道府県に通知し、ハード・ソフト両面での土砂災害対策のより一層の重点的な推進を図ってきた。
- ・平成23年7月には「今後の土砂災害対策を考える会」の意見を踏まえ「今後の土砂災害対策の方向性」をとりまとめ、「国土の保全に資する土砂災害対策の推進」「土砂災害対策を取り巻く社会条件・自然環境の変化への対応」の一環として、社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策を進めているところ。
- ・平成26年度の補正予算においても、当該指標に係る箇所での事業を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当該業績指標のうち、①重要交通網にかかる箇所及び②主要な災害時要援護者関連施設はともに着実に進捗していることから、既存施策を引き続き推進していくこととし、「A」と評価した。
- ・本施策は、国土保全や安全で安心できる社会の形成のために非常に重要であることから、一層の重点的な取組み

みの必要性について十分理解が得られるよう、都道府県に対して機会あるごとに周知・要請に努め、目標の達成を目指している。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課(課長 西山 幸治)

業績指標 65

土砂災害警戒区域指定数

評 価

A	目標値：約46万区域（平成28年度） 実績値：約35万区域（平成25年度） 約40万区域（平成26年度） 初期値：約25万9千区域（平成23年度）
---	--

（指標の定義）

土砂災害警戒区域の指定数

（目標設定の考え方・根拠）

平成19年度以降の実績の推移を勘案し設定。

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）**【施政方針】**

- 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）

「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」

- 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）

「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」

- 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

- 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）

「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」

- 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）

「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」

- 第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）

「命を守るための『国土強靱化』が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

- 第186回国会施政方針演説（平成26年1月24日）

「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や、治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災、減災、老朽化対策に取り組み、優先順位をつけながら国土強靱化を進めます。」

- 第189回国会施政方針演説（平成27年2月12日）「近年増加するゲリラ豪雨による水害や土砂災害などに対して、インフラの整備に加え、避難計画の策定や訓練の実施など、事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」

【閣議決定】

- 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）

「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、洪水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章3.）

- 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）

「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年10月14日）

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律施行令（平成27年1月9日）

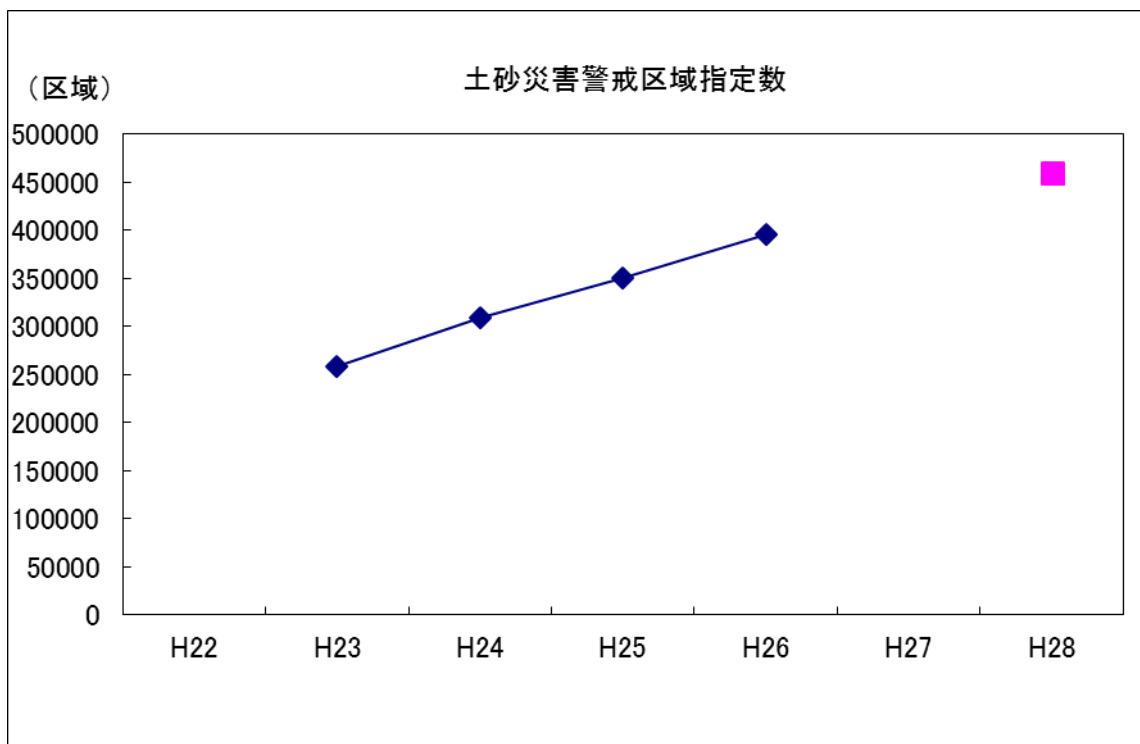
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
約22万区域	約25万9千区域	約31万区域	約35万区域	約40万区域	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

(予算)

○砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施 (◎)

砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害警戒区域等の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：防災・安全交付金	10,324億円の内数 (平成25年度国費)
防災・安全交付金	10,727億円の内数 (平成26年度国費)
防災・安全交付金 (補正)	1,847億円の内数 (平成25年度国費)
防災・安全交付金 (補正)	505億円の内数 (平成26年度国費)
沖縄振興公共投資交付金	810億円の内数 (平成25年度国費)
沖縄振興公共投資交付金	932億円の内数 (平成26年度国費)
沖縄振興公共投資交付金 (補正)	26億円の内数 (平成25年度国費)
沖縄振興公共投資交付金 (補正)	4億円の内数 (平成26年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成26年度の実績は約40万区域であり、目標の達成に向けて着実に進捗している。

(事務事業等の実施状況)

- 平成13年に施行された土砂災害防止法に基づき、土砂災害から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害警戒区域の指定により、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい危害が発生するおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造を規制すること等により、土砂災害防止のための対策を推進している。
- 平成17年7月の同法の一部改正では、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害

情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成18年9月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。

- ・平成23年度には土砂災害防止法に関する政策レビュー実施し、レビューで明らかになった課題を踏まえ、引き続き、早期の区域指定に向けた取り組みを推進しているところ。
- ・平成26年11月の同法の一部改正では、基礎調査結果の公表の義務付けや、土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知、市町村地域防災計画へ避難場所、避難経路等を明示すること等が義務づけられた。また、平成27年1月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、おおむね5年程度で基礎調査を完了させることを目標として、都道府県が実施目標を設定することや避難場所、避難経路の設定、ハザードマップの作成等、市町村地域防災計画の見直しにかかる事項について述べるなど、警戒避難体制の充実・強化に向けた土砂災害対策を促進している。
- ・毎年6月の土砂災害防止月間では、行政機関、防災関係機関及び地域住民が参加する土砂災害・全国統一防災訓練を全国的に実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化及び防災意識の向上を図っている。
- ・平成26年度までに、全国で約40万区域の土砂災害警戒区域が指定された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当該業績指標は着実に進捗しており、また、既存施策を引き続き推進していくこととし、「A」と評価した。
- ・土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備により、土砂災害から国民の生命及び身体を守るために指定するものである。
- ・平成26年度までに、全国で約40万区域の土砂災害警戒区域が指定されたが区域指定は完了していない。引き続き、財政支援や先進事例を紹介するなど、基礎調査及び区域指定の進捗を図る必要がある。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

防災・安全交付金に土砂災害防止法に基づく基礎調査のための優先配分枠制度を創設し、基礎調査の確実な実施を支援することにより、区域指定を促進する。

(平成28年度以降)

防災・安全交付金に土砂災害防止法に基づく基礎調査のための優先配分枠制度を創設し、基礎調査の確実な実施を支援することにより、区域指定を促進する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課(課長 西山 幸治)

業績指標 66

大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率

評 価	
A	目標値：100%（平成28年度） 実績値：12%（平成25年度） 34%（平成26年度） 初期値：0%（平成23年度）

(指標の定義)

平成22年公表の深層崩壊推定頻度マップ（注1）において深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に対する大規模土砂移動検知システム（注2）により監視できる面積の割合（以下、監視カバー率という）。

大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率=①/②

- ① 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に大規模土砂崩壊が発生した場合に大規模土砂移動検知システムにより監視できると思われる範囲（監視カバー範囲）の面積
 - ② 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域の総面積
- （注1）・・・過去の発生事例から得られている情報をもとに深層崩壊の発生頻度を推定したマップ
 （注2）・・・山地地域に配置した振動センサーをネットワーク化し、検知した地盤振動から、大規模な土砂移動現象の発生位置と時間を推定することにより大規模土砂崩壊発生箇所の把握の時間短縮を行うシステム

(目標設定の考え方・根拠)

深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域については、早期に大規模土砂移動検知システムにより監視できるようにするため、これらの地域について平成28年度までに監視カバー率を100%とすることを目標に設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

都道府県及び市町村

(重要政策)

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」
- ・ 第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）
「「命を守るための『国土強靱化』が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・ 第186回国会施政方針演説（平成26年1月24日）
「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や、治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災、減災、老朽化対策に取り組み、優先順位をつけながら国土強靱化を進めます。」
- ・ 第189回国会施政方針演説（平成27年2月12日）
「御嶽山の噴火を教訓に、地元と一体となって、観光客や登山者の警戒避難体制を充実するなど、火山防災対策を強化してまいります。近年増加するゲリラ豪雨による水害や土砂災害などに対して、インフラの整備に加え、避難計画の策定や訓練の実施など、事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、治水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章3.）
- ・ 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）

「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」

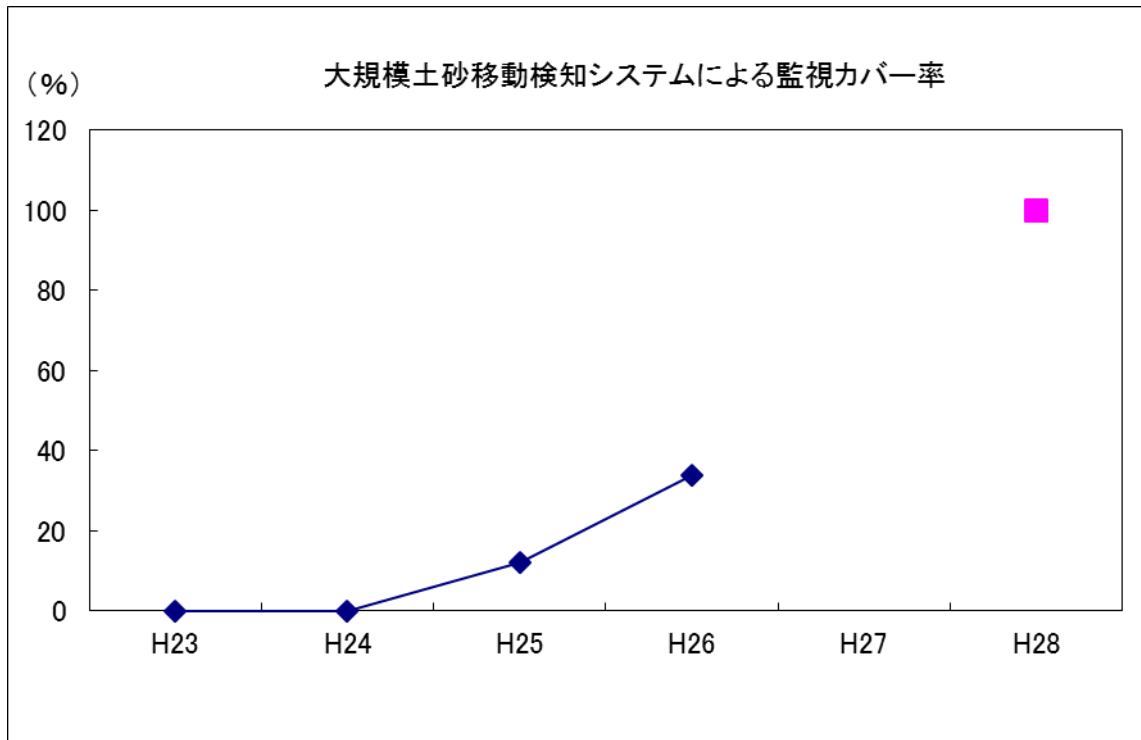
【関決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
—	0%	0%	12%	34%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

大規模土砂災害に対する警戒避難体制の整備 (◎)
 大規模土砂災害への警戒避難体制を充実・強化するため、大規模土砂移動検知システムの整備等を推進する。
 平成25年度予算額：治水事業費 6,854億円の内数
 平成26年度予算額：治水事業費 6,936億円の内数
 砂防事業費等（補正） 130億円の内数

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・大規模土砂移動検知システムは、第一段階として各地方整備局においてセンサー等機器類の設置と通信ネットワークの整備を行い、各地域の振動データを解析装置へ集約し、地方整備局ごとにシステム運用を開始する。並行して、全国の解析装置等から得られたデータを通信ネットワークで繋ぎ、各地域から得られた解析結果を共有すると共に、設置が完了した機器から大規模土砂移動以外で発生する地震等のノイズを計測し、精度向上を図りつつ試験的に監視を開始するものである。
- ・平成24年度から振動センサーの設置を開始、平成25年度からは設置が完了した地域からネットワーク化作業を実施し、各地方整備局内でのデータ集約を行う環境を構築した。
- ・各地方整備局におけるセンサー等機器類の設置とネットワーク化作業については、おおむね予定通り進んでいることから、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成22年8月に、過去の発生事例から得られている情報をもとに深層崩壊の推定頻度に関する全国マップを公表し、これをもとに深層崩壊の頻度が特に高いと推定される地域を中心にさらに調査を実施し、溪流（小流域）

レベルで評価することや、危険と判断された箇所については、必要に応じて天然ダムが形成される可能性などの調査を実施し、周辺や下流の自治体とともに警戒避難対策について検討することとした。

- ・平成22年11月の土砂災害防止法の一部改正では、平成21年12月の「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」から示された提言を踏まえ、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、国土交通省又は都道府県が緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を提供することとした。
- ・平成23年7月に開催した「今後の土砂災害対策を考える会」の意見を踏まえ「今後の土砂災害対策の方向性」をとりまとめ、「国土の保全に資する土砂災害対策の推進」「土砂災害対策を取り巻く社会条件・自然環境の変化への対応」の一環として、大規模土砂移動検知システムの整備を進めているところである。
- ・平成24年度当初予算より、日本再生重点化措置の激甚な水害・土砂災害が生じた地域等における災害対策として、大規模災害時のより迅速な対応を図るため、深層崩壊発生の危険性が高い地域において、大規模土砂移動検知システムの整備を開始した。
- ・平成25、26年度は全国で振動センサーの設置を進めつつ、設置が完了した地域からネットワーク化作業を実施して各地方整備局内でデータ集約を行う環境を構築したことから、土砂移動や地震等による振動データを取得できるようになった地域において大規模土砂移動検知システムの運用を開始した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・大規模土砂移動検知システムについて、調整を行いつつ段階的に性能の向上を図るとともに、引き続き振動センサーの設置及びネットワーク化作業を進め、全国でシステムの整備を進める。
- ・平成27年度は各地方整備局で監視が開始される予定であることから、予定どおり目標年度に目標値を達成すると見込まれるためAと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課(課長 西山 幸治)

業績指標 67

リエゾン協定締結率（国土交通省等とリエゾン（現地情報連絡員）派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合）

評価	
A	目標値：100%（平成28年度） 実績値：94%（平成25年度） 99%（平成26年度） 初期値：71%（平成23年度）

（指標の定義）

国土交通省とリエゾン（現地情報連絡員）派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合（%）

国土交通省とリエゾン派遣に関する協定を締結している市町村の割合（%）＝①/②×100

①国土交通省とリエゾン派遣に関する協定を締結している市町村数

②全国の市町村数（政令指定都市等は除く）

（目標設定の考え方・根拠）

本指標のリエゾン協定は、大規模自然災害等が発生又は発生の恐れがある場合において、国土交通省及び市町村が必要とする各種情報の交換等に係る事項を定め、もって適切な災害対処に資することを目的とする。

なお、全国政令指定都市とは既に協定締結済であるため、本指標では対象外としている。

全国の市町村と迅速な情報共有を図ることにより、被災地域の被害拡大の防止や2次被害防止、を図り、国民の安全・安心及び民生の安定を確保するため、できるだけ早期に全国全市町村との間で協定を締結する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

全国市町村（政令指定都市を除く）。

（重要政策）

【施政方針】

—

【閣議決定】

—

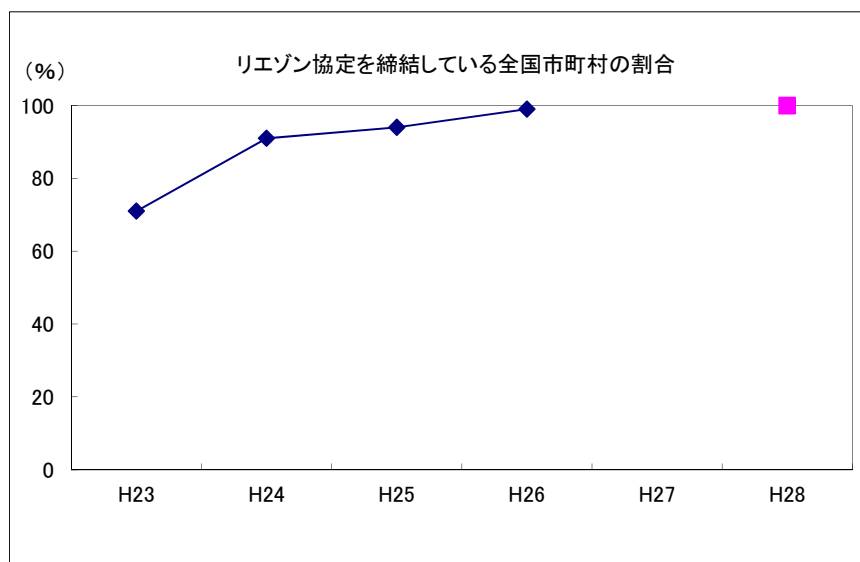
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章 計画期間における重点目標と事業の概要」の「重点目標1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる」に記載。

【その他】

—

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	H26
—	71%	91%	94%	99%	99%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

・早期に全国市町村との協定締結を図ることを目途に、その主旨や過去の災害時における効果等について引き続き市町村に説明することにより協定率の向上を図り、被災時における的確かつ迅速な災害対処体制の構築を図る。

関連する事務事業等の概要

該当なし。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成26年度は、協定締結率を順調に伸ばしている。

(事務事業等の実施状況)

・全国各地方整備局等と市町村の間で定期的によりエゾン協定に係る協議を実施する体制を構築。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成26年度は、協定締結率を順調に伸ばしている。

・東日本大震災等、近年頻発する大規模自然災害での国土交通省リエゾンの果たした役割について、被災した市町村からの一定の評価を踏まえ、非常時における国土交通省の役割について明確に説明し、協定の締結促進を図ることとする。

・以上から、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

特になし

(平成28年度以降)

特になし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局 防災課(課長 平井 秀輝)

業績指標 68

大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の①実施地域ブロック数、②参加都道府県及び③政令指定都市数

評価	
① A ② A ③ A	目標値：① 10ブロック (100%) (平成28年度) ② 47団体 (100%) (平成28年度) ③ 20団体 (100%) (平成28年度) 実績値：① 9ブロック (90%) (平成26年度) 5ブロック (50%) (平成25年度) ② 43団体 (92%) (平成26年度) 25団体 (53%) (平成25年度) ③ 15団体 (75%) (平成26年度) 10団体 (50%) (平成25年度) 初期値：① 1ブロック (10%) (平成23年度) ② 5団体 (11%) (平成23年度) ③ 2団体 (10%) (平成23年度)

(指標の定義)

東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数

①：全ブロックで実施 ②：全都道府県と共同実施 ③：全政令指定都市と共同実施

(目標設定の考え方・根拠)

大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要があり、こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

都道府県、政令指定都市、ライフライン・インフラ事業者、マスコミ等

(重要政策)

【施策方針】

—

【閣議決定】

—

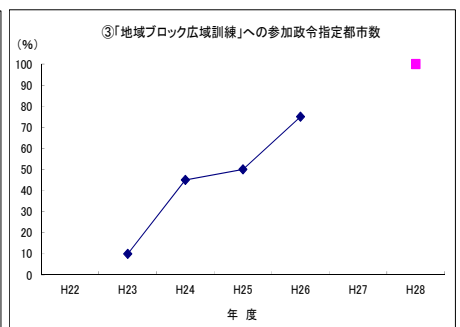
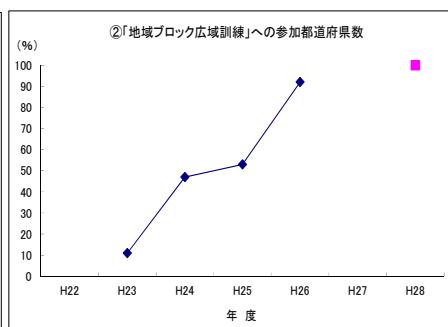
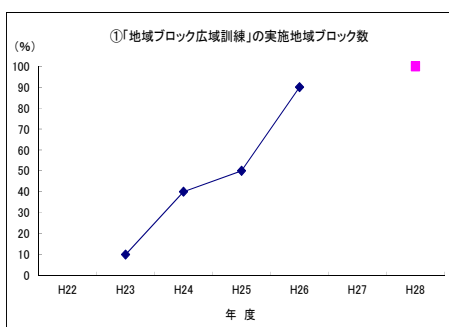
【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章計画期間における重点目標と事業の概要」の「重点目標1大規模又は広域的な災害リスクを低減させる」に記載。

【その他】

—

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
—	① 1ブロック (10%)	① 4ブロック (40%)	① 5ブロック (50%)	① 9ブロック (90%)	
—	② 5団体 (11%)	② 22団体 (47%)	② 25団体 (53%)	② 43団体 (92%)	
—	③ 2団体 (10%)	③ 9団体 (45%)	③ 10団体 (50%)	③ 15団体 (75%)	



事務事業等の概要**主な事務事業等の概要**

関係機関との連携強化を図ることを目的に、協議会や連絡会等を通じた広域的な防災訓練の開催並びに訓練への積極的な参加を促す。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析****(指標の動向)**

各指標ともに目標達成に向け順調に進捗しており、平成26年度の取組みを継続することで目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

各ブロックにおいて、協議会や連絡会等を通じた広域的な防災訓練の開催並びに訓練への積極的な参加を促している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

各指標ともに目標達成に向け順調に進捗している。

また、更なる関係機関との連携強化を図るため、引続き、訓練への積極的な参加を促すとともに、防災訓練のフォローアップに努め、より実践的・効果的な訓練となるよう工夫していく。

以上のことからAと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項**(平成27年度)**

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局防災課(課長 平井 秀輝)

業績指標 69

主要な河川構造物の長寿命化計画策定率

評 価	
A	目標値：100% (平成28年度) 実績値：約55% (平成25年度) 約86% (平成26年度) 初期値：約3% (平成23年度)

(指標の定義)

・堰、水門、排水機場等、主要な河川構造物について、施設毎に長寿命化計画を作成している施設の割合 (%)
 主要な河川構造物の長寿命化計画策定率=①/②

①：長寿命化計画を策定済み施設数

②：堰、水門、排水機場等主要な河川管理施設 (約3,500施設)

(目標設定の考え方・根拠)

本指標は、老朽化の進む河川構造物の点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する河川構造物の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。

主要な河川構造物について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全ての主要な河川構造物について、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、平成28年度までに河川構造物の長寿命化計画の全施設の策定を目標とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・「日本再興戦略」改訂2014 -未来への挑戦- (平成26年6月24日)「インフラ長寿命化については、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、2016年度末までに「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。」(二. 戦略市場創造プラン テーマ3 (3))

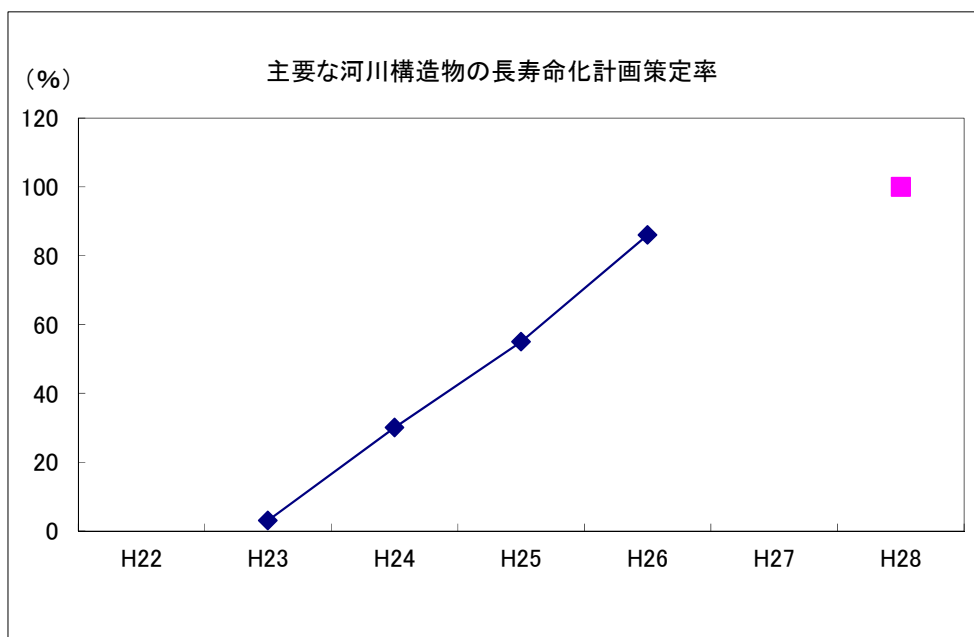
【閣決(重点)】

- ・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記載あり」

【その他】

- ・インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)
- ・国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(平成26年5月21日)

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H26
-	約3%	約30%	約55%	約86%	約86%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

社会資本の的確な維持管理・更新 (◎)

我が国においては、高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行が見込まれていることから、社会資本がその役割を十分果たすことができるよう、適切な老朽化対策を講じる必要がある。

そのため、社会資本の実態把握に努めるとともに、定期的な巡視、点検の実施や長寿命化計画の策定、予防的な修繕や計画的な更新を進めるなど、戦略的な維持管理・更新を実施する。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「順調である」

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成24年度、全国に対して長寿命化計画策定に関する通知を送付
- ・平成25年度に実施した規制の事前評価である「水防法及び河川法の一部を改正する法律案」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、平成26年度の実績値は約86%となり、目標年度には目標値を達成すると見込まれることから、順調であると評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、引き続き既存の施策を推進していくこととし、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

主要な河川構造物以外の河川構造物について、長寿命化計画を順次策定する。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局河川環境課 (課長 五十嵐 崇博)

業績指標 70

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）

評価	
B	目標値：約66%（平成28年度） 実績値：約33%（平成25年度） 約35%（平成26年度） 初期値：約28%（平成23年度）

（指標の定義）

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸における堤防等（堤防、護岸、胸壁）の整備率＝①／②

- ①：東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸の海岸堤防等の総延長のうち、計画高までの整備と耐震性の確保が完了している延長
- ②：上記対象海岸の海岸堤防等の総延長

（目標設定の考え方・根拠）

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域については、できるだけ早期に海岸堤防等を整備する必要がある。また、東日本大震災の被災地では、平成27年度末までに復旧を完了させる予定である。長期的には対象海岸全体で整備率を100%とすることを目標に、当面の目標として平成28年度までに達成可能な値として設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

農林水産省、地方公共団体等（事業実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第186回国会施政方針演説（平成26年1月24日）「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」

【閣議決定】

- ・経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日）「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を踏まえ、府省横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）の取組を推進する。同法の目的並びに脆弱性評価等を踏まえて本年6月に策定された「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」に基づき、国・地方あるいは官民の役割を明確化するとともに、重点化・優先順位付け、ハード・ソフトの対策の組合せ、非常時と平常時における施設の効果的な共用、民間の活力の活用、費用対効果の的確な評価やPDCA等により、重点的・効率的に推進する。」
- ・国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。これにより、気候変動等の影響も踏まえ、計画規模を上回る、あるいは整備途上で発生する災害に対しても被害を最小化する。」

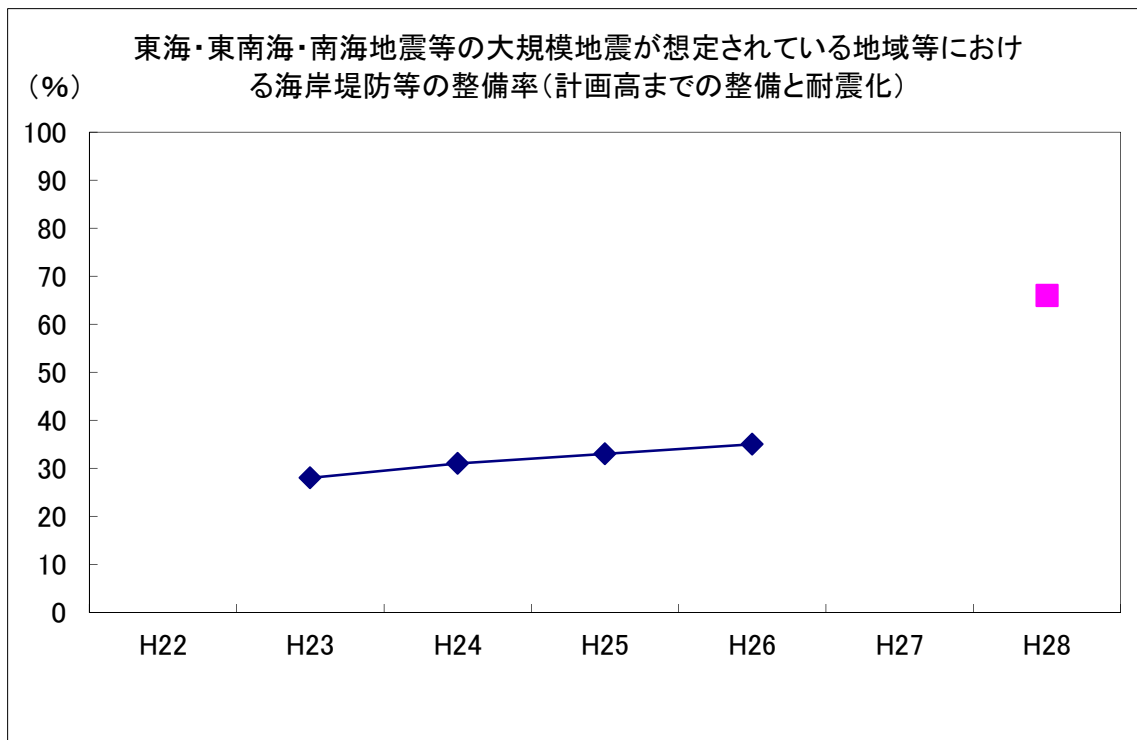
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
—	約28%	約31%	約33%	約35%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

海岸堤防等の耐震化 (◎)

堤防・護岸等の耐震対策等を実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害の防止・軽減を図る。

予算額：海岸事業費 2 6 1 億円（平成 2 5 年度事業費）の内数

防災・安全交付金 1 0, 3 2 4 億円（平成 2 5 年度国費）の内数

海岸事業費 3 0 2 億円（平成 2 6 年度事業費）の内数

防災・安全交付金 1 0, 7 2 7 億円（平成 2 6 年度国費）の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成 2 5 年に中央防災会議で公表された新たな南海トラフの地震の想定等を踏まえて、海岸管理者が海岸保全施設の耐震性の整備目標を変更したことなどから、平成 2 6 年度の実績値は約 3 5 % であり、目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。

(事務事業等の実施状況)

・地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害の防止を図るため、堤防・護岸等の耐震対策等を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・被災地以外においては、多くの事業が円滑に進捗している。
- ・また、平成 2 6 年度より既存制度を拡充し、海岸管理者に対して、耐震性能調査についても支援し、耐震対策を推進している。
- ・東日本大震災の被災地における海岸堤防等の復旧・復興については、平成 3 0 年度末までの完了を目指し、鋭意着工し、工事を推進している状況である。
- ・以上より、B と評価した。

平成 2 7 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 2 7 年度)

・なし

(平成 2 8 年度以降)

・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室（室長 井上 智夫）
港湾局海岸・防災課（課長 眞田 仁）

業績指標 7 1

侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合

評 価	
A	目標値：約 8 5 % (平成 2 8 年度) 実績値：約 8 1 % (平成 2 5 年度) 約 8 2 % (平成 2 6 年度) 初期値：約 7 8 % (平成 2 3 年度)

(指標の定義)

侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合 = ① / ②

- ① 侵食海岸の汀線防護が完了している延長
- ② 侵食海岸の汀線防護を実施すべき延長

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には 1 0 0 % とすることを目標に、当面の目標として平成 2 8 年度までに達成可能な値として設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体等 (事業実施主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・ 第 1 8 6 回国会施政方針演説 (平成 2 6 年 1 月 2 4 日) 「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2 0 1 4 (平成 2 6 年 6 月 2 4 日) 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を踏まえ、府省横断的な国土強靱化 (ナショナル・レジリエンス) の取組を推進する。同法の目的並びに脆弱性評価等を踏まえて本年 6 月に策定された「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」に基づき、国・地方あるいは官民の役割を明確化するとともに、重点化・優先順位付け、ハード・ソフトの対策の組合せ、非常時と平常時における施設の効果的な共用、民間の活力の活用、費用対効果の的確な評価や P D C A 等により、重点的・効率的に推進する。」
- ・ 国土強靱化基本計画 (平成 2 6 年 6 月 3 日) 「地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。これにより、気候変動等の影響も踏まえ、計画規模を上回る、あるいは整備途上で発生する災害に対しても被害を最小化する。」

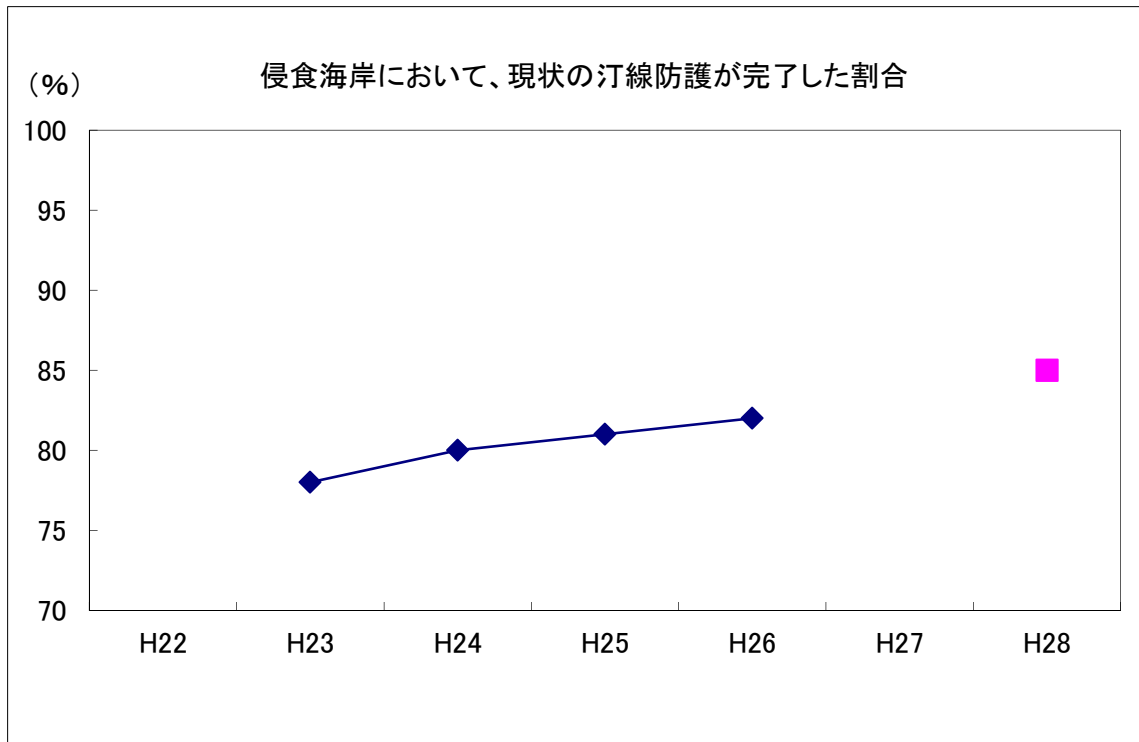
【閣決 (重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画 (平成 2 4 年 8 月 3 1 日) 「第 3 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
—	約 7 8 %	約 8 0 %	約 8 1 %	約 8 2 %



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

侵食対策事業 (◎)

海岸侵食により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施することにより、浸水被害の防止・軽減を図る。

予算額：海岸事業費 2 6 1 億円（平成 2 5 年度事業費）の内数

防災・安全交付金 1 0, 3 2 4 億円（平成 2 5 年度国費）の内数

海岸事業費 3 0 2 億円（平成 2 6 年度事業費）の内数

防災・安全交付金 1 0, 7 2 7 億円（平成 2 6 年度国費）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成 2 6 年度の実績値は約 8 2 %であり、多くの事業が円滑に進捗していることから、目標年度に達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

- ・侵食対策事業を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成 2 6 年度の実績値は約 8 2 %であり、目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、Aと評価した。
- ・引き続き、既存の制度を活用して、効率的な海岸侵食対策を進めていく。

平成 2 7 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 2 7 年度）

- ・なし

（平成 2 8 年度以降）

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室（室長 井上 智夫）
 港湾局海岸・防災課（課長 眞田 仁）

業績指標 7 2

最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合

評 価	
A	目標値：100%（平成28年度） 実績値：53%（平成25年度） 61%（平成26年度） 初期値：0%（平成23年度）

(指標の定義)

最大クラスの津波ハザードマップ作成対象市町村数のうち津波ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合（%）

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合＝①／②

①：津波ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数

②：津波ハザードマップ作成対象となると想定している市町村数

(目標設定の考え方・根拠)

最大クラスの津波に対して人命を守る観点から緊急に警戒避難体制が必要な市町村について、津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練をすることは、最大クラスの津波発生時に備え、円滑かつ迅速な避難の確保に資するものであり、本指標はその成果を測るものである。

最大クラスの津波（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）で人的被害が発生または発生することが懸念される市町村（東日本大震災で死者・行方不明者が発生した沿岸市町村及び、東海・東南海・南海地震で同様の被害が懸念される市町村）については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があり、これらの市町村の全てで、計画期間中（平成28年度まで）に実施を目標とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方自治体（都道府県）（津波浸水想定の設定・公表、津波災害警戒区域の指定）

地方自治体（市町村）（ハザードマップ作成・防災訓練実施主体）

(重要政策)

【施政方針】

・ 第183回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）

「命を守るための「国土強靱化」が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

・ 基本方針（平成24年12月26日）「老朽化インフラ対策など事前防災のための国土強靱化の推進や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる。」

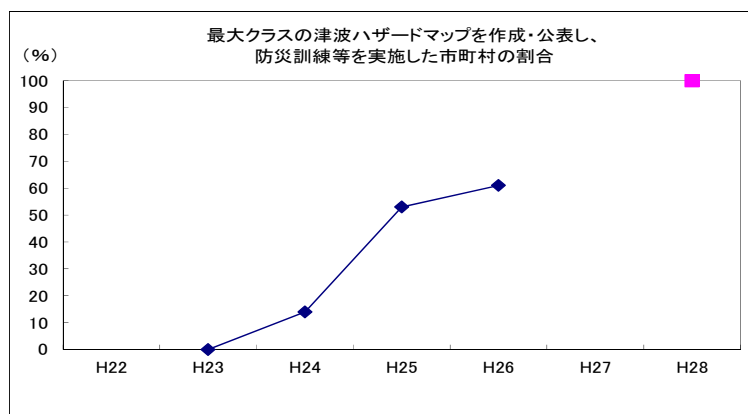
【閣決（重点）】

・ 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
—	0%	14%	53%	61%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

・市町村の津波ハザードマップの作成及び公表を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、津波時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成26年度の実績は前年度に比べて伸びており、目標達成に向けて順調に進捗している。

平成24年度より津波ハザードマップの基となる最大クラスの津波浸水想定の設定・公表が着実に進められており、津波ハザードマップの作成・公表も進められている。加えて、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促していくことで、実績値の向上が見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

- ・市町村による津波ハザードマップの作成を促進するため、ハザードマップ作成の手引きの改訂を検討中
- ・平成19年4月に「ハザードマップポータルサイト」を開設。
(<http://www1.gsi.go.jp/geowww/disapotal/index.html>)
- ・最大クラスの津波浸水想定の設定については、平成26年度末までに22県が公表。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成26年度の実績は前年度に比べて伸びており、目標達成に向けて順調に推移している。

・都道府県が設定する最大クラスの津波浸水想定に基づいて、市町村による津波ハザードマップの作成を促進するため、ハザードマップ作成の手引きの改訂を検討中であり、今後市町村が、津波ハザードマップを作成・公表し、ハザードマップを活用した津波避難訓練等の防災訓練の実績値の向上が期待される。

・以上から、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

市町村による津波ハザードマップの作成を促進するため、ハザードマップ作成の手引きの改訂を検討中であり、最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、ハザードマップを活用して津波避難訓練等を実施する市町村を支援する。

(平成28年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局河川環境課（課長 五十嵐 崇博）

業績指標 73

下水道津波BCP策定率（BCP：事業継続計画）

評価

B	目標値：約 100% (平成 28 年度)
	実績値：約 15% (平成 25 年度)
	約 39% (速報値) (平成 26 年度)
	初期値：約 6% (平成 23 年度)

(指標の定義)

東海、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が想定されている地域に位置し、沿岸域にある下水処理場のうち、津波を対象とした下水道BCPを策定した割合。

(分母) 東海、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が想定されている地域に位置し、沿岸域にある下水処理場数

(分子) 津波を対象とした下水道BCPを策定した下水処理場数

(目標設定の考え方・根拠)

東海、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が想定されている地域に位置し、沿岸域にある下水処理場については、できるだけ早期に下水道BCPを策定する必要があり、その全てについて平成28年度までに津波を対象とした下水道BCPを策定することとして設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

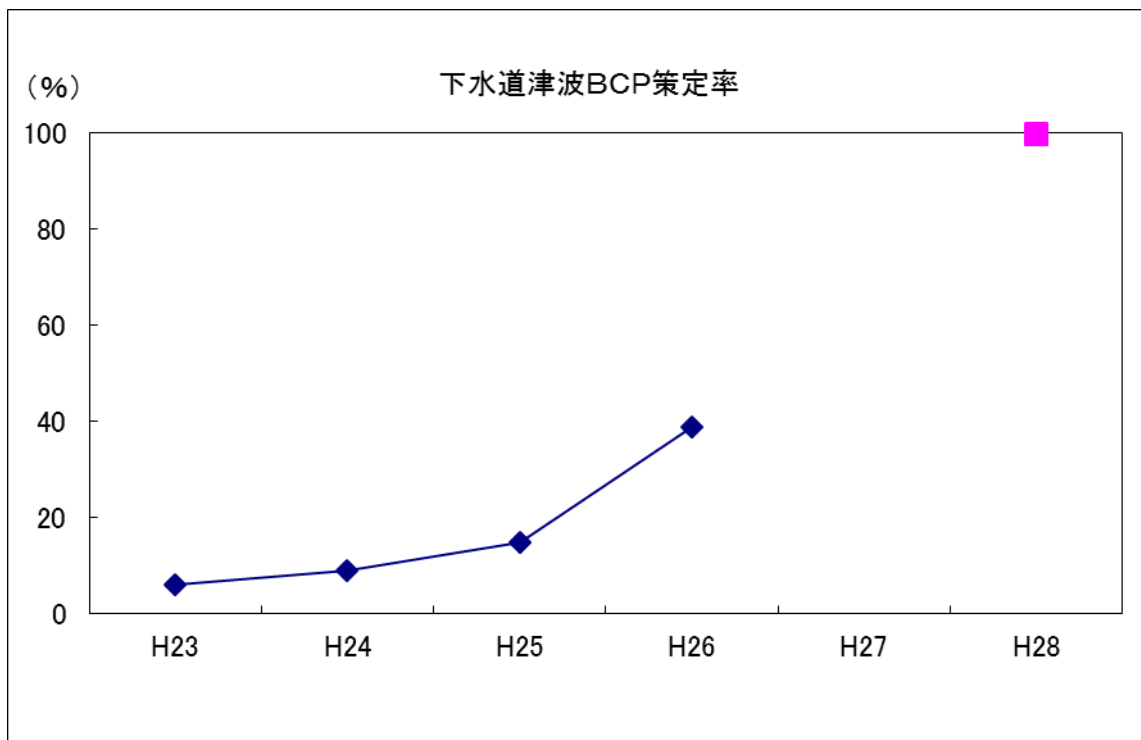
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24	H25	H26	
約6%	約9%	約15%	約39% (速報値)	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- 下水道施設の地震対策の推進 (◎)
 - ・ 管きよの耐震化や計画的な減災対策等の促進を図り、下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
 - 社会資本整備総合交付金予算額 9,031億円の内数 (平成25年度国費)
 - 9,124億円の内数 (平成26年度国費)
 - 防災・安全交付金予算額 1兆0,460億円の内数 (平成25年度国費)
 - 1兆0,841億円の内数 (平成26年度国費)
 - 下水道事業関連予算額 54億円の内数 (平成25年度国費)
 - 53億円の内数 (平成26年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 当指標の平成26年度の実績値は約39% (速報値) であり、平成23年度から約33%上昇している。平成25年度までの実績値は目標に対して低いものの、平成25年度末から、段階的なBCPの策定概要の公表や、BCP策定に係る勉強会の開催などを実施しており、今後は大幅な指標値の向上を見込んでいる。

(事務事業等の実施状況)

- ・ 新潟県中越地震、新潟県中越沖地震等の発生を踏まえ、大規模地震により下水道施設等が被災した場合でも、従来よりも速やかに、かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的とし、平成21年11月に『下水道BCP策定マニュアル(地震編)～第1版～』を策定した。
- ・ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、津波による被害や広域的・長期的な被害等に対応したBCPを策定するため、「下水道BCP策定マニュアル(地震・津波編)検討委員会」を設置し、平成24年3月に『下水道BCP策定マニュアル～第2版～(地震・津波編)』を策定し、地方公共団体における下水道BCP策定を推進している。
- ・ 「社会資本整備総合交付金」により、下水道BCP策定を支援している。
- ・ 段階的なBCP策定を容易に実施できるよう、平成25年度に「簡易な下水道BCP」の策定マニュアル及び策定例を公表し、早期のBCP策定を推進している。
- ・ 東日本大震災を受けて設置した「下水道地震・津波対策技術検討委員会」の報告書においても、下水道BCPの重要性を明記しており、これを踏まえて「下水道の地震対策マニュアル」においてもBCP策定の重要性等を明記するよう改定し、平成26年度に公表済み。
- ・ 平成26年7月に公表した新下水道ビジョンにおいて、2年以内に下水道BCPを策定するよう明記し、これまで以上にBCPの策定の推進を実施した。
- ・ 約10の都道府県において下水道BCPの策定に係る勉強会を実施し、グループ討議などを通じて、BCP策定にあたっての課題や問題点等を整理した。さらに整理した結果をまとめ、都道府県が主導する勉強会の際に活用できるように全都道府県に通知を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業務指標については、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないこととなるため、Bと評価した。
- ・ 平成26年度に全国の市町村を対象に実施したBCP策定促進のための勉強会では、都道府県が「BCP策定の場」を設けていないことが、計画策定が進まない要因の一つである、との意見があった。このため、平成26年度末に、県が市町村と一体となってBCP策定のための勉強会を行う際の資料を作成し全都道府県に対し、通知を行っている。さらに、BCP策定率が低い都道府県を対象とした勉強会を平成27年7月に実施する予定であり、個別に都道府県単位で実施予定の勉強会にも、本省職員が講師として参加する予定である。
- ・ 引き続き、『下水道BCP策定マニュアル～第2版～(地震・津波編)』の普及促進を図るとともに、地方公共団体が速やかにBCPを策定できるような策定手法や事例等を情報提供し、BCP策定の推進を図る。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

下水道総合地震対策事業の地区要件の追加

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道事業課(課長 増田 隆司)

業績指標 74

海岸堤防等の老朽化調査実施率

評 価	
A	目標値：約100%（平成28年度） 実績値：約77%（平成25年度） 約78%（平成26年度） 初期値：約53%（平成23年度）

（指標の定義）

東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、老朽化調査を実施し、対応方針の検討が実施された整備後概ね40年を経過した海岸堤防等の割合＝①／②

- ①：東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の海岸の1970年以前に整備された海岸堤防等のうち、老朽化対策の要否について検討がなされている延長
- ②：東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の海岸の1970年以前に整備された海岸堤防等の延長

（目標設定の考え方・根拠）

1970年以前に整備された海岸堤防等については、できるだけ早期に老朽化調査を実施し、対応方針を検討する必要があるため、平成28年度までに約100%とすることを目標に設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

農林水産庁、地方公共団体等（事業実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第186回国会施政方針演説（平成26年1月24日）「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」

【閣議決定】

- ・経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日）「老朽化が進行しつつある既設のインフラについては、民間活力を最大限活用しつつ、ICTや新技術を開発・導入し、戦略的な維持管理・更新等を全分野について総合的かつ計画的に行うことにより、国民の安全・安心を確保するとともに、中長期的なコストの縮減・平準化を推進する。このため「インフラ長寿命化基本計画」95に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定・実施を加速する。」
- ・国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）「施設諸元や老朽化の進展状況など維持管理に必要な情報確保に努めつつ、関係府省庁や地方公共団体は、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画及び個別施設計画をロードマップに沿ってできるだけ早期に策定し、真に必要な各インフラにおける点検・診断・修繕・更新、情報の整備に係るメンテナンスサイクルを構築するとともにメンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施する。」

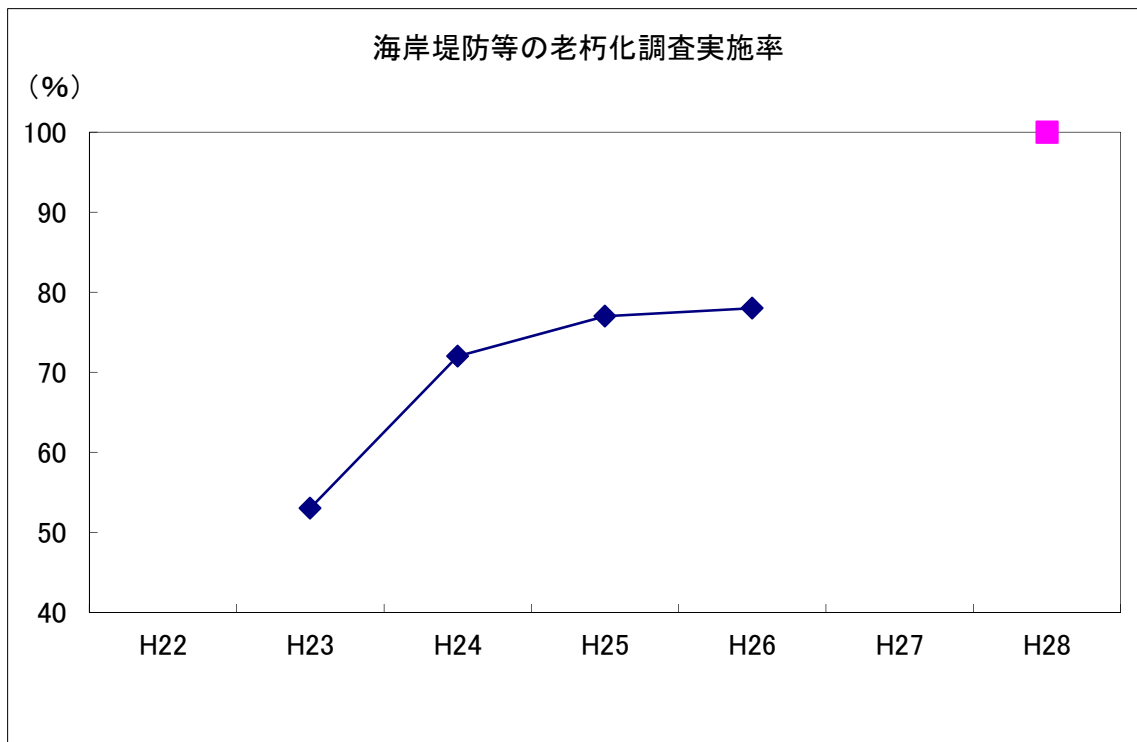
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
—	約53%	約72%	約77%	約78%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

海岸堤防等の老朽化対策 (◎)

老朽化により機能が確保されていない海岸堤防等について、海岸堤防等の老朽化調査、調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定、老朽化対策計画に基づいた老朽化対策工事を実施することにより、浸水被害の防止・軽減を図る。

予算額：海岸事業費 261 億円（平成 25 年度事業費）の内数

防災・安全交付金 10,324 億円（平成 25 年度国費）の内数

海岸事業費 302 億円（平成 26 年度事業費）の内数

防災・安全交付金 10,727 億円（平成 26 年度国費）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 平成 26 年度の実績値は約 78% であり、多くの事業が円滑に進捗していることから、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

- 老朽化対策事業を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 平成 26 年度の実績値は約 78% であり、目標達成に向けて着実な進捗を示している。
- 既存の制度を活用して、老朽化により機能が確保されていない海岸堤防等について、海岸堤防等の老朽化調査、調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定、老朽化対策計画に基づいた老朽化対策工事を実施するとともに、平成 25 年度及び平成 26 年度に以下のとおり新たに技術面、予算面、法制面での支援を行っているところであり、これらを踏まえ、今後も引き続き老朽化対策を推進。
 - 平成 25 年度に長寿命化計画の立案方法や巡視（パトロール）と定期点検による効率的な点検方法等を検討し、「海岸保全施設維持管理マニュアル」を改訂
 - 平成 26 年度に既存の制度を拡充し、海岸管理者に対して、長寿命化計画の策定（計画策定に伴う調査を含む。）を支援
 - 平成 26 年度に海岸法関係法令を改正し、海岸管理者の海岸保全施設の維持管理の責務を明確化するとともに、維持又は修繕に関する技術的基準を策定
- 以上より、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから A と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室 (室長 井上 智夫)
港湾局海岸・防災課 (課長 眞田 仁)

業績指標 75

主要なターミナル駅の耐震化率

評 価	
A	目標値：100%（平成27年度） 実績値：92%（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：89%（平成23年度）

（指標の定義）

乗降客数が1日1万人以上の駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅の耐震化率

（目標設定の考え方・根拠）

中央防災会議の防災基本計画において、不特定多数の者が利用するターミナル駅の耐震性確保の重要性が掲げられており、できるだけ早期に主要なターミナル駅の耐震性を確保する必要があるため、平成27年度までにこれらの全てについて耐震性を確保することを目標とする。また、平成24年8月31日に閣議決定された社会資本重点整備計画の重点目標に位置付けられている。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

鉄軌道事業者

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

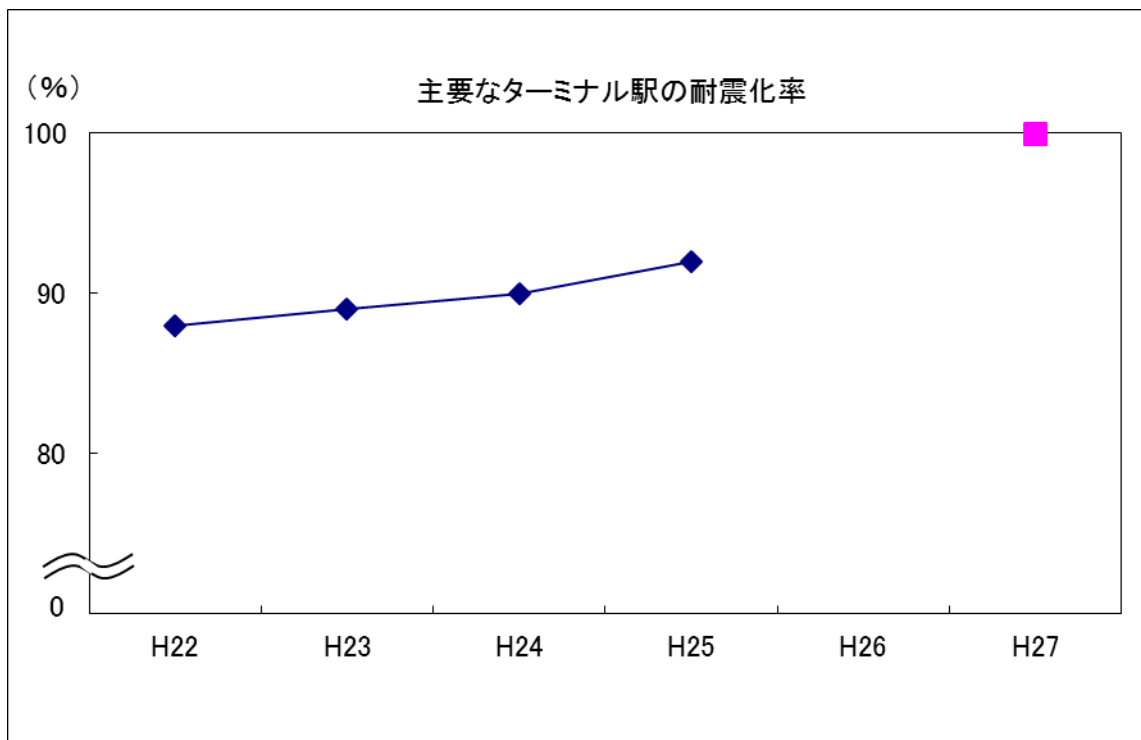
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	H27
88%	89%	90%	92%	集計中	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

鉄道駅耐震補強事業（◎）

今後発生が予想される大規模地震に備え、複数路線が接続する等の機能を有する主要な鉄道駅について、耐震補強の緊急的実施を図る。

予算額：2,038百万円（平成25年度）の内数

3,690百万円（平成26年度）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成25年度の実績値は、92%であり、平成26年度の実績値は集計中である。

耐震補強の予算について、平成26年度当初及び補正予算、並びに平成27年度当初予算で所要の額を計上しており、目標達成に向けて着実に進捗しているところ。

（事務事業等の実施状況）

平成25年度において、11事業者13駅の耐震補強について補助を実施した。

平成26年度において、8事業者12駅の耐震補強について補助を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成25年度の実績値は、92%であり、平成26年度の実績値は集計中である。

耐震補強の予算について、平成26年度当初及び補正予算、並びに平成27年度当初予算で所要の額を計上しており、目標達成に向けて着実に進捗しているところ。

主要ターミナル駅の耐震補強事業は複数年度に渡って行われるものが多く、耐震化率の向上には時間を要する。今後は過去からの継続事業が完了を迎えることもあり、目標達成に向けて耐震化率の向上が見込まれる。

主要ターミナル駅については、一時避難場所としての公共的機能も考慮し、より多くの鉄道利用者の安全確保を図るため、引き続き耐震対策を推進し、業績指標の目標達成を目指す。以上から、Aとした。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局施設課（課長 江口 秀二）

業績指標 76

鉄道運転事故による乗客の死亡者数

評価

A	目標値：0人（毎年度） 実績値：0人（平成25年度） 0人（平成26年度） 初期値：0人（平成18年度）
---	---

(指標の定義)

鉄軌道の運転事故による乗客の死亡者数

- ※1 鉄道の運転事故とは、列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、鉄道人身障害事故及び鉄道物損事故をいう。
- ※2 軌道の運転事故とは、車両衝突事故、車両脱線事故、車両火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、人身障害事故及び物損事故をいう。

(目標設定の考え方・根拠)

第9次交通安全基本計画に掲げた鉄道運転事故による乗客の死者数ゼロを目標とする。

(外部要因)

自然災害

(他の関係主体)

鉄道事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

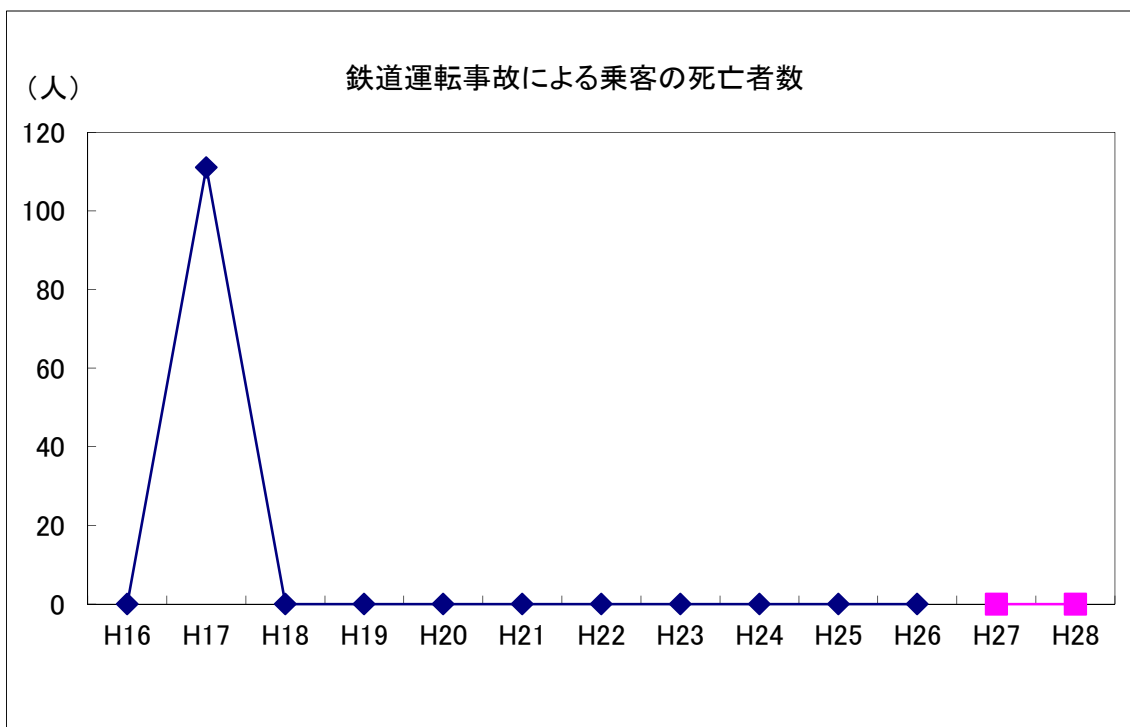
【閣決（重点）】

なし

【その他】

第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日、中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
0人	0人	0人	0人	0人 (P)	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- 鉄道交通環境の整備
鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道施設、運転保安設備等について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要がある。このため、運転保安設備の整備等の安全対策の推進を図る。
- 鉄道事業者に対する保安監査等の実施
鉄道事業者に対し、定期的に又は事故の発生状況等に応じて保安監査等を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等についての適切な指導を行う。
- 事故原因等の究明
運輸安全委員会は、鉄道事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、鉄道事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

関連する事務事業等の概要

- 運転保安設備等の整備
曲線部等への速度制限機能付き A T S 等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、着実にその整備を進める。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 1 7 年度には重大事故が連続して発生したことにより乗客の死亡者数は 1 1 1 人に上ったが、平成 1 8 年度以降は乗客の死亡者数は 0 人となっており、進捗状況は順調といえる。

(事務事業等の実施状況)

- 主要駅や高架橋等の耐震対策の促進を図った。
- 平成 1 8 年度に改正した技術基準に基づき、曲線部等への速度制限機能付き A T S 等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、整備促進を図った。
- 鉄道の安全運行を確保するため、鉄道事業法等に基づき、鉄道事業者等に対し保安監査等を実施し、輸送の安全確保の取組状況、施設及び車両の保守管理の状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等について適切な指導を行った。
- 運輸安全委員会は、鉄道事故等について、その原因を究明するための調査を行い、調査の結果に基づき、原因関係者に対し講ずべき措置について勧告を実施した。また、平成 2 6 年度から、踏切遮断機が設置されていない踏切道における死亡事故について調査対象に追加した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値である死亡者数 0 人を示しており、A と評価した。鉄道運転事故件数に関しては長期的には減少傾向にあるものの、高密度、大量輸送という鉄道輸送の特徴により、ひとたび事故が発生すると被害は甚大なものとなる。このため、現在の取組を継続、強化し、業績指標の達成を目指す。

運輸安全委員会は、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

平成 2 7 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 2 7 年度)

なし

(平成 2 8 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：鉄道局安全監理官	(安全監理官	村田 義明)
関係課：鉄道局技術企画課	(課長	潮崎 俊也)
鉄道局施設課	(課長	江口 秀二)
運輸安全委員会事務局総務課	(課長	下野 元也)

業績指標 77

事業用自動車による事故に関する指標

(①事業用自動車による交通事故死者数②事業用自動車による人身事故件数③事業用自動車による飲酒運転件数)

評価

①A ②A ③A	目標値：①250人②30,000件③0件（平成30年） 実績値：①434人②42,425件③126件（平成25年） ①421人②39,649件③119件（平成26年） 初期値：①517人②56,305件③287件（平成20年）
----------------	--

(指標の定義)

- ① 事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数。
- ② 事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数。
- ③ 事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数。

(目標設定の考え方・根拠)

平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめ、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。

(目標)

- ① 10年間で死者数半減（平成20年517人を10年後に250人）
- ② 10年間で人身事故件数半減（平成20年56,305件を10年後に3万件）
- ③ 飲酒運転ゼロ

(外部要因)

交通量、事業者数、車両台数

(他の関係主体)

警察庁（事故・違反通報）

(重要政策)

【施政方針】

福島みずほ内閣府特命担当大臣談話（平成22年1月2日）「平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路の実現を目指す。」

【閣議決定】

平成23年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況（平成24年5月29日）「平成21年3月に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、各種取組を進めているところである。」

【閣決（重点）】

なし

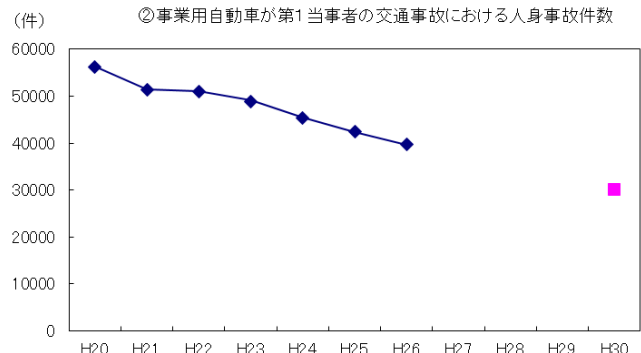
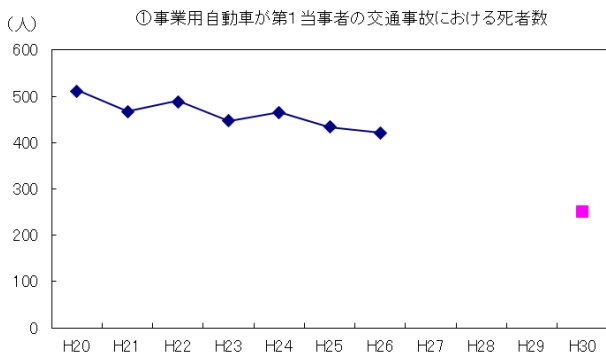
【その他】

なし

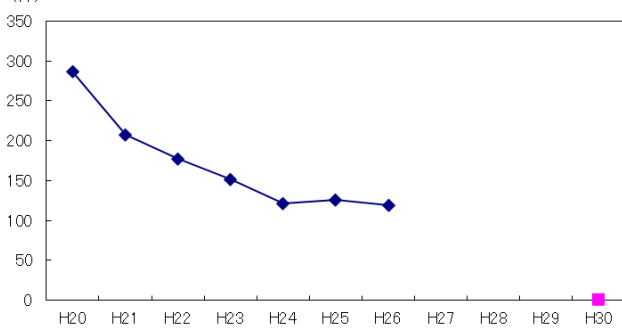
過去の実績値

(年)

	H22	H23	H24	H25	H26
①	490人	450人	466人	434人	421人
②	51,066件	49,085件	45,346件	42,425件	39,649件
③	177件	151件	121件	126件	119件



③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

自動車運送事業の安全対策として以下を実施。【予算額：10.9億円（平成26年度）、11.2億円（平成25年度）】

- ・デジタル式運行記録計等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組に対する支援及び次世代運行管理・支援システムの検討
- ・衝突被害軽減ブレーキ等のASV技術について一層の普及加速
- ・悪質違反・重大事故を引き起こした事業者に対し優先的に監査を実施する等の監査体制の強化
- ・自動車運送事業者に対する指導監督の充実
- ・国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るため、「安全輸送ガイドライン」及び「安全輸送マニュアル」について適切かつ確実な実施
- ・社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、「事業用自動車事故調査委員会」による事故の調査機能の強化
- ・運輸安全マネジメント制度の充実・強化し、評価実施回数の増加を図る

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値によるトレンドから、各指標とも減少傾向。

平成26年度の指標（実績値）は、①については、24年度に比べ45人減少、②については、引き続き減少（24年度より5,697件減少）、③については、25年度は24年度に比べ増加したが、再び減少に転じている。

（事務事業等の実施状況）

- ・事業用自動車総合安全プラン2009において、①安全体質の確立、②コンプライアンスの徹底、③飲酒運転の根絶、④より先進的なIT・安全技術の活用等を重点施策として掲げ、運輸安全マネジメントの更なる実効性向上、悪質事業者の徹底した排除、遠隔地でのアルコールチェックの更なる実効性向上、衝突被害軽減ブレーキを始めとするASV技術の一層の普及加速等を実施したところ。中間年である平成26年には、同プランの見直しを行い、⑤運行の現場を含めた関係者一丸となった行動、構造的な課題への対処を追加し、モード毎の特徴的な事故発生状況を踏まえ、現場関係者とも一丸となった事故抑止の取組の実施や運転者の体調急変に伴う事故防止対策の浸透・徹底、事故調査機能の強化等により、安全・安心の確保を図る。
- ・平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて策定した「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、高速ツアーバスの新高速乗合バスへの移行・一本化、過労運転防止のための交替運転者の配置基準の設定等を実施し、平成25及び26年度においても街頭監査の実施や継続的に監視すべき事業者の把握などにより本プランの各措置の実効性の確保を図る。
- ・平成26年3月に発生した北陸自動車道における高速乗合バス事故を受けて策定した「運転者の体調急変に伴う事故防止対策」や「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、健康診断のフォローアップの徹底や運転者毎のきめ細やかな労務管理の徹底、点呼時・運行中の予兆把握と適切な対処等が着実に実施されるよう、現場を含めた関係者への浸透・徹底等を図る。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成26年度の指標（実績値）は、①については、24年度に比べ45人減少、②については、引き続き減少（24年度より5,697件減少）、③については、25年度は24年度に比べ増加したが、再び減少に転じている。

事業用自動車総合安全プラン2009に基づく取組の推進等により、事故件数は順調に減少し、同プランの中間年である平成25年時点での中間指標（事故件数：43,000件、死亡者数：380人、飲酒運転件数：0件）に達した一方、死亡者数は中間指標を達成できなかった。また、飲酒運転は着実に減少しているものの、平成26年時点においても119件発生している状況である。今後も各指標の更なる改善を図るために、モード毎の特徴的な事故発生状況を踏まえ、現場関係者とも一丸となった事故抑止の取組の実施や運転者の体調急変に伴う事故防止対策の浸透・徹底、各種情報を活用した事故防止対策の実施、監査・監視による悪質事業者の退出促進等の施策について、事業用自動車総合安全プラン2009を着実に実施し、事業用自動車の安全・安心の確保を図る。

指標①は過去7年の推移の中で増減を繰り返しながらも、平成26年は平成25年に引き続き2年連続減少し、最少の死者数となっている。これは、平成25及び26年度に実施した「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づく措置や事業用自動車総合安全プラン2009の中間見直しを踏まえた施策の追加等により指標の減少ペースが改善されたものであり、目標値に向けて減少傾向を示していることからAと評価した。②及び③についても順調に減少していることからAと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・自動車運送事業に係る監査情報や事故情報など各種情報を活用した「事業用自動車総合安全情報システム」の開発
- ・次世代運行管理・支援システムのさらなる検討

(平成28年度以降)

- ・自動車運送事業に係る監査情報や事故情報など各種情報を活用した「事業用自動車総合安全情報システム」の開発・活用
- ・次世代運行管理・支援システムのさらなる検討・普及

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局安全政策課（課長 小林 豊）
関係課：大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 嘉村 徹也）
道路局環境安全課（課長 池田 豊人）
自動車局保障制度参事官室（参事官 吉田 耕一郎）
自動車局技術政策課（課長 島 雅之）
自動車局旅客課（課長 寺田 吉道）
自動車局貨物課（課長 萩川 直也）

業績指標 78

商船の海難船舶隻数

評 価

A	目標値：447隻以下（平成27年） 実績値：379隻（平成25年） 394隻（平成26年） 初期値：497隻（平成18年～平成22年の平均）
---	---

（指標の定義）

我が国周辺で発生する商船（旅客船、貨物船及びタンカー）の海難隻数の合計
 ただし、本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く

（目標設定の考え方・根拠）

第9次交通安全基本計画第2部（海上交通の安全）における目標（我が国周辺で発生する海難隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。）を第8次計画期間の年平均と比較して、平成27年までに約1割削減する。）に準じた目標設定とし、平成18年～平成22年までの商船（旅客船、貨物船及びタンカー）に係る年平均海難隻数（497隻）と比較して、平成27年までに1割削減（447隻以下）とする。

（外部要因）

海上交通量の変化、異常気象、台風及び津波等に伴う海難

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・海洋基本計画（平成25年4月26日）

第2部5（2）ア

○船舶海難等の発生を未然に防止し、海運業における輸送の安全を確保するため、海運事業者の経営トップから現場まで一貫した安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント制度を促進するとともに、従来からの監査業務や安全評価手法の開発等も併せて実施する。

○国際機関での協議を通じ、船舶の設計、建造、運航、解体に関わる各種の基準の策定と不断の見直しを行うとともに、検査の確実な実施、外国船舶の監督（PSC）や、海上安全の啓発等に取り組む。

・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）

第2章2．プログラム3．〔海上交通〕

○さらに、船舶運航事業者に対し、船員の労働条件の遵守状況や運航管理の状況についての確認・指導を行う運航労務監査や、安全管理体制の改善・向上を目的とする運輸安全マネジメント評価の実施等により、船舶航行の安全の確保を図る。

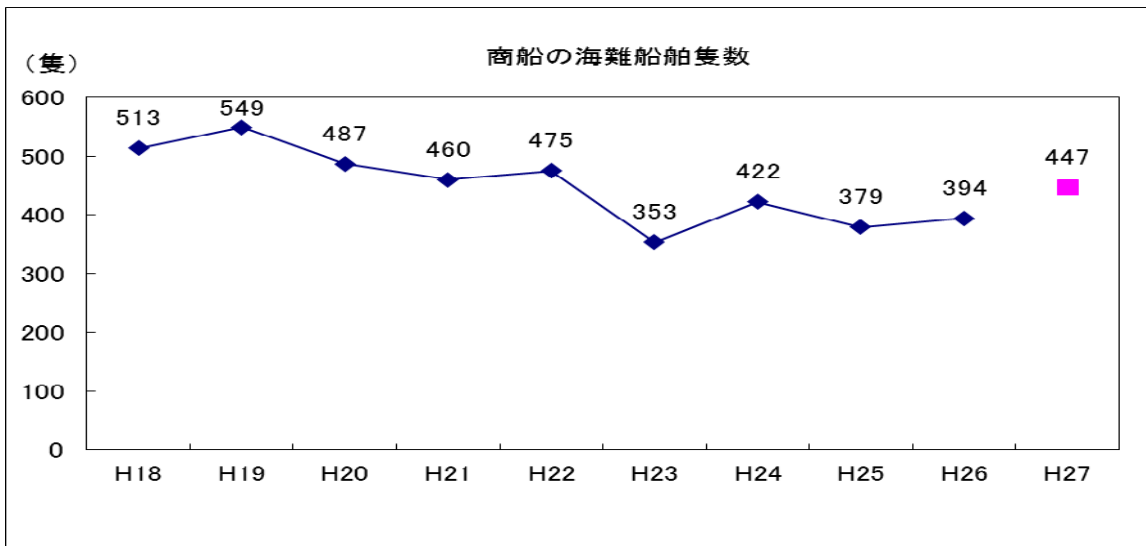
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値								(年)	
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
513隻	549隻	487隻	460隻	475隻	353隻	422隻	379隻	394隻	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

船舶の検査・監査等を通じハード・ソフト両面から安全対策を強化 予算額：597百万円（平成25年度）
 予算額：545百万円（平成26年度）

- ・ 運航労務監理官の監査の効率的・効果的実施のための研修制度の強化や監査実施体制の整備
- ・ 海事分野における運輸安全マネジメント評価の実施
- ・ 船舶検査官等が効果的な検査を実施するための研修の充実、ISO9001品質認証の推進や船舶検査実施体制の整備
- ・ PSC（ポートステートコントロール：日本に入港する外国籍船に対して行う、船内設備等の安全に関する立入検査）の強化

事故原因等の究明

- ・ 運輸安全委員会では、船舶事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、船舶事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

関連する事務事業等の概要

該当なし

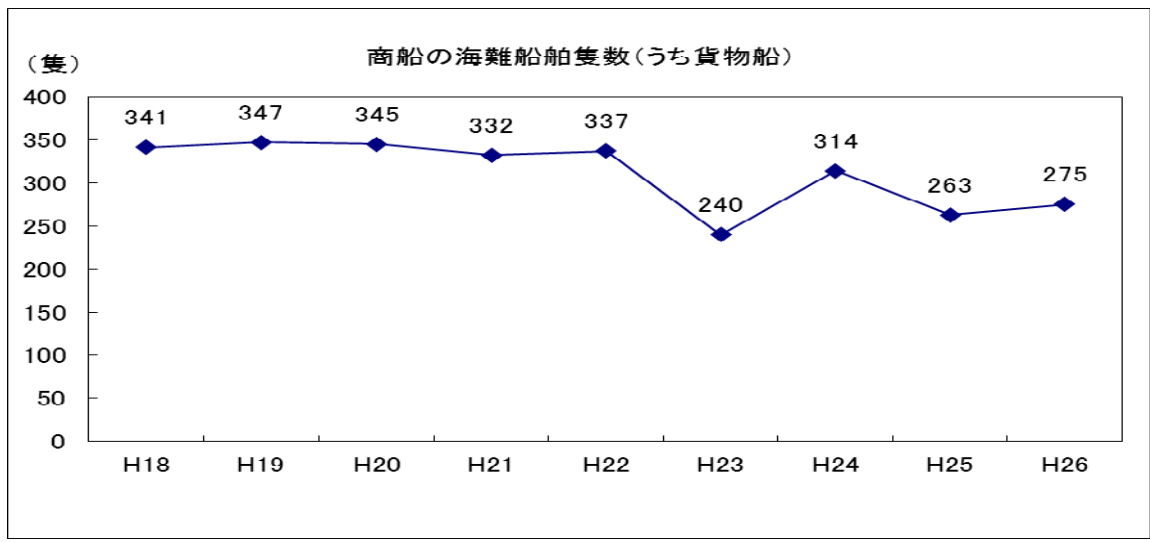
測定・評価結果

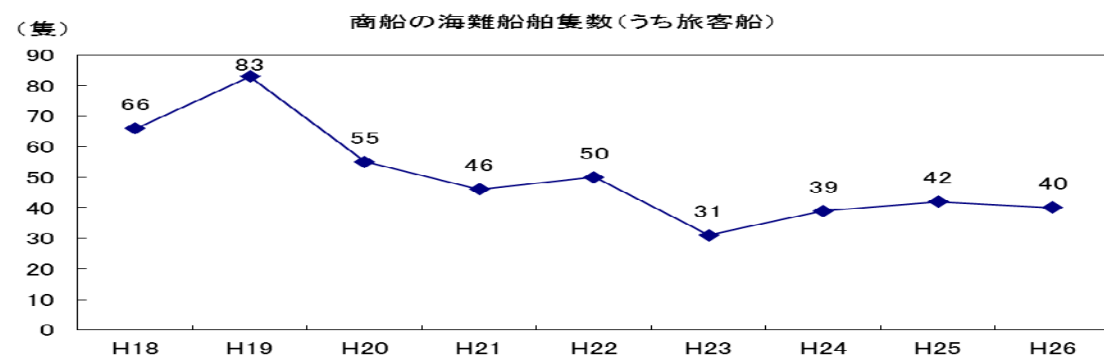
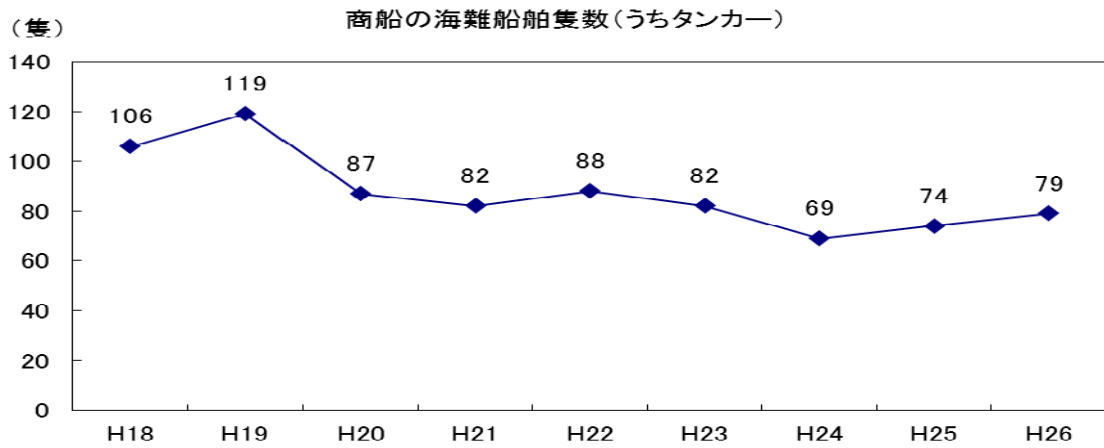
目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成25年の実績値は379隻、平成26年の実績値は394隻であり、いずれも目標値（447隻以下）を達成しており、長期的にも減少傾向で推移していることから、目標年においても引き続き目標値を達成すると見込まれる。

指標の内訳を見ると、貨物船は平成25年263隻、平成26年275隻、タンカーは平成25年74隻、平成26年79隻、旅客船は平成25年42隻、平成26年40隻であった。海難船舶隻数は複雑な要因が関係する指標であるため年度毎の増減はあるが、それぞれの船舶種類別においても長期的に減少傾向で推移している。





(事務事業等の実施状況)

・運航労務監理官により、旅客船及び貨物船の運航管理体制、船員の労働条件等の監査・指導を実施するとともに、運航労務監理官及び運輸安全調査官による運輸安全マネジメント体制の評価を実施した。

(運輸安全マネジメント体制の評価実施実績 平成25年度：248事業者、平成26年度：262事業者)

・船舶検査官により、船舶の構造・設備等に関する技術基準適合性の検査を実施するとともに、放射性物質等の危険物の輸送に係る容器・積付等について審査・検査を実施した。

(船舶の検査実施実績 平成25年度：9,667隻、平成26年度：8,900隻)

・外国船舶監督官により、我が国に入港した外国船舶に対し国際条約に基づき船体の安全基準及び船員の資格証明等についてPSCを実施した。

(欠陥是正指示実績 平成25年：15,881件、平成26年：17,839件)

・運輸安全委員会は、船舶事故等について、その原因を究明するための調査を行い、調査の結果に基づき、国土交通大臣又は原因関係者に対し講ずべき措置について勧告を実施した。また、事故の再発防止と海上交通の安全性の更なる向上を目的とした「船舶事故ハザードマップ」の運用を平成25年5月より開始した。さらに、外国の事故調査機関が公表した報告書も検索できる「船舶事故ハザードマップ・グローバル版」の運用を平成26年4月より開始した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成25年の実績値は379隻、平成26年の実績値は394隻であり、いずれも目標値(447隻以下)を達成しており、長期的にも減少傾向で推移しているため、目標年においても目標値を達成すると見込まれることから、Aとした。なお、平成27年においても、引き続き海難の減少に努める。

・周囲を海に囲まれ、資源に乏しい我が国は、エネルギー関連資源、食物資源等の大半を海外からの輸入に頼っており、また多くの基幹産業が臨海部に立地しているため、海上輸送は我が国の産業、国民生活を支える上で欠くことができないものとなっている。ひとたび海難が発生すれば、尊い人命を失いかねないことはもとより、我が国の経済活動や自然環境に計り知れない影響を及ぼす可能性もあるなど、国民の「安全・安心」を脅かすこととなる。このため、海難の発生を未然に防止し、また、海難発生時の被害を最小化するために、引き続き上記の事務事業をはじめとした各種施策を推進することとする。

・運輸安全委員会では、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者等に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 海事局安全政策課(課長 加藤 光一)

関係課： 大臣官房運輸安全監理官(運輸安全監理官 嘉村 徹也)

運輸安全委員会事務局総務課(課長 下野 元也)

業績指標 79

船員災害発生率（千人率）

評価

A	目標値：9.6‰（平成29年度） 実績値：10.3‰（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：11.0‰（平成20～24年度の平均）
---	---

（指標の定義）

毎年4月1日より翌年3月31日までの間に発生した災害（船員の転倒、船舶の機器によりはさまれる等の事故、海難、海中転落等）により死亡・行方不明又は3日以上休業した船員（予備船員を除く。以下同じ。）の船員千人当たりの率

（目標設定の考え方・根拠）

船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を5年ごとに作成している。平成25年度は、同年度を初年度とした第10次基本計画期間である。

第10次基本計画期間（平成25年度から平成29年度まで）の死傷災害発生率を、第9次基本計画期間（平成20年度から平成24年度まで）の5年間の死傷災害の発生率（年間千人率）の平均値に比べ13%減少させることとした。

目標設定の考え方は、

- ① 平成20～22年度の3年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。
- ② 業績目標の初期値及び目標値は計画期間中の状況をより反映させるため、これまでの最終年度の比較でなく、計画期間（5年間）の平均値を比較することとした。

（外部要因）

- ・海運業、漁業の置かれている経済状況、船員の労働条件（労働時間等）
- ・船舶及び作業機器・設備の構造に係る問題
- ・海上及び港における救急・救護体制

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

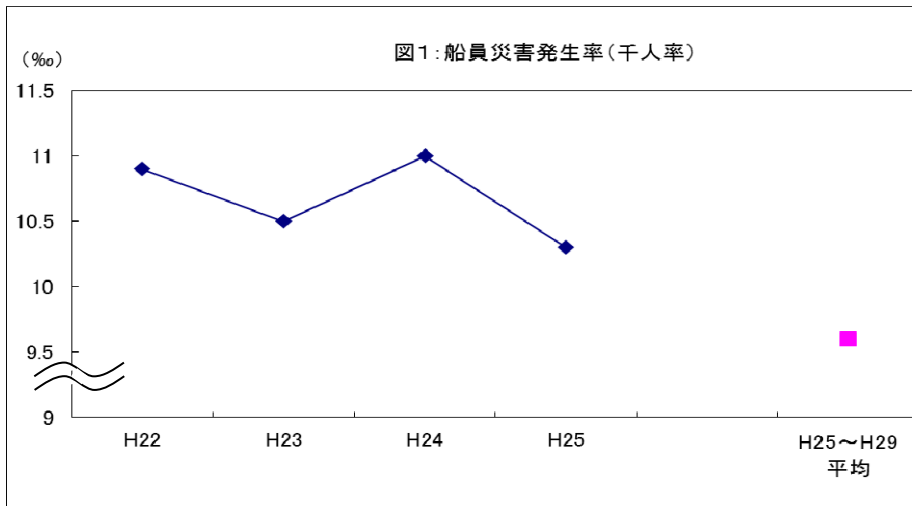
【閣決（重点）】

なし

【その他】

第10次船員災害防止基本計画（計画期間：平成25年度から平成29年度までの5年間）
平成26年度船員災害防止実施計画

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
10.9‰	10.5‰	11.0‰	10.3‰	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○船員災害防止のための管理体制・基準策定等の推進

①安全管理体制の整備とその活動の推進

・船舶所有者の安全管理体制の整備を推進し、安全管理活動の活性化を図る。

②死傷災害の防止

・作業時を中心とした死傷災害防止対策を図るため、業種別、態様別等の災害防止対策を策定するとともに、特に死亡率の高い海中転落対策として作業用救命衣等保護具の使用徹底を図る。また、高齢船員に対しては、心身機能の変化に対応した死傷災害防止対策を推進し、若手船員に対しては、乗船前に安全対策や健康管理に関する研修の実施等、安全衛生に係る教育を推進する。

関連する事務事業等の概要

該当なし。

測定・評価結果

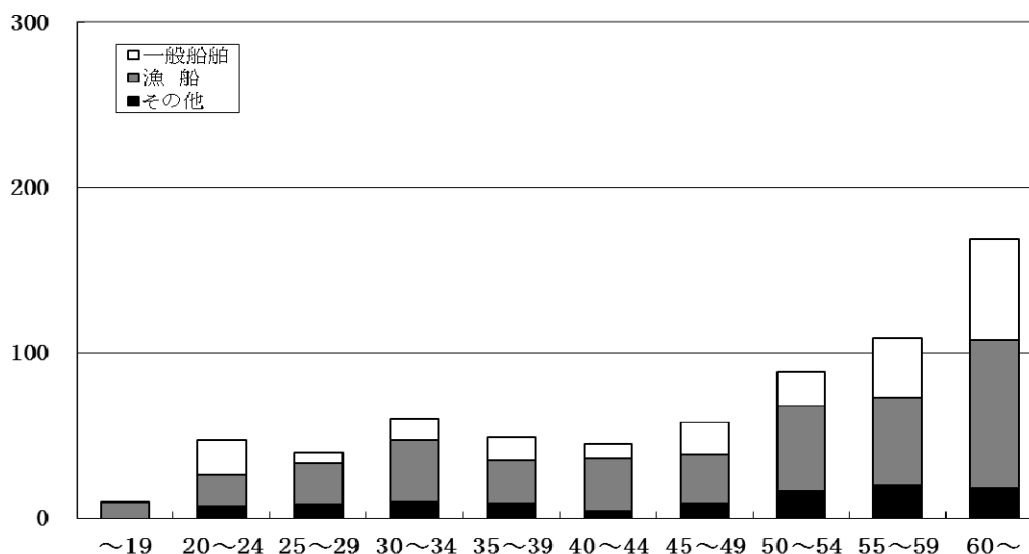
目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成26年度の実績値は集計中であるため、平成25年度の実績値について分析すると、平成25年度の実績値は10.3‰(676人)であり、前年度の11.0‰(732人)と比べて減少している(図1)

・船員の高齢化が進展する中、高齢船員の占める割合は高く、平成25年度における50歳以上の船員の災害発生率は、全体の約54%(367人)を占めている(図2)。このことを踏まえ、高齢船員の死傷災害防止対策の推進を図った。

図2 業種別年齢階層別災害発生状況



(事務事業等の実施状況)

・毎年開催される船員労働安全衛生月間期間中に、訪船指導を実施し、「転倒」、「はさまれ」、「海中転落」の防止

対策等の指導を行うとともに、船員災害防止大会及び安全に関する各種講習会等を開催し、安全意識の高揚を図った。

指導隻数 1,611隻
講習会等 63カ所 2,823人参加

- ・関係機関、団体等で構成される船員災害防止推進連絡会議を開催し、関係者間での情報交換、連絡強化等を行った。(開催回数24回)

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成26年度の実績値は集計中であるため、平成25年度の実績値について分析すると、平成25年度の実績値は前年度と比べて0.7ポイント進捗しており、過去の実績によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成できることから、Aと評価した。

平成25年度からは第10次船員災害防止基本計画が始まっており、死傷災害発生率減少割合の鈍化等の第9次船員災害防止基本計画期間の問題等を踏まえ、引き続き取組みを行うこととする。

- ・今後は、第10次船員災害防止基本計画の目標の達成に向けて、同基本計画に基づき、①作業時を中心とした死傷災害防止対策、②海中転落・海難防止による死亡災害防止対策、③漁船における死傷災害対策、④年齢構成を踏まえた死傷災害防止対策を行う。

- ・この他、適切な保護具、作業用救命衣の着用を促すための取組の実施、安全に関する意識の啓発を目的として、各船社単位での安全意識の高揚を図るため、特に船員災害防止のための顕著な取組を評価し表彰する船員安全取組大賞の選定、個々の船員の安全意識の高揚を図るため、船内向け自主改善活動(WIB)の普及促進、船員の家族も参加できる安全講習、船員労働安全衛生月間での家族目線でのスローガンの募集等を実施することにより、安全意識の高揚を図り、船員災害防止を目指すものとする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

船内における死傷災害の防止に向けた取組の一環として、個々の船員の安全意識の高揚を図ることを目的とした船内向け自主改善活動(WIB)の普及を図るため、WIB指導員養成のための講習会を新たに実施する等の措置を講じる。

(平成28年度以降)

検討中。

担当課等(担当課長名等)

担当課：海事局船員政策課(課長 高田 陽介)

業績指標 80

航空機に対するハイジャック・テロの発生件数

評 価	
A	目標値：0件（毎年度） 実績値：0件（平成25年度） 0件（平成26年度） 初期値：0件（平成14年度）

(指標の定義)

国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロの発生件数

(目標設定の考え方・根拠)

米国同時多発テロ事件以降、航空機に対するハイジャック及びテロを未然に防止するため、従来の空港警戒態勢の最高レベルを恒久化するなどの航空保安措置を講じており、我が国でハイジャック事件等は発生していない。

しかし、大西洋液体爆発物テロ未遂事件（平成18年8月）、米国航空機爆破未遂事件（平成21年12月）、イエメン発米国向け航空貨物爆破事件（平成22年10月）など国際的なテロ情勢は依然として厳しく、更にシリアにおける邦人殺害テロ事件（平成27年1月）により、公共交通機関等へのテロの脅威は増しており、国民に大きな不安をもたらしているため、ハイジャック対策を含めたあらゆる分野におけるテロ対策をより一層推進することが求められている。

このため、航空局においては、ハイジャックテロ対策を徹底することにより、国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ（爆破等）の発生件数ゼロを目標とし、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。

(外部要因)

治安情勢の変動

(他の関係主体)

警察庁

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

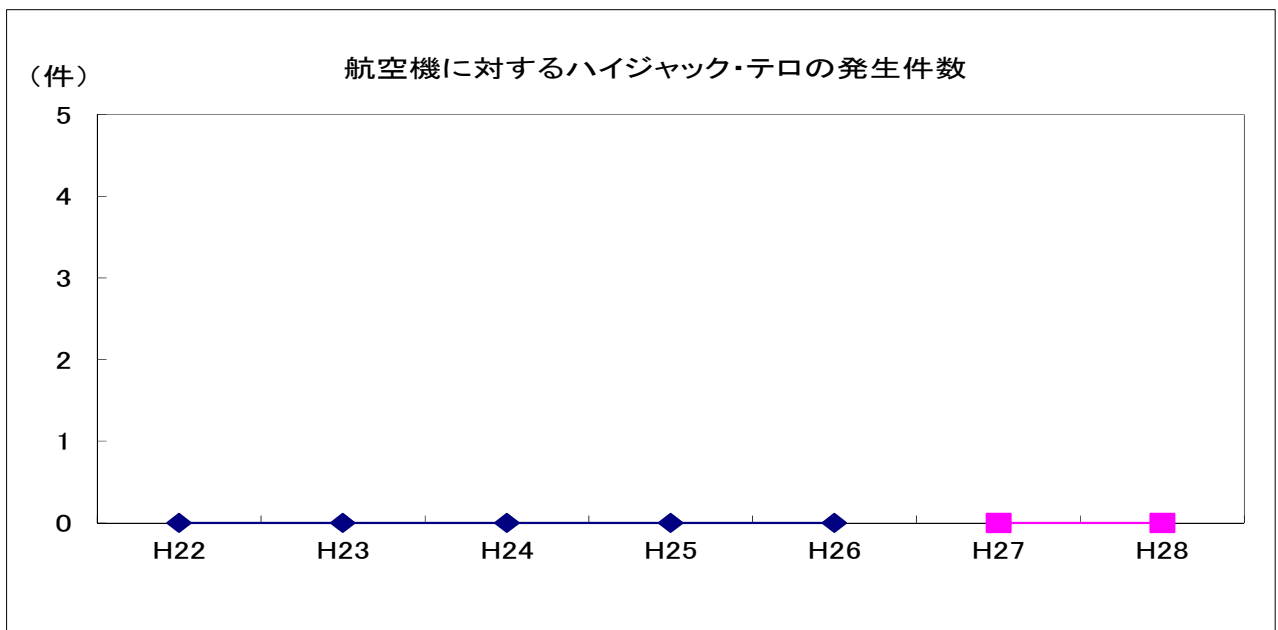
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H26
0件	0件	0件	0件	0件	0件



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

(ハイジャック・テロ対策の推進)

- ・国際標準に基づき、航空保安に関する基準を策定。
- ・セキュリティレベルを維持しつつ、物流の円滑化を図るため、航空貨物に係る荷主から航空機搭載までの課程を一貫して保護する制度（KS/R A制度）の推進。
- ・航空旅客等保安検査、空港関係者等検査、貨物ターミナルビル監視、航空貨物爆発物検査等の保安措置について、必要な補助・負担の実施。
- ・航空会社等に対する航空保安に係る教育訓練の実施。
- ・先進技術の活用を踏まえた航空保安検査機器の性能向上に関する調査研究の実施。
- ・各空港における保安措置の実施状況等について監査を実施。
- ・保安検査について、全国一律の水準を確保するため、検査員及び検査機器の抜き打ち監査の実施。
- ・航空保安監査に係るデータ管理及び運用

関連する事務事業等の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成14年度以降毎年度の目標値は0件であり、目標については達成している。

(事務事業等の実施状況)

- ・国際標準に基づき、航空保安対策に関する基準の策定等、ハイジャック・テロ対策を引き続き適切に実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・実績値は目標値の0件を達成している。この実績値は従来からのハイジャック・テロ対策とともに新たな施策を推進してきた結果達成されたものであり、今後も引き続きハイジャック・テロ対策を推進していくとともに、I C A O、関係各国などの取組に対する貢献等国際協力の推進、先進的な保安検査機器活用の検討や関係機関・事業者等に対する教育訓練・監査を通じて、それぞれの航空保安対策が適切に実施されるよう取り組んでいくこととし、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・主要空港に先進的な保安検査機器が運用開始されるよう、導入促進策等の保安対策の強化・高度化の推進。
- ・情報管理の徹底などが図れるよう教育訓練、監査の実施。

(平成28年度以降)

- ・主要空港においてセキュリティの高度化を図るため、先進的な保安検査機器の導入等を推進。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局 安全部 空港安全・保安対策課 （課長 酒井 洋一）

業績指標 8 1

国内航空における航空事故発生件数

評 価

A	目標値：10.0件（平成25～29年の平均） 実績値：10.2件（平成21～25年の平均） 9.6件（平成22～26年の平均） 初期値：10.8件（平成20～24年の平均）
---	---

（指標の定義）

国内航空における大型航空機、小型航空機及びヘリコプターの航空事故（航空法第76条に定める事故）の年間発生件数（5年間の平均）

（目標設定の考え方・根拠）

航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、航空事故の発生件数（平成25年～29年の5ヵ年平均値）を現況値（平成20年～24年の5ヵ年平均値）の約1割減とすることを目標とする。

（外部要因）

気象条件

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

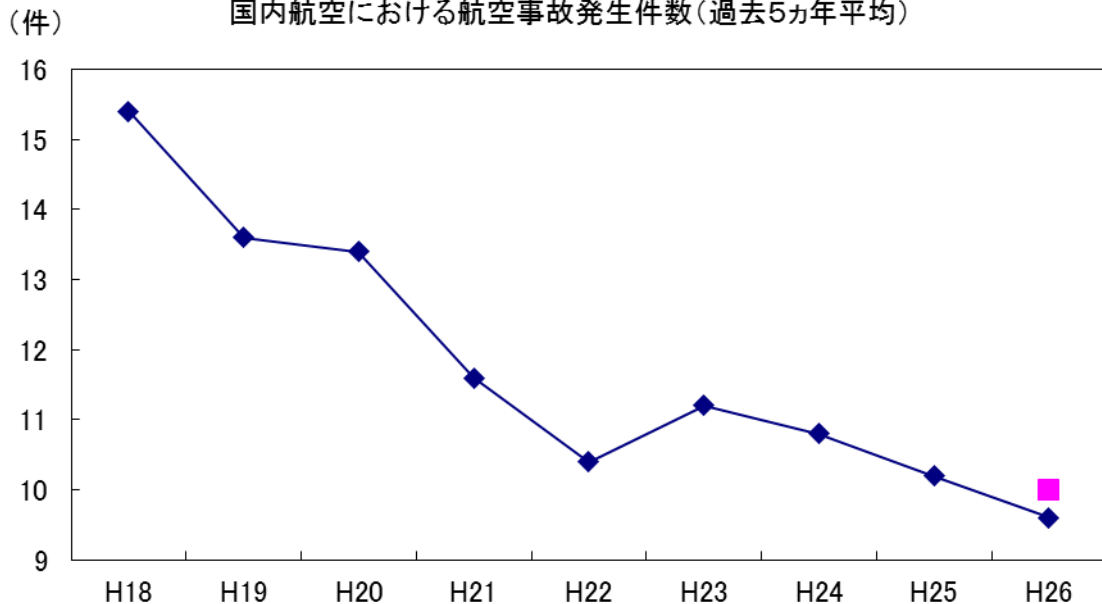
【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	
10.4件※ （単年）8件	11.2件※ （単年）12件	10.8件※ （単年）12件	10.2件※ （単年）8件	9.6件※ （単年）8件	

（※注：過去5ヵ年平均値）

国内航空における航空事故発生件数（過去5ヵ年平均）



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

① 航空機の安全な運航や安全性の確保

運航規程・整備規程の認可、運航管理施設の検査等を通じて、航空運送事業者等の安全基準への適合性を確保するほか、年間を通じて安全監査を高頻度で行うことにより、その体制や業務の実施状況を厳しくチェックするとともに、経営管理部門に対する運輸安全マネジメント評価を実施し、高い安全性を確保する。さらに、小型航空機等の運航者に対し、法令及び関係規程の遵守等安全運航セミナー等を通じて指導を行う。また、自家用航空機等の操縦者の技量維持のための特定操縦技能審査の環境を順次整備する。(平成26年度より、飛行前一定期間において同審査に合格していることを義務付けることとなっている。)

さらに、ICAO(国際民間航空機関)等の国際動向や技術の進歩等に合わせて航空機の安全基準を適時見直す等、所要の措置を行う。

予算額：航空安全対策の強化 107百万円(平成25年度)・210百万円(平成26年度)

運輸安全マネジメント制度の充実・強化 約0.4億円の内数(平成25・26年度)

②航空保安施設の整備

より一層安全な航空交通を目指し、管制支援システム等の施設整備等を進める。

予算額：空港整備事業費 約5億円(平成25年度)

③事故原因等の究明

運輸安全委員会は、航空事故等が発生した場合、その原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、航空事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

関連する事務事業等の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

当該指標は、各年毎に変動はあるものの、平成26年度までの5年間の平均で見た場合、目標値を下回っており、目標を達成した。

(事務事業等の実施状況)

- ・航空安全に係る情報を幅広く収集し、トラブル発生傾向を把握するため統計的な分析を行うとともに、有識者会議(航空安全情報分析委員会)を設置し、機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行った。
- ・この分析結果も含めて航空輸送の安全にかかわる情報をとりまとめ、平成26年7月に公表を行った。
- ・航空会社毎に重点事項を定め、監査専従組織による専門的かつ体系的な立入検査を高頻度で実施するとともに、安全上のトラブルが発生した場合には機動的に立入検査を実施するなど、航空会社に対する効果的な安全監査を実施した。(平成26年度航空運送事業者の本社・基地に対する立入検査実施件数：366件)
- ・事業者が経営トップの主体的な関与の下、現場を含む組織が一丸となって安全管理体制を構築し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を平成26年度は延べ21事業者に対して実施した。
- ・ヒューマンエラーの予防を目的とした、滑走路占有状態等を管制官やパイロットへ視覚的に表示・伝達するシステムの整備について、平成25年度は福岡空港において正式運用を開始し、平成26年度は新千歳空港において正式運用を開始するとともに大阪空港・那覇空港において評価運用を実施した。
- ・運輸安全委員会は、航空事故等について、その原因を究明するための調査を行い、調査の結果に基づき、国土交通大臣及び原因関係者に対し講ずべき施策について勧告を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・国内航空事故発生件数は各年毎に変動はあるものの、5年間の平均で見た場合、減少してきている。また、平成22～26年の実績値が9.6件となり、目標値である10.0件を下回り、目標値を達成した。引き続き、平成29年度の目標値の達成に向け、航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、国内航空における航空事故の発生を防止する。
- ・既に事故件数は低い水準にあり、大幅に減少させることは難しいが、今後も引き続き、航空安全情報の収集、分析を行うとともに、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行うほか、航空輸送の安全にかかわる情報の公表を行う。また、より一層安全な航空交通を目指し、各種支援システムの充実強化を図るほか、航空会社に対する体系的・専門的な安全監査及び経営管理部門に対する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施していく。さらに、ICAO等の国際動向や国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。
- ・運輸安全委員会は、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。
- ・以上から、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局安全部運航安全課（課長 高野 滋）

関係課：大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 嘉村 徹也）

航空局安全部航空機安全課（課長 川勝 弘彦）

航空局安全部航空事業安全室（官房参事官（航空事業安全） 遠藤 武）

航空局交通管制部交通管制企画課（課長 河原畑 徹）

運輸安全委員会事務局総務課（課長 下野 元也）

関連指標 6

公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度 (①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数、②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる関係支援団体等の数)

実績値等

①	目標値： 約150人 (平成27年度)
	実績値： 90人 (平成25年度)
	130人 (平成26年度)
	初期値： — (平成23年度)
②	目標値：約150箇所 (平成27年度)
	実績値： 722箇所 (平成25年度)
	833箇所 (平成26年度)
	初期値： — (平成23年度)

(指標の定義)

- ①「公共交通事故被害者支援室」室員並びに本省及び地方局職員で「公共交通事故被害者支援員」に指名された職員のうち、被害者等の支援にあたって必要な研修を受けた者の数。
- ②「公共交通事故被害者支援室」が活動するにあたり、各種支援の提供に係る連携先となる関係支援団体等の数。

(目標設定の考え方・根拠)

平成23年6月にとりまとめられた「公共交通による事故による被害者等への支援のあり方検討会」の結果を踏まえ、平成24年度から公共交通事故被害者等に対する支援を確保するための常設の窓口機能を果たす「公共交通事故被害者支援室」を設置したところ。

①国土交通省職員が公共交通事故被害者支援員として被害者等に対して情報提供や相談の受付等の業務を行うにあたって、被害者等に寄り添った支援を提供するために必要な知識や留意すべき事項等について平成24年度より毎年度教育訓練を行うこととしている(1回40名程度を想定)。当該研修を受講した公共交通事故被害者支援員の数によって、適切な対応ができる職員の充実の度合いを示すことができるため、国土交通省における公共交通事故被害者等支援のための体制の整備状況を測る指標とする。

②国土交通省の「公共交通事故被害者支援室」が公共交通事故被害者等に対する「相談窓口」として機能するため、公共交通被害者等の要望や相談に対応し、当室の「総合窓口」から関係支援団体や心のケアの専門家、弁護士等へ繋げることができるよう、協力体制を構築することとしている。その連携先となる関係支援団体等の数によって、常時紹介や相談等ができるネットワークの充実の度合いを示すことができるため、国土交通省における公共交通事故被害者等支援のための体制の整備状況を測る指標とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

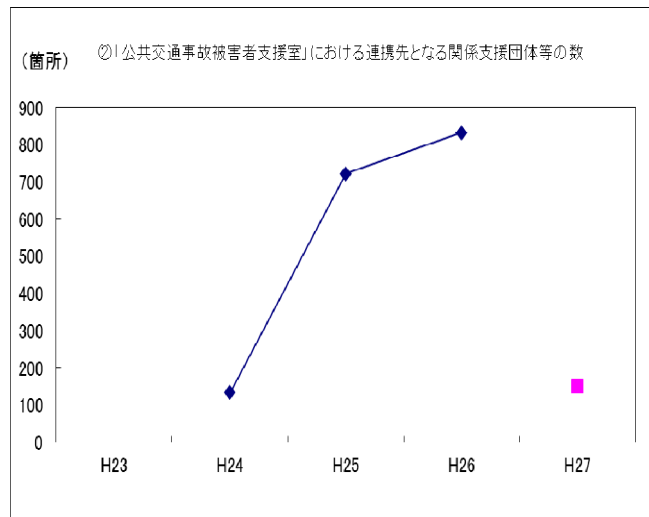
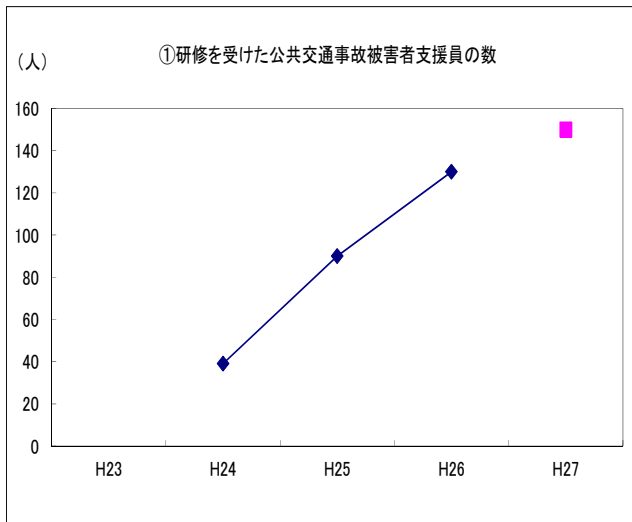
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値 ①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数 (年度)				
H22	H23	H24	H25	H26
—	—	39人	90人	130人
過去の実績値 ②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる関係支援団体等の数 (年度)				
H22	H23	H24	H25	H26
—	—	134箇所	722箇所	833箇所



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○公共交通における事故発生時の被害者等支援のための施策の実施

- ・国では、これまで事故などを経験している大手の航空事業者や鉄道事業者において先行的に被害者等支援計画の策定・公表を行うよう促してきたところ、JAL、ANA、JR各社、東京メトロ等において、被害者等支援計画を策定・公表した。今後は、こうした先行的な取組を全国の公共交通事業者に広げていくことが重要であるため、各地方運輸局の所在地において、関係事業者に対して被害者等支援計画の策定・公表を促すための説明会を実施した。
 - ・被害者等支援や関係者との連携の強化を図るため、必要なネットワークづくりを進める。
- 予算額：3,652千円（平成25年度） 3,648千円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

なし

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数

- ・目標値は平成27年度に150人であるところ、平成26年度末は延べ130人である。

②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる関係支援団体等の数

- ・目標値は平成27年度に150箇所であるところ、最新の実績値（平成26年度）は833箇所である。

（事務事業等の実施状況）

公共交通における事故被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に公共交通事故被害者支援室を開設した。事故被害者等への支援業務を行うに際しては、人的・組織的基盤が重要であるため、平成24年度より、実際に支援業務にあたる職員を対象に教育訓練を実施している。また、被害者等への支援は広範かつ多岐にわたる内容を有していることから、関係支援団体との有機的な連携を構築するため、着実に取り組んでいくこととしている。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長：山下 幸男）

関連指標 7

鉄道の対象曲線部等における速度制限機能付きATS等の整備率

実績値等

目標値：100%（平成28年6月末）
 実績値：89%（平成25年度）
 集計中（平成26年度）
 初期値：82%（平成23年度）

(指標の定義)

対象曲線部等（※）における速度制限機能付きATS等の整備率

※脱線のおそれのある曲線部等であって、旅客列車の1時間当たりの最大運転本数が往復10本以上の線区又は運転速度が100km/hを超える車両が走行する線区の施設

(目標設定の考え方・根拠)

JR西日本福知山線列車脱線事故（平成17年4月25日）を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

鉄軌道事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

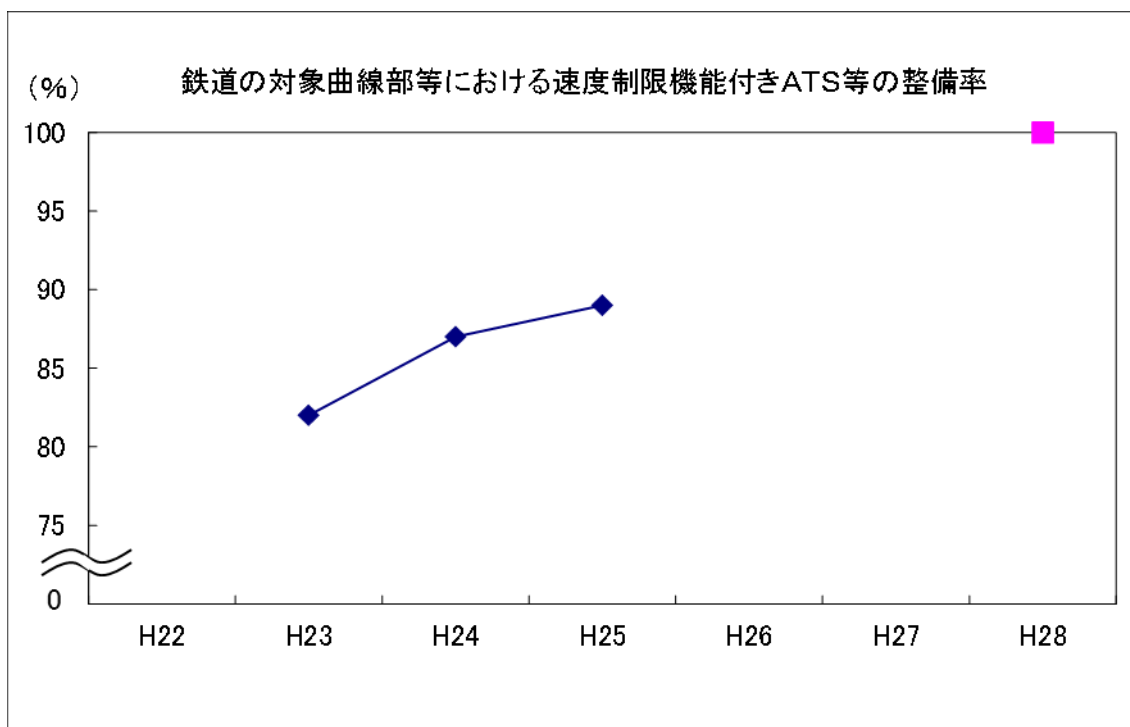
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載有り」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
—	82%	87%	89%	集計中



事務事業等の概要**主な事務事業等の概要**

○鉄軌道における曲線部等への速度制限機能付きA T S等の整備 (◎)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

達成状況等**目標の達成状況等**

(目標の達成状況)

平成26年度の実績値は現在集計中である。整備は着実に進んでいると推定されることから、目標を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

平成18年度に改正した技術基準に基づき、曲線、分岐器、線路終端、その他重大な事故を起こすおそれのある箇所へのA T S等の整備促進を図った。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：鉄道局安全監理官 (安全監理官 村田 義明)

関係課：鉄道局施設課 (課長 江口 秀二)

関連指標 8

鉄道の対象車両における安全装置の整備率

- ① 運転士異常時列車停止装置
- ② 運転状況記録装置

実績値等

目標値：① 100% ② 100% (平成28年6月末)
 実績値：① 98% ② 94% (平成25年度)
 ① 99% ② 97% (平成26年度)
 初期値：① 94% ② 85% (平成23年度)

(指標の定義)

①対象車両(※)における運転士異常時列車停止装置の整備率

②対象車両(※)における運転状況記録装置の整備率

※ 同一の運転台に1人の乗務員が乗務することを前提としている車両等であって、旅客列車の1時間当たりの最大運転本数が往復10本以上の線区を走行する車両又は運転速度が100km/hを超える車両

(目標設定の考え方・根拠)

JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

鉄道事業者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記載有り」

【その他】

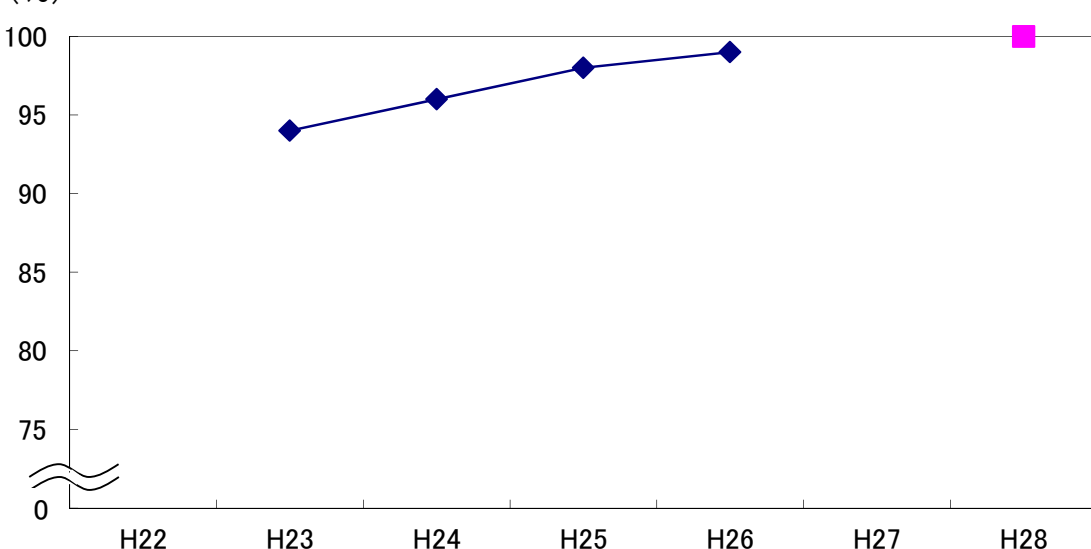
なし

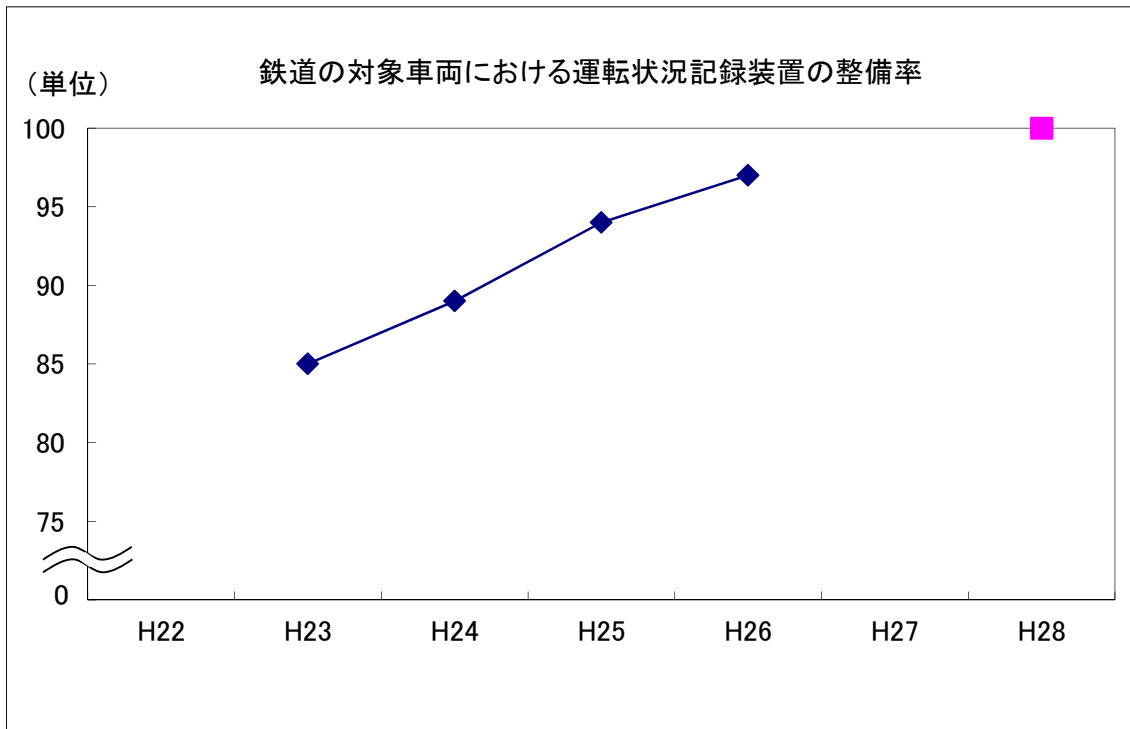
過去の実績値

(年度)

H22	H23	H24	H25	H26 (速報値)
①-	①94%	①96%	①98%	①99%
②-	②85%	②89%	②94%	②97%

鉄道の対象車両における運転士異常時列車停止装置の整備率





事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○鉄道における運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等の整備 (◎)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

平成26年度の実績値は運転士異常時列車停止装置は99%、運転状況記録装置は97%であり、着実に整備が進んでいることから、目標を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

平成18年度に改正した技術基準に基づき、同一の運転台に1人の乗務員が乗務することを前提としている車両等であって、旅客列車の1時間当たりの最大運転本数が往復10本以上の線区を走行する車両又は運転速度が100km/hを超える車両への運転士異常時列車停止装置及び運転状況記録装置の整備促進を図った。

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 鉄道局安全監理官 (安全監理官 村田 義明)

関係課： 鉄道局技術企画課 (課長 潮崎 俊也)

業績指標 8 2

全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率

評 価

A	目標値：概ね100%（平成28年度） 実績値： 96%（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値： 76%（平成23年度）
---	---

(指標の定義)

全国の15m以上の道路橋（約18万橋）について、長寿命化修繕計画（※）を策定している割合

長寿命化修繕計画策定率＝全国の15m以上の道路橋のうち長寿命化修繕計画を策定している橋梁箇所数（※2）
 ÷全国の15m以上の橋梁箇所数（※2）

※ 長寿命化修繕計画とは、点検に基づき、必要な修繕・架替えの時期等を定めた計画

※2 橋梁箇所数とは、上下線が別々の場合は、それぞれ1箇所として勘定した数

(目標設定の考え方・根拠)

予防保全への転換に向け、平成28年度末までに全ての橋梁で長寿命化修繕計画を策定することを目標とする

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）

「徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

・日本再生戦略（平成24年7月31日）

「社会資本の適確な維持管理・更新等が不可欠であり、長寿命化計画の策定推進等による戦略的な取組を推進する。」

・道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律33号）

「5. 道路管理者は、予防保全の観点から踏まえ道路の点検を行うべきことを明確化する。」

「8. 国土交通大臣による道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査ができることを明確化する。」

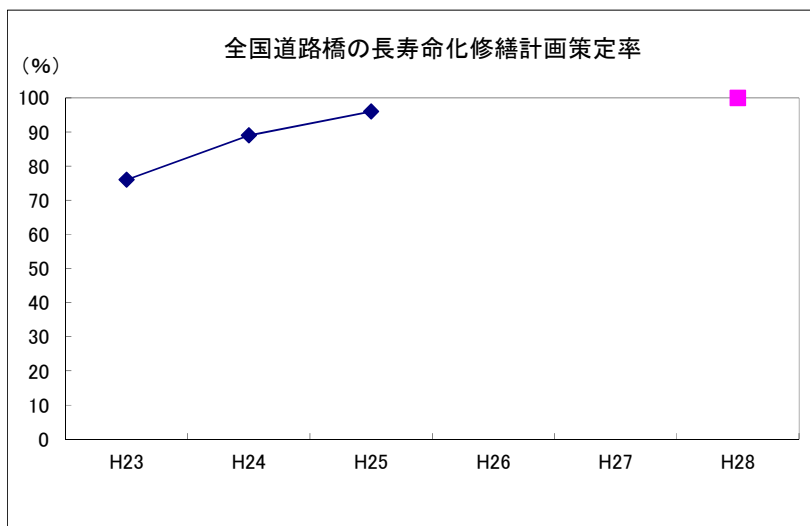
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H22	H23	H24	H25	H26	H26
63%	76%	89%	96%		集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

地方自治体に対して、自治体職員を対象とした橋梁点検の講習会の開催、技術者の派遣等の技術支援や長寿命化修繕計画の策定及び当該計画の策定のために実施する健全度の把握のための点検に要する費用に対する財政支援等を実施しているところ。(◎)

予算額：道路整備費 13,420 億円(国費)及び社会資本整備総合交付金 9,031 億円(国費)等の内数(平成25年度)

道路整備費 13,562 億円(国費)及び社会資本整備総合交付金 9,124 億円(国費)等の内数(平成26年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・長寿命化修繕計画策定率の実績値については、平成24年度89%から平成25年度96%と向上している。
- ・平成25年度における長寿命化修繕計画策定率の実績値について、道路管理者別に見ると、高速国道及び直轄国道で100%、都道府県管理道で98%、政令市管理道で98%が策定されており、市区町村管理道(政令市道を除く)においては、93%が策定されている状況である。

(事務事業等の実施状況)

- ・地方自治体における長寿命化修繕計画策定率を向上するため、平成27年度においても、地方自治体職員を対象とした橋梁点検の講習会の開催、技術者の派遣等の技術支援や長寿命化修繕計画の策定及び当該計画の策定のために実施する健全度の把握のための点検に要する費用に対する財政支援等を実施しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、平成24年度の実績値89%から平成25年度の実績値96%と向上しており、特に市区町村管理道(政令市道を除く)の長寿命化修繕計画策定率が79%から93%と計画策定率が上がっていることから、目標達成に向け成果を示している。課題は市町村の修繕計画策定率をいかに向上させるかということであり、引き続き、技術支援や財政支援に取り組むことが重要。以上の観点から、「A」としている。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・なし

(平成28年度以降)

- ・なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 国道・防災課 道路保全企画室 (室長 福田 敬大)

関係課：道路局 環境安全課 (課長 池田 豊人)

業績指標 83

道路交通による事故危険箇所の死傷事故抑止率

評価

N	目標値：約3割抑止（平成28年度） 実績値：集計中（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：—
---	--

(指標の定義)

道路交通による事故危険箇所（※）のうち、交通事故対策が実施された箇所において抑止される死傷事故件数の割合

事故危険箇所の死傷事故抑止率＝

$$(\text{対策前の死傷事故件数} - \text{対策後の死傷事故件数}) \div \text{対策前の死傷事故件数}$$

※事故の発生割合の高い区間や潜在的な危険区間のうち、特に重点的に対策を実施すべき箇所として警察庁と国土交通省が指定するもの。

(目標設定の考え方・根拠)

社会資本整備重点計画（平成15年度～19年度）における事故危険箇所対策では、事故抑止率約3割の目標を達成していることから、引き続き本対策を実施することとし、その目標値についても前計画（平成20年度～平成24年度）と同様に約3割抑止とする。

(外部要因)

- ・交通量の変動
- ・交通安全思想の普及

(他の関係主体)

警察庁

(重要政策)

【施政方針】

第171回国会施政方針演説（平成21年1月28日）

「昨年の交通事故死者数は、五千百人余りとなり、昭和45年のピーク時に比べ、三分の一以下に減らすことができました。今後十年間で、更に半減させます。」

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値

(年度)

H21	H22	H23	H24	H25
※1 約3.5割抑止	※2 約4割抑止	※3 約4割抑止	※4 集計中	※5 集計中

※1 H20～H21に対策が完了した箇所の抑止率

※2 H20～H22に対策が完了した箇所の抑止率

※3 H20～H23に対策が完了した箇所の抑止率

※4 H20～H24に対策が完了した箇所の抑止率（H27算出予定）

※5 H25に対策が完了した箇所の抑止率

事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

幹線道路における対策を効率的かつ効果的に実施するため、特に事故の危険性が高い箇所を事故危険箇所として指定し、公安委員会と連携して交差点改良等の交通事故対策を集中的に実施。

予算額：道路整備費13,420億円(国費)及び社会資本整備総合交付金9,031億円(国費)等の内数(平成25年度)

道路整備費13,562億円(国費)及び社会資本整備総合交付金9,124億円(国費)等の内数(平

成 2 6 年度)

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 2 5 年の実績値については、対策実施後の事故データが平成 2 8 年度上半期にとりまとまる予定であり、算定は平成 2 8 年度当初になる見通し。

(事務事業等の実施状況)

事故危険箇所において、交差点改良等の対策を実施中である。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 2 5 年度の事故危険箇所の死傷事故抑止率の実績は、集計中であるが、平成 2 1 年～平成 2 3 年においては抑止率約 3 割を達成している。引き続き、事故危険箇所の死傷事故率抑止を推進し、目標値の達成に向けて整備を推進する。

平成 2 7 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 2 7 年度)

なし

(平成 2 8 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：道路局 環境安全課 道路交通安全対策室 (室長 酒井 洋一)

関係課：道路局 国道・防災課 (課長 茅野 牧夫)

業績指標 84

緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率

評価

A	目標値：82%（平成28年度） 実績値：81%（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：77%（平成22年度）
---	--

(指標の定義)

緊急輸送道路上に存在する橋梁のうち、損傷のおそれがない橋梁の割合

(目標設定の考え方・根拠)

平成22年度の工事完了数で推移するものとして設定

(外部要因)

高速道路会社・地方公共団体の取組み状況により影響あり

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

第183回国会施政方針演説（平成25年2月8日）

「命を守るための「国土強靱化」が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

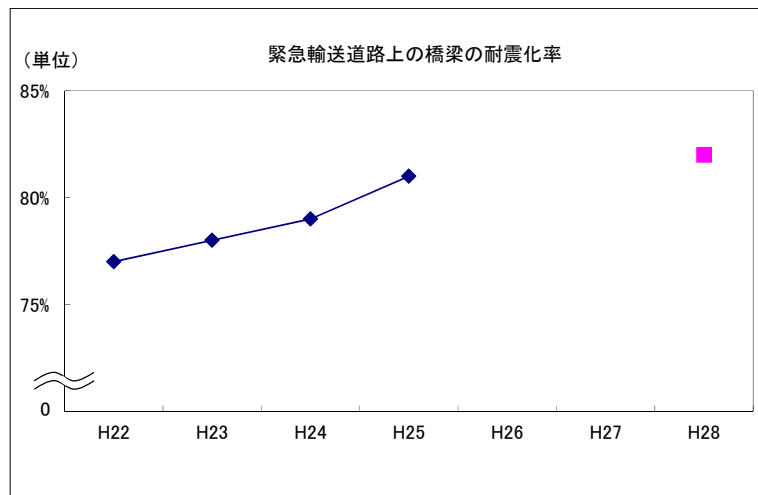
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H22	H23	H24	H25	H26
77%	78%	79%	81%	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

大規模地震等の発災後、緊急輸送に必要なルートを中心として、陸海空の各施設の耐震対策を連携させて推進することにより、いち早く人流・物流ルートを確保する。緊急輸送道路等の重要な道路においては、橋梁の耐震対策を推進する(◎)

予算額：道路整備費13,420億円(国費)及び社会資本整備総合交付金9,031億円(国費)等の内数(平成25年度)

道路整備費13,562億円(国費)及び社会資本整備総合交付金9,124億円(国費)等の内数(平成26年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率の実績値については、平成22年度約77%から平成25年度約81%と向上している。
- ・平成25年度における耐震化率の実績値について、道路管理者別にみると、高速道路で約86%、直轄国道で約79%、地方公共団体管理道路で約78%となっている。

(事務事業等の実施状況)

大規模地震等の発災時、緊急輸送道路をいち早く確保するため、平成27年度においても橋梁の耐震補強を実施しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、平成22年度から平成25年度にかけて4%増加しており、順調に増加しているため、Aと評価した。引き続き、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強を推進し、目標値の達成に向けて整備を推進する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・なし

(平成28年度以降)

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局 国道・防災課 道路防災対策室（室長：吉田 敏晴）

業績指標 85

通学路の歩道整備率

評価

A	目標値：約6割（平成28年度） 実績値：54%（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：51%（平成22年度）
---	--

(指標の定義)

交通安全施設整備事業の推進に関する法律第3条に基づき指定された道路における通学路のうち、歩道整備済み（簡易整備（※）を含む）の道路延長の割合

通学路の歩道整備率 = 通学路延長のうち、歩道整備済（簡易整備を含む）の道路延長 ÷ 通学路延長

※簡易整備：歩行者の安全確保のための防護柵設置、道路端のカラー舗装など簡易な方法による整備

※H26.3指定の通学路に対する整備率を対象とする。

(目標設定の考え方・根拠)

H22の実績をもとに、歩道設置のほか防護柵の設置やカラー舗装等即効性の高い対策も有効に活用し安全な歩行空間を早期に確保していくことを踏まえ目標値を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

文部科学省、警察庁

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

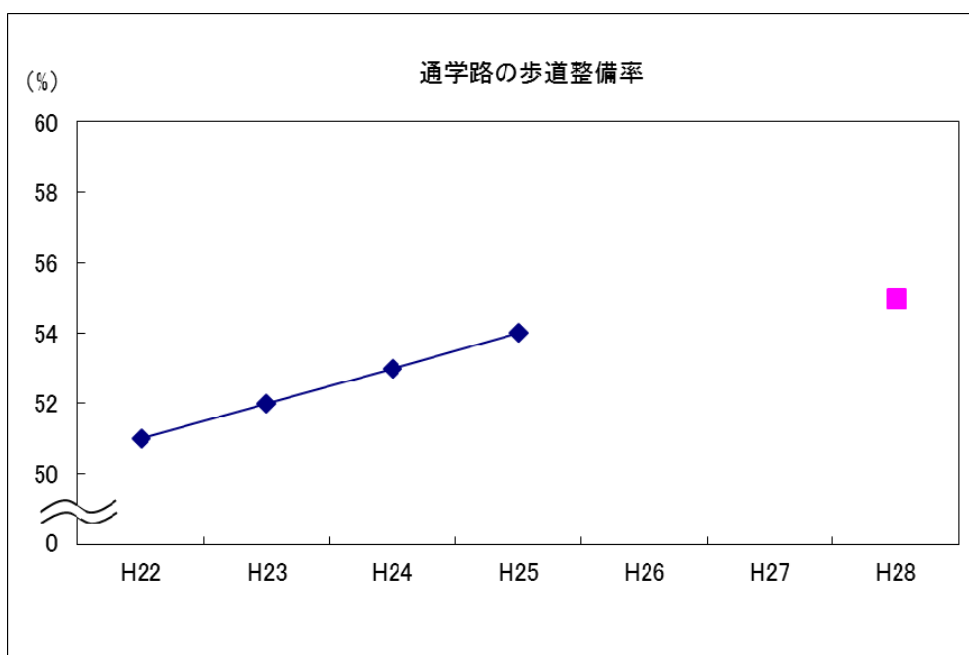
社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
51%	52%	53%	54%	集計中	

※交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条に基づき指定（平成26年3月24日指定）された道路における通学路での実績



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条で指定された道路における通学路について、歩道整備及び防護柵の設置等により、通学児童等の安全な歩行空間を確保する。

予算額：道路整備費13,420億円(国費)及び社会資本整備総合交付金9,031億円(国費)等の内数(平成25年度)

道路整備費13,562億円(国費)及び社会資本整備総合交付金9,124億円(国費)等の内数(平成26年度)

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成26年3月に交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条に基づき指定された道路における通学路の歩道整備率については、平成24年度から平成25年度にかけて増加しており、このトレンドから推測すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

平成26年3月に交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条に基づき指定された道路における通学路について、現在、歩道整備及び防護柵の設置等による安全対策を実施中である。

平成24年度に、文部科学省、警察庁と連携し、全国の公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路について、交通安全の確保に向けた緊急合同点検を実施し、この結果に基づいて、道路管理者等が実施する対策が着実に進むよう、必要な支援を行っており今後歩道整備が進んでいく見込みである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成26年度実績値については、平成27年度下半期を目途に算定する見込みであるが、平成26年3月に交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条に基づき指定された道路における通学路の歩道整備率については、順調に推移していることより、引き続き、平成28年度の目標達成に向けた対策を実施する。以上を踏まえ、Aと評価した。

今後も、通学路やバス停周辺の歩道整備等を重点的に実施し、通学路における歩道等の整備を概成する。また、引き続き、平成24年度の緊急合同点検結果に基づく対策に対する必要な支援等を実施する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 環境安全課 道路交通安全対策室(室長 酒井 洋一)

関係課：道路局 国道・防災課(課長 茅野 牧夫)

業績指標 86

道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率

評価

A	目標値：68%（平成28年度） 実績値：62%（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：54%（平成22年度）
---	--

(指標の定義)

H8 防災総点検、H18 防災点検等により災害のおそれのある箇所（要対策箇所）のうち、幹線道路*における対策完了箇所数の割合

※幹線道路：高速道路、直轄国道、補助国道

(目標設定の考え方・根拠)

平成22年度の要対策箇所の対策完了数で推移するものとして設定

(外部要因)

地方公共団体の取組み状況により影響あり

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

第183回国会施政方針演説（平成25年2月8日）

「命を守るための「国土強靱化」が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

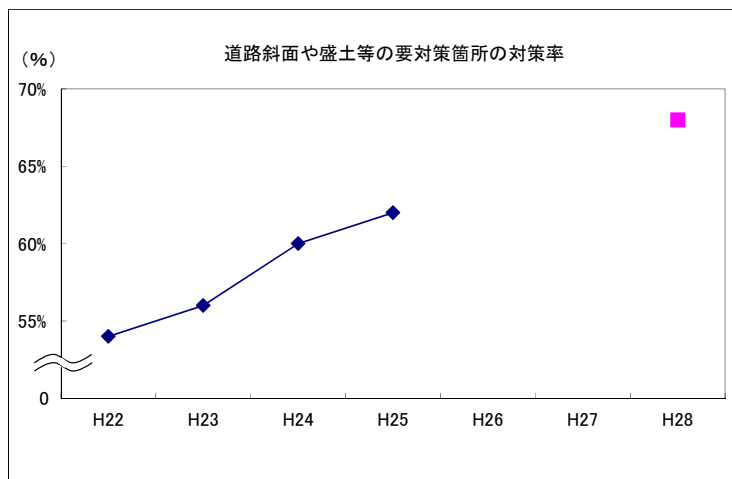
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H22	H23	H24	H25	H26
54%	56%	60%	62%	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

人流・物流の停滞等による国民生活への深刻な影響の回避の観点から、道路斜面や盛土等の防災対策を推進する(◎)

予算額：道路整備費13,420億円(国費)及び社会資本整備総合交付金9,031億円(国費)等の内数(平成25年度)

道路整備費13,562億円(国費)及び社会資本整備総合交付金9,124億円(国費)等の内数(平成26年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・道路斜面や盛土の防災対策の実測値については、平成22年度約54%から平成25年度約62%と向上している。
- ・平成25年度における道路斜面、盛土等の防災対策の実績値について、道路管理者別にみると、高速道路で100%、直轄国道で約74%、地方公共団体管理道路で約51%となっている。

(事務事業等の実施状況)

人流・物流の停滞等による国民生活への深刻な影響回避のため、平成27年度においても道路斜面や盛土等の防災対策を実施しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、平成22年度から平成25年度にかけて8%増加しており、順調に増加しているため、Aと評価した。引き続き、道路斜面や盛土等の要対策箇所対策を推進し、目標値の達成に向けて整備を推進する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・なし

(平成28年度以降)

- ・なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 道路局 国道・防災課 道路防災対策室 (室長：吉田 敏晴)

業績指標 87

自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスの実施割合

評 価	
A	目標値：60.0%（平成28年度） 実績値：49.5%（平成25年度） 55.2%（平成26年度） 初期値：34.1%（平成22年度）

（指標の定義）

自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者（介護料受給資格者）やその家族を精神的な面で支援するために、重度後遺障害者（介護料受給資格者）宅に対して独立行政法人自動車事故対策機構が実施する訪問支援の実施割合。

※介護料：自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方へ独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支給する。

（目標設定の考え方・根拠）

- ①平成21年度末の介護料受給資格者数は4,489名（平成22年度の訪問支援件数は1,530件）
- ②平成22年度において、介護料受給資格者の3割以上に対して訪問を行っているところ、限られた人員で業務の効率化を図ることにより、可能な限り訪問支援の実施割合を伸ばすこととし、当面の目標として、平成28年度までに、介護料受給者の6割以上に対して訪問支援サービスを提供することを目指すこととした。

（外部要因）

訪問支援実施に当たっての重度後遺障害者（介護料受給資格者）やその家族の意向

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日)
交通事故による重度後遺障害者数が依然として高い水準で推移していることを踏まえ、これらの者が質の高い治療・看護を受けられる機会の拡充を図るとともに、被害者の実態把握に努める。(V. 第2. 1)
- ・交通政策基本計画(平成27年2月13日)
独立行政法人自動車事故対策機構における自動車事故被害者等からの要望把握に係る体制の整備等を通じ、より効果的な被害者支援の充実方策について検討する。(第2章 基本的方針C 目標②)

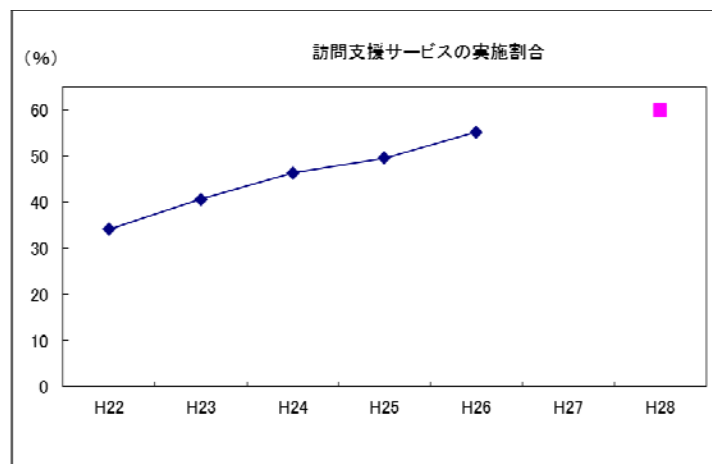
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・第9次交通安全基本計画(平成23年3月31日日本中央交通安全対策会議決定)
交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから、引き続き、重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
34.1%	40.6%	46.3%	49.5%	55.2%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

独立行政法人自動車事故対策機構の職員が、自動車事故の被害者である重度後遺障害者（同機構の行う介護料受給資格者）宅を訪問し、被害者本人やその家族から相談・要望を受けるほか、介護に関する有用な情報を提供するなど、被害者やその家族に対して精神的な支援を行うもの

予算額：独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 6.8 億円の内数（平成 25 年度）

独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 6.9 億円の内数（平成 26 年度）

関連する事務事業の概要

（介護料の支給）

独立行政法人自動車事故対策機構が、自動車事故の被害者であって、介護が必要な重度後遺障害者に対して介護に要する経費を支給し、被害者やその家族に対して経済的な支援を行うもの

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 26 年度の訪問支援の実施割合は、当該年度に取り組んだ業務の効率化及び訪問支援の取組強化により、前期値に比して順調に増加している。

（事務事業の実施状況）

平成 25 年度は、前年度末の介護料受給資格者 4,634 名に対し、2,296 件実施。

平成 26 年度は、前年度末の介護料受給資格者 4,665 名に対し、2,577 件実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 26 年度から、毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置付け、人的資源を被害者援護業務に重点的に配分するなどの工夫を行うことにより、平成 25 年度よりも実施割合を増加させるなど、平成 28 年度目標値の達成に向け順調に状況を推移させていることから、「A」と評価した。

平成 27 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 27 年度）

なし

（平成 28 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局保障制度参事官室（参事官 吉田 耕一郎）

業績指標 88

衝突被害軽減ブレーキの年間装着率

評価

B	目標値：85.0% (平成27年度) 実績値：54.4% (平成25年度) 59.5% (平成26年度) 初期値：16.2% (平成22年度)
---	--

(指標の定義)

1年間に生産される大型自動車(車両総重量8トン超の大型貨物車)のうち、衝突被害軽減ブレーキが装着される車両台数の割合

(目標設定の考え方・根拠)

車両安全対策の一環として衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図り、過去の装着台数実績より平成27年までに85.0%の装着台数が見込まれるものとして設定したもの。

(外部要因)

交通安全思想の普及状況等

(他の関係主体)

—

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

日本再興戦略(平成25年6月14日)
 世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日)
 科学技術イノベーション総合戦略(平成25年6月7日)
 総合物流施策大綱(2013-2017)(平成25年6月25日)

【閣決(重点)】

なし

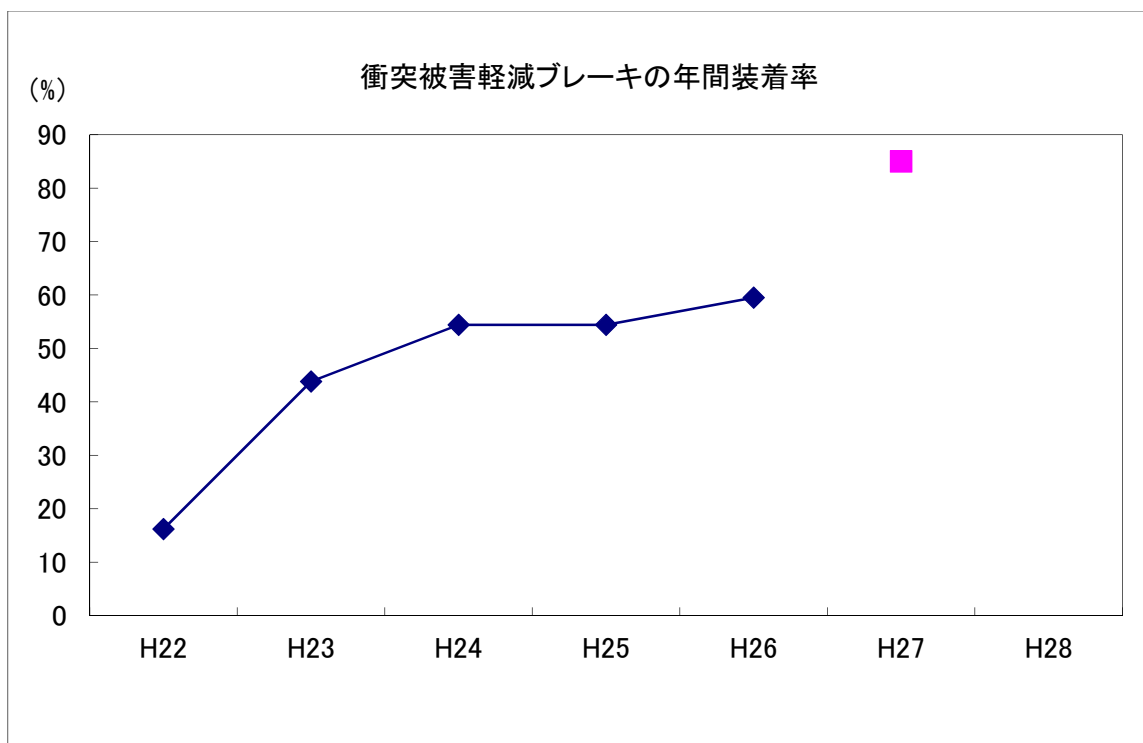
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H22	H23	H24	H25	H26
16.2%	43.8%	54.4%	54.4%	59.5%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

・事故実態の把握・分析→安全対策の実施→対策の効果評価からなる「自動車安全対策のサイクル」を実施するため、車両安全対策検討会を設置し、自動車安全対策サイクルを推進している。

関連する事務事業等の概要

・学識経験者等の専門家からなる「車両安全対策検討会」において、事故実態等に基づく重要性、技術開発動向、国際調和活動等を勘案し、法令に基づく安全基準の拡充・強化項目の検討や今後の対策の検討を行っている。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・車両安全対策の一環として、予防安全技術である衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図っているところである。
- ・衝突被害軽減ブレーキの平成26年の装着率は59.5%であり、目標値にむけて増加している。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成26年11月より、車両総重量22トン超の大型貨物車等の新型車に対する衝突被害軽減ブレーキ等の装備義務付けを開始した。
- ・平成26年度においても、衝突被害軽減ブレーキ等の補助制度を継続して実施した。
- ・また、衝突被害軽減ブレーキを装着した大型貨物車(8トン超)に対する税制特例について、平成27年度税制改正により特例の延長を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・衝突被害軽減ブレーキの年間装着率は、目標値に向けて増加しているが、車両総重量の比較的小さい車両への装備(オプション設定を含む)が進んでおらず、これらの台数が相対的に多いため、指標としては伸び悩んでいるところ。今度も、更なる普及促進を目指し、引き続き各施策を実施していくこととし、Bと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・衝突被害軽減ブレーキの装備義務付けを順次実施する。
- ・衝突被害軽減ブレーキを装着した自動車に対する補助を継続して実施する。
- ・衝突被害軽減ブレーキを装着した大型貨物車に対する税制特例を継続するとともに、新たに対象とした車両及び装置に対しても実施する。

(平成28年度以降)

- ・上記施策を継続的に実施する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：自動車局技術政策課 (課長 島 雅之)

業績指標 89

海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数

評価

A	目標値：0件（毎年度） 実績値：0件（平成25年度） 0件（平成26年度） 初期値：0件（平成14年度）
---	---

(指標の定義)

海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数。

(目標設定の考え方・根拠)

近年、世界各地においてテロが頻発するなど依然として厳しい状況にあり、我が国沿岸部では、石油備蓄基地、LNG基地、原子力発電所等の重要インフラや旅客ターミナル、海水浴場等の多数集客施設が集中しているなど、ひとたびテロが発生すると非常に大きな被害が生じるおそれがある地域が幾多も存在する。

テロによる被害は、的確な予防措置を講じるとともに万が一発生した場合においても適切に対処することにより、抑止し又は軽減することが可能である。

このため、海上保安庁においては、巡視船艇・航空機による監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制、公安情報の収集分析、不審船・工作船対策、警乗（※）、旅客ターミナルの警戒等のテロ対策を徹底することにより、海上テロによる被害を発生させないことを目指す。

※警乗・・・海上保安官が、旅客船等におけるテロ行為等を未然に防止し、旅客及び乗員の安全を確保することなどを目的として旅客船等へ乗船すること。

(外部要因)

内外の治安情勢

(他の関係主体)

警察庁、財務省、法務省、防衛省、各地方自治体、海事関係者

(重要政策)

【施政方針】

- ・第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（平成25年2月28日）
「治安に対する信頼も欠かせません。（中略）平穏な暮らしを脅かす暴力団やテロリストなどへの対策・取組を徹底します。（中略）「世界一安心な国」、「世界一安全な国、日本」を作り上げます。」
- ・第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（平成27年2月12日）
「日本がテロに屈することは決してありません。水際対策の強化など、国内外の日本人の安全確保に、万全を期してまいります。そして食糧、医療などの人道支援。テロと闘う国際社会において、日本としての責任を、毅然として、果たしてまいります。」

【閣議決定】

- ・「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）

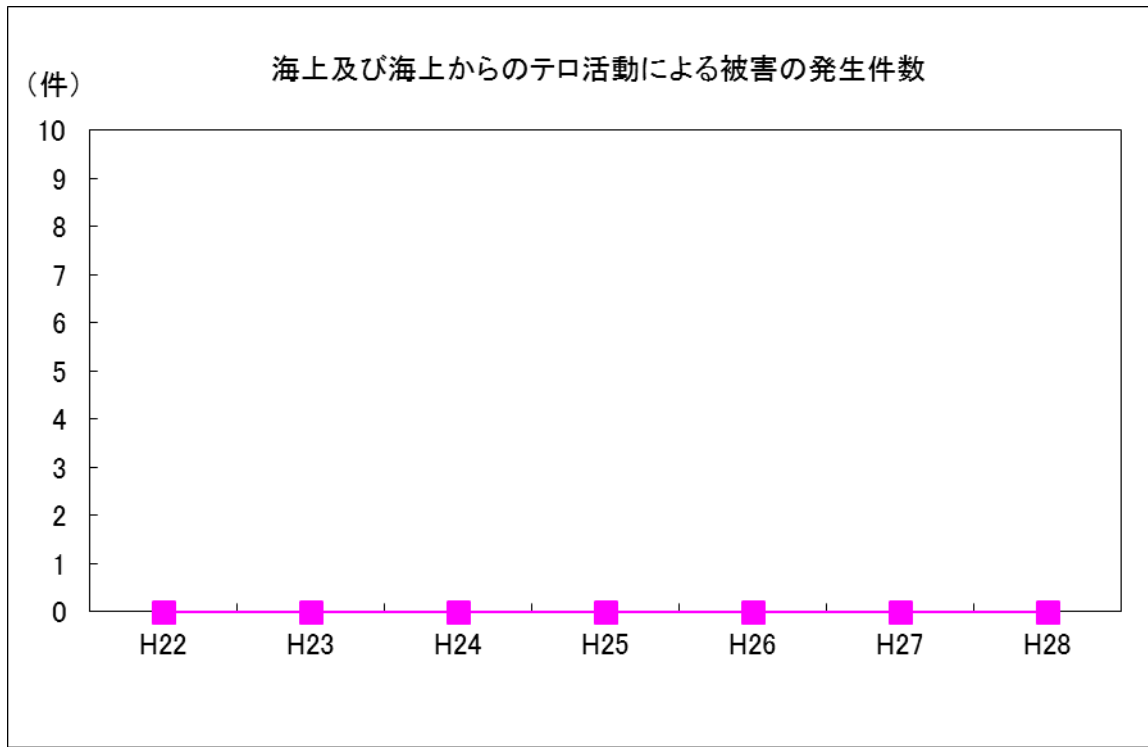
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
- ・犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日 犯罪対策閣僚会議決定）
- ・原子力発電所に対するテロの未然防止対策の強化について（平成23年11月14日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
- ・犯罪に強い社会の実現のための新たな行動計画の策定の基本方針について（平成25年5月28日 犯罪対策閣僚会議決定）

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
0件	0件	0件	0件	0件	0件



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ①テロ対応体制の強化
 - ・ 巡視船艇・航空機等の充実整備及び効果的な運用
 - ・ 巡視船艇・航空機職員の技術向上
 - ・ 関係機関との事案対処に係る連携強化
 - ②情報収集、分析、伝達体制の強化
 - ・ 緊急通報用電話番号「118番」の効果的な運用
 - ・ 携帯電話からの118番通報の通報位置情報を活用
 - ・ データベースの最適化
 - ・ 国内外関係取締機関等との情報交換の推進、連携・協力の強化
 - ③テロへの警備警戒
 - ・ 臨海部の重要施設（原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設、米軍施設等）を対象にした巡視船艇・航空機による監視・警戒。
- | | | |
|-----------------------|------------------|------------------|
| 予算額：船舶交通安全及海上治安対策費の一部 | 1 1 5 億円（平成25年度） | 1 7 6 億円（平成26年度） |
| 船舶建造費 | 3 8 2 億円（平成25年度） | 3 3 2 億円（平成26年度） |

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

海上及び海上からのテロ活動による被害の発生はゼロであった。これはテロの未然防止に係る各種施策が効果的に機能したものと分析できる。

(事務事業等の実施状況)

①テロ対応体制の強化

- ・ 東南アジアの海上治安機関の職員を招へいし、海上テロ等に係る情報交換、国際協力の強化を含む海上テロ等の防止のための効果的な対策について議論し、海上セキュリティの向上を図った。
- ・ 国際港湾において、港湾危機管理（担当）官を中心に港湾保安委員会等の枠組みを活用し、各都道府県警察、入国管理局、税関、港湾管理者等とテロ対策のための合同訓練を実施するなどして、関係機関との情報連絡、警戒、検査等の強化についての連携強化を推進した。
- ・ 速力、搜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を推進し、効果的な運用を推進した。
- ・ 巡視船艇・航空機職員の技術向上を図った。
- ・ 個人装備等の充実整備を図った。
- ・ 海上自衛隊と原子力発電所に対するテロ対処共同訓練を実施し、事案対処に係る連携を強化した。

②情報収集、分析、伝達体制の強化

- ・ テロ対応に関する情報収集等のために、緊急通報用電話番号「118番」の効果的な運用を図った。
- ・ 携帯電話からの118番通報があった場合には通報位置情報も受信し、海上保安業務情報システムに表示さ

- せることにより、情報の効果的な活用を図った。
 - ・国内外関係取締機関等との情報交換の推進、連携・協力の強化を図った。
 - ・海上防犯活動等の充実強化を推進した。
- ③テロへの警備警戒
- ・臨海部の重要施設（原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設、米軍施設等）に対する海上からのテロに備え、巡視船艇・航空機による監視・警戒を実施するとともに、海事関係者等に対する不審物・不審者への警戒、不審情報の通報の徹底指導を行った。
 - ・ゴールデンウィークや夏期、年末年始といった旅客の往来が活発となる期間を重点に、旅客ターミナル等の警戒を行った。
 - ・「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、船舶保安情報や、保安措置について調査する立入検査等から、テロが発生するおそれの有無について確認を行った。
 - ・「領海等における外国船舶の航行に関する法律」に基づき、我が国領海等において正当な理由なく停留や徘徊等の不審な航行を行っている外国船舶に対し厳正に対応し、領海の安全確保に努めた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は、平成25年度及び平成26年度においても0件であった。この結果は、当庁が関係機関と連携しつつ、実施している巡視船艇・航空機による監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法による入港規制、公安情報の収集分析、警乗、旅客ターミナル警戒等の事務事業等が効果的に機能しているものと分析し、「A」と評価した。

当庁においては、海上及び海上からのテロの未然防止に万全を期してきているが、依然として全世界的にテロの脅威は存続しており、予断を許さない状況にある。

このため、「臨海部の重要施設等の警備」、「港湾危機管理体制の強化」、「国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制の厳正な実施」、「領海等における外国船舶の航行に関する法律に基づく領海警備の厳正な実施」、「国際的なテロ対策への積極的な参画」を海上及び海上からのテロ対策の主軸業務とし、これらの業務を総合的かつ強力に推進していく。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)
なし

(平成28年度以降)
なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海上保安庁警備救難部警備課（課長 廣川 隆）
関係課：海上保安庁警備救難部管理課（課長 伊藤 裕康）

業績指標 90

要救助海難の救助率

評価

A	目標値：95%以上（毎年） 実績値：96%（平成25年度） 95%（平成26年度） 初期値：95.2%（平成18年から平成22年の平均）
---	---

（指標の定義）

要救助海難の救助率とは、要救助者に対する救助成功者の割合をいう。

救助率 = (救助された乗船者数 + 救助された海中転落者数) / (自力救助を除く要救助海難の乗船者数 + 自力救助を除く乗船者の海中転落者数)

（目標設定の考え方・根拠）

海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率を維持・向上することが重要であることから、救助率95%以上を目標とする。なお、平成23年3月31日に閣議決定された第九次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率は、今後も95%以上に維持確保とすることが目標に掲げられている。

（外部要因）

気象海象、小型船舶の隻数の増減

（他の関係主体）

各地方自治体、海事関係者、民間海難救助組織

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日閣議決定）
「要救助海難に対する全体の救助率は、今後も95%以上に維持確保」

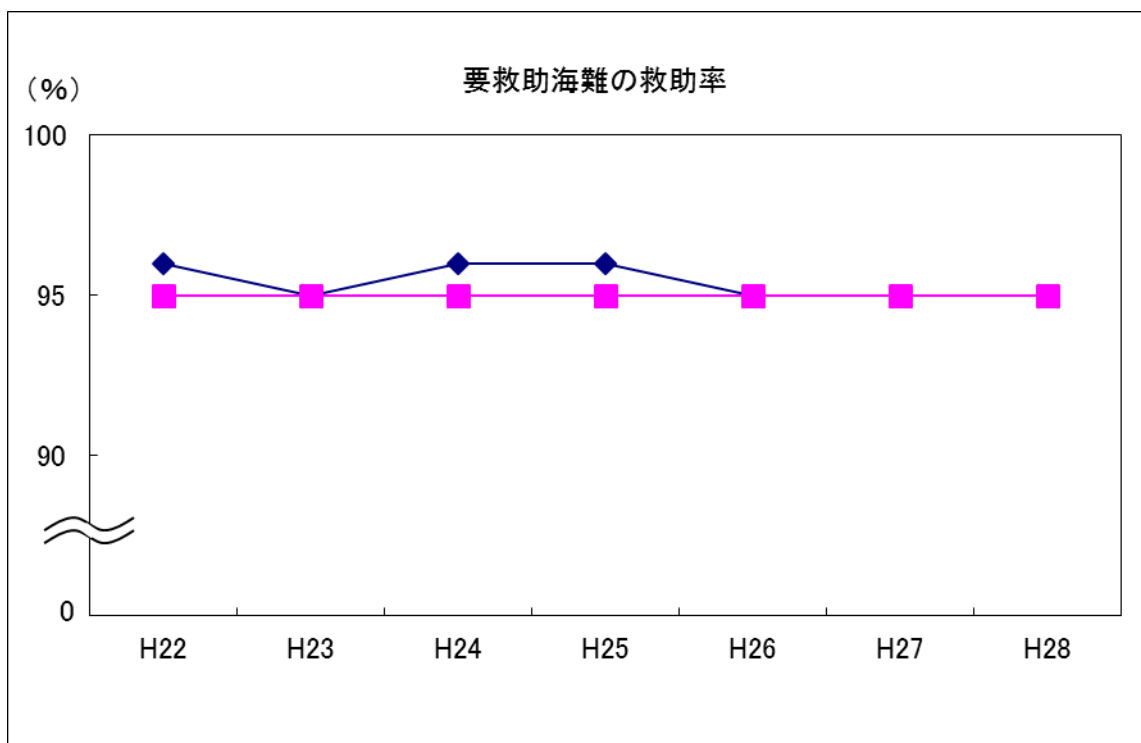
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H26
96%	95%	96%	96%	96%	95%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ① 海難情報の早期入手に向けた取り組みの推進
海難発生から海上保安庁が情報を入手するまでの所要時間を2時間以内とするために以下の事業を実施。
 - ・自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118番」の有効活用）の指導・啓発
 - ・漁業関係者に対する指導
- ② 救助・救急体制の充実
沿岸海域における迅速かつ確な人命救助体制の充実・強化を促進するため以下の事業を実施
 - ・救難体制の強化
 - ・周辺国や関係機関との合同訓練等を実施
 - ・携帯電話からの118番通報の通報位置情報を活用
- ③ ライフジャケットの着用率の向上
ライフジャケットの着用率の向上を目指すために以下の事業を実施。
 - ・自己救命策確保の指導・啓発
 - ・ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリナー等の拡充及び地域拠点化の展開
 - ・ライフジャケット着用義務違反に対する指導

予算額：船舶交通安全及海上治安対策費の一部	118億円（平成25年度）	178億円（平成26年度）
船舶建造費	382億円（平成25年度）	332億円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・「要救助海難の救助率」は、平成25年度96%、平成26年度95%となり、当庁のほか関係機関と連携した海事関係者等への粘り強い安全指導や当庁救助体制の強化等によって、両年度において目標の95%以上を達成することができた。
- ・引き続き本事業を推進していくことで95%以上を達成できるものと思料する。

（事務事業等の実施状況）

- ① 海難情報の早期入手に向けた取り組みの推進
 - ・「ライフジャケットの常時着用」、「防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号「118番」の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。
 - ・海難率の高い漁業従事者・プレジャーボート等乗船者に対する安全指導・啓発活動等を実施した。
 - ・GMDSS機器（注1）の適正使用の指導・啓発を実施した。
- ② 救助・救急体制の充実
 - ・速力、捜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備等を行った。
 - ・周辺国等の捜索救助機関の実務者間による協議並びに捜索救助に関する合同訓練及び机上訓練を実施した。
 - ・公益社団法人日本水難救済会、財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会等民間海難救助組織との連携を図った。
 - ・メディカルコントロール体制（注2）の充実のため、海上保安庁メディカルコントロール協議会総会及び小委員会を開催し、救急救命士の救急救命処置等に関する所要の改善を図った。
 - ・携帯電話からの118番通報があった場合には通報位置情報も受信し、海上保安業務情報システムに表示させることにより、情報の効果的な活用を図った。
- ③ ライフジャケット着用率の向上
 - ・「海難情報の早期入手に向けた取り組みの推進」と同様、自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。
 - ・ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリナー等を指定した（平成26年末現在、全国694箇所となっている）。さらに、都道府県漁協女性部連絡協議会等に対する漁業者のライフジャケット着用の推進の働きかけを行い、平成26年末現在、全国29の府県で3279人の女性着用推進員が誕生する等、漁業者自らがライフジャケット着用の推進を図る取り組みを実施した。
 - ・プレジャーボート等の乗船者における着用義務違反に対して指導を実施した。

（注1）：海上における遭難および安全の世界的制度で、SOLAS条約に基づく人工衛星を利用した海上安全通信システム

（注2）：救急救命士が実施する救急救命業務の質を医学的観点から保証する体制

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成25年度及び平成26年度においても目標値を達成することができた。

- ・この結果は、当庁が実施している海難情報の早期入手に向けた取り組みの推進、救助、救急体制の充実等の取組が機能した結果であり、現在の事業を継続することが適当であると判断し「A」と評価した。
- ・引き続き、本事業を推進していく。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：海上保安庁警備救難部救難課 (課長 粟津 秀哉)

関係課：海上保安庁警備救難部管理課 (課長 伊藤 裕康)

業績指標 9 1

ふくそう海域における社会的影響が著しい大規模海難の発生数

評 価

A	目標値：0 件（毎年度） 実績値：0 件（平成 2 5 年度） 0 件（平成 2 6 年度） 初期値：0 件（平成 1 4 年度）
---	--

（指標の定義）

ふくそう海域（注）において、一般船舶（全長 5 0 m 以上）が通常航行する航路を閉塞、多数の死傷者の発生、我が国の社会経済活動に甚大な影響を及ぼすなどの社会的影響が著しい海難の発生数

（注）：ふくそう海域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港（海上交通安全法又は港則法の適用海域に限る。）

（目標設定の考え方・根拠）

ふくそう海域で過去に発生した大規模海難（平成 9 年の東京湾でのダイヤモンドグレース号の事故、平成 2 1 年の関門海峡でのくらまと CARINA STAR 号の事故）の社会的影響の重大性に顧みて、毎年度発生数 0 件を目標とする。

（外部要因）

- ・マリンレジャーの進展等による海域利用の複雑化
- ・沿岸部の埋立等大規模プロジェクトの進展による可航水域の減少、航行形態の変化

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

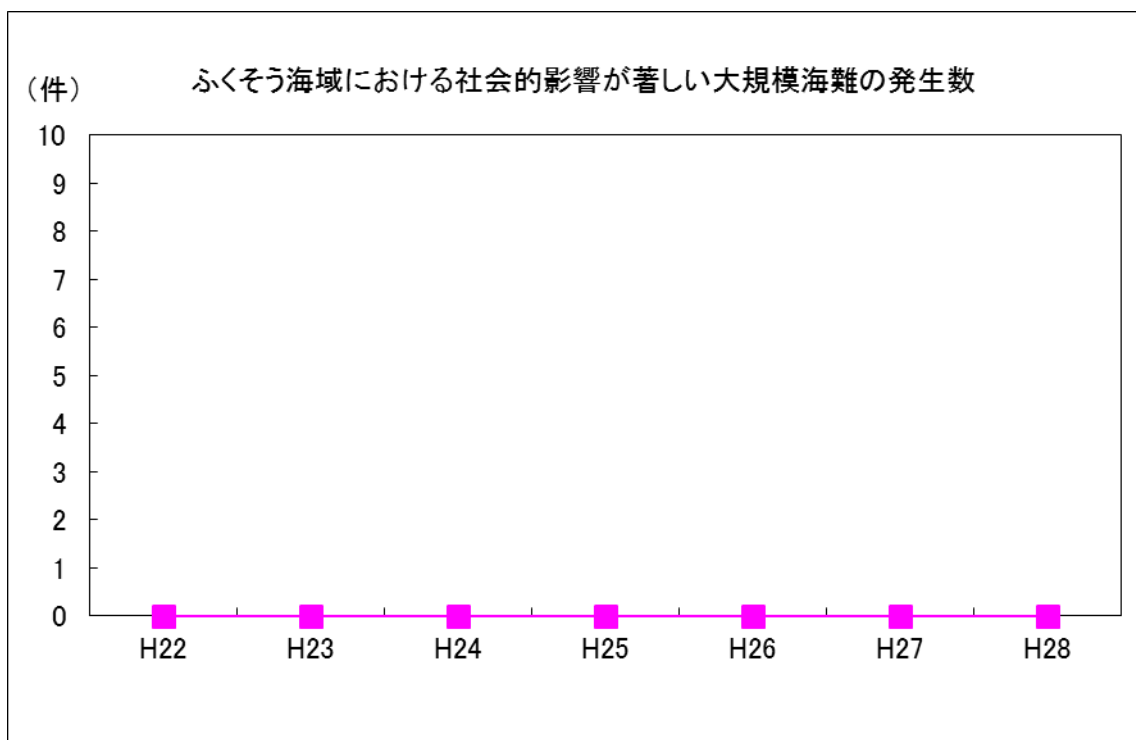
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 2 4 年 8 月 3 1 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】

- ・第 9 次交通安全基本計画（平成 2 3 年 3 月 3 1 日）「第 2 部に記載あり」

過去の実績値					（年度）
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 6
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ① 海上交通センター等の的確な運用
予算額：航路標識整備事業費の一部 3.9億円（平成25年度） 23.1億円（平成26年度）
 - ・海上交通センター等において的確な航行管制、情報提供、海域特性に応じた危険防止のための措置等を継続して実施する。
 - ・沿岸域情報提供システムによる的確な情報提供の業務を継続して実施する。
- ② 海上交通法令の励行・巡視船艇等による航法指導等を実施する。
- ③ 航路標識の高度化等の整備等
 - ・気象情報提供体制を強化するため、灯浮標をプラットフォームにした気象情報提供システムを整備する。
 - ・雨、霧などの視界不良時等において、より安定した運用が必要となる航路標識にAIS信号所を整備する。
- ④ 安全対策の強化
 - ・東京湾における海上交通管制の一元化のため、湾内全ての港内交通管制室と東京湾海上交通センターを統合し、船舶動静監視と情報提供を一元的に実施する体制を構築する。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

航路標識等の整備による海上交通環境の向上、巡視船艇等による航法指導等、海上交通センター等による的確な航行管制及び情報提供を実施したことにより、平成26年度においても大規模海難を未然に防止し、目標を達成した。

（事務事業等の実施状況）

- ① 海上交通センター等の的確な運用
 - ・関門海峡海上交通センターの信頼性の強化のため、電源の二重化整備を実施した。
 - ・備讃瀬戸海上交通センターのレーダー不感地帯の解消のため、備讃瀬戸航路（粟島）にレーダー局整備を実施した。
 - ・海上交通センター等において的確な航行管制、情報提供、海域特性に応じた危険防止のための措置等を継続して実施した。
 - ・沿岸域情報提供システムによる的確な情報提供の業務を継続して実施した。
- ② 海上交通法令の励行
 - ・巡視船艇等による航法指導等を実施した。
 - ・海難の発生状況を踏まえ、プレジャーボート、漁船に対して重点的な安全指導を実施した。
- ③ 航路標識の高度化等の整備等
 - ・気象情報提供体制を強化するため、灯浮標をプラットフォームにした気象情報提供システムを整備した。
（浦賀水道、伊予灘、関門海峡）
 - ・雨、霧などの視界不良時等において、より安定した運用が必要となる航路標識にAIS信号所を整備した。
（浦賀水道、伊予灘、関門海峡）
 - ・海の安全に関する情報を提供するスマートフォン向けのサイトをの整備を推進した。
- ④ 安全対策の強化
 - ・東京湾における海上交通管制の一元化のため、湾内全ての港内交通管制室と東京湾海上交通センターを統合し、船舶動静監視と情報提供を一元的に実施する体制を構築するため、レーダーなどの関連施設の整備等を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成25年度及び平成26年度においても、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難は0件であり目標を達成できた。この結果は、施策が有効であったと評価できるものであり、現在の施策を継続することが適当であることから「A」と評価した。

我が国の経済活動を支える船舶の海難を未然に防ぎ、人命、財産、環境を保護し、国民が安心して生活できる環境を確保していくことは普遍的な社会ニーズである。

特に船舶交通が集中するふくそう海域においては、社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難が発生する蓋然性が高い。

したがって、通航船舶の実態や海難の発生状況を調査・分析し、その結果を踏まえながら各施策を計画的に推進していくとともに、海上交通法令の励行、海上交通センターの的確な運用を中心に当該施策を継続して実施し、ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数0を目指す。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海上保安庁交通部企画課（課長 野澤 和行）
関係課：海上保安庁交通部安全課（課長 伊丹 潔）
計画運用課（課長 尾崎 正宏）
整備課（課長 粟井 次雄）

関連指標 9**航路標識の自立型電源導入率****実績値等**

目標値：86%（平成28年度）
 実績値：85.3%（平成25年度）
 85.9%（平成26年度）
 初期値：81.6%（平成23年度）

(指標の定義)

航路標識のうち、電源として太陽光発電等を導入している標識数

(目標設定の考え方・根拠)

航路標識要電源に停電の影響を受けない太陽光発電等を導入する割合

【社会資本整備重点計画第3章災害時の緊急輸送のバックアップ機能強化や円滑な交通確保に関する指標】

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

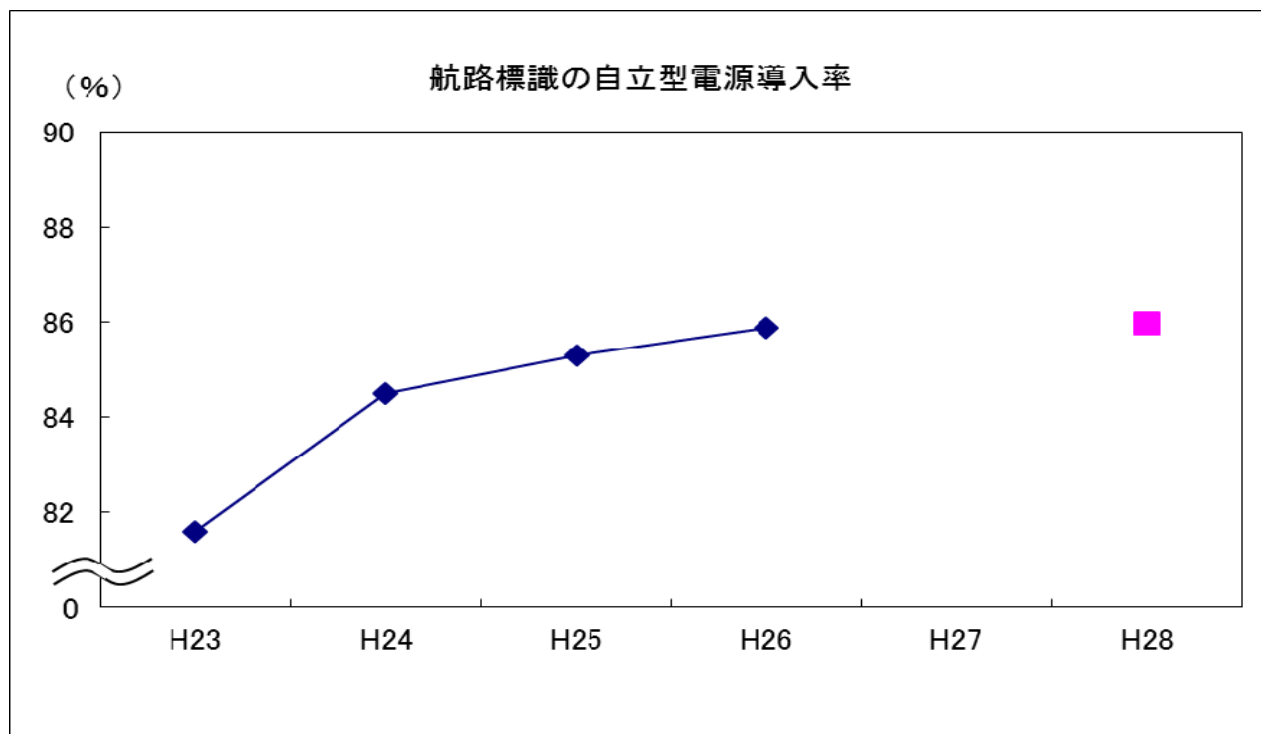
・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値**(年度)**

H22	H23	H24	H25	H26
—	81.6%	84.5%	85.3%	85.9%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

地震発生後、船舶の安全で円滑な交通を確保するための対策としての航路標識の耐震化及び太陽光発電による自立型電源化を図ることで、災害時における緊急輸送のバックアップ機能を強化するとともに、円滑な交通を確保する。

予算額：航路標識整備事業費の一部 1. 0億円（平成25年度） 1. 5億円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

航路標識の省エネ・エコロジー化を行う。

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

目標は平成28年度に86%のところ、最新の実績値（平成26年度）は85.9%である。

（事務事業等の実施状況）

- ・ 60基（平成25年度：35基、平成26年度：25基）の航路標識の電源をクリーンエネルギー化
- ・ 128基（平成25年度：31基、平成26年度：97基）の航路標識の光源をLED化

担当課等（担当課長名等）

担当課：海上保安庁交通部企画課（課長 野澤 和行）

関係課：海上保安庁交通部計画運用課（課長 尾崎 正宏）

整備課（課長 粟井 次雄）

業績指標 9 2

国際船舶の隻数

評 価

B【P】

目標値：約 2 3 0 隻（平成 2 8 年央）
 実績値： 1 5 8 隻（平成 2 5 年央）
 1 7 9 隻（平成 2 6 年央）
 初期値： 1 3 5 隻（平成 2 3 年央）

（指標の定義）

海上運送法第 4 4 条の 2 に定める船舶（注）の隻数をいう。

（注）「国際船舶」：日本船舶のうち、国際海上輸送の確保上重要なものとして国土交通省令で定められた船舶。
 具体的には、2, 0 0 0 トン以上の LNG 船、ロールオン・ロールオフ船、近代化船等の船舶をいう。
 平成 8 年創設

（目標設定の考え方・根拠）

安定的な国際海上輸送の確保のため、「日本船舶・船員確保計画」の平成 2 1 年～ 2 5 年の平均増加隻数をもとに平成 2 8 年央時点で約 2 3 0 隻と算出した。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

（一社）日本船主協会等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

海洋基本計画（平成 2 5 年 4 月 2 6 日）

日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国の外航海運事業者に対し、トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合わせて 4 5 0 隻体制の早期確立を図る（第 2 部 4（1））

【閣決（重点）】

なし

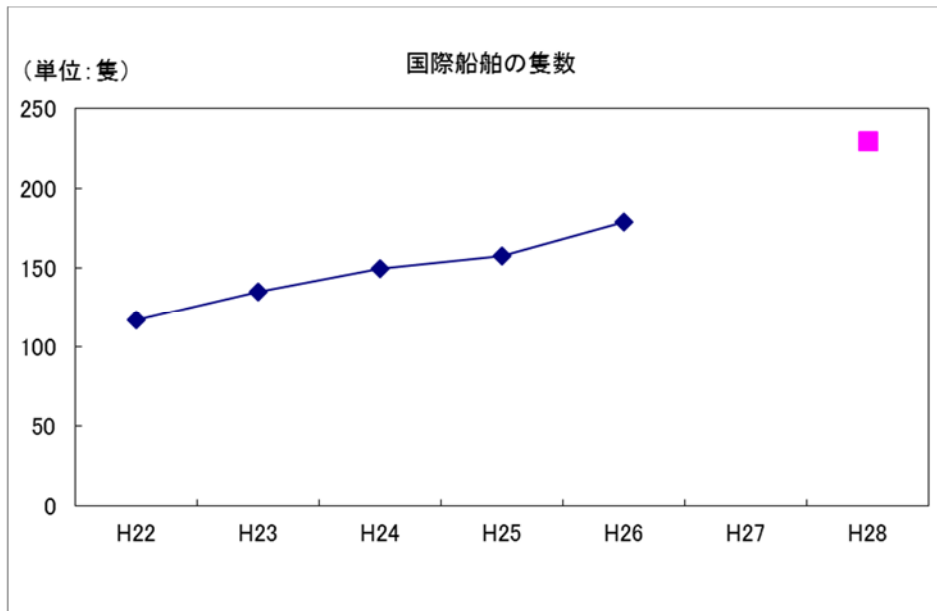
【その他】

交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会（平成 1 9 年 1 2 月）

過去の実績値

（年央）

H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
8 5 隻	9 5 隻	1 0 6 隻	1 1 7 隻	1 3 5 隻	1 5 0 隻	1 5 8 隻	1 7 9 隻



事務事業の概要

主な事務事業の概要

【税制上の特例措置】

国際船舶の所有権の保存登記等の特例（登録免許税・固定資産税）

我が国商船隊の中核を担い、そのフラッグシップとしての先導的な役割を果たし、質の高いサービスを確実に提供している日本籍船のうち、安定的な国際海上輸送の確保上、特に重要な船舶である国際船舶の安定的な確保を図るための税制特例措置。

減収額：（P）百万円（登録免許税）（平成26年度・速報値）

（P）百万円（固定資産税）（平成26年度・速報値）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

我が国商船隊における平成26年央の国際船舶は179隻であり、平成19年央に比べ94隻増となり、昨年度に続き7期連続で増加している。平成26年度以降の日本船舶・船員確保計画及び過去の実績値によるトレンドを考慮すると、目標年度に目標値を達成する蓋然性は相応に認められることから、進捗状況は順調である。

（事務事業の実施状況）

国際船舶の所有権の保存登記等の特例（登録免許税及び固定資産税の軽減）を延長した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の「国際船舶の隻数」については、国際船舶に係る課税の特例等の外航海運税制の効果により、平成19年度以降増加しているものの、安定的な国際海上輸送の確保には新たな追加施策が必要である。

また、平成26年度以降の日本船舶・船員確保計画及び直近の平成25～26年度の増加隻数（21隻）を平成26～27年度、平成27～28年度の増加隻数として見込むと、目標値に対しおおむね達成する見込みであるが、Bと評価した。【P】

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

経済安全保障を早期に確立するとともに、日本商船隊の国際競争力強化を図るため、引き続き外航海運税制の追加施策を検討する。

（平成28年度以降）

同上

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 日原 勝也）

業績指標 93

世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合

評価

【P】	目標値：約10%（毎年度） 実績値：10.3%（平成25年度） 【P】 %（平成26年度）（暫定値） 初期値：約10%（平成22年度）
------------	---

（指標の定義）

世界の海上荷動量に占める我が国商船隊による輸送量の割合

分子：我が国商船隊（※）による輸送量

分母：世界の海上荷動量

（※）我が国商船隊：我が国外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群をいう。自らが所有する日本籍船のみならず、外国企業（自らが設立した外国現地法人を含む。）から用船（チャーター）した外国籍船も合わせた概念。

（目標設定の考え方・根拠）

我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成22年度時点における過去5年間の我が国商船隊の輸送比率である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目指す。

（外部要因）

治安情勢の変動、資源の枯渇、国際経済情勢の変化

（他の関係主体）

民間事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

海洋基本計画（平成25年4月26日）

日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国の外航海運事業者に対し、トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合わせて450隻体制の早期確立を図る（第2部4（1））

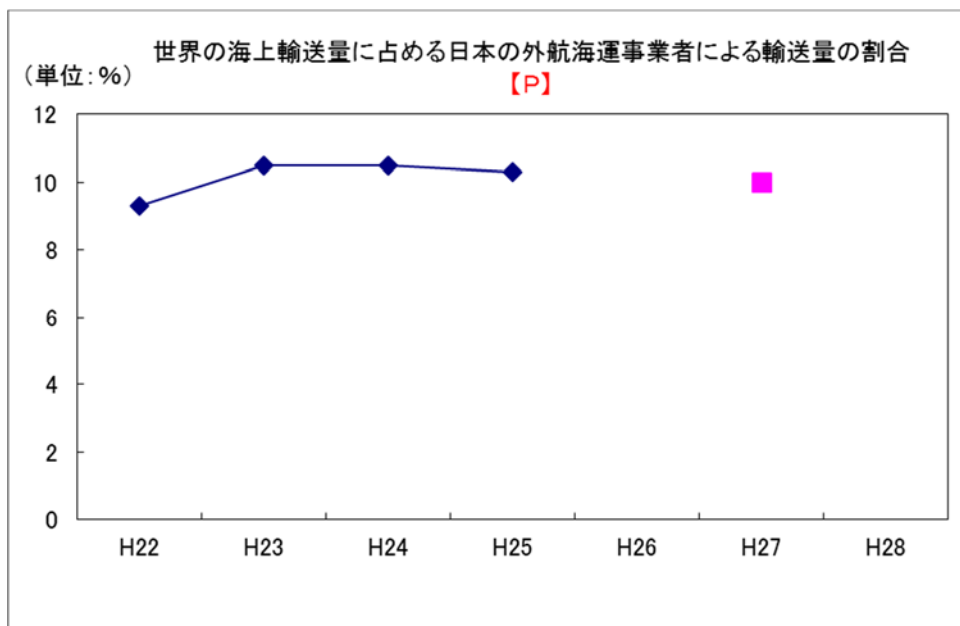
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				（年度）	
H22	H23	H24	H25	H26	
9.3%	10.5%	10.5%	10.3%	【P】 %（暫定値）	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・外航海運対策の強化（予算額：0.07億円）

我が国商船隊の我が国経済・社会に対して負っている重要性に鑑み、国際経済情勢等の変化に即応して、安定した貿易輸送のため、輸入物資の産出国の政策動向や輸出先となる各国の経済状況等のトレンドの把握等、また、主要航路における海運活動は米国やEU等の主要航路の関係国の海運政策に左右されるところが大きいことから、これらの海運政策の動きに対し、我が国としても情報収集を行い、国内関係者とも十分協議の上、本邦外航船舶運航事業者の国際競争条件の均衡化を図ることに加え、国際競争力の強化を図り我が国商船隊の安定的な輸送の確保のため適切な対策を講じる。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成26年度においては、目標値である約10%を達成した。【P】

（事務事業の実施状況）

- ・外航海運対策の強化

輸入物資の産出国の政策動向や輸出先となる各国の経済状況等の調査等を実施。また主要航路の関係国の海運政策の動きに対し、情報収集を行い、国内関係者とも十分協議の上、関係国と協議等を行った。具体的には英国、韓国、CSG（海運先進18カ国）とそれぞれ協議を行い、海事政策についての情報及び意見を交換するとともに、外航海運を取り巻く世界的な課題について相互理解を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成26年度においては、目標値である約10%維持を達成した。【P】
- ・我が国商船隊による安定的な輸送を確保する観点から、引き続き輸入物資の産出国の政策動向や輸出先となる各国の経済状況について調査・分析するとともに、主要航路の関係国の海運政策について情報収集を行う。
- ・以上から、【P】と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 日原 勝也）

業績指標 94

外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に対する達成率

評価	
B【P】	目標値：100%（262隻）（平成29年度） 実績値：61%（159隻）（平成25年度） 70%（184隻）（平成26年度） 初期値：57%（150隻）（平成24年度）

（指標の定義）

・日本の外航海運事業者が運航する日本船舶を増加させるという目標へ向けての各年度の達成状況を割合で示したものをいう。

分子：各年度の日本の外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数

分母：達成すべき日本の外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数（平成29年度までの目標隻数は262隻）

（目標設定の考え方・根拠）

・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成19年12月）において、非常時において一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な、日本の外航海運事業者が運航する日本船舶（以下「日本船舶」）の隻数は「約450隻」と試算されたところである。

・しかしながら、日本船舶450隻を短期間で達成することは困難であることから、平成25年3月30日に改正した「日本船舶・船員の確保に関する基本方針」において、当面の目標として、トン数税制認定事業者が所有する日本船舶数を平成20年度からの9年間で3.2倍とすることを目指すこととしている。

・上記「基本方針」に基づき、トン数税制認定事業者が所有している平成20年度の日本船舶数74隻を3.2倍、その他の事業者は横ばいとし、平成29年には262隻を増加させることを目標値として設定するものである。

・上記目標値は、「基本方針」に基づく計画認定事業者の増加計画を踏まえ、トン数標準税制、船舶特別償却制度及び買換特例制度等の税制特例措置の効果により、達成すべき目標値として設定している。

・上記目標値の達成により、非常時における一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な外航日本船舶450隻の早期確保等の効果が期待出来る。

（外部要因）

景気の動向、他国の外航海運政策

（他の関係主体）

外航海運事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

海洋基本計画（平成25年4月26日）

日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国の外航海運事業者に対し、トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合わせて450隻体制の早期確立を図る（第2部4（1））

【閣決（重点）】

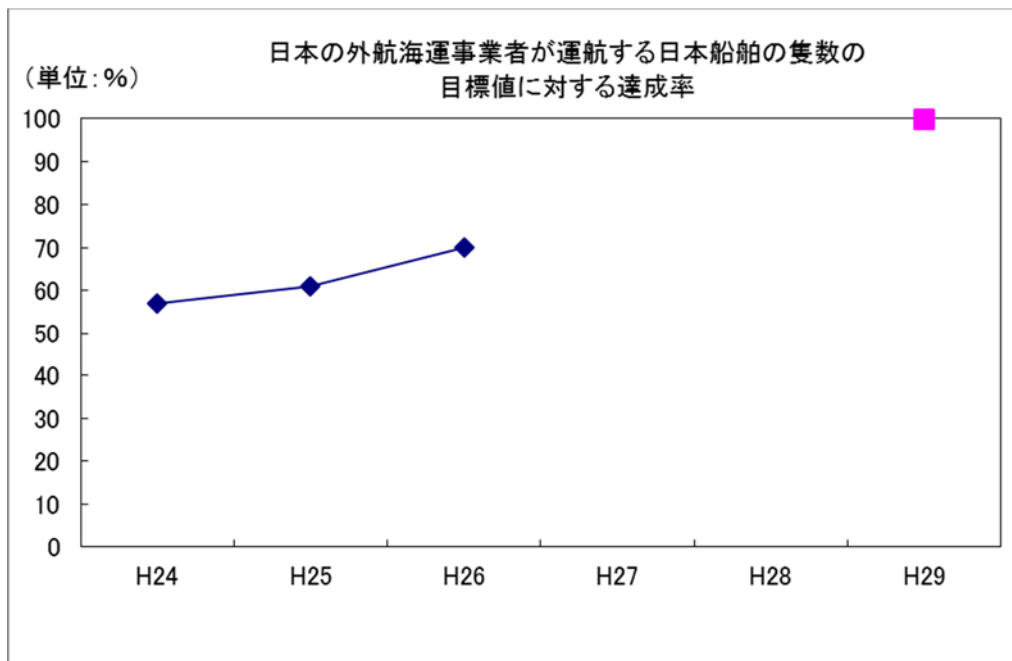
なし

【その他】

交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成19年12月）

（年央）

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
35% (92隻)	37% (98隻)	41% (107隻)	45% (119隻)	52% (136隻)	57% (150隻)	61% (159隻)	70% (184隻)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・日本船舶・船員確保計画認定制度の適切な実施
安定的な国際海上輸送の確保を図るため、外航日本船舶及び外航日本人船員の計画的増加について外航海運事業者の自発的な取り組みを促すための環境整備として、国土交通大臣による「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」を定め、それに基づき日本船舶及び船員の確保が図られる計画である旨を審査するとともに、認定計画に従った措置の実施状況についての的確に把握し、必要な措置を講じていない場合には勧告や認定の取り消しを行うこと等により、認定制度の適切な実施を確保する。
- ・税制上の特例措置（外航海運におけるみなし利益課税（トン数標準税制））
外航船舶運航事業者が、日本船舶・日本人船員の確保に係る「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶に係る利益について、通常法人税に代えて、みなし利益課税を選択できる制度（平成20年度より）。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成26年度の隻数は184隻（目標達成率70%）で、平成19年度に比べ92隻増となり、昨年度に続き7期連続で増加している。

（事務事業の実施状況）

- ・トン数標準税制の適用を受けるために必要な「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者（トン数税制認定事業者）は、合計9社である。
- ・トン数税制認定事業者については、租税特別措置法に基づき、認定を受けた「日本船舶・船員確保計画」に記載された計画期間内の日を含む各事業年度終了時（平成29年度）まで、課税の特例（みなし利益課税）を受けることができる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、平成26年度の隻数は184隻（目標達成率70%）で、外航海運税制の効果により、平成19年度以降7期連続で増加している。
- ・安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の計画的増加を推進していく必要がある。実績値に関しては、目標は達成しなかったものの、7期連続で増加するなど、着実に成果は出ており、また、外航海運業界は、業界の総意として、平成25年に、日本船舶を平成20年度からの9年間で3.2倍程度となるよう全力で対応する旨を表明している。
- ・平成26年度以降の日本船舶・船員確保計画及び直近の平成25～26年度の増加隻数（25隻）を平成26～27年度、平成27～28年度及び平成28～29年度の増加隻数として見込むと、目標値に対しおおむね達成する見込みであるが、Bと評価した。【P】

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

トン数標準税制の効果もあり、日本船舶は着実に増加しているものの、適用範囲が日本船舶に限定された現行税制の下では、交通政策審議会答申にて試算された450隻を確保するには、相応の期間を要する。

こうした背景から、日本船舶の増加ベースアップ及びこれを補完する船舶の確保を促進する施策を講じるため、一定の条件を満たす外国船舶（準日本船舶）をトン数標準税制の追加対象とする拡充要望を行った。

平成25年度税制改正大綱において、「平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に日本船舶・船員確保計画の認定（変更の認定を含む。）を受けた対外船舶運航事業を営む法人については、日本船舶による事業収入に加えて、海上運送法に規定する準日本船舶で国土交通大臣が認定したものによる事業収入について本特例を適用する」ことが盛り込まれ、トン数標準税制の対象を日本船舶のみならず一定の条件を満たす外国船舶（準日本船舶）についても適用とする内容を含む、所得税法等の一部を改正する法律が、平成25年3月29日、第183回通常国会において成立し、同年4月1日より施行されたところである。

「日本船舶・船員確保計画」を作成した事業者を拡充トン数税制等で支援することにより、日本船舶の確保を推進するとともに、併せて他の外航海運税制の追加施策を検討する。

(平成28年度以降)

「日本船舶・船員確保計画」を作成した事業者を拡充トン数税制等で支援することにより、日本船舶の確保を推進するとともに、併せて他の外航海運税制の追加施策を検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局外航課（課長 日原 勝也）

業績指標 95

マラッカ・シンガポール海峡における航路閉塞を伴う大規模海難の発生数

評価

A	目標値：0件（毎年度） 実績値：0件（平成25年度） 0件（平成26年度） 初期値：0件（平成18年度）
---	---

（指標の定義）

マラッカ・シンガポール海峡に設定された分離通行帯（TSS）を閉塞するような海難の発生数

（目標設定の考え方・根拠）

インド洋と南シナ海を結ぶマラッカ・シンガポール海峡（以下、「マ・シ海峡」という。）は、世界有数の船舶通航量を誇る海上交通の要衝であるとともに、浅瀬、暗礁等が点在していることから、航海の難所と言われている。また、我が国輸入原油の8割以上が通過する経済活動の生命線であるマ・シ海峡においてTSSを閉塞するような大規模海難が発生した場合、大型タンカー（VLCC）などは航路整備がなされていない迂回ルート of 通航を強いられるとともに、航路延長による燃料費増大だけでも1,000万円以上となることから、我が国経済への影響は計り知れない。これまで、海峡利用国として唯一我が国は、関係民間団体等を通じて、約40年にわたり航路標識の整備・維持管理、水路測量・海図編纂などの支援協力（約147億円）を行ってきたところであるが、アジアの経済発展に伴い日本関係船舶以外の通航が増加し、また同海峡の通航量は今後も増加するものと予測されることから、海上交通の安全確保を推進するため、利用国と沿岸国の協力による新たな枠組み構築が急務となっている。このようなことから、我が国としては、沿岸国、IMOや他の利用国と協力し、同海峡の航行安全・環境保全等に関する国際協力を推進し、マ・シ海峡の安全確保に取り組むこととしている。なお、国連海洋法条約では「国際海峡の航行安全と海洋汚染防止について、利用国と沿岸国の協力」が求められ、また海洋基本法では「海上輸送の安全確保のほか、国際的連携の確保、国際協力の推進」が求められるとともに、海洋基本計画においても「協力メカニズム」に参加し、協力を推進することが求められている。

（外部要因）

治安情勢の変動

（他の関係主体）

外務省、（公財）マラッカ海峡協議会（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

海洋基本計画（平成25年4月26日）

「マラッカ・シンガポール海峡協力メカニズム」の下で実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進するとともに、同メカニズムを有効に機能させ、マラッカ・シンガポール海峡における航行安全・環境保全対策の充実が図られるよう、利用国、利用者等に幅広く参加を働きかける。（第2部11（3））

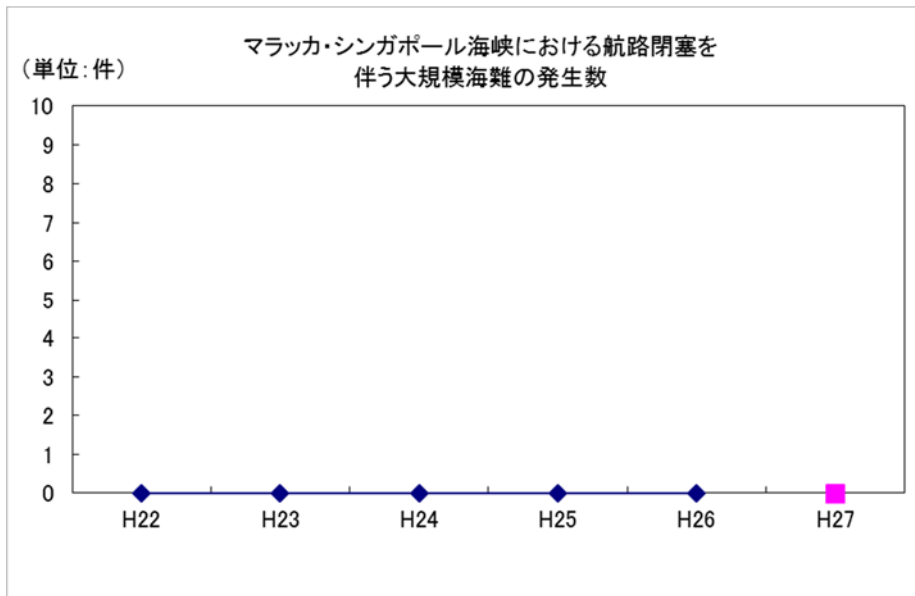
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
0件	0件	0件	0件	0件



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○マ・シ海峡における航行安全対策 (予算額 (平成25年度): 0.34億円、(平成26年度): 0.31億円)
 マ・シ海峡の安全確保に必要な国際協力を推進する (早急な整備が必要な航行援助施設に係る調査等)

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

海峡利用国として唯一我が国は、関係民間団体等を通じて、航路標識の整備・維持管理、水路測量・海図編纂などの支援協力を行ってきたこと等により、平成26年度においても、マ・シ海峡に設定された分離通行帯 (TSS) を閉塞するような海難はなく、目標を達成しており、順調である。

(事務事業の実施状況)

○マ・シ海峡における航行安全対策

- ・当該海峡の主要な利用国として「協力メカニズム」の下、航行援助施設基金運営委員会等の国際会議の場において、沿岸国と利用国間の利害調整を行うこと等により、新たな国際的協力スキームの早期の実施、円滑な運用に積極的に貢献。
- ・既存の航行援助施設の維持更新や小型船舶動静把握システムの実証実験、さらに、平成23年度より沿岸国現場担当者の航行援助施設維持管理技術に関するキャパシティ・ビルディングを実施し、沿岸国に対し安全対策に関する支援協力を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、平成18年度以降毎年度の目標値である0件を達成している。

- ・しかしながら、マ・シ海峡は我が国輸入原油の8割以上が通過する経済活動の生命線であり、当該海峡において大規模海難が発生した場合の我が国経済への影響は計り知れず、また、アジアの経済発展等に伴い、同海峡の通航量は今後も増加するものと予測されている。
- ・平成19年7月にはIMO・シンガポール政府の共催によるシンガポール会議において、当該海峡の航行安全対策に関する沿岸国と利用国等の協力の枠組みを具体化した「協力メカニズム」が創設されたところであり、我が国は、当該海峡の第一の利用国であることから、安全対策の支援協力において、今後も国際的に先導的な役割を果たしていくことが必要であり、これまでの貢献で培ってきた沿岸国との信頼関係を基盤として、今後も複雑な関係国間の利害調整等に積極的な活動を行うとともに、関係国や関係業界から幅広い支援を得られるよう働きかける。
- ・以上から、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課: 海事局外航課 (課長 日原 勝也)

業績指標 96

内航船舶の平均総トン数

評 価	
A	目標値：610トン（毎年度） 実績値：688トン（平成25年度） 704トン（平成26年度） 初期値：619トン（平成22年度） ※それぞれ平均総トン数

（指標の定義）

内航海運における船舶の平均の総トン数

（注）総トン数：船舶の大きさを示すのに用いる指標。

（目標設定の考え方・根拠）

効率的で安定した国内海上輸送を確保するためには、産業基礎物資の約8割の輸送を担う等の内航海運の特性を踏まえると、代替建造の促進により、効率的かつ一定規模の輸送能力（船腹量）の確保が求められる。この代替建造の促進の指標として、船腹量の維持又は平均総トン数の維持という、主に2つの考え方があるが、船腹量は需給動向に応じて変動するものであるため、内航船舶の平均総トン数を最低限維持していくという目標設定が有効かつ最適である。このため、内航船舶の過去5年（平成18年度～平成22年度）の平均総トン数610（平均総トン）の数値の維持を目標とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

民間事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

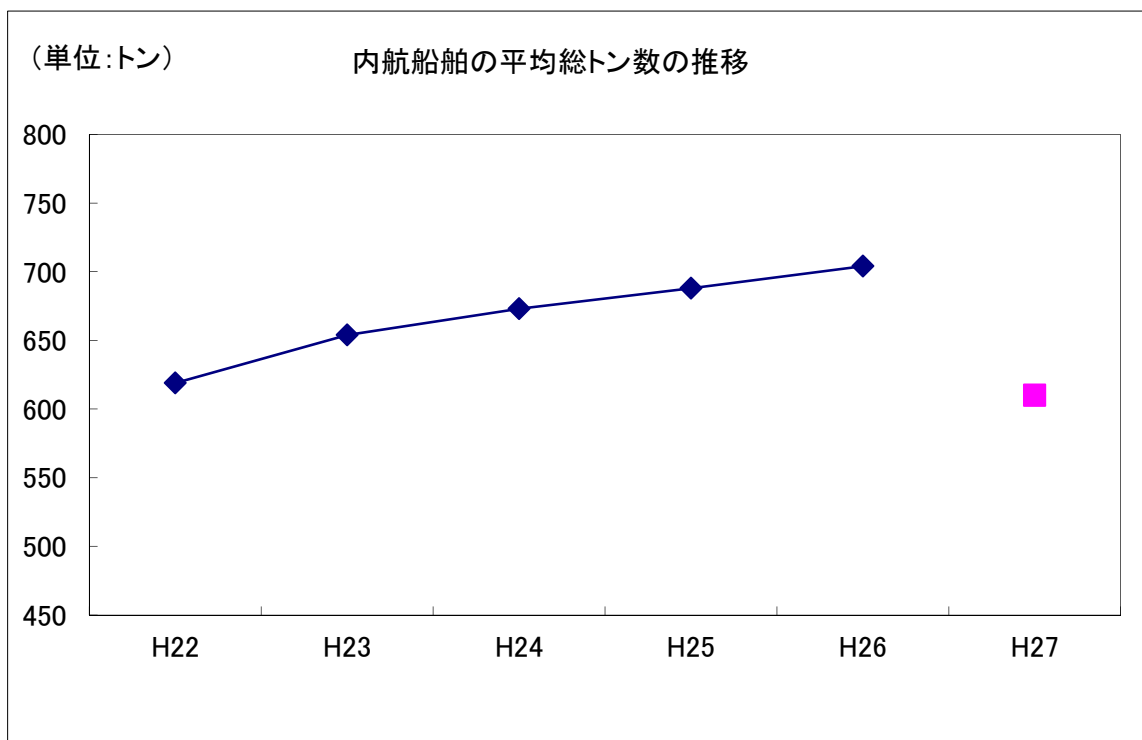
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	
619トン	654トン	673トン	688トン	704トン	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

内航海運は、国内物流の約3分の1、特に産業基礎物資（鉄鋼、石油、セメント等）の輸送の約8割を担う、我が国の経済・国民生活を支える基幹的な物流産業である。このような内航海運の効率的で安定した海上輸送を確保し、内航船舶の平均総トン数を維持していくためには、老朽化が進んだ内航船舶の代替建造の促進が重要であり、平成22年1月に「内航海運代替建造対策検討会」を設置し、平成23年3月に「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」を取りまとめた。今後、これを受け、競争力の強化、環境適応型産業への展開、新たな需要構造への対応などの取り組みを具体化してく予定である。

予算額：内航海運対策 3百万円（平成25年度）、3百万円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成25年度及び平成26年度の内航海運における船舶の平均の総トン数はそれぞれ、688トン、704トンであり、目標値の610トンを上回っていることから、順調である。

（事務事業等の実施状況）

「内航船舶管理の効率化及び安全性の向上に関する調査研究」の実施等、「内航船舶の代替建造推進アクションプラン」に沿った施策を関係者が一体となって進めた結果、平成18年度から平成20年度の建造実績は3年連続で100隻を超え、建造量の大幅な増加に伴い平均総トン数も順調に推移した。平成21年度の世界同時不況の影響や平成22年度の輸送需要の低迷、建造船価格の高止まり等による建造量の落ち込みにより、平均総トン数は横ばいであったものの、平成23年度以降、新造船の建造が堅調に推移したこともあり、順調に推移している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値の610トンを上回って推移しており、平成25年度及び平成26年度の内航海運における船舶の平均の総トン数はそれぞれ目標を達成していることから、現在の施策を継続することが適当である。以上よりAと評価した。

平成27年度以降についても、更なる代替建造促進を図るため、「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」の取りまとめに基づき、海事局をはじめとする関係者が一体となって積極的に行い、引き続き内航船舶の平均総トン数の維持に努めていくこととする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局内航課（課長 新垣 慶太）

業績指標 97

国際海上コンテナ・バルク貨物の輸送コスト低減率

評価

A	目標値：平成22年度比 5%減（平成28年度） 実績値：平成22年度比 1.5%減（平成25年度） 平成22年度比 1.6%減（平成26年度）（速報値） 初期値：－
---	---

（指標の定義）

国際海上貨物の輸送コスト（海上輸送コスト＋陸上輸送コスト）の低減割合

- ・海上輸送コスト：船舶の大型化への対応等による低減
- ・陸上輸送コスト：効率的な施設配置等による低減

コンテナ貨物等を扱う国際海上コンテナターミナル及びバルク貨物等を扱う国際物流ターミナルの整備による輸送コストの削減便益（公共事業の事業評価時に算出）を算出し、平成24年度以降の輸送コスト削減便益の合計が平成22年度の総輸送コストに対してどれだけの割合となるかを指標値として設定する。（指標値＝各年度の輸送コスト削減便益の合計／平成22年度の総輸送コスト）

（目標設定の考え方・根拠）

平成23年度の実績値は平成19年度比3.1%減となったことから、過去のトレンドを勘案し、引き続き国際海上貨物のコスト削減を推進していくことを踏まえ、平成28年度において前回目標値とほぼ同程度の平成22年度比5%減を設定。

（注）「前回目標値」とは、平成24年度の輸送コストにおいて平成19年度比5%減である

（外部要因）

- ・輸送コストに係る原油価格変化
- ・輸出入貨物量に影響する景気動向・世界情勢の変化

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・日本再興戦略 -JAPAN is BACK-（平成25年6月14日）
国際的に遜色ない物流コストと利便性の実現に向け、港湾における大型船舶への対応力強化、稼働時間延長等のニーズへの対応、港湾・空港への輸送アクセスを向上させる。（第Ⅱ．一．5．③）
- ・総合物流施策大綱（2013－2017）（平成25年6月25日）
グローバル・サプライチェーンの一端を担う我が国物流ネットワークの国際競争力を強化するため、物流インフラの整備や運営効率化を図るとともに、国際物流に不可欠な物流インフラ・物流システムの整備・充実を推進する。（2．（1））
- ・経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日）
人口減少・高齢化や厳しい財政制約の下で、民需誘発効果や投資効率の高いインフラ、国際競争力を強化するインフラ（首都圏空港・国際コンテナ戦略港湾・首都圏3環状道路を始めとする大都市圏環状道路等）や国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災等に資するインフラに重点化し、コンパクトシティ等による集約・活性化、インフラの維持管理・更新を効果的、効率的に実施する。（第3章2．（2））
・交通政策基本計画（平成27年2月13日）
我が国の産業や国民生活に必要な不可欠な資源、エネルギー、食糧の安定的かつ安価な輸入を実現するため、大型のばら積み貨物船に対応した港湾機能の拠点の確保や企業間連携の促進等により、安定的かつ効率的な海上輸送網の形成を図る。（第2章 基本方針B 目標①）

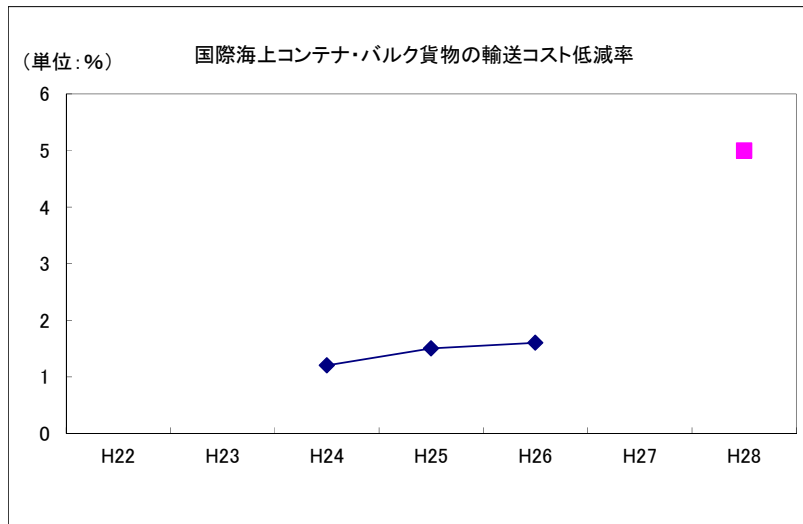
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	
－	－	平成22年度比 1.2%減	平成22年度比 1.5%減	平成22年度比 1.6%減 （速報値）	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・国際コンテナ戦略港湾における総合的な対策 (◎)
 アジアと北米・欧州等を結ぶ基幹航路のコンテナ船の我が国への寄港の維持・拡大のため、国際コンテナ戦略港湾（阪神港及び京浜港）において、釜山港等アジア諸港に比肩しうる仕様（水深・広さ）を有する高規格コンテナターミナルの整備、フィーダー輸送網強化による広域からの貨物集約、港湾運営会社による「民」の視点での港湾運営の効率化等といった、ハード・ソフト一体となった施策を国家戦略として集中して実施する。
- ・国際バルク戦略港湾における総合的な対策 (◎)
 資源、エネルギー、食糧といった国際バルク貨物の需給が逼迫し、世界的な資源獲得競争が起りつつあるなかで、大型船舶の活用等により、これら物資の安定的かつ安価な輸入を実現するため、選択と集中の観点から選定された「国際バルク戦略港湾」において、大型船舶に対応した港湾施設の整備、「民」の視点による埠頭運営の効率化、船舶の運航効率改善のための制限の緩和等の総合的な対策を推進する。

予算額：
 港湾整備事業費 1, 6 9 6 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等 1 9, 4 9 1 億円の内数（平成 2 5 年度）
 港湾整備事業費 2, 3 1 2 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等 1 9, 9 6 4 億円の内数（平成 2 6 年度）
 （注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
 ・平成 2 5 年度のコスト低減率は平成 2 2 年度比 1. 5 % 減、平成 2 6 年度のコスト低減率は平成 2 2 年度比 1. 6 % 減（速報値）となり、年々コスト低減が図られている。

（事務事業等の実施状況）
 ・港湾整備事業等により、国際海上コンテナターミナル及び国際物流ターミナルなどの外貿ターミナルの整備を着実に推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成 2 5 年度のコスト低減率は平成 2 2 年度比 1. 5 % 減、平成 2 6 年度のコスト低減率は平成 2 2 年度比 1. 6 % 減（速報値）となり、年々コスト低減が図られている。また、港湾整備事業等の実施により、引き続き国際海上コンテナターミナル及び国際物流ターミナル等の外貿ターミナルの整備を推進していくこととしており、目標年次までの供用見通し等を踏まえると目標年度に目標値を達成すると見込まれることから A と評価した。

平成 2 7 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 2 7 年度）
 なし

（平成 2 8 年度以降）
 なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局計画課（課長 宮崎 祥一）

業績指標 98

国内海上貨物輸送コスト低減率

評価

A	目標値：平成22年度比 3%減（平成28年度） 実績値：平成22年度比 1.2%減（平成25年度） 平成22年度比 1.3%減（平成26年度）（速報値） 初期値：－
---	---

(指標の定義)

国内海上貨物の輸送コスト（海上輸送コスト＋陸上輸送コスト）の低減割合

- ・海上輸送コスト：船舶の大型化への対応等による低減
- ・陸上輸送コスト：効率的な施設配置等による低減

複合一貫輸送ターミナル及び国内物流ターミナルの整備による輸送コストの削減便益（公共事業の事業評価時に算出）を算出し、平成24年度以降の輸送コスト削減便益の合計が平成22年度の総輸送コストに対してどれだけの割合となるかを指標値として設定する。（指標値＝各年度の輸送コスト削減便益の合計／平成22年度の総輸送コスト）

(目標設定の考え方・根拠)

平成23年度の実績値は平成19年度比1.4%減となったことから、過去のトレンドを勘案し、平成28年度における目標値として達成可能であると推測される平成22年度比3%減を設定。

(外部要因)

- ・輸送コストに係る原油価格変化
- ・輸出入貨物量に影響する景気動向・世界情勢の変化

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・交通政策基本計画（平成27年2月13日）
輸送効率が高く環境負荷の少ない国内海上輸送の利用促進を図るため、陸上輸送と海上輸送が円滑かつ迅速に結ばれた複合一貫輸送に対応した国内物流拠点等の整備を着実に推進する。（第2章 基本方針B 目標②）

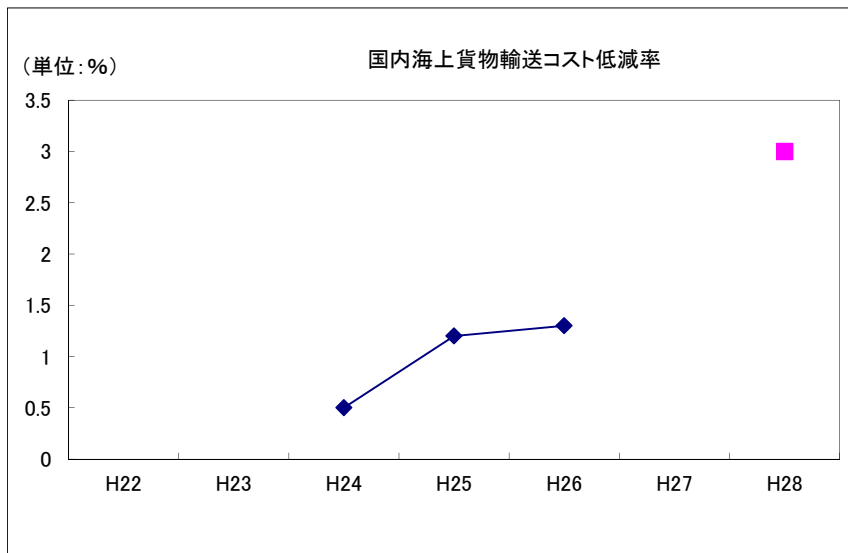
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
—	—	平成22年度比 0.5%減	平成22年度比 1.2%減	平成22年度比 1.3%減 (速報値)	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

・複合一貫輸送等に対応した内貿ターミナルの整備 (◎)
環境負荷が少なく、輸送効率の高い国内海上輸送の利用促進を図るため、陸上輸送と海上輸送が円滑かつ迅速に結ばれた複合一貫輸送に対応した国内物流拠点等を整備する。

予算額：
港湾整備事業費 1,696 億円 (国費) 及び社会資本整備総合交付金等 19,491 億円の内数 (平成 25 年度)
港湾整備事業費 2,312 億円 (国費) 及び社会資本整備総合交付金等 19,964 億円の内数 (平成 26 年度)
(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成 25 年度のコスト低減率は平成 22 年度比 1.2% 減、平成 26 年度のコスト低減率は平成 22 年度比 1.3% 減 (速報値) となり、年々コスト低減が図られている。

(事務事業等の実施状況)

・港湾整備事業等により、複合一貫輸送の拠点となる内貿ターミナルの整備を着実に推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成 25 年度のコスト低減率は平成 22 年度比 1.2% 減、平成 26 年度のコスト低減率は平成 22 年度比 1.3% 減 (速報値) となり、年々コスト低減が図られている。また、港湾整備事業等の実施により、引き続き複合一貫輸送の拠点となる内貿ターミナルの整備を推進していくこととしており、目標年次までの供用見通し等を踏まえると目標年度に目標値を達成すると見込まれることから A と評価した。

平成 27 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 27 年度)

なし

(平成 28 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：港湾局計画課 (課長 宮崎 祥一)

業績指標 99

長寿命化計画に基づく港湾施設の対策実施率

評 価	
A	目標値：100% (平成28年度) 実績値：36% (平成25年度) 46% (平成26年度) 初期値：6% (平成23年度)

(指標の定義)

重要港湾以上の主要な係留施設について、策定された長寿命化計画に基づき、点検・補修等の対策が実施された施設の割合（重要港湾以上の主要な係留施設における長寿命化計画に基づき対策を実施した数／重要港湾以上の主要な係留施設数）

(目標設定の考え方・根拠)

平成19年4月の省令の改正、告示の整備により、港湾施設についてはライフサイクルコスト縮減等の観点から、長寿命化計画（維持管理計画）に基づき適切に維持することを標準とした。そのうち、重要港湾以上の主要な係留施設については、港湾施設の中でも特に重要な施設であり、対象期間内に重点的に適切な詳細点検や維持補修等を実施し、対策実施率が100%になるように設定している。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

港湾管理者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）
 老朽化が進行しつつある既設のインフラについては、民間活力を最大限活用しつつ、ICTや新技術を開発・導入し、戦略的な維持管理・更新等を全分野について総合的かつ計画的に行うことにより、国民の安全・安心を確保するとともに、中長期的なコストの縮減・平準化を推進する。

このため「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定・実施を加速する。その中で、インフラの情報のデータベース化と分野横断的な共有、メンテナンスサイクルの構築や更新等のコストの見通しを明確化する。また、既存のインフラネットワークの最適利用を図る。さらに、地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。

（第3章2.（2））

・「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）
 これまでの取組に続き、インフラ長寿命化については、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、2016年度末までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。（第二 二. テーマ3（3））

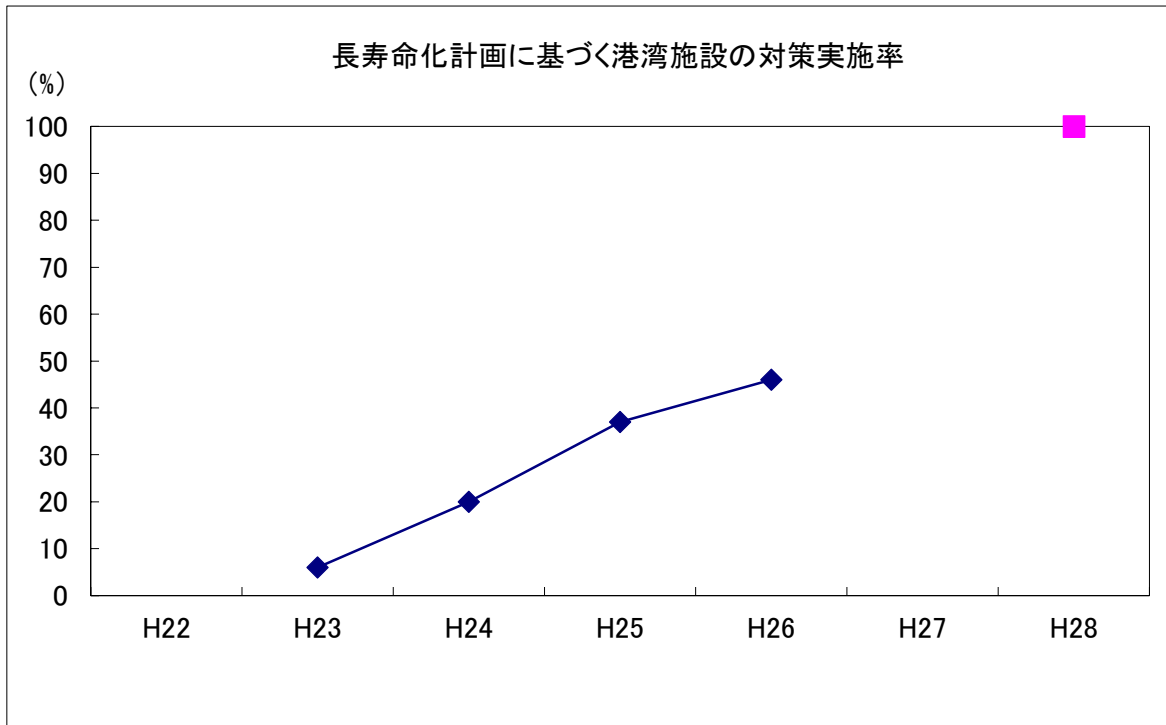
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
	6%	20%	36%	46%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

・戦略的な維持管理の推進 (◎)
 高度経済成長時代に集中投資した港湾施設の老朽化が今後進行することから、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理へ転換を推進する。

予算額：

港湾整備事業費 1, 6 9 6 億円 (国費) 及び社会資本整備総合交付金等 1 9, 4 9 1 億円の内数 (平成 2 5 年度)
 港湾整備事業費 2, 3 1 2 億円 (国費) 及び社会資本整備総合交付金等 1 9, 9 6 4 億円の内数 (平成 2 6 年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 2 6 年度における実績値は 4 6 % と現時点では若干低調な数値であるが、長寿命化計画を策定したばかりで点検時期に達していない施設や未計画の施設もあり、今後点検時期に達する施設の増加が見込まれることを考慮すると、平成 2 8 年度には計画通り目標を達成すると見込んでいる。

(事務事業等の実施状況)

各施設の長寿命化計画を策定し、計画を反映しつつ事業の進捗が図られている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

事業が計画通り実施されること等により、平成 2 8 年度において計画目標を達成すると考えているため A 評価とする。

国有港湾施設の実施監査、施設の維持管理・利用状況の評価、選択と集中による改良・更新投資への重点化等により、老朽化・劣化の進む港湾施設の安全の確保、維持・更新費 (ライフサイクルコスト) の縮減を推進する。

平成 2 7 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 2 7 年度)

長寿命化計画策定に係る予算制度の支援を 3 年間延長

(平成 2 8 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 港湾局技術企画課 (課長 浅輪 宇充)

業績指標 100

港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率

評 価

A	目標値：約60%（平成28年度） 実績値：－（平成25年度） 約56%（平成26年度） 初期値：約54%（平成22年度）
---	---

（指標の定義）

- ・港湾内におけるプレジャーボートの確認艇隻数のうち、適正に係留・保管されている隻数の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

- ・近年における当施策への投資量を基に設定。中長期的には、港湾における放置艇の解消を目指す。

（外部要因）

- ・プレジャーボートの需要の変動
- ・施設整備に係る地元調整の状況等

（他の関係主体）

- ・港湾管理者等

（重要政策）

【施政方針】

- ・なし

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
 「ボートパークの整備等による収容保管能力の向上と放置等禁止区域の指定拡充等の規制措置を両輪としてプレジャーボートを円滑に収容し、公共水域の適正な利用促進を図るほか、マリンレジャーや地域活性化の拠点である「海の駅」の設置支援及びネットワーク化を推進し、レンタルボート、チャータークルーズ等の幅広いマリンレジャーの体験機会を創出する。」（P34）
- ・海洋基本計画（平成25年4月26日）
 「プレジャーボートの適正な管理を実現させるため、係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした放置艇対策を推進する。」（第2部9（4））

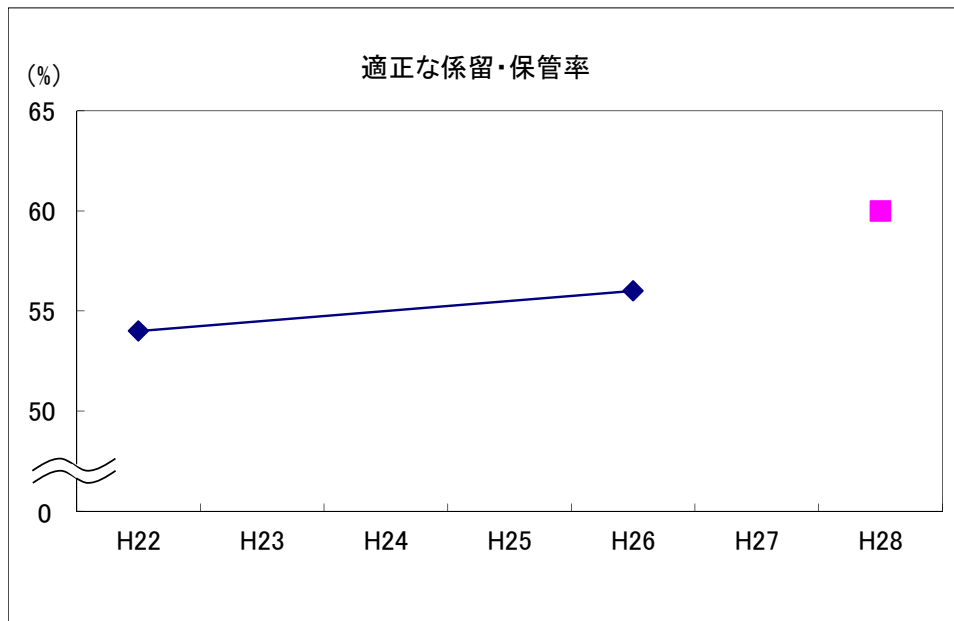
【閣決（重点）】

- ・なし

【その他】

- ・国土交通省と水産庁は、港湾、河川、漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に、平成25年5月に、「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定した。

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
約54%	—	—	—	約56%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

放置艇を削減するため、「規制措置」と「係留・保管能力の向上」を両論とした対策を推進。

① 規制措置

- ・ 放置等禁止区域の指定
港湾管理者による放置等禁止区域の指定を促進。

② 係留・保管能力の向上

- ・ ボートパークの整備
既存の静穏水域を活用した係留施設や公共空地等を活用した陸上保管施設など、必要最小限の施設を備えた簡易な係留・保管施設であるボートパークに放置艇の収容を促進。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率の推移は下記のとおり着実に上昇している。

< 港湾における適正な係留・保管率と放置艇隻数の推移 >

・ 平成18年	適正な係留・保管率	49%	放置艇隻数	6.0万隻
・ 平成22年	同上	54%	同上	4.9万隻 (▲1.1万隻)
・ 平成26年	同上	56%	同上	4.2万隻 (▲0.8万隻)
・ 平成28年(予測)	同上	60%	同上	3.8万隻 (▲0.4万隻)

(事務事業等の実施状況)

- ・ 放置等禁止区域等の指定状況
放置等禁止区域等の指定状況については、平成26年度末時点で、全国40港湾管理者が告示。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業績指標より、今後も放置艇の減少による改善が見込まれるため、「A」と評価した。
- ・ なお、平成26年度に行った「プレジャーボート全国実態調査」の結果より放置艇4.2万隻に対して収容余力は4.9万隻であった。このため平成25年5月に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づいて、放置艇対策として実績を上げている事例など、実効性のある対策事例を各自自治体に周知、放置等禁止区域の指定拡充及び地域の関係者が連携・協力して、協議会等を設置し、放置艇対策を推進する環境を整備することで放置艇を減少させる。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・ 津波・高潮防災のためのプレジャーボート放置艇対策のための調査を実施予定。

(平成28年度以降)

- ・ 民間資金やノウハウを活かした係留保管施設整備をモデル事業等により実施予定。
- ・ 平成30年度に「プレジャーボート全国実態調査」を実施予定。

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 小谷野 喜二）

関係課：水管理・国土保全局水政課（課長 横田 正文）

業績指標 101

国内循環資源取扱量（海運）におけるリサイクルポート指定港の国内シェア率

評価

A	目標値：40%（平成29年） 実績値：40.6%（平成25年） 集計中（平成26年） 初期値：37.5%（平成23年）
---	--

（指標の定義）

港湾における循環資源取扱量（内貨）のうち、リサイクルポート（※）指定港における取扱量の占める割合を指標とする。

※リサイクルポートとは、循環資源の広域活動の拠点となる港湾を国土交通省港湾局が指定し、岸壁等の港湾施設の確保や循環資源の取扱いに関する運用等の改善等を行うことにより、循環資源の物流拠点ネットワークを形成し、循環型社会の構築に寄与するものである。

（目標設定の考え方・根拠）

平成17～23年における国内循環資源取扱量（海運）（実績値）のシェアの増加状況から、毎年度約0.3%増加していることから、平成29年の目標を40%設定している。

数値は、基幹統計調査「港湾調査」において中分類（81品種）のうち「481金属くず」「491再利用資材」「511廃棄物」「512廃土砂」に分類される貨物を対象とする。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

環境省（廃棄物行政を所管）、経済産業省（リサイクル産業を所管）、港湾管理者、港湾所在自治体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・総合物流施策大綱（2013-2017）（平成25年6月25日）

資源の有効活用を促進するための静脈物流拠点を整備し、関連する制度の改善等を行う。（2.（1））

・第3次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日）

効率的な静脈物流システムの構築も進み、リサイクルポート（総合静脈物流拠点港湾）の整備と利便性向上により、大量・長距離輸送に対応した、環境に配慮した海上輸送が積極的に行われる。（第2章第3節）

静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地を推進するとともに、官民連携の促進、港湾施設の整備など総合的な支援を講じることにより国内外の資源循環を促進する。

（第5章第2節5（2））

静脈物流の輸送手段を道路輸送から相対的に環境負荷が小さい鉄道・船舶へと転換するモーダルシフトを促進する。

（第5章第2節5（2））

国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を図る。（第5章第3節2）

・第4次環境基本計画（平成24年4月27日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の適正な運用を図りつつ、静脈物流コストの低減を図るための取組の検討を進める。（第2部第1章第6節3.（3）①）

・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）

総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の整備等を通じた静脈物流システムの検討などを推進する（3.戦略3②）

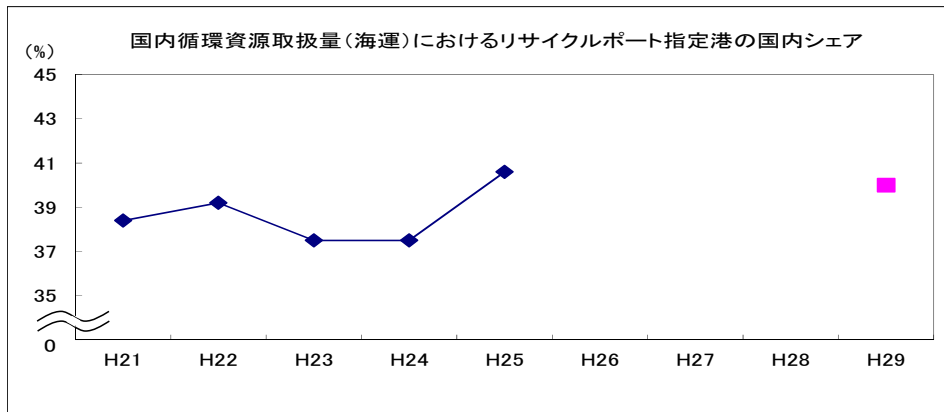
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章に記載あり」

【その他】

平成26年度より新たに「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」を開始し、モーダルシフトの推進や輸送効率化による静脈物流システムの低炭素化、低コスト化に向けた検討を進めている。

過去の実績値					(暦年)
H21	H22	H23	H24	H25	H26
38.4%	39.2%	37.5%	37.5%	40.6%	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

・循環資源の広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、岸壁等の港湾施設の確保や循環資源の取扱に関する運用等の改善等を行うことにより、循環資源の物流拠点ネットワークを形成し、循環型社会の構築に寄与した。また、静脈物流システムの構築に向け、リサイクルポートに指定された港湾管理者やリサイクルを行う民間企業等によって設立されたリサイクルポート推進協議会との連携を促進した。(平成年25年度、26年度)平成27年度も引き続き上記の施策を実施していく。

予算額：

港湾整備事業費 1,696億円(国費)及び社会資本整備総合交付金等 19,491億円の内数(平成25年度)

港湾整備事業費 2,312億円(国費)及び社会資本整備総合交付金等 19,964億円の内数(平成26年度)

エネルギー特別会計予算 なし(平成25年度 環境省連携予算)

エネルギー特別会計予算 3.5億円(平成26年度 環境省連携予算)

関連する事務事業等の概要

港湾整備等の公共工事におけるリサイクル製品の利活用を推進することで、リサイクル製品の需要拡大に寄与する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成25年度の基幹統計調査「港湾調査」では、港湾における循環資源取扱量(内貨)のうち、リサイクルポート指定港における取扱量の占める割合は目標値である40%を達成している。

(事務事業等の実施状況)

平成23年1月に境港(鳥取県・島根県)を新たにリサイクルポートに指定し、全国にある22港の指定港において、重点的に静脈物流基盤の整備を行ってきた。港湾での循環資源の円滑な取扱いを促進するため、平成22年に「港湾における循環資源の取扱いに関する指針」を作成し、循環資源の取扱いに関する港湾の管理運営方針として、リサイクルポート指定港の港湾管理者宛てに周知した。

この他、静脈物流拠点の形成に向け、積替・保管施設等、基盤施設への補助制度を平成17年に創設し、積極的な支援を行っている(平成26年度末実績：5港6施設)。

また、港湾・空港等工事におけるリサイクル製品の利活用を促進するため、リサイクルポート推進協議会などからの要望を踏まえ、平成24年に「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の一部改訂を行った。

さらに、平成26年度より新たに「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」を開始し、モーダルシフトの推進や輸送効率化による静脈物流システムの低炭素化、低コスト化に向けた検討を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成25年に目標値を上回ったことから、評価はAとした。

現在の施策を維持するとともに、引き続き官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進する。また、リサイクルポート推進協議会と連携し、リサイクルポートを活用した静脈物流システムの構築に向けてさらに、新たな指標の設定を含む検討を進める。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局海洋・環境課(課長 小谷野 喜二)

関係課：港湾局技術企画課(課長 浅輪 宇充)

業績指標 102

大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口

評 価

A	目標値：約 2,950 万人（平成 28 年度） 実績値：約 2,810 万人（平成 25 年度） 約 2,860 万人（平成 26 年度） 初期値：約 2,640 万人（平成 23 年度）
---	--

(指標の定義)

大規模地震の切迫性の高い観測強化地域（注 1）、特定観測地域（注 2）並びに東海地震、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の各地震防災対策推進地域内の港湾において、耐震強化岸壁等の整備により、緊急物資等の供給が可能となる人口。

（注 1）地震予知連絡会が選定。異常が発見された場合に、さらに観測を強化して異常を確かめる必要のある地域を指す。具体的には南関東、東海の 2 地域。

（注 2）地震予知連絡会が選定。要件は、①過去に大地震があつて、最近大地震が起きていない②活構造地域③最近地殻活動が活発④社会的に重要な地域であること。具体的には宮城県東部、福島県東部、名古屋・京都・大阪・神戸地区等

(目標設定の考え方・根拠)

地震発生の切迫性が特に高い地域等を優先的に整備することによって、緊急物資を供給できる人口を増加させることとし、港湾の位置、整備状況等を考慮しつつ、目標を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・国土強靱化アクションプラン 2014（平成 26 年 6 月 3 日）大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口カバー率は約 6 割（H24）であり、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化を進める必要がある。（別紙 1）

・交通政策基本計画（平成 27 年 2 月 13 日）③大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口【2013 年度 約 2,810 万人 2016 年度 約 2,950 万人】（第 2 章基本的方針 C. 目標①）

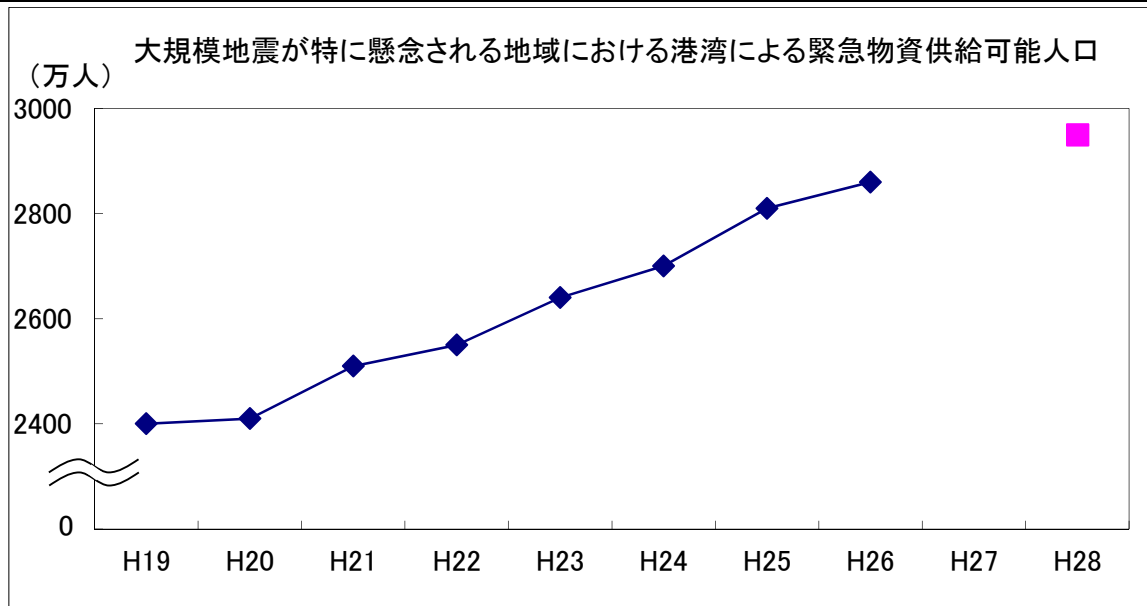
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）「第 2 章及び第 3 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
約 2,550 万人	約 2,640 万人	約 2,700 万人	約 2,810 万人	約 2,860 万人	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○耐震強化岸壁の整備 (◎)

人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁を整備する。

予算額：

港湾整備事業費 1,696 億円 (国費) 及び社会資本整備総合交付金等 19,491 億円の内数 (平成 25 年度)

港湾整備事業費 2,312 億円 (国費) 及び社会資本整備総合交付金等 19,964 億円の内数 (平成 26 年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

- ・基幹的広域防災拠点の整備・運用、緊急輸送ルートに接続する臨港道路の耐震補強、緑地等のオープンスペースの確保

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成 25 年度の実績値は約 2,810 万人、平成 26 年度の実績値は約 2,860 万人となり、目標達成に向けた成果を示している。また、残りの耐震強化岸壁についても全てが整備着手済みであり、目標 (平成 28 年度：約 2,950 万人) も達成できる見込みである。

(事務事業等の実施状況)

- ・相馬港や高知港等において耐震強化岸壁を供用した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、目標達成に向け順調に推移しているため、A と評価した。
- ・大規模地震発生時における人員や緊急物資等の海上輸送の実効性を高めるため、耐震強化岸壁の整備等のハード施策を推進するとともに、港湾 B C P の策定、関係機関との災害協定締結、緊急物資輸送訓練の実施等のソフト施策を推進する。

平成 27 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 27 年度)

- ・なし

(平成 28 年度以降)

- ・なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：港湾局海岸・防災課 (課長 眞田 仁)

関係課：港湾局計画課 (課長 宮崎 祥一)

業績指標 103

日本発着コンテナ貨物の釜山等東アジア主要港でのトランシップ率

評 価	
B	目標値： 5%（平成27年） 実績値： 12%（平成25年） ー（平成26年） 初期値： 10%（平成20年）

(指標の定義)

- ・日本発着のコンテナ貨物のうち釜山港等東アジア主要港で積み替えられて諸外国へまたは諸外国から輸送される貨物の率。

(目標設定の考え方・根拠)

- ・国際コンテナ戦略港湾政策では、我が国における基幹航路の維持・強化のため、民の視点による港湾経営を実施し、港湾コストの低減等貨物集約のための対策を実施する^(注1)。
- ・具体的な指標として、平成27年に当該トランシップ率を、現行の半分に縮減することを目指している^(注2)。これから、平成27年の目標を現行の半分の5%とする。

注1：新成長戦略（平成22年6月）別表I I I -②

注2：国土交通省成長戦略（平成22年5月）I-1-1

(外部要因)

- ・輸出入貨物量に影響する景気動向・為替変動・世界情勢の変化
- ・釜山港等東アジア主要港の港湾施策

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

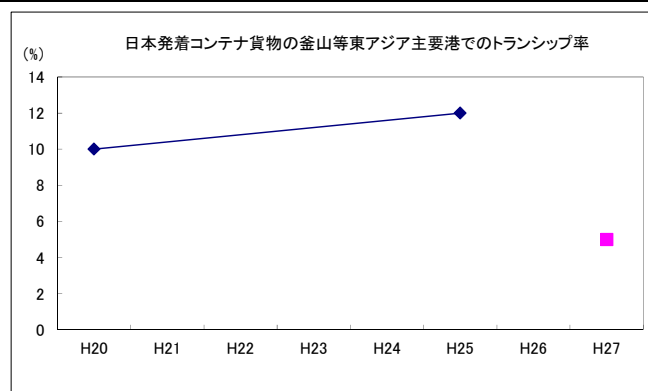
【施政方針】

該当なし

【閣議決定】

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2014～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日）
人口減少・高齢化や厳しい財政制約の下で、民需誘発効果や投資効率の高いインフラ、国際競争力を強化するインフラ（首都圏空港・国際コンテナ戦略港湾・首都圏3環状道路を始めとする大都市圏環状道路等）や国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災等に資するインフラに重点化し、コンパクトシティ等による集約・活性化、インフラの維持管理・更新を効果的、効率的に実施する。（第3章2.（2））
- ・「日本再興戦略」改訂 2014～未来への挑戦～（平成26年6月24日）
首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾、首都圏3環状道路等の三大都市圏環状道路等の国際競争力を強化するインフラの整備・活用を推進する（以下、略）。（第二.一.5.5-1.（3）.iv）
- ・総合物流施策大綱（2013-2017）（平成25年6月25日）
国際コンテナ戦略港湾におけるコンテナターミナルの大水深化等、船舶の大型化に対応した港湾機能の強化を推進するとともに、国際コンテナ戦略港湾と国内各港を結ぶ内航船による「国際フィーダー航路」、インランドデポでのコンテナラウンドユース等を活用した広域からの貨物集約、特例港湾運営会社の経営統合等による港湾の効率的かつ一体的な運営の促進を図る。（2.（1））
- ・【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」
- ・【その他】
・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）

過去の実績値						(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
10%	ー	ー	ー	ー	12%	ー



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・国際コンテナ戦略港湾における総合的な対策（◎）
アジアと北米・欧州等を結ぶ基幹航路のコンテナ船の我が国への寄港の維持・拡大のため、国際コンテナ戦略港湾（阪神港及び京浜港）において、釜山港等アジア諸港に比肩しうる仕様（水深・広さ）を有する高規格コンテナターミナルの整備、フィーダー輸送網強化による広域からの貨物集約、港湾運営会社による「民」の視点での港湾運営の効率化等といった、ハード・ソフト一体となった施策を国家戦略として集中して実施する。
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
予算額：400億円（平成25年度国費）、616億円（平成26年度国費）
- ・港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税）
国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社（特例港湾運営会社を含む）が、国の無利子貸付又は補助を受けて取得した荷さばき施設等に対する固定資産税及び都市計画税について、その課税標準を以下の通りとする特例措置。
①国際戦略港湾（京浜港、阪神港） 課税標準 1/2（取得後10年間）
②一定の要件を満たす国際拠点港湾 課税標準 2/3（取得後10年間）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成25年の実績値は12%であり、平成20年の指標値より、若干上昇した。しかし、方面別に見ると、北米方面の貨物については、上昇傾向に歯止めがかかり減少に転じている。特に、釜山港において積み替えられる貨物が減少している。一方で、欧州方面の貨物については船社のアライアンスの進展等により上昇している。前回5年前と比較して、日本に寄港する欧州航路が減少し、直航便のスペースが十分確保できず、トランシップせざるを得ない貨物が増加しているものと考えられる。

（事務事業等の実施状況）

- ・国際コンテナ戦略港湾における総合的な対策
国際コンテナ戦略港湾政策については、阪神港及び京浜港を選定して以降、両港において、ハード・ソフト一体の施策を集中してきたところであるが、船舶の大型化や基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢は大きく変化した。このような状況を踏まえ、国際コンテナ戦略港湾政策全体を深化させるとともに、取組を加速していくため、平成25年7月、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会（座長：副大臣）」を設置し、平成26年1月には、戦略港湾への広域からの貨物集約等による「集貨」、戦略港湾背後への産業集積による「創貨」、大水深コンテナターミナルの機能強化や港湾運営会社に対する国の出資制度の創設等による「競争力強化」の3本柱からなる「最終とりまとめ」を公表した。同委員会の議論を踏まえ、同年7月には、国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社に対して国からの政府出資を可能にするるとともに、無利子貸付制度の対象施設に国際コンテナ戦略港湾の埠頭近傍の流通加工機能を伴う倉庫を追加すること等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律」が施行された。さらに、同年10月には、阪神港の特例港湾運営会社が経営統合し「阪神国際港湾株式会社」が設立された。これにより、「国際戦略港湾競争力強化対策事業」^(注)の活用等による阪神港への集貨の取組みが進められている。さらに、同年12月には、阪神国際港湾株式会社に対して、国が出資を行い、これにより、国・港湾管理者・民間の協働体制が構築され、国際コンテナ戦略港湾における基幹航路の維持・拡大を図るための環境整備を着実に進めている。

（注）港湾運営会社が実施する集貨事業に対して国が補助する事業

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・船舶の急速な大型化や船社間のアライアンス再編の進展により、我が国に寄港するコンテナ航路数は年々減少している。その結果、特に欧州方面を中心として、直行便のスペースが十分確保できず、トランシップせざるを得ない貨物が増加していると考えられ、平成25年の実績値が、平成20年の実績値より、若干上昇している。そのため、現時点では、Bと評価した。今後は、平成26年1月に、とりまとめた「最終とりまとめ」に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の施策を総合的に実施し、国際コンテナ戦略港湾における基幹航路の維持・拡大を図るための環境整備を着実に進めていく。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

- ・京浜港において、港湾運営会社の設立により、国・港湾管理者・民間の協働体制の構築を促進する。

（平成28年度以降）

- ・引き続き、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の施策を推進することにより、基幹航路の維持・拡大を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 港湾局港湾経済課（課長 大野 達）

関係課： 港湾局計画課（課長 宮崎 祥一）

関連指標 10

国際コンテナターミナルの出入管理情報システムの使用に必要なPSカード（Port Security カード）の普及率

実績値等

目標値：95%（平成28年度）
 実績値：—（平成25年度）
 96%（平成26年度）
 初期値：65%（平成23年度）

（指標の定義）

出入管理情報システムを導入している国際コンテナターミナルを利用するトラックドライバーのうちPSカードを所持している者の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

PSカード（Port Security カード）による物流効率化が最大限発揮されるために必要な普及率として95%を目標値として設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

港湾管理者、ターミナル運営者

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

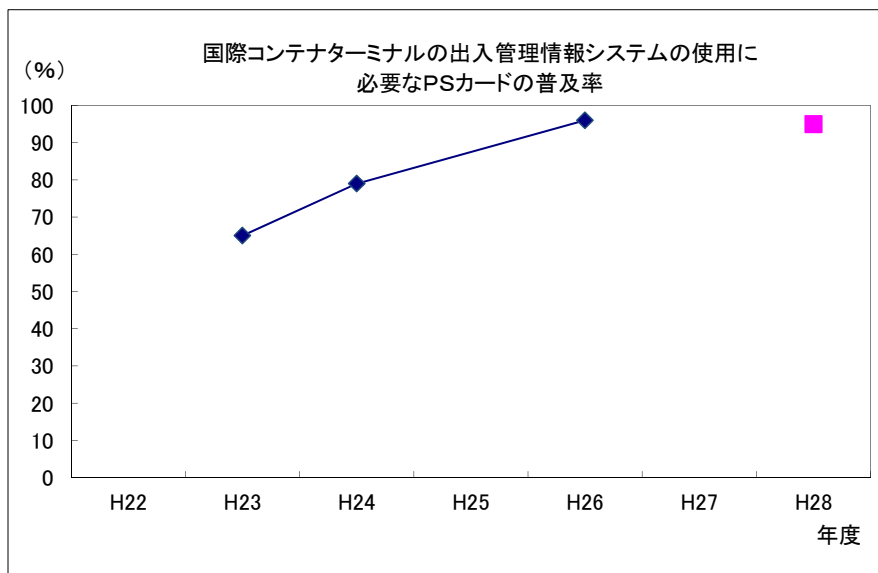
【その他】

なし

過去の実績値

（年度）

H22	H23	H24	H25	H26
—	65%	79%	—	96%

**事務事業等の概要****主な事務事業等の概要**

トラックドライバー等に対して施策の必要性について説明するとともに、PSカードの広報活動を実施。

関連する事務事業等の概要

該当なし

達成状況等**目標の達成状況等**

(目標の達成状況)

平成26年度の実績値が目標値を達成していることから、順調である。

(事務事業等の実施状況)

PSカードの普及率については、参加するターミナル数やPSカードを所有する利用者数の動向により変動することから、継続的に目標値を達成しているかについて、分析を行う。

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 港湾局海岸・防災課危機管理室 (室長 酒井 浩二)

関連指標 1 1

国際コンテナ戦略港湾のうち、中韓主要港の港湾物流情報システムと相互連携している港湾数

実績値等

目標値：5港（平成28年度）
 実績値：2港（平成25年度）
 5港（平成26年度）
 初期値：0港（平成23年度）

（指標の定義）

国際コンテナ戦略港湾のうち、中韓主要港の港湾物流システムと相互連携している港湾数。

（目標設定の考え方・根拠）

北東アジアにおける物流サービスの能力と効率性を向上させることを目的としたNEAL-NET（北東アジア物流情報サービスネットワーク）の枠組みにおいて、日中韓3国間で港湾物流システムを連携することとしている。

平成28年度までに国際コンテナ戦略港湾の各港における港湾物流情報システムを中韓主要港のシステムと相互連携させることとして目標値を設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

中国政府及び韓国政府、並びに国際コンテナ戦略港湾の港湾管理者

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

- ・「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－工程表（平成26年6月24日）

「日中韓におけるNEAL-NET対応港湾の順次拡大」

「日中韓とASEAN諸国等でNEAL-NET対象港湾の拡大協議の開始」

- ・総合物流施策大綱（2013－2017）（平成25年6月25日）

日中韓で構築しつつある物流情報を中核とするNEAL-NET（北東アジア物流情報サービスネットワーク）をアジア地域等に展開することにより、貨物動静の可視化を推進し、アジア地域等における物流の効率化に寄与する。（2.（1））

- ・交通政策基本計画（平成27年2月13日）

日中韓でのシャシの相互通行による海陸一貫輸送、フェリー・RORO船を活用した海陸複合一貫輸送に対応した港湾施設整備、さらに北東アジア物流情報サービスネットワーク（NEAL-NET）のASEAN諸国等への拡大、パレット等物流機材のリターンブルユースの促進等により、国内外一体となったシームレスな物流を推進する。

（第2章 基本的方針B. 目標①）

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

- ・国土交通省技術基本計画（平成24年12月10日）

国際海上コンテナ貨物の位置情報の可視化により、物流業務が効率化され、国際競争力の強化に寄与することが期待されるが、現状では港湾に係る国際貨物の位置情報把握のための情報システムは構築されていない。

このため、平成24年度に北東アジア物流情報サービスネットワーク（NEAL-NET）の枠組みの下、国内貨物の位置情報データベースを有するコンテナ物流情報サービス（Colins）を海外の港湾物流情報データベースと接続することにより、日中韓での港湾物流情報のネットワークを構築し、我が国産業の国際競争力の向上を図る。

（別添資料（2）持③）

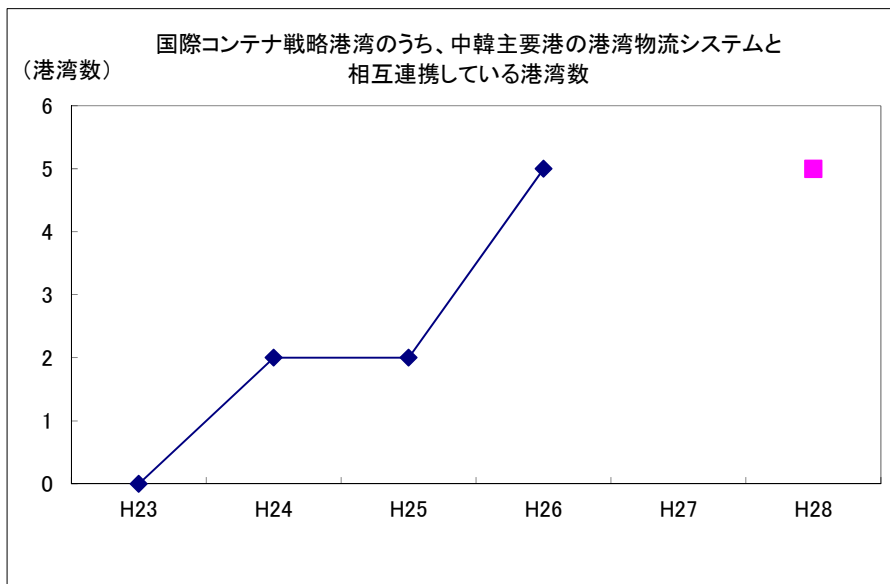
- ・国土のランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～（平成26年7月4日）

港湾については、ITの活用等によるコンテナ物流情報の関係者間での共有、埠頭周辺における渋滞対策等により、物流の効率化を促進する。（4.（9））

過去の実績値

（年度）

H22	H23	H24	H25	H26
－	0港	2港	2港	5港



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・国際物流競争力強化に対応した情報ネットワーク構築 (◎)
- 日中韓3国間におけるコンテナ動静情報共有のためのシステム改修等を行うもの
(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

- (目標の達成状況)
目標値は平成28年度に5港のところ、最新の実績値(平成26年度)は5港であり、目標を達成した。そのため、新しい指標について検討する。
- (事務事業等の実施状況)
平成26年度に、日中韓でのコンテナ物流情報共有テストを実施し、本格運用を開始した。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 港湾局港湾経済課 (課長 大野 達)

業績指標 104
訪日外国人旅行者数

評価	
A	目標値：2,000万人（平成32年） 実績値：1,036万人（平成25年） 1,341万人（平成26年） 初期値：622万人（平成23年）

（指標の定義）

国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数（当該国の旅券を所持した入国者）から日本に居住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数

（目標設定の考え方・根拠）

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）及び「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」（平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議決定）に記載あり。

（外部要因）

景気・為替相場等の社会・経済動向

（他の関係主体）

（独）国際観光振興機構
外務省・法務省・経済産業省等の関係省庁、旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）

【施政方針】

・第189回国会における施政方針演説（平成27年2月12日）「外国人観光客は、この2年間で500万人増加し、過去最高、1341万人を超えました。ビザ緩和などに戦略的に取り組み、更なる高みを目指します。」

【閣議決定】

・「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日）「第二、二、テーマ4－②観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会」に記載あり

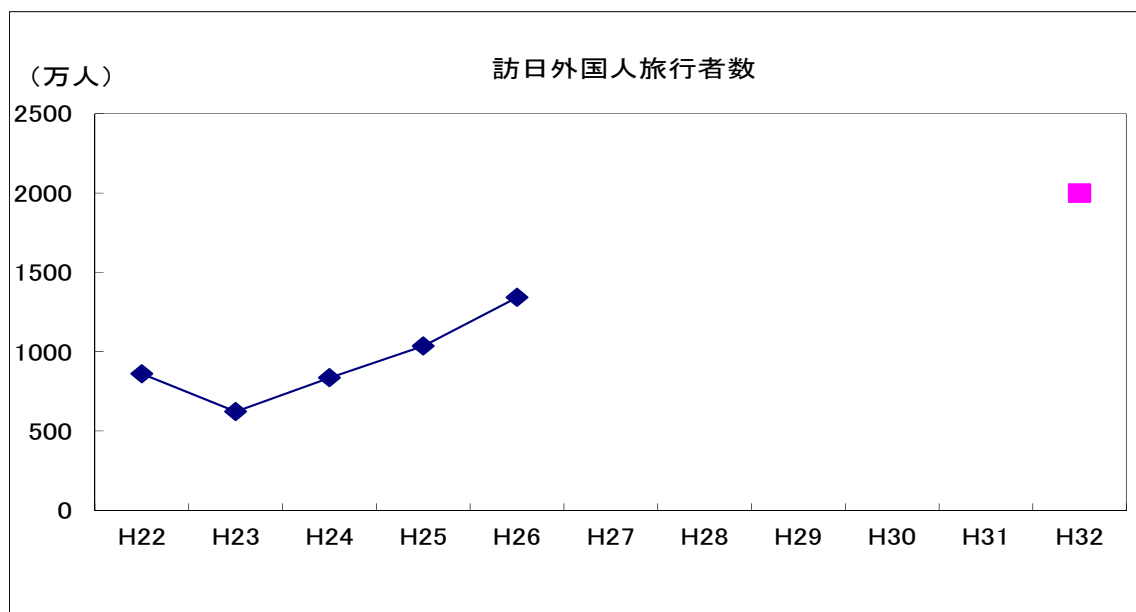
【閣決（重点）】

なし

【その他】

・「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」（平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定）「はじめに」に記載あり

過去の実績値					（暦年）
H22	H23	H24	H25	H26	
861万人	622万人	836万人	1,036万人	1,341万人	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

訪日旅行促進事業

現地消費者向け情報発信対象市場の拡大や、多様な主体との連携による日本ブランド発信力の強化、及び、首都圏空港の発着枠拡大等と連動させた訪日プロモーションを実施した。

予算額 8,497百万円（平成26年度）

8,208百万円（平成25年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成25年の訪日外国人旅行者数は1,036万人となり、史上初めて年間1,000万人を越えた。さらに、平成26年は1,341万人と過去最高を記録した。

（事務事業等の実施状況）

現地消費者向け情報発信対象市場の拡大や、多様な主体との連携による日本ブランド発信力の強化、及び、首都圏空港の発着枠拡大等と連動させた訪日プロモーションを実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成26年は1,341万人と過去最高を記録しており、平成32年に2,000万人との目標に向け順調に推移していることから、Aと評価した。

今後も目標の達成を目指し、訪日プロモーションの強化等を実施する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

訪日2,000万人時代を目指し、ビザ要件の緩和、免税店拡大、航空路線の新規就航等の機会を捉えたプロモーションの実施、今後大幅な成長が期待できる市場の取り込み、及び、大幅な成長が期待できる中国沿岸部及び内陸部等への訪日プロモーションの強化を実施する。

予算額 8,451百万円（平成27年度）

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁国際観光課（課長 岡野 まさ子）

関係課：観光庁外客受入参事官室（参事官 藤原 威一郎）

観光庁 MICE 参事官室（参事官 飯嶋 康弘）

業績指標 105

外国人を含む延べ宿泊者数

評価

A	目標値：500百万人泊（平成32年） 実績値：472.32百万人泊（平成26年（速報値）） 初期値：465.89百万人泊（平成25年）
---	---

（指標の定義）

訪日外国人旅行者および日本人旅行者による年間延べ宿泊者数

（目標設定の考え方・根拠）

平成32年に訪日外国人旅行者が2,000万人に達成したとき、「外国人延べ宿泊者数」は平成25年（訪日外国人旅行者1,036万人）の33.50百万人泊の約2倍である67百万人泊となる。

「日本人延べ宿泊者数」は全体の大半（平成25年では432.39百万人泊）を占めるが、国内人口の減少が進むことから、滞在日数を伸ばすことによって現状維持を目指す。

したがって、これらを合計した500百万人泊を目標に設定する。

（外部要因）

景気・為替相場等の社会・経済動向

（他の関係主体）

（独）国際観光振興機構、関係府省庁、旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

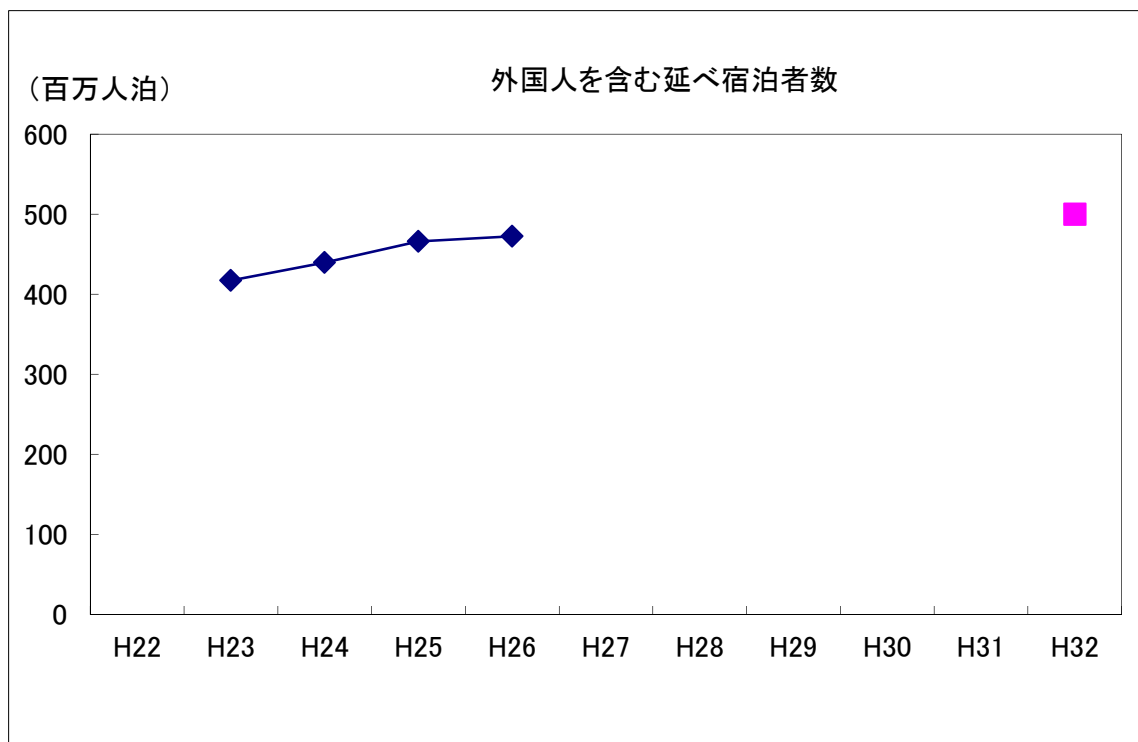
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」（平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定）
「はじめに」に関連記載あり

過去の実績値				(暦年)
H22	H23	H24	H25	H26
-	417.23百万人泊	439.50百万人泊	465.89百万人泊	472.32百万人泊 (速報値)



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

訪日旅行促進事業

現地消費者向け情報発信対象市場の拡大や、多様な主体との連携による日本ブランド発信力の強化、及び、首都圏空港の発着枠拡大等と連動させた訪日プロモーションを実施した。

予算額 8,497百万円 (平成26年度)
8,208百万円 (平成25年度)

観光地域ブランド確立支援事業

国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域独自の「ブランド」の確立を通じた滞在交流観光の推進に向けた取組を支援した。

予算額 274百万円 (平成26年度)
343百万円 (平成25年度)

観光地ビジネス創出の総合支援

地域経済の活性化を図るためには、地域自らが自立的・継続的に着地型旅行商品を開発・販売できる仕組みが必要である。そのため、観光地域づくりの取組を進める主体が自ら着地型旅行商品の販路を拡大し、収益をさらなる着地型旅行開発に充てることが可能となるビジネスモデル構築のための取組を促進した。

予算額 72百万円 (平成26年度)
400百万円 (平成25年度補正)

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成25年の訪日外国人旅行者数は1,036万人となり、史上初めて年間1,000万人を越えた。さらに、平成26年は1,341万人と過去最高を記録した。

その結果、平成25年の外国人を含む延べ宿泊者数は465.89百万人泊、平成26年は472.32百万人泊(速報値)となった。

(事務事業等の実施状況)

現地消費者向け情報発信対象市場の拡大や、多様な主体との連携による日本ブランド発信力の強化、及び、首都圏空港の発着枠拡大等と連動させた訪日プロモーションを実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成26年は472.32百万人泊（速報値）となり、目標に向け順調に推移していることから、Aと評価した。
今後も目標の達成を目指し、訪日プロモーションの強化等を実施する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

訪日旅行促進事業

訪日2,000万人時代を目指し、ビザ要件の緩和、免税店拡大、航空路線の新規就航等の機会を捉えたプロモーションの実施、今後大幅な成長が期待できる市場の取り込み、及び、大幅な成長が期待できる中国沿岸部及び内陸部等への訪日プロモーションの強化を実施する。

予算額 8,451百万円

観光地域ブランド確立支援事業

引き続き、国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域独自の「ブランド」の確立を通じた滞在交流観光の推進に向けた取組を支援する。

予算額 257百万円

地域資源を活用した観光地魅力創造事業

地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げるため、歴史的景観、美しい自然、海洋資源、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の観光資源を活かした地域づくり施策と、体制づくり、受入環境整備、二次交通の充実等の観光振興のための施策を一体で実施する。

予算額 290百万円

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 観光庁観光地域振興課（課長 川瀧 弘之）
 観光庁観光資源課（課長 長崎 敏志）
 観光庁観光産業課（課長 石原 大）
関係課： 観光庁国際観光課（課長 岡野 まさ子）

業績指標 106
日本人海外旅行者数

評価	
B	目標値：2,000万人（平成32年） 実績値：1,747万人（平成25年） 1,690万人（平成26年） 初期値：1,699万人（平成23年）

（指標の定義）

日本国内から海外へ出国した日本人数

（目標設定の考え方・根拠）

観光は、国際相互理解の増進に重要な役割を果たすものであり、訪日外国人旅行者、日本人海外旅行者双方のバランスのとれた交流を図っていく必要がある。

訪日外国人旅行者数については、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」（平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議決定）において、平成32年までに2,000万人を目指すという目標が定められているところであり、これを踏まえ、日本人海外旅行者数についても目標年度を揃え、平成32年までに2,000万人としている。国際観光の拡大・充実に図り、観光立国を推進するためには、日本人海外旅行者数の増加を目指す必要がある。

（外部要因）

景気・為替相場等の社会・経済動向

（他の関係主体）

（一社）日本旅行業協会、（一社）全国旅行業協会
 関係各府省庁
 旅行会社、メディア関係者等の民間事業者 等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）

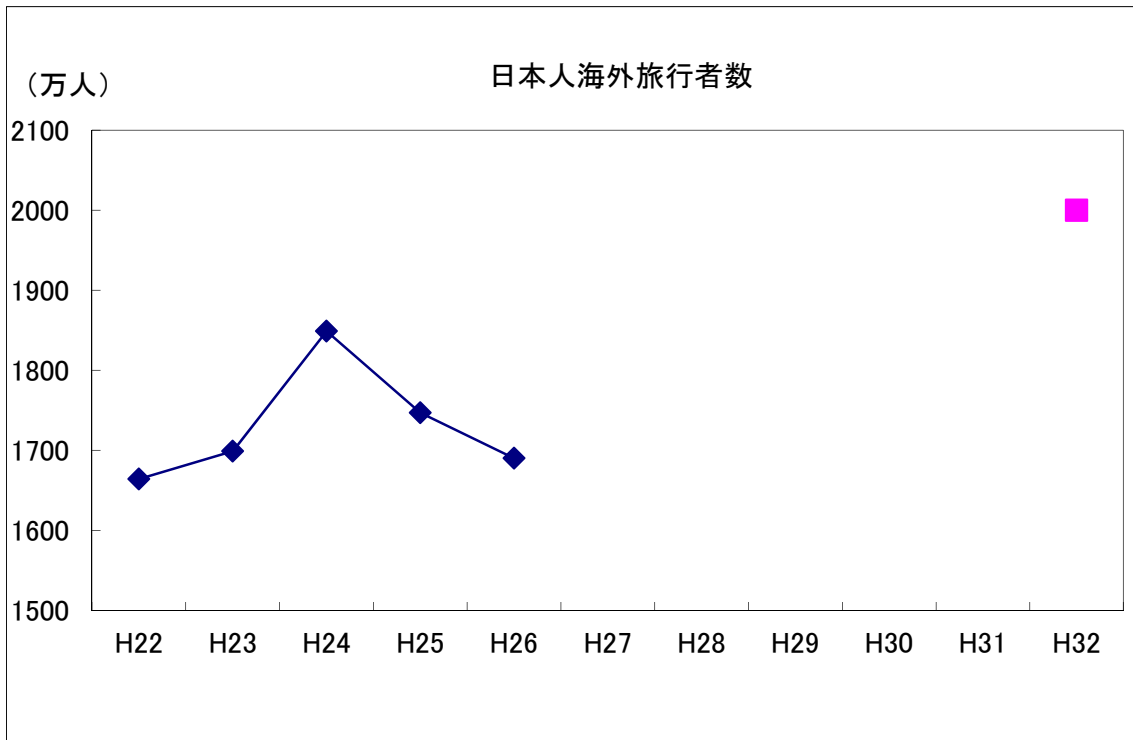
【閣決（重点）】

なし

【その他】

・「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」（平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定）「第1章(7)インバウンド・アウトバウンド双方向での交流促進」に関連記載あり

過去の実績値					(暦年)
H22	H23	H24	H25	H26	
1,664万人	1,699万人	1,849万人	1,747万人	1,690万人	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・主要国政府間でハイレベルでの観光に関する定期的な政策対話の促進
- ・日中韓三国間での文化・歴史交流や共同プロモーション等を通じた観光交流の拡大に向けた取組の促進
- ・民間による相互交流イベントへの支援等を通じた、各国との相互交流の促進

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成25年の日本人海外旅行者数は1,747万人(対前年比5.5%減)、平成26年は1,690万人(対前年比3.3%減)を記録した。

(事務事業等の実施状況)

- ・日中韓観光大臣会合をはじめ、中国や韓国その他のアジア諸国など主要国政府間でハイレベルでの観光に関する定期的な政策対話を行うとともに、在京大使館や外国政府関係機関等と情報交換等を行い、観光分野における二国間関係の強化を図り、インバウンド・アウトバウンド双方向での交流拡大(ツーウェイツーリズム)を推進。
- ・日中韓三国間での官民連携のもと、姉妹都市・友好都市同士の交流にあわせた交流ツアー、お祭り・伝統芸能・世界遺産等を通じた文化・歴史交流や国際的スポーツ大会を契機とした共同プロモーション等の取組を実施し、日中韓三国間の観光交流の拡大を強力に推進。
- ・世界の100を超える国・地域から政府観光局、旅行関連団体・企業が集結する世界最大規模の相互交流イベントである「ツーリズムEXPO ジャパン」の開催支援を行い、世界各地の魅力に触れる機会を通じて、日本人の海外旅行需要を喚起。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成25年の日本人海外旅行者数は対前年比5.5%減、平成26年は対前年比3.3%減となり、2年連続の減少となったため、評価はBとする。平成25・26年においても、日本人海外旅行者数の増加に向けた取組を実施してきたものの、近年の円安傾向や社会情勢の変化等の外的要因から、減少傾向となったものと考えられる。

国際観光の拡大・充実を図り、観光立国の実現を推進するためには、訪日外国人旅行者数拡大に加え、日本人海外旅行者数の増加による、相互の交流人口の拡大(ツーウェイツーリズム)が重要である。そのため、外部要因により実績値が変動する可能性はあるものの、今後も引き続き、政府一丸、官民一体となって日本人の海外旅行の促進を図る。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

イベント・周年事業等を活用した海外旅行プロモーションの実施、海外危険情報の発信等海外旅行の安全・安心の確保と質の向上、休暇制度の取得・促進等の取組により、日本人の海外旅行の促進を図る。

(平成28年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁観光産業課（課長 石原 大）

関係課：観光庁国際関係参事官室（参事官 高橋 良明）

観光庁国際観光課外客誘致室（室長 佐藤 久泰）

業績指標 107

訪日外国人旅行消費額

評価

A	目標値：3兆円（平成32年） 実績値：2.0兆円（平成26年） 初期値：1.4兆円（平成25年）
---	--

(指標の定義)

訪日外国人旅行者による日本国内での旅行消費額

(目標設定の考え方・根拠)

平成26年における訪日外国人一人当たり旅行支出は約15万円であり、平成32年に訪日外国人旅行者が2,000万人を達成するという目標を踏まえ、3兆円を目標に設定する。

なお、当目標値は「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）」において掲げられている。

(外部要因)

景気・為替相場等の社会・経済動向

(他の関係主体)

(独) 国際観光振興機構、関係各府省庁、旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等

(重要政策)**【施政方針】**

- 第189回国会における施政方針演説（平成27年2月12日）「日本を訪れる皆さんに、北から南まで、豊かな自然、文化や歴史、食など、地方の個性あふれる観光資源を満喫していただきたい。」

【閣議決定】

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日）

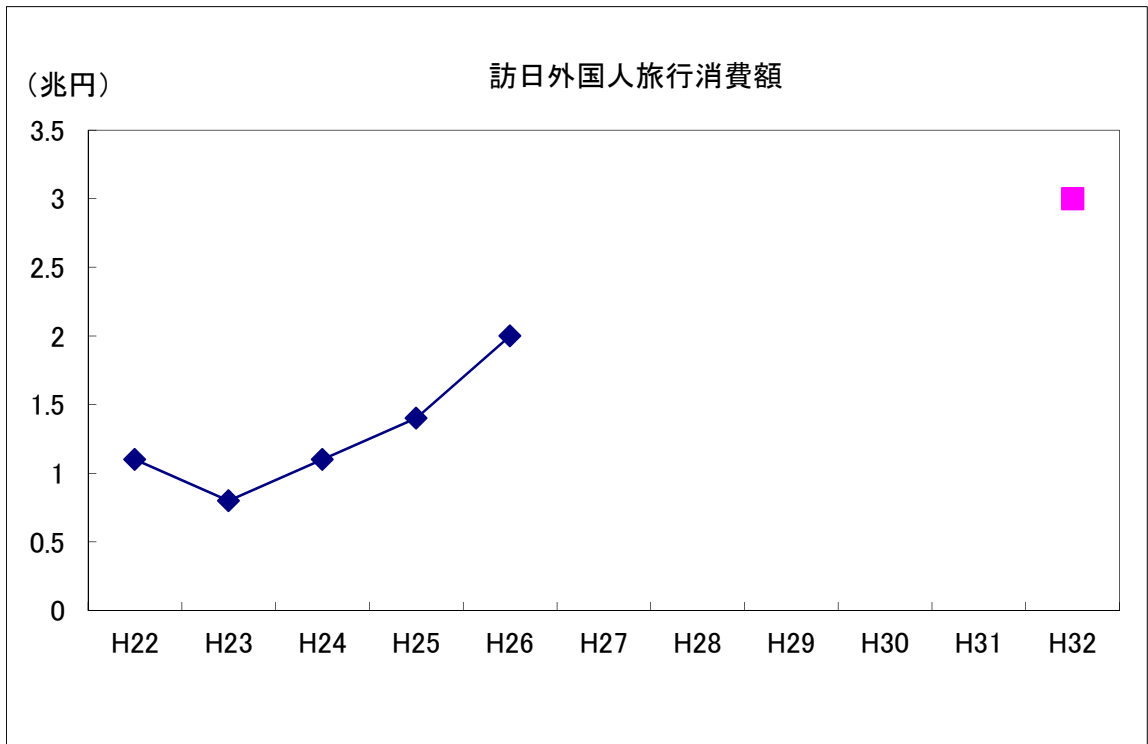
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(暦年)
H22	H23	H24	H25	H26	
1.1兆円	0.8兆円	1.1兆円	1.4兆円	2.0兆円	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

訪日旅行促進事業

現地消費者向け情報発信対象市場の拡大や、多様な主体との連携による日本ブランド発信力の強化、及び、首都圏空港の発着枠拡大等と連動させた訪日プロモーションを実施した。

予算額 8,497百万円 (平成26年度)
8,208百万円 (平成25年度)

【税制上の特例措置】

外国人旅行者向け消費税免税制度に係る対象品目の拡大等及び手続の簡素化

平成26年10月1日より、訪日外国人旅行者向け消費税免税制度の対象品目を、従来対象でなかった消耗品にも拡大し、全ての物品を免税対象品目とした。また、購入記録票等の様式の弾力化及び手続きの簡素化を行った。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成25年の訪日外国人旅行者数は1,036万人となり、史上初めて年間1,000万人を越えた。さらに、平成26年は1,341万人と過去最高を記録した。また、平成25年4月1日時点で4,622店舗であった免税店舗数は、平成26年10月1日時点で9,361店舗まで拡大した。

その結果、平成25年の訪日外国人旅行消費額は1.4兆円、平成26年は2.0兆円となった。

(事務事業等の実施状況)

現地消費者向け情報発信対象市場の拡大や、多様な主体との連携による日本ブランド発信力の強化、及び、首都圏空港の発着枠拡大等と連動させた訪日プロモーションを実施した。また免税制度の改正に向けて説明会の実施・相談窓口の体制充実等を行い免税店拡大に取り組んだほか、免税制度改正にあわせた海外への積極的なプロモーションを行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成26年は約2.0兆円となり、目標に向け順調に推移していることから、Aと評価した。

今後も目標の達成を目指し、訪日プロモーションの強化、消費税免税店の拡大等を実施する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

訪日2,000万人時代を目指し、ビザ要件の緩和、免税店拡大、航空路線の新規就航等の機会を捉えたプロモーションの実施、今後大幅な成長が期待できる市場の取り込み、及び、大幅な成長が期待できる中国沿岸部及び内陸部等への訪日プロモーションの強化を実施する。

予算額 8,451百万円(平成27年度)

平成27年4月1日より、免税手続カウンター制度を開始し、商店街やショッピングセンターにおいて免税手続を第三者に委託して、合算してまとめて手続を行うことが可能となったことを踏まえ、制度の活用を促し、引き続き地方における更なる免税店の拡大に取り組む。

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 観光庁観光戦略課(課長 高橋 一郎)
観光庁観光地域振興課(課長 川瀧 弘之)
観光庁観光資源課(課長 長崎 敏志)
観光庁観光産業課(課長 石原 大)
関係課： 観光庁国際観光課(課長 岡野 まさ子)

業績指標 108

主要な国際会議の開催件数におけるアジアでの順位

評価	
A	目標値：平成42年にアジアNo.1の国際会議開催国としての不動の地位を築く （上記の中間目標の定量的解釈として、過去5年のアジア順位の平均値がアジア第1位(平成32年)） 実績値：342件(アジア1位、世界7位) (平成25年) 337件(アジア1位、世界7位) (平成26年) 初期値：－

(指標の定義)

ICCA（国際会議協会）統計による我が国における国際会議の開催件数

(目標設定の考え方・根拠)

- 我が国の過去の国際会議開催件数のトレンドを今後の施策努力により維持・向上させることで、同予測値を域内のアジア主要競合国の開催数の将来予測と比較し、アジア首位となるレベルを想定して、平成42年（2030年）にアジアNo.1の国際会議開催国としての不動の地位を築くことを最終的な目標とする。
- なお、当目標は日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）、「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において、KPIとして定められている。
- 目標値達成のため、中間地点である2020年時点も含め、アジアNo.1の国際会議開催国としての不動の地位を築くこととする。目標値における定量的解釈は、過去5年のアジア順位の平均値がアジア第1位となることを目指すこととする。

(外部要因)

景気・為替相場等の社会・経済動向、他国の誘致活動状況

(他の関係主体)

（独）国際観光振興機構、関係各府省庁、地域のコンベンションビューロー、民間事業者（PCO（Professional Congress Organizer）、観光事業者等）等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日）KPIとして記載あり

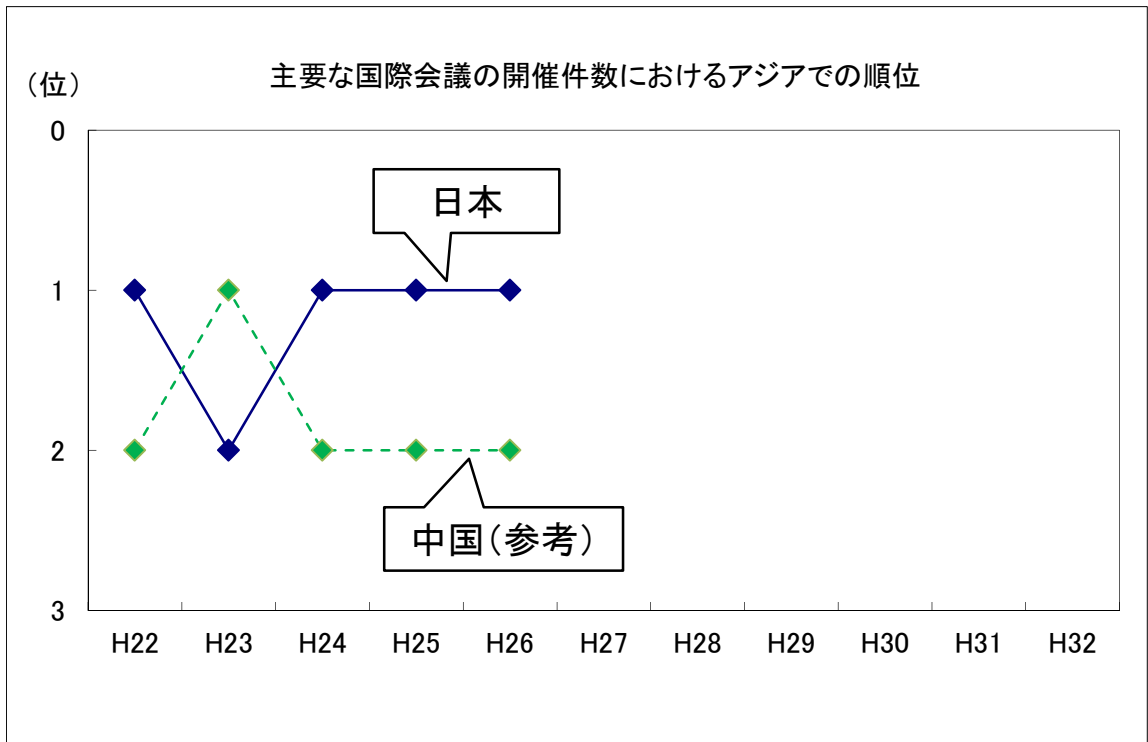
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(暦年)
H22	H23	H24	H25	H26	
305 (アジア1位、 世界7位)	233 (アジア2位、 世界13位)	341 (アジア1位、 世界8位)	342 (アジア1位、 世界7位)	337 (アジア1位、 世界7位)	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○国際会議等(MICE)の誘致・開催の促進

日本再興戦略で掲げられた「2030年には、アジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く」との目標達成に向け、国際会議等(MICE)の誘致・開催を促進。

予算額 450百万円(平成26年度)

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成26年の実績値は、337件でアジア第1位であり、過去5年のアジア順位の平均値は、1.2位でアジア第1位である。(アジア第2位は中国で、過去5年の平均順位は1.8位である。)

(事務事業等の実施状況)

○国際会議等(MICE)の誘致・開催の促進

- ・アドバイザー派遣等を通じたマーケティング能力の向上支援等による世界トップレベルのMICE都市の育成
- ・MICE開催地としての日本の魅力向上・確立と世界への発信
- ・ユニークベニュー(※)の開発、利用促進や人材育成を通じたMICEの受入環境・体制の構築・強化

(※)歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場

課題の特定と今後の取組みの方向性

「2030年には、アジアNo.1の国際会議開催国としての不動の地位を築く」との目標達成のため、①都市・地域のMICE誘致力を高めるとともに、②プロモーションを強化する。また、海外MICE専門見本市出展、商談会・セミナー、メディア等の招請、MICEアンバサダープログラム等のメニューを通じ、日本のMICE開催地としての認知度の向上、誘致案件の発掘を図る。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

MICEに関する取組の抜本的強化のため以下に取組む。

<MICE誘致による地域の活性化>

- ・JNTOが、地方都市のニーズや体制に応じたきめ細かなコンサルティングを行い、地方都市のMICE誘致力を向上させる。
- ・中規模程度のコンベンションの受け皿を充実させるため、新たに「グローバルMICE強化都市」を4都市程度選定する。
- ・名古屋大学等の取組を参考に、地元大学、自治体、民間事業者との連携枠組みの構築を促すことにより、大学関

係者等 MICE を主催しようとする者の掘り起こし、支援を行う。

<戦略的な国際会議の誘致>

○日本が優位性を有し、さらなる発展が期待される科学、技術、医学分野を重点分野とし、当該分野に関する国際会議の誘致に集中的に取り組む。

- ・ 重点分野における国際会議誘致のキーパーソンを「MICE 誘致アンバサダー」（仮称）に認定し、会議の開催場所を実質的に決定する権限を有する者への直接的な働きかけ等により、誘致を強力に進める。
- ・ 海外からのユニークベニユーの問い合わせに迅速かつ実効的に対応し、具体的な開催候補地の提案・情報提供を行うため、JNTO に一元的な問い合わせ窓口を設置するとともに、ユニークベニユーとして活用可能な施設、文化財等をリストアップして公表する。
- ・ 日本学術会議と観光庁の連携強化により、学会やアフターコンベンションでのユニークベニユーの活用を促進する。

（平成 28 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁国際会議等参事官室（参事官 飯嶋 康弘）

関連指標 12

訪日外国人の満足度、①大変満足、②必ず再訪したい

実績値等

目標値：①45% ②60% (平成28年)
 実績値：①43.5% ②56.5% (平成25年)
 ①49.5% ②57.6% (平成26年)
 初期値：-

(指標の定義)

「訪日外国人消費動向調査」において「大変満足」と回答する割合及び「必ず再訪したい」と回答する割合

(目標設定の考え方・根拠)

観光分野の満足度や再来訪意向は、景観・自然や社会・経済動向が大きく影響を与えるため、地域によっては向上することが決して容易ではないことを踏まえ、「大変満足」と回答する割合を45%、「必ず再訪したい」と回答する割合60%とすることを目標とする。

なお、当目標値は観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。

<参考> 訪日外国人消費動向調査（訪日旅行満足度）

①大変満足 ②必ず再訪したい
 平成22年 ①35.6% ②49.7%
 平成23年 ①43.5% ②58.2%

(外部要因)

景気・為替相場等の社会・経済動向

(他の関係主体)

地方公共団体、経済団体・民間事業者等（事業主体）
 外務省・法務省等の関係省庁（観光立国推進基本計画に基づき連携）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）

【閣決（重点）】

なし

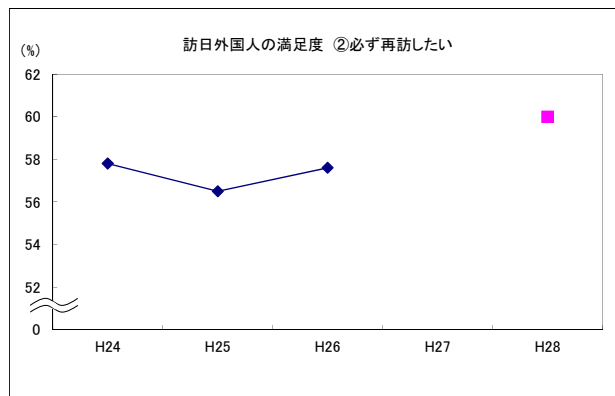
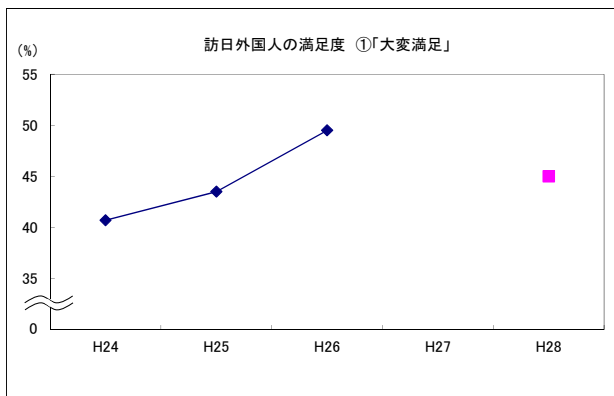
【その他】

なし

過去の実績値

(暦年)

H22	H23	H24	H25	H26
-	-	①40.7% ②57.8%	①43.5% ②56.5%	①49.5% ②57.6%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

観光地域ブランド確立支援事業

国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域独自の「ブランド」の確立を通じた滞在交流観光の推進に向けた取組を支援する。

予算額 274百万円（平成26年度）

343百万円（平成25年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

平成26年においては①49.5% ②57.6%と、前年比①約6%増、②約1%増となっている。

（事務事業等の実施状況）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁観光戦略課（課長 高橋 一郎）

関係課：観光庁国際観光課（課長 岡野 まさ子）

観光庁外客受入参事官室（参事官 藤原 威一郎）

観光庁国際会議等参事官室（参事官 飯嶋 康弘）

観光庁国際関係参事官室（参事官 高橋 良明）

観光庁観光地域振興課（課長 川瀧 弘之）

観光庁観光資源課（課長 長崎 敏志）

関連指標 13

国内観光地域の旅行者満足度、①総合満足度「大変満足」、②再来訪意向「必ず再訪したい」

実績値等

目標値：① 25%程度 ② 25%程度 (平成28年)
 実績値：① 20.7% ② 16.6% (平成25年)
 ①集計中 ②集計中 (平成26年)
 初期値：－

(指標の定義)

「旅行・観光消費動向調査」において「大変満足」と回答する割合及び再来訪意向について「大変そう思う」と回答する割合

(目標設定の考え方・根拠)

観光分野の満足度や再来訪意向は、景観や自然が大きく影響を与えるため、地域によっては向上することが決して容易でないことや、類似の調査による結果を踏まえ、回答割合を「25%程度」を目標とする。

なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。

(参考1) 観光地の魅力向上に向けた評価手法調査事業(平成22年1月上旬～2月中旬調査)：観光庁

総合満足度「大変満足」回答割合：23.1%、再来訪意向「大変そう思う」回答割合：24.0% (調査地域：全国50地域、調査票回収数：11,626件)

(参考2) 2011年度第1回基礎調査(CSロイヤリティ調査)中間報告(平成23年7月～9月調査)：観光地マネジメント研究会((財)日本交通公社)

総合満足度「大変満足」回答割合：18.6%、再来訪意向「大変そう思う」回答割合：14.5% (調査地域：全国49地域、調査票回収数：7,073件)

(外部要因)

景気・為替相場等の社会・経済動向、余暇時間・自由時間、家計収支等

(他の関係主体)

地方公共団体、経済団体・民間事業者等(事業主体)

農林水産省・環境省等の関係省庁(観光立国推進基本計画に基づき連携)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)

【閣決(重点)】

なし

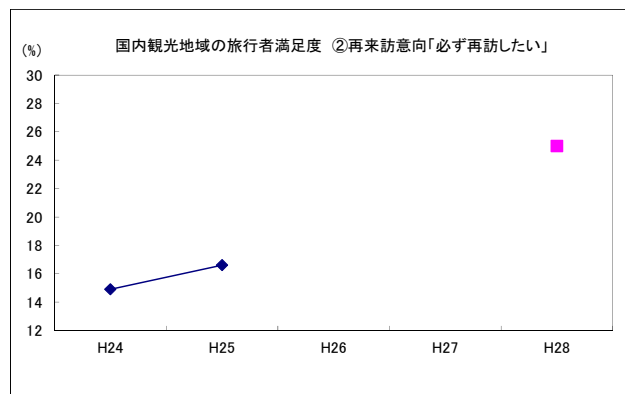
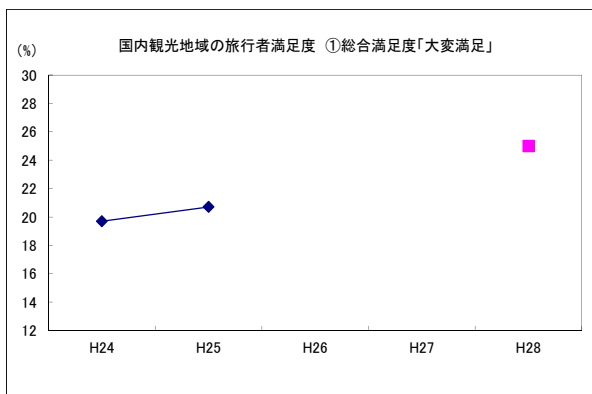
【その他】

なし

過去の実績値

(暦年)

H22	H23	H24	H25	H26
—	—	① 19.7% ② 14.9%	① 20.7% ② 16.6%	① 集計中 ② 集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

観光地域ブランド確立支援事業

国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域独自の「ブランド」の確立を通じた滞在交流観光の推進に向けた取組を支援する。

予算額 274百万円（平成26年度）

343百万円（平成25年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

平成25年においては①「大変満足」が20.7%、②「必ず再訪したい」が16.6%と、①1%増、②1.7%増となっている。

（事務事業等の実施状況）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁観光戦略課（課長 高橋 一郎）

関係課：観光庁観光産業課（課長 石原 大）

観光庁国際観光課（課長 岡野 まさ子）

観光庁観光地域振興課（課長 川瀧 弘之）

観光庁観光資源課（課長 長崎 敏志）

業績指標 109

景観計画を策定した市区町村の数

評価

A	目標値：550団体（平成28年度） 実績値：409団体（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：315団体（平成23年度）
---	--

（指標の定義）

景観計画を策定・公表（告示）した景観行政団体（市区町村に限る）の数。

（目標設定の考え方・根拠）

全国市区町村を対象にした景観計画策定意向調査において、平成24年3月1日時点で、平成28年度末までに策定する意向があると回答した市町村数に基づき設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体（都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）：「景観行政団体による景観計画の策定等景観法に基づく制度の活用による良好な景観形成の推進を図り、地域の魅力を増進、創出するため、法制度の効果的な活用のあり方や先進事例に関する情報提供といった取組を行うとともに、法にある基本理念の普及や良好な景観形成に関する国民の意識向上を目的とした各種の啓発活動、多様な主体の参加を図るための景観に関する教育、専門家の育成といったソフト面での各種支援策について充実を図る。」（3-3-5（六）②）

- ・経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日）：「地域は、民間の資金、ノウハウ等を大胆に導入し、景観や歴史文化といった地域資源を活用し、人や情報の交流・連携による広域ネットワークを活かした取組を通じて、地域に働く場所を創出する「個性を活かした地域戦略」を推進する。」（第2章3.（3）（長期的な観点からの取組））

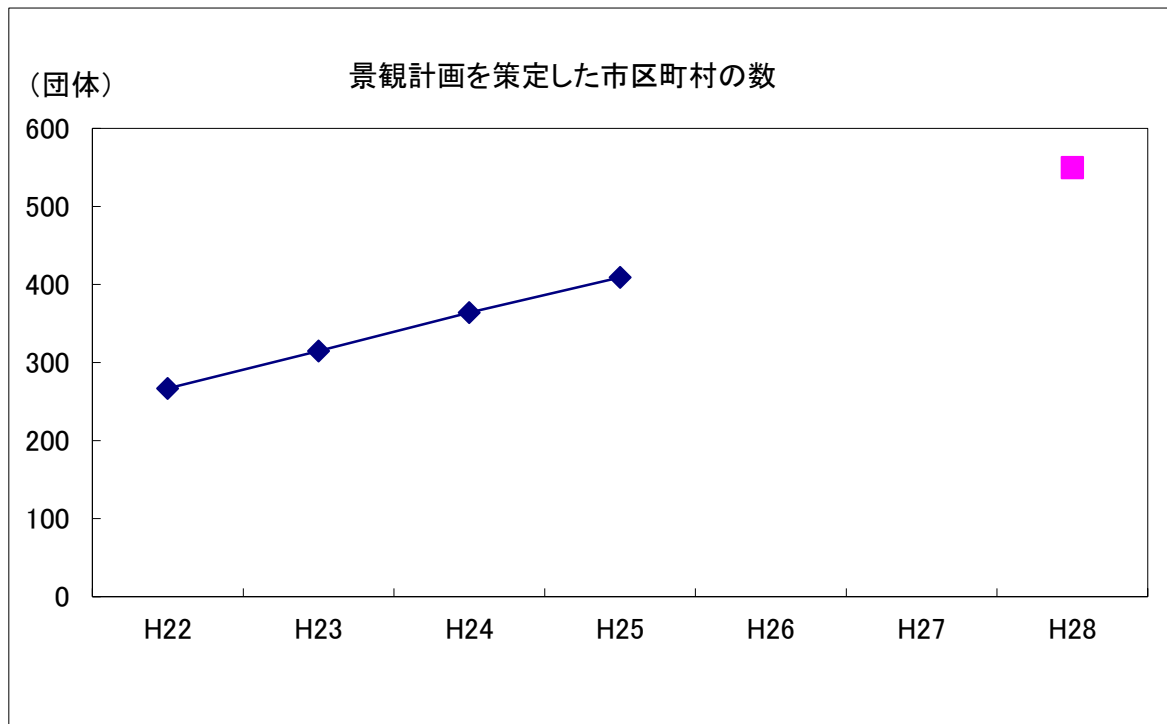
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014（平成26年6月17日）：「地域の「顔」となる空間を、無電柱化の推進や水辺空間の活用、良好な景観形成等を通じて、魅力あるものとし、さらにはそれ自体を観光資源として活用していくことで、外国人旅行者を惹きつける地域の形成を推進する。」（4.（3）＜魅力ある空間の形成＞）

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
267団体	315団体	364団体	409団体	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

景観法の活用及び良好な景観形成のための普及促進

関連する事務事業等の概要

集約促進景観・歴史的風致形成推進事業、社会資本整備総合交付金の活用

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

景観計画を策定した市区町村の数については、平成25年度も着実に増加しており、今後も順調に増加していくことが見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

景観法の活用状況を調査・把握・分析した結果や効果的で先進的な取組事例等を各種会議やホームページ等を通じて情報提供し、景観形成を推進するための普及促進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標については、順調に増加していくことが見込まれる状態であることから、今後も景観法の活用及び良好な景観形成のための普及促進等の現在の施策を着実に推進していくこととし、「A」と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

地域内外からの人口交流による地域の賑わい等の創出や居住人口の集約の促進を図るため、集約促進景観・歴史的風致形成推進事業等により、引き続き、景観・歴史資源となる建造物の修理・改修や、景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域作りに資する取組への支援を行っていく。

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室(室長 出口 陽一)

業績指標 110

歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市区町村の数

評価	
A	目標値：60団体（平成28年度） 実績値：49団体（平成26年度） 44団体（平成25年度） 初期値：31団体（平成23年度）

(指標の定義)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村(歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市区町村)の数

(目標設定の考え方・根拠)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市町村について平成24年に調査を行った結果、平成28年度末までに意向ありと回答した市区町村の数に基づき設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

関係省庁(文化庁、農林水産省)、地方公共団体、民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、歴史的建造物の修理、無電柱化等を通じて、良好な景観を形成するとともに地域固有の観光資源である歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを進める。」(3-3-5(六)②)
- ・経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日)「地域は、民間の資金、ノウハウ等を大胆に導入し、景観や歴史文化といった地域資源を活用し、人や情報の交流・連携による広域ネットワークを活かした取組を通じて、地域に働く場所を創出する「個性を活かした地域戦略」を推進する。」(第2章3.(3)(長期的な観点からの取組))

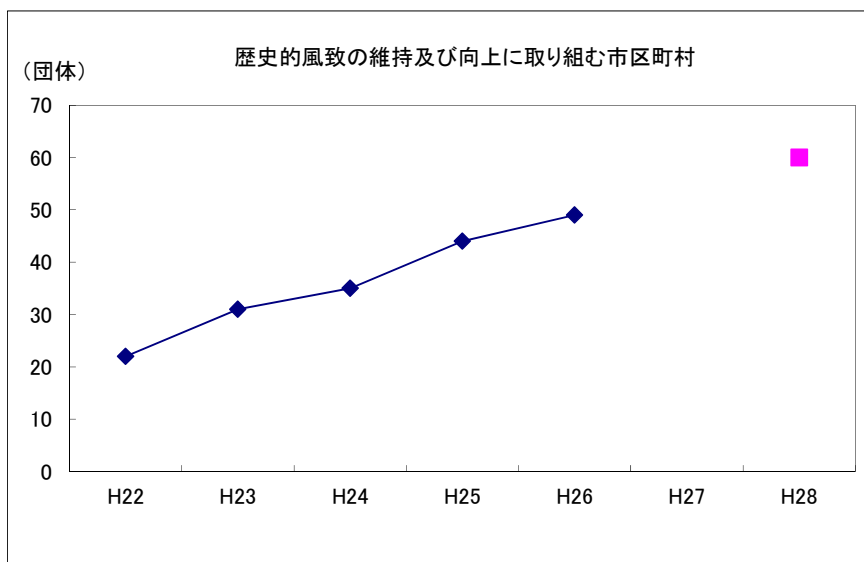
【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記載あり」

【その他】

観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014(平成26年6月17日)「歴史まちづくり法に基づく歴史的風致を活かしたまちづくりや、街なみ環境の整備改善による美しい景観形成の整備を推進する。」(4.(3)<魅力ある空間の形成>)

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
22団体	31団体	35団体	44団体	49団体	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

歴史的風致維持向上推進等調査

良好な景観や歴史的なまち並の形成における資金面、人材面、制度面の共通課題に対応した取組提案の募集を行い、応募された提案の中から優れたものを選定し、提案者へ調査を委託する。国と地方公共団体、民間等が連携のもと、モデル的な調査、実証事業を実施し、その成果を全国に広めることによって、地域における良好な景観の形成や歴史的風致の維持向上の推進を図る。

予算額：77百万円（平成25年度）

55百万円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

集約促進景観・歴史的風致形成推進事業、社会資本整備総合交付金の活用

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市区町村の数は、平成26年度末で49団体となっており、今後も順調に増加していくことが見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行後5年間の取組状況について調査・把握・分析した結果や、歴史的風致維持向上推進等調査を通じて得られた先導的な取組事例などを各種会議、HP等を通じて地方公共団体に情報提供し、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村が増えるよう、普及啓発を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度には目標値を達成すると見込まれ、引き続き、歴史的風致維持向上計画の認定等を通じた歴史的風致の維持及び向上に向けた取組みの推進を図っていくこととし、「A」と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

・広域観光周遊ルート形成に向けた取組の一環として、歴史的風致維持向上計画認定都市において、官民により構成された協議会が作成する整備計画に位置づけられた受入環境整備に係るソフト・ハード両面の取組に対して総合的に支援を行う。

・地域内外からの人口交流による地域の賑わい等の創出や居住人口の集約の促進を図るため、集約促進景観・歴史的風致形成推進事業により、引き続き、景観・歴史資源となる建造物の修理・改修や、景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域作りに資する取組への支援を行う。

（平成28年度以降）

・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室（室長 出口 陽一）

業績指標 111

三大都市圏環状道路整備率

評価

A	目標値：約75%（平成28年度） 実績値：63%（平成25年度） 68%（平成26年度） 初期値：56%（平成23年度）
---	---

(指標の定義)

三大都市圏環状道路の供用延長を計画延長で割ったもの

三大都市圏環状道路整備率

$$= \frac{\text{三大都市圏における環状道路の供用延長}}{\text{三大都市圏における環状道路の計画延長}}$$

(目標設定の考え方・根拠)

平成28年度の目標については、高速道路会社と（独）日本高速道路保有・債務返済機構が締結した協定や、道路事業の見通しにおいて既に供用時期を公表している区間について、供用予定延長を積み上げ

(外部要因)

地元調整の状況 等

(他の関係主体)

・NEXCO、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）（会社区間の事業進捗 等）

(重要政策)

【施政方針】

・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）

「命を守るための「国土強靱化」が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

日本再興戦略（平成26年6月24日）

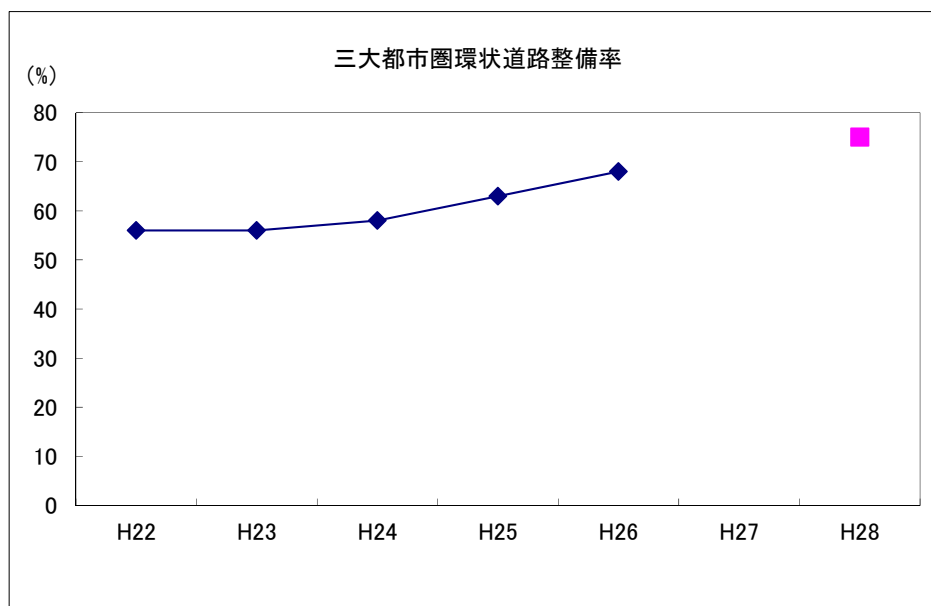
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H22	H23	H24	H25	H26	H28
56%	56%	58%	63%	68%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

三大都市圏環状道路の整備

迅速かつ円滑な物流の実現などのため、三大都市圏環状道路等を中心とする根幹的な道路網を重点的に整備する。(◎)

予算額：道路整備費 13,420 億円(国費)及び社会資本整備総合交付金 9,031 億円(国費)等の内数(平成25年度)

道路整備費 13,562 億円(国費)及び社会資本整備総合交付金 9,124 億円(国費)等の内数(平成26年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

○平成25年度は、首都圏中央連絡自動車道(茅ヶ崎JCT～寒川北IC、東金JCT～木更津東IC)、京奈和自動車道(紀北かつらぎIC～紀の川IC)、阪神高速淀川左岸線(島屋IC～海老江JCT)の計65kmが供用を開始し、平成26年は、首都圏中央連絡自動車道(寒川北IC～海老名南JCT、相模原相川IC～高尾山IC、久喜白岡JCT～境古河IC)、京奈和自動車道(御所IC～御所南IC、郡山下ツ道JCT～郡山南IC)等の計61kmが供用を開始したところであり、三大都市圏の環状道路整備率の実績値は、平成26年度末時点で68%である。

(事務事業等の実施状況)

○平成26年度末供用延長834km

(平成25年度新規供用延長65km、平成26年度新規供用延長61km)

課題の特定と今後の取組みの方向性

○業績指標は、平成23年度の53%が平成26年度末に68%まで向上。今後の供用予定の推移を見ると、目標年度には目標値を達成できると見込まれることから、Aと評価した。

○平成27年度は、首都圏中央連絡自動車道(桶川北本IC～白岡菖蒲IC、境古河IC～つくば中央IC、神崎IC～大栄JCT)、東海環状自動車道(東員IC～四日市北JCT)、近畿自動車道名古屋神戸線(四日市JCT～四日市北JCT)の計55kmの供用を予定しており、引き続き、目標値の達成に向けて整備を推進する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 道路局 企画課 道路経済調査室 (室長 山本 悟司)

関係課： 道路局 国道・防災課 (課長 茅野 牧夫)

道路局 高速道路課 (課長 吉岡 幹夫)

業績指標 112

道路による都市間速達性の確保率

評価

A	目標値：約50%（平成28年度） 実績値：49%（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：46%（平成22年度）
---	---

(指標の定義)

主要都市間等※を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度（都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したものの）60km/hが確保されている割合

道路による都市間速達性の確保率

$$= \text{都市間連絡速度 60km/h 以上の主要都市等を結ぶ都市間リンク数} \div \text{都市間リンクの総数}$$

※主要都市等：都道府県庁所在地、人口10万人以上の都市その他の生活圏中心都市等

(目標設定の考え方・根拠)

平成28年度の目標については、公表している今後の高規格幹線道路の供用予定等により都市間連絡速度の改善が見込める都市間リンクをもとに設定

(外部要因)

高規格幹線道路等の事業進捗 等

(他の関係主体)

・NEXCO（会社区間の事業進捗 等）

(重要政策)

【施政方針】

・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）

「命を守るための「国土強靱化」が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

日本再興戦略（平成26年6月24日）

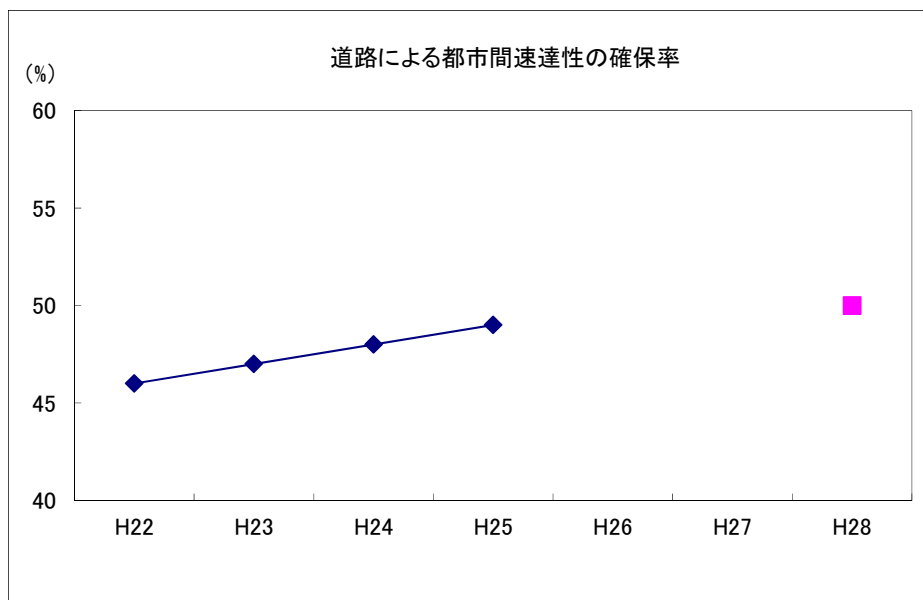
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H26
46%	47%	48%	49%	集計中	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

個性ある地域やコンパクトな拠点を道路ネットワークでつなぎ、距離の制約を克服し、地域・拠点の連携を確保する。(◎)

予算額：道路整備費 13,420 億円(国費)及び社会資本整備総合交付金 9,031 億円(国費)等の内数(平成25年度)

道路整備費 13,562 億円(国費)及び社会資本整備総合交付金 9,124 億円(国費)等の内数(平成26年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

○業績指標は、平成22年度から平成25年度にかけて3%増加しており、また、公表している今後の高規格幹線道路の供用予定等を加味すると、目標年度までに目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

(事務事業等の実施状況)

○平成25年度は、東九州自動車道(苅田北九州空港IC～行橋IC、日向IC～都農IC、北浦IC～須美江IC)、日本海沿岸東北自動車道(大館市商人留IC～小坂JCT)、近畿自動車道紀勢線(海山IC～紀伊長島IC)、中国横断自動車道尾道松江線(吉舎IC～三次東JCT)、九州横断自動車道延岡線(嘉島JCT～小池高山IC)等の計約195kmが供用。

○平成26年度は、常磐自動車道(相馬IC～山元IC、常磐富岡IC～南相馬IC)、近畿自動車道敦賀線(小浜IC～敦賀JCT)、四国横断自動車道(徳島IC～鳴門JCT)、東九州自動車道(行橋IC～みやこ豊津IC、豊前IC～宇佐IC、佐伯IC～蒲江IC、鹿屋串良JCT～曾於弥五郎IC)、北海道横断自動車道根室線(浦幌IC～白糠IC)、中国横断自動車道尾道松江線(世羅IC～吉舎IC)等の計約365kmが供用。

課題の特定と今後の取組みの方向性

○業績指標は、平成22年度から平成25年度にかけて3%増加しており、また、公表している今後の高規格幹線道路の供用予定等を加味した場合、目標年度までに目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。引き続き、平成28年度の目標達成に向け、都市間速達性の確保に向けた取組みを実施するため、Aと評価した。

○平成27年度は、東関東自動車道水戸線(銚田IC～茨城空港北IC)、第二東海自動車道(浜松いなさJCT～豊田東JCT)、近畿自動車道名古屋神戸線(四日市JCT～四日市北JCT)、東九州自動車道(椎田南IC～豊前IC)、北海道横断自動車道網走線(訓子府IC～北見西IC)、北海道横断自動車道根室線(白糠IC～阿寒IC)、東北横断自動車道釜石秋田線(遠野IC～宮守IC)、近畿自動車道紀勢線(南紀田辺IC～すさみIC)等の計約280kmの供用を予定。引き続き、目標値の達成に向けて整備を推進する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 道路局 企画課 道路経済調査室(室長 山本 悟司)

関係課： 道路局 国道・防災課(課長 茅野 牧夫)

道路局 高速道路課(課長 吉岡 幹夫)

業績指標 113

鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数

評価	
A	目標値：100%（140万人）（平成28年度） 実績値：21%（30万人）（平成25年度） 114%（160万人）（平成26年度） 初期値：—（平成23年度）

（指標の定義）

5大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅からJR等の幹線鉄道により、新たに3時間以内に到達できる地域の人口数

（目標設定の考え方・根拠）

広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、国勢調査による人口、現行のダイヤ設定等に基づき、5大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅から、新たに3時間以内に到達することが出来る地域の人口数を目標値として設定。

（外部要因）

鉄道事業者のダイヤ改正等

（他の関係主体）

地方公共団体（建設財源の一部を負担）、鉄道事業者（営業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

整備新幹線問題検討会議決定

「整備新幹線の整備に関する基本方針」（平成21年12月24日）

「当面の整備新幹線の整備方針」（平成21年12月24日）

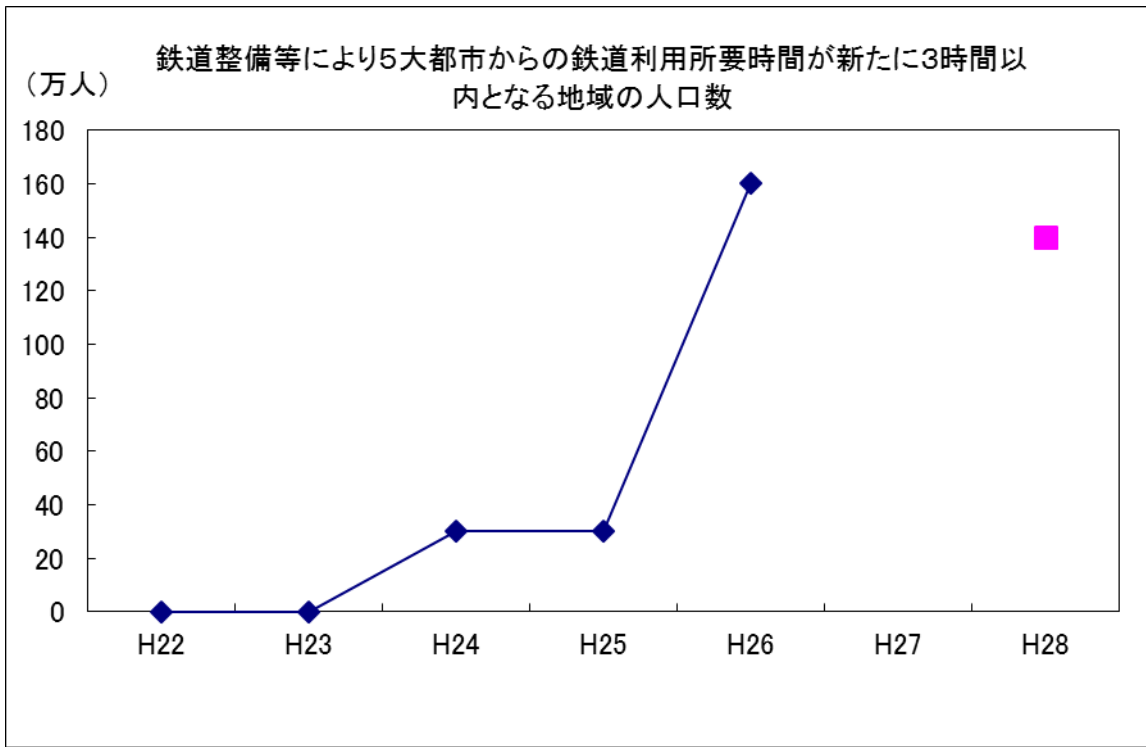
「整備新幹線の未着工区間等の取扱いについて」（平成22年8月27日）

「整備新幹線問題に関する今後の対応について」（平成22年12月27日）

「整備新幹線の取扱いについて（政府・与党確認事項）」（平成23年12月26日）

「整備新幹線の取扱いについて（政府・与党申合せ）」（平成27年1月14日）

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	
—	—	21%（30万人）	21%（30万人）	114%（160万人）	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・新幹線鉄道の整備
 整備新幹線については、平成22年12月に東北新幹線（八戸・新青森間）が、平成23年3月に九州新幹線 鹿児島ルート（博多・新八代間）が開業。現在、北海道新幹線（新青森・新函館（仮称）間）、北陸新幹線（長野・金沢間）の2路線の建設が着実に進められている。
 また、平成24年6月29日に北海道新線（新函館（仮称）・札幌間）、北陸新幹線（金沢・敦賀間）、九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の工事実施計画を認可したところである。
 予算額：整備新幹線整備事業費補助 156,000 百万円（平成26年度）
 整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金 2,385 百万円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)
 外的要因としてJR東日本の平成25年3月16日のダイヤ改正により、東北新幹線の一部列車において東京・新青森間の輸送時間が、従来の3時間10分から最短2時間59分に短縮されたことで実績値の増加となった。さらに、平成27年3月14日の北陸新幹線（長野・金沢間）の開業により、新たに3時間圏が増加し、目標値を達成した。

(事務事業等の実施状況)
 整備新幹線の以下の路線について、本評価期間中に開業が予定されている。
 ・北海道新幹線（新青森-新函館北斗間） 27年度末開業予定

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標について、整備新幹線の開業等により、新たに3時間圏が増加し、目標値に到達した。
 今後も広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与するため、引き続き、整備新幹線の着実な整備を進めるとともに在来線との接続の円滑化に向けた鉄道事業者及び沿線自治体の取組を支援し、新幹線と在来線が一体となったネットワークの形成を推進することとし、Aと評価した。
 なお、目標値を達成したことにより、次期目標については、施策の進捗及び平成27年度の国勢調査の結果を踏まえて設定することにする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)
 なし
 (平成28年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局幹線鉄道課（課長 石井 昌平）

関係課：鉄道局都市鉄道政策課（課長 五十嵐 徹人） 鉄道局施設課（課長 江口 秀二）

業績指標 114

大都市圏拠点空港の空港容量の増加

評価

A	目標値：	100%	(74.7万回)	(平成28年度)
	実績値：	96%	(71.7万回)	(平成25年度)
		100%	(74.7万回)	(平成26年度)
	初期値：	85.7%	(64.0万回)	(平成23年度)

(指標の定義)

大都市圏拠点空港（羽田、成田、関西、中部の4空港）のうち首都圏空港（羽田、成田）における空港容量の増加

(目標設定の考え方・根拠)

羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港（首都圏空港）の空港容量の増加を目標とした。

(外部要因)

景気及び自由時間、家計収支等の社会・経済動向

(他の関係主体)

航空運送事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

該当なし

【閣議決定】

日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日）「一．5．立地競争力の更なる強化 ①「国家戦略特区」の実現」及び「③空港・港湾などの産業インフラの整備」等に記載あり

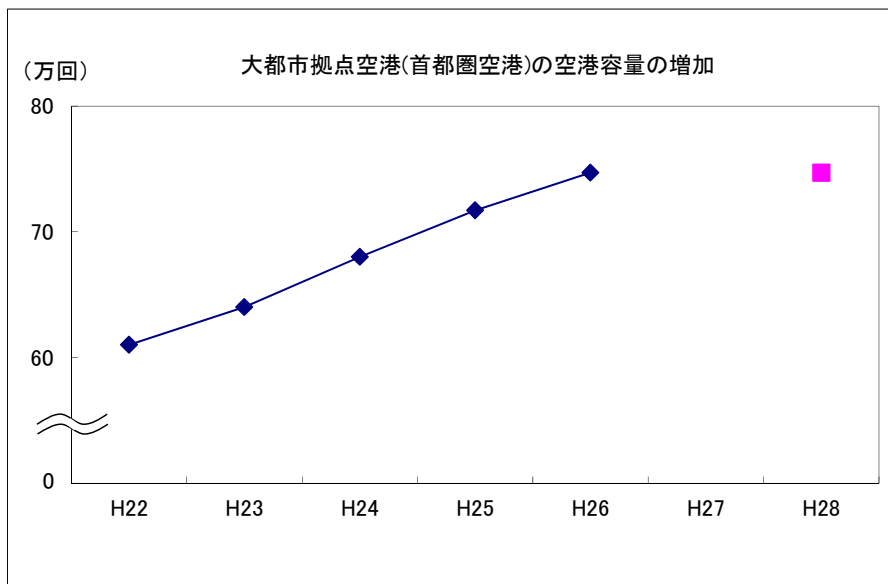
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章」及び「第3章」に記載あり

【その他】

該当なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
61万回	64万回	68万回	71.7万回	74.7万回	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

羽田空港の24時間国際拠点空港化及び成田空港のアジアのハブ空港としての地位を確立するための取り組みにより、首都圏における空港容量の増加を図る。(◎)

予算額：空港整備事業費（首都圏空港）319億円（平成25年度）の内数

空港整備事業費（首都圏空港）320億円（平成26年度）の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

大都市圏拠点空港（首都圏空港）における空港容量は、羽田空港におけるD滑走路等の供用、運用方式の慣熟、国際線地区の拡充等や、成田空港における誘導路、エプロン、第3ターミナル（LCCターミナル）の整備等により、平成22年度の61万回から平成26年度の74.7万回まで段階的に拡大し、目標値を達成した。

(事務事業等の実施状況)

羽田空港は、平成22年10月のD滑走路等の供用開始により空港容量が37.1万回に拡大し、国際線についても、32年ぶりに本格的な定期便（うち6万回（昼間3万回＋深夜早朝3万回））の就航を果たした。その後も年間発着枠が段階的に拡大し、運用方式の慣熟や国際線地区の拡充により平成25年3月末に41.7万回、平成26年3月末には44.7万回まで拡大した。また、同年12月にはC滑走路延伸部の供用を開始し、長距離国際線の輸送能力増強を図った。

成田空港は、平成23年10月から同時平行離着陸方式が開始されるとともに、年間発着枠が22万回から23.5万回まで拡大し、その後平成24年3月には25万回まで拡大した。さらに、平成25年3月にB滑走路西側誘導路及び横堀地区エプロンが供用され、同年3月末には27万回まで拡大し、オープンスカイを実現した。また、第3ターミナル（LCCターミナル）等を整備し、平成27年3月には30万回まで拡大した。

このように、大都市圏拠点空港（首都圏空港）における空港容量は74.7万回まで拡大し、目標値を達成した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成26年度において、目標値である74.7万回を達成したことから、Aと評価した。

74.7万回達成以降も、首都圏空港の更なる機能強化を図る。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度以降)

首都圏の国際競争力の強化、地方への世界の成長力の波及、訪日外国人旅行者2,000万人の政府目標や2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会への万全な対応のため、羽田・成田両空港の更なる機能強化を図る必要があるため、羽田空港における飛行経路の見直しや成田空港における管制機能の高度化等の具体化に向けて、関係自治体等と協議を進める。

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局航空ネットワーク部 首都圏空港課（課長 和田 浩一）

空港施設課大都市圏空港調査室（室長 杉野 浩茂）

業績指標 115

航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率

評 価	
A	目標値：95.3%（平成28年度） 実績値：95.1%（平成25年度） 95.2%（平成26年度） 初期値：95.1%（平成25年度）

(指標の定義)

空港周辺地域の全対象家屋（約4万7千戸）のうち、住宅防音工事を施工した家屋数の割合。

（住宅防音工事を施工した家屋数／空港周辺地域の全対象家屋）

（対象空港）

特定飛行場：函館空港、仙台空港、新潟空港、東京国際空港、松山空港、高知空港、
福岡空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港及び那覇空港

（注1）特定飛行場とは、国土交通大臣が設置する公共用飛行場であって、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸の頻繁な実施により生じる騒音等による障害が著しいと政令で指定するもの。

（公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号））

(目標設定の考え方・根拠)

目標設定については、航空機騒音により屋外環境基準を満たせない空港周辺地域の住民の生活環境改善のため、住宅防音工事を促進することにより環境基準の屋内達成率の向上を図ることを趣旨とする。これまでの実績により、屋内達成率についてはおおむね概成しているが、騒音対策は設置管理者である国の重要な責務であることから、今後も継続的な対策により、申請のあった対象家屋については、屋内環境基準の達成を図る必要があり、現状及び近年の推移を勘案して目標値を設定した。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

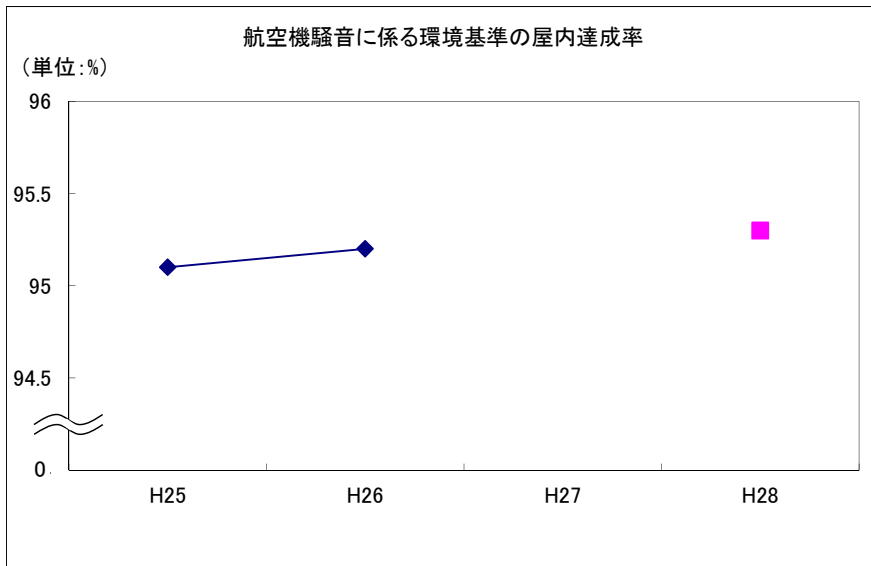
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H25	H26				
95.1%	95.2%				



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 1 住宅防音工事の推進
空港周辺住民が住宅に対して行う防音工事に対し補助する。
予算額：住宅防音工事補助 3億円（平成25年度） 3億円（平成26年度）
- 2 空港周辺環境対策の実施
住宅防音工事に対する補助の他、空港周辺環境対策として、教育施設等に対する防音工事の補助、移転補償等及び緩衝緑地帯の整備等を実施している。
予算額：空港周辺環境対策（住宅防音工事補助除く） 3.2億円（平成25年度） 3.7億円（平成26年度）

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

毎年度、申請に基づく防音工事に対して補助を実施しているもので、徐々にではあるが実績値は着実に伸びている。（平成25年度実施件数2件、平成26年度実施件数2件）

（事務事業の実施状況）

住宅防音工事補助、教育施設等防音工事補助、移転補償等及び緩衝緑地帯の整備等総合的な空港環境対策を着実に実施している。

また、関係市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページ等を通じて事業内容の周知を行い、その推進を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成25、26年度においては、住宅防音工事補助の実施により、環境基準の屋内達成率が目標達成に向けて成果を示していることから「A」と評価した。

住宅防音工事は、おおむね概成している為、申請件数については減少傾向にあるが、関係市町村等との連携を強化し、空港毎に未実施家屋の把握に努めるとともに、対象家屋からの補助申請を促し事業の推進を図る。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課（課長 藤田 穰）

業績指標 116

航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合

評価	
A	目標値：74% (平成28年度) 実績値：73% (平成25年度) 73% (平成26年度) 初期値：57% (平成23年度)

(指標の定義)

航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲(100km圏内)に居住する人口の割合 (一定範囲に居住する人口/日本の総人口)

(目標設定の考え方・根拠)

平成16年度の新潟県中越地震等大規模地震発生時において、空港が緊急物資の拠点等としての役割を果たしたように、地震災害時には、空港は緊急物資及び人員等の輸送基地としての役割が求められる。

このため、航空輸送上重要な空港において、滑走路、誘導路等の耐震化を図り、空港の耐震性向上を進めることにより、救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保し、空港から100km圏内に居住する人口の割合を高める。

※航空輸送上重要な空港：緊急輸送の拠点となる空港のうち、特に、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保において重要と考えられる空港(東京国際、成田国際、関西国際、大阪国際、中部国際、新千歳、仙台、新潟、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇)。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

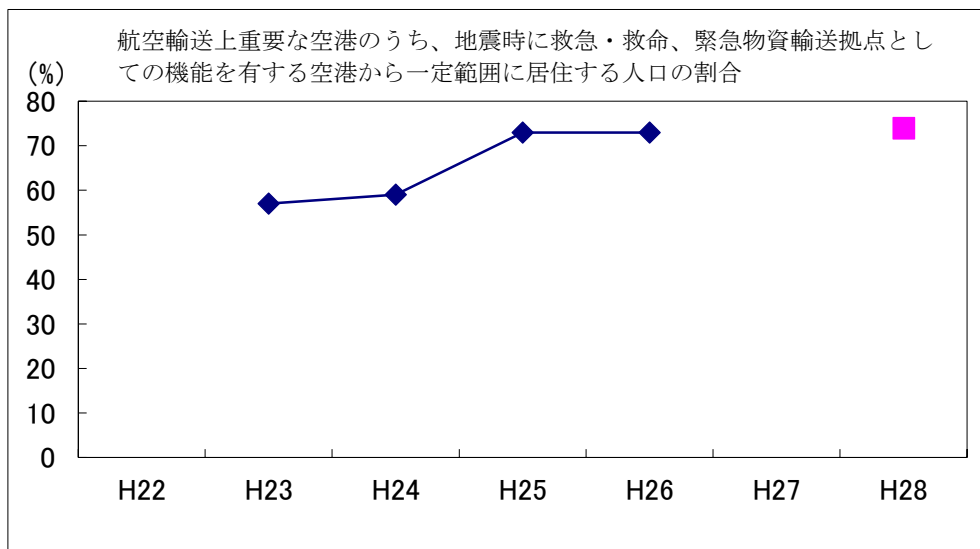
【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24	H25	H26	
57%	59%	73%	73%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

地震災害時に、空港が災害復旧支援、救急・救命活動や緊急物資輸送など様々な役割を果たすことができるよう、基本施設等※の耐震性の向上を推進する。

※滑走路、誘導路など

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成25年度にも新たに地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保した空港があり、指標は順調である。

(事務事業等の実施状況)

空港の耐震性向上の事業は計画に基づいて実施しており、新たに大阪国際空港、新千歳空港が地震時の救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保している。

他の対象空港についても、救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保することを目指して、耐震工事の実施を計画しているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成28年度の目標達成に向けて空港の耐震事業は順調に推移していることからA評価とした。引き続き施策を推進していく。

(平成26年度も空港の耐震対策事業は順調に推移しているが、平成26年度中に新たに地震時の緊急輸送の拠点機能を確保するための事業が終了した空港がないことから、平成25年度から平成26年度にかけての実績値が伸びていない。)

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：航空局安全部空港安全・保安対策課(課長 酒井 洋一)

関係課：航空局航空ネットワーク部空港施設課(課長 長谷川 武)

業績指標 117

全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合

評価

B	目標値：82.0%（毎年度） 実績値：82.9%（平成25年度） 81.4%（平成26年度） 初期値：86.7%（平成23年度）
---	---

(指標の定義)

全国の大都市圏から地方圏への転入者数を地方圏から大都市圏への転出者数で除した数値
 (大都市圏から地方圏への転入者数) / (地方圏から大都市圏への転出者数)

※大都市圏・・・三大都市圏（東京圏、名古屋圏、関西圏）

地方圏・・・三大都市圏以外の地域

（東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県）

（関西圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）

(目標設定の考え方・根拠)

過去7年間（平成18年度～平成24年度の間）の実績は8.7ポイント増加となっているが、それまでの4年間は減少傾向であり、短期変動の可能性があるので、過去10年間（平成13年度～平成23年度）の平均値である81.9%を近年の平均的な傾向ととらえることとする。その上で、U I Jターンや二地域居住の地方定住を支援する施策として、地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っていく中で地方圏への転入者の比率を維持させていく。そのため、平成28年度では過去10年間の平均値である82%を下回らないことを目標とする。

(外部要因)

- ・景気の動向（都市部と地方部との景気格差拡大）
- ・総人口の減少

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

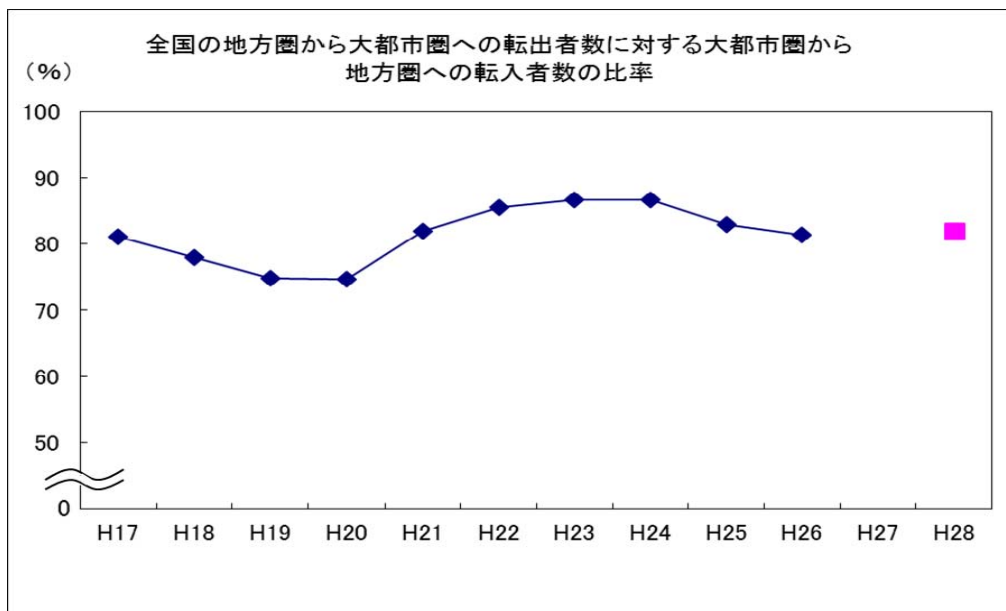
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値									(年度)	(%)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
81.1	77.9	74.8	74.7	81.9	85.5	86.7	86.6	82.9	81.4	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

人口減少や高齢化が先行・加速する地方の条件不利地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪の各地域）において、必要となる既存の公共施設を活用した施設改修等に所要の補助を行う。
 予算額 310 百万円（平成 26 年度） 予算額 290 百万円（平成 25 年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 26 年度の実績値は、前年度比で 1.5 ポイント減少し 81.4% と目標数値を若干下回ったが、過去の実績値の推移でも見られたように短期変動等の可能性がある。

（事務事業等の実施状況）

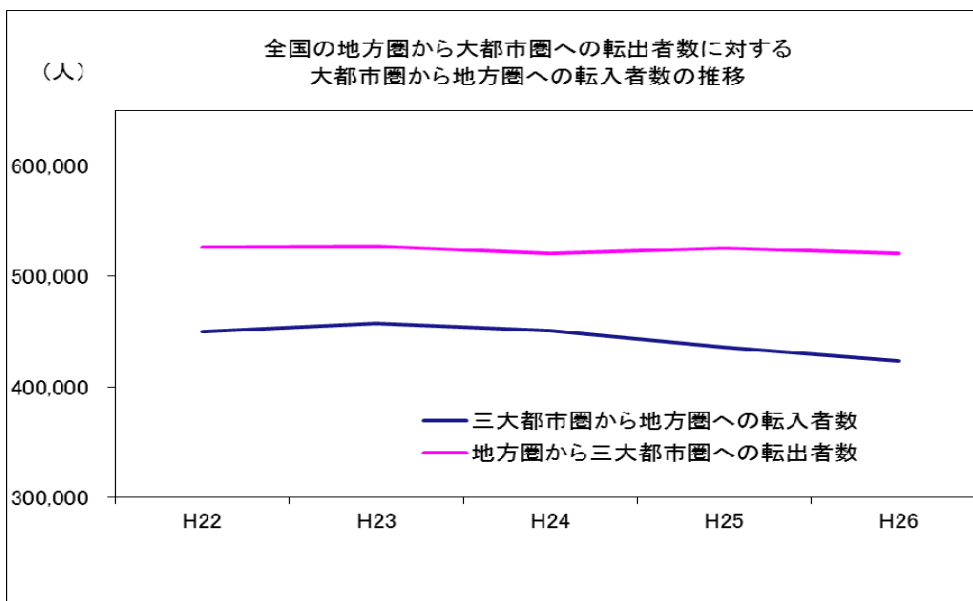
- ・人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪地域）において、市町村の創意工夫により所有する廃校舎等の既存公共施設（ストック）を活用した、公益サービスの集約化施設への改修整備を支援した。
- ・市町村が行う地方体験交流プログラム等に係る情報について国土交通省HPに掲載するとともに、都市部の大学等に対して当該情報をまとめた冊子を送付するなどの情報提供を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成 26 年度の実績値は、前年度比で 1.5 ポイントの減となっており、目標を達成できなかったことから B 評価とした。過去の実績値の推移でも見られたように短期変動の可能性もあるが、直近 5 カ年における地方圏から三大都市圏への転出者数と、三大都市圏から地方圏への転入者数（実数）を整理すると、後出の表のとおりとなっている。これを見ると、地方圏から三大都市圏への転出者数はほぼ横ばいとなっている一方、三大都市圏から地方圏への転入者数は、ここ 2 年は若干減少している状況にある。
- ・現在、各省が連携し、地方移住等を含む地方創生に資する関連施策を積極的かつ多角的に推進しているところであり、今後、これらの施策効果を顕在化させ、三大都市圏から地方圏への転入者の増加につなげることが必要と考えられる。
- ・こうした状況を踏まえ、平成 27 年度以降、指標の動向に注視しつつ、関連施策の効果を判断し施策の改善に反映させていく。

【参考】直近 5 カ年における地方圏から三大都市圏への転出者数と、三大都市圏から地方圏への転入者数

	地方圏から三大都市圏への転出者数	三大都市圏から地方圏への転入者数
平成 26 年	520, 228	423, 345
平成 25 年	525, 658	435, 872
平成 24 年	520, 411	450, 658
平成 23 年	527, 423	457, 345
平成 22 年	526, 480	450, 343



平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

転出入者の割合による業績指標の目標達成状況について総括し、新たな目標数値の設定の可否について検討する必要がある。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：国土政策局地方振興課 (課長 徳永 幸久)

業績指標 118

都市再生誘発量（基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計）

評 価

B	目標値：14,700 ha（平成28年度） 実績値：9,917 ha（平成25年度） 10,353 ha（平成26年度） 初期値：9,270 ha（平成23年度）
---	--

（指標の定義）

我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業といった基盤整備等により、民間事業者等による都市再生に係る投資が可能となった面積の合計を計上。

（目標設定の考え方・根拠）

民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

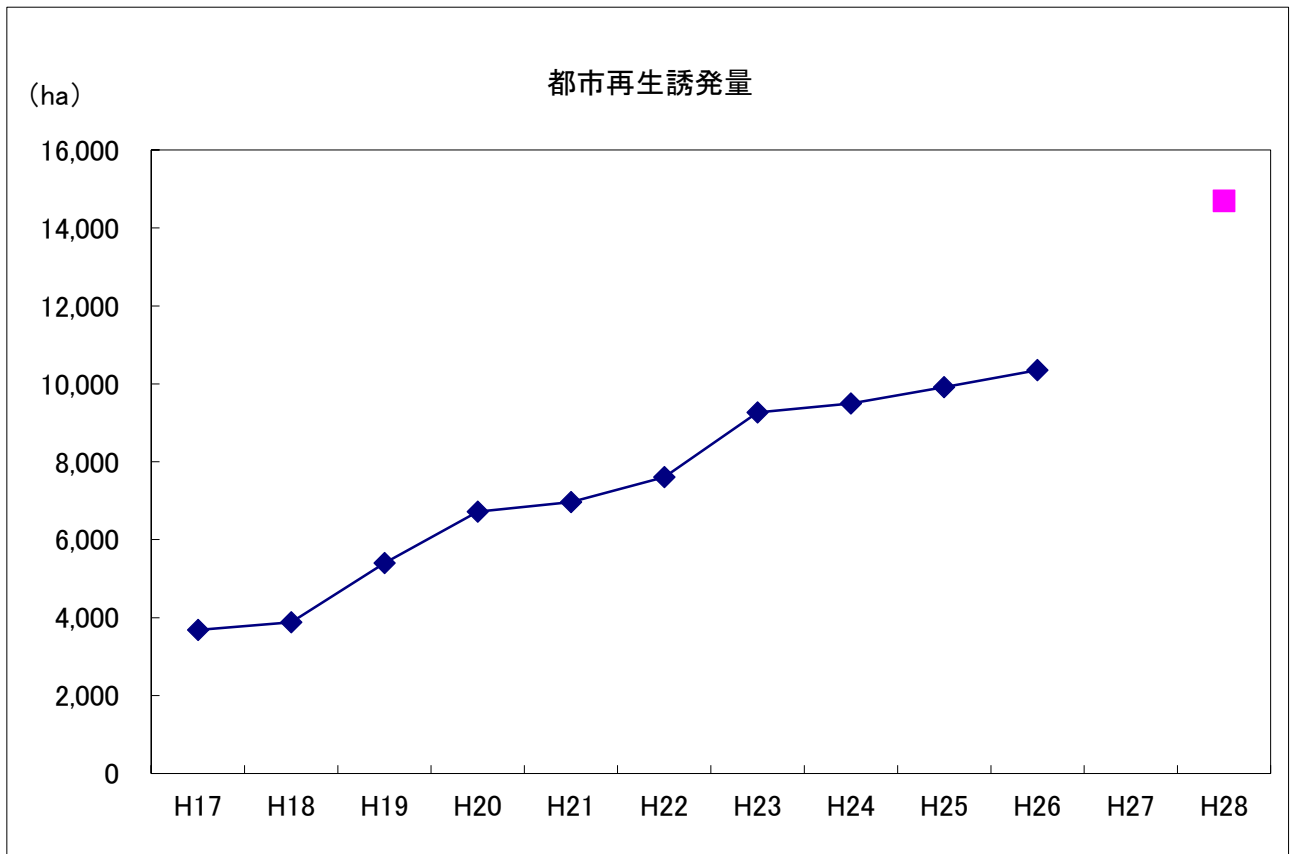
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値									(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
3,682ha	3,878ha	5,401ha	6,716ha	6,964ha	7,605ha	9,270ha	9,497ha	9,917ha	10,353ha



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- 都市再生総合整備事業の推進
大都市圏等の臨海部や既成市街地を中心に発生している大規模工場跡地等低未利用地において、都市再生を促すトリガー（引き金）となる地区への都市基盤施設等の集中的な整備を実施するとともに、都市拠点の形成に資する民間都市開発事業等を促進することにより、円滑な土地利用転換を公民協働で推進する。
予算額：社会資本整備総合交付金 9031 億円（平成25年度）、9124 億円（平成26年度）の内数。
- 都市再生区画整理事業の推進
防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。
予算額：社会資本整備総合交付金 9031 億円（平成25年度）、9124 億円（平成26年度）の内数。この他、都市再生機構向けに都市再生区画整理事業 0.84 億円（平成25年度）がある。（平成26年度についてはゼロ。）
- 都市再生機構によるコーディネート業務等（都市再生コーディネート等推進事業）
都市再生分野における民間の新たな事業機会を創出し、民間の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生に民間を誘導するための条件整備として、独立行政法人都市再生機構がコーディネート業務等を実施する。
予算額：10.57 億円（平成25年度）、9.51 億円（平成26年度）
- 税制上の特例措置
 - ①特定住宅地造成事業等に係る土地等の譲渡所得に係る 1,500 万円特別控除制度（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
 - ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特例措置
 - ②優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）
 - ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率
 - ・仮換地指定後 3 年以内に、一定の住宅建設を行う個人又は法人に対して土地等を譲渡した場合の軽減税率

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成25年度の実績値は9,917ha（単年度の増加量：約420ha）、平成26年度の実績値は10,353ha（単年度の増加量：約436ha）、で、平成28年度目標値に対するトレンド（平成25年度：約11,442ha、平成26年度：12,528ha）を下回っている。

（事務事業等の実施状況）

都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業により、都市再生の喫緊の課題である大規模工場跡地の基盤整備や中心市街地等の基盤整備による街区再編等を通じて、民間事業者等の都市再生への投資を誘導している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・実績値が目標値に対するトレンドを下回っており、目標達成に向けた成果を示していないことから、Bと評価した。これは、近年の地方公共団体における厳しい財政状況を起因として、事業完了の遅れや、貸付金需要の減少が生じていることによるものと思われる。一方で、地方公共団体への調査によれば、目標年度までに一定の事業完了が見込まれている。

・今後も民間事業者等の都市再生への誘導のため、需要やニーズの把握に努め、基盤整備等を着実に進める。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 天河 宏文）
都市局市街地整備課（課長 武政 功）
住宅局市街地建築課（課長 香山 幹）

業績指標 119

文化・学術・研究拠点の整備の推進（①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数）

評価	
① B	① 目標値：80件（平成27年度） 実績値：51件（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：74件（平成21年度）
② B	② 目標値：140施設（平成28年度） 実績値：121施設（平成25年度） 126施設（平成26年度） 初期値：115施設（平成23年度）
③ B	③ 目標値：240人（平成27年度） 実績値：219人（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：217人（平成22年度）

(指標の定義)

- ①「筑波研究学園都市における国際会議開催数」：
つくば地区内の国際会議開催数。
- ②「関西文化学術研究都市における立地施設数」：
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市が文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。
 - ・ 研究施設（研究施設、技術開発施設）
 - ・ 大学（大学・短大）
 - ・ 文化施設（都市の文化の発展に寄与する施設）
 - ・ 交流施設（文化・学術・研究の発展等に係る交流または共同研究を推進するための施設）
 - ・ 宿泊研修施設（研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設）
 - ・ その他（基本方針または建設計画に掲げる施設等）
- ③「関西文化学術研究都市における外国人研究者数」：
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における外国人研究者数。

(目標設定の考え方・根拠)

- ①「筑波研究学園都市における国際会議開催数」：
筑波研究学園都市は科学技術中枢拠点都市（サイエンス型国際コンベンション都市）を目標の一つとしており、国際会議は、主に研究施設の集積、先進的な研究機能を有する場所で開催されるものであるため、従前よりその開催数を目標としてきたものである。
筑波研究学園都市における国際会議開催数は、H17：60件、H18：64件、H19：82件、H20：80件、H21：74件であり、5カ年平均の72件を上回る80件を目指すこととする。
直近の実績では、H25年度に51件開催されているところ。H23年度には、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による、国際会議の取り消し等が発生し、開催件数が46件と減少していたところであるが、今後については、近年の傾向を維持してゆくことが肝要であることから、引き続き開催数年間80件を目標値として設定する。
- ②「関西文化学術研究都市における立地施設数」：
本指標は、都市建設の進捗状況を評価しうるものであり、その数の増加は、我が国及び世界の文化等の発展に資するものである。
関西学研都市における立地施設数の推移は、H19：8施設、H20：8施設、H21：3施設、H22：3施設、H23：4施設あり、年平均施設立地数は5件となっていることから、H23を初期値に5年後であるH28までに年5件ずつ増加するものとして140施設を目指すこととする。
- ③「関西文化学術研究都市における外国人研究者数」：
本指標は、世界各国の優秀な研究者の集まる魅力的な都市への成長度合いを評価するものであり、その数の増加は新産業創出等、我が国及び世界の発展に寄与するものである。
関西学研都市の全研究者数の推移は、H19：6,350人、H20：6,513人、H21：6,565人、H22：6,589人であり、この間の年平均増加率は1%となっている。一方、外国人研究者については、H19：246人、H20：212人、H21：221人、H22：217人であり、この間の年平均増加率は▲4%である。今後、世界各国の優秀な研究者の集まる魅力的な都市への成長を目指すため、少なくとも外国人研究者についても全研究者数と同様に増加してゆく必要があることから、H22実績を初期値に5年後であるH27までに年1%ずつ増加するものとした推計値（227人）を上回る240人を目指すこととする。

(外部要因)

- ②「関西文化学術研究都市における立地施設数」：景気の動向
- ③「関西文化学術研究都市における外国人研究者数」：景気の動向

(他の関係主体)

- ①「筑波研究学園都市における国際会議開催数」：

研究学園地区内の研究・教育施設 32 機関

(国立大学法人筑波大学、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 等)

(重要政策)

【施政方針】

①②③なし

【閣議決定】

①②③なし

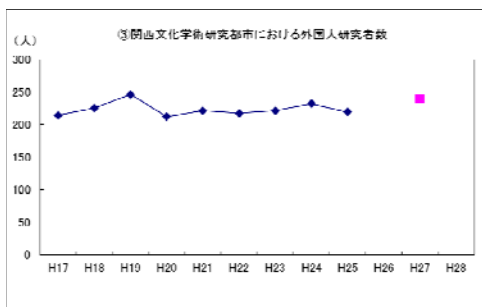
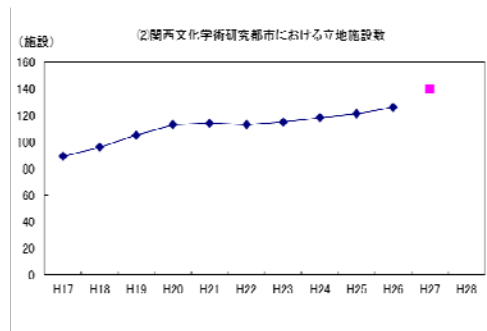
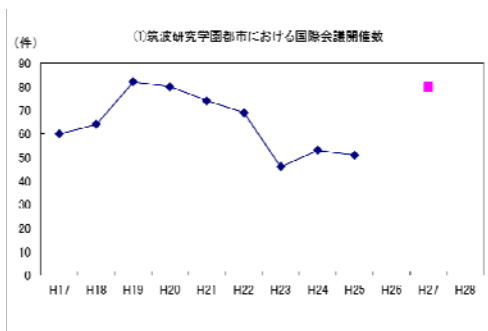
【閣決(重点)】

①②③なし

【その他】

①②③なし

過去の実績値 (①筑波研究学園都市における国際会議開催数) (年度)				
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
6 9 件	4 6 件	5 3 件	5 1 件	集計中
過去の実績値 (②関西文化学術研究都市における立地施設数) (年度)				
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
1 1 3 施設	1 1 5 施設	1 1 8 施設	1 2 1 施設	1 2 6 施設
過去の実績値 (③関西文化学術研究都市における外国人研究者数) (年度)				
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
2 1 7 人	2 2 1 人	2 3 2 人	2 1 9 人	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

①筑波研究学園都市における国際会議開催数

・筑波研究学園都市が国家的戦略である「科学技術創造立国」を実現し、今後の我が国の国際競争力を維持する上で必要な最先端の科学技術の研究開発拠点として機能するためにも、研究学園地区建設計画で示されている「サイエンス型国際コンベンション都市」等の実現に資する情報収集等を実施。

②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

・税制：関西文化学術研究都市建設促進法に基づく関西文化学術研究都市の建設促進を図るための文化学術研究施設の整備に係る課税の特例措置

○法人税：特別償却 機械・装置：12%、建物・附属設備：6%

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①筑波研究学園都市における国際会議開催数

平成26年度については現在集計中であるが、平成25年度の実績値は51件であった。これは平成24年度と比較して減少している。

②関西文化学術研究都市における立地施設数

平成26年度の実績値は126施設で、平成25年度と比較して増加しているものの、目標値には届いていない。

③西文化学術研究都市における外国人研究者数

平成26年度については現在集計中であるが平成25年度については219人で、平成24年度と比較して減少している。

(事務事業等の実施状況)

①波研究学園都市における国際会議開催数

筑波研究学園都市については、「研究学園地区建設計画」で示されている「サイエンス型国際コンベンション都市」等の実現に資する情報収集等を実施している。

②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究施設・文化学術研究交流施設への税制特例措置

課題の特定と今後の取組みの方向性

①筑波研究学園都市における国際会議開催数

平成26年度については現在集計中であるが、平成25年度の実績値は51件であり、平成24年度と比較しても減少しており、目標達成に向けて進捗していないことからBと評価した。平成22年度までについては目標達成に向け進捗していたが、福島第一原発事故が発生した平成23年度は予定されていた国際会議の取り消し、延期等があり減少した。その後も当該事故が原因で例年に比べ国際会議数が減少しているが、当該事故後の放射性物質の安全性等を主張しているため、平成23年度に比べ上昇している。今後も当該会場の安全性を主張していき、開催数を増加させる。

②関西文化学術研究都市における立地施設数

平成26年度の実績値は126施設で、平成25年度と比較して増加したものの、世界金融危機以降の景気悪化、その後の円高進行等による企業の国内設備投資計画の凍結・見直しや投資意欲の減退等により、学研地区における新規立地についても一時停滞していたため、目標は達成できなかったことから、B評価とした。しかしながら、関西文化学術研究都市が次世代エネルギー実証実験の実施地域に選定されるなど、同都市において環境分野での最先端の取り組みが進められているとともに、平成27年5月にサントリーグループの研究・技術開発施設の同都市への移転、及び平成28年4月に京都大学大学院農学研究科附属農場の同都市への移転が予定されており、関連施設等の新規立地が期待されている。よって、経済情勢の悪化等の外部要因により一時的に立地施設数は伸び悩んでいるものの、地域における様々な取り組みに加えて、これまでの施策を継続させることで、今後着実に立地施設数は増加してゆくものと考えられる。

③関西文化学術研究都市における外国人研究者数

平成26年度のうちでは集計中であるが、平成25年度の実績値は219人であり、平成24年度と比較しても減少しており、目標達成に向けて進捗していないことからBと評価した。

しかしながら、国、地方公共団体、経済団体等で構成されるサード・ステージ会議において、国際交流の促進のための検討が進み諸外国のサイエンスパークとの交流が推進されるとともに、平成27年5月にサントリーグループの研究・技術開発施設の同都市への移転が予定されているなど、今後も着実な外国人研究者の増加が見込まれる。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

②③関西文化学術研究都市において、平成27年度にサード・ステージ終了に伴い、新たなステージにおけるあり方(ビジョン、戦略等)の検討

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 都市局都市政策課 (課長 横山 征成)

業績指標 120

半島地域の観光入込客数（増加率）と全国の観光入込客数（増加率）の比

評価

A	目標値：全国の増加率比1.00以上（毎年度） 実績値：1.00（平成24年度） 集計中（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：－
---	---

（指標の定義）

半島地域の道府県が集計した観光入込客数の合計値とし、その合計値の増加率が、全国の観光入込客数の増加率以上となることを目指す。（平成22年度を基準とする）。

（注）観光入込客数：観光地及び行祭事・イベントに地域外から訪れた人の数

（目標設定の考え方・根拠）

半島地域においては、人口の減少・高齢化が進行するなかで、地域間交流を活発化させることにより地域の自立的発展を目指し、半島振興法に基づく半島循環道路等の交通施設整備、地域の内発的発展を促進するための税制措置、地域資源の活用や地域間連携等の取組の支援施策を実施している。

このため、地域間交流の活発化（交流人口の拡大）の程度を示す指標として、観光入込客数の増大（少なくとも全国水準以上の伸び）を目標とする。

なお、地域間交流の促進は半島振興法上の半島振興計画記載事項に掲げられている。

（外部要因）

気象変動、災害、景気変動、観光ニーズの変化、集計方法の変更

（他の関係主体）

半島振興対策実施地域指定を受けた22道府県

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

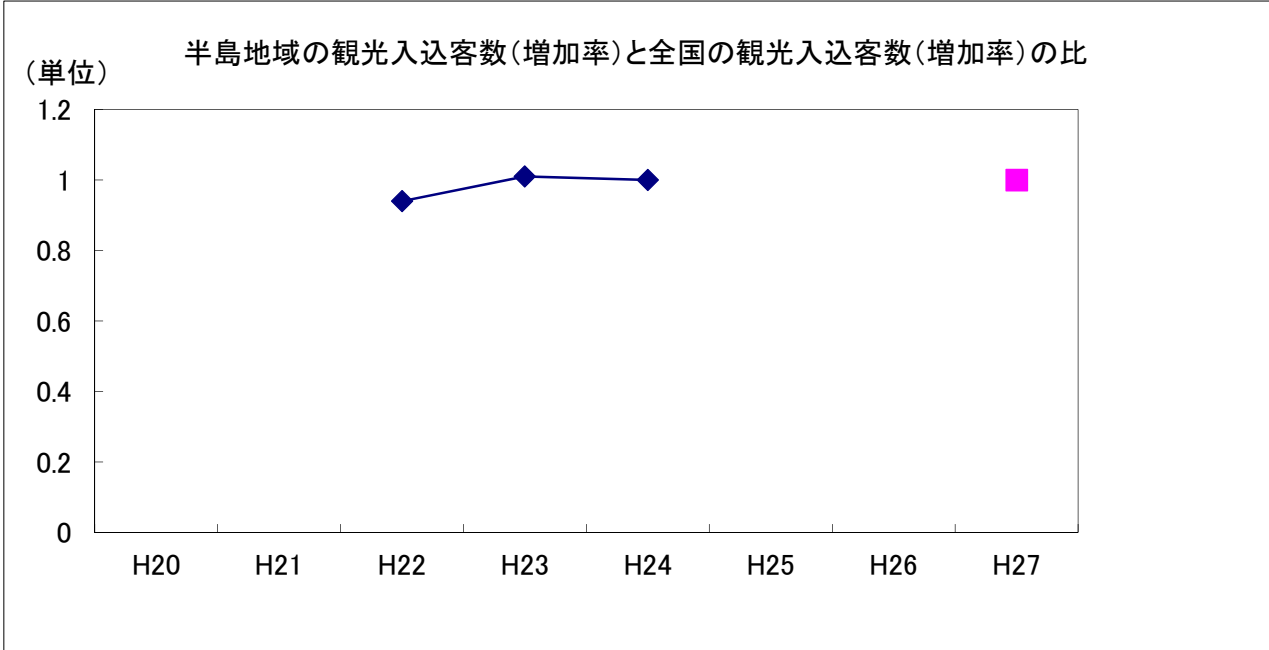
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	
0.94	1.01	1.00	集計中	集計中	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

【予算事業】

○半島地域振興対策事業経費等

担い手育成に向けた農林水産資源等の地域資源を活用した内発的な地域づくりや半島間連携に向けた取組に係る実証調査を行い、有効な支援方策を検討する。検討を通じて得られた知見を集約し地域への普及を図ることにより、半島地域の自立的な発展を推進する。

予算額：36,405千円(平成26年度) 予算額：39,645千円(平成25年度)

【税制上の特例措置】

○半島振興対策実施地域における工業用機械等の割増償却(所得税・法人税)

半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画(一定の基準を満たすものに限る。)に係る地区として関係大臣が指定する地区において、青色申告書を提出する個人又は法人若しくは連結法人が、機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等をして製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供した場合、供用日以降5年間、機械・装置につき普通償却限度額の32/100、建物・附属設備、構築物につき普通償却限度額の48/100の割増償却を認める。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の半島地域の観光入込客数の比率は、対平成22年度比で99.4%、全国は対平成22年度比で99.2%であり、全国値と比較した半島地域の変動比は1.00となった(ただし、一部集計中等のため、半島地域、全国値ともに、当室において推計値を使用している)。

平成25年度、26年度の実績値については現在集計中である。

(事務事業等の実施状況)

平成25年度は、半島地域振興対策事業経費等において、8地域において、半島地域の担い手育成、半島間の連携の活動のためのワークショップの開催や専門家によるアドバイス等支援を行ったほか、半島地域の社会経済情勢等に係る基礎調査を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成22年度と比較して、平成24年度の観光入込客数は減少しているものの、対全国値に変動がないことから、現時点で「A」と評価する。
- ・なお、今後、目標を継続的に達成するためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化や半島地方の多様な食や自然景観を活用した観光に注目が集まっていることを踏まえ、国内外からの観光人口の増大を含めた交流人口の拡大に資する取組に重点を置きつつ、引き続き支援する必要がある。
- ・平成25年度の実績値については集計中である。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

・半島振興法は平成27年3月31日が法期限とされていたが、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が10年間延長されるとともに、目的規定の改定、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。

この趣旨を踏まえ、平成27年度から「半島振興広域連携促進事業」を創設し、地域間交流の促進や産業の振興を通じた、地域への定住の促進を図っていくこととしている。

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：国土政策局地方振興課半島振興室(室長 金子 健)

業績指標 121

共助等による除雪体制が整備された市町村の割合

評 価

B	目標値： 約90%（平成29年度） 実績値： 62%（平成25年度） 63%（平成26年度） 初期値： 60%（平成24年度）
---	--

（指標の定義）

特別豪雪地帯に指定されている市町村（201市町村）のうち、共助等による除雪体制が整備された市町村の割合（共助等による除雪体制が整備された特別豪雪地帯に指定されている市町村数／特別豪雪地帯に指定されている市町村数）。

共助等による除雪体制とは、雪処理について支援を要する高齢者世帯等（以下、「要支援世帯」という）に対し、平時から共助等による雪処理を支援することができる体制とする。

体制整備の要件は以下のいずれかを実施できる体制とする。

- ・「地域コミュニティによる共助除雪」により要支援世帯を支援する体制が整備されている
- ・「地域内外の担い手（ボランティア等）による除雪」により要支援世帯を支援する体制が整備されている

（目標設定の考え方・根拠）

高齢化、過疎化が進行している豪雪地帯においては、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発している状況である。今後更に雪処理の担い手が不足すると予測される中で、除雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域コミュニティの形成や、地域内外のボランティア等による地域防災力の向上が求められている。

このような状況に鑑み、平成24年3月に豪雪地帯対策特別措置法が改正、同年12月に豪雪地帯対策基本計画が変更され、「除排雪の体制の整備（雪処理の担い手の確保）」に係る規定が追加された。

特に、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の担い手が不足している特別豪雪地帯の市町村において、平成29年度を目的に、全201市町村の約90%となる180市町村で共助等による除雪体制の整備を促進する。

（外部要因）

過疎、高齢化、気象変動

（他の関係主体）

- ・関係省庁（内閣府、警察庁、消防庁、総務省、農林水産省等）
- ・豪雪地帯の指定を受けた市町村を含む24道府県及び特別豪雪地帯の指定を受けた201市町村
- ・自治会 等

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

豪雪地帯対策基本計画（平成24年12月7日）

国が策定する豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となる計画

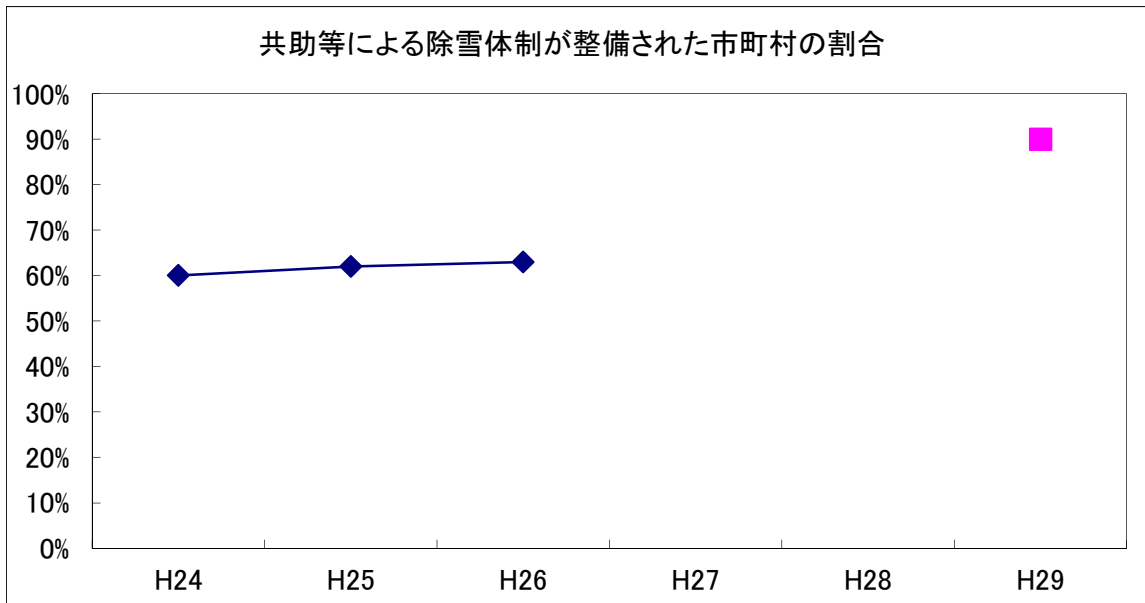
【閣決（重点）】

なし

【その他】

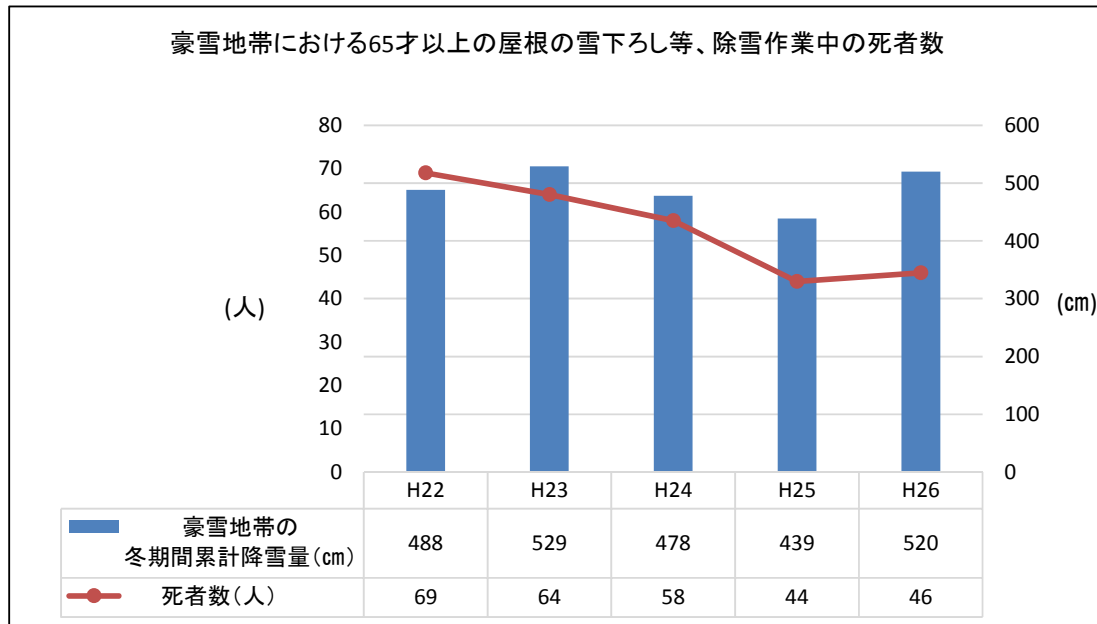
豪雪地帯対策特別措置法（平成24年3月31日改正）

過去の実績値				(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
—	—	6 0 %	6 2 %	6 3 % (速報値)



※豪雪地帯における65才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数

過去の実績値				(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
6 9 人	6 4 人	5 8 人	4 4 人	4 6 人 (速報値)



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

・豪雪地帯に係る調査・検討
豪雪地帯の現状・課題を把握し、豪雪対策に関する行政ニーズの変化に対応するとともに、地域コミュニティの形成により防災力向上を図り、安全・安心な雪国の形成の視点等により、豪雪地帯対策に関する調査・検討を行う。
予算額：3.5百万円（平成26年度） 予算額：3.5百万円（平成25年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

実績値は、平成24年度から微増であるため、順調でないと判断した。

(事務事業等の実施状況)

- ・雪害による被災者の事故原因分析、自治体に係る降積雪状況・防除雪施設状況等の基礎的なデータの収集・分析を実施。また、H24.3の法改正時、H24.12の基本計画変更時において追加規定となった雪処理の担い手確保や雪冷熱エネルギー活用等の分析・検討を行った。
- ・豪雪地帯における雪処理の担い手の確保・育成を通じて、共助等による効率的・効果的な地域除排雪体制の整備を推進するため、先導的で実効性のある地域の実情に即した克雪体制整備の取組を支援。「新たな地域除排雪の地取組事例」「住民除雪・除雪交流の取組事例」「除雪ボランティア活動関連文書事例集」を作成し、HPで公開、地方自治体等に周知を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・実績値は、平成24年度に初期値を設定してから微増であり、目標値は平成29年度までであるものの、体制整備が鈍化していることから、現時点における評価は「B」とした。
- ・一方で、近年の雪害による被害の特徴として、屋根の雪下ろし等除雪作業中の事故が大半を占め、このうち65才以上の高齢者の占める割合が7割以上を占めていることから、豪雪地帯対策基本計画の中でも位置づけられている地域における除排雪体制の整備を促進し、雪処理の担い手を確保することが重要である。また、地域の実情に即した地域除排雪づくりに向けた取組への支援を通じ、豪雪地帯における除雪ボランティア等による地域除雪や、ボランティアと地域を繋ぐコーディネーターの養成等、各地で克雪体制整備の取組の機運が見られ、今後も増加傾向になると推測されることから、引き続き現在の施策を維持することが妥当であると考えられる。
- ・なお、特別豪雪地帯における共助等による除雪体制の整備率が63%である一方、公助による除雪体制の整備率は75%と高いため（参考：豪雪地帯における公助体制整備率53%、共助等体制整備率55%）、今後、ヒアリングやアンケート調査等を通じて、特別豪雪地帯の高齢化率や生活環境、地域特性、冬期の自治会等の仕組み等、公助、共助体制の実情や自治体の考え方を把握し、要因分析を行った上で、これら実態を踏まえて、目標達成に向けた必要な施策の改善についても検討することとする。

※ 施策の効果をアウトカムの観点からも確認するため、「豪雪地帯における65才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数」についても評価を行った。

・過去の動向から、死者数は降雪量に左右されることが判明しているが、直近5年間の当該死者数は、降雪量が全体的に過去に比べ多い中、減少傾向が見られる。

・一方、平成26年度は当該死者数が増加しているが、雪の降り出し時期が12月第1週目と例年より早かったためと考えられる。

・引き続き、「共助等による除雪体制が整備された市町村の割合」と併せて、「豪雪地帯における65才以上の屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者数」についても評価を行っていくこととする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 国土政策局地方振興課（課長 徳永 幸久）

業績指標 1 2 2

特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数

評 価	
A	目標値： 11 件（平成 28 年度） 実績値： 8 件（平成 25 年度） 9 件（平成 26 年度） 初期値： 3 件（平成 23 年度）

(指標の定義)

都市再生特別措置法 19 条の 2 に基づき、特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数

(目標設定の考え方・根拠)

平成 23 年 4 月に都市再生特別措置法を改正し、都市の国際競争力の強化を図る「特定都市再生緊急整備地域」制度を創設し、平成 24 年 1 月には、特定都市再生緊急整備地域として全国 11 箇所が指定された。この特定都市再生緊急整備地域において官民連携により整備計画を策定し、これに基づいて国際競争力の強化に資する都市開発プロジェクト推進及びインフラ整備等を推進することが、都市の国際競争力の強化を図る上で重要であるため、平成 28 年度までに現在指定されている 11 箇所の特定都市再生緊急整備地域の全てで整備計画が策定されることを目標として設定する

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

内閣官房、地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

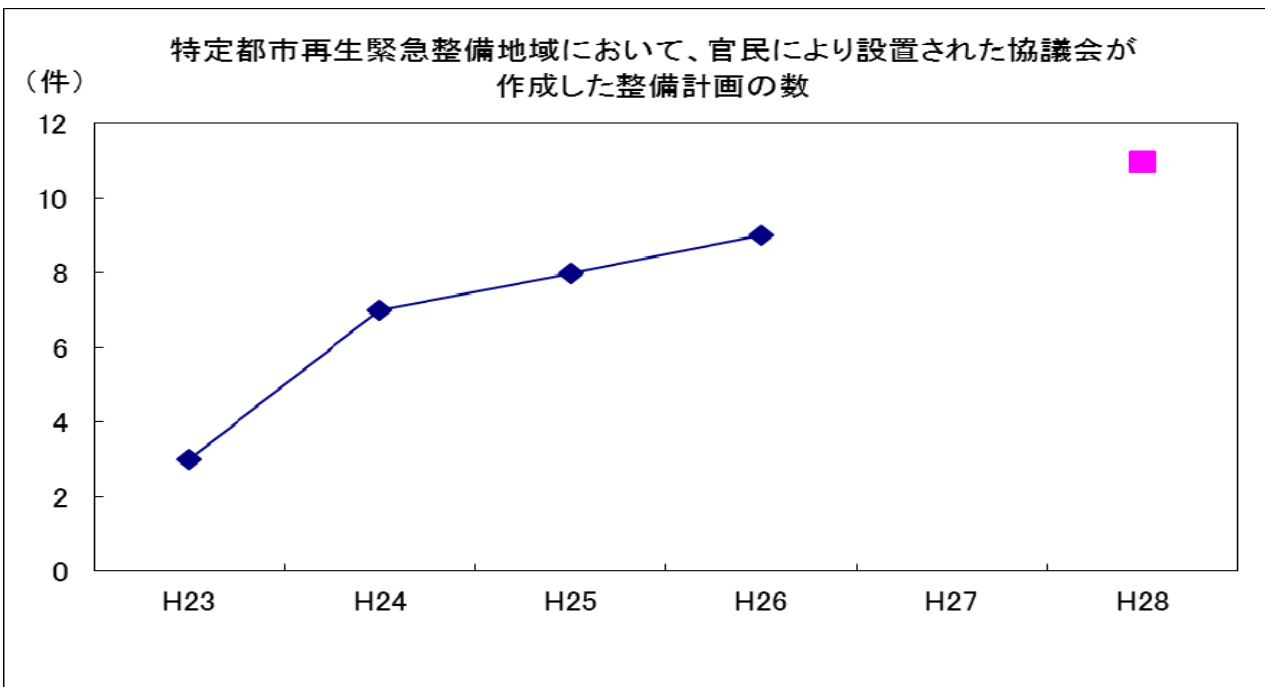
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）第 3 章に記載あり

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
3 件	7 件	8 件	9 件	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

内閣官房、地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者等と協力しながら、地域整備方針に基づき、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画の作成を行う。

関連する事務事業等の概要

国際競争拠点都市整備事業により、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要となる都市拠点インフラの整備を推進する。(平成25年度：62億円、平成26年度：65億円)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成25年度には大阪駅周辺地域、平成26年度には大阪コスモスクエア駅周辺地域で整備計画を作成しており、目標達成に向け順調に推移している。

(事務事業等の実施状況)

整備計画が作成されていない地域においても、協議会を開催し整備計画を検討するよう、関係者と調整を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標達成に向け順調に推移していることと見込まれることから、現在の施策を着実に推進することとし、Aと評価した。今後も着実に官民連携を推進し、都市の国際競争力の強化を図っていく。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局まちづくり推進課官民連携推進室(室長 中村 健一)

関係課：都市局市街地整備課(課長 武政 功)

業績指標 1 2 3

民間都市開発の誘発係数（民都機構が係わった案件の総事業費を当該案件の民都機構支援額で除したもの）

評 価

B	目標値：12.0倍（平成24～28年度の平均） 実績値：11.1倍（平成22～26年度の平均） 10.8倍（平成21～25年度の平均） 初期値：12.3倍（平成19～23年度の平均）
---	--

（指標の定義）

（一財）民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）が係わることにより、優良な都市開発が誘発された過去5年間の平均の倍率。

分母を民都機構が係わった案件の民都機構支援額とし、分子を当該案件の総事業費とする。

（目標設定の考え方・根拠）

本業績指標について、平成23年度までの支援実績及び平成24年度予算を元に算出した平成24年度実施業務における見込値が約1.2倍であり、今後もこの水準を維持することを目標とする。

（外部要因）

民間事業者等の都市開発事業に対する取組状況、経済状況、金利環境

（他の関係主体）

民都機構

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

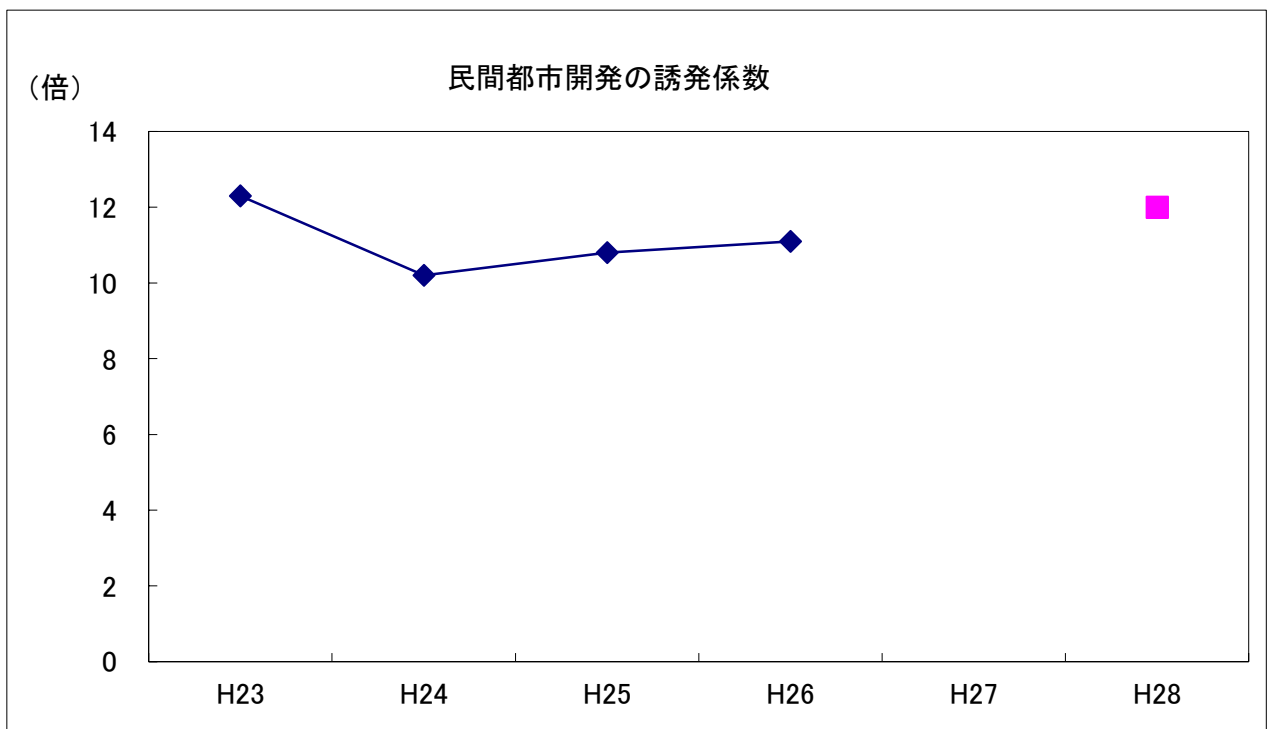
なし

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
(14.4倍)	(6.1倍)	(6.8倍)	(22.8倍)	12.3倍 (11.6倍)	10.2倍 (3.8倍)	10.8倍 (9.0倍)	11.1倍 (8.1倍)

※下段括弧内は当該年度の単年度実績値



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○民都機構の行う各業務の推進

・メザニン支援業務

都市再生特別措置法に基づく認定を受けた都市開発事業のうち公共施設等の整備に要する費用について、貸付け又は社債取得によりミドルリスク資金を供給し、事業の着実な推進を図る。

政府保証枠：500億円（平成25年度）、520億円（平成26年度）

・まち再生出資業務

都市再生特別措置法に基づく認定を受け、市町村が作成する都市再生整備計画に基づく事業と一体的に公共施設等の整備を行う都市開発事業等について、出資により公共施設等の整備に要する費用を支援し、事業の着実な推進を図る。

・共同型都市再構築業務

地域の生活に必要な都市機能（教育文化、医療、社会福祉、子育て支援、商業等）の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する、公共施設等の整備を行う都市開発事業等について、共同施行方式で支援する。

予算額：50億円（平成25年度）、55億円（平成26年度）

・住民参加型まちづくりファンド支援業務

地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりに誘導するため、「まちづくりファンド」に対して支援を行う。

予算額：2億円（平成25年度）、2億円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

金融環境の緩和等により、平成26年度において誘発係数は8.1倍となり、前年度に比べて減少した。

なお、平成22年度から平成26年度までの平均では11.1倍となり、目標値を下回っている。

(事務事業等の実施状況)

民都機構において、当機構の業務である各業務（融資等を行うメザニン支援業務、出資を行うまち再生出資業務、共同施行方式で支援する共同型都市再構築業務、補助を行う住民参加型まちづくりファンド支援業務）において、融資、出資等を行うことにより、民間資金の呼び水となることで、民間事業者が行う都市開発事業の推進を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

金融環境の緩和等により、平成26年度において誘発係数は8.1倍となり、前年度に比べて減少し、平成22年度から平成26年度までの平均でも11.1倍となり、目標値を下回ったことから、Bと評価した。

他方、事業規模等については個別の案件毎で額の幅が大きいため、直近の単年度の数値が低くても、複数年で見ると目標の達成は可能と考えられ、今後、外部要因である経済環境を含めた都市開発市場の動向等を踏まえながら、見直し等を行った民都機構の業務を活用していくことにより、引き続き民間都市開発の推進を図り、目標値の達成を目指し、取組を進めていく。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

共同型都市再構築業務について、都市開発市場の動向を踏まえ、特別目的会社（SPC）への支援ニーズ及び土地取得段階での支援ニーズに対応する拡充を行った。

住民参加型まちづくりファンド支援業務について、まちづくりにおける新たな資金調達手段であるクラウドファンディングに対応するための拡充を行った。

(平成28年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局まちづくり推進課都市開発金融支援室（室長 神谷 将広）

港湾局産業港湾課産業連携企画室（室長 西村 拓）

業績指標 124
自動二輪車駐車場供用台数

評価	
A	目標値：100%（平成30年度） 実績値：94.1%（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：80.5%（平成24年度）

（指標の定義）
 駐車場法に基づく自動二輪車駐車場の整備台数及び自転車等駐車場での自動二輪車受入台数を合わせた自動二輪車駐車場供用台数とする。

（目標設定の考え方・根拠）
 平成18年度より駐車場法の対象に自動二輪車が追加されたが、自動車駐車場に比して整備が進んでいない自動二輪車駐車場の整備を推進するため、駐車場法に基づく自動二輪車駐車場の整備台数及び自転車等駐車場における自動二輪車の受入台数を合わせた自動二輪車駐車場供用台数について、平成30年度末までに、自動車の駐車場整備比率（注1）に対する自動二輪車の駐車場整備比率（注2）が同等（100%；注3）となるように整備されることを目標とし、目標値を設定。

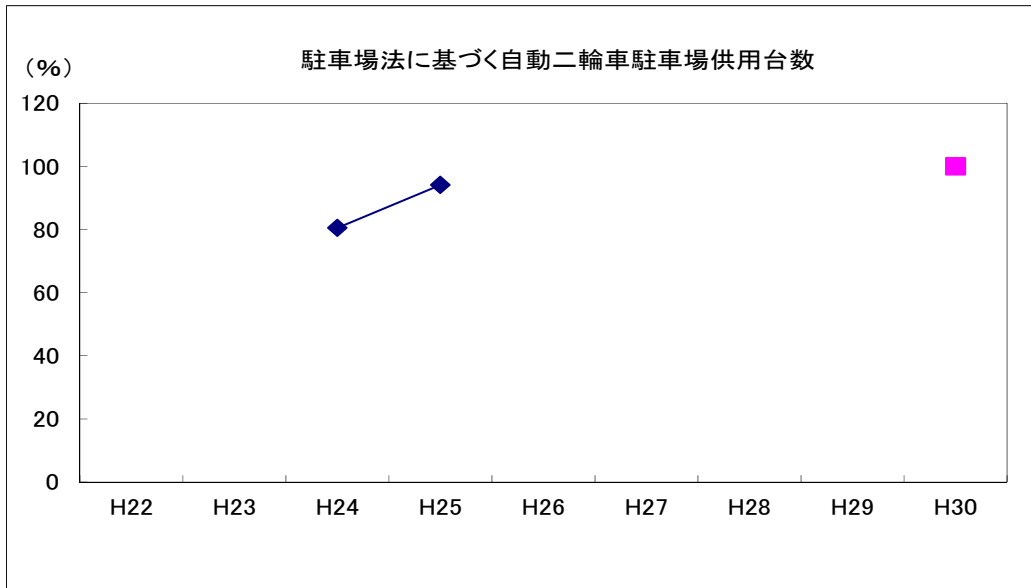
（注1） 自動車の駐車場整備比率 = 整備済み自動車駐車場台数 / 自動車保有台数
 （注2） 自動二輪車の駐車場整備化率 = 自動二輪車駐車場供用台数 / 自動二輪車保有台数
 （注3） 業績目標値の算出方法・・・目標値 = 自動二輪車の駐車場整備比率 / 自動車の駐車場整備比率

（外部要因）
 該当なし

（他の関係主体）
 地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 なし
【その他】
 なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	H26
-	-	80.5	94.1	集計中	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○駐車場法に基づく駐車場整備の推進
各地方公共団体における附置義務条例の策定等を促進することにより、駐車場法に基づく駐車場整備の推進を図る。

○既存駐車場や自転車等駐車場への自動二輪車への受け入れ
既存の駐車場への自動二輪車の受け入れを推進するため、地方公共団体を対象とした担当者会議や駐車場管理者等を対象とした講習会等において周知徹底する。また、各地方公共団体へ既存の自転車等駐車場への自動二輪車の受け入れ推進について通知（H22.4.20付け及びH23.5.12付け）。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成25年度については94.1%（前年度比13.6%増加）となっており、目標に向けて順調に推移している。

（事務事業等の実施状況）

平成26年度においても、引き続き既存駐車場や自転車等駐車場への自動二輪車の受け入れを推進しており、地方公共団体を対象とした担当者会議等において周知徹底を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、平成25年度については前年度比13.6%増加となっており、目標達成に向けて順調に推移しているためAと評価した。
- ・引き続き、地方公共団体や駐車場関係者に対し、自動二輪車の受け入れの周知に努める。

※施策の効果をアウトカムの観点からも確認するため、「自動二輪車の駐車違反取締件数（放置車両確認標章取付件数）」についても評価を行った。

- ・実績値は、平成25年中については91,247件、平成26年中については77,473件となっており、減少傾向となっている。
- ・引き続き、「自動二輪車駐車場供用台数」と併せて、「自動二輪車の駐車違反取締件数（放置車両確認標章取付件数）」についても評価を行っていくこととする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局街路交通施設課（課長 神田 昌幸）

業績指標 125

都市機能更新率（市街地再開発事業等により4階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合）

評 価	
A	目標値：44.0%（平成30年度） 実績値：40.5%（平成25年度） 40.8%（平成26年度） 初期値：40.5%（平成25年度）

（指標の定義）

特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域）における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合。従前の市街地が一般に木造2階建て又は空地地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物等への更新割合を測定する。

（目標設定の考え方・根拠）

特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区の再開発が、今後も着実に推進されるものとして、これまでの実施状況を踏まえ5年後の目標値を設定。

（外部要因）

当該地区に対する任意の民間建築投資量の動向等

（他の関係主体）

地方公共団体（都市計画決定、事業主体、民間事業者への補助金交付等）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日）都市の競争力の向上を図るため、都市再生や都市防災等における課題を解消し、外国企業や来訪者を呼び込むための環境整備を行う。（第二、一.5.（3）iv）①都市の競争力の向上）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日）コンパクトシティ、スマートシティ等の形成に向けて、民間の資金やノウハウを活かし、都市機能の集約を含めた都市再生（中略）等の持続可能な地域づくりを推進する。（第2章3.（3）（都市再生等））

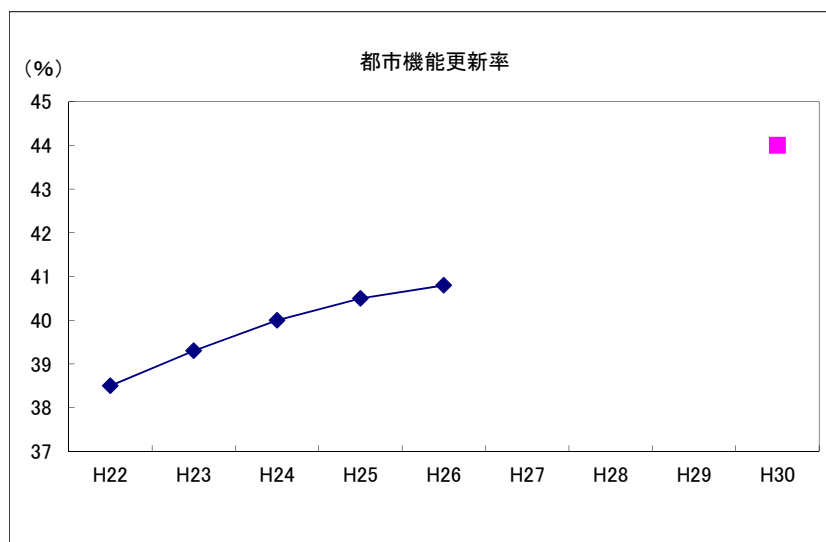
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H22	H23	H24	H25	H26	H30
38.5%	39.3%	40.0%	40.5%	40.8%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- 市街地の再開発の推進
 - ・ 市街地再開発事業の実施
都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を、補助、融資、債務保証、税制特例等により支援し、その推進を図っている。
予算額（平成25年度）：社会資本整備総合交付金0.9兆円の内数及び防災・安全交付金1.0兆円の内数
（平成26年度）：社会資本整備総合交付金0.9兆円の内数及び防災・安全交付金1.1兆円の内数
 - ・ 市街地の再開発を支援する事業の推進
市街地における任意の再開発のうち、一定の要件を満たすものについて優良建築物等整備事業等により支援するとともに、再開発と一体的に周辺地域の整備を行う都市再生総合整備事業等により、市街地の面的な整備や拠点の形成を図っている。（優良建築物等整備事業、都市再生総合整備事業等）
予算額（平成25年度）：社会資本整備総合交付金0.9兆円の内数及び防災・安全交付金1.0兆円の内数
（平成26年度）：社会資本整備総合交付金0.9兆円の内数及び防災・安全交付金1.1兆円の内数
 - ・ 暮らし・にぎわい再生事業の実施
中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援し、その推進を図っている。
予算額（平成25年度）：社会資本整備総合交付金0.9兆円の内数及び防災・安全交付金1.0兆円の内数
（平成26年度）：社会資本整備総合交付金0.9兆円の内数及び防災・安全交付金1.1兆円の内数

【税制上の特例措置】

- ① 施設建築物に対する割増償却制度（所得税・法人税）
 - ・ 市街地再開発事業により建築された施設建築物（権利床、再開発会社の取得する保留床及び住宅の用に供する部分を除く。）の取得者に対する割増償却（5年間10%）の特例措置
- ② 権利床に係る固定資産税の減額制度（固定資産税）
 - ・ 市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物（権利床）に係る特例措置（住宅床2/3、非住宅床1/3（一種事業の場合1/4）を減額（新築後5年間））
- ③ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）
 - ・ 市街地再開発事業の用に供するために施行者に土地等を譲渡した場合の軽減税率
 - ・ 三大都市圏の既成市街地等内で行われる一定の要件を満たす特定の民間再開発事業（認定再開発事業を含む）のために事業区域内の土地等を譲渡した場合の軽減税率
 - ・ 認定民間都市再生事業または認定都市再生整備事業の用に供するために認定事業者が土地等を譲渡した場合の軽減税率
- ④ 特定の事業用資産の買換え等の特例措置（所得税・法人税）
 - ・ 市街地再開発事業の資産を譲渡して施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換特例等（繰延割合80%）
 - ・ 市街化区域又は既成市街地等の地域内における特定建物の建築のための特定の事業用資産の買換特例等（繰延割合80%）
 - ・ 特定民間再開発事業により資産を譲渡して中高層の耐火建築物等を取得した場合の居住用資産の買換特例等（繰延割合100%）
- ⑤ 都市再生促進税制（所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税）
 - ・ 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（=都市再生）を図るため、都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業に係る特例措置

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・ 平成25年度は40.5%で、対前年度0.5ポイントの増加、平成26年度は40.8%で、対前年度0.3ポイントの増加となっており、平成30年度目標値の達成に向けて順調に推移している。

（事務事業等の実施状況）

- ・ 市街地再開発事業は、これまでに約840地区で事業完了しているほか、約150地区で事業中である（平成26年3月31日時点）。生活に必要な都市機能等を集約し持続可能な都市構造への再編に資する魅力ある都市拠点の形成や、防災上危険な密集市街地の解消を図るため、これらの課題を抱える地区について特に重点的に、市街地再開発事業とその関連制度により、市街地の再開発を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 業績指標は目標値の達成に向けて順調に推移しており、Aと評価した。引き続き、市街地再開発事業等による既成市街地の更新について、より一層の推進に努める。特に、コンパクトシティの形成や都市の競争力の向上に資する重点的に再開発を進めるべき地区については、予算の重点配分や支援制度の整備・拡充等所要の施策を講じることにより、早期の事業化、事業完了を目指す。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局市街地整備課(課長 武政 功)

関係課：住宅局市街地建築課(課長 香山 幹)

都市局まちづくり推進課(課長 天河 宏文)

業績指標 126
中心市街地人口比率の増加率

評価

A	目標値：前年度比0.2%増（毎年度） 実績値：前年度比0.83%増（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：前年度比0.16%減（平成21年度）
---	---

（指標の定義）
 市全域の人口に対する中心市街地（商店街と主要駅、市役所等への徒歩アクセスを考慮した街なみ居住を推進すべき地域※）人口の比率の増加率。
 ※中心市街地活性化法に基づく基本計画区域に近似した区域。
 ※中心市街地人口比率：市中心部の3Km×3Kmの区域に含まれる町丁目の人口／市域全体の人口
 中心市街地人口比率の増加率（(A-B)／B）
 A：当該年度の中心市街地人口比率
 B：前年度の中心市街地人口比率

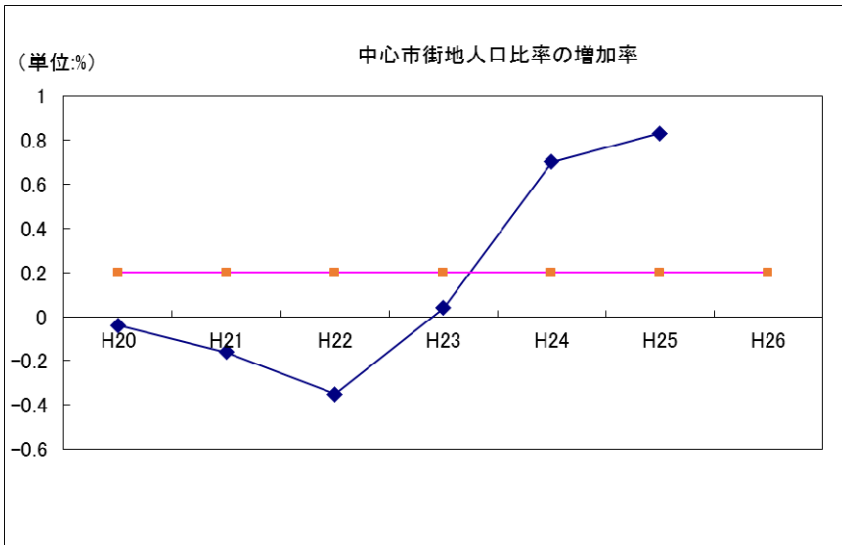
（目標設定の考え方・根拠）
 街なか居住推進施策等に取り組むことを前提として、中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり（コンパクトシティ）の実現に向けてのメルクマールである、市全域人口に対する中心市街地人口の比率を着実に伸ばしていく必要があることから、前年度比0.2%増を目標とする。

（外部要因）
 市町村合併による市全域の人口増、民間による投資動向（郊外の住宅地、大型商業施設への投資等）

（他の関係主体）
 地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体） 等

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 ・日本再興戦略（平成25年6月14日）
 一．日本産業再興プラン 5．立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上
【閣決（重点）】
 なし
【その他】
 なし

過去の実績値									(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1.1%減	0.7%減	0.5%減	0.04%減	0.16%減	0.35%減	0.04%増	0.7%増	0.83%増	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 街なか居住再生ファンド
 地方都市等の中心市街地活性化を図るため、小規模な遊休地等を核として行われる民間の多様な住宅等の整備

事業に対して出資による支援を行う街なか居住再生ファンドを平成17年度に創設し、都市の中心部への居住を推進している。平成20年度に、街なか居住再生ファンドの出資対象地区に、景観法に基づく景観計画が定められた区域等を追加した。

○ 地方都市等の中心市街地等における居住機能の回復に対する支援

中心市街地において一定の要件を満たす住宅整備に対し、街なか居住再生型住宅市街地総合整備事業による支援を行い、街なか居住の推進を図っている。

予算額：住宅市街地総合整備事業（社会資本整備総合交付金9,031億円〔当初予算〕の内数（平成25年度）、社会資本整備総合交付金9,124億円〔当初予算〕の内数（平成26年度））

○ 中心市街地共同住宅供給事業

中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援し、街なか居住の推進を図るため、平成18年度に優良建築物等整備事業に中心市街地共同住宅供給タイプを追加している。

予算額：優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金9,031億円〔当初予算〕の内数（平成25年度）、社会資本整備総合交付金9,124億円〔当初予算〕の内数（平成26年度））

○ 中心市街地整備推進機構に係る税制特例（所得税・法人税・個人住民税・不動産取得税）

中心市街地において、都市機能の集積や優良な住宅の供給を促進するため、中心市街地整備推進機構の土地取得に係る特例措置を講じる。

関連する事務事業の概要

○ 暮らし・にぎわい再生事業

中心市街地の再生を図るため、「選択と集中」の考え方にに基づき、意欲のある地区を選定し、都市機能のまちなか立地及び空きビルの再生並びにこれらに関連する賑わい空間施設整備や計画作成・コーディネートに要する費用について総合的に支援する事業を平成18年度に創設している。

予算額：暮らし・にぎわい再生事業（社会資本整備総合交付金9,031億円〔当初予算〕の内数及び防災・安全交付金1.04兆円の内数（平成25年度）、社会資本整備総合交付金9,124億円〔当初予算〕の内数及び防災・安全交付金1.08兆円の内数（平成26年度））

○ 集約都市開発支援事業

都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素まちづくり計画区域内で実施される認定集約都市開発事業（都市機能の集約を図るための拠点の形成に資する事業）及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援する事業を平成24年度に創設している。

○ 集約都市形成支援事業

拡散した都市機能の集約に必要な都市機能の中心拠点への移転に際し、旧建物の除却処分や跡地の緑地化等を支援する事業を平成25年度に創設している。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

指標の動向については、平成20年から平成22年度までの実績値は降下傾向であったが、平成23年度以降の実績値については上昇に転じており、順調に進捗すれば、平成26年度も目標値を達成することが見込まれる。なお、平成26年度の実績値の算定は、平成27年12月までに集計予定。

（事務事業の実施状況）

中心市街地の活性化を図るため、街なか居住再生ファンドを平成17年度に創設したほか、街なか居住再生型住宅市街地総合整備事業等の施策により街なか居住の推進を図っている。また、平成18年度に暮らし・にぎわい再生事業や中心市街地共同住宅供給事業を創設し、中心市街地活性化の取り組みに対する支援を行っている。このほか、平成24年度より集約都市開発支援事業、平成25年度より集約都市形成支援事業を創設し、支援を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成23年度以降の実績は好調に推移しており、平成26年度における実績値は集計中であるが、平成25年度は目標を達成し、平成26年度も目標を達成することが見込まれることから、Aと評価した。引き続き、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進すべく、支援制度の拡充、税制特例措置といった各種施策を講じていくこととする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局市街地建築課（課長 香山 幹）

関係課：都市局まちづくり推進課（課長 天河 宏文）

都市局市街地整備課（課長 廣瀬 隆正）

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 長谷川 貴彦）

業績指標 127

物流拠点の整備地区数

評価

A	目標値：100%（80地区）（平成28年度） 実績値：83%（66地区）（平成25年度） 84%（67地区）（平成26年度） 初期値：79%（63地区）（平成23年度）
---	---

（指標の定義）

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数

（目標設定の考え方・根拠）

総合物流施策大綱（2009-2013）において掲げられた「今後推進すべき物流施策」の進捗状況を反映し、平成28年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

（外部要因）

地元との調整等

（他の関係主体）

地方公共団体等（事業施行者）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

物流施策大綱（2013-2017）（平成25年6月25日）

【閣決（重点）】

なし

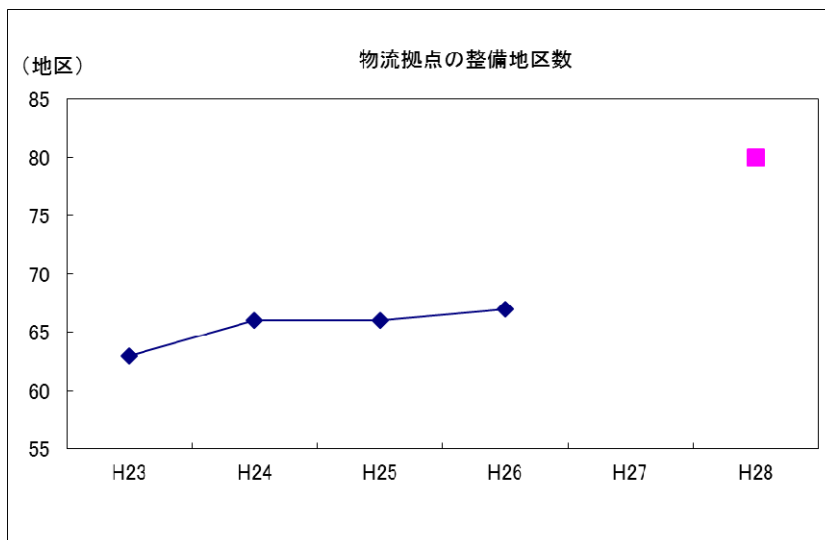
【その他】

なし

過去の実績値

（年度）

H22	H23	H24	H25	H26
73% （58地区）	79% （63地区）	83% （66地区）	83% （66地区）	84% （67地区）



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○流通業務市街地の整備の推進

流通業務市街地の整備に関する法律の適切な運用等に基づき、流通業務市街地の整備推進を図る。

関連する事務事業等の概要

○土地区画整理事業の活用

土地区画整理事業手法等の活用等により、IC周辺等における物流施設用地の整備推進を図る。

○税制上の特例措置

- ①収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税特例(所得税・法人税)
 - ・流通業務団地造成事業により土地等が買い取られる場合の5,000万円特別控除又は代替資産取得の特例
- ②被収用不動産等に代わる不動産の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例(不動産取得税)
 - ・流通業務団地造成事業により土地が買い取られる場合の代替資産取得の課税標準の特例
- ③流通業務地区内に設置される一定の施設に対する課税標準の特例(事業所税)
 - ・事業に係る事業所税の課税標準(1/2)の特例

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成26年度までの実績値は67地区であり、前年度比で1件増加している。実績値が目標値に対するトレンドを下回っているものの、今後、平成27年度に9地区、平成28年度に6地区の整備完了を予定しており、目標年度である平成28年度までに、整備完了地区数の目標値である80地区を超える物流拠点の整備完了が予定されており、目標値達成に向け、着実に推移していると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

流通業務立地等の円滑化を図るため、主として物流拠点の整備を行う地方公共団体から構成される流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や普及促進等を行うとともに、社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標の実績値は目標達成に向け着実に推移していると見込まれ、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、Aと評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局市街地整備課(課長 武政 功)

業績指標 128

主要な拠点地域における都市機能集積率の増減率

評価	
A	目標値：前年度比+0%以上（毎年度） 実績値：前年度比+0%（約4%）（平成25年度） 前年度比+0%（約4%）（平成26年度） 初期値：－

（指標の定義）

分母を人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積、分子を主要な拠点地域※1の延べ床面積として、都市機能の拡散・集積の動向を評価する。

※1 一定の基盤整備がなされている、もしくは拠点形成に向け市街地整備等が行われている主要な中心市街地及び交通結節点周辺等を地方公共団体より4次メッシュ（500mメッシュ）単位でヒアリングしたもの

（目標設定の考え方・根拠）

人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。

（外部要因）

地元調整（権利者との権利調整等）、不動産の需要動向等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体等）、民間等（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・都市再生特別措置法（平成26年6月13日法律第69号）
- ・経済財政運営と改革の基本方針（平成26年6月24日）コンパクトシティ、スマートシティ等の形成に向けて、民間の資金やノウハウを活かし、都市機能の集約を含めた都市再生や地域公共交通網の再構築、中心市街地の活性化を推進するとともに、子育てしやすく高齢者の暮らしやすい住宅・まちづくり・・・（中略）・・・を推進する。（第2章3.（3））等
- ・日本再興戦略（平成26年6月24日）都市の競争力の向上に関連して、都市再生特別措置法等及び地域公共交通活性化再生法の改正が本年5月に成立し、これらの法律に基づく立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画を作成する地方公共団体を総合的に支援する体制を構築するとともに、・・・（中略）・・・コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を推進しているところ。（第二、一.5.5-1.（2））等

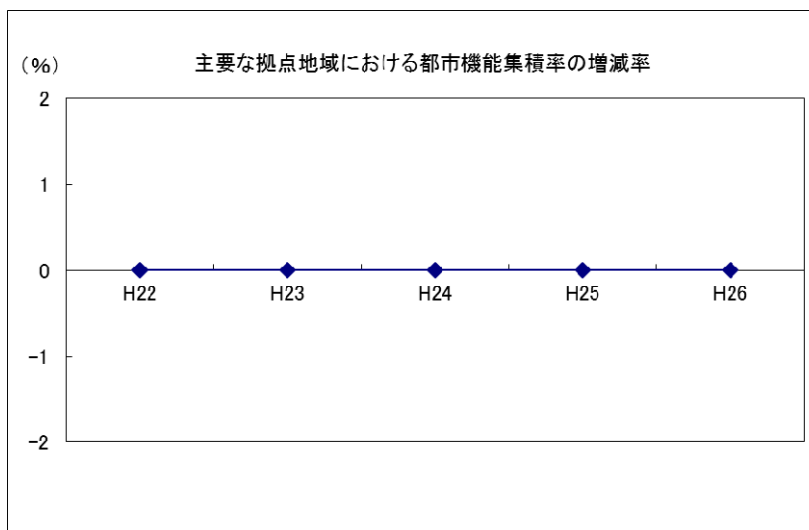
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	
前年度比+0% （約4%）	前年度比+0% （約4%）	前年度比+0% （約4%）	前年度比+0% （約4%）	前年度比+0% （約4%）	前年度比+0% （約4%）



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- コンパクトシティの形成支援
社会資本整備総合交付金等の財政支援等により、都市機能の集約を図っている。
予算額（平成25年度）：社会資本整備総合交付金0.9兆円の内数及び防災・安全交付金1.0兆円の内数等
（平成26年度）：社会資本整備総合交付金0.9兆円の内数及び防災・安全交付金1.1兆円の内数等
- 税制上の特例措置
 - ①特定の事業用資産の買換え等の特例措置(所得税・法人税)
 - ・都市機能誘導区域外に存する事業用資産を譲渡して都市機能誘導区域内に存する事業用資産を取得した場合の事業用資産の買換特例(繰延割合80%)
 - ②特定民間再開発事業の促進に係る資産の買換えの場合の課税の特例(所得税)
 - ・特定民間再開発事業(認定集約都市開発事業計画)により資産を譲渡して中高層の耐火建築物等を取得した場合の居住用資産の買換特例(繰延割合100%)
 - ③優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(所得税・法人税・個人住民税)
 - ・認定集約都市開発事業地区内で行われる一定の要件を満たす特定の民間再開発事業のために事業地区内の土地等を譲渡した場合の軽減税率
 - ④認定誘導施設等整備事業の公共施設等の課税標準の特例措置(固定資産税・都市計画税)
 - ・立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域における認定誘導事業計画で整備する公共施設等の部分に係る課税の特例措置(固定資産税・都市計画税の課税標準1/5控除(5年間))

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成25年度及び平成26年度の実績値は目標である前年度比+0%を達成しており、目標達成に向け順調に推移していると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により都市機能の集約を図ることで、コンパクトシティの形成を推進している。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)に基づき、コンパクトシティ形成支援チームを設置し、コンパクトシティ形成に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるよう、関係施策が連携した支援策について検討するなど、関係省庁を挙げて市町村の取組に対する支援を進めているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標の実績値は目標達成に向け着実に推移していると見込まれ、現在の施策を着実に推進することが適切であることから、Aと評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局市街地整備課(課長 武政 功)
関係課：都市局まちづくり推進課(課長 天河 宏文)
都市局都市計画課(課長 榊 真一)
都市局街路交通施設課(課長 神田 昌幸)
住宅局市街地建築課(課長 香山 幹)

関連指標 14

全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合

実績値等

目標値：	10.0%	(平成32年度)
実績値：	4.5%	(平成25年度)
	3.9%	(平成26年度)
初期値：	—	

(指標の定義)

テレワーカーとは、ICTを活用して、場所にとらわれない柔軟な働き方をする人である。「週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー」とは、テレワーカーのうち、会社・官公庁・団体や自営業主に雇われている人、会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・幹事などの役員の人及び派遣社員、契約社員、嘱託、パート、アルバイトとして働いている人で、週1日以上終日在宅でテレワークを行っている人とする。

(目標設定の考え方・根拠)

政府では、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画型社会、高齢者・障害者の社会参画、都市問題の解決等を着実に進めること等を目的としてテレワークを推進しており、当省も含めたテレワーク関係省庁が連携してテレワークの普及・推進に取り組んでいる。当政策目標の関連指標として、最新のテレワークに関する政府目標である「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)におけるKPI(Key Performance Indicator)の「全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合」を目標として交通混雑や環境負荷等の都市問題の解決や地域活性化に資するものとする。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

総務省、厚生労働省、経済産業省

(重要政策)**【施政方針】**

第183回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)

「将来の資源大国にもつながる海洋開発、安全保障や防災など幅広い活用ができる宇宙利用、テレワークや遠隔医療など社会に変革をもたらし得るIT活用。日本に「新たな可能性」をもたらすこれらのイノベーションを、省庁の縦割りを打破し、司令塔機能を強化して強く進めてまいります。

【閣議決定】

世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)

「2020年には、(略)週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上」

【閣決(重点)】

なし

【その他】

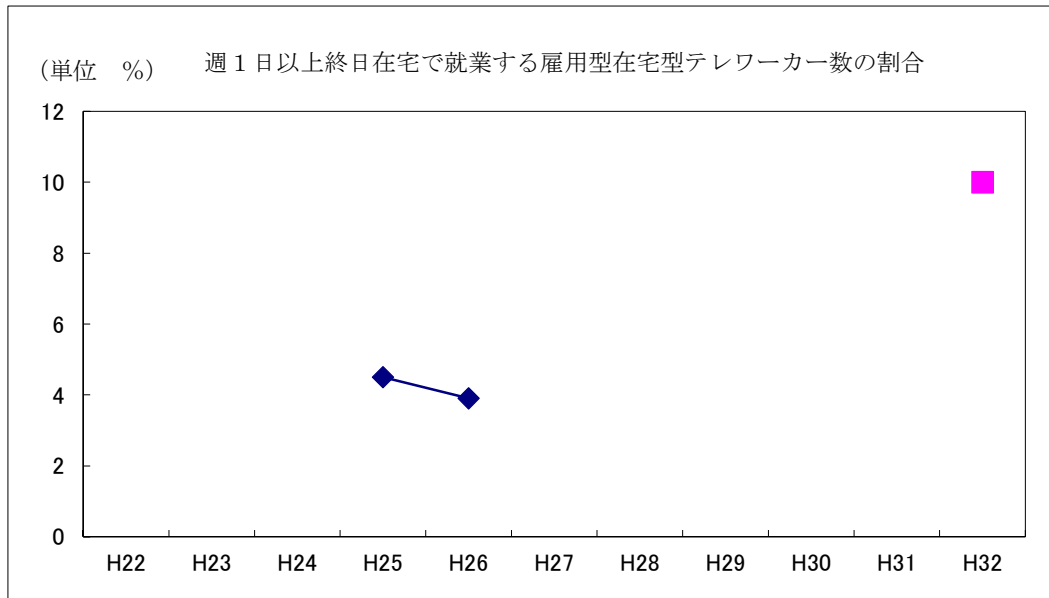
世界最先端IT国家創造宣言工程表(平成25年6月14日IT総合戦略本部決定)

「2020年には、(略)週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上」

過去の実績値

(年度)

H22	H23	H24	H25	H26
—	—	—	4.5%	3.9%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・テレワークの推進
 テレワーク人口実態調査やテレワークセンターに関する調査、普及啓発活動等を実施し、テレワークの普及促進を図る。
 予算額：0.2億円（平成25年度）、0.1億円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

平成26年度実績値は3.9%であり、引き続き関係省庁と連携し、テレワークの普及促進を図ることにより、実績値の増加が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

テレワーカー率・テレワーカー人口やテレワーク普及・推進に係る課題等を定量的に把握するためのテレワーク人口実態調査及びテレワークセンター整備に係る検討などのテレワーク推進方策の検討並びにテレワークを普及・推進するための普及啓発活動を継続的に実施し、テレワークの普及促進に努めてきた。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市政策課（課長 横山 征成）

業績指標 129

都市鉄道路線整備により創出される利用者数

評価

N	目標値：80千人/日（平成28年度） 実績値：－（平成25年度） ー（平成26年度） 初期値：－（平成23年度）
---	---

(指標の定義)

平成23年度以降、平成28年度までの間に整備される都市鉄道路線の平成28年度における利用者数

(目標設定の考え方・根拠)

相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワークを有効活用するための連絡線の整備や相互直通化、地下高速鉄道ネットワークの充実等によって都市内移動の円滑化を図る観点から、国として支援すべきものとする路線の整備により創出される利用者数を指標として設定。

具体的には、運輸政策審議会答申第18号、東北地方交通審議会平成11年答申、都市交通審議会第12号答申及び運輸政策審議会答申第10号に盛り込まれている路線のうち、現在整備中の路線(仙台市東西線14.4km)が開業することにより創出される利用者数。なお、目標値の80千人/日は、平成26年5月時点の事業評価における平成27年度開業時の輸送予測者数(仙台市東西線80千人/日)。

(外部要因)

事業計画、開業年度の変更

(他の関係主体)

地方公共団体(協調補助等)、鉄道事業者(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値	(年度)			
	H23	H24	H25	H26
	-	-	-	-

事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・地下高速鉄道整備事業費補助
大都市圏における交通混雑の緩和等のために、地下高速鉄道の整備を推進する。
予算額 141億円(平成25年度)
128億円(平成26年度)
- ・都市鉄道利便増進事業費補助
都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費等の一部(国の補助率は対象事業費の3分の1)を補助している。
予算額 64億円(平成25年度)
58億円(平成26年度)

(税制特例)

- ・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの特例措置
固定資産税 非課税 減収額 なし(平成25年度)
- ・新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置
固定資産税 最初の5年間 1/3、その後5年間 2/3 減収額 45億円(平成25年度)
- ・新設された変電所に係る償却資産の特例措置
固定資産税 5年間 3/5 減収額 3億円(平成25年度)
- ・低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置
固定資産税 5年間 2/3 減収額 20億円(平成25年度)
- ・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る特例措置
固定資産税・都市計画税 5年間 2/3 減収額 0.07億円(平成25年度)

- ・一体化法に規定する特定鉄道事業者に係る特例措置
事業税 資本金等の金額の2/3に相当する金額を資本金等の金額から控除 減収額2億円（平成25年度）
固定資産税 最初の5年間 1/4、その後5年間 1/2 減収額 13億円（平成25年度）
※減収額は鉄道事業者等の合計

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・仙台市東西線の建設事業は現在実施中であり、平成25年度及び平成26年度は目標達成に向けた成果については判断できない。

(事務事業等の実施状況)

- ・地下高速鉄道整備事業費補助に関しては、準公営事業者に対する補助率を平成13年度より公営事業者並に高めた。
- ・都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成17年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成26年度において事業が終了した路線はなく、目標達成に向けた成果について判断できないことから、Nとした。
なお、平成27年度に仙台市東西線が開通することにより、目標である80千人/日を達成する見込みである。
- ・引き続き、相互直通運転等により到達時間の短縮を図るとともに、乗り継ぎ利便を向上すること等により、都市鉄道ネットワーク全体の利便性向上を目指す。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局都市鉄道政策課（課長 五十嵐 徹人）

業績指標 130

東京圏鉄道における混雑率
 ①主要 31 区間のピーク時の平均混雑率
 ②全区間のピーク時混雑率

評 価	
① B	目標値：① 150% ② 180% (平成 27 年度)
② B	実績値：① 165% ② 202% (平成 25 年度)
	集計中 (平成 26 年度)
	初期値：① 164% ② 201% (平成 23 年度)

(指標の定義)

東京圏の JR、民鉄及び地下鉄における①主要 31 区間のピーク時の平均混雑率、および②全区間のピーク時混雑率

- ・東京圏とは、東京駅を中心とした概ね 50km 範囲をいう。
- ・混雑率とは、最混雑時間帯 1 時間あたりの列車の混み具合を示す数値であり、輸送人員 ÷ 輸送力 × 100 (%) で算出されるものである。

(目標設定の考え方・根拠)

東京圏の鉄道の混雑率については、着実に緩和を図っていく必要があり、運輸政策審議会第 18 号答申及び第 19 号答申に基づき、当面の目標として平成 27 年度までに東京圏における①主要 31 区間のピーク時の平均混雑率 150% 以内を目指すとともに、②全区間においてもピーク時混雑率 180% 以下を目指す。

(外部要因)

少子高齢化等の人口動態

(他の関係主体)

地方公共団体 (協調補助等)、鉄道事業者 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

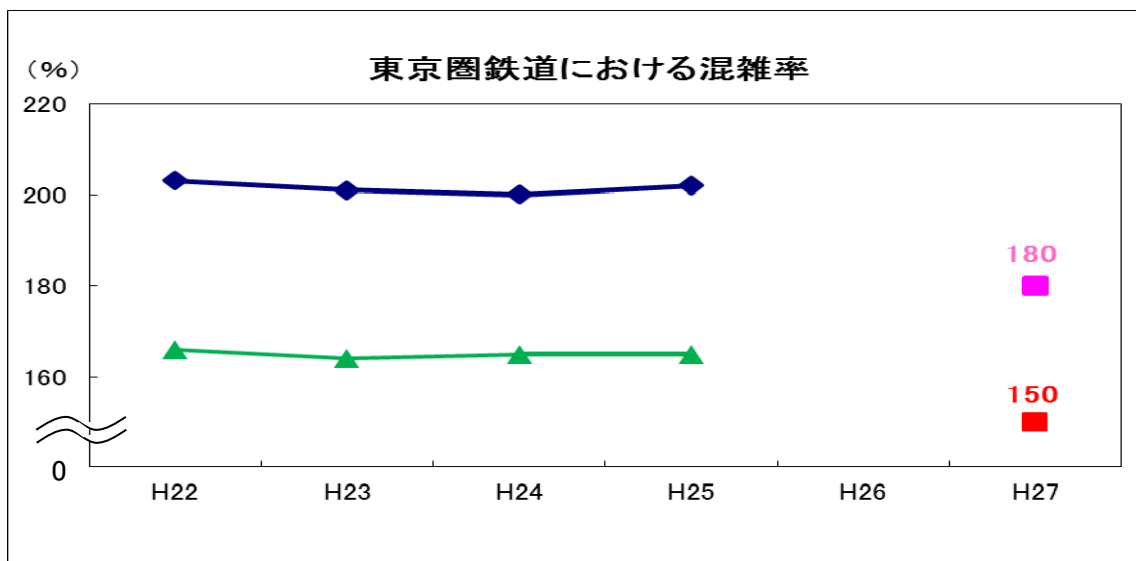
【閣決 (重点)】

社会資本整備重点計画 (平成 24 年 8 月 31 日) 第 3 章

【その他】

なし

過去の実績値	(年度)				
	H22	H23	H24	H25	H26
①	166%	164%	165%	165%	集計中
②	203%	201%	200%	202%	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

・地下高速鉄道整備事業費補助

大都市圏における交通混雑の緩和等のために、地下高速鉄道の整備を推進する。

予算額 141億円（平成25年度）
128億円（平成26年度）

・都市鉄道利便増進事業費補助

都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の3分の1）を補助している。

予算額 64億円（平成25年度）
58億円（平成26年度）

（税制特例）

・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの特例措置
固定資産税 非課税 減収額 なし（平成25年度）

・新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置

固定資産税 最初の5年間 1/3、その後5年間 2/3 減収額 45億円（平成25年度）

・新設された変電所に係る償却資産の特例措置

固定資産税 5年間3/5 減収額 3億円（平成25年度）

・低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置

固定資産税 5年間2/3 減収額 20億円（平成25年度）

・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る特例措置

固定資産税・都市計画税 5年間2/3 減収額 0.07億円（平成25年度）

・一体化法に規定する特定鉄道事業者に係る特例措置

事業税 資本金等の金額の2/3に相当する金額を資本金等の金額から控除 減収額2億円（平成25年度）

固定資産税 最初の5年間 1/4、その後5年間 1/2 減収額 13億円（平成25年度）

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・平成25年度の都市鉄道（東京圏）の混雑率は、平成25年3月から開始された東急東横線・東京メトロ副都心線の相互直通運転により混雑が緩和される路線がある一方、景気回復による輸送量の増などにより、主要31区間のピーク時の平均混雑率については165%と前年から横ばい、全区間におけるピーク時混雑率については202%となり前年度から2%増加する結果となったが、いずれの指標も長期的には減少傾向にあるものである。

（事務事業等の実施状況）

・地下高速鉄道整備事業費補助に関しては、準公営事業者に対する補助率を平成13年度より公営事業者並に高めた。
・都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成17年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・混雑率については長期的には減少傾向にあるが、依然として混雑の激しい区間も存在することから、引き続き混雑緩和に取り組んでいく必要がある。東京圏については、当面、主要区間の平均混雑率を全体として150%以内とするともに、すべての区間のそれぞれの混雑率を180%以内を目標とする（運輸政策審議会答申19号）。

・主要31区間のピーク時の平均混雑率、全区間におけるピーク混雑率のいずれの指標も長期的には減少傾向にあるが、平成25年度については目標達成に向けた十分な成果は示していない。以上から、Bと評価した。

・平成26年度以降も、平成27年3月の上野東京ライン開業、従来型車両より定員の多い拡幅車両の導入による輸送力の増強、混雑駅での駅改良、オフピークの推進等により混雑率の改善が見込まれるため、引き続き混雑緩和に向けた対策を進めることとする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局都市鉄道政策課長（課長 五十嵐 徹人）

業績指標 131

経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化を図るために計画を策定したものの割合

評 価	
B	目標値： 85% (平成28年度) 実績値： 77% (平成25年度) 76% (平成26年度) 初期値： 39% (平成18年度)

(指標の定義)

経営基盤の脆弱な地域鉄道事業者のうち、自治体・住民等の地域関係者と連携し、鉄道の活性化を図るために計画を策定した地域鉄道事業者の割合。ここでいう計画とは、再生計画、LRT整備計画又は地域公共交通網形成計画(地域公共交通総合連携計画)のいずれかを指す。

分母：毎年度末の地域鉄道事業者数

(安全輸送(旧・輸送対策・高度化・近代化)・利用環境改善(旧・LRT)補助等対象事業者)

分子：毎年度末の地域鉄道事業者のうち、鉄道の活性化を図るために計画を策定した地域鉄道事業者数

(各計画の二重計上はしない)

(目標設定の考え方・根拠)

地域鉄道の活性化を図っていくためには、鉄道事業者自身の取組に加え、鉄道事業者と地方自治体をはじめとする沿線地域の関係者との連携が不可欠となる。このため、地域関係者との連携・協議により策定される、活性化を図るための計画の策定状況を業績指標として評価する。

当初の目標年度である平成23年度に70%を上回り、順調な成果を示している。今後は、多数の事業者が既に計画を策定していることから、これまでと同数程度の新規の計画策定が見込みにくいことから、85%を目標として設定する。

→分子80社/分母95社(平成23年度末時点) ≒ 85%

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地域関係者(自治体・住民等)、鉄道事業者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

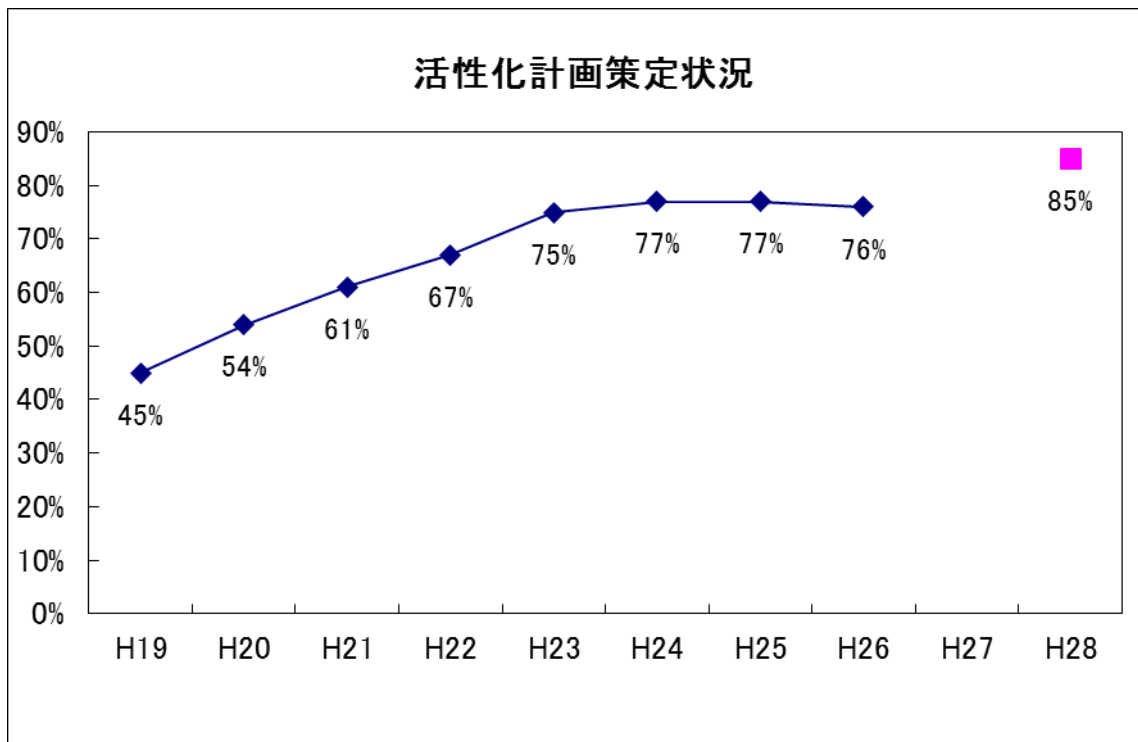
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
67%	75%	77%	77%	76%	
(64社/95社)	(71社/95社)	(73社/95社)	(73社/95社)	(76社/100社)	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・幹線鉄道等活性化事業（形成計画事業）
潜在的な鉄道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊の路線等について、地域公共交通活性化・再生法に基づく地域公共交通網形成計画の枠組みを活用して、地域鉄道の利用促進や地域の活性化を図るべく、鉄道の利便性向上のための施設整備に対して支援を行う。
予算額：970百万円の内数（平成26年度）
 - ・地域公共交通確保維持改善事業（利用環境改善促進等事業）
バリアフリー化されたまちづくりの一環として、地域公共交通の利用環境改善を促進するために行われる、より制約の少ない交通システムであるLRTの導入に対して支援を行う。
予算額：30,560百万円の内数（平成26年度）
- （税制特例）
- ・鉄道事業再構築事業に係る特例措置
固定資産税・都市計画税 5年度分1/4 減収額 11百万円（平成25年度）
 - ・低床型路面電車に係る特例措置
固定資産税 5年度分1/3 減収額 15百万円（平成25年度）

※ 減収額は鉄道事業者等の合計額

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成26年度には、新たに3事業者が計画を策定するなど、計画の策定は進んでいるものの、新たな地域鉄道事業者の開業により分母が増えたことに加え、計画を策定していない事業者が引き続き24社存在しており、直近においては割合が76%と横ばい傾向にある。このため、特に計画を策定していない地域鉄道事業者及び関係地方自治体等における計画策定への取組が重要となっている。

（事務事業等の実施状況）

【幹線鉄道等活性化事業】

潜在的な鉄道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊の路線等について、地域公共交通活性化・再生法に基づく地域公共交通網形成計画の枠組みを活用して、地域鉄道の利用促進や地域の活性化を図るべく、鉄道の利便性向上のための施設整備に対する支援（形成計画事業）を促進した結果、平成26年度には、整備新幹線の開業効果を周辺地域に広く波及させるため、北陸新幹線の新規開業に合わせて富山地方鉄道に新幹線乗継駅を新設し交通結節点の強化を図るなど、着実に効果が現れている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成26年度には、新たに3事業者が計画を策定するなど、計画の策定は進んでいるものの、新たな地域鉄道事業者の開業により母数が増えたことに加え、計画を策定していない事業者が引き続き24社存在しており、割合と

しては76%と横ばい傾向にあるため、Bと評価した。

人口減少、少子高齢化の進展により厳しい経営環境にある地域鉄道の活性化を図っていくためには、鉄道事業者自身の取組に加え、鉄道事業者と地方自治体をはじめとする沿線地域の関係者との連携が不可欠となる。このため、地域関係者との連携・協議により策定される、活性化を図るための計画の策定状況を業績指標として評価しているものである。

また、平成26年度に改正された地域公共交通活性化再生法に基づく、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスの形成を推進していくための計画である地域公共交通網形成計画等の策定とも連携しており、活性化に資する有効な手法として本施策を継続することが不可欠となっている。

なお、地域公共交通網形成計画の策定にあたっては、地方自治体を中心となって関係者との調整を行う必要があり、地域鉄道が交通サービスの提供者として地域に果たしている役割等について、地方自治体が理解を深めていくことは計画の策定を進めるにあたって重要な要素の一つとなる。

このため、平成27年度に計画の策定が予定されている3事業者を含め、今後は計画を策定していない事業者及び関係地方自治体等に対して計画策定に向けた情報提供等の積極的な働きかけを行うことにより、本施策における目標の達成へ向けた取組を着実に進めていき、地域鉄道の活性化を推進していくこととする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

平成27年度に計画の策定が予定されている3事業者を含め、特に計画を策定していない事業者及び関係地方自治体等に対して計画策定に向けた情報提供等の積極的な働きかけを行う。

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

鉄道局 鉄道事業課 地域鉄道支援室(室長 黒川 慎一)

業績指標 132

地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数

評価	
B	目標値：800件（平成29年度） 実績値：572件（平成25年度） 601件（平成26年度） 初期値：512件（平成24年度）

(指標の定義)

業績指標は地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数とする。

(目標設定の考え方・根拠)

地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数について、目標値については平成21年度（398件）までの実績推移を勘案し、目標年次までに各地方運輸局等毎に80地域においてこうした計画が策定されていることを目標とし、10運輸局等に乗じた800件とした。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

総務省、公安委員会、市町村（計画策定主体）等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号）
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）
交通基本法の制定と関連施策の実施〔成長戦略実行計画（工程表）I 1〕
- ・日本再生の基本戦略（平成23年12月24日）
公共交通の充実（4（2）③持続可能で活力ある国土・地域の形成）
- ・日本再興戦略（平成25年6月14日）
地域の関係者間の役割分担と合意の下で公共交通の充実を図る仕組みの構築
（第Ⅱ．二．テーマ1③Ⅱ）安心して歩いて暮らせるまちづくり③）

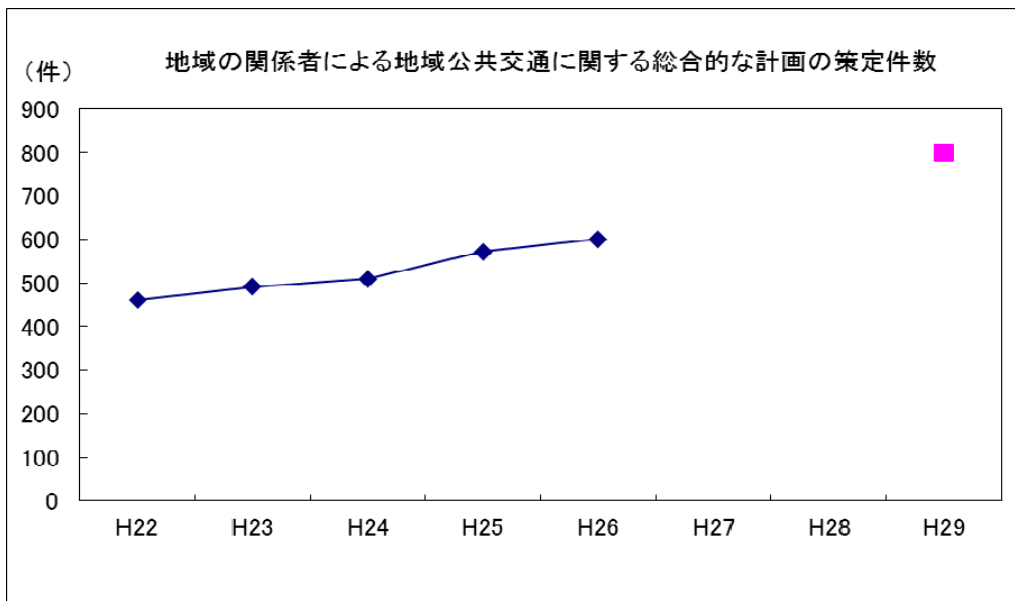
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26 (11月末)	
465件	492件	512件	572件	601件	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- 地域公共交通確保維持改善事業
多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援する。（平成25年度予算額306億円、平成26年度予算額306億円。）

関連する事務事業等の概要

該当なし。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成25年度、平成26年度ともに着実に件数は増加している。

（事務事業等の実施状況）

地域の関係者に対するセミナー・研修など地域公共交通の維持・活性化の推進に対する取組みに加え、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組みを支援した結果、当該指標の実績値が増加するなど効果が現れている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数の実績値は、平成25年度572件、平成26年度601件となっている。平成26年度実績値の増加率が他年度と比較して低いのは、平成26年度に本計画から新たな計画に衣替える制度改正を行ったためである。策定件数は毎年度着実に増加しているものの、このままの増加率では平成29年度に目標値を達成することが難しいことから「B」評価とした。
- ・平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、引き続き公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組みを支援する。
- ・平成26年度の制度改正により本計画から新たな計画に衣替えをしたことを踏まえ、平成27年度においては新たな計画に基づく指標に変更する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画については、平成26年度に制度改正を行い、地方公共団体が中心となって、まちづくりと連携し、持続可能な地域公共交通網を形成するための新たな計画の策定制度が創設された。これを踏まえ、まちづくりと連携し、地域公共交通の活性化・再生を目指す地方公共団体を財政面、ノウハウ面において支援していく。

（平成28年度以降）

なし（平成27年度の状況等を踏まえ検討）

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局公共交通政策部交通計画課（課長 海谷 厚志）

関係課： 総合政策局公共交通政策部交通支援課（課長 高栗 圭一）

鉄道局鉄道事業課（課長 大石 英一郎）

自動車局旅客課（課長 寺田 吉道）

海事局内航課（課長 新垣 慶太）

航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室（室長 衛藤 謙介）

航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課（課長 藤田 穰）

都市局都市計画課（課長 榊 真一）

業績指標 133

バスロケーションシステムが導入された系統数

評 価	
A	目標値：15,000系統（平成29年度） 実績値：12,656系統（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：9,054系統（平成20年度）

（指標の定義）

バスロケーションシステム（無線通信やGPSなどを利用してバスの走行位置をバス停等で表示し、バス待ち客の利便を向上するシステム）を導入した乗合バスの系統数

（目標設定の考え方・根拠）

近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

バス事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

交通政策基本計画（平成27年2月13日）「歩行者や公共交通機関の利用者に対してバリアフリー情報、経路情報等の交通に関する情報を低コストで分かりやすく提供するため、スマートフォンや各種情報案内設備等を利用した交通に関する情報の提供方策を検討する。」第2章. 基本的方針A. 目標③

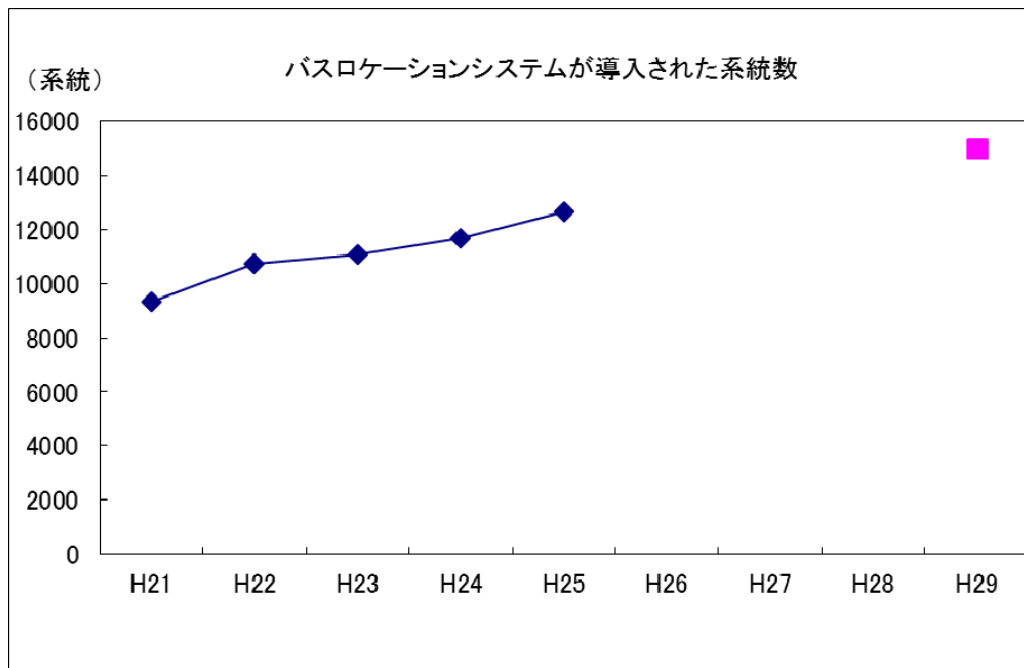
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				（年度）
H22	H23	H24	H25	H26
10,720系統	11,065系統	11,684系統	12,656系統	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害（バリア）の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。

- ・地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業） 予算額 306 億円の内数（平成 25 年度）
予算額 306 億円の内数（平成 26 年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 26 年度の実績値は集計中であるが、バスロケーションシステムを導入した乗合バスの系統数の実績値は、平成 25 年度に 12,656 系統に達しており、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成するものと見込まれ、順調である。

（事務事業等の実施状況）

バスロケーションシステムの導入等に対しては、地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）として平成 25 年度に 20 件、平成 26 年度に 17 件の補助を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

バスロケーションシステムの導入系統数の実績値は平成 25 年度に 12,656 系統に達しており、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値 15,000 系統を達成するものと見込まれるため A と評価した。バスの利便性向上への取り組みは積極的に推進しているところであるが、バス利用者数は、昭和 43 年度をピークに減少傾向にある。近年利用者数は下げ止まりの状況ではあるが、バス停の環境、バス待ちのイライラ、情報提供のあり方など、利用者が感じているバス交通への不満は解消すべき課題として残っている。

そこで、今後も地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）等の活用や関係機関との協力等により、バス事業者のサービス向上のための取り組みを支援し、利用者にとって魅力ある安全で安心なバスサービスの提供を可能とする環境整備に取り組んでいく必要がある。特にバスロケーションシステムは中小のバス事業者ではなかなか導入まで進まない現状であり、導入コスト以外にも運営コストを下げられる仕組みにも取り組んでいく必要がある。

引き続き地域の生活交通に支障が生じないように、地域協議会に参画していくなどして支援を行うこととしたい。

平成 27 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 27 年度）

なし

（平成 28 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局旅客課（課長 寺田 吉道）

業績指標 134
 地方バス路線の維持率

評価

B	目標値：100%（平成30年度） 実績値：98.2%（平成25年度） 98.6%（平成26年度） 初期値：97.1%（平成20年度）
---	---

(指標の定義)

「地方バス路線」とは、地域間幹線系統における生活交通確保のため、協議会での協議結果に基づき策定した生活交通ネットワーク計画において維持が必要とされた広域的・幹線的路線であって、国土交通大臣が認定したものをいう。「維持率」とは、国土交通大臣が認定した地域間幹線系統（毎年度認定）に対して引き続き運行されている当該系統（翌年度末）の割合。

（分子）＝評価年度末に引き続き運行されている地域間幹線系統数

（分母）＝前々年度に国土交通大臣が認定した地域間幹線系統数

(目標設定の考え方・根拠)

協議会策定の計画において維持が必要とされ、国として支援することとした地域間幹線系統が維持されることを目指す。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

総務省（地方財政措置）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

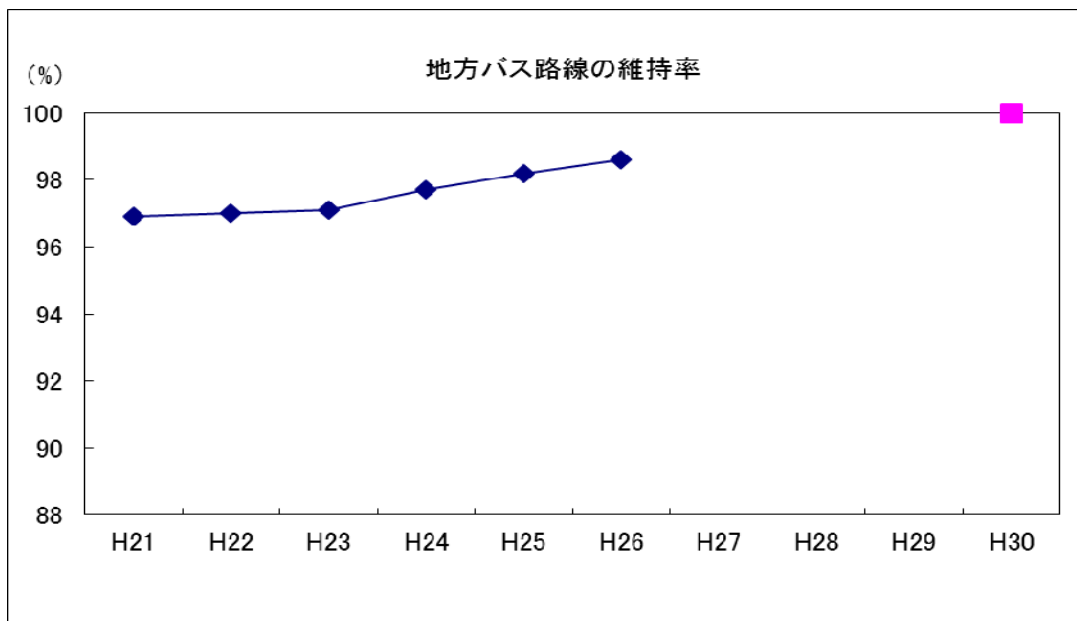
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
97.0%	97.1%	97.7%	98.2%	98.6%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

生活交通路線維持対策の実施

国と地方の適切な役割分担のもと、地域協議会において維持・確保が必要と認められ、国が定める基準に適合する広域的・幹線的路線に対してその維持対策費を補助する。(平成25年度当初予算額306億円の内数。平成26年度当初予算額306億円の内数)

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成13年度から国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援してきており、平成26年度の実績値は98.6%である。

これは、国が承認した平成25年9月末の路線数1,731路線のうち、平成27年3月末までに25路線が廃止となったためであるが、その内訳は類似系統の再編(14路線)等によるもので、実質的には地域の生活交通は確保されており、毎年度はほぼ同じ割合で順調に推移している。

なお、国及び地方公共団体の補助によるもののほかに、バス事業者の自助努力により、地域の足の確保が図られてきているが、バス事業者を取り巻く経営環境は依然厳しいことから、利用者数の減少の著しい路線や類似系統を再編することにより運行コストの低減が図られているところである。

(事務事業等の実施状況)

平成26年度においても国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援し、生活交通路線維持対策を引き続き行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実質的に地域の生活交通は確保されているものの、業績指標の実績値が目標値を達成できていないことから、「B」と評価した。

当該補助制度については、平成23年度から、従来の地域公共交通に係る様々な支援制度とともに、抜本的に見直し、統合して、新たに創設した「地域公共交通確保維持改善事業」により支援しており、地域特性や実情に対応した地域最適な地域間交通のネットワークの確保・維持を可能とするため、従前の広域的・幹線的路線への補助要件を緩和、これに密接に関連する地域内の生活交通への支援を行っているところ。

国土交通省としては、上記施策により、的確に地域の生活交通の確保・維持が行われるよう効率的・効果的に支援を行いつつ、引き続き地域の生活交通に支障が生じないよう、地域協議会に参画していくなどして支援を行って参りたい。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

再編特例(補助要件の緩和)の設定

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：自動車局旅客課 (課長 寺田 吉道)

業績指標 135

航路、航空路が確保されている離島の割合 (①航路、②航空路)

評 価	
①A	①目標値：68% (平成27年度) 実績値：70% (平成25年度) 69% (平成26年度) 初期値：70% (平成22年度)
②A	②目標値：100% (平成27年度) 実績値：100% (平成25年度) 100% (平成26年度) 初期値：100% (平成23年度)

(指標の定義)

- ① 有人離島のうち航路が就航されている離島の割合
- ② 平成24年度において航空輸送が確保されている飛行場を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島(25：北海道2空港、東京都5空港、島根県1空港、長崎県3空港、鹿児島県6空港、沖縄県8空港)のうち、目標年度においても、航空輸送が確保されている離島の割合。

(目標設定の考え方・根拠)

- ① 我が国における有人離島のうち海上運送法に規定する一般旅客定期航路が就航している離島を抽出し、その割合を算出。したがって、分母は有人離島数、分子はそのうち一般旅客定期航路が就航している離島数。
架橋等により交通手段が確保されている場合を除き、有人離島において航路を維持する必要がある。架橋の建設等による当該航路の利用者の減少による航路廃止等を考慮し、最低限68%維持する目標値とした。
- ② 生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また長期的に見た場合、就航可能な空港の数が増える可能性もあるが、その場合においても就航可能な空港に関しては100%を維持することを目標とする。

(外部要因)

- ① 架橋の建設等に伴い、当該航路の利用者が減少し、航路廃止等となることが考えられる。
- ② ・船舶等代替交通機関へのシフト
・就航に適した機材の欠如

(他の関係主体)

- ① ・地方公共団体 (事業主体)
・民間事業者 (事業主体)
- ② ・都道府県 (国と協調または独自で離島航空路線維持対策を実施)
・航空運送事業者 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ① 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日)
離島航路の維持・改善を図るため行われてきた国の補助金の交付について、事業者の経営努力を促進する観点から、民営航路における公設民営化や公営航路等における入札制による民間航路事業者への委託制度の導入を推進するとともに、事業者の合理化・増収に対するインセンティブ制度などを導入する。(Ⅱ11(3)及びⅢ17エ②b)

- ② なし

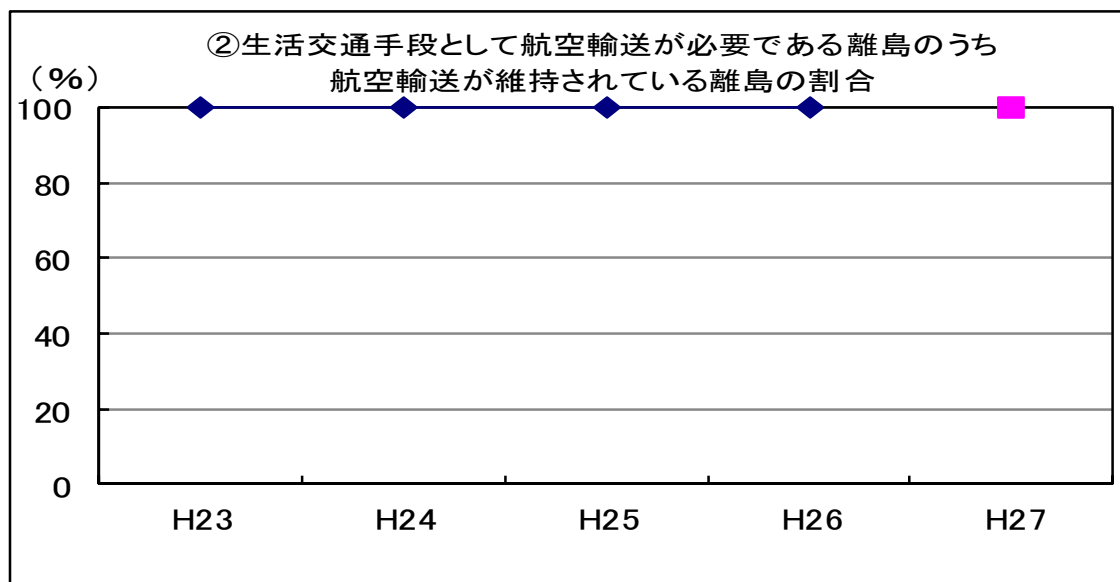
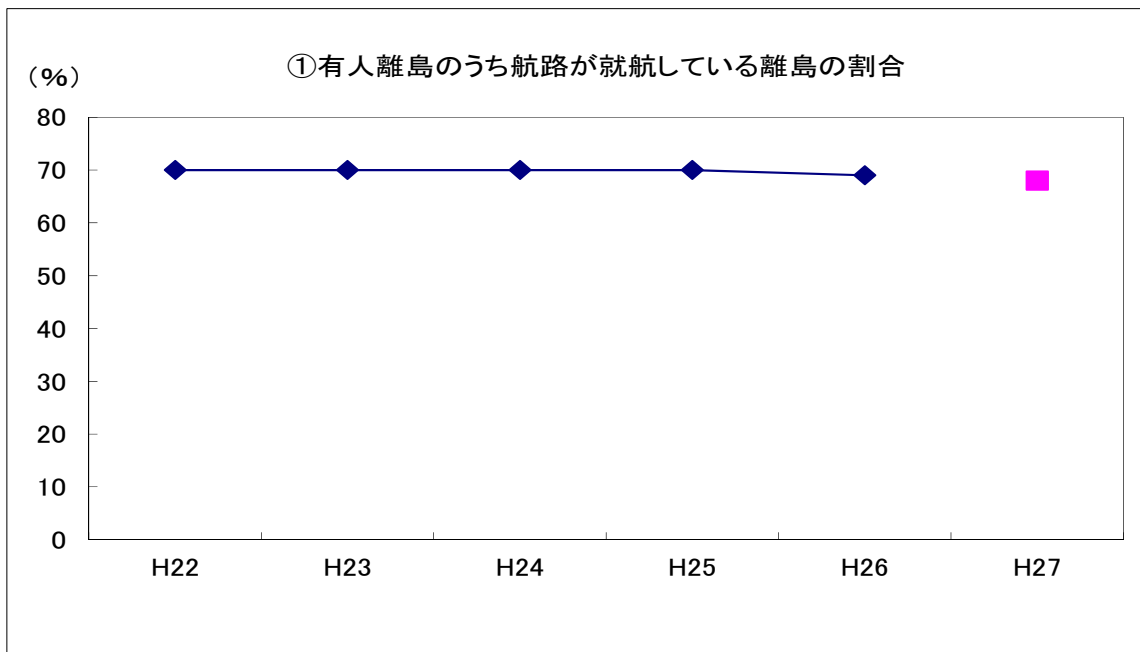
【閣決(重点)】

なし

【その他】

なし

	過去の実績値				(年度)
	H22	H23	H24	H25	H26
①	70%	70%	70%	70%	69%
②	—	100% (25/25)	100% (25/25)	100% (25/25)	100% (25/25)



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ① 1 離島航路の維持・改善を図り、民生の安定及び向上に資するため、離島航路事業者に対し、その欠損の一部を補助する。また、島民向け運賃割引制度を平成23年度より導入した。
 予算額：62.0億円（平成25年度）、予算額：63.0億円（平成26年度）
- 2 離島航路の安定的運航、利便性を図り、もって、離島における生活・生産条件の格差是正及び離島の産業振興等に資するため、公設民営化のための船舶買取・建造や省エネ化・小型化への代替建造を行う場合に、その建造費等の一部を補助する。
 予算額：6.8億円（平成25年度）、予算額：8.7億円（平成26年度）
- 3 離島航路に就航する船舶に係る固定資産税の軽減措置の恒久化
 課税標準を一律1/6（恒久化）（平成23年度）
- ② 離島航空路線維持対策の実施
 幹線等の高需要路線に比べ競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線については、以下の総合的な支援措置を講じ、離島航空路線の維持を図る。
 1. 予算額：地域公共交通確保維持改善事業 306億円（平成25年度）の内数
 306億円（平成26年度）の内数
 2. 島民運賃割引の設定・拡充に対する支援

関連する事務事業等の概要

該当なし。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ① 平成26年の有人離島数は412島(対前年同数)、一般旅客定期航路が就航している離島数は284島(対前年減数)、実績値は69%であり、目標を達成した。
 - ② 平成26年度は、年度当初航空輸送が確保されていた有人離島25の離島すべてにおいて航空輸送を維持しているところであり、目標を達成した。
- (事務事業等の実施状況)
- ①
 - ・ 平成26年度離島航路補助(運営費等補助)62.7億円を119航路109事業者に交付した。
 - ・ 離島航路構造改革補助7.6億円を27事業者に交付した。
 - ・ 離島航路における、省エネルギー性能を有する設備の導入等や改造、実証運航及び効果検証を行うための調査を実施した。
 - ② 島民運賃割引を設定・拡充する場合に、運賃を引き下げることによる損失額を運航費補助の対象とした。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ①
 - ・ 平成21年度に創設した構造改革補助を積極的に活用することにより離島住民の唯一の生活航路の確保を図ってきたところであり、ここ5年間の実績においても概ね70%を維持してきたことから、目標は概ね達成している。架橋の建設等による当該航路の利用者から減少による航路廃止等を考慮し、68%に設定したが、平成26年度は69%と目標値を上回っていることから「A」と評価した。
 - ・ 今後は、離島航路事業者の経営状況は旅客輸送量の減少等により、さらに厳しい状況にあるが、引き続き平成23年度から開始した「地域公共交通確保維持改善事業」の中で離島航路の維持のために必要な予算額を確保する。
- ②
 - ・ 平成26年度の業績指標は100%であり、離島航空路線の運航費補助について目標値を達成し、生活路線の維持確保が図られていることから、Aと評価した。
 - ・ 離島航空路線は、離島住民の日常生活及び経済活動に必要な交通手段であり、競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線の維持には、総合的かつ柔軟な支援措置を講じる必要があり、効果的な支援について引き続き検討する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

未定

(平成28年度以降)

未定

担当課等(担当課長名等)

担当課：① 海事局内航課(課長 新垣 慶太)

② 航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室(室長 衛藤 謙介)

業績指標 136

公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合

評 価	
①A	目標値：①三大都市圏 85.8%、②地方中枢都市圏 69.5%、 ③地方都市圏 33.0% (平成28年度)
②A	実績値：①三大都市圏 90.3%、②地方中枢都市圏 77.9%、 ③地方都市圏 38.6% (平成25年度)
③A	①三大都市圏 90.5%、②地方中枢都市圏 78.7%、 ③地方都市圏 38.6% (平成26年度)
	初期値：①三大都市圏 85.8%、②地方中枢都市圏 69.1%、 ③地方都市圏 33.0% (平成22年度)

(指標の定義)

集約型都市構造を目指す都市において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導、面的な市街地整備等のまちづくりにより、基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。

<分母>市域内人口

<分子>公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口

※公共交通の利便性の高いエリアは、以下の圏域に含まれるエリアとなる

- ・鉄道駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔20分以下の駅を中心とする半径1km圏内
- ・路面電車・新交通システム駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔20分以下の駅・電停を中心とする半径500m圏内
- ・バス路線沿線圏：オフピーク時に、片道運行間隔15分以下のバス路線から沿線300m圏内

(目標設定の考え方・根拠)

- ・三大都市圏については、直近6か年を見ても現状維持。すでに公共交通利用圏が多くを占め指標自体も85.8%と高いことから、現状維持で目標を設定。
- ・地方中枢都市圏については、直近6か年で0.3%の伸び。今後も公共交通利用圏への居住を誘導するため、年0.1%をトレンドで目標を設定。
- ・地方都市圏については、直近6か年で0.7%の減少。減少を食い止め、現状維持となるよう目標を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)、民間事業者(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

第169回国会 施政方針演説(平成20年1月18日)「市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取組などを支援します。」

【閣議決定】

なし

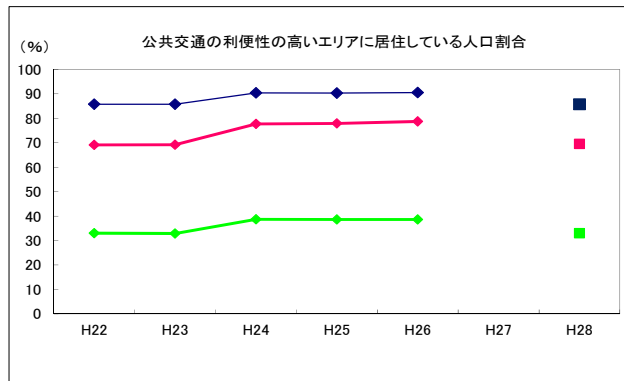
【閣決(重点)】

- ・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
①85.8	①85.8	①90.4	①90.3	①90.5	
②69.1	②69.2	②77.7	②77.9	②78.7	
③33.0	③32.9	③38.7	③38.6	③38.6	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場などの公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図る。

予算額 60 百万円（平成 25 年度）

予算額 60 百万円（平成 26 年度）

※上記の他、社会資本整備総合交付金で実施

関連する事務事業等の概要

○市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を、補助、融資、債務保証、税制特例等により支援し、その推進を図る。

○都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等の都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、以て土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。

○都市再生整備計画事業等

まちの拠点となるエリアへ医療・商業等の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築をすること等により、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績を勘案すると、三大都市圏と地方都市圏については現状維持、地方中枢都市圏については 0.1% / 年を超えるトレンドで推移している。

（事務事業等の実施状況）

自由通路・駅前広場等の交通結節点の整備や駅施設・駅前広場のバリアフリー化により公共交通の利便性向上を図り、都市内の公共交通機関に対する支援等を実施することで、都市交通の円滑化を推進するなど、都市・地域総合交通戦略の推進について支援した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成 26 年度は、関連する事務事業とともに、交通結節点の整備や都市内公共交通に対する支援等により、公共交通を中心としたまちづくりを推進しており、各都市圏の目標に寄与したと考えられる。
- ・近年では、中心市街地や公共交通沿線の土地利用施策を積極的に活用することで、都市・地域総合交通戦略を推進する地域も増えてきている。
- ・今後も公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口を維持・増加させるためには、既存の事業による支援を継続的に実施していくとともに、都市地域総合交通戦略等の計画策定を行う都市を増加させる必要があるため、さらなる支援策を拡充していく。
- ・以上から A と評価した。

平成 27 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 27 年度）

特になし

（平成 28 年度以降）

特になし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局街路交通施設課

関係課： 都市局まちづくり推進課、都市計画課、市街地整備課

業績指標 137

開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間

評価

A	目標値：約121万人・時/日（平成28年度） 実績値：約123万人・時/日（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：約128万人・時/日（平成23年度）
---	---

(指標の定義)

踏切遮断による待ち時間がある場合と対策後の踏切通過に要する時間の差

開かずの踏切等の遮断時間による損失時間

＝踏切遮断による待ち時間がある場合に踏切通過に要する時間（注）－対策後に踏切通過に要する時間

（注）全国での1日あたりの踏切通過交通量（人数）×踏切での待ち時間

(目標設定の考え方・根拠)

今後予定される連続立体交差事業や道路の立体化により削減が見込まれる開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間により設定。

(外部要因)

地元調整の状況、踏切道の交通量等

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）、鉄道事業者

(重要政策)

【施政方針】

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「開かずの踏切の解消など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」

【閣議決定】

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）

「ボトルネック踏切等の対策といった交通流対策を実施する。」

（第3章－第2節－1－（1）－①－イ－D）

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

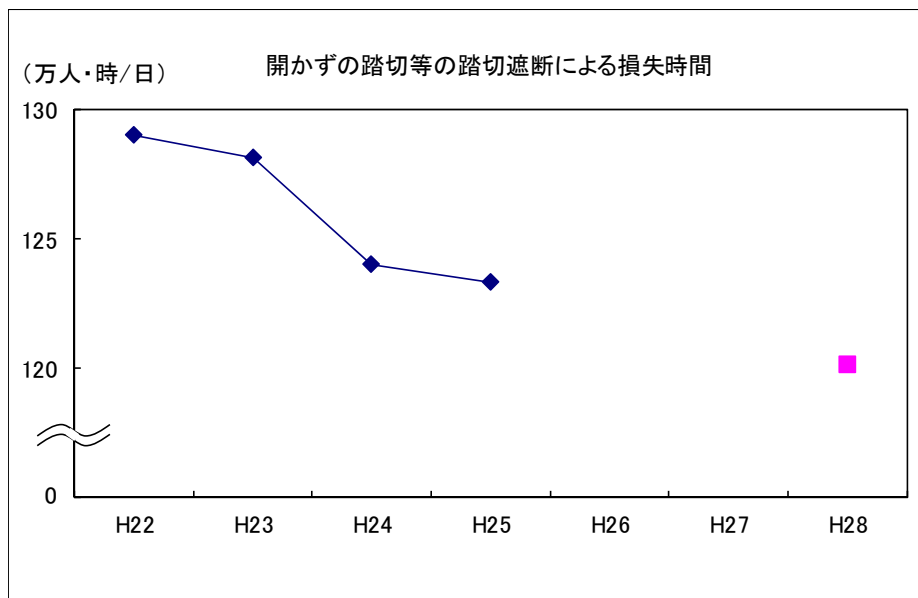
【その他】

なし

過去の実績値

（年度）

H22	H23	H24	H25	H26
約129 万人・時/日	約128 万人・時/日	約124 万人・時/日	約123 万人・時/日	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

開かずの踏切等の解消

- ・「開かずの踏切」等による渋滞の解消や踏切事故防止のため、連続立体交差事業等を支援します。(◎)

予算額：道路整備費13,420億円(国費)及び社会資本整備総合交付金9,031億円(国費)等の内数(平成25年度)

道路整備費13,562億円(国費)及び社会資本整備総合交付金9,124億円(国費)等の内数(平成26年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成26年度は集計中であるが、平成25年度は連続立体交差事業等により、69箇所の開かず踏切等を解消しており、平成24年度の実績値124万人・時/日に対して、平成25年度の実績値は、約123万人・時/日となっている。

(事務事業等の実施状況)

- ・開かずの踏切等に対し、連続立体交差事業や道路の立体化等により、踏切除却を行う抜本的な対策について工程の工夫等のスピードアップを図り推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間は、順調に減少している。引き続き、開かずの踏切等の解消を推進し、踏切遮断による損失時間削減を目標としていく。以上を踏まえ、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局路政課(課長 平田 研)

関係課：都市局街路交通施設課(課長 神田 昌幸)

鉄道局施設課(課長 江田 秀二)

業績指標 138

都市計画道路（幹線街路）の整備率

評価

A	目標値：63%（平成28年度） 実績値：61.7%（平成24年度） 集計中（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：59.1%（平成21年度）
---	---

(指標の定義)

都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路（幹線街路）の整備については、都市における交通の快適性、利便性の向上はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路（幹線街路）の計画延長に対する完成延長の割合を指標として設定。

<分母>都市計画道路（幹線街路）の計画延長

<分子>都市計画道路（幹線街路）の完成延長

(目標設定の考え方・根拠)

これまでの都市計画道路（幹線街路）の整備率の実態が年平均0.8%の伸びとなっており、予算状況を踏まえ年平均0.6%の伸びを確保するよう目標値を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体、計画主体）、民間事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

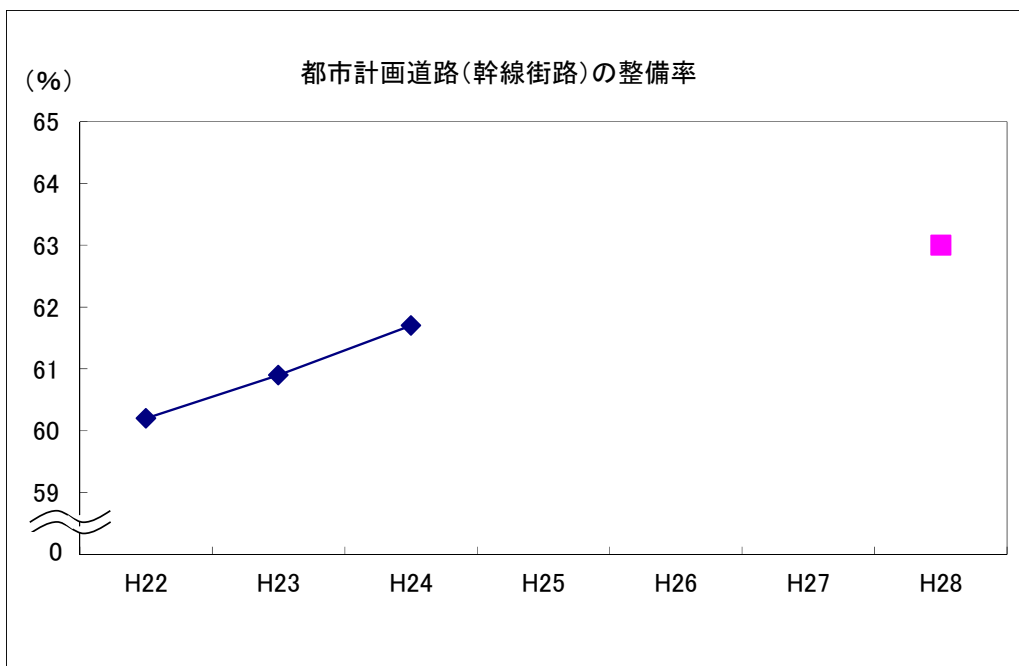
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H22	H23	H24	H25	H26	
60.2%	60.9%	61.7%	集計中	H28年度 集計予定	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

・都市計画道路（幹線街路）の整備
通勤や病院などの日常の暮らしを支える生活圏の中心部につながる道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備、隘路の解消を図るための現道拡幅及びバイパス整備等を推進し、地域内の移動円滑化を図る（◎）
予算額（事業費）：道路整備費 11,424 億円及び社会資本整備総合交付金等 37,440 億円の内数（平成 25 年度当初予算）
道路整備費 11,958 億円及び社会資本整備総合交付金等 38,400 億円の内数（平成 26 年度当初予算）
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 25 年度の実績は集計中であるが、平成 24 年度に比べて上昇することが見込まれ、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

地域内の移動円滑化を図るため、日常の暮らしを支える生活圏の中心部につながる道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備、隘路の解消を図るための現道拡幅及びバイパス整備等を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 24 年度に比べて上昇することが見込まれ、目標達成へ向け順調に推移していることから、A 評価とした。

平成 27 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 27 年度）

特になし

（平成 28 年度以降）

特になし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局街路交通施設課（課長 神田 昌幸）

関係課： 都市局都市計画課（課長 榊 真一）

業績指標 139

情報通信技術（ICT）を利用した建設施工技術（情報化施工）を導入した直轄工事件数

評 価

A	目標値：900件（平成26年度） 実績値：1,099件（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：313件（平成22年度）
---	---

（指標の定義）

情報通信技術（ICT）を利用した出来高管理、品質管理等に関する技術（以下、「ICT建設技術」という）を利用した直轄工事の件数。なお、ICT建設技術の対象は以下の通り。

マシンガイダンス技術、マシンコントロール技術、TS出来高管理技術、TS・GNSS締固め技術。

（目標設定の考え方・根拠）

建設業における生産性、施工品質、安全性のさらなる向上を図るため、平成26年度までにICT建設技術を少なくとも10,000m³以上の土工を含む大規模な工事と5,000m²以上の路盤工を含む大規模な工事においては、普及させることを目指して、平成23年度契約工事件数から900件を設定した。

（外部要因）

直轄工事の発注件数

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

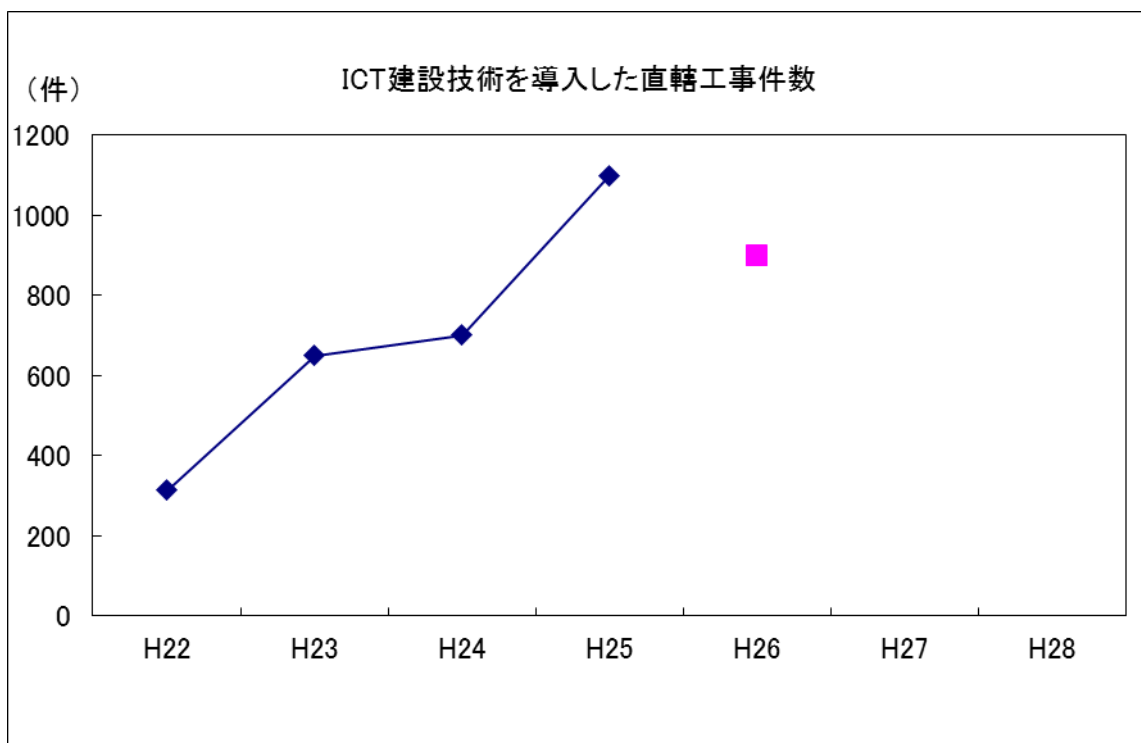
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				（年度）
H22	H23	H24	H25	H26
313件	649件	701件	1,099件	集計中（11月末現在892件）



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

情報化施工の活用による建設生産システムの高度化検討（平成26年度 予算額 10,015千円）
情報化施工推進戦略に基づく情報化施工技術の活用数・普及率の調査・整理・分析、情報化施工に係る動向調査及び資料整理、情報化施工の一層の普及及び効果向上のための検討等を実施

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成25年度時点で1099件であり、目標値設定年度の平成26年度の件数は現在集計中であるが、平成26年11月末時点で892件に達し、年度末までに900件を超える見込みであるため順調であると判断される。

（事務事業等の実施状況）

普及状況や技術動向に応じ、引き続き導入効果を調査・整理・分析を行い、公共工事全体へ普及させるための検討を実施する。それを踏まえ情報化施工推進会議による定期的なフォローアップを実施する。

課題の特定と今後の取組みの方向性

直轄工事での使用原則化や総合評価落札方式における加点措置等のインセンティブ措置により順調に推移しH25年度で既に業績指標も達成し、H26年度においても達成見込みであることから、Aと評価した。今後も活用工事件数の拡大を目指すため直轄工事での原則使用化や総合評価落札方式における加点措置等のインセンティブ措置などの取組を引き続き実施していく。また、平成25年度の実績値において目標を達成したことからH26年度11月末現在の実績を踏まえ平成31年度に1500件に目標値を更新した上で業績指標を設定する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局公共事業企画調整課（課長 山内 正彦）

業績指標 140

国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合（用地あい路率）

評価	
A	目標値：2.75%（平成24～28年度の平均） 実績値：2.59%（平成21～25年度の平均） 集計中（平成22～26年度の平均） 初期値：3.06%（平成18～22年度の平均）

（指標の定義）

国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業における用地取得で、用地買収着手後3年以上経過し、かつ、当年度中に契約見込みのない「あい路」^(注)となった件数の、当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数における割合（%）『用地あい路率＝用地あい路件数／当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数』。

（注）用地買収着手後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、地権者ないし地域住民との調整に困難が生じ、当該年度内に契約見込みがないものをいう。

（目標設定の考え方・根拠）

用地取得の円滑化・迅速化による効率的な事業の実施のため、あい路解消に関する諸施策を講じることにより、目標値（平成24～28年度の5カ年の用地あい路率の平均）は、実現可能性のある数値として現況（平成18～22年度までの過去5カ年の平均）から1割改善させることとして目標を設定。また、長期的にもできる限り改善していくことを目指す。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

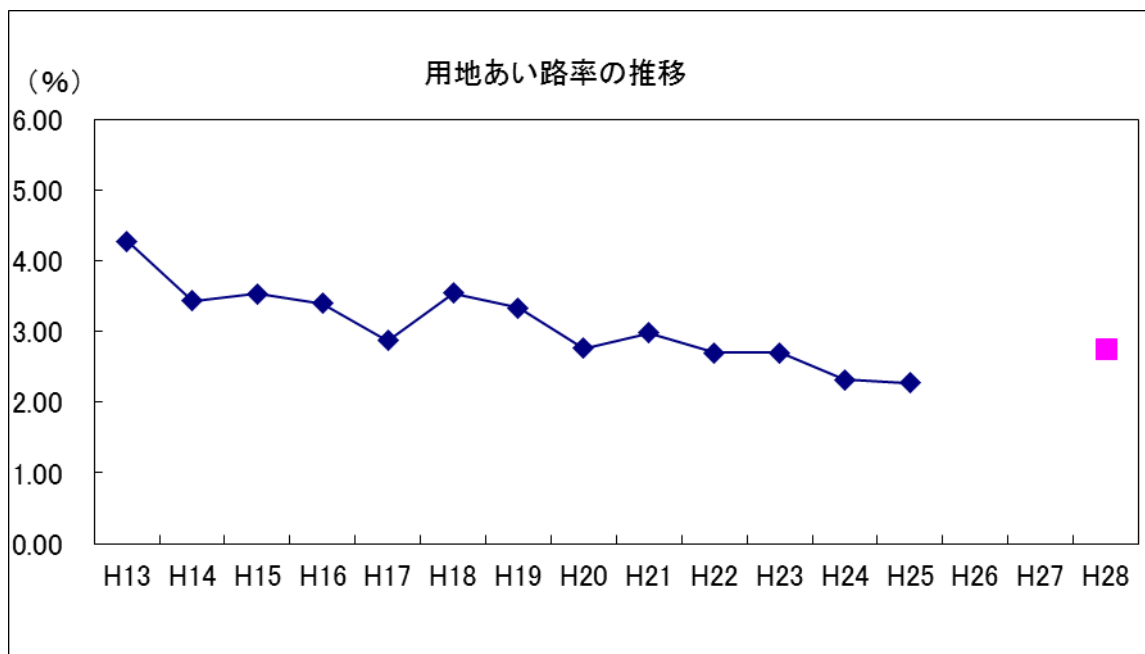
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H21	H22	H23	H24	H25	H26
2.98%	2.70%	2.70%	2.32%	2.27%	集計中
H17～H21の平均	H18～H22の平均	H19～H23の平均	H20～H24の平均	H21～H25の平均	H22～H26の平均
3.10%	3.06%	2.89%	2.69%	2.59%	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○用地補償基準の適正化等に関する検討

経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行っていくことを定めた「補償基準等見直しアクションプラン」に基づき、以下のような見直しの必要性の高い項目に関する損失補償基準等について検討を行う。

- ・建物移転補償の見直し（平成25年度予算額：11,955千円）
- ・土地価格比準表（土地価格決定の際の指標となる概ね標準的と認められる土地（標準地）や近傍の取引事例地と公共用地の取得の対象となる土地を比較する際に使用するもの）の見直し（平成26年度予算額：10,169千円）

○収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（所得税、法人税）

収用交換等により資産を譲渡した場合（買い取られた場合）において、その資産の譲渡所得等から5,000万円（譲渡所得等の金額が5,000万円に満たないときはその金額）が特別控除される。

○特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税、法人税）

土地等が、土地収用法等の規定に基づいて資産の収用等を行う者によってその収用等の対償（代替地）に充てるために買い取られた場合や、公有地拡大推進法の先買い制度により買い取られた場合等において、その資産の譲渡所得から1,500万円が特別控除される。

○収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）

収用等により資産が買い取られ補償金を取得した場合に、その補償金の全部又は一部の金額で代替資産を取得したときは、その譲渡所得について課税が繰り延べられる（譲渡がなかったものと扱われる）。

○交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）

収用等により資産が買い取られた場合、金銭補償に代えてその資産と同種の資産の交付を受ける場合に、その譲渡所得について課税が繰り延べられる。

○相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の特例（相続税・贈与税）

相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合には、譲渡面積に対応する相続税と併せて納付すべき猶予期間中の利子税の1/2（平成26年4月1日から平成33年3月31日までの間に収用交換等により譲渡した場合については全部）を免除する。

○相続税の納税猶予等を受けている農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の納税猶予制度の特例（相続税・贈与税）

公共事業の用に供するために相続税の納税猶予を受けている農地に地上権、賃借権又は使用借権による権利（以下「地上権等」という。）を一時的に設定した場合で、当該農地等を一時使用後も農業の用に供するときには、当該地上権等の設定はなかったものとみなし、納税猶予を継続する。

○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）

所有期間が5年を超える土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。

○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の短期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）

所有期間が5年以内の土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成26年度の実績値は27年度に調査予定であり把握することができないが、実績値がでている過去5年(21～25年度)の平均割合をみると2.59%と目標値を下回り順調である。

用地あい路率は、過去の実績値をみると数値のばらつきがあり(過去5年度:2.27%～2.98%)、年度により数値が上下しうるものであるが、全体的な傾向は下落の方向にあることから、この傾向が続けば、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

適正な補償を確保するため補償額算定の基となる補償基準等の見直し、補償額決定プロセスの機能強化に向けた検討を引き続き進めていく。また、用地取得の円滑化・迅速化を図る「用地取得マネジメント」(平成22年度で予算措置終了)については、22年度より本格的な運用を開始している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成21年度～平成25年度の平均割合が2.59%となっており、目標に対して順調に推移しているためAと評価した。

また、あい路の大きな要因の一つである補償額の不満については引き続き課題となっており、補償基準等の見直し、補償額の決定プロセスが機能強化されることにより補償額不満の解消に役立つものと考えられる。

引き続き、用地取得マネジメントの推進を図るとともに、補償基準等の見直し等により、年度ごとに多少の上下がある用地あい路率を下方に引き下げ、目標年度には用地あい路率の目標値を達成させることができるよう努めたい。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

○用地補償基準の適正化等に関する検討

経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行っていくことを定めた「補償基準等見直しアクションプラン」に基づき、見直しの必要性の高い項目に関する損失補償基準等について引き続き検討を行う。

・土地価格比準表(土地価格決定の際の指標となる概ね標準的と認められる土地(標準地)や近傍の取引事例地と公共用地の取得の対象となる土地を比較する際に使用するもの)について、前年度に引き続き見直しに向けた検討を行い、年度内に新たな「土地価格比準表」を作成する。(平成27年度予算額:10,131千円)

○区分所有権等の設定対価に対する課税の見直しによる公共用地取得の円滑化(所得税)

大深度地下法第16条に基づく地下使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定対価について、譲渡所得として扱われる5,000万円特別控除が適用される範囲が拡大される。(平成27年度減収見込額:917百万円)

(平成28年度以降)

○用地補償基準の適正化等に関する検討

経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行う予定。

担当課等(担当課長名等)

担当課:土地・建設産業局総務課公共用地室(室長 浅野 敬広)

関連指標 15
事業認定処分の適正な実施（訴訟等により取り消された件数）

実績値等

目標値：0件	(毎年度)
実績値：0件	(平成25年度)
0件	(平成26年度)
初期値：0件	(平成23年度)

(指標の定義)

土地収用法の事業認定にあたっては、請求があった場合には公聴会を開催しなければならないとともに、事業反対等の意見書があった場合には社会資本整備審議会の意見を聴取しなければならないこととされているなど、土地収用法上、適正かつ公正な判断を行うために必要な手続を取ることとされており、これらの手続を適正かつ確実に行うとともに、こうした手続を踏まえて事業認定庁として適正な判断を行って訴訟等になった場合でも処分が取り消されることのないようにする。

(目標設定の考え方・根拠)

土地収用法の事業認定については、それが公共の利益と私有財産の調整を図ることを目的としたものであり、また、仮に取消訴訟等により処分が取り消された場合には公共事業が途中でストップしてしまうおそれがあることから、訴訟等によって取り消されない適正かつ公正な処分を行うことが必要である。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

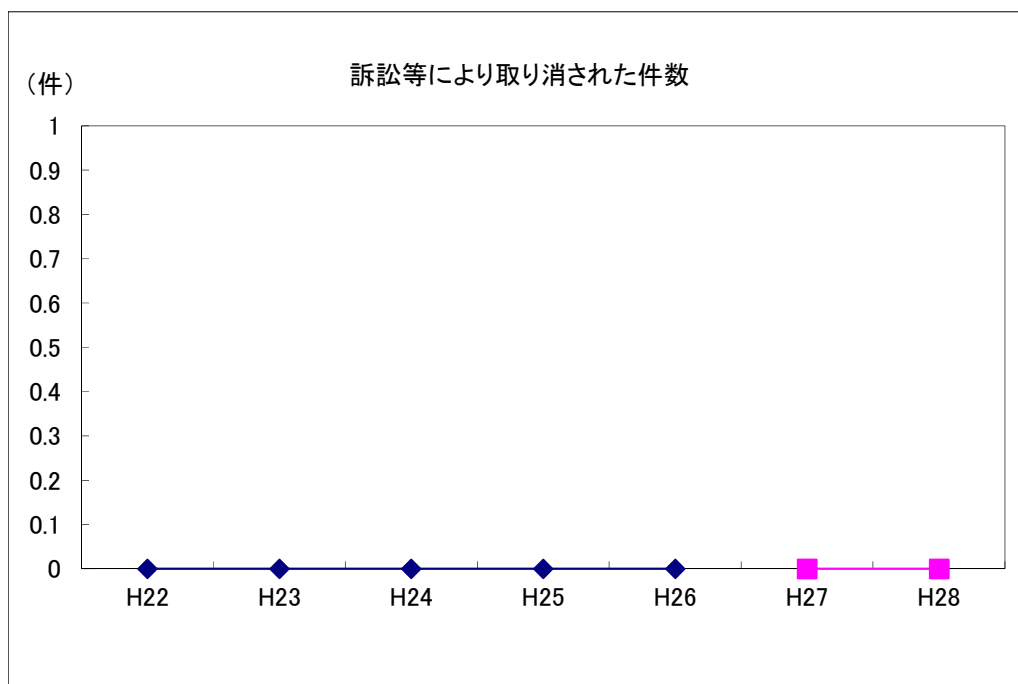
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H26
0件	0件	0件	0件	0件	0件



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

事業認定の法的効果の早期発現に向けた取組みを行うとともに、公聴会の開催、社会資本整備審議会からの意見聴取等により、土地収用法に基づく事業認定について、適正かつ公正な判断を行う。

予算額 15,142千円（平成25年度）

17,764千円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

目標値は平成24年度以降毎年度において0件としているところ、平成26年度において、事業認定取消件数は0件である。

（事務事業等の実施状況）

平成26年度実績

- ・事業認定取消件数0件（係属中の事業認定取消訴訟3件）
- ・公聴会開催件数2件
 - 本省主催：八戸・久慈自動車道改築工事
 - 一般公述人 0組
 - 首都圏中央連絡自動車道（高速横浜環状南線）新設工事
 - 一般公述人 19組
- ・社会資本整備審議会開催回数2回
 - 本省認定事業：八戸・久慈自動車道改築工事
 - 地整認定事業：県道松山伊予線改築工事

事業認定取消訴訟については、名古屋高裁、東京高裁及び福岡地裁でそれぞれ1事業、計3事業について訴訟が係属中である（平成26年度末時点）。

公聴会については、開催請求に基づき上記のとおり開催し、事業の公益性の判断に必要な情報の収集を行っている。

社会資本整備審議会（公共用地分科会に審議を付託）については平成26年度に2回開催されており、2件の事業を付議しているが、いずれの事業も認定庁の見解どおり「事業認定すべき」との意見をいただいている。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局総務課土地収用管理室（室長：藤田 昌邦）

関連指標 16

国土交通大学校における研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度

実績値等

目標値：90.0%以上（毎年度）
 実績値：97.8%（平成25年度）
 97.4%（平成26年度）
 初期値：92.6%（平成20年度）

（指標の定義）

国土交通政策の企画立案等に必要な社会経済環境において生起する諸課題等の調査検討結果等に関する研修における受講者の満足度

（目標設定の考え方・根拠）

実際に行った研修の満足度について、目標値と比較し検討する。

（外部要因）

社会経済環境において生起する諸課題等

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

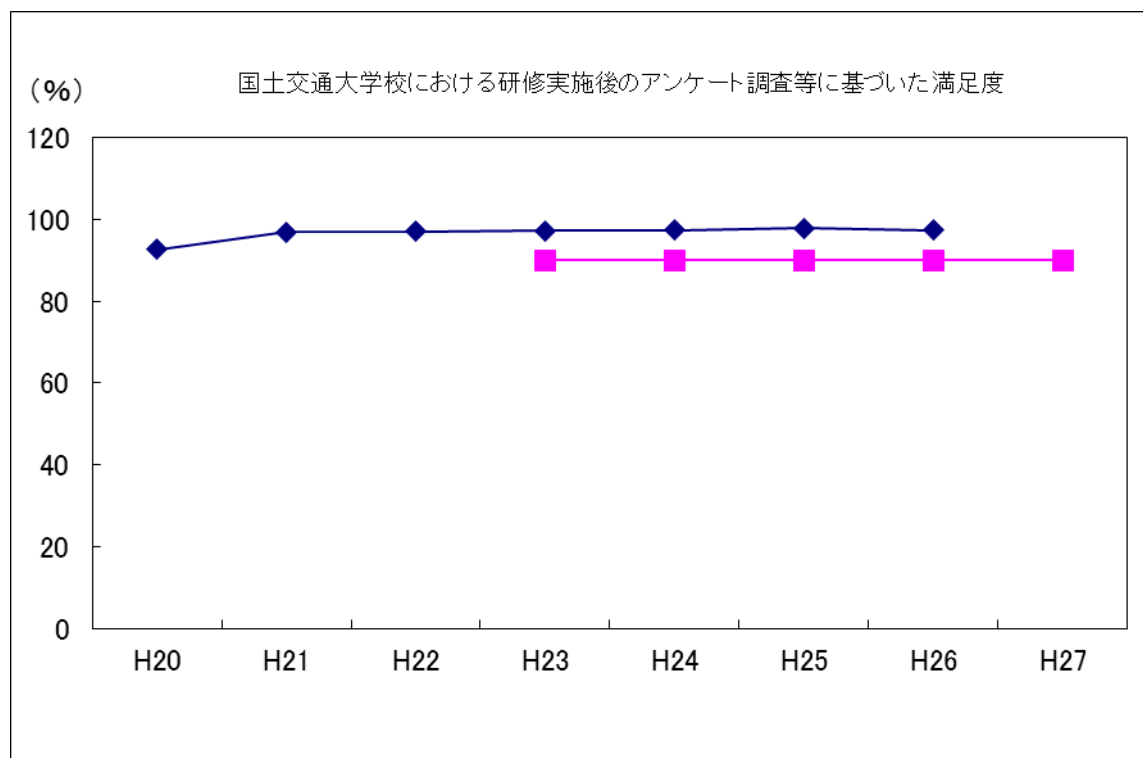
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H22	H23	H24	H25	H26
97.0%	97.2%	97.4%	97.8%	97.4%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

・国土交通政策の企画立案等に必要な社会経済環境において生起する諸課題等に関する調査検討結果等に関する研修等の実施
・国土交通政策の企画立案等に必要な各種調査検討業務や国土交通政策の企画立案等に携わる職員等に対し、必要な知識の習得等を目的として各種研修を実施している。
予算額155,301千円(平成26年度) 予算額162,642千円(平成25年度)

関連する事務事業等の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

目標値は平成23年度に90.0%のところ、最新の実績値(平成26年度)は97.4%である。

(事務事業等の実施状況)

国土交通大学校において、国土交通行政に携わる職員に対し、新しい行政ニーズを的確に把握し、効率的に職務を行うために必要な知識・考え方を習得し、行政能力を向上させることを目的として、総合課程、専門課程、特別課程の3つの課程で合計190コース(平成26年度)の研修を実施し、それぞれの研修終了時に研修員に対し、アンケート調査等を実施している。

担当課等(担当課長名等)

担当課：国土交通大学校 総務部 総務課(課長 大場 芳成)

業績指標 141
不動産証券化実績総額

評価

A	目標値：75兆円（平成28年度） 実績値：59兆円（平成25年度） 65兆円（平成26年度） 初期値：51兆円（平成23年度）
---	--

（指標の定義）

主たる投資対象を不動産とするJリート（注1）、不動産特定共同事業（注2）、資産流動化法スキーム（注3）、合同会社—匿名組合出資スキーム（注4）等の活用による不動産証券化の実績総額（注5）

- （注1） Jリート（不動産投資法人）とは、多くの投資家から資金を募り、オフィスビル・賃貸マンション等の収益不動産を購入、そこから生じる賃料や売却益等を投資家に分配する仕組みの商品。
- （注2） 複数の投資家が出資して、許可を受けた不動産会社等（不動産特定共同事業者）が現物不動産を取得し、不動産賃貸事業等を行い、その収益を投資家に分配するスキーム。
- （注3） 資産流動化法に基づき設立された特定目的会社のことを指す。
- （注4） 不動産の証券化（オフィスビルや賃貸マンション等の不動産信託受益権を担保に、証券を発行して投資家から資金を調達する手法のこと。投資家は賃料収入などの収益に基づいて、利払いや配当などを受ける。）のために活用されるペーパーカンパニー。
- （注5） 不動産証券化の総額の算出に当たっては、各証券化スキームによる不動産（不動産信託受益権を含む）の取得総額を累積加算している。

（目標設定の考え方・根拠）

〔目標設定の考え方〕

不動産の証券化は、約1,500兆円といわれる個人金融資産を不動産市場に呼び込み、不動産取引の活性化や優良な都市ストックの形成を可能にするものである。主な不動産の証券化手法であるJリートスキーム等の活用により証券化された不動産の資産額累計は、Jリート等が取得した不動産の取得額の累計であるため、Jリート等の不動産取得の状況は、不動産投資市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大ならびに活性化の状況を示すものであることから、業績指標として採用している。

〔根拠〕

これまで、当該業績指標が着実に伸びるよう、政策を講じてきたところであるが、今後もその伸びを維持し、その上さらに拡大（過去5年間の証券化実績（単年度の伸び）の平均額以上に伸びを拡大）させるために、不動産証券化市場活性化のための不動産投資市場の環境整備を進めていき、初期値の約1.5倍となる75兆円という目標を目指す。

（外部要因）

国内・海外の景気動向、金融機関の不良債権処理、企業の資産リストラの動向、金融市場の動向

（他の関係主体）

金融庁（「投資信託及び投資法人に関する法律」「資産の流動化に関する法律」を所管している）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日）「内外の多様な資金調達・運用ニーズに対応するため、東証による上場インフラファンド市場の創設に必要な制度的手当てを年内に行うとともに、インフラファンドやヘルスケアREITの組成に向けた環境整備を推進する。」（第二一．5-2（3）i）①
- ・日本再興戦略（平成25年6月14日）「民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリークの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等（来年度中）」（第Ⅱ．二．テーマ1③）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日）「定期借地権、不動産証券化等の手法を活用するとともに、木造密集市街地の改善整備等のため、公的不動産等を活用した連鎖的な市街地整備を進める。また、地価公示の充実、中古住宅・リフォーム市場の活性化等を図る。」（第2章3．（3））
- ・産業競争力の強化に関する実行計画（平成26年1月24日）「高齢者向け住宅及び病院（自治体病院を含む）等を対象とするヘルスケアリークの活用に関して、ガイドラインの策定等の環境整備を平成26年度中に行う。」（二．2．（1））
- ・健康・医療戦略（平成26年7月22日）「民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリークの活用に向け、高齢者向け住宅及び病院（自治体病院を含む）等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等を行う。」（2．（2）4））

【閣決（重点）】

なし

【その他】

国土交通省重点政策2014（平成26年8月公表）

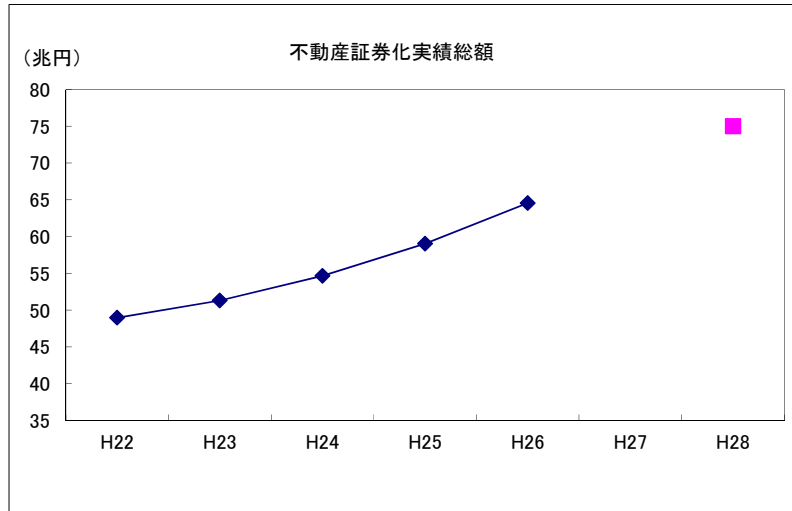
2．地方の創生、人口減少の克服

（2）観光振興と地域ビジネス・雇用創出による活力ある地域の形成

クラウドファンディングの手法を活用した市民によるまち・地域への投資を促進するとともに、地方公共団体との連携事業への金融支援や地域金融機関等と連携し地方都市の不動産ファイナンス環境の整備を行い、まちづくりや地域づくりに資金循環を確保し、ビジネス・雇用の創出を目指す。

--

過去の実績値	(年度)			
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
4 9 兆円	5 1 兆円	5 5 兆円	5 9 兆円	6 5 兆円



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

① 不動産特定共同事業の推進

投資家の保護に資する市場環境の整備を図りつつ、投資家のニーズに対応した商品が供給され、投資家の資金が優良な都市ストック形成に活用されるよう、不動産特定共同事業の適切な運用を図る。(平成26年度予算額：44,243千円)

② 特例事業者による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置

特例事業者が取得する不動産に係る不動産流通税を減免することにより、特例事業者による不動産証券化を推進することで、建築物の耐震化や老朽不動産の再生、民間施設の整備など都市機能の向上への民間資金の導入を促進する。

③ Jリート及び特定目的会社による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置

Jリート・特定目的会社が取得する不動産に係る不動産流通税を減免することにより、不動産取得コストを軽減し、不動産の証券化を推進し、豊富な資金を使った物件の購入やバリューアップ等を通じて、地域経済の活性化や国際競争力の強化にも資する優良な都市ストックの形成を促進する。

④ Jリートにおける「税会不一致」問題の解消

現行制度上、Jリートは、会計上の税前利益の90%超を配当する等の要件を満たした場合、税務上、導管体として扱われ、利益配当を法人税の算定上、損金算入することが可能となっている。しかしながら、会計と税務の処理の差異(税会不一致)に伴い、会計上の利益と税務上の利益に差異が生じた場合、現行制度上、会計上の利益を上回る税務上の利益を分配しても、その部分は「配当」として扱われない。つまり税会不一致部分について、損金算入することができず、投資法人段階で課税が発生する。このような課税の発生が、税会不一致が生じてしまうような取引(例えば、定期借地権付き建物の取得等)を行うことの支障となっているため、投資法人の活動の制約となる税会不一致の問題を解消し不動産市場の活性化を図る。

⑤ ヘルスケアリート等の活用に向けた環境整備

民間資金を活用したヘルスケア施設の供給を促進するため、ヘルスケア施設を取得・運用するリートに係るガイドラインの整備等を実施する(平成26年度予算額：40,235千円)。

⑥ 不動産市場の透明性向上に向けた環境整備

国内外の投資家等による不動産取引の活性化のためには、不動産市場の透明性向上が課題となっている。そのため、不動産の市場価格の動向を全国・地域別、住宅・商業用別に表す不動産価格指数の検討・整備を行う。(平成25年度予算額：60,083千円、平成26年度予算額：128,567千円)

⑦ 耐震・環境不動産形成促進事業の推進

資金調達等が課題となって再生・利活用が進まない老朽・低未利用不動産について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産

の形成（改修・建替え・開発事業）を促進する。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成26年度はJリートおよびGK-TKスキーム等による取得額が、それぞれ約2兆円と高水準であったことが大きく影響し、平成26年度での単年度の証券化対象不動産の取得額は5.5兆円となり、平成25年度（4.4兆円）の約1.25倍に拡大している。

（事務事業等の実施状況）

① 不動産特定共同事業の推進

不動産特定共同事業法の適切な運用により、投資家の保護に資する市場環境の整備を図りつつ、投資家のニーズに対応した商品が供給され、投資家の資金が優良な都市ストック形成に活用されるよう、以下の施策を講じることにより、不動産特定共同事業を推進した。

- （1）不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を活用した不動産証券化のモデル案件を4件選定し、これらの支援を通じてガイドライン（実態に即した実務の手引書）を作成した。
- （2）地域における相談窓口を設けるとともに、全国において研修会及び協議会を13ヶ所において実施し、不動産証券化を担う人材の育成に努めた。

② 特例事業者による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置の延長

特例事業者が取得する不動産に係る不動産流通税（登録免許税・不動産取得税）の特例措置について、平成27年度税制改正において、適用期限を2年（平成29年3月31日まで）延長するとともに、特例の対象となる不動産に物流施設（倉庫）及びその敷地を追加することを実現し、不動産証券化を推進するための環境整備を行った。

③ Jリート及び特定目的会社による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置の延長

Jリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る不動産流通税（登録免許税・不動産取得税）の特例措置について、平成27年度税制改正において、適用期限を2年（平成29年3月31日まで）延長するとともに、特例の対象となる不動産に物流施設（倉庫）及びその敷地を追加することを実現し、不動産証券化を推進するための環境整備を行った。

④ Jリートにおける「税会不一致」問題の解消

Jリートについて税務上と会計上の差異（税会不一致の問題）の解消を図るため、平成25年度より買換特例圧縮積立金の導入、平成26年度より正ののれんの手当等、平成27年度より税務上損金算入が可能な範囲を拡大し、一時差異等調整引当額を設ける等所要の措置が講じられた。

⑤ ヘルスケアリートの活用に向けた環境整備

高齢化の進展等に伴い、ヘルスケア施設の供給拡大等が求められる中、日本再興戦略等を受け、関係省庁（金融庁、厚生労働省）との連携のもと、平成26年6月27日に「高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドライン」を策定した。なお、病院不動産を対象とするリートに係るガイドラインは、別途検討を進めている。

⑥ 不動産市場の透明性向上に向けた環境整備

不動産価格指数（住宅）は、平成24年8月から試験運用として毎月の公表を開始し、平成27年3月から本格運用に移行した。不動産価格指数（商業用不動産）は、国際指針の作成後速やかに公表を開始できるよう検討を進めた。

⑦ 耐震・環境不動産形成促進事業の推進

老朽・低未利用不動産について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成（改修・建替え・開発事業）を促進している。平成26年度末時点で、5件の建物の環境改修案件及び開発事業案件への出資を決定し、国費相当額比で約6倍の民間資金からの投融資が喚起された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成26年度には、5.5兆円の不動産の証券化が行われ、平成26年度の不動産証券化実績総額は6.5兆円となっている。また、平成26年度の不動産証券化実績額は、平成25年度（4.4兆円）の約1.25倍と拡大しており、次年度以降も不動産証券化実績が伸びていくことが考えられ、目標年度において目標値の達成が可能であると判断し、Aと評価した。

引き続き、多様な不動産を証券化の対象となるように環境整備を進めるとともに、幅広い資金の導入を図ることが課題である。

今後は、Jリート等による不動産取得に係る不動産流通税の特例措置の対象となる不動産に物流施設（倉庫）及びその敷地を追加することを実現したこと、平成26年6月27日に「高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドライン」を策定したこと、病院不動産を対象とするリートに係るガイドラインは、別途

検討を進めていることなどにより、Jリート等による一層の多様な物件取得が進む。

また、不動産特定共同事業の普及啓発に取り組むことにより、民間資金の導入を通じた不動産再生事業、不動産の証券化が促進される。

さらに、耐震・環境不動産形成促進事業の適切な執行を行うことにより、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成が促進され、民間投資が喚起されると考えられる。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・ヘルスケアリート市場の成長促進、耐震・環境改修事業の推進、PREやCREの積極的活用の促進等により、証券化対象不動産の供給拡大を図る。また、公的資金がエクイティの供給サイドとして不動産証券化市場に参画するよう働きかけること等により、資金供給の担い手の裾野を広げ、不動産証券化市場の成長を図る。
- ・地方都市の不動産ファイナンス等の環境整備のため、有識者検討委員会の設置・運営、国内主要地域において地元関係者（地銀・信金・信組、不動産会社、地方公共団体等）が参加する協議会等の設置・運営、地方都市における不動産再生事例集の作成等を行う。
- ・IMF等の国際機関による、商業用不動産価格指数の作成に関する国際指針の作成後、当該指針に基づく不動産価格指数（商業用不動産）の試験運用を開始する。（平成27年度予算額：115,171千円）

(平成28年度以降)

- ・不動産証券化に向けた施策を推進することにより、証券化の対象となる不動産の多様化、導入資金の喚起を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局不動産市場整備課（課長 小林 靖）

業績指標 142

指定流通機構（レイズ）における売却物件に係る各年度の成約報告件数

評価

A	目標値：165千件（平成28年度） 実績値：163千件（平成25年度） 158千件（平成26年度） 初期値：136千件（平成23年度）
---	--

（指標の定義）

指定流通機構（レイズ）（注1）の売却物件に係る年度の成約報告件数（注2）

（注1）指定流通機構（レイズ）とは、宅地建物取引業法により指定された不動産流通機構が保有する不動産物件情報交換システム（Real Estate Information Network System）を指すが、レイズという名称は、不動産流通機構（指定流通機構）の通称にもなっている。指定流通機構は、宅地建物取引業者が流通に関与する売却物件情報を、システム上で多数の宅地建物取引業者が共有し、迅速な情報交換を行うことで、不動産流通の円滑化を図ることを目的に創設された。

（注2）指定流通機構（レイズ）には、宅地建物取引業者が売却依頼を受けた物件が登録されることから、中古物件（マンション・戸建住宅等）及び土地が登録・成約物件の大半を占める。なお、目標値は売買取引の各年度の成約報告件数を示す。

（目標設定の考え方・根拠）

宅地建物取引業法は、専任媒介契約・専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者に指定流通機構への物件情報の登録及び成約情報の報告を義務づけている。よって指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、中古物件の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する中古物件の取引量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。

目標については、平成18年度から平成23年度にかけての成約報告件数の伸び（年平均3.6%）が、平成24年度以降5年間継続するものとした件数（157千件）に、中古住宅流通市場の活性化の施策の効果等を見込み（5%増）、当該目標値を設定した。

（外部要因）

不動産市場動向（地価・住宅価格の下落）、金融市場の動向（金融機関の融資姿勢の変化による資金調達可能額の変化・金利動向等）

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標並びにその達成のために必要な基本的な施策

3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備

① 既存住宅が円滑に活用される市場の整備

・経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日）

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生

（3）観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化（都市再生等）

・「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日）

中短期工程表

一. 日本産業再興プラン 立地競争力の更なる強化 都市の競争力の向上

二. 戦略市場創造プラン 国民の「健康寿命」の延伸 病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会

【閣決（重点）】

なし

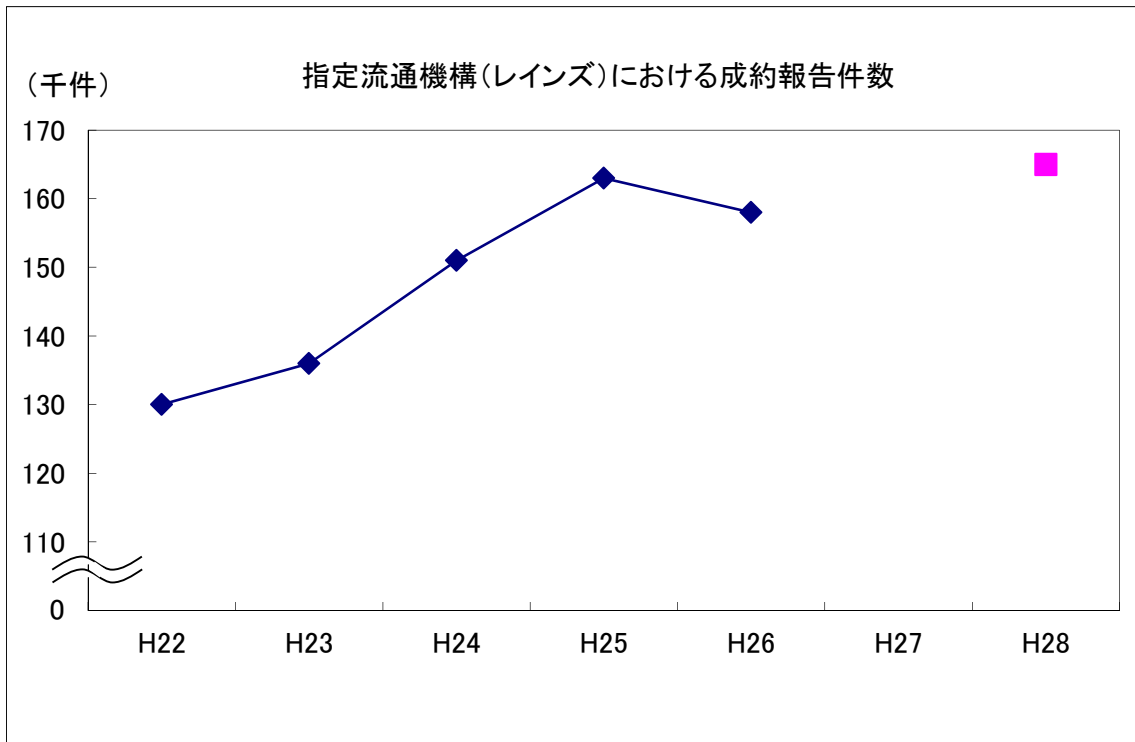
【その他】

・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞

Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値				(年度)	
H22	H23	H24	H25	H26	
130千件	136千件	151千件	163千件	158千件	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・不動産総合データベースの整備（平成25年度予算額：40,097千円、平成26年度予算額：100,183千円）

不動産流通市場における取引の円滑化及び活性化を図るため、不動産取引に係る各種情報の集約・提供を行うシステム（不動産総合データベース）を構築する。

- ・宅建業者と関連事業者の連携によるワンストップサービスの提供促進（平成26年度予算額：50,228千円）

中古住宅流通市場の活性化を図るため、中古不動産取引について、宅建業者がリフォームやインスペクション等、関連する分野の事業者と連携して多様な消費者ニーズに対応できる体制の構築を図る。

- ・建物評価手法の構築と普及促進（平成25年度予算額：20,069千円、平成26年度予算額：16,866千円）

中古住宅流通市場の活性化を図るため、中古戸建て住宅について、取引市場における評価慣行を見直し、本来あるべき価値を適正に評価するため、宅建業者の建物評価手法の構築と、その取引市場への普及を図る。

- ・その他

不動産市場における消費者向け情報インフラの整備、指定流通機構を活用した不動産取引情報の提供を行う。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成26年度の指定流通機構における売却物件の成約報告件数は158千件で、現時点では実績値が目標値に達してはいないものの、これまでの増加ペースを維持した場合、目標年度において目標値の達成が可能であると考えられる。現在、不動産流通市場の透明性を高め、取引の円滑化及び活性化を図るための取り組みや、中古不動産取引において、多様な消費者ニーズに対応できる体制の構築を図っており、不動産流通市場の環境整備は着実に進んでいるものと考えられる。

(事務事業等の実施状況)

- ・不動産総合データベースの構築・運用に向け、平成25年度に「不動産に係る情報ストックシステム基本構想」をとりまとめ、平成26年度に基本構想を踏まえたプロトタイプシステムを構築した。

- ・平成25年度より全国で14の地域連携協議会が、ワンストップサービスを提供。地域の中古住宅市場活性化の担い手として継続して活動する旨の事業者間連携による不動産流通市場活性化宣言を発表した。また、「中古不動産取引における情報提供促進モデル事業」において、17のモデル事業を採択し、先進的な取組を支援・事例分析を実施した。

- ・平成25年度に住宅の状態等を適切に反映すること等を内容とする「中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針」を策定・公表した。

- ・不動産統合サイトにおいて不動産知識の普及啓発のためインターネットコンテンツを掲載する等、消費者保護に資する情報インフラ整備を推進するために、引き続きコンテンツ充実に向けた取組を実施した。

- ・平成19年4月より、レインズが保有する不動産取引価格情報を活用した消費者向けの情報提供サービスとして

不動産取引価格情報提供サイト（RMI）を本格稼働させ、平成21年3月、平成24年3月及び平成26年7月に提供情報の拡充および機能性の向上に関する改修を実施した。平成26年度のPV（ページビュー）数は平成24年度比9.4%増加した。（平成24年度704,238件、平成26年度770,693件）

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は158千件で前年比マイナス3.1%となっているものの、平成23年度から平成26年度までの増加ペースを維持することで目標年度に目標値を達成すると見込まれるためAと評価した。目標値の達成に向けては不動産流通市場における情報ストックの整備等により取引環境の整備、市場の透明性向上を図ることが課題であり、引き続き、以下の通り不動産流通市場の環境整備を図り、既存住宅流通を推進する。

- ・「不動産流通市場における情報ストックの整備・提供方法に関する調査・検討」「多様な消費者ニーズに対応した中古住宅取引モデルの検討」に取り組み、中古住宅流通市場の活性化を図る。
- ・不動産総合サイトについては、消費者保護に資する情報インフラの充実を図るために、引き続きコンテンツの充実に向けた取組を実施する。
- ・不動産取引価格情報提供サイトについては、継続して消費者への普及・啓発活動を実施する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

・不動産流通市場における情報ストックの整備・提供方法に関する調査・検討（平成27年度予算額：84,862千円）

不動産取引に必要な情報を効率的に集約・管理し、消費者が求める情報を宅建業者が適時適切に提供できるシステムの全国展開に向け、平成26年度構築のプロトタイプシステムによる試行運用を実施し、システムを活用した不動産取引のあり方を検討する。

・多様な消費者ニーズに対応した中古住宅取引モデルの検討（平成27年度予算額：20,000千円）

中古住宅の質に係る情報等を明らかにした上で取引を行うために、宅建業者等に求められる業務を中古住宅取引の標準的な取引モデルとして整理し、新たなスタンダードとして市場への定着を推進することにより、増大する空き家の活用、消費者が安心して取引できる取引環境の整備、市場の透明性向上を図る。

（平成28年度以降）

・不動産流通市場における情報ストックの整備・提供方法に関する調査・検討

不動産総合データベースについて、本格運用開始に向けたシステムの検討・開発を行い、本格運用を開始する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局不動産課（課長 清瀬 和彦）

業績指標 143

賃貸アパート、マンションに関する相談件数

評価

N	目標値：27,200件（平成30年度） 実績値：33,290件（平成25年度） 集計中 （平成26年度） 初期値：33,290件（平成25年度）
---	--

（指標の定義）

国民生活センターと消費生活センターを結ぶ「全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET：パイオネット）」に登録された消費生活相談の件数のうち、「賃貸アパート・マンション」に分類された相談の件数

（目標設定の考え方・根拠）

直近の4年間（H22年度～H25年度）における相談件数が、対前年度比で平均約4.0%減少していることから、引き続きこれまでのペースを維持することを目標として設定。

（外部要因）

賃貸住宅市場の動向

（他の関係主体）

国民生活センター、消費生活センター

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）

第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標並びにその達成のために必要な基本的な施策

3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備

③ 多様な居住ニーズに応じた住宅の確保の促進と需要の不適合の解消

「賃貸住宅市場における標準ルールの普及等を通じて住宅に関するトラブルの未然防止を図る。また、指定住宅紛争処理機関による住宅に係る紛争処理等、トラブルを円滑に処理するための仕組みの普及・充実を図る。」

【閣決（重点）】

なし

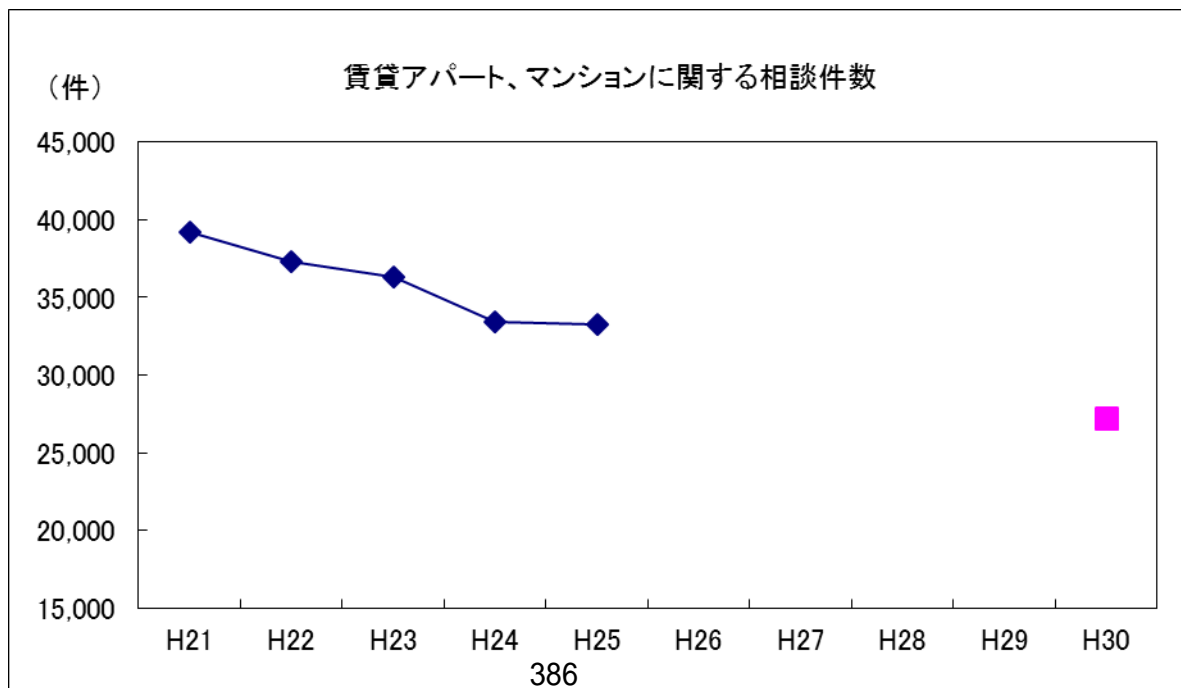
【その他】

社会資本整備審議会産業分科会不動産部会

賃貸不動産管理業の適正化のための制度について（平成22年2月3日）

「賃貸住宅管理業の登録制度を設け、登録事業者の業務についてルールを定めることで、その業務の適正な運営を確保し、賃借人及び賃貸人の利益の保護を図る。」

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
37,333件	36,346件	33,442件	33,290件	集計中	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・賃貸住宅の管理に関する法規制がない中で、管理業者が遵守すべき一定のルールを定めるなど賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資することを目的として創設した賃貸住宅管理業者登録制度の適切な運用を図る。
- ・民間賃貸住宅の退去時における原状回復をめぐるトラブルの未然防止等のため、賃貸人・賃借人があらかじめ理解しておくべき一般的なルールを示した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」と「賃貸住宅標準契約書」の作成・普及啓発を図る。

関連する事務事業等の概要

- ・該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成26年度の実績値は、現段階では集計中であるが、平成21年度から平成24年度までは順調に相談件数が減少していたものの、平成25年度の実績値は前年と比較し、ほぼ横ばいであったため、平成25年度以降の実績値によるトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成できない可能性がある。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成25年度に、賃貸住宅管理業者登録制度の周知・普及を図るため、大手管理会社にヒアリングを実施し、制度登録の検討を依頼。
- ・裁判外紛争解決手続の活用等による民間賃貸住宅の賃貸借関係を巡る紛争の未然防止、紛争解決の円滑化のための体制の整備等を支援することにより、紛争解決体制の充実・強化を図った。(平成22～26年度)

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、平成26年度の実績値は、現段階では集計中であり、目標達成状況については判断できないためNと評価した。今後については、平成27年度において、賃貸借契約に関する内容の研修を実施することにより、民間賃貸住宅に係るトラブルの未然防止が期待されること、また、賃貸住宅管理業者登録制度の普及促進に係る調査検討業務を行うことにより、より一層の制度の周知・普及が進むことで賃貸住宅の管理業務の適正な運営の確保が期待されることから引き続き事業を推進する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・賃貸住宅管理業者登録制度について、施行から約3年が経過したことから、制度の運用実態を調査し、効果や課題等を検証するとともに、制度の普及を促進するための方策について有識者等による検討を実施する。
予算額：不動産管理上の課題等に関する調査検討経費 30,000千円(平成27年度)の内数
- ・民間賃貸住宅に係るトラブルを未然防止するため、消費生活センターや宅地建物取引業者等で相談業務に携わる者を対象に、民法改正(案)の動向も含め、賃貸借契約に関する内容の研修を実施する。
予算額：重層的住宅セーフティネット構築支援事業 230,000千円(平成27年度)の内数
(平成28年度以降)
- ・なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・建設産業局不動産課(課長 清瀬 和彦)
関係課：住宅局住宅総合整備課(課長 真鍋 純)

業績指標 144

宅地建物取引業免許行政庁における相談件数

評価

A	目標値：1,290件 (平成30年度) 実績値：1,906件 (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：2,088件 (平成24年度)
---	---

(指標の定義)

宅地建物取引業の免許行政庁（国土交通省及び都道府県）における来庁による相談者対応の件数

※同一事案に関する2回目以降における対応件数及び電話対応件数は含まない。

※宅建業法所管部局とは別に紛争・相談等を受け付ける体制が整備されている施設（都道府県における住宅相談所等）において対応された件数を含む。

(目標設定の考え方・根拠)

直近の10年間（H15年度～H24年度）における相談件数が、対前年度比で平均約7.7%減少していることから、引き続きこれまでのペースを維持することを目標として設定。

(外部要因)

不動産取引市場の動向

(他の関係主体)

各都道府県（宅地建物取引業免許行政庁）

(重要政策)

【施政方針】

—

【閣議決定】

—

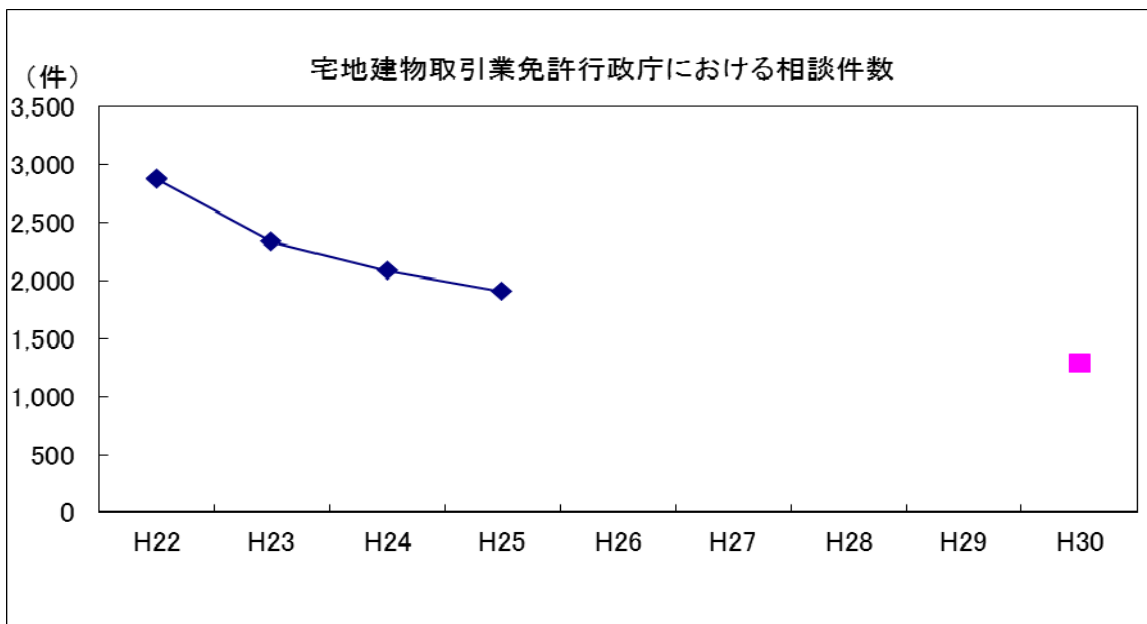
【閣決（重点）】

—

【その他】

—

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
2,886件	2,339件	2,088件	1,906件	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

宅地建物取引に係る消費者利益の保護を図るため、宅地建物取引業法の的確な運用に努めている。関係機関と連携しながら苦情・紛争の未然防止に努めるとともに、同法に違反した業者には、厳正な監督処分を行っている。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

順調である。

平成 26 年度の実績値は集計中であるが、平成 25 年度における相談件数は前年度比で 8.7%減少した。

(事務事業等の実施状況)

平成 25 年度において、国土交通省及び都道府県は、宅地建物取引業法に違反した業者に対し、314 件（免許取消 184 件、業務停止 65 件、指示 65 件）の監督処分を行った。

平成 26 年度に実施した規制の事前評価である「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」の事後検証については、平成 26 年度の実績値は集計中であるものの、平成 25 年度における相談件数が平成 24 年度比で 8.7%減少していることから、順調であったと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成 25 年度における相談件数が前年度比で 8.7%減少していることから、A と評価した。引き続き、宅地建物取引業法違反業者に対する監督処分を行っていく。

平成 27 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 27 年度)

- ・宅地建物取引業法の一部を改正する法律（議員立法）の施行

従業者資質の向上等を規定した宅地建物取引業法の一部を改正する法律を平成 27 年 4 月 1 日より施行するとともに、平成 26 年度における検討結果に基づいた法定講習を実施する。

- ・民法改正への対応に係る調査・検討

改正民法の施行に備え、不動産取引に係る紛争を未然に防止するため、不動産取引実務への影響について把握・整理するとともに、有識者や実務家からなる検討会を開催し、不動産取引実務に係るガイドライン等を作成の上、業界への普及・啓発を行う。

(平成 28 年度以降)

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 土地・建設産業局不動産課（課長 清瀬和彦）

関連指標 17

法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積

実績値等

目標値：13.1万ha（平成30年）
 実績値：12.2万ha（平成20年）
 集計中（平成25年）
 初期値：13.1万ha（平成15年）

（指標の定義）

土地基本調査（5年毎調査）において集計された法人及び世帯が所有する宅地など（「農地・林地」、「他社への販売を目的として所有する土地」以外の土地）に係る低・未利用地面積のうち「空き地」とされた土地利用等の合計面積（単位：万ha）

（目標設定の考え方・根拠）

低・未利用地の面積については、人口・世帯数の減少や産業構造の変化といった社会経済状況を踏まえ、今後増加することが懸念されているところであるが、その増加を抑制し、少なくとも維持することを目標とするため、13.1万haとした。

（外部要因）

- ・人口・世帯の減少に伴う土地需要の減少
- ・国内産業構造の転換や景気の動向を背景としたオフィス用地や商業施設用地、工場用地などの企業の土地需要の動向

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

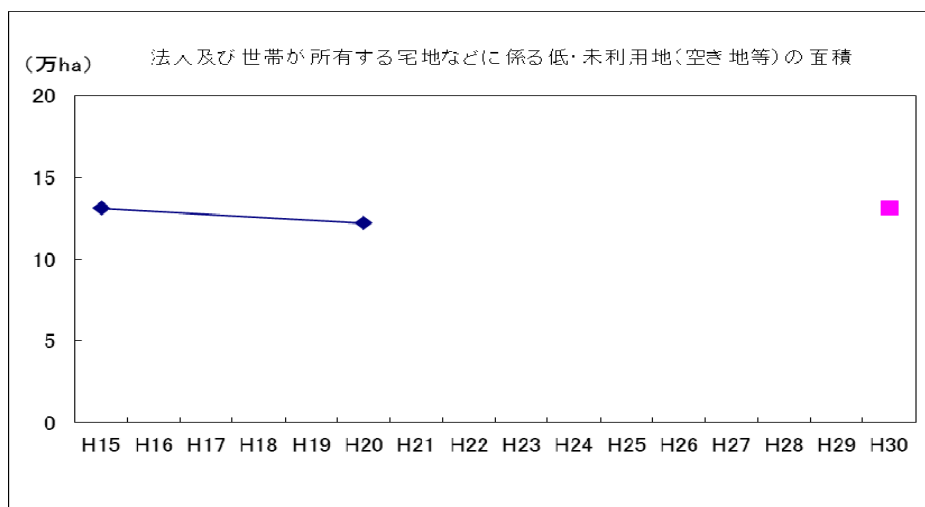
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値	(年)				
	H15	H16～19	H20	H21～24	H25
	13.1	—	12.2	—	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・国土利用計画法の的確な運用
 適正かつ合理的な土地利用の実現を図るため、国土利用計画法に基づく土地取引規制制度や土地利用基本計画の適時・的確な運用を行う。
 予算額：43,891千円（平成25年度）、43,562千円（平成26年度）

- ・特定の事業用資産の買換え等の特例措置（所得税・法人税）
長期保有の土地等を譲渡し、新たに事業用資産を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税を繰延べ。（繰延率80%等）
- ・土地・住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置（不動産取得税）
土地・住宅の取得に係る不動産取得税の税率を軽減。
- ・宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例措置（不動産取得税）
宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準を2分の1に軽減。
- ・土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の特例措置（登録免許税）
土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税について税率を軽減。

関連する事務事業等の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

関連指標である「法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積」は5年毎に実施される土地基本調査に基づくものであり、平成25年の調査結果は平成27年秋頃確定のため、平成25年の実績については把握できない。

（事務事業等の実施状況）

人口減少・少子高齢化等社会経済構造が大きく変化しつつある中で、土地資源の適正な利用・管理の推進に関する検討を行った。また、土地取引のあった場所やその面積に関する情報を提供するなど都道府県等へ必要な支援を実施し、国土利用計画法の的確な運用を図っている。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 土地・建設産業局企画課（課長 百崎 賢之）
関係課： 大臣官房参事官（参事官（土地市場担当） 榎田 泰宏）
国土政策局総合計画課（課長 白石 秀俊）

業績指標 145

我が国建設企業の海外建設受注高

評価

A	目標値：2.0兆円 (平成32年度) 実績値：1.6兆円 (平成25年度) 1.8兆円 (平成26年度) 初期値：1.35兆円 (平成23年度)
---	---

(指標の定義)

我が国の主要建設企業（海外建設協会会員企業）による海外建設工事受注高の合計額

(目標設定の考え方・根拠)

国内建設市場が長期的に縮小傾向にあり、競争がさらに厳しさを増す一方で、アジアを中心とする世界の建設市場では経済成長に伴う膨大なインフラ需要の発生が見込まれている。このような中で、本事業は、我が国建設企業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、地方・中小建設企業を含む我が国建設企業の海外展開を支援することとし、建設企業の新規年間海外受注高を平成21年～23年度の受注高の平均に建設投資年平均伸び率を勘案して、平成32年度までに年間2兆円までに伸ばすことを目標とする。なお、「建設業の新規年間海外受注高2兆円」は「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）に明記された目標である。

(外部要因)

景気動向、相手国の政情等の社会・経済情勢

(他の関係主体)

外国政府及び政府関係機関等の公共発注者

日系製造業等の民間発注者 等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

○日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）

平成32年度までの目標：建設業の新規年間海外受注高2.0兆円以上

平成27年度までの目標：建設業の新規年間海外受注高1.5兆円以上

■重点施策：パッケージ型インフラ海外展開支援

「パッケージ型インフラ海外展開促進プログラム」（平成24年6月27日パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定）に基づき、広域開発プロジェクトの上流段階からの関与、インフラ案件の発掘・形成力強化等により、日本の技術・ノウハウが活用される案件の形成を支援するとともに、「川上から川下まで」の受注に向けた体制・プレイヤーの強化、コスト競争力・差別化の強化、インフラプロジェクト専門官の活用促進、公的ファイナンス支援の強化等を通じ日本企業の案件受注を強力に支援し、高い成果に結び付ける。

■重点施策：振興国の中間層など世界の成長市場の開拓、クールジャパン推進等

振興国での事業に必要な内外人材の育成・確保支援、サービス業、建設業等の海外展開を支援する枠組みの構築等を強力に推進することで、中小企業を始め日本企業の振興国におけるビジネス展開を支援する。

○インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日経協インフラ戦略会議決定、平成26年6月3日改訂）

我が国企業が2020年に約30兆円（2010年10兆円）のインフラシステムを受注することを目指す。

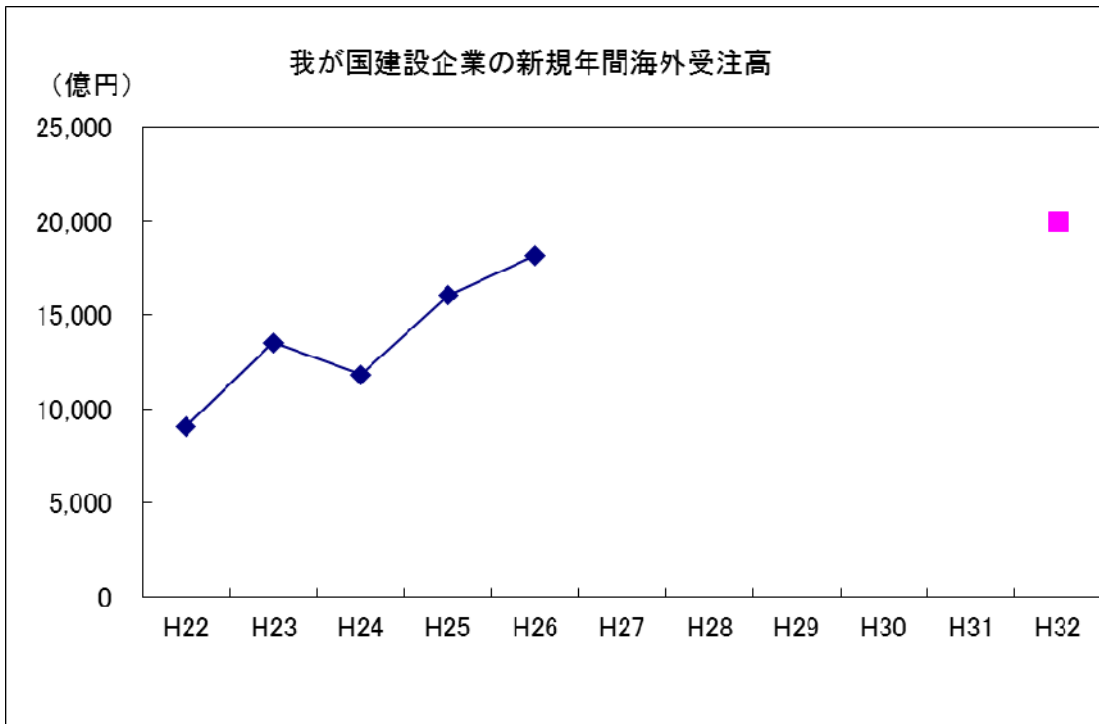
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H22	H23	H24	H25	H26	
9,072億円	13,503億円	11,828億円	16,029億円	18,153億円	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

我が国の建設産業の海外展開を推進するため、主に以下の事業を実施。

- ▶ 海外の建設・不動産市場に関する情報収集・提供
海外建設・不動産市場データベースの整備、在外公館や民間人材（民間アタッシュ）からの情報収集・提供等を実施
- ▶ 建設産業の海外進出に対する支援
トップセールス、トラブル・紛争案件への対応、中小・中堅企業のビジネスマッチング機会提供等を実施
- ▶ 新興国の建設関連制度整備支援
日本の建設業・不動産業に関する制度を紹介するためのセミナー等を実施
- ▶ 拠点国等の政府・企業と連携した市場環境整備
地域の拠点である国の政府・企業等と連携し、日系インフラ関連企業の第三国への展開等を支援するためのセミナー等を実施

【平成 25 年度予算額：70,083 千円、平成 26 年度予算額：103,818 千円】

関連する事務事業等の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 24 年度の海外建設受注高の実績は平成 23 年度と比較して微減しているものの、平成 25 年度においては大幅に増加し、リーマンショック後では最高の 1.6 兆円の台を超過しており、平成 32 年度の目標値の達成に向けて順調な伸びを示している。

(事務事業等の実施状況)

- ▶ 海外の建設・不動産市場に関する情報収集・提供
 - ・平成 26 年 4 月から、上記項目における対象となる市場に不動産市場を追加し「海外建設・不動産市場データベース」とするとともに、対象国に欧米・中東・アフリカ等の 12 ヶ国を追加し、調査項目の充実化を図った。
 - ・現時情報に詳しい人材を民間アタッシュとして活用し、建設・不動産業の海外展開に資する情報を調査・収集し、HP に情報を掲載。
 - ・中堅・中小建設企業を対象とするアドバイザー事業を随時実施。
- ▶ 建設産業の海外進出に対する支援
 - ・トップセールスの展開や案件形成支援、二国間会議（ベトナム、インドネシア、トルコ等）の開催等を通じ、事業初期段階からの戦略的支援・海外進出意欲の醸成に係る取組を実施。
 - ・中堅・中小建設企業を対象とするセミナーの開催、訪問団の現地派遣等による支援を実施。
- ▶ 新興国の建設関連制度整備支援
 - ・ベトナム（平成 26 年 10 月）、ミャンマー（平成 27 年 1 月）等において日本の建設業や公共入札制度等に関するセミナーを実施。
- ▶ 拠点国等の政府・企業と連携した市場環境整備
 - ・シンガポール（平成 27 年 2・3 月）及びトルコ（平成 27 年 3 月）において、両国政府や関連企業によるセミ

ナーを実施。

- ▶ 平成 22 年度に実施した政策アセスメント（平成 23 年度予算概算要求）である「官民連携による海外プロジェクトの推進」及び平成 24 年度に実施した政策アセスメント（平成 25 年度予算概算要求）である「防災分野の海外展開支援」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、平成 26 年度における実績値は 1.8 兆円であり、目標年度である平成 32 年度に 2.0 兆円を達成できそうな見込みであり、順調であると評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成 24 年度の海外建設受注高の実績は平成 23 年度と比較して微減しているものの、平成 26 年度においてはリーマンショック後では最高の 1.8 兆円と大幅な伸びを示しており、目標達成に向け順調に推移していることから A と評価した。引き続き、平成 32 年度の目標値の達成に向け、我が国の建設業の海外展開を積極的に支援する。

平成 27 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 27 年度）

拠点国等の政府・企業等と連携した市場環境整備に関し、連携する拠点国の拡大を図る他、日本企業が請負以外の分野に進出するための新たなビジネスモデルの構築支援等を実施することにより、我が国の建設業の海外展開を強化する。【平成 27 年度予算額：103,227 千円】

（平成 28 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 土地・建設産業局 国際課（課長 永森 栄次郎）

業績指標 146

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況（入札監視委員会等第三者機関の設置の状況）

評価

A	目標値：100%（平成28年度） 実績値：100%（速報値）（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：97%（平成22年度）
---	---

（指標の定義）

国及び国土交通省所管のうち公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（注）の対象となる特殊法人等における第三者機関の設置状況（設置済み発注機関数の対象発注機関数に対する比率）

（注）国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を目的として、「透明性の確保」「公正な競争の促進」「適正な施工の確保」「不正行為の排除の徹底」について、発注者の義務等を定めた法律。

（分子）＝第三者機関設置済み発注機関数

（分母）＝入札契約適正化法の対象発注機関数

（目標設定の考え方・根拠）

入札契約の透明性確保にあたっては外部の第三者機関による監視が最も有効であることから、国・国土交通省所管法人等においてはすべての発注者において設置することを目標として設定。平成28年度100%導入を目指し、その後も将来にわたって100%を維持する。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

他府省庁・特殊法人等（設置主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

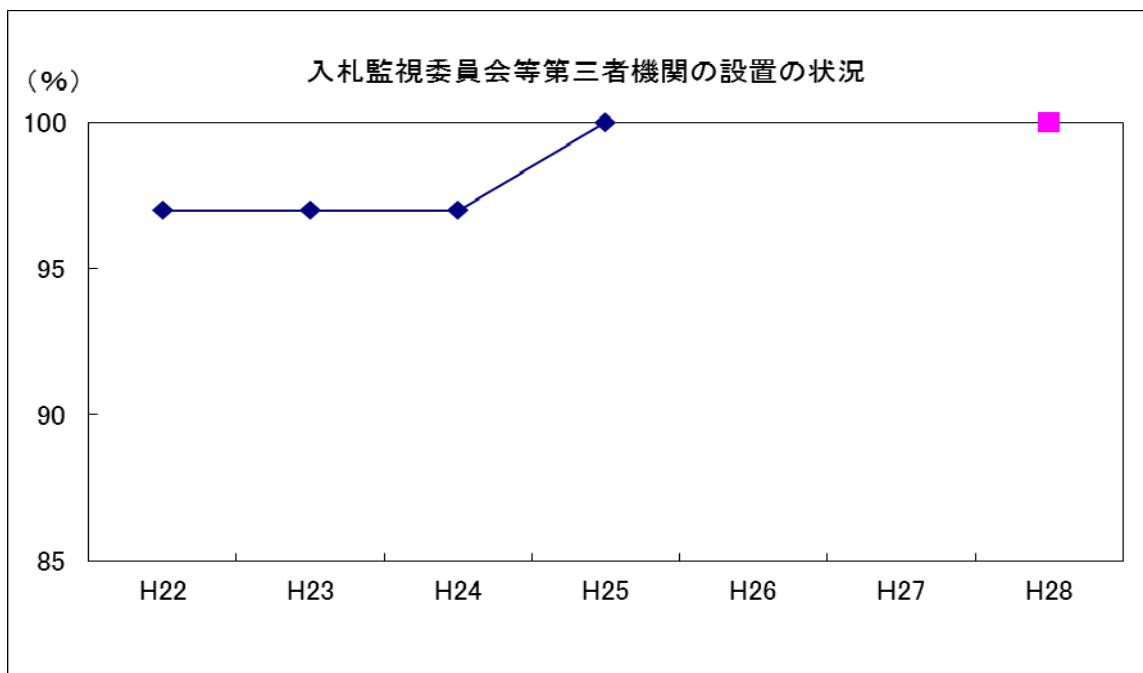
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	H26
97%	97%	97%	100%（速報値）		H27年度集計予定



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

毎年度入札契約適正化法に基づく措置状況調査を行い、各発注者に対し必要な措置を講じるよう入札契約適正化法に基づき要請。
予算額：0千円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成24年度までの実績は、初期値から目標値にむけて高水準で安定的に推移しており、平成25年度以降も同程度以上となる見込みである。

（事務事業等の実施状況）

入札契約適正化法第19条に基づき、国、特殊法人等の公共工事発注者を対象として、平成25年度における同法及び適正化指針の措置状況を調査し、公共工事における入札及び契約の適正化を推進しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

努力義務事項である「入札監視委員会等第三者機関の設置」について、その重要性を周知し、設置や提出の要請を図ること等により、各発注者における取組の推進を図る。平成24年度までの実績は、初期値から目標値にむけて高水準で安定的に推移しており、平成24年度においては概ね目標を達成したこと、また、平成25年度実績については集計中であるが、個別に調査した結果100%となる見込みであることから、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室（室長 佐藤守孝）

関係課：大臣官房地方課（課長 岸毅明）

大臣官房技術調査課（課長 田村秀夫）

業績指標 147
専門工事業者の売上高営業利益率

評価

A	目標値： 3.0% (平成30年度) 実績値： 3.53% (平成25年度) 集 計 中 (平成26年度) 初期値： 2.57% (平成24年度)
---	--

(指標の定義)

専門工事業者の売上高に占める営業利益の割合（建設工事施工統計調査をもとに算出）
 ※専門工事業者の売上高営業利益率＝（営業損益/完成工事高）×100
 ※専門工事業＝建設工事施工統計調査の職別工事業＋設備工事業

(目標設定の考え方・根拠)

専門工事業者は、総合工事業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、これまで続いた建設投資の低迷等専門工事業者を取り巻く経営環境が依然厳しい中で、技術や経営に優れた専門工事業者がのびることができる環境の整備を図ることが必要である。

その際、専門工事業者の経営状況の善し悪しを適切に把握し、専門工事業者の経営体質の強化を図っていく必要があるが、経営状況を的確に把握する指標としては売上高営業利益率が挙げられる。

営業利益は本業からあがる収益を表す指標であることから、営業利益の売上高に占める割合を計ることでの確に専門工事業者の収益力を把握することが可能である。

平成24年度法人企業統計調査によると、全産業の売上高営業利益率は2.9%であるため、平成30年度にはこれを上回る3.0%を目指す。

(外部要因)

建設投資の増減等

(他の関係主体)

専門工事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

該当なし

【閣議決定】

該当なし

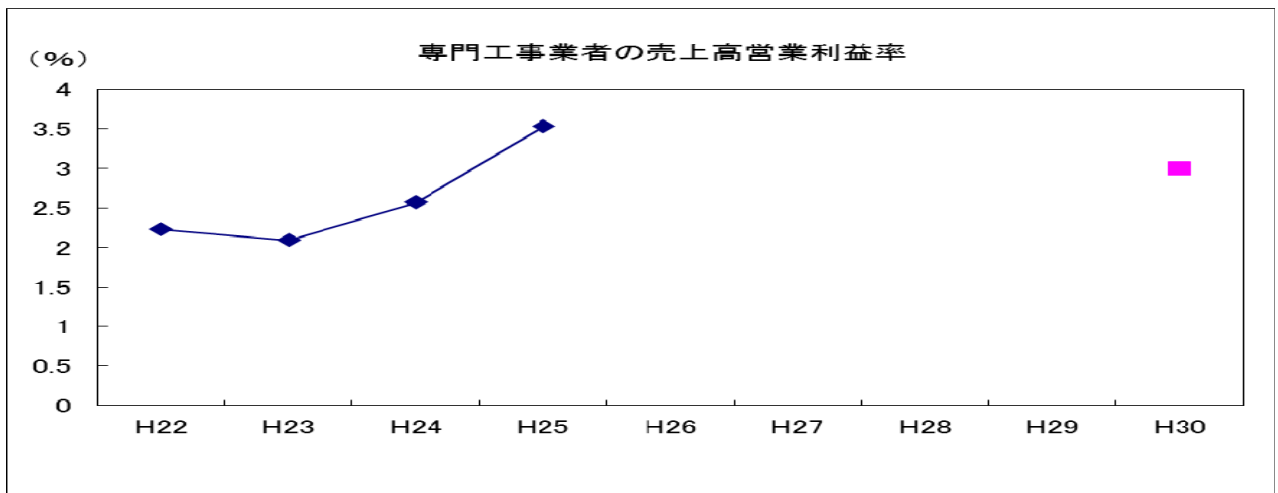
【閣決（重点）】

該当なし

【その他】

該当なし

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H26
2.23%	2.09%	2.57%	3.53%		集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

建設企業等のための経営戦略アドバイザー事業の実施

社会資本の整備・維持管理や地域の防災・減災など、地域社会を支える建設企業等の経営体質を強化すべく、新事業展開等の経営上の課題又は施工管理等の技術的な課題の解決を支援するための専門家によるアドバイスを実施するとともに、インフラのメンテナンス分野への進出をはじめとする新たな事業展開や企業再編・廃業といったモデル性の高い案件については、重点的に支援を行う。

平成25年度予算額：185,425千円・平成26年度予算額：185,640千円

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「順調である」

平成26年度については集計中であるが、平成25年度については、一定の経営体質の強化及び建設投資の増加という外部要因もあって目標値を達成しており、順調に推移しているといえる。

(事務事業等の実施状況)

建設企業等のための経営戦略アドバイザー事業の実施状況

<相談支援>

平成25年度：825件、平成26年度：876件

<重点支援>

平成25年度：43件、平成26年度：48件

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、一定の経営体質の強化、建設投資の増加等の外部要因もあって、売上高営業利益率が上昇した結果、目標値を達成したため「A」と評価した。今後も様々な外部要因が指標に影響を与えるものと考え、専門工事業者の利益維持・向上に向けた取組は引き続き必要であることから、平成27年度より実施する「地域建設産業活性化支援事業」の活用を図ること等により、専門工事業者の利益増進のための環境整備を進めることとする。なお、目標値については、建設投資の動向や平成26年度の実績値を分析し、見直しの可否を検討する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

地域建設産業活性化支援事業

中小・中堅建設企業等が複数の建設企業等、建設業団体、地域教育訓練施設等とグループを結成し、担い手確保・育成や生産性向上に関するモデル性の高い取組みを行う場合に、継続的なコンサルティング支援や事業の実施経費の支援を実施する。

あわせて、中小・中堅建設企業等に、人材開発の専門家、中小企業診断士、技術士等の専門アドバイザーを派遣し、幅広い相談等を実施する。

平成27年度予算額：189,512千円

(平成28年度以降)

建設企業を取り巻く経営環境等を注視しつつ、事業実施手法等について必要な見直しの可否について検討する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・建設産業局建設市場整備課(課長：屋敷 次郎)

業績指標 148

建設技能労働者の過不足状況 (①不足率、②技能工のD. I.)

評価	
① B	目標値：①絶対値1.2%以下(平成28年)
② B	②絶対値30ポイント以下(平成28年)
	実績値：①1.57%②26.25ポイント(平成25年)
	①1.77%②43.50ポイント(平成26年)
	初期値：①0.8%、②9.5ポイント(平成23年)

(指標の定義)

①建設労働需給調査結果(国土交通省)

調査対象職種(鉄筋工、型わく工等)の労働者を直用する建設業者による技能労働者の確保状況(回答数)を以下により算出した、建設技能労働者の不足率(年平均、8職種計、全国、原数値)。

$$\text{不足率} = \frac{\text{確保したかったが確保しなかった労働者数} - \text{過剰となった労働者}}{\text{確保している労働者数} + \text{確保したかったが確保しなかった労働者数}} \times 100$$

②労働経済動向調査(厚生労働省)

調査対象産業に属する全国の民営事業所に対して実施された調査において、労働者の過不足感について、不足(「やや不足」と「おおいに不足」の計)と回答した事業所の割合から過剰(「やや過剰」と「おおいに過剰」の計)と回答した事業所の割合を差し引いた値(「労働者過不足判断D. I.」)のうち、建設業における技能工のD. I.(年平均(四半期毎の結果を平均して算出))。

※D. I.はディフュージョン・インデックス(Diffusion Index)の略である。

(目標設定の考え方・根拠)

少子高齢化社会が到来し、労働力人口が大幅に減少することが予想され、将来的に優秀な建設技能労働者が大幅に減少することが懸念される中、建設技能労働者の過不足のない需給状況が望ましいところであるが、需給バランスが平成18年以上に悪化しないことを目標とする。

(外部要因)

建設投資の動向

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

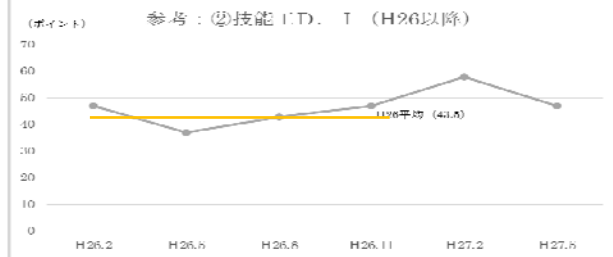
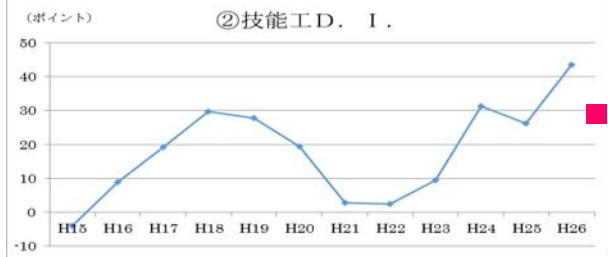
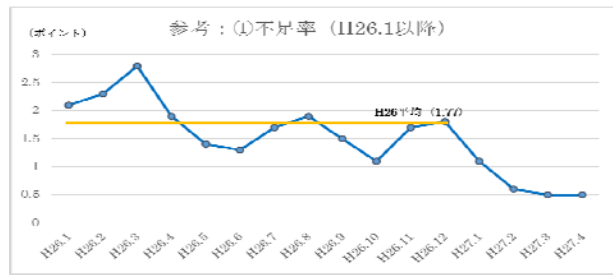
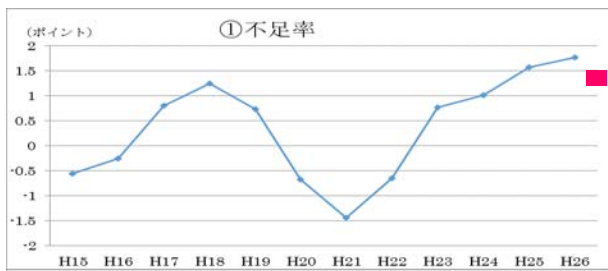
なし

【その他】

なし

①過去の実績値					(年)
H22	H23	H24	H25	H26	
-0.6%	0.8%	1.0%	1.57%	1.77%	

②過去の実績値					(年)
H22	H23	H24	H25	H26	
2.5ポイント	9.5ポイント	31.25ポイント	26.25ポイント	43.5ポイント	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

建設技能労働者人材確保・育成促進事業の創設

- ・ 社会保険の加入徹底に向けた取組を進めるとともに、建設企業の将来を担う中核的な技能労働者の確保・育成などに取り組むことにより、就労環境の改善、建設業における人材の確保等を推進する。

平成25年度予算額：51,460千円 平成26年度予算額：57,649千円

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成26年の建設労働需給調査の不足率は、平成25年の1.57%から0.2ポイント増加して1.77%となった（平成26年1-3月期に上昇したものの、4月以降は年平均を概ね下回って推移。）
- また、労働経済動向調査の技能工D. I. については、平成25年の26.25ポイントから17.25ポイント増加し、43.5ポイントであった。

(事務事業等の実施状況)

- ・ 建設産業の担い手の確保・育成を図るため、適切な賃金水準の確保及び社会保険等への加入徹底による技能労働者の処遇改善に向けた取組を進めるとともに、若年入職促進施策等を推進し、長期的な視野に立った人材育成及び技能・技術継承の促進に向けて検討を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 建設労働需給調査については平成26年の1-3月期の数値が全体平均を押し上げたものであり、以降は緩和傾向で推移していること、また、総務省の労働力調査を基に国土交通省で試算したところでは、建設技能労働者の数は、平成26年は341万人と平成25年よりも3万人程度増加していることから、不足率、技能工D. I. の数値のみをもって評価を行うことが困難な状況であるが、平成26年の建設労働需給調査の不足率及び労働経済動向調査の技能工D. I. については共に目標値である絶対値を超えたため、「B」と評価した。

近年、建設投資の減少等により競争が激化し、地域社会を支えてきた建設企業が疲弊するとともに、就労環境の悪化等により若年就職者が減少し高齢者が増加傾向にあった。そのため、建設技能労働者の処遇の改善を進め、建設技能労働者の確保・育成を進めてきたことで、上記のとおり、建設技能労働者の数の増加、若年入職者の増加といった明るい兆しが見えつつある。引き続き、技能労働者の処遇改善に向けた賃金水準の適正化の検討（賃金水準等に関する各種統計の集計・解析、周知・啓発）、社会保険加入促進計画の中間見直しを通じた更なる社会保険等への加入徹底方策に関する調査（社会保険加入状況、法定福利費を内訳明示した見積書等の活用状況の調査）を進めるとともに、27年度においても新たな取組を実施することとしている。

- ・ なお、建設労働需給調査の不足率等については、需給により変動するものであり、一時的な工事量の増大等により年平均の数値が押し上げられ、客観的な評価が困難となる局面も見られることから、次年度以降については、建設技能労働者の確保に係る現況について外的要因を可能な限り排除した形で評価を行うため、建設技能労働者の処遇に関する定量的な指標により評価を行うことを検討している。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

人材の効率的な活用に向けた専門工事業者の施工体制の繁閑を可能な限り平準化させるための手法の検討

平成27年度予算額：77,125千円の内数
(平成28年度以降)
なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室（室長 松下 雄介）

関連指標 18

建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率

実績値等

目標値：30.0%（44.72日）（平成29年度）
 実績値：29.9%（44.76日）（平成25年度）
 30.2%（44.57日）（平成26年度）
 初期値：0%（63.89日）（平成21年度）

（指標の定義）

建設関連業（測量業、建設コンサルタント、地質調査業）登録制度に係る各種申請を平均化した1申請あたりの申請から登録処理までの所要日数の低減率

（分子）＝平成21年度の登録所要日数から新システムを運用した当該年度の登録所要日数を引いた低減日数

（分母）＝平成21年度の登録所要日数

（目標設定の考え方・根拠）

建設関連業登録システムは、建設関連業の登録に関する事務を支援するシステムであり、申請の受付部局である各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局で利用されているものである。

所要日数の低減については、新しい建設関連業者登録システムの導入に伴う登録情報の入力時間の削減効果により、平成24年度に当初の目標であった低減率3割を達成した。現在、登録制度の改正等は予定されておらず、かつ、システム改修も行わないため、初期値から3割削減状況の維持を目指すものである。

（外部要因）

申請者の国土交通省オンライン申請システムの利用状況

（他の関係主体）

発注者、申請者

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

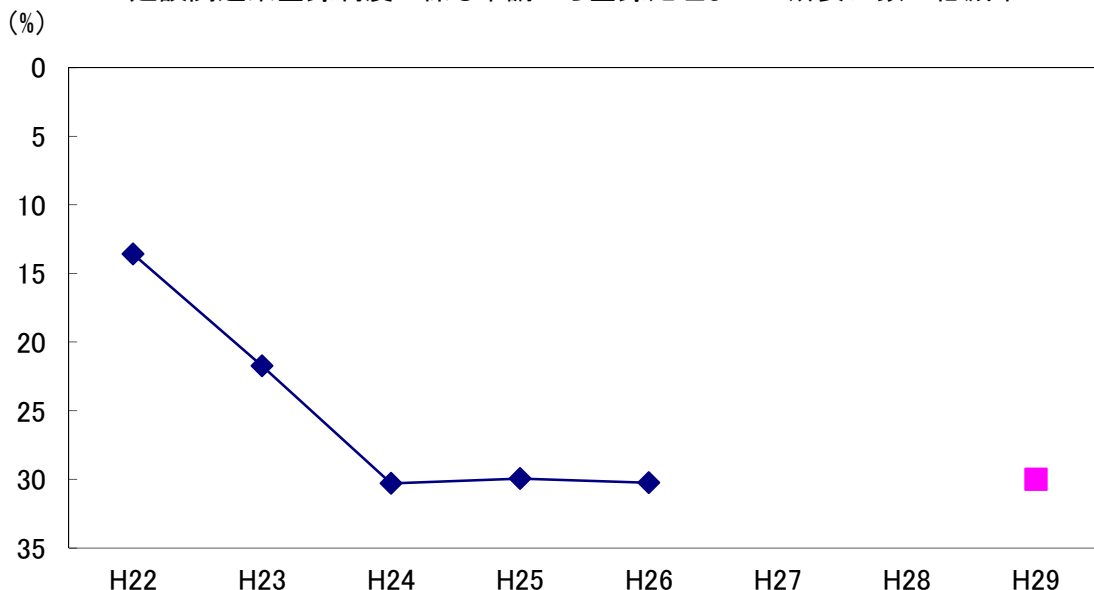
なし

過去の実績値

（年度）

H22	H23	H24	H25	H26
13.6% (55.22日)	21.7% (50.00日)	30.3% (44.54日)	29.9% (44.76日)	30.2% (44.57日)

建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率



事務事業等の概要**主な事務事業等の概要**

建設関連業者登録システムの改善及び運用

建設関連業者の登録・審査を各地方整備局等で円滑に行うため、申請者と発注者の利便性向上に寄与するシステムの改善を行い、システムの安定的な運用を行う。

予算額 14,281千円（平成25年度）

11,167千円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

該当無し

達成状況等**目標の達成状況等****（目標の達成状況）**

平成25年度は目標値を0.04日分未達だったが、平成26年度とともに、おおむね目標値を達成しており、順調であったと評価できる。

（事務事業等の実施状況）

建設関連業者登録システムの改善及び運用

建設関連業者の登録・審査を各地方整備局等で円滑に行うため、申請者と発注者の利便性向上に寄与するシステムの改善を行い、システムの安定的な運用を行う。

予算額 14,281千円（平成25年度）

11,167千円（平成26年度）

担当課等（担当課長名等）

担当課： 土地・建設産業局建設市場整備課（課長 屋敷次郎）

業績指標 149

統計の情報提供量及びその利用状況 (①収録ファイル数、②HPアクセス件数)

評価	
① A	①目標値：約14,800件(平成27年度) 実績値：約13,500件(平成25年度) 約15,900件(平成26年度) 初期値：約5,000件(平成18年度)
② B	②目標値：約960,000件(平成27年度) 実績値：約1,012,000件(平成25年度) 約734,000件(平成26年度) 初期値：約915,000件(平成22年度)

(指標の定義)

市場・産業関係の統計の体系的な提供に資するため、情報提供の量及びその利用状況(収録ファイル数、ホームページへのアクセス件数)を指標とする。

(目標設定の考え方・根拠)

統計調査結果については、ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/statistics/details/index.html>等)を通じて電子的に統計データを提供しており、収録ファイル数及びアクセス件数を把握することにより、より一層の調査結果の活用、利用拡大を図るための指標とする。

収録ファイル数については、ホームページに掲載する統計データについて、利用者の利便性を考慮した加工可能な形式での統計データの提供拡大を推進することとし、これまでの作業の進展状況や今後の作業予定等から、平成27年度までに約14,800件とすることを目標とした。

また、ホームページアクセス数については、平成22年度の実績を基に毎年度着実に1%伸ばすことを目指して、平成27年度までに年間約960,000件とすることを目標とした。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

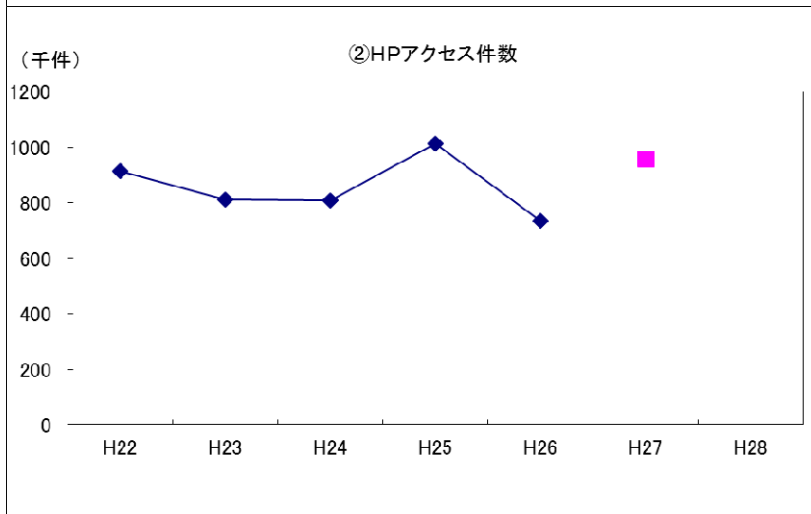
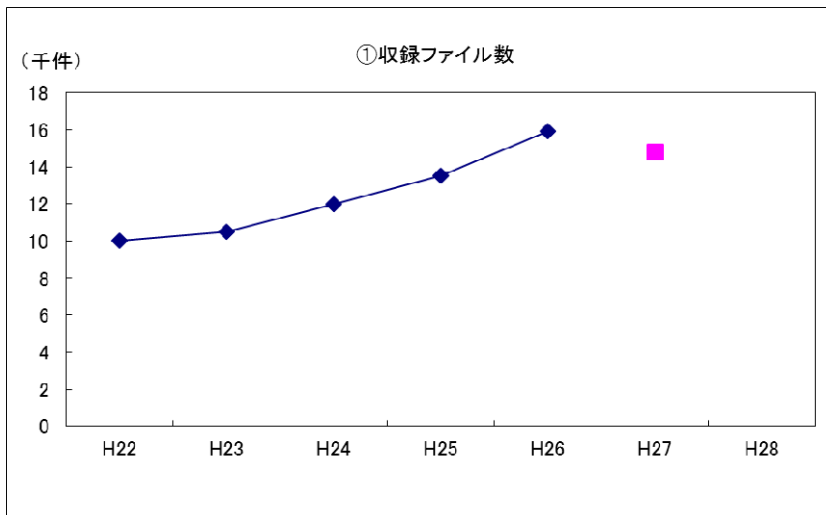
なし

【その他】

なし

過去の実績値 (①収録ファイル数)					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
約10,000件	約10,500件	約12,000件	約13,500件	約15,900件	

過去の実績値 (②HPアクセス件数)					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
約915,000件	約812,000件	約808,000件	約1,012,000件	約734,000件	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

統計調査結果については、ホームページを通じて電子的な統計データの提供を行い、統計利用者の利便性の向上を図る。

建設統計関係予算額	176,221千円 (平成25年度)
	179,467千円 (平成26年度)
交通統計関係予算額	401,130千円 (平成25年度)
	400,603千円 (平成26年度)
大都市交通センサス予算額	0千円 (平成25年度)
	0千円 (平成26年度)

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

統計の情報提供量である収録ファイル数について、平成26年度末の実績値は約15,900件であり、目標値の約14,800件を達成した。

ホームページアクセス件数について、平成26年度末の実績値は約734,000件であり、平成25年度の実績値を下回っているものの、「政府統計総合窓口 (e-Stat)」内の国土交通省に係る統計表のアクセス件数は、前年度比約12%増加していることから、今後も国土交通省に係る統計表のアクセスは増加することが見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図るため、統計調査の結果をホームページに掲載することにより、収録ファイル数を増加させ、情報の充実を図るとともに統計利用者の利便性の向上を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、統計の情報提供量である収録ファイル数について、平成26年度末の実績値は約15,900件であり、目標値の約14,800件を達成したことから、Aと評価した。

また、ホームページのアクセス件数については、平成26年度末の実績値は、約734,000件であり、平成25年度末の実績値を下回り、目標値への進捗率が76%を示しているため、Bと評価した。

今後も引き続き、統計利用者の利便性の確保及び統計調査の効果的・効率的な実施につなげるためにも、調査結果のより一層の活用、利用拡大を図っていく必要があるため、統計の情報提供の取組を推進する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

現在の指標である統計の情報提供量に係る指標については、平成27年度で目標値の設定期限が到来することから、新たな目標の見直しの検討を行うとともに、新規の取組みについても、併せて検討を行うこととする。

(平成28年度以降)

平成27年度に設定する業績指標に沿って、取組みを行うこととする。

担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局情報政策課(課長 中野 宏幸)

関係課：総合政策局情報政策課建設経済統計調査室(室長 池田 亨)

総合政策局情報政策課交通経済統計調査室(室長 稲本 隆文)

総合政策局公共交通政策部交通計画課(課長 海谷 厚志)

業績指標 150

地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合

評 価

B	目標値：57%（平成31年度） 実績値：51%（平成25年度） 51%（平成26年度） 初期値：49%（平成21年度）
---	--

（指標の定義）

地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積（地籍調査に準ずる指定を受けた面積を含む。）の割合

（目標設定の考え方・根拠）

第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）においては、地籍調査対象地域（286,200㎢）のうち、地籍調査の未実施地域（146,147㎢）を対象とし、大規模な国・公有地等の優先度が低いと想定される地域以外の地域を優先的に地籍を明確にすべき地域（約50,000㎢）として整理している。その地域のうち、平成31年度までに地籍調査を実施する予定の地域（約21,000㎢）の進捗率（57%）を目標値とする。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

- 国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）
- 都市再生基本計画（平成14年7月19日閣議決定 平成26年8月1日一部変更）
 - ・迅速な復旧・復興につながる地籍整備を促進することが重要である（第2の2都市再生に関する施策の基本的方針）
 - ・土地の境界を明確化する都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る（同上）
- 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日閣議決定）
 - ・市街地再開発事業、地籍整備の実施等により、市街地の再生・再構築を図る（4（1））
 - ・地域材等を活用した木造長期優良住宅の普及促進のための支援や地籍整備を加速する（同上）
- 地理情報空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）
 - ・都市部官民協会基本調査を実施して地籍調査を実施して地籍調査を促進する（第Ⅱ部1（1）①）
 - ・地籍調査以外の測量成果を活用することにより地籍整備を進める（同上）
 - ・地震に伴う地殻変動や津波等により土地境界が不明確になった被災地域では、復興に有用となる官民境界の調査等を国が実施するほか、測量成果の補正や地籍再調査等の支援を行って地籍調査を進める（第Ⅱ部5（1））
 - ・被災後の迅速な復旧・復興を図るためには土地境界の明確化が重要であることを踏まえ、地籍調査が未実施の地域では、国が都市部官民基本調査等を実施して地籍調査を推進する（第Ⅱ部5（2）①）
- 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）
 - ・各種の不動産情報やその提供体制の整備を行う（第Ⅱ．一．5．④）
 - ・都市開発の円滑化のために効率的な地籍調査等による土地境界情報の整備の加速化（中期工程表「立地競争力の更なる強化②」）
- 経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）
 - ・不動産情報や関連する基準の整備を推進する（第2章4．（1））
 - ・都市部における地籍整備を推進する（第2章5．（4））
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成26年3月28日閣議決定）
 - ・国〔国土交通省〕、都県及び市町村は円滑に復興まちづくりが進められるよう、災害危険性の高い地域において地籍調査の実施等を促進する（7（2）③シ）
- 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）
 - ・被災前における緊急輸送路の整備等の防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査や登記所備付地図の作成により、地籍図等の整備を推進する（第3章2（12））
- 経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）
 - ・都市部の地籍整備、G空間情報の活用を推進する（第2章3（3）（長期的な観点からの取組））
- 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）
 - ・都市開発の円滑化のために効率的な地籍調査等による土地境界情報の整備の加速化（中短期工程表「立地競争力の更なる強化②」）
- 地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（平成26年12月27日閣議決定）
 - ・大規模災害想定地域における地籍調査の支援等（第2章Ⅲ1．（3））

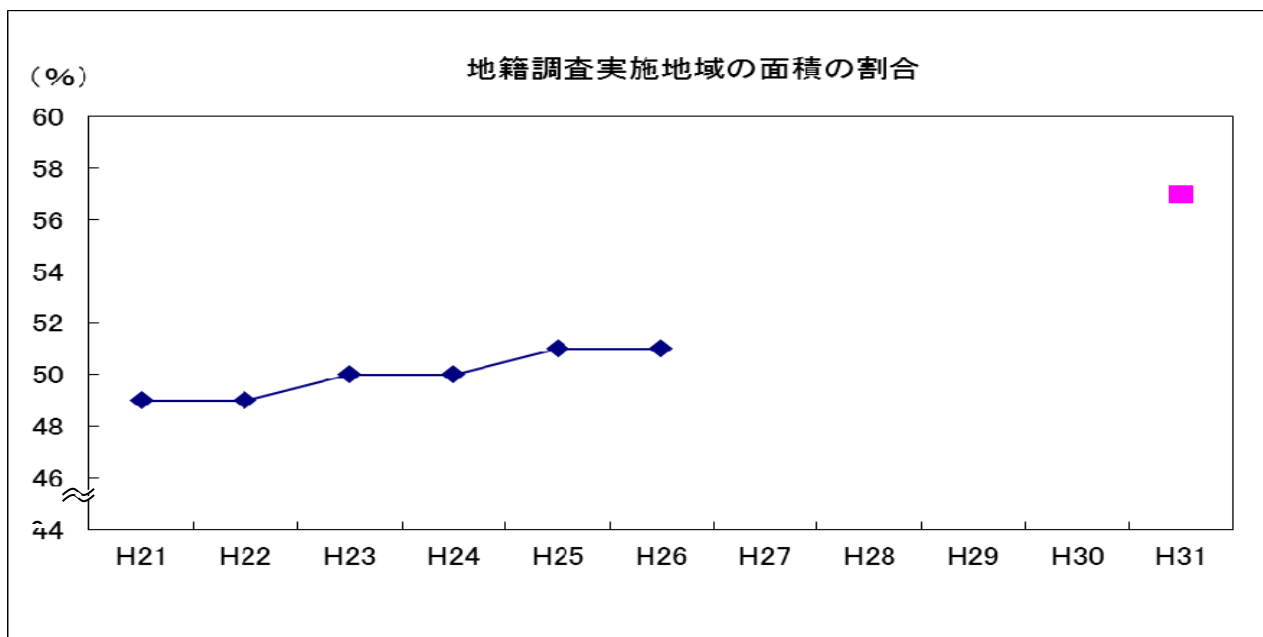
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）
 - ・土地の境界の明確化を推進する（5（1）③（iv））

過去の実績値						(年度)
H21	H22	H23	H24	H25	H26	
49%	49%	50%	50%	51%	51%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- 全国的な地籍調査の推進 平成25年度予算額：13,473,731千円、平成26年度予算額：13,038,731千円
 - ・土地の有効利用の基盤となる地籍調査を積極的に促進
 - ・東日本大震災の被災地のうち、地籍調査が実施中の地域等において、地震により利用できなくなった測量成果の補正等を支援
- 都市部官民境界基本調査の実施 平成25年度予算額：1,708,827千円、平成26年度予算額：1,338,805千円
 - ・都市部における地籍整備を推進するため、地籍調査の前段となる官民境界の調査を国が実施
 - ・東日本大震災の被災地のうち、地籍調査が未実施である地域において、復興事業の本格化のために道路等の官有地と民有地との間の境界情報の整備が重要であることを踏まえ、官民境界に関する調査を国において実施
 - ・南海トラフ地震に伴う津波による被災想定地域において、国による官民境界に関する調査を優先的に実施
- 山村境界基本調査の実施 平成25年度予算額：250,000千円、平成26年度予算額：150,681千円
 - ・山村地域における境界情報を簡易な方法で早急に保全するための山村境界基本調査を国直轄で実施
- 地籍調査以外の測量成果の活用 平成25年度予算額：224,000千円、平成26年度予算額：203,769千円
 - ・地方公共団体や民間事業者等による、都市部における地籍調査以外の測量成果を地籍整備に活用するため、平成22年度より地籍整備推進調査費補助金を創設し、国土調査法第19条第5項の仕組みによる指定申請を促進
 - ・民間事業者等による指定申請をさらに促進するため、平成26年度に、地籍整備推進調査費補助金を民間事業者等に直接交付できるよう制度を拡充
- 基準点等の設置 平成25年度予算額：349,803千円、平成26年度予算額：314,793千円
 - ・地籍調査を実施する市町村を対象として、地籍調査の実施予定地域及び土地取引が多い都市周辺部について四等三角点及び補助基準点を設置
- 既存測量成果の活用方針検討調査 平成25年度予算額：21,600千円
 - ・民間事業者等が作成した測量成果に必要な補正を加え、その成果を登記所備付図面とするための検討調査を実施

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成26年度には進捗率が51%となったが、平成31年度までの目標（57%）に照らすと、目標達成に向けた達成状況は順調でなく、今後一層の取組が必要である。今後も都市部官民境界基本調査と山村境界基本調査を継続して実施するほか、国土調査法第19条第5項に基づく指定制度の更なる活用等を通じて引き続き地籍整

備を推進していくこととしている。

調査対象面積に対する実施状況(昭和26年度～平成26年度)

		対象面積 (km ²)	実績面積(km ²) (H26年度末)	進捗率(%) (H26年度末)
D I D		12,255	2,884	24
非 D I D	宅地	17,793	9,484	53
	農用地等	72,058	52,435	73
	林地	184,094	80,928	44
合計		286,200	145,731	51

(注1) 対象面積は、全国土面積(377,880km²)から国有林野及び公有水面等を除いた面積である。

(注2) D I Dは、国勢調査による人口集中地区のこと。Densely Inhabited Districtの略。

人口密度4,000人/km²以上の国勢調査上の基本単位区が互いに隣接して、5,000人以上の人口となる地域。

(注3) 都市部官民境界基本調査と山村境界基本調査の実施分を含む。

(事務事業等の実施状況)

遅れている都市部における地籍調査を一層推進するため、平成25年度において、民間事業者等が作成した測量成果に必要な補正を加え、それを登記所備付図面とするための手法を法務省と連携して検討した。また、国土調査法第19条第5項指定制度を活用し、平成26年度以降に民間事業者等が作成した測量成果を登記所備付図面とするため、民間事業者等に対して通知を発送した。さらに、同項の指定を推進するための地籍整備推進調査費補助金の制度拡充を行い、民間事業者等に直接交付できるようにした。

平成23年3月1日に発生した東日本大震災より土地境界が不明確になった被災地において、早期復興等に貢献するため、地籍調査を実施中の地域において地震により利用できなくなった測量成果の補正の実施を支援するなど、地籍調査の実施状況に合わせて被災自治体を支援した。

地籍調査の前段として、①都市部において官民の境界情報を調査する都市部官民境界基本調査、②山村地域における境界情報を簡易な手法で早急に保全するための山村境界基本調査を国直轄でそれぞれ実施した。

震災対応として、平成26年度において、南海トラフ地震に伴う津波による被災想定地域において、国による官民境界に関する調査を優先的に実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成26年度には進捗率が51%となったが、平成31年度までの目標(57%)に照らすと、今後目標達成に向けた一層の取組が必要であるため、Bと評価した。

地籍調査の実施主体である市町村等においても必要な予算や体制の確保が難しくなっていることのほか、個々の地権者に筆界の理解を得る調査であることから、きめ細やかな対応が必要であり、また、都市部における地籍調査に時間と手間を要すること等が地籍調査の円滑な実施を妨げる大きな要因になっている。さらに、現在の測量手法において時間・費用の縮減も課題である。

今後も、必要な予算の確保に向けて努力するとともに、都市部官民境界基本調査を継続して実施するほか、国土調査法第19条第5項の指定制度の更なる活用等を通じて地籍整備を一層推進していく必要がある。また、新技術を活用した効率的な測量手法の導入についても積極的に検討を進める。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

第6次国土調査事業十箇年計画の中間見直しを踏まえ、新しい測量技術を地積測量に導入するための技術的検討と実地検証を行い、その実用性を確認した後に地籍調査の測量方法を定めた規定等の見直しを行う。

(平成27年度予算額：9,724千円)

(平成28年度以降)

第6次国土調査事業十箇年計画の中間見直しや平成27年度の検討結果を踏まえた促進策を実施するほか、中長期的観点から地籍調査の効率的な促進策を検討する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・建設産業局地籍整備課(課長 大澤祐一)

業績指標 151

土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した面積

評 価	
A	目標値：100 %（平成31年度） 実績値：70.7 %（平成25年度） 77.0 %（平成26年度） 初期値：40.3 %（平成23年度）

（指標の定義）

人口集中地区及び周辺の区域（18,000k㎡。国土調査事業十箇年計画の目標値。）に占める土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した区域に係る陸域面積の割合とする。

（目標設定の考え方・根拠）

土地の安全性に関連して、土地本来の自然条件等の情報を誰もが容易に把握・活用できるように、過去からの土地の状況の変遷に関する情報を整備するとともに、各行政機関が保有する災害履歴情報等を幅広く集約し、総合的な情報として利用しやすい形で提供することを目的に、国土調査法に基づく土地分類基本調査の一環として「土地履歴調査」を平成22年度より実施し、平成31年度までに100%の達成を目標とする。

なお、当目標値は第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）において設定された目標値である。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

該当なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- 国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）
- 地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）「第Ⅱ部1.（1）①に記載あり」

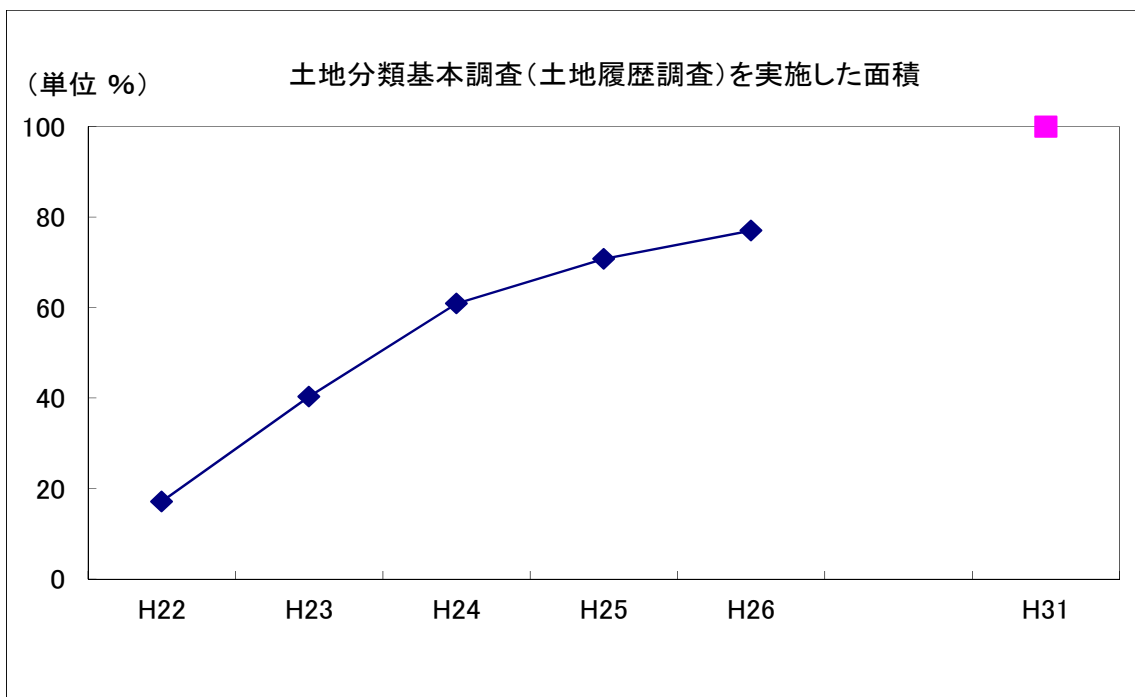
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	
17.1%	40.3%	60.9%	70.7%	77.0%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○土地分類基本調査（土地履歴調査）の実施
土地本来の自然条件や改変履歴、災害履歴等に関する情報を整備・提供する土地分類基本調査（土地履歴調査）の実施。
予算額：79百万円（平成25年度）
59百万円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成25年度までは三大都市圏を整備していたため、整備面積量が大きく、大幅に進捗したが、平成26年度から目標年度までは三大都市圏以外の地方圏において調査を実施する計画である。そこで、平成26年度は前年度からの進捗は約7.0%上昇しており、計画どおり順調に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

平成26年度は、中国・四国地区において調査を実施し、当該調査の成果となる人工改変地の分布や改変前の自然情報を整備した人工地形及び自然地形分類図、自然災害による被害の履歴情報を整備した災害履歴図などの地図及び簿冊の取りまとめを行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述の通り、平成26年度の実績値は77.0%であり、計画どおり順調に進捗している。また今後も計画達成に向け残りの対象地区について事前に情報収集等を行うなど、適切に調査を実施していくこととしているため「A」と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局国土情報課（課長 西澤 明）

業績指標 152

荷主への安全協力要請の発出件数

評価	
A	目標値：44件（平成27年度） 実績値：54件（平成25年度） 44件（平成26年度） 初期値：88件（平成23年度）

(指標の定義)

貨物自動車運送事業法第64条の荷主勧告のための荷主への安全協力要請の発出件数。

(目標設定の考え方・根拠)

トラック輸送は、我が国の経済を支える物流の基幹的な輸送機関であるが、一方でトラック運送事業は経営基盤の脆弱な中小零細事業者が多く、厳しい環境の中で荷主や元請事業者に対する交渉力も弱いことから、法令遵守を前提としない不適正な条件の取引が行われることがあり、安全・安心な輸送サービスの供給にも支障を生じかねない状況である。このような状況の中、トラック運送事業の市場環境整備のためには、荷主とトラック運送事業者の協力関係の構築が不可欠であり、これまで国としては、「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」を通じた荷主と運送事業者の関係向上等に努めてきた。これらの対策は一定の成果を上げ、輸送の安全を阻害するような不適正な取引は低減している。しかし、荷主への協力要請文書の発出件数は引き続き多く、トラック運送事業の健全な市場環境の整備が充分には進んでいないことから、市場環境整備の進捗度合いの指標として、国土交通省が荷主の指示等に基づき、トラック運送事業者の違反業者が行ったと認めるときに発出する荷主への協力要請文書の発出件数を設定する。

平成23年度末、荷主への協力要請文書の発出件数は88件であることから、パートナーシップ会議等を通じた関係向上を引き続き行うことに加え、トラック運送事業者の交渉力向上のための諸施策等を講じ、当該安全協力要請の発出件数を平成27年度までに半減し、44件以下にすることを目標とする。

(外部要因)

該当なし。

(他の関係主体)

該当なし。

(重要政策)

【施政方針】

該当なし。

【閣議決定】

該当なし。

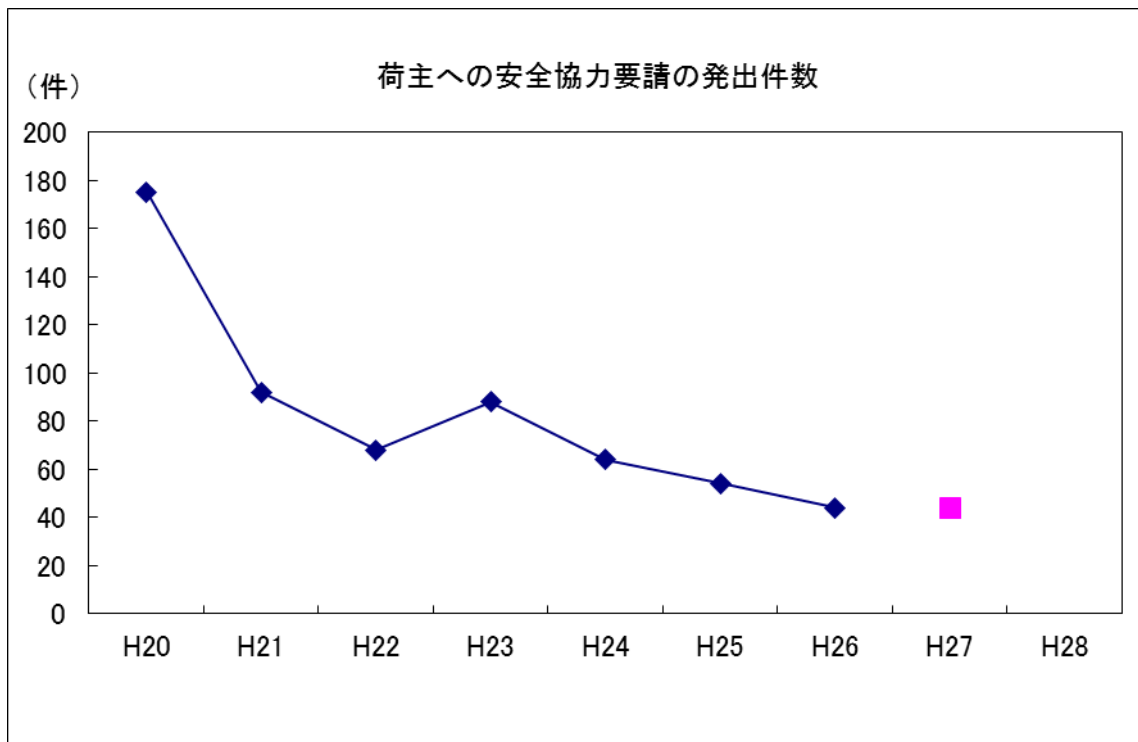
【閣決（重点）】

該当なし。

【その他】

該当なし。

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
68件	88件	64件	54件	44件



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

荷主とトラック運送事業者の間に安全を阻害するような不適正な取引の是正など荷主とトラック運送事業者との間における適正な取引を推進することは、安全確保のためだけでなく、市場環境整備のためにも非常に重要であるため、本省及び各地方運輸局等において荷主やトラック事業者等のトラック輸送関係者による「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」を開催し、これら関係者における望ましいパートナーシップの構築を図ることにより、安全協力要請が必要となるような取引の低減に取り組むこととする。

- ・トラック運送事業におけるパートナーシップ環境整備事業 予算額：約7百万円（平成26年度）
約5百万円（平成25年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成26年度における実績値は44件となっており、平成27年度での目標値を達成しているものの、引き続き安全協力要請が必要となるような取引の低減に取り組んでいく必要がある。

（事務事業等の実施状況）

第8回及び第9回トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議の開催（平成25年度及び平成26年度）等を通じて適正取引の推進に向けた取組を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成26年度における実績値は、平成27年度の目標値を達成しているものの、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく必要がある。このことから、Aと評価した。

なお、今年度から新たに、取引環境等の改善に向けた協議会を中央及び地方に設置し、具体的な施策の方向性や施策の実証的な取組について議論を進めることから、本協議会における議論や施策の展開状況を踏まえ、より良い指標のあり方等について検討を行っていくこととする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度以降）

「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」の参加メンバーの格上げを行い、新たな枠組みの「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」を中心として、荷主とトラック運送事業者間の適正取引の推進等をこれまで以上に強力に進めていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局貨物課（課長 萩川直也）

業績指標 153

海運業（外航及び内航）における船員採用者数の水準

評 価

A	目標値：100（1事業者あたり1.83人）（毎年度） 実績値：159（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：－
---	---

（指標の定義）

国民生活を支える海上輸送の安定的な確保を図る上で必要不可欠な人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員について、船員需給総合調査（国土交通省海事局）の海運業（外航及び内航）における年間の船員採用者数（船員経験者（ただし海運業内での異動分を除く）及び船員未経験者）の規模を示した指数。

（目標設定の考え方・根拠）

海上輸送の人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員を今度とも安定的に確保するため、高齢船員の退職規模に見合う採用数の水準を確保することを目標とする。

- ① 高齢船員の退職者数見込み 2,773人（平成23年度～32年度）
船員（海運業）のうち50歳以上の人数 2,773人 → 今後10年間で退職が見込まれる
- ② 今後10年間の退職規模に見合う採用数の水準を確保するため必要な1年ごとの採用者人数 278人（平成23年度～平成32年度）
必要な1事業者ごとの年間採用者人数 278人 \div 2,773人① \div 10年
- ③ ②を確保するため必要な1事業者ごとの採用者人数 → 1.83人
 $1.83人 \div 278人 \div 152 =$ （平成23年度に必要な採用者人数） \div （平成23年度の事業者数） 人
- ④ 各事業者において、高齢船員の退職希望に見合う採用数の水準が確保されることを目指して、1事業者あたり年間平均1.83人の採用が行われること（水準）を100とし、毎年度、（各年度の採用者数） \div （各年度の事業者数）が100の水準を確保する。

（外部要因）

景気変動に伴う船員需要の増加・減少、船舶の大型化や技術開発の進展による船員需要の減少 等

（他の関係主体）

海運事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・海洋基本計画（平成25年4月26日）第2部4（2）船員等の育成・確保
 - 外航・内航海運のニーズに応じた即戦力・実践力を備えた船員を養成するため①海運事業者が運航する船舶の活用による、より実践的な乗船訓練を可能とする社船実習の拡大及び内航海運への導入、②内航船の運航実態に即した実践的な乗船訓練を可能とする内航用練習船の導入を進めるなど、船員教育の更なる質の向上に取り組む。
 - 高齢化の進展等に伴う内航船員の不足に対応するため、就業体験を実施するなど、国と内航海運事業者等の関係者とが連携して若年者の志望を増加させるための取組を推進する。また、計画的に新人船員の確保・育成に取り組む事業者を支援する。
- ・「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）
 - 2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用
 - (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - ii) 若者・高齢者等の活躍推進
- ③人材不足分野における人材確保・育成対策の総合的な推進
 - 医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等における雇用管理改善、マッチング対策、人材育成など、若者をはじめとする人材の確保・育成対策を総合的に推進する。
- ・交通政策基本計画（平成27年2月13日）
 - 第3節 交通を担う人材を確保し、育てる
 - (1) 輸送を支える人材の確保や労働条件・職場環境の改善

- 「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）
 - 第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題
 - 1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮
 - (3) 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍促進
（生涯を通じて能力発揮できる人材育成、労働市場インフラ整備と人材不足への対応等）
（略）労働市場のインフラ整備を進めるとともに、医療・福祉、建設業、運輸業、造船業等の人材不足が懸念される分野における人材確保・育成対策を総合的に推進する。

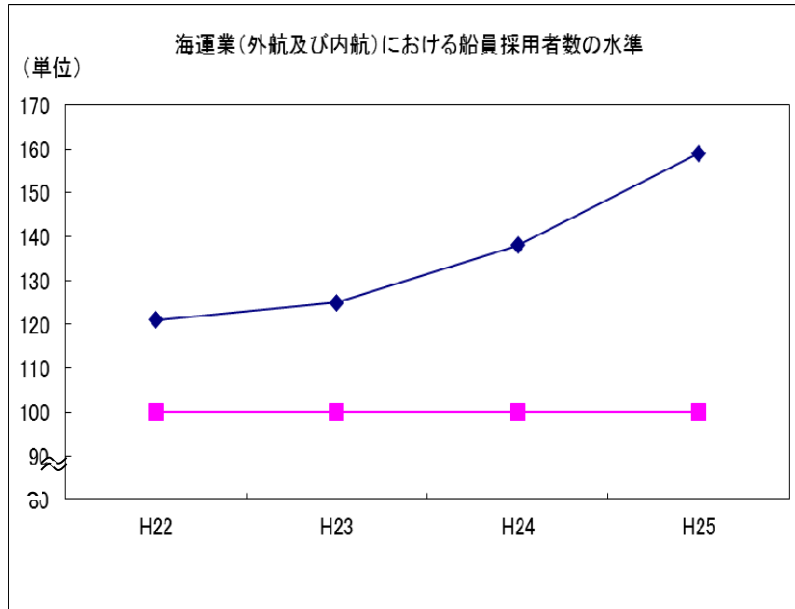
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
1 2 1	1 2 5	1 3 8	1 5 9	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

船員確保・育成総合対策事業

海洋基本法の成立及び海上運送法等の一部改正による船員確保育成対策の強化を踏まえ、安定的な海上輸送を確保する観点から、新規学卒者の他、退職自衛官、女子船員等新たな供給源からの船員確保・育成等の促進を図るため、船員計画雇用促進等事業の実施や内航船員を志向する若年者を増加させるために若年内航船員確保推進事業の実施等、船員確保・育成等に係る総合的な対策を実施した。

予算額 1.5億円(平成25年)、1.5億円(平成26年度)

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成26年度の実績値は集計中であるが、平成25年度の実績値は159と前年度を上回り順調に推移しており、退職規模に見合う船員採用者数の水準を確保されていると考えられる。

(事務事業の実施状況)

船員確保・育成等総合対策事業の実施

・船員計画雇用促進等事業

改正海上運送法に基づき国土交通大臣より日本船舶・船員確保計画の認定を受け、船員の計画的な確保・育成に取り組む海運事業者に対する支援制度を平成20年度に創設。平成25年度に係る計画については、180事業者が国土交通大臣による認定を受けている。

・若年内航船員確保推進事業

内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を実施することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取り組みを平成23年度から実施。平成25年度については全国で水産系高校23校、150人の若年者が就業体験に参加する等、内航船員を志向するよい契機となっている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は海運業（外航及び内航）における船員採用者数の水準であり、平成25年度の実績値は159と前年度を上回り順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、平成27年度においても目標達成に向け、船員の確保・育成政策を推進する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

新人船員の供給源の拡大を図るため、船員の専門教育機関を卒業していない者を対象とした短期養成の定員拡大に必要な支援を行う。

（平成28年度以降）

検討中。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局船員政策課長（課長 高田 陽介）

関係課：海事局総務課海事振興企画室（室長 千葉 政俊）

業績指標 154

海洋開発関連産業に専従する技術者数

評価

N	目標値：約 2,400 人（平成 32 年度） 実績値：約 560 人（平成 25 年度） 集計中（平成 26 年度） 初期値：約 560 人（平成 25 年度）
---	--

(指標の定義)

海洋開発関連企業において海洋開発関連産業に専従する技術者数

(目標設定の考え方・根拠)

世界の海洋産業は急成長が見込まれており、拡大する海洋開発市場を我が国経済へと取り込むためには、設計、エンジニアリングや操業等に携わる技術者が将来的に圧倒的に不足することとなる。このため、海洋開発関連産業に関わる技術者の育成システムの構築に向けた環境整備を実施し、我が国海洋産業の振興を図る。政府としての施策を連続的かつ客観的に数値化するため、海洋開発関連産業に専従する技術者数を指標として設定する。

目標については、日本企業が参画する海洋開発関連プロジェクトの増加を見込んだ上で、必要とされる技術者数として約 2,400 人を目標値に設定している。

また、交通政策基本計画（平成 27 年 2 月 13 日閣議決定）において 2020 年に海洋開発関連産業に専従する技術者数を約 2,400 人とすることとしている。

(外部要因)

景気の動向、原油価格 等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・海洋基本計画（平成 25 年 4 月 26 日）

中長期的な観点から今後発展が期待できる海洋に関する産業分野の人材や技術の専門家を養成・確保するため、産業界や国の関係機関等における技術開発と大学等における教育・研究が連動して一体的に行われる取組を推進する。

- ・交通政策基本計画（平成 27 年 2 月 13 日）

海洋産業の戦略的な育成に向けて、海洋開発人材（海洋開発関連技術者）育成に関する方策を検討する。

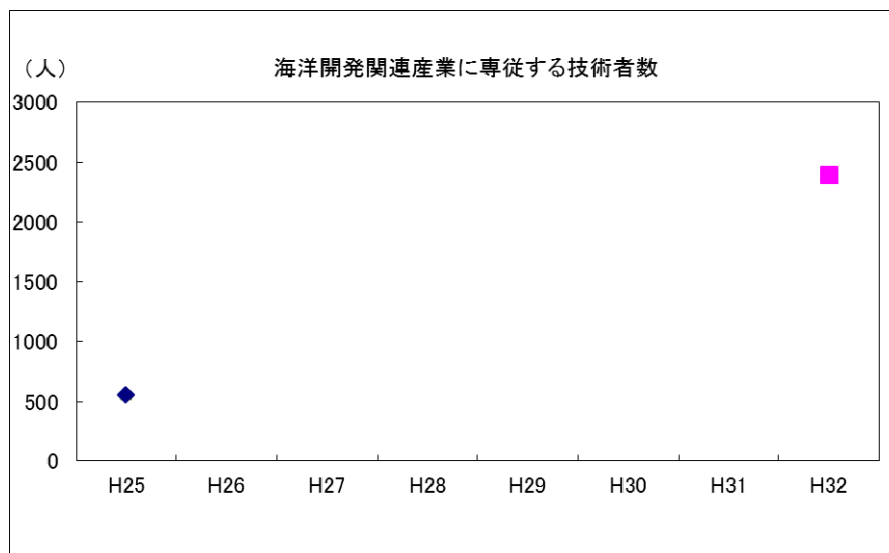
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
—	—	—	約 560 人	集計中	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

・海洋資源開発の基盤となる技術者の育成

拡大する世界の海洋開発市場を我が国経済に取り込み、成長エンジンの一つとするため、海洋資源開発の基盤となる技術者の育成システムの構築に向けた環境整備を実施する。平成26年度においては、海洋産業に参画する民間企業や学識経験者の参加する産学官での検討会を開催し、海洋資源開発の基盤となる技術者の育成システムの構築に関して議論を行い、海洋技術者の確保・育成に向けた基本方針と具体的方策をとりまとめた。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成26年度の実績値は集計中であるが、当該年度においては、育成システムの構築に向けた産学官での検討が進展するとともに、海洋産業に参画する民間企業において、新分野である海洋分野への取組等をアピールした採用活動が実施されるなど、技術者の確保・育成に向けた基本方針に則した取組が進展しており、技術者数の増加が見込まれることから、順調であると推測される。

(事務事業等の実施状況)

平成26年8月に、海洋開発の基盤となる技術者の育成システムの構築に向けた検討会を設置・開催し、海洋技術者の確保・育成に向けた基本方針と具体的方策をとりまとめ。

課題の特定と今後の取組の方向性

平成26年度の実績値については集計中であり、現時点では目標の達成状況について判断できないため、N評価とした。平成27年度以降は、引き続き、技術者の確保・育成に向けた基本方針に従い、専門カリキュラムの開発などの海洋資源開発の基盤となる技術者の育成システムの構築を進める。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：海事局海洋・環境政策課（課長 大谷 雅実）

関係課：海事局船舶産業課（課長 大坪 新一郎）

業績指標 155

国土形成計画の着実な推進（対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数）

評 価

B	目標値：現状維持又は増加（毎年度） 実績値： 9 （平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値： 11 （平成22年度）
---	---

（指標の定義）

国土形成計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）第1部で提示されている「新しい国土像」の実現のための5つの戦略的目標の進捗を代表的に示すと考えられる15項目の代表指標のうち、同計画の本格的運用が始まった年度である対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数

（目標設定の考え方・根拠）

国土形成計画（全国計画）では、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ること」という「新しい国土像」の実現を同計画の基本的な方針として掲げているが、その実現のために「東アジアとの円滑な交流・連携」「持続可能な地域の形成」「災害に強いしなやかな国土の形成」「美しい国土の管理と継承」「新たな公」を基軸とする地域づくり」という5つの戦略的目標を定めている。「新しい国土像」の実現に向けた計画の進捗状況は、これらの戦略的目標毎に設定した代表指標の改善状況で示されていると考えられることから、同計画の本格的運用が始まった年度である対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数が、平成22年度の実績値（初期値）と比べ現状維持又は増加することを目標とするものである。

（外部要因）

経済情勢、社会状況の変化

（他の関係主体）

関係省庁

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

国土形成計画（全国計画）（平成20年7月4日）

【閣決（重点）】

なし

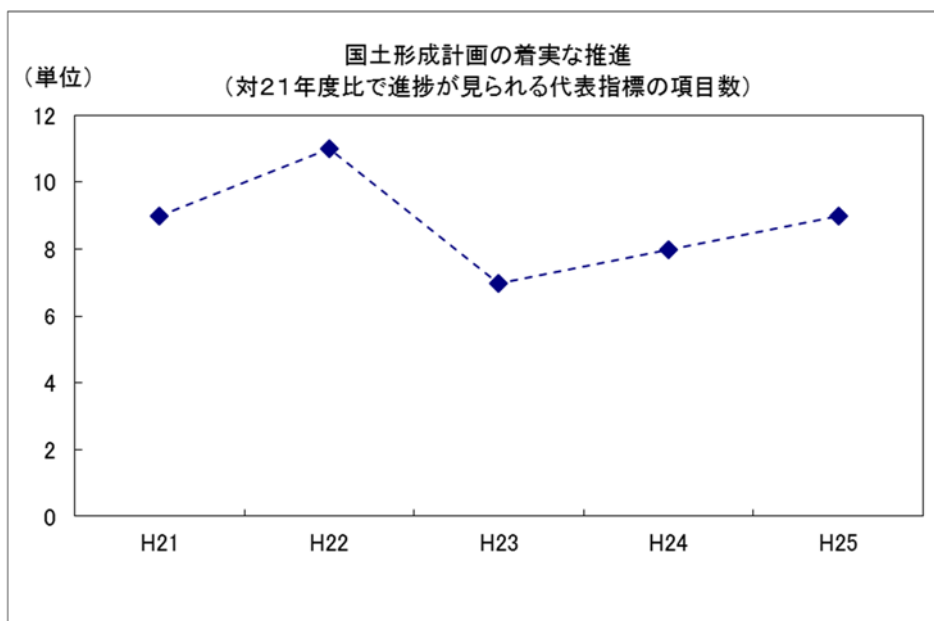
【その他】

なし

過去の実績値

（年度）

H22	H23	H24	H25	H26
11/15	7/15	8/15	9/15	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

平成20年7月に閣議決定された国土形成計画に基づく取組を推進しているところ。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

本年は、代表指標(15項目)について、平成25年度に得られた平成24年度までの統計データを基に、国土形成計画(全国計画)の本格運用が始まった平成21年度の実績値と平成24年度の実績値を比較。代表指標のうち半数以上の9項目で進展していると考えられ、同指標全体として進捗状況は良好。

(事務事業等の実施状況)

戦略的目標1 「東アジアとの円滑な交流・連携」

- ①東アジア内での貿易総額に占める(各広域ブロックの)割合
 - ・進展していると思われ(平成21年度の15.2%から平成24年度は14.2%に減少)
- ②外国籍入国者に占める東アジア国籍入国者の割合
 - ・進展していると思われる(平成21年度の71.4%から平成24年度は75.8%に増加)
- ③「東アジア1日圏」人口割合
 - ・進展していると思われる(平成21年度の91.7%から平成24年度は98.0%に増加)

戦略的目標2 「持続可能な地域の形成」

- ④現在の住生活に対する満足度
 - ・進展していると思われる(平成21年度の77.2%から平成24年度は79.1%に増加)
- ⑤地域資源活用事業数
 - ・進展していると思われる(平成21年度の6.3件/百万人から平成24年度は8.6件/百万人に増加)
- ⑥農林水産物の輸出額
 - ・進展していると思われ(平成21年度の445億円から平成24年度は461億円に増加)
- ⑦ブロック内地域間時間距離
 - ・進展していると思われる(平成21年度の1.49時間から平成24年度は1.27時間に短縮)

戦略的目標3 「災害に強いしなやかな国土の形成」

- ⑧自主防災組織活動カバー率
 - ・進展していると思われる(平成21年度の73.5%から平成24年度は77.4%に増加)
- ⑨災害被害額
 - ・進展していると思われ(平成21年度の1,931円/人から平成24年度は3,102円/人に増加)

戦略的目標4 「美しい国土の管理と継承」

- ⑩環境効率性
 - ・進展していると思われ(平成21年度の2,303kg-CO₂/百万円から平成24年度は2,463kg-CO₂/百万円に増加)
- ⑪公共用水域における環境基準達成率
 - ・進展していると思われる(平成21年度の87.1%から平成24年度は88.1%に増加)
- ⑫沿岸域毎の水質基準達成率
 - ・進展していると思われ(平成21年度の76.3%から平成24年度は77.2%に増加)
- ⑬「国土の国民的経営」に向けた取組の参加率
 - ・進展していると思われ(平成21年度の39.2%から平成24年度は34.6%に減少)
- 戦略的目標5 「新たな公」を基軸とする地域づくり
 - ⑭「新たな公」による地域づくり活動進展度
 - ・進展していると思われ(平成21年度の61.5%から平成24年度は59.3%に減少)
 - ⑮「新たな公」による地域づくり活動参加率
 - ・進展していると思われ(平成21年度の33.9%から平成24年度は33.1%に減少)

(参考) 各代表指標の定義・出典

【代表指標】①東アジア内での貿易総額に占める(各広域ブロックの)割合

[定義] 東アジア諸国の対東アジア貿易総額(各国の輸出入総額)に占める各広域ブロックの対東アジア貿易総額(輸出入額)の割合(日本の対東アジア貿易総額(輸出入額)を広域ブロック毎に積算)(単位:%)
(※東アジア:日本、中国、韓国、台湾、ASEAN10、ロシア、インド、オーストラリア、ニュージーランド)(※IMF「Direction of Trade」には台湾のデータは含まれない)

[出典] 東アジア域内:IMF「Direction of Trade」、国内(広域ブロック別):財務省「貿易統計」

【代表指標】②外国籍入国者に占める東アジア国籍入国者の割合

[定義] わが国への外国籍入国者のうち、東アジア国籍の入国者が占める割合(単位:%) (※広域ブロック毎の値は、入国審査の際に使用した空港、海港の所在地で分類)(※東アジア:中国、韓国、台湾、ASEAN10、ロシア、インド、オーストラリア、ニュージーランド)(※法務省「出入国管理統計」からシンガポール、マレーシア、ブルネイ、ミャンマー、ラオス、カンボジアのデータは収集できない)

[出典] 法務省「出入国管理統計」

【代表指標】③「東アジア1日圏」人口割合

[定義] 東アジアのいずれかの主要都市へ出発した当日に到着して、一定の用務を行うことが可能な日本の地域(市区町村単位)に居住する人口割合(単位:%) (※上記が毎日可能な範囲(=航空路が毎日就航))

[出典] 航空ダイヤ:JT B時刻表、都市圏域:国土交通省「総合交通分析システム(NITAS)」、人口:総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

【代表指標】④現在の住生活に対する満足度

[定義] 現在の住生活に対して満足している(「満足している」+「まあ満足している」)人の割合(単位:%) (※広域ブロックの境界が異なるため、内閣府で定義している分類を使用)

<p>[出典] 内閣府「国民生活に関する世論調査」</p> <p>【代表指標】⑤地域資源活用事業数</p> <p>[定義] 地域資源を活用した企業の事業計画数（ブロック内人口当たり）（※地域資源：「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき各都道府県が定めた以下の資源のいずれかを示す。①地域の特産物として相当程度認識されている「農林水産物」又は「鉱工業品」、②地域の特産物として相当程度認識されている「鉱工業品」の生産に係る技術、③地域の「観光資源」として相当程度認識されている文化財、自然の風景地、温泉等）（単位：件数/百万人）</p> <p>[出典] 中小企業庁ホームページ「地域資源活用チャンネル」</p> <p>【代表指標】⑥農林水産物の輸出額</p> <p>[定義] 各広域ブロックからの農林水産物の輸出額（単位：億円）（※広域ブロック毎の値は、輸出時の税関の所在地で分類）</p> <p>[出典] 財務省「貿易統計」（※農林水産物の品目：農林水産省「農林水産物の輸入・輸出に関する統計」による分類を参考に集計）</p> <p>【代表指標】⑦ブロック内地域間時間距離</p> <p>[定義] 各広域ブロック内の各市区町村から広域ブロック中心都市への移動に要する時間距離に発地市区町村の人口の重み付けをした値（単位：時間）</p> <p>[出典] 都市圏域：国土交通省「総合交通分析システム（NITAS）」、人口：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」</p> <p>【代表指標】⑧自主防災組織活動カバー率</p> <p>[定義] 自主防災組織がカバーする世帯の割合（分母：当該広域ブロック内総世帯数、分子：自主防災組織がカバーする世帯数）（単位：%）</p> <p>[出典] 総務省消防庁「消防白書」</p> <p>【代表指標】⑨災害被害額</p> <p>[定義] 広域ブロック内人口一人当たりの災害被害額の実績（単位：円/人）（※災害：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火、その他異常な自然現象）</p> <p>[出典] 災害被害額：総務省消防庁「消防白書」、人口：総務省「国勢調査」及び総務省「推計人口」（国勢調査の中間年）</p> <p>【代表指標】⑩環境効率性</p> <p>[定義] わが国のCO₂排出量/実質国内総生産（単位：kg-CO₂/百万円）</p> <p>[出典] CO₂排出量：独立行政法人国立環境研究所ホームページ、国内総生産：内閣府「国民経済計算」</p> <p>【代表指標】⑪公共用水域における環境基準達成率</p> <p>[定義] 全国の類型指定水域（河川、湖沼、海域）におけるBOD（河川）またはCOD（湖沼、海域）の測定結果のうち、環境基準を達成している水域の割合（分母：測定結果が公表されている全水域、分子：環境基準を達成している水域）（単位：%）</p> <p>[出典] 環境省「公共用水域の水質測定」</p> <p>【代表指標】⑫沿岸域毎の水質基準達成率</p> <p>[定義] 都道府県別の海域別の環境基準（COD）達成水域の割合（単位：%）</p> <p>[出典] 環境省「公共用水域の水質測定」</p> <p>【代表指標】⑬「国土の国民的経営」に向けた取組の参加率</p> <p>[定義] 一般国民を対象としたアンケート調査において、市民参加型の森林や農地等の管理・保全活動、地域自然資源の積極的な利活用、都市内低未利用地の有効活用などを行っていると感じた一般国民の割合（分母：一般国民を対象としたアンケート調査の回答者数、分子：いずれかに参加していると答えた回答者数）（単位：%）</p> <p>[出典] 独自調査</p> <p>【代表指標】⑭「新たな公」による地域づくり活動進展度</p> <p>[定義] 地方自治体を対象としたアンケート調査において、「地域コミュニティ、NPO、企業などの多様な民間主体の主体的な地域づくりへの参加が進んでいる」と回答した地方自治体の割合（分母：地方自治体を対象としたアンケート調査の回答地方自治体数、分子：進んでいる（「かなり進んでいる」＋「少し進んでいる」）と回答した地方自治体数）（単位：%）</p> <p>[出典] 独自調査</p> <p>【代表指標】⑮「新たな公」による地域づくり活動参加率</p> <p>[定義] 一般国民を対象としたアンケート調査において、「『新たな公』による活動に参加している」と回答した一般国民の割合（分母：一般国民を対象としたアンケート調査の回答者数、分子：いずれかに参加していると答えた回答者数）（単位：%）</p> <p>[出典] 独自調査</p>

課題の特定と今後の取組みの方向性

東日本大震災や世界経済の減速等の影響から、戦略的目標毎に設定した代表指標のうち、進展が見られる又はほぼ横ばいのものが、平成22年度の11指標から平成25年度は9指標と、指標数が減少している。

なお、国土形成計画（全国計画）については、平成24年度に政策レビューを取りまとめており、計画の戦略的目標実現に向けて進展している分野が多く見られるものの、一部に進展が不十分な分野が見られると評価されたところ。

平成26年10月に、国土審議会に計画部会を設置し、平成26年7月に公表した「国土のグランドデザイン2050」等を踏まえ、国土形成計画（全国計画）の改定作業に着手した。平成27年夏頃を目途に最終報告をとりまとめる予定。

平成27年度は、これまでの政策評価結果等も踏まえ、新たな国土形成計画（全国計画）の計画期間において重点的に推進すべき分野の実現に向けた検討を行うとともに、新たな進行管理手法の検討を行う。

以上から「B」と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

平成27年度は、これまでの政策評価結果等も踏まえ、新たな国土形成計画（全国計画）の計画期間において重点的に推進すべき分野の実現に向けた検討を行うとともに、新たな進行管理手法の検討を行う。

（平成28年度以降）

平成28年度以降は、新たな国土形成計画（全国計画）の計画期間において重点的に推進すべき分野の実現に

に向けた取組を行うとともに、新たな進行管理手法による進行管理を実施する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局総合計画課（課長 白石 秀俊）

業績指標 156

大都市圏の整備推進に関する指標（①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）、②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量））

評価	
① B ② A	<p>① 目標値：100%（124自治体）（平成29年度） 実績値：74%（92自治体）（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：71%（88自治体）（平成24年度）</p> <p>② 目標値：58%（33, 278kg/日）（平成27年度） 実績値：—（平成25年度） —（平成26年度） 初期値：0%（36, 543kg/日）（平成20年度）</p>

（指標の定義）

大都市圏における主要な広域的・分野横断的課題である環境、防災、活力に関する指標を設定するとともに、近畿圏の水がめである琵琶湖の整備に関する指標を設定し、それらを総合的に評価することにより、大都市圏の整備推進の進捗を把握する。

① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

首都圏既成市街地及び近郊整備地帯において、都市環境インフラの整備に関連する広域的な取組みに参加した延べ自治体数。

② 「琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）」

化学的酸素要求量（COD）：kg/日。

（目標設定の考え方・根拠）

① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

広域的な取組みを着実に拡大していく観点から、当初検討を開始した平成18年度から平成24年度までの6年間における自治体数の増加が今後も同水準で継続するとした場合の目標年次（平成29年度）における値としている。

② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

琵琶湖の総合的な保全のための計画の第2期計画（平成23年～32年）において平成20年度から各種施策による負荷削減見込量から設定している目標値（平成32年に30,946kg/日を達成）を100%として、27年度までの目標を形式的に按分した。

（外部要因）

①②該当なし

（他の関係主体）

①該当なし

②厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、環境省、滋賀県

（重要政策）

【施政方針】

①②該当なし

【閣議決定】

①②該当なし

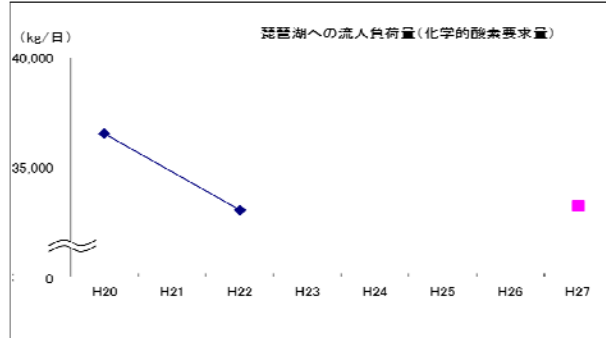
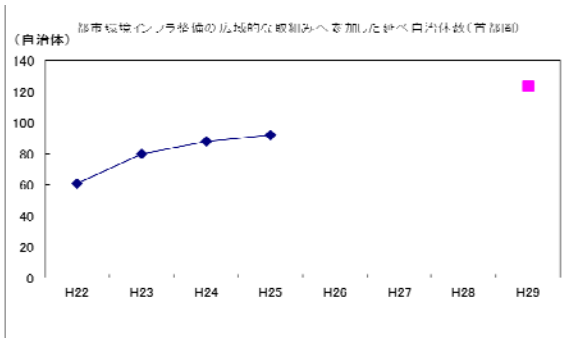
【閣決（重点）】

①②該当なし

【その他】

①②該当なし

過去の実績値	(年度)				
() 内は単位	H22	H23	H24	H25	H26
① (自治体)	61	80	88	92 (74%)	集計中
② (kg/日)	33,075 (62%)	—	—	—	—



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）
 - ・緑地の重要な要素である良好な景観、防災機能等多面的な機能が今後さらに発揮されるよう、大都市圏全体でまとまりのある自然環境の保全を図る。
- ② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）
 - ・琵琶湖の水質改善、水源かん養機能の確保、自然環境保全に関する事業を連携し推進することにより、琵琶湖の総合的な保全を図る。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

現在集計中であるが、各自治体による都市環境インフラ整備の広域的な取組みは進んでいるものの、目標達成には更なる取組の推進が必要である。
- ② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

既に目標値に到達しているが、今後も流入負荷量を削減するための施策を推進していく。

(事務事業等の実施状況)

- ① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

大都市圏における都市環境インフラの整備のための広域的・分野横断的な対策について、有効な施策を取りまとめた施策カタログをインターネット上で公開するなど、自治体等における取組みを促進させるよう啓発に努めている。
- ② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

琵琶湖の総合的な保全のための計画の第2期計画に基づき、琵琶湖総合保全連絡調整会議を開催し、琵琶湖総合保全事業について情報共有を行い、琵琶湖の総合的な保全を円滑に推進するための連絡調整を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

業績指標である自治体数は、目標達成に向けて更なる取組の推進が必要であると推測されるため、Bと評価した。首都圏において緑地を保全・再生・創出することは、様々な都市問題を解決するために必要であり、引き続きその推進に向けて施策を進める必要がある。
- ② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

業績指標である流入負荷量は平成22年度に目標値を達成しているため、Aと評価した。琵琶湖の流入負荷量を削減し、水質を改善することは、琵琶湖の環境をより良好な状態に回復させるとともに、近畿約1,450万人の生活や産業活動を支える貴重な水資源を保全するために必要であることから、琵琶湖の総合的な保全のための計画の第2期計画に沿って更なる負荷削減を目標とし、取組みを進めていく。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

- ② 現行の業績指標は平成27年度が目標年度となっているが、琵琶湖の総合的な保全のための計画の第2期計画（平成23～32年）期間中であり、今後も継続して負荷削減の取組みを実施することから、目標年度を更新し、平成32年度とする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市政策課都市政策調査室（室長 早川 卓郎）
 関係課： 都市局まちづくり推進課（専門調査官 一言 太郎）

関連指標 19

国民への国土に関する情報提供充実度（国土数値情報のダウンロード件数）

実績値等

目標値：現状維持又は増加（毎年度）
 実績値：95万件（平成25年度）
 106万件（平成26年度）
 初期値：33万件（平成18年度）

（指標の定義）

国土政策局は、国土計画・地域計画の策定等を目的に「国土数値情報」を整備しており、「地理空間情報活用促進基本法」第18条の2に基づき、下記インターネットサイトにおいて無償で公開しており、数値はその一か年度のダウンロード件数である。なお、この件数には二次的利用や二次配信は含まず、この数値以上の利用が実際にはある。

「国土数値情報ダウンロードサービス」 <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>

（目標設定の考え方・根拠）

多様な主体における国土情報の整備・利活用は、国土の利用・整備・保全等国土上に展開される活動のあらゆる面で効果を発揮するものであることから、国土政策局は国土数値情報等の幅広い普及を目的としてインターネットサイトを通じて無償で提供している。

本関連指標は、その利用度合いの目安として、1年間のデータのダウンロード件数を測定するものであり、「現状維持又は増加」を目標とする。

（外部要因）

あくまで示された数値は国土政策局運営サイトからのダウンロード件数のみであり、他の手段による二次的な利用件数を含まないものである。

（他の関係主体）

なし

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

○地理空間情報活用促進基本法（平成19年法律第63号）第18条の2（基盤地図情報等の円滑な流通等）

○地理空間情報活用推進基本計画（平成24年3月27日閣議決定）「第Ⅱ部1.（1）①に記載」

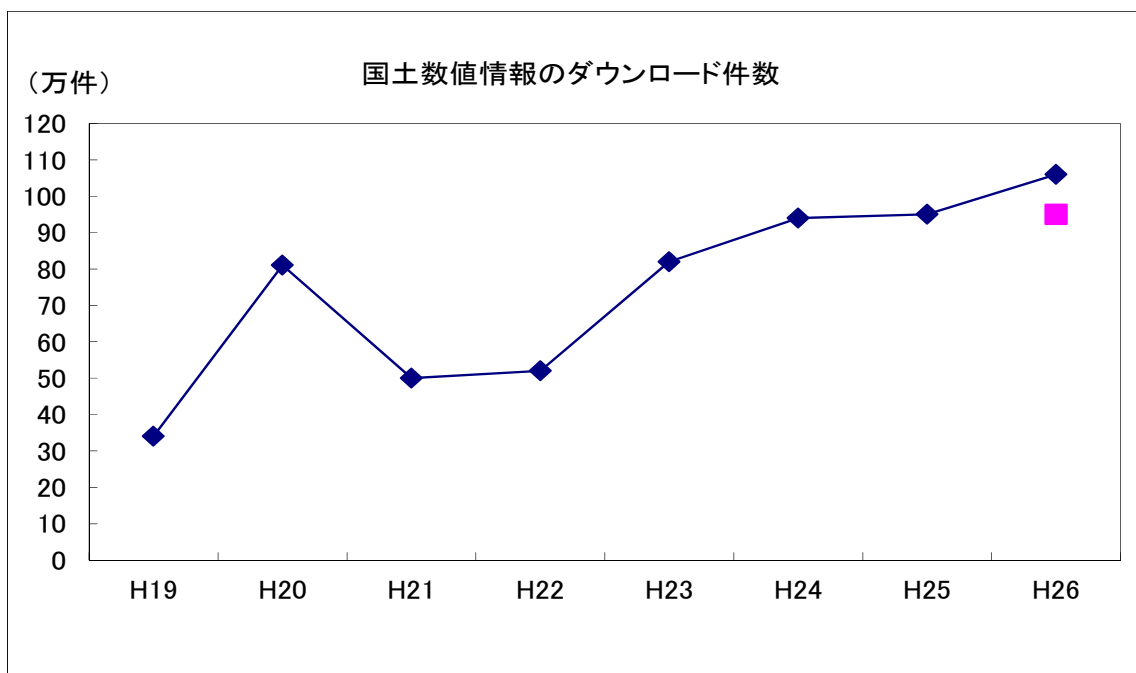
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)
H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
34万件	81万件	50万件	52万件	82万件	94万件	95万件	106万件



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

○国土数値情報の整備・提供

国土の利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画の策定及び推進を行うためには、国土に関する各種の情報を総合的、体系的に収集・整備・分析するとともに、これらの情報や分析成果を国土づくり・地域づくりに関係する多様な主体に広く提供し、国土に関する理解や取組を促進することが必要である。

このため、国土数値情報を整備・更新するとともに、インターネットを通じて一般に無償公開する。また、そのための調査・検討を行う。

関連する事務事業等の概要

「地理空間情報活用推進基本計画」に基づく地理空間情報の活用の推進（施策目標38関係）

達成状況等

目標の達成状況等

（目標の達成状況）

前年度に比して、最新の実績値（平成26年度（暫定値）：97万件）も着実に増加の一途をたどっている。

（事務事業等の実施状況）

新たに緊急性の高い防災・減災関係の指標設計を行い、昨年度設計の指標及び定期更新の指標の整備を行った。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局国土情報課（課長 西澤 明）

業績指標 157

電子基準点の観測データの欠測率

評 価	
A	目標値：0.5%未満（毎年度） 実績値：0.22%（平成25年度） 0.37%（平成26年度） 初期値：0.43%（平成22年度）

（指標の定義）

欠測率（%）＝{1－（実際に取得した観測データ数／全電子基準点がフルタイムで稼働したときの観測データ数※）}×100

※全電子基準点がフルタイムで稼働したときの観測データ数
 ＝30秒間隔で取得された観測データ数（1分間に2回）×60分×24時間×全電子基準点数

（目標設定の考え方・根拠）

電子基準点の観測データは、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ多種多様な測量や測位に利用される他、防災の観点から地殻変動監視にも利用されているなど我が国においてはもはや欠くことのできないものとなっている。さらに国内外を問わず、地球観測等に携わる多くの研究者が利用しているなど、その潜在的ニーズは大きい。このように既に多くのユーザーが存在する電子基準点の観測データを、今後も安定して取得し提供する。

国土の位置の基準となる電子基準点の観測データについて、故障等によるデータの欠測率が可能な限り低く維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GNSS（Global Navigation Satellite Systems）受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮したGNSS受信機・電源部の更新と共にGNSS受信機と通信装置への無停電（24時間または72時間対応）対策を講じてトラブルを最小限にとどめている。この措置によりデータの欠測率を上げないように努めてきた。今後も欠測率を上げないようにすることが重要であることから、平成23年度以降の目標値を0.5%未満に設定した。

（外部要因）

長期間の停電や通信経路遮断等

（他の関係主体）

電力会社、通信会社

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）

第20条に信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保する旨が謳われている。

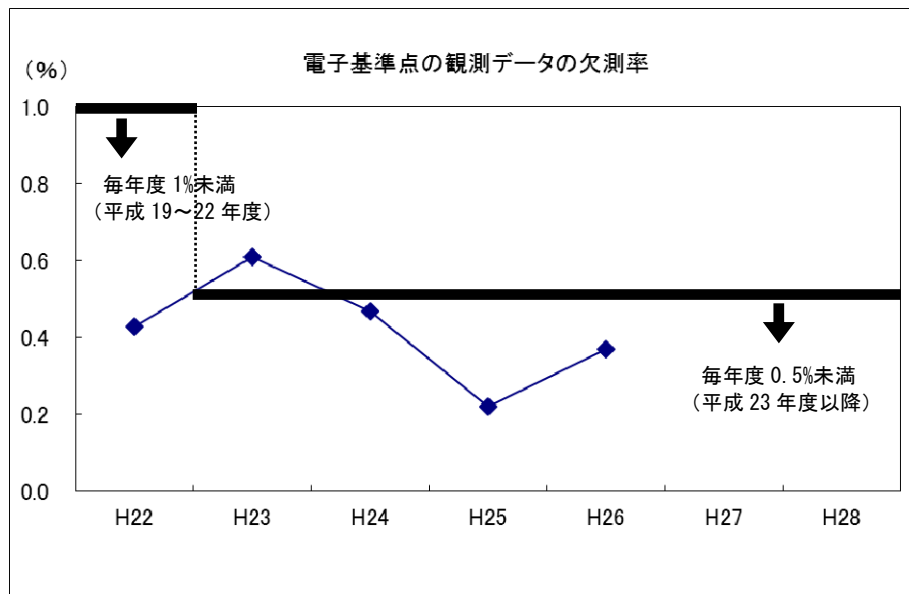
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	
0.43%	0.61%	0.47%	0.22%	0.37%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

約1,300点の電子基準点によるGNSS連続観測を実施し、広域地殻変動を監視すると共に、多くのユーザーに電子基準点の観測データを提供する。また、高精度な観測を実施するために、システムを構成する機器等を常に良好な状態に維持し、十分な機能を確保する。

予算額 70,019万円 (平成25年度)

予算額 72,183万円 (平成26年度)

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成23年度は、福島第一原発事故と台風12号に伴う地滑りにより、現地への立ち入りが長期にわたり制限され、復旧できない観測点が2点生じた影響で実績値(欠測率0.61%)が目標値(同0.5%未満)を超過した。その後、復旧を進めて平成24年度から目標を達成し、全体としておおむね順調に進捗していると判断される。

(事務事業等の実施状況)

平成25年度の沖ノ鳥島の緊急保守、乗鞍岳の燃料電の整備、平成26年度の沖ノ鳥島の機器更新、富士山の電源強化等により、離島、山岳地域の保守を強化している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は現在の施策を維持することで目標を達成していることから、Aと評価した。

従来の電子基準点はGPS衛星のみを利用していたが、現在は、測量のさらなる効率化を図るため、複数の種類の衛星(GNSS)を活用したシステムとなっている。これによりシステムが複雑化し、トラブルを増加させる懸念があるが、欠測率を目標値以下で運用できるよう更新・管理を徹底する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

特になし

(平成28年度以降)

特になし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 国土地理院 総務部 政策調整室 (室長 加藤 信行)

関係課： 国土地理院 企画部 企画調整課 (課長 大木 章一)

国土地理院 測地観測センター 衛星測地課 (課長 辻 宏道)

業績指標 158

地理空間情報ライブラリーの運用（国・地方公共団体の地理空間情報ライブラリー利用数）

評価

A	目標値：24,000件（平成26年度） 実績値：23,651件（平成25年度） 51,980件（平成26年度） 初期値： 0件（平成23年度）
---	---

（指標の定義）
 国・地方公共団体が地理空間情報を活用するため地理空間情報ライブラリーを利用した数とする。

（目標設定の考え方・根拠）
 地理空間情報ライブラリーには、台帳付図、地図、空中写真等の地理空間情報が登録され、災害対策の策定及び発災後の対応に活用することができる。これら様々な目的で利活用が可能な地理空間情報の流通を促進し、共用・活用を進めることが地理空間情報ライブラリーの目的としている。また、国・地方公共団体で共用が進むことにより、重複・類似した新たな情報整備が不用となり行政コストの低減に繋がる。

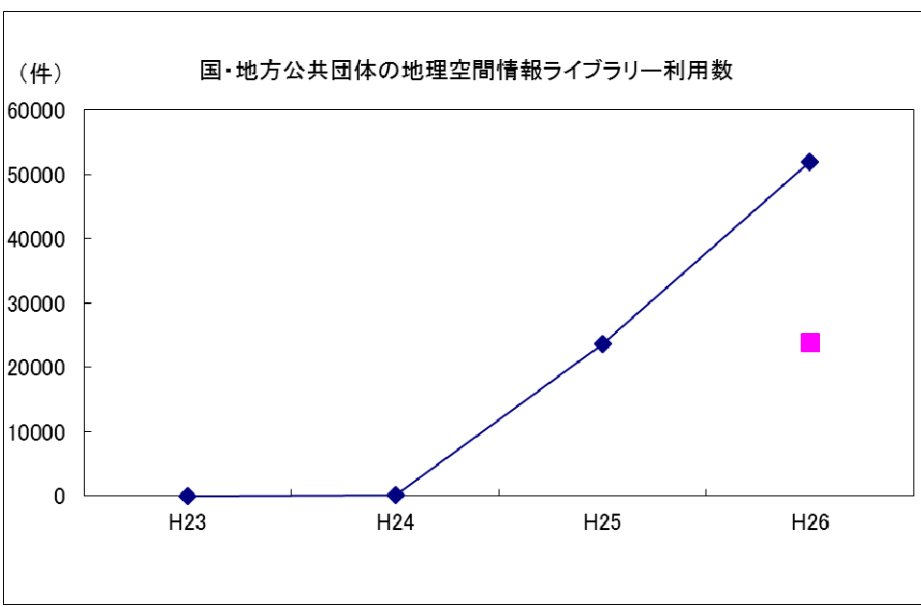
国・地方公共団体の地理空間情報ライブラリーの年間利用数を見ることにより、国・地方公共団体での地理空間情報の活用状況を検証できることから利用数を目標として設定した。また、目標値は、国の機関・各地方公共団体が毎月、地理空間情報に関して利用することを目標として設定した。目標年度は、平成24年度は情報の登録・蓄積、平成25年度は地理空間情報ライブラリーの普及を進めることとし、3年目の平成26年度とした。

（外部要因）
 大規模災害発生による地理空間情報の重要性

（他の関係主体）
 国の機関・地方公共団体

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 なし
【その他】
 なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	
-	0件	145件	23,651件	51,980件	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

・地理空間情報ライブラリーの運用

様々な目的で利活用が可能な地理空間情報を国、地方公共団体をはじめ広く国民に紹介することにより、地理空間情報の流通を促進し、活用を進めるため、地理空間情報に関する図書館として「地理空間情報ライブラリー」を整備。サイトに登録された情報は、インターネットを通じて検索し、閲覧・入手が可能である。

予算額：159,442千円（平成25年度）の内数

159,160千円（平成26年度）の内数

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成25年度で目標値に順調に近づき、目標年度である平成26年度には目標値を達成した。

（事務事業等の実施状況）

- ・平成25年度は、地理空間情報ライブラリーの住所・地名から地図・空中写真・3D地図を検索・閲覧機能の追加及びスマートフォン端末等への対応を行った。
- ・平成26年度は、地理空間情報ライブラリーの検索機能の強化等を行った。
- ・平成23年度に実施した政策アセスメント（平成24年度概算予算要求）である「地理空間情報ライブラリーの運用」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、目標年度である平成26年度には51,980件となり目標値である24,000件を大きく上回り、順調であったと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成25年度は、地理空間情報ライブラリーのリニューアルにより、住所・地名から、地図・空中写真・3D地図を検索・閲覧機能、スマートフォン端末等への対応も行ったことにより、目標値を順調に推移した。
- ・平成26年度は、地理空間情報ライブラリーの改良及び前年度末に公開された地理院地図3Dのコンテンツ等へのアクセス増加に伴い、目標年度での目標を達成したことにより、Aとした。
- ・平成25年度及び26年度と順調に利用者が増加し目標値を達成できた。今後は更に地理空間情報ライブラリーの活用を進める必要がある。このため、次年度より目標とする利用対象の範囲を国の機関・地方公共団体から国民へ拡大する定義の見直しを行い、平成31年度の目標値を800万件と設定する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院	総務部	政策調整室	（室長 加藤 信行）
関係課：国土地理院	企画部	企画調整課	（課長 大木 章一）
国土地理院	地理空間情報部	企画調査課	（課長 飯田 洋）

業績指標 159

- 離島等の総人口 ①離島地域の総人口
 ②奄美群島の総人口
 ③小笠原村の総人口

評価

①A ②B ③B	①目標値：353千人以上 (平成27年度) 実績値：379千人※ (平成24年度) 集計中 (平成25年度) 初期値：395千人 (平成22年度)
	②目標値：112千人以上 (平成30年度) 実績値：115千人 (平成25年度) 114千人 (平成26年度) 初期値：115千人 (平成25年度)
	③目標値：2,500人以上 (平成30年度) 実績値：2,493人 (平成25年度) 2,474人 (平成26年度) 初期値：2,493人 (平成25年度)

※速報値のため、修正の可能性有り

(指標の定義)

- ①離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口
 ②奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する区域の市町村の住民基本台帳登録人口の総計とする。
 ③小笠原村の住民基本台帳登録人口とする。

(目標設定の考え方・根拠)

①離島振興対策実施地域は、著しい人口高齢化、少子化、自然的・地理的条件不利下にあり厳しい状況に置かれているが、同地域の振興を図ることにより、これまでの人口の減少率悪化傾向を抑制する。

目標値設定方法については、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口（住民基本台帳ベース）の平成20年度末～22年度末にかけての3ヶ年の平均増減率を、22年度末人口に掛けることにより23年度末値を推計。以後、同様に、増減率を掛けることにより翌々年度以降の人口を推計し、目標年次の27年度末人口を推計。

同方法による推計人口は、離島地域におけるこれまでのトレンドを踏襲したものであり、今後は日本全体の人口減少が継続することからその影響を考慮する必要があるため、前述の方法により求めた平成27年度人口推計値に、「平成22年国勢調査」における各年人口推計値の22年～27年までの減少率を掛けることにより、最終的な下限目標値となる平成27年度末人口を求める。なお、最終目標値は、公表される「平成27年国勢調査」における日本人の人口減少率、国内全体の社会的・経済的要因、政策等を考慮して評価する。

②地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。

目標値の設定時期は、奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が平成30年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を平成30年度末とした。初期値については、平成25年度末の実績値を表記している。

目標値の考え方は、奄美群島における総人口の減少傾向の悪化を抑制することを目標とすることから、群島内の総人口の過去5ヶ年（平成20～24年度）の平均減少率を算出した上で、それをもとに平成30年度末人口を推計し、目標値とした。

③地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展に結びつけることが必要である。

平成26年3月31日に小笠原諸島振興開発特別措置法が改正され、法の目的に定住の促進を追加したことに加え、その実現に向け、産業の振興に係る自主的な取組を各種特例措置で支援する産業振興促進計画認定制度を創設する等、小笠原諸島の地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、住民の利便性向上を図ることとした。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。

目標値の設定時期は、小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法が平成30年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を平成30年度末とした。初期値については、平成25年度末の実績値を標記している。

目標値の考え方は、平成25年度末時点の総人口2,493人を基に、総人口の維持を最低限の課題としつつ、帰島及び定住を促進することにより超長期の将来人口として我が国復帰当初から目標としてきた3,000人に近づけることを目指して、平成30年度末時点では2,500人以上とすることを目標とした。

(外部要因)

- ①様々な自然条件、著しい高齢化等の人口構成、地方財政力の低下に伴う公共事業の減少、魚価の影響、原油価格の影響、若年層の本土への流出についての離島に高校等がないことの影響、国内の経済状況、景気動向、為替（海外旅行ニーズ関連）、日本全体の人口構成
- ②③国内の経済状況、景気動向、災害

(他の関係主体)

- ①地方公共団体
- ②他府省庁、鹿児島県、地元市町村
- ③他府省庁、東京都、小笠原村

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

経済財政運営と改革の基本方針について（平成26年6月24日閣議決定）過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展にも留意しつつ、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。また、地域の資源や特性を活かした創意工夫ある取組を支援する。

【閣決（重点）】

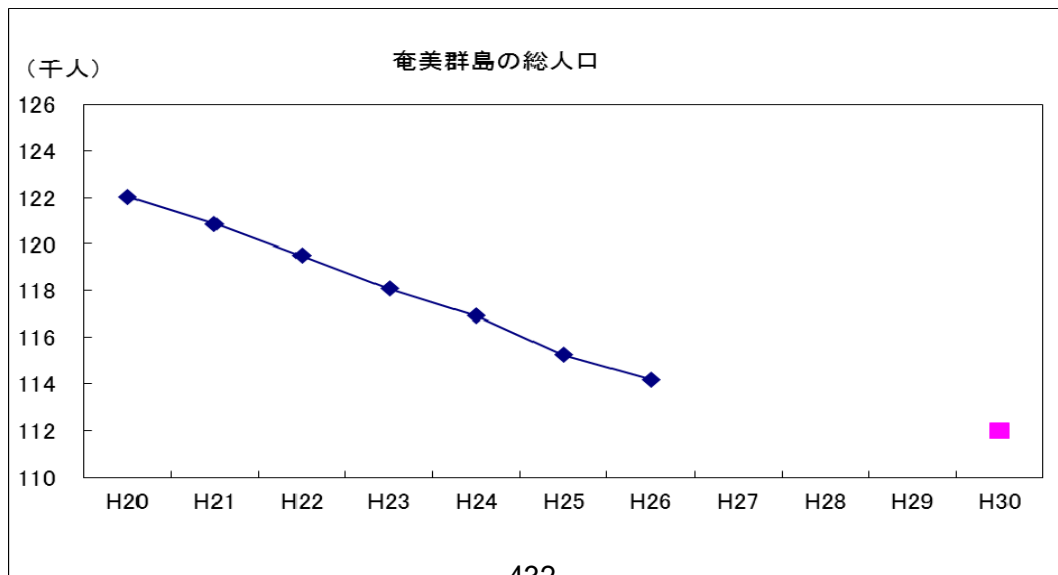
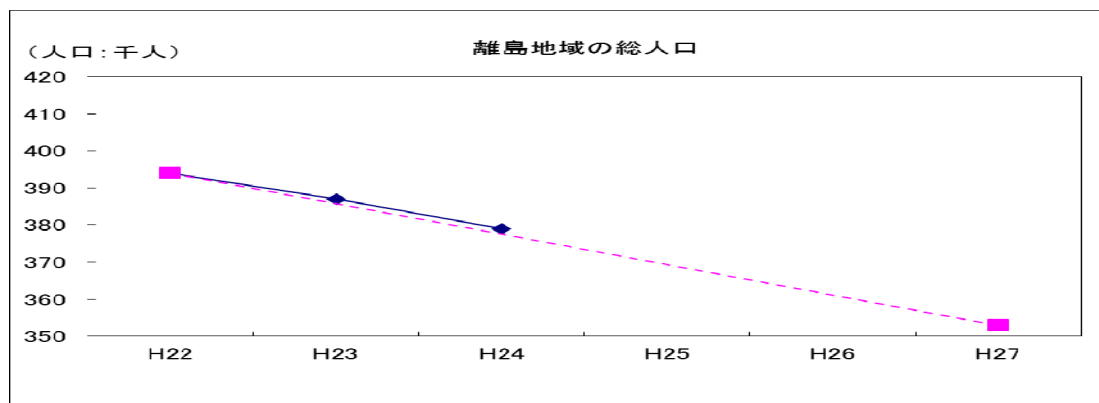
なし

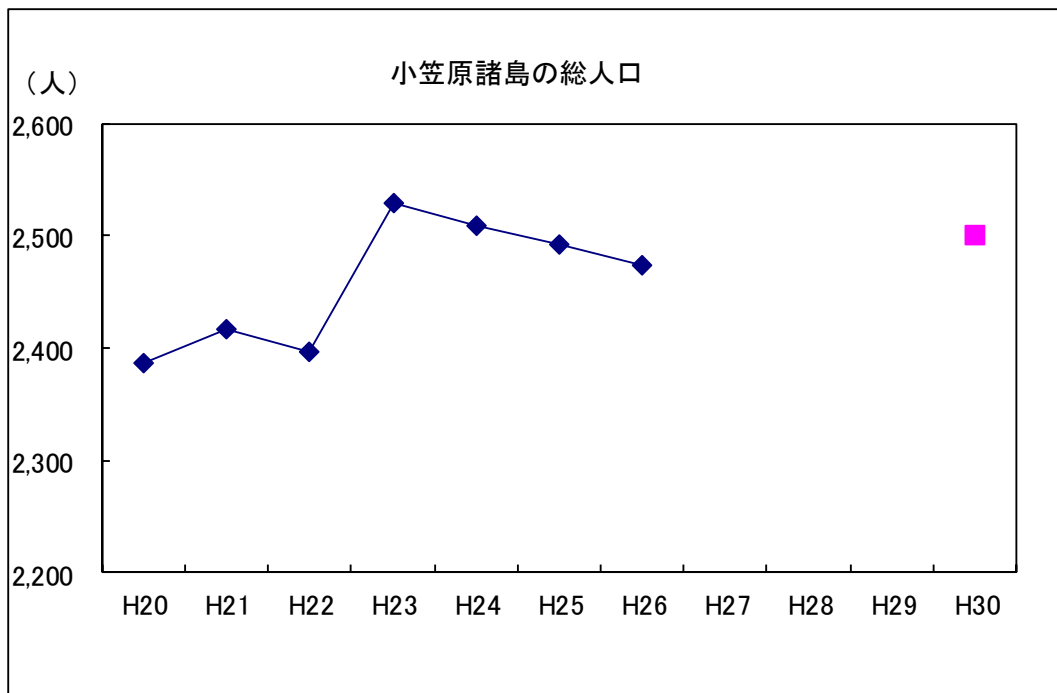
【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H22	H23	H24	H25	H26	
①395千人	387千人	379千人※	集計中	集計中	
②119,503人	118,082人	116,908人	115,252人	114,184人	
③2,397人	2,529人	2,509人	2,493人	2,474人	

※速報値のため、修正の可能性有り





事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

【①離島地域の人口】

○離島活性化交付金

離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援している。

予算額：1,750百万円（平成25年度）（補正含む）

予算額：1,800百万円（平成26年度）（補正含む）

○離島振興対策調査

離島地域の定住環境に関する調査を実施し、調査結果等について有識者を踏まえた懇談等を行った。

予算額：33百万円（平成25年度）

予算額：39百万円（平成26年度）

○離島振興事業（公共事業）

離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望も踏まえつつ、離島における社会基盤の整備を実施した。

予算額：49,119百万円（平成25年度）（補正含む）

予算額：45,156百万円（平成26年度）（補正含む）

○離島振興対策実施地域に係る特例措置（所得税・法人税）

離島の活性化を図るため、離島振興対策実施地域において機械・装置及び建物等を取得して製造業・旅館業・農林水産物等販売業及び情報サービス業等の用に供した場合、5年間の割増償却を措置する。

【②奄美地域の総人口】

○奄美群島振興開発事業（ソフト事業・ハード事業）

奄美群島の自立的発展を図るため、地方公共団体等が行う事業（①産業振興等地域資源活用、②奄美群島体験交流、③人材育成支援、④生活・環境保全対策）の実施に要する経費の一部補助を実施。

予算額：581百万円（平成25年度国費）

○奄美群島振興交付金（非公共事業）

奄美群島の振興開発に係る交付金事業計画に基づく奄美群島の振興開発に必要な経費の一部補助を実施。

予算額：2,130百万円（平成26年度国費）

○奄美群島振興開発事業（公共事業）

奄美群島の自立的発展を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、奄美群島振興開発計画に基づく事業（交通基盤、産業基盤、生活基盤、国土保全・防災対策等の基盤整備）を着実に実施。

予算額：23,038百万円（平成25年度国費）

23,080百万円（平成26年度国費）

○奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度（所得税、法人税）

奄美群島において、事業者が製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報通信サービス業等の用に供する設備等の取得した場合、5年間割増償却ができる制度を措置する。

【③小笠原村の総人口】

○小笠原諸島振興開発事業（ハード事業）

住民生活の安定、福祉の向上及び産業振興を図るための産業基盤及び生活基盤施設等の整備

予算額：862百万円（平成25年度国費）

955百万円（平成26年度国費）

○小笠原諸島振興開発事業（ソフト事業）

住民生活の安定、福祉の向上及び産業振興を図るための病虫害等防除の実施、診療所運営及び振興開発事業の実施のために必要な調査

予算額：111百万円（平成25年度国費）

145百万円（平成26年度国費）

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

【①離島地域の総人口】

・離島地域の人口は減少傾向にあるものの、平成22年度の初期値から平成27年度の目標値まで人口が減少する場合の人口減少率よりも、比較的緩やかな人口減少にとどまっている。

・離島における雇用の拡大や交流人口の増加に繋がる取組を国が支援する「離島活性化交付金」が平成25年度に創設され、戦略産品の開発研究や離島の観光資源を用いたイベントの開催、避難所・避難路等の整備等、幅広い事業に活用されている。

・各地方公共団体が定めた離島振興計画に基づく事業に対し、その内容の独自性及び熟度に応じて、社会資本の整備等を支援している。

【②奄美群島の総人口】

・平成25年度末の人口は115,252人（対前年度比0.99）であり、平成25年度の目標値を上回っている。また、平成26年度末の人口は114,184人（対前年度比0.991）と依然減少しているものの、平成21年度末から平成25年度末の平均減少率（0.989）に比べ減少幅が縮小しており、改善の傾向が見られる。

【③小笠原村の総人口】

・平成25年度末の人口は2,493人（対前年度比0.994）、平成26年度末の人口は2,474人（同0.992）と依然減少している。しかしながら、進学、医療・福祉への不安、本土にいる親の介護のための転出が見られる一方で、高い出生率を維持していること、漁業や観光業関係の20代、30代を中心に、生産年齢人口・子育て世代が転入していることから、減少率は1%未満を維持している。

（事務事業の実施状況）

平成25年度においては、奄美群島の特性をいかした地域の主体的な取組を支援し、産業振興による雇用機会の拡大や豊かな自然環境の保全等による地域の自立的発展に向けた環境づくりを推進するため、ソフト施策とハード施策を一体的に支援。

平成26年度においては、奄美群島の厳しい地理的、自然的、歴史的な条件不利性を克服すべく、ソフト面を中心に、自らの責任で地域の裁量に基づく産業振興、雇用創出のための施策を後押しする奄美群島振興交付金を創設した。この交付金により、「奄美・琉球」の世界自然遺産に向けた観光振興のため、東京・大阪・鹿児島等から奄美群島を訪れる観光客を対象に航空運賃の実質的な負担軽減等を行う観光キャンペーンや、沖縄と自然的条件が類似する奄美群島の産業競争力を確保し、販路・生産拡大等を戦略的に実施するため、農林水産物の本土までの海上輸送費を支援する農林水産物輸送費支援事業の実施を支援。

小笠原村においては、平成25年度に地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大のため、老朽化した農道の補修、農作物の安定生産のために暴風対策として鉄骨ハウスやストロングハウスの整備、小笠原の農業を周知するため農業試験地改良工事等への支援し、農業を中心とした産業振興を支援したほか、漁業後継者の確保のため、漁船船員厚生施設整備を支援した。

また、東日本大震災発生時に島内に実際の被害が発生したことを踏まえ、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた対策として、父島浄水場の高台移転や二見漁港の既設防波堤の改良工事を緊急に実施した。

平成26年度においては、引き続き産業の振興・雇用の拡大のために必要な施策を行ったほか、定住の促進を図るため、本土と小笠原を結ぶ唯一の定期船「おがさわら丸」の代替船及び新船に対応した港湾の整備による交通アクセスの改善に向けた取組のほか、父島浄水場の高台移転工事、都道の拡幅、災害防除工事等、生活環境の改善に向けた施策を積極的に行った。

・平成25年度に実施した政策アセスメント（平成25年度概算予算要求）である「離島活性化交付金（仮称）の創設」の事後評価については、本業績指標①をもってその効果を測定しているところ、平成24年度実績においては、目標年度までに目標を達成できる見込みであることから、順調であると評価できる。

・平成25年度に実施した規制の事前評価である「奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案」の事後評価については、本業績指標②、③をもってその効果を測定しているところ、それぞれ平成26年度の実績においては、目標年度までに目標を達成できる見込みであることから順調であると評価できる。

・平成26年度に実施した政策アセスメント（平成26年度概算予算要求）である「奄美群島の振興開発に係る交付

金制度の創設」の事後評価については、本業績指標②をもってその効果を測定しているところ、平成26年度実績においては、目標年度までに目標を達成できる見込みであることから、順調であると評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

【①離島地域の総人口】

- ・離島地域の人口は減少傾向にあるものの、平成22年度の初期値から平成27年度の目標値まで人口が減少する場合の人口減少率よりも、比較的緩やかな人口減少にとどまっている。
- ・離島地域は、四方を海等に囲まれており、厳しい自然的社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、産業基盤・生活環境等に関する地域格差が課題となっている。
- ・離島地域においては各都道府県の作成した離島振興計画に基づき、諸政策が講じられ、着実に成果をあげてきたが、人口減少や高齢化の進展、基幹産業である一次産業の停滞等、離島地域をめぐる現状は依然として厳しい状況にあり、今後も一層の振興施策を推進していく必要がある。
- ・以上を踏まえ、現段階ではAと評価した。

【②奄美群島の総人口】

- ・平成26年度末の人口は114,184人（対前年度比0.991）と依然減少しているものの、平成21年度末から平成25年度末までの過去5年間の減少率の中で最低の減少率であった。しかし、現在のトレンドを継続したとしても平成30年度末の目標値は達成できない見込みであるため、現段階ではBと評価した。
- ・奄美群島は、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情を抱えており、これらの特殊事情による不利性を克服するため、産業の振興、社会資本の整備等に積極的な諸施策が講じられてきた。しかし、いまだ産業が十分には確立されたとは言えず、本土との間には経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分でないことから、若年層の多くが島を離れているのが現状である。
- ・このため、今後の奄美群島の振興開発に当たっては、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大等の施策の展開により、定住の促進を図ることが必要であり、引き続き現在の施策を維持することが妥当であると考えられる。

【③小笠原村の総人口】

- ・平成25年度末の人口は2,493人（対前年度比0.994）、平成26年度の人口は2,474人（同0.992）と減少率は1%未満を維持しているものの、初期値からは減少しているため、現段階ではBと評価した。
- ・小笠原諸島は、その地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を克服するため、日本復帰後、産業振興や社会資本整備等に対する諸施策が積極的に講じられてきた。しかしながら、依然として、本土との間には、交通アクセスや医療・福祉等の生活環境面での格差があること、雇用の場が十分でないことから高校卒業生の多くが島を離れていること等、同諸島で定住を促進する上での課題が残っている。
- ・このため、今後の小笠原諸島の振興開発に当たっては、情報発信に努め、その知名度を向上させるとともに、交通アクセスや生活環境の改善、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大等の施策の展開により、定住の促進を図るうえでの課題を解決することが妥当である。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度以降）

- ・海洋資源や観光資源等を活用し、市町村・漁協・観光組合等が地元の漁業者、農業者、宿泊業者等をつなげる中間支援組織としての役割を果たすモデル事業等の検討を行う。
- ・離島地域相互、離島地域と専門家・民間企業とのネットワークの構築の支援等を検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 国土政策局離島振興課（課長 吉田 幸三）
国土政策局特別地域振興官（特別地域振興官 岩下 啓希）

業績指標 160

北海道総合開発計画の着実な推進（対前年度比で進捗が認められる代表指標の項目数）

評 価	
A	目標値：現状時又は増加（毎年度） 実績値：8（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：6（平成23年度）

（指標の定義）

北海道総合開発計画（平成20年7月4日閣議決定）で掲げられている3つの戦略的目標の進捗を代表的に示すと考えられる9項目の代表指標のうち、対前年度比で進捗が見られる代表指標の項目数。

（目標設定の考え方・根拠）

北海道総合開発計画では、北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図るため、「アジアに輝く北の拠点～開かれた競争力ある北海道の実現」、「森と水の豊かな北の大地～持続可能で美しい北海道の実現」、「地域力のある北の広域分散型社会～多様で個性ある地域から成る北海道の実現」の3つを戦略的目標として掲げ、多様な主体の連携・協働によって、効果的に計画を推進するものである。

計画の進捗状況は、これらの戦略的目標毎に設定した代表指標の改善状況で示されていると考えられることから、対前年度比で進捗が見られる項目数が、平成23年度の実績値（初期値）と比べ現状維持又は増加することを目標とするものである。

（外部要因）

経済情勢、社会状況の変化

（他の関係主体）

関係府省庁、地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

北海道総合開発計画（平成20年7月4日）

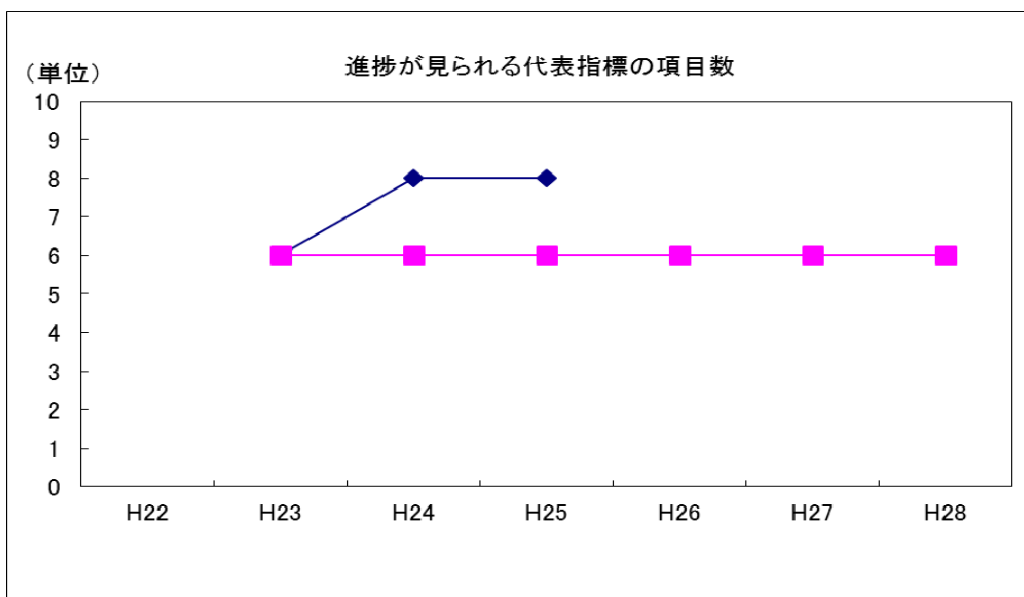
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値	(年度)				
	H22	H23	H24	H25	H26
	—	6	8	8	集計中



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

北海道開発法に基づき策定された北海道総合開発計画（現行計画は平成20年7月4日閣議決定の「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」）の具体化に資する施策・事業を展開。

予算額：北海道開発事業費	4, 6 2 8 億円 (平成 2 6 年度)	1, 7 7 4 億円 (平成 2 5 年度)
北海道総合開発推進調査費 (北海道開発計画調査等経費)	1 億円 (同上)	1 億円 (同上)
※予算額は当初		

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

代表指標 (9 項目) について、平成 2 4 年度と平成 2 5 年度のデータを比較して進捗状況を図ったところ (平成 2 6 年度は集計中)、代表指標のうち、1 項目を除く 8 項目で進展が見られ、同指標全体として進捗状況は順調である。平成 2 6 年度については集計中ではあるものの、代表指標の大半について同様のトレンドが見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

戦略的目標 1 「アジアに輝く北の拠点～開かれた競争力ある北海道の実現」

①食品輸出額

・進展していると見られる (平成 2 4 年の 3 6 5 億円から平成 2 5 年は 5 8 2 億円に増加)

②訪日外国人来道者数

・進展していると見られる (平成 2 4 年度の 7 9 0, 4 0 0 人から平成 2 5 年度は 1, 1 5 3, 1 0 0 人に増加)

③農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率

・進展していると見られる (平成 2 4 年度の 1 0. 0 %から平成 2 5 年度は 1 1. 1 %に増加)

戦略的目標 2 「森と水の豊かな北の大地～持続可能で美しい北海道の実現」

④育成複層林の面積

・進展していると見られる (平成 2 4 年度の 6 6 7, 8 5 8 haから平成 2 5 年度は 6 8 2, 3 0 7 haに増加)

⑤新エネルギーの普及状況

・進展していると見られる (平成 2 4 年度の 1 0 8, 9 7 0 kWから平成 2 5 年度は 2 7 5, 7 7 7 kWに増加)

⑥一般廃棄物のリサイクル率

・進展していると見られる (平成 2 4 年度の 2 3. 6 %から平成 2 5 年度は 2 4. 0 %に増加)

戦略的目標 3 「地域力ある北の広域分散型社会～多様で個性ある地域から成る北海道の実現」

⑦新千歳空港の国内線乗降客数

・進展していると見られる (平成 2 4 年度の 1 6, 3 8 3, 6 9 2 人から平成 2 5 年度は 1 7, 3 9 8, 7 6 4 人に増加)

⑧国際会議参加者数

・進展していると見られない (平成 2 4 年度の 6 3, 3 9 2 人から平成 2 5 年度は 5 5, 5 6 9 人に減少)

⑨体験居住参加者数

・進展していると見られる (平成 2 4 年度の 1, 9 7 5 人から平成 2 5 年度は 2, 2 6 4 人に増加)

【代表指標の出自】

①食品輸出額：函館税関「北海道貿易概況」

②訪日外国人来道者数：北海道「北海道観光入込客数調査報告書」

③農業基盤整備の事業完了地区における荷内への農地の利用集積率の増加：国土交通省北海道開発局調べ

④育成複層林の面積：「北海道業務資料国有林野事業統計書」

⑤新エネルギーの普及状況：経済産業省資源エネルギー庁調べ

⑥一般廃棄物のリサイクル率：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

⑦新千歳空港の国内線乗降客数：国土交通省「歴年・年度別空港管理状況調査書」

⑧国際会議参加者数：日本政府観光局「国際会議統計」

⑨体験居住参加者数：北海道「北海道体験移住「ちょっと暮らし」実績について」

課題の特定と今後の取組みの方向性

戦略的目標毎に設定した 9 項目の代表指標のうち、8 項目が進展しており、北海道総合開発計画の着実な推進が見られることから、A と評価した。

今後の取組みの方向性としては、北海道開発をめぐる潮流の急激な変化を踏まえ、北海道の優れた資源・特性を活かし、国の課題解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図るため、平成 2 8 年春を目途に新たな北海道総合開発計画を策定することとしており、新たな計画の内容に即した業績指標を設定する必要がある。

平成 2 7 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 2 7 年度)

平成 2 8 年春を目途に新たな北海道総合開発計画を策定することとなっており、新たな計画に即した業績指標を検討する必要がある。

(平成 2 8 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：北海道局参事官 (参事官 桜田 昌之)

業績指標 161

北方領土隣接地域振興指標（一人当たり主要生産額）

評価

A	目標値：3.36百万円/人以上（毎年度） 実績値：3.79百万円/人以上（平成25年度） 集計中（平成26年度） 初期値：3.36百万円/人（平成17～24年度の平均）
---	---

（指標の定義）

一人当たり主要生産額～北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）の人口一人当たりの地域の主要産業（農業、漁業、製造業）の生産額。

（目標設定の考え方・根拠）

「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和57年総理府告示第85号)」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針(昭和58年総理府告示第13号)」により、北海道知事が策定する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策を推進している。

本地域の振興及び住民の生活の安定を図るにあたって主要産業の活性化は重要であることから、主要産業の一人あたり生産額が初期値である3.36百万円/人（平成17年度～平成24年度の平均値）を下回らないことを目標とする。

（外部要因）

国内の経済動向の変動、農産物生産量、漁獲量、気候の変動

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）
第4章第3節（4）多様で個性的な北国の地域づくり

【閣決（重点）】

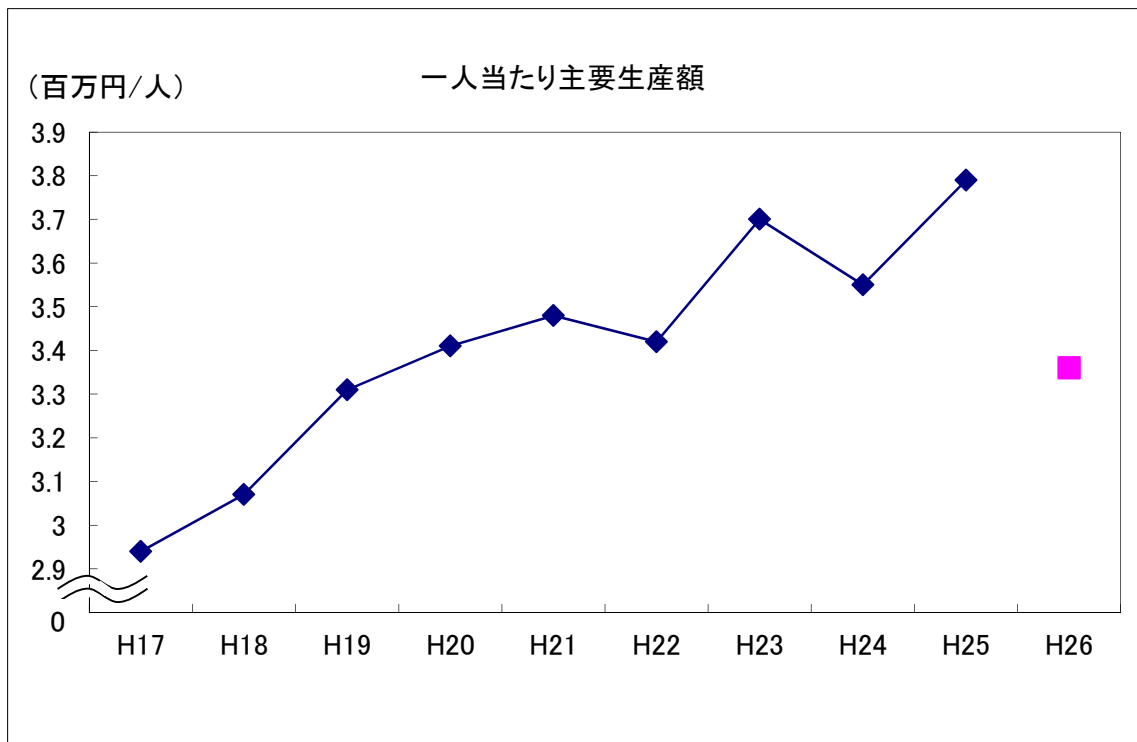
なし

【その他】

なし

過去の実績値									(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
2.94	3.07	3.31	3.41	3.48	3.42	3.70	3.55	3.79	集計中

※単位：百万円/人



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るため、同地域の「第7期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」(以下、「第7期振興計画」という。)に基づき、隣接地域が実施する、魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組のうちソフト施策に係る事業に要する経費の一部(2分の1以内)を補助する。

予算額：北海道総合開発推進費 北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金 1. 0億円(平成25年度)
(同上) 1. 0億円(平成26年度)

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

一人当たり主要生産額について、平成26年度の実績値は集計中であるが、当該年度において魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組のうち基幹産業の付加価値向上等に向けた取組(農水産物消費拡大推進事業、農水産物高付加価値化対策事業)といった地域の産業振興に資する事業等を平成26年度3市町(根室市、別海町、標津町)で実施したところであり、その執行については順調に終了した。また、平成25年度の実績値は隣接地域全体で3.79百万円/人と目標値を上回っており、平成26年度についても事業実施により目標が達成されると推測される。

(事務事業等の実施状況)

平成25年度に新たに策定された「第7期振興計画」に基づき、北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金の対象事業の見直しを行い、隣接地域の魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組のうちソフト施策に係る事業を支援しているところであり、今後も引き続き地域の状況を踏まえつつ、当該施策を実施する必要がある。

課題の特定と今後の取組みの方向性

一人当たり主要生産額については、平成25年度の実績値が目標値を上回り、平成26年度についても基幹産業の付加価値向上等に向けた取組等を実施しており、特段の外部要因等もなかったため、目標達成が見込まれる。そのため、Aと評価した。

平成27年度以降についても、引き続き隣接地域の安定振興を図る観点から補助金事業として継続する。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：北海道局参事官(参事官 桜田 昌之)

関連指標 20

アイヌの伝統等に関する普及啓発活動（講演会の延べ参加者数）

実績値等

目標値：39,000人（平成29年度）
 実績値：32,571人（平成25年度）
 34,707人（平成26年度）
 初期値：31,091人（平成24年度）

（指標の定義）

「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号。以下「アイヌ文化振興法」という。）に基づく普及啓発活動として、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が北海道内外各地で実施するアイヌの伝統や文化をテーマとした講演会の延べ参加者数。

（目標設定の考え方・根拠）

アイヌ文化振興法は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する普及啓発の施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的としている。同法に基づき、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構がアイヌの伝統や文化をテーマとした講演会を実施している。

当該講演会は、平成10年度から全国各地で実施しているものであるが、広く一般国民に普及させるためには、今後も継続的に行うことが重要である。以上の理由から、「講演会の延べ参加者数」をアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発の関連指標として設定するものである。

引き続き参加者数を着実に伸ばしていく必要があることから、平成29年度までに延べ39,000人（平成20～24年度の講演会参加者数の年平均値を算出し、目標年度までの5か年分を延べ人数に累計し設定）の参加を目標とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

文化庁（アイヌ文化振興法を共管）

北海道（アイヌ文化振興法の関係都道府県）

公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（事業主体、アイヌ文化振興法の指定法人）

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画（平成20年7月4日）
 第4章第2節（1）（自然とのかかわりが深いアイヌ文化の振興等）

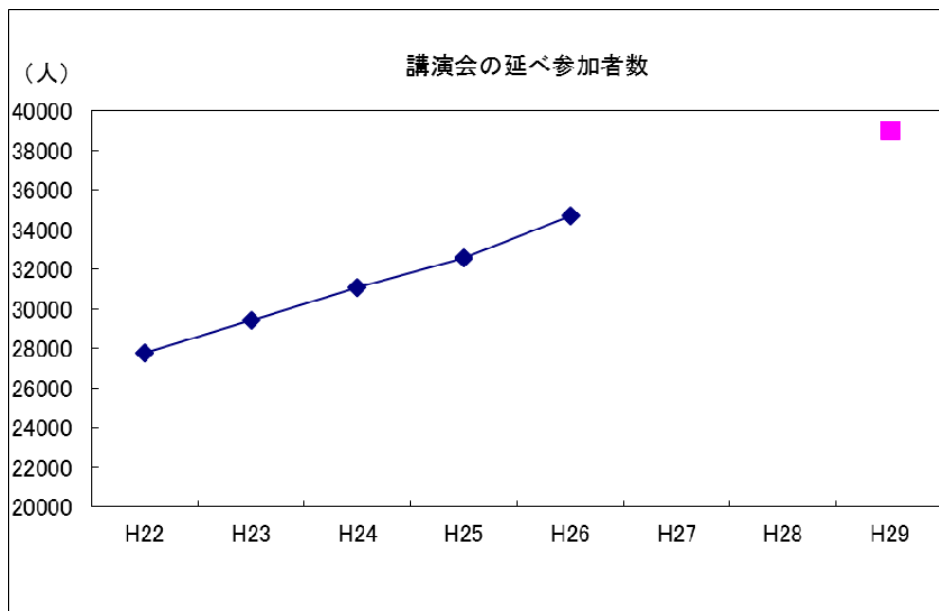
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24	H25	H26
27,778人	29,441人	31,091人	32,571人	34,707人



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

アイヌ文化振興法に基づき、アイヌの伝統等に関する普及啓発を図るため、アイヌの伝統及び文化に関する広報情報の発信、アイヌの伝統等をテーマとした講演会の開催等の施策を進める。

予算額：北海道総合開発推進費 アイヌ伝統等普及啓発等事業費補助金 1億円の内数（平成25年度）
 (同上) 1億円の内数（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

達成状況等

目標の達成状況等

(目標の達成状況)

目標値は29年度に39,000人のところ、最新の実績値（平成26年度）は34,707人である。

(事務事業等の実施状況)

アイヌの伝統等について広く一般国民に普及啓発を進める上で必要な施策であることから、北海道内外各地で講演会を開催した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局総務課アイヌ施策室（室長 小山 寛）

業績指標 162

目標を達成した技術研究開発課題の割合

評 価	
A	目標値：80%（毎年度） 実績値：97.9%（平成25年度） 94.4%（平成26年度） 初期値：—

（指標の定義）

当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、外部評価により「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」と評価された技術研究開発課題の割合

（目標設定の考え方・根拠）

技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、以下のとおり目標を設定した。

当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、毎年度、80%以上達成することを目標とした。

実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の4段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」ものとする。

なお、平成23年度より設定した目標のため、平成22年度以前の実績値については、記載していない。

（外部要因）

- ・設備の故障等の不可抗力
- ・資機材の入手難等

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

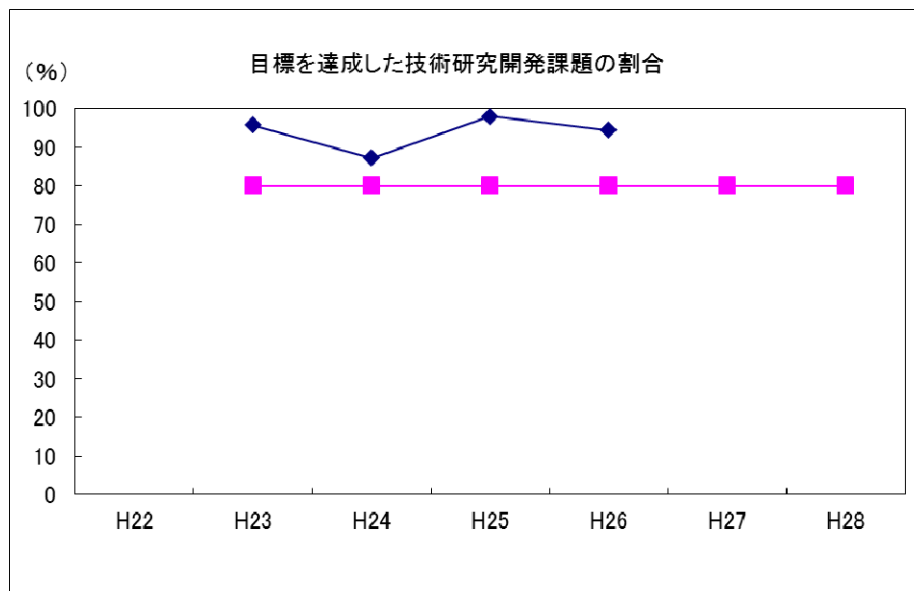
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	H26
—	95.7%	87.2%	97.9%	94.4%	94.4%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

技術研究開発の推進に必要な経費

予算額：

2,761百万円（平成25年度）

2,519百万円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調」

平成26年度については目標値を達成している。

（事務事業等の実施状況）

目指すべき社会の実現のため、様々な要素技術をすり合わせ・統合し、高度化することにより、社会的な重要課題を解決し、国民の暮らしへ還元する科学技術を推進している。

平成26年度は、54件の研究開発課題の事後評価が実施され、そのうち51件が「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」と評価された。

なお、個別の研究開発課題では、評価の実施にあたっては別途外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）が行われており、研究開発課題の結果については、

<https://www.mlit.go.jp/common/001085131.pdf>

に掲載している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成26年度の目標値を達成していることから、引き続き技術研究開発を推進していくこととし、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課（課長 田村 秀夫）

総合政策局技術政策課（課長 吉田 正彦）

関係課：鉄道局技術企画課技術開発室（室長 岸谷 克己）

海事局海洋・環境政策課技術企画室（室長 河野 順）

国土技術政策総合研究所企画部研究評価・推進課（課長 荒井 知己）

国土地理院企画部企画調整課（研究企画官 永山 透）

業績指標 163

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数

評 価	
B	目標値：限りなくゼロ（毎年度） 実績値：1件（平成25年度） 4件（平成26年度） 初期値：0件（平成24年度）

(指標の定義)

国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数。

(目標設定の考え方・根拠)

近年、政府機関や交通分野においても IT の利活用が急速に進展してきており、それに伴い IT 障害発生リスクも高まってきている。そのため、豊かな国民生活の実現、並びに経済社会の活力の向上や持続的発展において、IT 障害を確実に防止するための施策を行うことは極めて重要であると考えており、今後も持続的な取り組みが必要なため、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数を限りなくゼロとすることを目標値として設定した。

(外部要因)

重要インフラ分野における IT の利用の高度化・深度化や、その適用範囲の拡大

(他の関係主体)

内閣サイバーセキュリティセンター及び関係省庁

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）

世界最先端 IT 国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）

「サイバーセキュリティについては、「サイバーセキュリティ戦略」（平成25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定）に基づき、具体的な施策を推進することを通じて、世界を率先する強靱で活力あるサイバー空間を構築することにより「サイバーセキュリティ立国」を実現する。」

【閣決（重点）】

なし

【その他】

サイバーセキュリティ戦略（平成25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定）

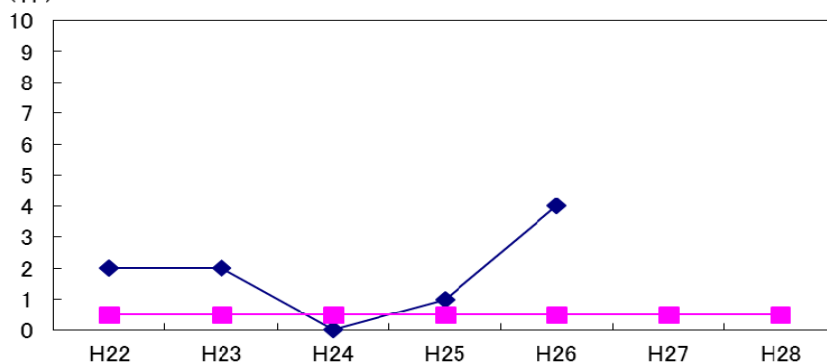
「国家や重要インフラに対する「サイバー攻撃」が現実のものとなり、「国家安全保障」や「危機管理」上の課題となっている。今や、国家や重要インフラの防護に最善の措置の導入が不可欠となっている。」

重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画（平成26年5月19日情報セキュリティ政策会議決定）

「重要インフラにおけるサービスの持続的な提供を行い、自然災害やサイバー攻撃等に起因する IT 障害が国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼさないよう、IT 障害の発生を可能な限り減らすとともに IT 障害発生時の迅速な復旧を図ることで重要インフラを防護する。」

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H26
2件	2件	0件	1件	4件	4件

(件) 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

(1) 安全基準等の継続的改善の検討及び浸透

「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画（平成26年5月19日情報セキュリティ政策会議決定）」及び「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定にあたっての指針（平成22年5月11日情報セキュリティ政策会議決定）」（以下、「指針」という）に基づき、各重要インフラ分野における安全基準等の継続的改善の検討及び浸透を行った。

(2) 重要インフラにおけるIT障害を想定した机上演習

重要インフラにおけるIT障害時を想定した机上演習を実施し、安全基準等に基づく対処要領や関係者間の連絡・調整要領について、関係者の習熟を図るとともに、その評価・検証を行った。

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数は、平成25年度において1件、平成26年において4件であった。

(事務事業等の実施状況)

(1) 安全基準等の継続的改善の検討及び浸透

①指針や各重要インフラ分野の特性を踏まえ、各重要インフラ分野における安全基準等の分析・検証を実施した。

②事業者自らが定める「内規」を含めた安全基準等の浸透を確実なものとするために、「安全基準等の浸透状況等に関する調査」を実施した。

(2) 重要インフラのIT障害を想定した机上演習の実施、評価

内閣官房、関係部局、事業者等と連携して、重要インフラにおけるIT障害時を想定した机上訓練を実施し、安全基準等に基づく対処要領や関係者間の連絡・調整要領について、関係者の習熟を図るとともに、各プレイヤーの行動の適・不適を事後的に評価の上、成果報告書を取りまとめた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数は、平成25年度において1件、平成26年度において4件であった。

サイバー攻撃は、外的環境が著しく変化し、増加・高度化・多様化が進んでいる。政府機関や重要インフラ事業者等への脅威は、標的型攻撃・不正アクセスなど、複雑・深刻化し、国や国民生活の安全・安心にとってきわめて重要な課題となっている。こうした中、政府では政府機関や重要インフラのセキュリティ対策につき、政府一体となって取り組み、政府全体として着実に進捗していると評価されている。目標達成度合いの測定結果としては、これまでの各年に比べて増加しているものの、政府全体としてみると、攻撃の件数が大幅に増加する中で、当省においても、政府一体となった取組みが着実に進捗している。しかし、目標値には達していないことから、業績指標をBとし、「進展が大きくない」とした。

今後も、国土交通省における情報システムの適切な運営を図るとともに、所掌分野における情報セキュリティ対策を推進していく一方で、本年1月にサイバーセキュリティ基本法が施行され、6月に同法に基づく新たな国家戦略となる「サイバーセキュリティ戦略」が策定される。サイバー空間を取り巻く環境は日々変化しており、また、同戦略を踏まえて、政府としての対応が検討される中、当該事項に係る指標や評価のあり方につき、見直しに向けた検討を行っていくこととしたい。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局情報政策課（課長 中野 宏幸）

総合政策局行政情報化推進課（課長 野水 学）

業績指標 164

国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数

評価

A	目標値：131件（平成28年度） 実績値：121件（平成25年度） 134件（平成26年度） 初期値：124件（平成23年度）
---	--

(指標の定義)

国際協力・連携等を推進するために行う国際会議、国際セミナー、研修、調査等の件数

(目標設定の考え方・根拠)

国際会議、国際セミナー、研修、調査等は、我が国の持つ経験・専門性・技術を相手国政府等へ提供し、交流を深めることで、国際協力・連携等に貢献すると考えられるため、過去の実績等から今後開催件数を着実に伸ばしていくことを目指して、平成28年度において131件実施することを目標値として設定した。

(外部要因)

国際協力、連携等の推進においては、相手国の対応や国際情勢の変化により、我が国の政府・企業の活動が大きく影響される。

(他の関係主体)

国・国際機関・事業者

(重要政策)

【施政方針】

・第186回国会施政方針演説（平成26年1月24日）「インフラ輸出機構を創設します。交通や都市開発といった分野で、海外市場に飛び込む事業者を支援し、官民一体となって成約につなげます。十兆円のインフラ売上げを、二〇二〇年までに三倍の三十兆円まで拡大してまいります。」

【閣議決定】

日本再興戦略 改訂2014（平成26年6月24日）

日本再興戦略（平成25年6月14日）

日本再生戦略（平成24年7月31日）

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

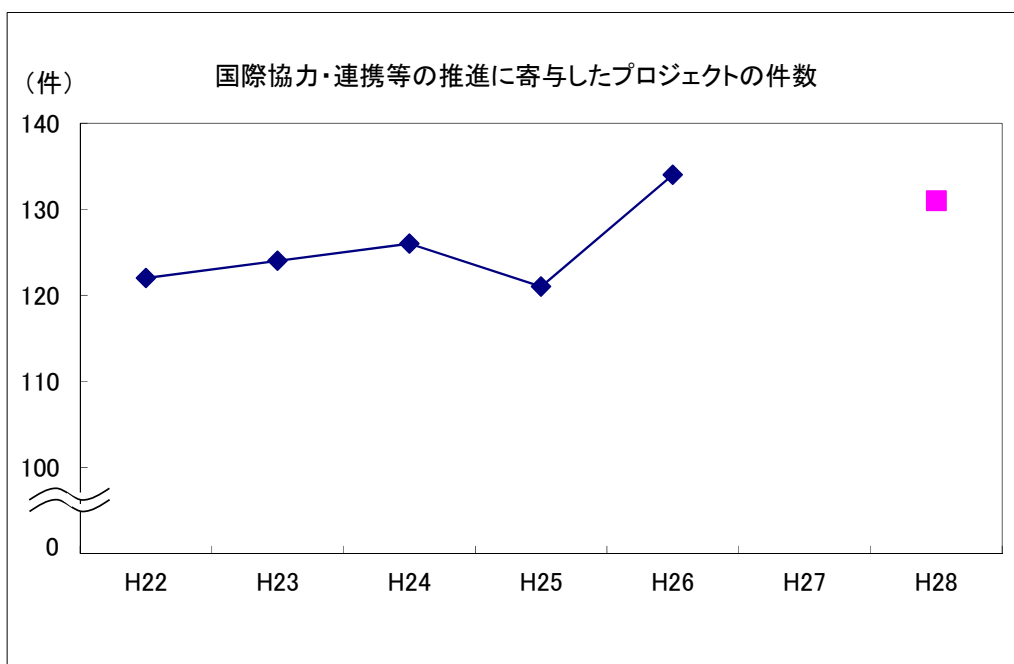
【その他】

インフラシステム輸出戦略（平成26年度改訂版）（平成26年6月3日）

インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日）

これからのインフラ・システム輸出戦略（平成25年2月15日）

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	H26
120件	124件	126件	121件	134件	134件



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- 各国において海外プロジェクトを積極的に推進し、特に英国では高速鉄道車両更新プロジェクトの車両追加受注が実現した。そのほかベトナムとの建設分野及び都市開発分野に関する覚書の締結や、マレーシア・シンガポールにおける高速鉄道セミナーの開催等、相手国政府に対するトップセールスを積極的に実施した。
- 第8回APEC交通大臣会合が東京で開催され、国土交通大臣が、APEC首脳会議の議長国であるインドネシアの運輸大臣とともに議長国を務めた。同会合では、「APEC域内の高質な交通を通じた連結性の強化」をテーマに議論が行われ、①2020年までにAPEC地域の交通ネットワークがどのような姿になるかを示す「コネクティビティ・マップ」を策定すること、②加盟国・地域の経験を持ち寄ったインフラの投資・資金調達・運営のベストプラクティスを共有すること、③利便性・安全性・環境保護性に重点をおいた「質の高い交通（Quality Transport）」ビジョンを策定すること等を内容とする「大臣共同声明」が採択された。
- 主に新興国において、我が国の防災・環境技術やインフラ整備技術等を活かして気候変動問題や国際的な大規模災害等の様々な課題の解決を図ることを通じて持続可能な経済発展を支援するため、インフラ整備に関する技術移転・プロジェクト支援、国際会合等を通じた政策対話の推進や、多国間の枠組み等とも連携した調査・研究等の国際協力を実施した。

予算額 約12億円（平成25年度）

約12億円（平成26年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクト件数は、平成25年度は前年度に比べて減少したものの、平成26年度では増加し、目標達成した。

（事務事業等の実施状況）

国際協力・連携の実施にあたり、APEC交通大臣会合（平成25年9月、東京）や日ASEAN交通大臣会合（平成26年11月、ミャンマ）等の多国間会議、日インドネシア交通次官級会合（平成25年10月、札幌）や日ベトナム交通次官級会合（平成27年1月、東京）等の二国間の会議を積極的に開催した。また、平成25年9月に南アフリカ、平成27年2月にミャンマーとそれぞれ防災協働対話に関するワークショップを開催するなど、会議・セミナー・研修等を継続的に開催することにより各国との連携を強化している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクト件数は、平成26年度に目標値を達成したことから、Aと評価した。
- ・インフラシステム海外展開の推進を検証・分析する指標として①案件発掘・形成調査の件数、②我が国インフラ企業が海外入札に至った件数、③我が国企業の海外インフラ受注額を今後用いる新たな業績指標とする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

- 平成26年10月に設立した、我が国企業の交通事業・都市開発事業の海外市場への参入促進を図るため、需要リスクに対応し「出資」と「事業参画」を一体的に行う（株）海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）を活用したプロジェクト支援の実施を目指す。

（平成28年度以降）

検討中

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局国際政策課（課長 大高 豪太）

総合政策局海外プロジェクト推進課（課長 平井 節生）

業績指標 165

官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合（耐震対策）

評価

B	目標値：95%（平成28年度） 実績値：88%（平成25年度） 89%（平成26年度） 初期値：83%（平成23年度）
---	--

（指標の定義）

国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合（面積率）。

〈分母〉国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等
 〈分子〉官庁施設の耐震性の基準を満足する施設

（目標設定の考え方・根拠）

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、目標値を設定している。

（外部要因）

社会的要請に伴う要求性能の変化、入居官署の統廃合

（他の関係主体）

関係省庁

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

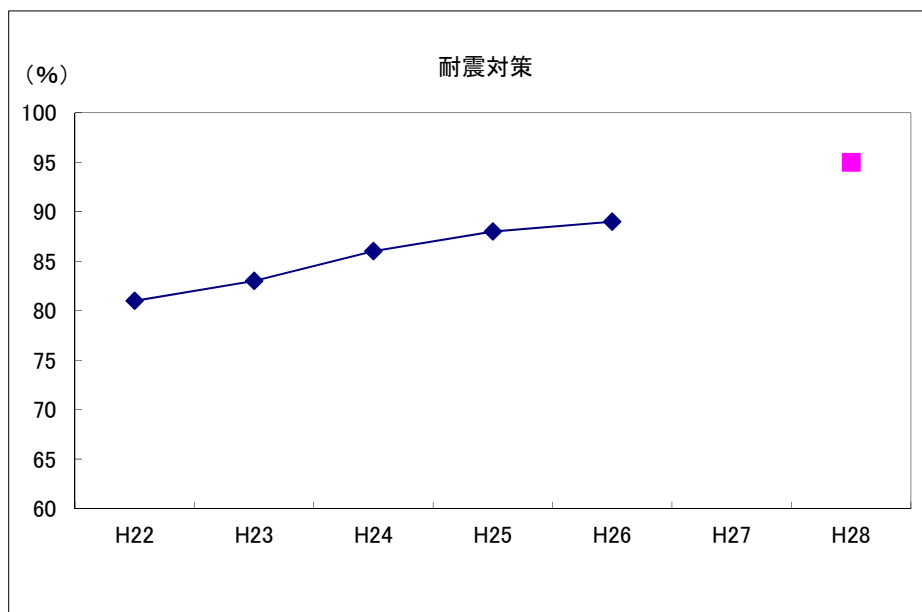
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H22	H23	H24	H25	H26	
81%	83%	86%	88%	89%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

防災拠点となる官庁施設の整備の推進

大規模地震発生時に、官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保した防災拠点となる官庁施設の整備を推進する。

官庁営繕費 246億円の内数（平成25年度）

232億円の内数（平成26年度）

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成26年度の実績値は89%まで増加しており、おおむね目標に近い実績を示している。

（事務事業の実施状況）

平成26年度予算において、耐震性能が不足している災害応急対策活動に必要な合同庁舎等の耐震改修を実施するなど、防災拠点となる官庁施設の耐震化を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

おおむね目標に近い実績を示しているが、このままの伸びでは平成28年度の目標達成は困難であり、Bと評価した。

耐震対策を実施するにあたって、執務の継続性と安全性確保のための技術的検討内容の増加による事前の調整期間の長期化、工事の困難さから工事期間の長期化がみられ、効果の発現までに時間を要することとなり、事業期間が長期化している状況を踏まえた次期目標を設定することとする。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

引き続き重点的に実施していく。

（平成28年度以降）

なし。

担当課等（担当課長名等）

担当課：官庁営繕部計画課（課長 住田 浩典）

業績指標 166

保全状態の良好な官庁施設の割合等（①保全状態の良好な官庁施設の割合、②官庁営繕関係基準類等の策定事項数）

評価

① A	目標値：60%（平成28年度） 実績値：58.0%（平成25年度） 60.3%（平成26年度） 初期値：48%（平成23年度）
② A	目標値：50事項（平成28年度） 実績値：44事項（平成25年度） 46事項（平成26年度） 初期値：25事項（平成23年度）

（指標の定義）

- ①国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、毎年度、官庁施設の保全状況を調査している。この調査は、①保全の体制・計画、②点検等の実施状況、③施設の状況の3項目からなる。また、調査の結果と保全指導の効果を図る指標として、それぞれの項目について100点を満点とする評点を作成している。これらの評点の平均が80点以上の施設を「良好な施設」とし、官庁施設（保全実態調査を実施した施設のうち、宿舎を除く約6,200施設）に対するこの保全状態の良好な施設の割合（施設数）を環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進するための指標とする。
- <分母>官庁施設（保全実態調査を実施した施設のうち、宿舎を除く約6,200施設）
 <分子>「保全状態の良好な施設」
- ②「官公庁施設の建設等に関する法律」に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数。

（目標設定の考え方・根拠）

- ①評点の平均点が80点以上の場合とは、良好に保全された状態であり、すべての施設において80点以上を目標とする必要がある。また、長期的には100%を目指すのが、当面の目標として目標値を設定している。
- ②「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」（平成18年7月20日社会資本整備審議会建築分科会）の建議において当面実施すべき施策とされた項目、社会経済情勢の変化等について、基準類等の策定や既存基準類等の改定に際し事項の追加等を行う必要があり、下記の項目について平成28年度までに現段階で予定している基準等の策定事項数50事項を目標値とした。（□：建議等の施策、☆：策定予定項目）
- ファシリティマネジメントの実施
 - ☆施設整備計画の策定に関する項目
 - ☆保全の適正化手法に関する項目
 - 計画・実施の各段階における社会的な要請への的確な対応
 - ☆環境負荷低減対策の推進・強化に関する項目
 - ☆耐震安全性の向上に関する項目
 - ☆ユニバーサルデザインに関する項目
 - ☆まちづくり、地域との連携に関する項目
 - その他
 - ☆社会経済情勢の変化等への対応に関する項目

（外部要因）

- ①点検に関わる法令の改正、利用者数の増減、天災
 ②社会経済情勢の変化等

（他の関係主体）

- ①各省各庁

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

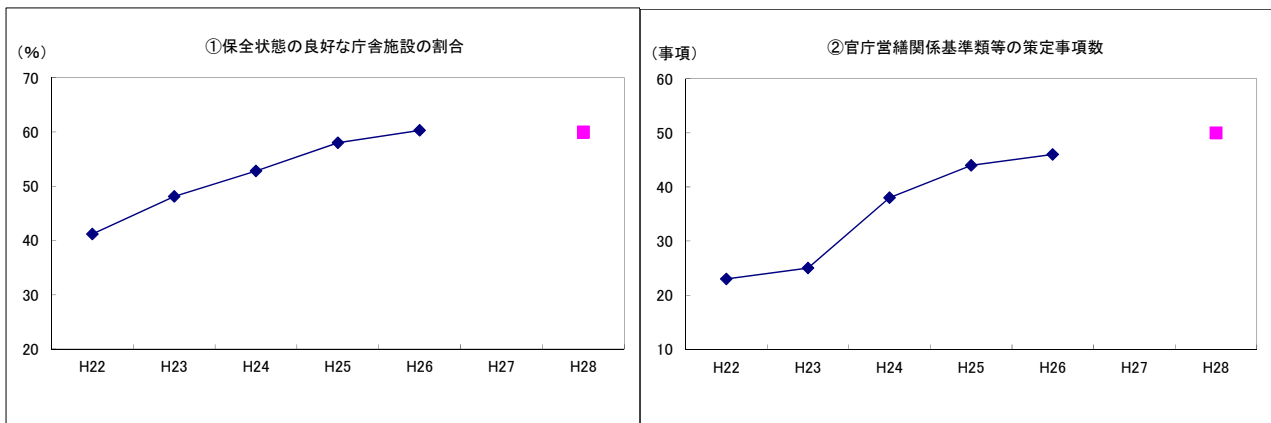
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
① 41.2%	① 48.1%	① 52.8%	① 58.0%	① 60.3 %	
② 23 事項	② 25 事項	② 38 事項	② 44 事項	② 46 事項	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①全国各地で国家機関の建築物の施設管理者を対象とした、官庁施設保全連絡会議を開催したほか、保全状況の悪い施設に対して保全状況の改善に向けた保全の実地指導を行っている。
- ②官庁営繕関係基準類等の策定
官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等の策定を推進する。
官庁施設保全等推進費 1. 1億円の内数 (平成25年度)
1. 0億円の内数 (平成26年度)

関連する事務事業の概要

- ①保全業務を効率的に行えるよう支援するための情報システムとして、保全業務支援システム(BIMMS-N)(※1)の運用を平成17年度より開始している。
- (※1) インターネットを通じて、各省各庁の所有する施設の保全に関する情報を蓄積・分析するシステムで、施設の運用にかかる業務を支援するシステム。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- (指標の動向)
- ①平成26年度の実績値は60.3%まで増加しており、目標達成に向けて順調に推移している。
 - ②平成26年度の実績値は策定事項数46事項まで増加しており、目標達成に向けて順調に推移している。
- (事務事業の実施状況)
- ① 平成26年度に開催した官庁施設保全連絡会議は、全国で60を数え、延べ1,600を超える機関から、2,100人を超える人員の参加を得ている。
 - ②平成26年度においては、新営予算単価等を制定した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ①業績指標は、「保全状態の良好な施設の割合」であるが、保全状態は改善傾向にあり、実績値が60.3%であり、昨年度より2.3ポイント上昇し、平成28年度の目標達成に向けた成果を示していることから、Aと評価した。今後も引き続き推進を図る。
- ②業績指標は、官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数であり、平成26年度における実績値が46事項となり、平成28年度の目標達成に向けた成果を示していることから、Aと評価した。今後、当面実施すべき施策等について、必要となる官庁営繕関係基準類等の策定の更なる推進を図る。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

- (平成27年度)
なし。
- (平成28年度以降)
なし。

担当課等(担当課長名等)

担当課：官庁営繕部計画課(課長 住田 浩典)
関係課：官庁営繕部計画課保全指導室(室長 植木 暁司)